

平成22年  
2 月 宮崎県定例県議会会議録

平成22年 2 月 18日 開会

平成22年 3 月 17日 閉会

## 平成22年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 2月18日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議長の報告（議員の委員会委員辞任許可等）	5
1. 議案第1号から第62号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 凶師博規議員に対する辞職勧告決議の動議	12
1. 議員発議案第1号追加上程	12
1. 議員発議案第1号提案理由説明	12
蓬原正三議員	12
1. 議員発議案第1号採決	13

### 自2月19日（金曜日）

### 至2月23日（火曜日） 休 会

### 2月24日（水曜日）

1. 出席議員	17
1. 地方自治法第121条による出席者	17
1. 議案第63号追加上程	18
1. 知事提案理由説明	18
1. 代表質問	18
<b>蓬原正三議員質問（自由民主党）</b>	18

- ・知事の政治姿勢について
- ・地方分権の推進について
- ・景気・雇用対策について
- ・低炭素社会の実現について
- ・平成22年度当初予算について
- ・組織改正について
- ・地域医療対策について
- ・エコクリーンプラザみやざきについて

- ・新たな産業の展開について
- ・農林水産省の公共予算減額に伴う本県への影響について
- ・少人数学級の推進について
- ・宮崎フリーウェイ工業団地について
- ・県土整備部の平成22年度当初予算について
- ・入札・契約制度について

**押川修一郎議員質問（自由民主党）** ----- 46

- ・知事の政治姿勢について
- ・中山間地域振興対策について
- ・災害対策について
- ・福祉行政について
- ・林業の振興について
- ・観光振興の推進について
- ・農業・水産業の振興について
- ・県土の整備について
- ・県立病院の経営のあり方等について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

**2月25日（木曜日）**

1. 出席議員 ----- 77
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 77
1. 代表質問 ----- 78

**満行潤一議員質問（社会民主党宮崎県議団）** ----- 78

- ・知事の政治姿勢について
- ・陸・海・空交通ネットワークの整備について
- ・商工観光労働対策について
- ・保健医療福祉の充実について
- ・教育の充実について
- ・警察行政について
- ・人事について

**新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団）** ----- 102

- ・知事の政治姿勢について
- ・平成22年度予算案等について
- ・環境問題について
- ・高齢者対策について

- ・ 国民読書年について
- ・ 教育問題について

**権藤梅義議員質問（民主党宮崎県議団）** ----- 119

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 国の予算内容と問題点について
- ・ 県の新年度予算について
- ・ 介護職交付金の申請について
- ・ 終末期医療対策について
- ・ オーシャンドームの利活用について
- ・ 教員の精神疾患について
- ・ 台湾便の再開について
- ・ 自殺対策について（要望）

**2月26日（金曜日）**

- |                     |       |     |
|---------------------|-------|-----|
| 1. 出席議員             | ----- | 139 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | ----- | 139 |
| 1. 代表質問             | ----- | 140 |

**水間篤典議員質問（自由民主党県民の会）** ----- 140

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 財政の見通しについて
- ・ 子育て支援対策について
- ・ 経済雇用対策について
- ・ 観光行政について
- ・ 地域医療再生事業について
- ・ 建設行政について
- ・ 戸別所得補償制度について
- ・ 県立病院事業について
- ・ 新エネルギーへの取り組みについて
- ・ 教育行政について
- ・ 警察行政について

**武井俊輔議員質問（愛みやざき）** ----- 158

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 新公社等改革指針について
- ・ 教育委員会及び教育委員のあり方について
- ・ 2010年度当初予算について
- ・ 準公金の取り扱いについて

- ・ 合併に対する今後の指針について
- ・ 国際線の活用について
- ・ 鳥獣被害対策プロジェクトについて
- ・ みやざき森づくりコミッションについて
- ・ オーシャンドームの今後のあり方について
- ・ フリーウェイ工業団地について
- ・ 入札改革について
- ・ 県有地の神社等への土地提供について
- ・ 学校支援地域本部事業について
- ・ 県立高校についての課題について

自 2 月 27 日（土曜日）

至 2 月 28 日（日曜日） 休 会

3 月 1 日（月曜日）

1. 出席議員	-----	185
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	185
1. 一般質問	-----	186
<b>徳重忠夫議員質問</b>	-----	186
・ 知事の政治姿勢について		
・ 県有財産の活用について		
・ 「いきいき集落」活性化推進事業について		
・ 外国人雇用について		
・ 県の試験研究機関について		
・ 農業問題について		
・ 都城市のサブシティ構想について		
・ 都城志布志道路について		
<b>河野安幸議員質問</b>	-----	197
・ 知事のマニフェスト達成状況について		
・ 教育問題について		
・ 小中学校の2学期制導入について		
・ 農商工連携及び第6次産業について		
・ 林業の振興について		
<b>田口雄二議員質問</b>	-----	205
・ 知事の政治姿勢について		
・ 医療福祉行政について		
・ 教育行政について		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産行政について</li> <li>・ 警察行政について</li> </ul>	
<b>中野廣明議員質問</b> -----	217
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の新年度予算関連について</li> <li>・ 本県の景気・雇用対策について</li> <li>・ 土地の有効利用について</li> <li>・ 知事マニフェスト評価方法について</li> <li>・ 本県の山岳救助について</li> </ul>	
<b>高橋 透議員質問</b> -----	227
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 地域医療対策について</li> <li>・ 雇用対策について</li> <li>・ 農林水産業の振興について</li> <li>・ 教育問題について</li> </ul>	
<b>3月2日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	245
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	245
1. 一般質問 -----	246
<b>長友安弘議員質問</b> -----	246
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政問題について</li> <li>・ 新たな総合長期計画について</li> <li>・ 少子・高齢化対策について</li> <li>・ ソーラーフロンティア構想について</li> <li>・ 東アジア戦略について</li> <li>・ 農業の振興策について</li> <li>・ インフラ整備について</li> <li>・ 人材育成について</li> <li>・ 高齢化社会の治安対策について</li> </ul>	
<b>外山 衛議員質問</b> -----	260
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 水産業の振興について</li> <li>・ 林業・木材業の振興について</li> <li>・ 農道整備事業について</li> <li>・ 東九州自動車道について</li> <li>・ 国道220号について</li> </ul>	

・ 観光産業の動向調査について	
・ 子供の人間力を高める教育について	
<b>横田照夫議員質問</b> -----	272
・ 心豊かに暮らすために	
・ 農業問題について	
・ 地域医療について	
・ 山林政策について	
・ 内水面振興センターについて	
<b>坂口博美議員質問</b> -----	284
・ 知事の政治姿勢について	
・ 入札・契約制度について	
<b>3月3日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	299
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	299
1. 一般質問 -----	300
<b>宮原義久議員質問</b> -----	300
・ 知事の政治姿勢について	
・ 観光問題について	
・ 景気・雇用対策について	
・ 医療問題について	
・ 市町村合併について	
・ 危機管理（山岳事故対策）について	
<b>太田清海議員質問</b> -----	314
・ 知事の政治姿勢及び地方分権の認識について	
・ 嘱託職員の雇用について	
・ 県立病院経営形態と地域医療の整備について	
・ 医師修学資金貸与事業について	
・ 重症心身障がい児（者）の入所施設整備について	
・ 介護職員の報酬について	
・ 広葉樹造林等推進事業について	
・ 延岡総合特別支援学校（仮称）設置事業について	
・ 中学校1年生少人数学級推進事業について（要望）	
<b>黒木覚市議員質問</b> -----	326
・ 知事の政治姿勢について	
・ 教育行政について	

・ 県有財産の管理について	
・ 細島港の整備について	
・ 一般行政について	
<b>西村 賢議員質問</b> -----	337
・ 知事の政治姿勢について	
・ 観光振興について	
・ 県の I T 活用について	
・ 少子・高齢化対策について	
・ ペット等に関する問題について	
1. 議案に対する質疑 -----	348
前屋敷恵美議員 -----	348
1. 議案第63号採決 -----	352
1. 議案第 1 号から第62号まで及び請願委員会付託 -----	352
<b>自 3 月 4 日 (木曜日) 常任委員会 (補正)</b>	
<b>至 3 月 5 日 (金曜日)</b>	
<b>自 3 月 6 日 (土曜日)</b>	
<b>至 3 月 7 日 (日曜日) 休 会</b>	
<b>3 月 8 日 (月曜日)</b>	
1. 出席議員 -----	355
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	355
1. 常任委員長審査結果報告 (議案第35号から第62号まで) -----	356
高橋総務政策常任委員長 -----	356
長友厚生常任委員長 -----	358
宮原商工建設常任委員長 -----	359
外山 衛環境農林水産常任委員長 -----	360
横田文教警察企業常任委員長 -----	361
1. 討 論 -----	362
前屋敷議員 (議案第62号に反対、議案第35号に賛成) -----	362
1. 議案第62号採決 -----	363
1. 議案第35号から第61号まで採決 -----	363
1. 議員発議案送付の通知 -----	363
1. 議員発議案第 2 号及び第 3 号追加上程 -----	364
1. 議案発議案第 2 号及び第 3 号採決 -----	364
<b>自 3 月 9 日 (火曜日) 常任委員会</b>	
<b>至 3 月12日 (金曜日) 常任委員会 (当初)</b>	



自 3 月 13 日 (土曜日)	
至 3 月 14 日 (日曜日)	休 会
3 月 15 日 (月曜日)	特別委員会
3 月 16 日 (火曜日)	休 会
3 月 17 日 (水曜日)	
1. 出席議員	367
1. 地方自治法第121条による出席者	367
1. 常任委員長審査結果報告 (議案第 1 号から第34号まで並びに請願)	368
高橋総務政策常任委員長	368
長友厚生常任委員長	371
宮原商工建設常任委員長	373
外山 衛環境農林水産常任委員長	375
横田文教警察企業常任委員長	377
1. 討 論	379
前屋敷議員 (議案第 1 号、第20号、第21号及び第30号から第32号に反対)	379
1. 議案第 1 号、第20号、第21号及び第30号から第32号まで採決	381
1. 議案第 2 号から第19号まで、第22号から第29号まで、第33号及び第34号採決	382
1. 請願第30— 1 号、第30— 2 号及び第32号採決	382
1. 請願第29号採決	382
1. 請願第5号、第11号及び第34号から第36号まで採決	382
1. 請願第19号、第20号及び第33号採決	382
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	382
1. 特別委員長調査結果報告	383
丸山行財政改革特別委員長	383
田口少子化・子育て支援対策特別委員長	386
満行景気・雇用対策特別委員長	389
1. 議員発議案送付の通知	392
1. 議員発議案第 4 号から第18号まで追加上程	394
1. 討 論	394
前屋敷議員 (議員発議案第 5 号に賛成)	394
1. 議員発議案第 4 号から第 8 号まで採決	395
1. 議員発議案第 9 号提案理由説明	395
丸山行財政改革特別委員長	395
1. 議員発議案第 9 号採決	396

1. 議員発議案第10号から第15号まで提案理由説明	396
押川議員	396
1. 議員発議案第16号提案理由説明	398
高橋議員	398
1. 議員発議案第17号提案理由説明	399
新見議員	399
1. 議員発議案第18号提案理由説明	399
西村議員	399
1. 質　　疑	400
鳥飼議員（議員発議案第10号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に 反対する意見書」について）	400
満行議員（議員発議案第11号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見 書」、議員発議案第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める 意見書」について）	404
太田議員（議員発議案第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める 意見書」について）	407
高橋議員（議員発議案第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」 について）	408
1. 討　　論	410
鳥飼議員（議員発議案第10号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に 反対する意見書」に反対）	410
河野安幸議員（議員発議案第10号に賛成）	412
新見議員（議員発議案第10号に反対）	412
前屋敷議員（議員発議案第10号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に 反対する意見書」、第11号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対 する意見書」、第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める 意見書」、第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」に 反対）	414
満行議員（議員発議案第11号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見 書」に反対、第16号「女性差別となる法律の修正・廃止を求める 意見書」に賛成）	416
松村議員（議員発議案第11号に賛成、第16号に反対）	418
武井議員（議員発議案第12号「政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的 責任の明確化を求める意見書」に反対）	418
山下議員（議員発議案第12号に賛成）	419

太田議員（議員発議案第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める 意見書」に反対） -----	420
外山 衛議員（議員発議案第13号に賛成） -----	421
高橋議員（議員発議案第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」に 反対） -----	422
横田議員（議員発議案第14号に賛成） -----	424
田口議員（議員発議案第15号「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障す ることを求める意見書」に反対） -----	425
宮原議員（議員発議案第15号に賛成） -----	427
1. 議員発議案第10号採決 -----	427
1. 議員発議案第11号採決 -----	427
1. 議員発議案第12号採決 -----	427
1. 議員発議案第13号採決 -----	428
1. 議員発議案第14号採決 -----	428
1. 議員発議案第15号採決 -----	428
1. 議員発議案第16号採決 -----	428
1. 議員発議案第17号採決 -----	428
1. 議員発議案第18号採決 -----	428
1. 閉 会 -----	428
<hr/>	
1. 資 料 -----	429
平成22年 2 月定例県議会日程 -----	431
議案送付文書 -----	432
代表質問時間割 -----	435
一般質問時間割 -----	436
議案委員会審査結果表（平成21年度補正予算関係） -----	437
議案・請願委員会審査結果表（平成22年度当初予算関係） -----	439
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	442
1. 議案議決件名一覧表 -----	443
1. 議員発議条例、意見書、決議文 -----	449
凶師博規議員に対する辞職勧告決議 -----	451
県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区におい て選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例 -----	452
県議会議員の選挙区の特例に関する条例 -----	454

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書 -----	455
生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書 -----	456
水産業振興施策の充実を求める意見書 -----	457
一括交付金制度化の充実した検討を求める意見書 -----	458
障害者自立支援法の早期改善を求める意見書 -----	459
宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 -----	460
永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書 -----	462
選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書 -----	463
政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的責任の明確化を求める意見書 ---	464
改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書 -----	465
教員免許更新制の存続を求める意見書 -----	466
国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書 -----	467
政治資金規正法の制裁強化を求める意見書 -----	468
1. 請願一覧表 -----	469
1. 議事経過 -----	485

2月18日（木）

# 平成 22 年 2 月 18 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (41 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (日 日 新)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 ( 同 )
- 10 番 黒木正一 ( 同 )
- 11 番 松村悟郎 ( 同 )
- 12 番 中村幸一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 ( 同 )
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 ( 同 )
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 ( 同 )
- 22 番 外山衛 ( 同 )
- 23 番 宮原義久 ( 同 )
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 ( 同 )
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 ( 同 )
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 ( 同 )
- 34 番 丸山裕次郎 ( 同 )
- 35 番 黒木覚市 ( 同 )
- 36 番 中野一則 ( 同 )
- 38 番 萩原耕三 ( 同 )
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 ( 同 )
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 ( 同 )
- 49 番 押川修一郎 ( 同 )
- 50 番 緒嶋雅晃 ( 同 )
- 51 番 米良政美 ( 同 )
- 52 番 外山三博 ( 同 )

- 53 番 福田作弥 (自由民主党)
- 欠席議員 (1 名)
- 16 番 外山良治 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事             | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   |  |
| 県 民 政 策 部 長     | 高 山 幹 男   |  |
| 総 務 部 長         | 山 下 健 次   |  |
| 福 祉 保 健 部 長     | 高 橋 博 明   |  |
| 環 境 森 林 部 長     | 吉 瀬 和 明   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一   |  |
| 農 政 水 産 部 長     | 伊 藤 孝 利   |  |
| 県 土 整 備 部 長     | 山 田 康 夫   |  |
| 会 計 管 理 者       | 長 友 秀 隆   |  |
| 企 業 局 長         | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 財 政 課 長         | 西 野 博 之 子 |  |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   |  |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人   |  |
| 公 安 委 員 長       | 野 中 玄 雄   |  |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   |  |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   |  |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   |  |

事務局職員出席者

- |             |         |  |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一 |  |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治 |  |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 |  |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 章 |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二 |  |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一 |  |

---

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成22年 2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、緒嶋雅晃議員、水間篤典議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

去る2月10日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年 2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計62件であります。その内訳は、当初予算案18件、補正予算案11件、条例22件、予算・条例以外11件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月17日までの28日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月24日から3日間の日程で代表質問、3月1日から3日間の日程で一般質

問を行います。代表質問については、質問人数を7名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、社会民主党55分以内、公明党45分以内、民主党45分以内、自由民主党県民の会45分以内、愛みやざき45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を13名以内とし、質問順序は23日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定をいたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月4日、5日の2日間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正予算及び補正関連議案を審査の上、3月8日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告を願います。その後、3月9日から12日までの間で、同じく委員会において、当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日に議案・請願の審査結果報告を願います。また、同じく最終日には、今年度設置しております3特別委員会の調査結果報告を願います。

なお、議員から提案される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月17日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議長の報告（議員の委員会委員辞任許可等）

○中村幸一議長 ここで、御報告を申し上げます。

まず、去る12月28日、函師博規議員より議会運営委員会委員の辞任願いが提出され、委員会条例第13条第1項ただし書きの規定により、同日、議長において、これを許可いたしました。

また、同じく12月28日、委員会条例第6条第1項ただし書きの規定により、議長において、武井俊輔議員を議会運営委員会委員に選任をいたしました。

さらに、1月28日に開われました少子化・子育て支援対策特別委員会で、田口雄二議員が委員長に、太田清海議員が副委員長に互選をされました。

以上、御報告を申し上げます。

---

◎ 議案第1号から第62号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第62号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成22年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営について、私の所信の一端を申し述べますとともに、平成22年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

21世紀に入り、早くも10年目となる2010年を迎えました。ことしは、私にとりまして、知事1期目の仕上げの年となります。

振り返りますと、3年前、県民の皆様の幸せと郷土のさらなる発展のために、「宮崎をどげんかせんといかん」という強い思いから、そして宮崎の本当のすばらしさを全国に伝え、宮崎県民の誇りを取り戻したい、それが私の使命であるという信念のもと、知事選に立候補し、第52代宮崎県知事として県政を担当させていただくこととなりました。

以来、県民の皆様とのお約束であります「マニフェスト」の達成に向け、一日一日を粉骨砕身、全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでまいりました。

この間、県政刷新に向けた改革を初め、「ピンチをチャンスに変える」という発想で取り組んだみやざき地頭鶏等のトップセールスや、「無から有を生む」という視点で始めた県庁ツアーなどによりまして、いわば県政のマイナス面を着実にプラスへと転じさせるとともに、宮崎牛やマンゴーなどすぐれた県産品の全国ブランドとしての定着や低迷していた観光客数を回復基調に転じさせるなど、宮崎県の知名度を飛躍的に高め、本県のイメージを大きく向上・改善させることができたものと考えております。



これも、県議会や県民の皆様を初め、多くの方々の温かい御理解と御支援のたまものと、改めて心より感謝を申し上げます。

さて、国においては、民主党を中心とした新しい政権が昨年9月に誕生し、新たな政策展開が本格的に進行しつつあります。

特に、新政権が進めようとされている「地域主権」改革については、私もこれまで地方分権の推進を強く訴えてきた立場から、大いに期待し、注視しているところであります。

新政権は、国と地方のあり方について、「中央集権から地域主権への転換を図る」との方針を掲げ、具体的には、「国と地方の協議の場」の法制化や、中央政府の権限や財源の地方への大胆な移譲などを示されており、地域主権戦略会議で示された工程表では、ことしの夏にも「ひもつき補助金」の一括交付金化や国の出先機関の改革などを盛り込んだ「地域主権戦略大綱」を策定することとされております。

私は、今後とも、宮崎県知事として、地方が真に自立した存在となるため、地方による自己決定と自己責任の仕組みの確立に向け、地方の声を積極的に発信してまいりたいと考えております。

また、本県につきましては、大変厳しい経済・雇用情勢が長期化し、なかなか明るい兆しが見えてこないことから、県民の皆様にとりまして、将来への展望を持ちがたい状況が続いております。

私といたしましては、何としましてもこの困難な状況を克服し、光り輝く宮崎の未来を築いていきたい、その方向性を見出していきたいと強く考えているところであります。

そのためには、本県の高い潜在能力を引き出し、最大限に活用するとともに、県民総力戦

で、県内各市町村を初め県民の皆様の英知を集集し、各産業分野における雇用・就業支援対策や新たな事業の創出に向け、果敢に取り組んでいく必要があるものと考えております。

これまでの3年間の経験を踏まえ、県民の皆様が夢と希望を持てる「新しい宮崎の創造」を目指し、引き続き、皆様の先頭に立ち、刻苦精励の姿勢で取り組んでまいります。

県議会を初め県民の皆様におかれましては、どうか御理解と御協力を賜われますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

次に、国際定期便について御報告いたします。

宮崎空港発着の国際定期便であります宮崎—台北線につきましては、昨年10月1日から運休となっておりましたが、去る1月21日から、エバー航空にかわりチャイナエアラインが就航いたしました。

運休からわずか3カ月半という短期間で新たな航空会社が就航できたという事例は、台湾では初めてのこととお聞きしているところであります。これもひとえに、県議会を初め関係団体や県民の皆様の積極的な御支援とこれまでの取り組みのたまものと、深く感謝を申し上げます。

今回のチャイナエアラインの就航に当たり、私も、中村議長を初めとする県議会や関係団体の皆様と一緒に、就航のお礼を申し上げるため台湾を訪問いたしまして、本県との一層の交流拡大や宮崎—台北線の利用促進についてお願いをしてまいったところであります。

宮崎—台北線は、宮崎—ソウル線とともに、本県と東アジアとの経済・交流の拡大を図るための重要な交通基盤でありますので、今後より一層、国際定期便の利用促進が図られますよ

う、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、平成22年度の予算編成について御説明申し上げます。

平成22年度予算につきましては、「財政改革の着実な実行」「重点施策の推進」及び「役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行」の3つの柱を基本方針として編成を行ったところであります。

具体的には、まず、拡大傾向にある収支不足の積極的な圧縮を図り、基金の取り崩しに頼らない持続性のある財政構造へ転換していくことが喫緊の課題でありますので、「行財政改革大綱2007」に掲げた財政改革プログラムの着実な実行を図ることを最重要事項として取り組むことといたしました。

そのような中で、本県が抱える課題の解決に向け、平成22年度重点施策に掲げております、「緊急的な課題への対応」として「雇用の確保と就業支援」「地域医療の再生」及び「中山間地域の活性化」の3項目、「将来的な課題への対応」として「新たな産業の展開」「子育て支援と人材の育成」及び「低炭素社会の実現」の3項目、計6つの項目について、重点的な措置を講ずることとしたところであります。

また、すべての事業について、県内各市町村や県民等との役割分担や連携・協働を図ることにより、地方分権・地域主権が実現に向けて動き出す中で、自立した地域づくりに向けた取り組みを着実に進めることといたしました。

以上の3つの基本方針に基づきまして、平成22年度予算を「ひかり輝く宮崎の未来へ～県民総力結集予算」と位置づけ、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民の皆様が将来への夢や希望を持てるよう、また、自主自立の地域

づくりを進めるため、選択と集中の理念のもと、重要施策に積極的に取り組むこととしたところであります。

この結果、平成22年度の当初予算案は、一般会計5,772億6,600万円、特別会計56億6,528万6,000円、公営企業会計387億314万6,000円となり、一般会計につきましては、前年度の当初予算額と比較して2.6%の増となったところであります。

なお、一般会計への歳入財源といたしましては、県税779億8,000万円、地方交付税1,747億5,600万円、国庫支出金834億7,200万4,000円、県債947億800万円、その他1,463億4,999万6,000円を充当することといたしております。

次に、平成22年度重点施策の概要及び主な新規・重点事業について御説明申し上げます。

まず、平成22年度の重点施策の概要についてであります。少子高齢化や人口減少の進行、世界的な経済危機など、本県を取り巻く厳しい情勢に的確に対応していくとともに、これまで以上のスピードで進むことが見込まれる地方分権の流れの中、自己決定・自己責任による自立した行財政運営の確立に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため、平成22年度は、県内経済の回復や雇用対策など緊急的な課題に的確に対応するとともに、本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題についても積極的な対応に努めてまいりたいと考えております。

まず、「緊急的な課題への対応」についてであります。1点目は、「雇用の確保と就業支援」であります。

全国的な景気低迷の中、本県の雇用情勢は有効求人倍率が全国平均を大きく下回るなど非常に厳しい状況にありますので、1次、2次、3

次の各産業全般にわたり、働く場の確保や就業支援の対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

特に、大変厳しい状況にある若年者等の雇用対策につきましては、国の試行雇用や職業訓練の制度と連動した就労支援や新たな雇用創出に積極的に取り組むとともに、県内各地域の実情に即した雇用対策の強化や県内外での就職説明会の開催、個別相談等によりまして、若年者等の雇用の確保を図ってまいります。

2点目は、「地域医療の再生」であります。

地域医療の確保につきましては、これまでも重点施策に掲げ、さまざまな対策を講じてきているところでありますが、地域によっては医師不足の状況がますます深刻化してきており、僻地医療や救急医療の確保等に深刻な影響が生じてきております。

このため、今年度、国において採択された「地域医療再生計画」に基づき、本県の地域医療を担う医師の養成・確保を図るため宮崎大学医学部に設置されます寄附講座への支援を行うとともに、医師修学資金貸与枠の拡大やドクターヘリの導入に向けた体制の整備、救命救急体制の強化など、地域医療対策のさらなる充実・強化に向け、各種施策を積極的に講じてまいります。

3点目は、「中山間地域の活性化」であります。

中山間地域は、人口の減少や高齢化の進展等により、地域の機能が著しく低下し、地域によっては維持・存続が危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題を抱えているところであります。

このため、住民主体で元気な集落づくりに取り組む「いきいき集落」のさらなる活力強化を

図るとともに、地域資源などを活用して新たな雇用を生み出す新産業を創出することにより、雇用の場の確保や地域経済の安定化を図ってまいります。

また、中山間地域を中心に、後継者や担い手を必要としておられる農林漁業者や伝統工芸品の製作者等と本県への移住に関心のある方々とのマッチング等を行うとともに、本県への移住・定住の促進・支援に取り組んでまいります。

さらに、農林業において深刻な問題となっている鳥獣被害の確実な防止を図るためには、地域住民や行政等が一体となった取り組みを進める必要があります。そのため、県庁内に副知事をチーム長とする部横断的な「鳥獣被害対策特命チーム」を設置し、鳥獣被害対策のスペシャリストの招聘や地域指導者の育成、被害防止技術の開発、地域における被害防止対策の導入支援などに取り組み、地域を挙げて鳥獣被害対策を推進する体制の確立を図ってまいります。

次に、「将来的な課題への対応」についてであります。1点目は、「新たな産業の展開」であります。

本格的な人口減少社会を迎える中、地域活力の維持・向上を図るためには、新たな産業の創出を初め、安定的な雇用・就業の場を確保していくことが不可欠であります。

このため、農商工連携や産学官連携など、本県の特性や強みを生かした新たな産業の展開に向けた礎づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

まず、商工業関係では、市場ニーズに対応した新たな商品開発や市場開拓、食品産業を担う人材育成など、県内の食品加工業関係者に対する支援を総合的に行うことにより、本県農産物等の高付加価値化を進め、本県の食品産業の高

度化や新たな事業の創出を図ってまいります。

また、昨年、昭和シェルソーラー社の第3工場の誘致が決まった太陽電池関連産業では、関係する産学官の参加により昨年設立いたしました太陽電池関連産業振興協議会を中心に、地場企業の新規参入や研究開発、人材育成などの促進に取り組んでまいります。

このほか、本県北部から大分県南部にかけては、血液浄化・血管医療分野の企業が集積していることから、それらを核として、両県の産学官が連携して東九州地域の特徴を生かした構想を策定し、医療関連産業のさらなる集積に取り組んでまいります。

林業関係では、今後増加してまいります杉等の県産大径材を有効に活用するため、木材業界と住宅業界が連携して行う「大径材を積極的に活用した家づくり」の提案や付加価値の高い製品開発等を支援することにより、県産大径材の需要拡大を図ってまいります。

農業関係では、県内の主要畑作地帯をターゲットとした大型加工処理施設が設置されることを契機として、新たな加工用農産物の産地育成の支援や生産体制の強化に取り組むとともに、安全・安心な加工農産物としてのブランド強化を図ることにより、県産加工農産物の販売を支援し、新たな産地加工事業体の誘致に取り組んでまいります。

また、各産業を支える物流の基盤づくりとして、企業の進出等に伴い、今後、コンテナ取扱量の飛躍的な増加が見込まれます細島港において、効率的で安全な荷役作業を目的として、ガントリークレーンを増設するとともに、コンテナヤードの拡張について取り組んでまいります。

さらに、細島港における船舶の大型化に対応

した大型岸壁の整備について、国に対して強く要望しているところではありますが、岸壁整備に当たって、県独自で、背後の埠頭用地を有効に活用するための測量や水質調査などを実施することといたしております。

2点目は、「子育て支援と人材の育成」であります。

少子化が急速に進む中、出生率の維持・向上を図るため、多様な保育サービスの充実や、地域及び社会全体で子育てを支援する仕組みづくりなどの少子化対策を講じるとともに、学校や地域における教育の充実や地域コミュニティの活性化などを図り、将来の地域を支える人材の育成に取り組んでいく必要があります。

このため、子育て支援として、幼稚園での預かり保育など多様な保育サービスの充実や基金を活用した地域における子育て支援の仕組みづくり、ファミリーサポートセンターの設置促進、さらには乳幼児医療費助成による子育て家庭の負担軽減などにより、地域の子育て支援体制の充実や社会全体で子育てを応援する機運の醸成に取り組んでまいります。

人材育成については、小学校から中学校に進学した際に、不登校生が増加したり学力差が生じたりするなどの課題の改善を図り、中学校3年間の落ち着いた学校生活を送る基礎とするため、県内市町村立中学校の第1学年において35人以下の少人数学級を導入することといたします。

また、県立高校生が将来への夢を描き、目標を持って取り組んでいけるよう、普通科高校におけるキャリア教育の基盤づくりや将来のものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、専門高校生が各種国家資格の取得や検定合格を目指し、より意欲的に学習に取り組める教育環境

の整備を進めてまいります。

3点目は、「低炭素社会の実現」であります。

新政権は、世界的な環境・資源問題に対応するため、温室効果ガスを2020年までに1990年比較で25%削減するとの我が国の目標を示しております。

このような動きを受け、本県におきましては、「みやざきソーラーフロンティア構想」を初めとする環境に優しい新エネルギー等の普及・促進や、二酸化炭素の吸収源としての森林整備対策の推進など、低炭素社会実現のフロントランナーとして、太陽と緑という本県の特徴を最大限に生かした取り組みを積極的に進めていくことといたします。

具体的には、先般、日産自動車と協定締結いたしましたEV（電気自動車）活用連携事業によりまして、本県における電気自動車の普及・啓発を図るとともに、EV（電気自動車）を活用した環境に優しい取り組みに向けての検討を進めてまいります。

また、環境・エネルギー先進県として、本県のイメージアップを図るため、太陽光発電システム世帯普及率全国1位を目指し、住宅用太陽光発電の積極的な普及促進を図るとともに、メガソーラーによる発電事業への支援に取り組んでまいります。

林業関係では、植栽未済地対策や間伐促進などによる森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能の活性化や、木質バイオマス化石燃料のかわりに活用し、二酸化炭素発生を削減する取り組みを進めることとしており、例えば、国で創設された二酸化炭素の削減・吸収量をクレジットとして認証するJ-VER制度を活用いたしまして、森林の機能や木質バイオマスの活用効果

に経済的・社会的価値を与え、クレジット取引を通じて山元へ利益を還元するという新たな取り組みを、県有林等において実施することといたしております。

次に、これまで御説明いたしました重点施策以外で、「新みやざき創造戦略」に係る主な新規・重点事業を御説明申し上げます。

まず、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や地方分権の進展など、さまざまな変化に対応していくため、本県を取り巻く社会情勢を将来にわたって分析し、本県のあるべき姿を明確に描いた上で、その将来像、基本目標の実現に向けた新たな県総合計画の策定に取り組んでまいります。

また、県民が県政推進に参画できる仕組みづくりであります「県民との協働」につきましましては、これまでの取り組みに加えまして、企業などの社会貢献活動に関する情報を収集し、県とこれら企業の要望等を調整する専門員を設置するとともに、企業や社会福祉法人、NPO等のグループから募集する提案公募型事業を展開し、「多様な主体との協働」についても取り組んでまいります。

中小企業対策といたしましては、その活性化と経営の安定に向け、経営環境の厳しい中小零細企業や、県内経済・雇用の回復の牽引役となる農商工連携等による新たな事業に取り組む中小企業を対象に、融資対象や限度額の拡大、保証料補助の拡充等を図り、金融と経営の両面から総合的に支援してまいります。

教育関係では、県立学校の耐震補強の実施や県西・県南地区の総合制専門高校の再編整備、特別支援学校4校における高等部設置のための施設整備などに取り組み、児童・生徒が安全で安心して学べる魅力ある教育環境を確保してま

います。

また、県北地区の特別支援学校3校を統合し、延岡西高等学校跡地に設置する、新たな特別支援学校の建設に着手いたします。

なお、本年8月には、第34回全国高等学校総合文化祭「全国高総文祭りやざき2010」が本県で開催されます。本大会は、芸術文化活動に取り組む高校生の祭典として、8月1日から5日間の日程で開催されますが、出演等はもとより、大会の企画・運営にも高校生が主体的にかかわるもので、約2万人の高校生の参加が見込まれております。高校生と力を合わせて盛大に開催することにより、全国に向けて宮崎の文化やすばらしさを発信できるよう期待しているところであります。

以上、重点施策に基づく柱となる事業やその他新規・重点事業について御説明申し上げましたが、これらの推進に当たりまして、よりスピード感を持って対応するため、必要な組織の改正についても実施することといたしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明申し上げます。

議案第27号「宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」は、漁港におけるプレジャーボートの無秩序な放置係留問題を解決し、漁業と海洋性レクリエーションとの共存等を推進するため、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、次世代育成支援宮崎県行動計画及びひむか青少年プラン21の計画変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時に提案しております平成21年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の平成21年度補正予算（第2号）の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。

補正額は、一般会計減額55億9,025万3,000円、特別会計減額6億3,447万3,000円であります。この結果、平成21年度の一般会計歳入歳出予算規模は、6,291億3,841万6,000円となります。

主なものとしては、国の補正予算（第2号）において創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、県単公共事業に35億4,000万円余、県有施設や設備の改修等に16億4,000万円余を措置することといたしております。

以上、補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、地方譲与税減額26億80万4,000円、地方交付税24億2,502万6,000円、国庫支出金121億2,986万9,000円、繰入金減額68億2,325万円、県債減額63億6,522万4,000円、その他減額43億5,587万円であります。

次に、平成21年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。公共事業等については、国庫補助決定等が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第47号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、産業廃棄物税の導入効果の検証結果等を踏まえ、現行の条例を継続する

こととし、5年後に再度検証を行うための条例改正であります。

議案第55号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」は、県民の要望等にこたえるため、県議会議員の選挙における選挙公報を発行するための条例の制定であります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 辞職勧告決議の動議提出

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、蓬原正三議員外2名から、函師博規議員に対する辞職勧告決議の動議が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立しております。

議案を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成22年 2月18日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 蓬原 正三

野辺 修光

押川修一郎

辞職勧告決議の提出動議について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

函師博規議員に対する辞職勧告決議

---

◎ 議員発議案第1号追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

この際、地方自治法第117条の規定により、函師博規議員は除斥されますので、退席を願います。

〔函師議員退席〕

---

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、議員発議案第1号の提出者に提案理由の説明を求めます。蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表して、「函師博規議員に対する辞職勧告決議案」の提案理由を説明させていただきます。

県内における昨年の交通事故発生件数は、1万1,000件と前年を1,616件も上回り、また、死者、負傷者数も、ともに前年より大幅に増加し、特に死者数は前年に比べ25人増となる73人で、増加率が全国ワースト2位となっております。

このような中、警察本部を中心に、県民が一人丸となって、事故のない社会の実現を目指し、さまざまな交通安全の取り組みが行われていたところではありますが、函師議員は、昨年12月14日、無免許運転などによる道路交通法違反容疑で摘発をされました。

そもそもこの無免許運転は、昨年10月、宮崎市内の一ツ葉有料道路で法定速度を約40キロ上回る速度超過違反を犯し、30日間の運転免許停

止処分を受けたことがきっかけであります。また、それ以前にも道路交通法違反を何度も繰り返していた事実が函師議員御本人の説明によって明らかにされましたが、これは交通違反の常習性が強く、県議会議員としての遵法精神が著しく欠落していると言わざるを得ません。

今回の無免許運転という違法行為は、県民の信託を受けた県議会議員としての自覚に欠ける恥ずべきものであり、県議会の品格をおとしめ、その名誉と権威を傷つけるにとどまらず、県議会に対する県民の信頼を著しく失わせるものであることは明白であります。

「泣いて馬鹿を斬る」のことわざがありますように、これまで一緒に活動してきた同僚議員に、こうした決議を勧告することは大変心苦しく、つらいものがありますが、今ここで一つのけじめをきちんとつけられたほうが、函師議員御本人にとりましても、失うものより得るもののほうが多いと確信をいたしております。

また、これは、この世界に生きる者、我々すべてが己に課すべき厳しさでもあると考えます。

このような理由で、私たちは、函師議員の道義的・政治的責任を問うこととし、ここに辞職勧告を行うものであります。議員各位の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

お諮りいたします。

〔井上、権藤、田口、武井、西村、松田各議員退席〕

○中村幸一議長 本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省

略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

---

### ◎ 議員発議案第1号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は可決されました。

函師博規議員の着席を求めます。

〔函師、井上、権藤、田口、武井、西村、松田各議員着席〕

○中村幸一議長 あすからの日程をお知らせします。

あす19日から23日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時44分散会



2月24日（水）

# 平成 22 年 2 月 24 日 (水曜日)

午前 10 時 10 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |  |
|-------------------|-----------|--|
| 知 事               | 東 国 原 英 夫 |  |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |  |
| 県 民 政 策 部 長       | 高 山 幹 男   |  |
| 総 務 部 長           | 山 下 健 次   |  |
| 福 祉 保 健 部 長       | 高 橋 博 明   |  |
| 環 境 森 林 部 長       | 吉 瀬 和 一   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 渡 邊 亮 一   |  |
| 農 政 水 産 部 長       | 伊 藤 孝 利   |  |
| 県 土 整 備 部 長       | 山 田 康 夫   |  |
| 会 計 管 理 者         | 長 友 秀 隆   |  |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 文   |  |
| 財 政 課 長           | 西 野 博 之   |  |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |  |
| 教 育 長             | 渡 辺 義 人   |  |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |  |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫   |  |

事務局職員出席者

- |             |         |  |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一 |  |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治 |  |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 |  |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 章 |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二 |  |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一 |  |

---

◎ 議案第63号追加上程

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第63号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第63号について御説明申し上げます。

議案第63号は、教育委員会委員水永正憲氏が平成22年2月10日付で辞職されましたので、その後任委員として池上武博氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるといふものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおりに取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許し

ます。まず、自由民主党、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党を代表して代表質問を行います。

まず、質問に入ります前に、1月2日に急逝されました宮崎商工会議所の中島勝美会頭に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、NHKの夜9時からのニュース番組で「無縁社会ニッポン」という特集が、年明けから今月上旬にかけてシリーズで放送されておりました。ごらんになられた方も多いことと思います。無縁社会とは、人々のきずなが永続的に薄れていく社会のことで、孤独死やひきこもり、自殺者の増加など、無縁社会がもたらす暗い影が広くこの時代を覆っている様子が特集で取り上げられておりました。働き盛りの中高年者にひきこもりが起き始めていること、お通夜や告別式を行わない直葬という火葬のみの葬儀が最近ふえていること、結婚式に親族や友人を呼ばず、代理役を業者に頼む若者が出始めていることなど、これまで日本人が大切にしていたえにしやきずなが急速に失われようとしている現実に、ただただ驚きを感じました。

戦後、日本人は、テレビやクーラー、車などが普通にそろったアメリカのテレビドラマのような家庭を目指し、大混乱の中、復興に努め、豊かな社会を実現してまいりました。世界の奇跡とまで呼ばれております。多くの日本人は、豊かになると同時に自由を求め、三世同居が当たり前前の生活から核家族化の道を選び、結果として大家族から解放される自由を選んだわけでありました。子供に部屋が与えられ、だれもが豊かで自由な社会を実感できるようになりました。しかし、これらのことが知らず知らずいつ

の間にか、家族や仲間、地域社会における会話やコミュニケーション、そしてきずなを失わせていったのではないかと思います。永住外国人参政権や夫婦別姓など新たな制度導入に向けた議論が始まっております。確かに時代は大きく変わりつつありますが、一方で、日本人の心を大切にし、県民一人一人が家族や仲間、地域とのつながりを深められるような社会づくりを進めていかなければならないと、改めて実感しているところであります。

それでは、通告に従い順次質問をしてまいります。

初めに、知事の政治姿勢について2点お伺いします。

1点目は、今後の県政運営についてであります。知事は平成19年1月に就任をされ、早いもので既に3年が経過し、1期4年の任期は残り10カ月となりました。ちょうど1年前、昨年2月議会の代表質問において知事は、任期折り返しとなるこの年を起承転結の「転」の年と位置づけられ、今を「転機」ととらえ、旧態依然としたスタイルを「転換」し、山積する諸課題が「好転」するよう新たな展開を図っていきたいと、みずからの考えを述べられました。しかしながら、昨年夏には衆議院議員選挙への出馬問題が噴出するなど、起承転結の「転」が国政転身の「転」に転じてしまった感がありました。ことしも7月には国政選挙を控えておりますが、ゆめゆめわき目を振ることなく、じっくりと県政運営に当たっていただき、任期4年の結びの年をしっかりと締めくくってほしいと願っております。そこで、知事にお伺いしますが、任期最後の年となるこの1年について、本県の将来像をどのように見据え、どういった気持ち、姿勢で県政運営をされていくつもりでい

らっしゃるのか、お聞かせください。

2点目は、マニフェストについてであります。イギリスでは、国会議員の選挙に際して各政党がマニフェストと呼ばれる選挙公約集をつくりますが、それは、各政党が政権を獲得したときに必ず実現する政策を具体的に示した政策綱領であり、有権者に対する契約や誓約の意味を持つものとされております。我が国においては平成15年に、当時の北川三重県知事がマニフェストの作成を提唱し、その後、マニフェスト選挙が広く世の中に浸透していくことになるわけですが、最近のマニフェストはどうもお粗末で、選挙前悪質誇大広告的なものが多過ぎるのではないかと感じております。財政的な裏づけに乏しく、耳ざわりがよいだけで極めて実現性の低い政策ばかりが並べ立てられているマニフェストが、果たして本物のマニフェストと言えるのでありましょくか。来年は統一地方選挙の年であります。我々地方議員の選挙は、本来、会派や政党単位ではなく、個人を単位で競う性格のものでありますので、マニフェスト型選挙にはなじまないという意見があります。また、作成することはできても、議員内閣制と二元代表制の違いや、権限が首長より少ないため、限定されたものになることを十分理解した上でつくらなければいけないとも言われております。特に、議員個人あるいは少数会派でマニフェストをつくる場合には、議決に必要な過半数にはほど遠い状況にあるため、その合意形成過程を全く無視したようなマニフェストであってはならないと思っているのであります。そこでお伺いしますが、知事は、国政選挙、首長選挙、地方議会選挙のマニフェストについてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

知事のマニフェストにつきましても、早稲田大学のマニフェスト研究所などが3年間の進捗度を調査し、その結果が先月23日付の新聞で報道されました。具体的な政策85項目を進捗度合いによってA、B、Cの3段階で評価をされており、全体の約74%が高評価のAとなっておりました。その一方で、生活保護世帯の生活力向上のための専門支援チームの設置や、知事の政治資金収支報告書の全面公開などがおくれぎみのB、C評価となっておりました。知事は、マニフェスト達成に向けてそれなりの努力をされてきたと思いますが、この評価結果をどのようにとらえ、またB、C評価となった項目については今後どのように達成に向けた取り組みをされていくつもりでいらっしゃるのか、お伺いをします。

次に、地方分権の推進について2点お伺いします。

1点目は、義務づけ・枠づけの見直しについてであります。地方分権の一里塚とも言われる保育所等の基準など、義務づけ・枠づけの見直しであります。昨年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画では、地方が要望する104条項のうち、勧告どおりに見直しをするとされたものはわずか36条項しかなく、大変な失望をさせられました。相も変わらず国が主導権を握り、権限を手放したくない各省庁の後ろ向きな姿勢によって、地方への権限移譲の道筋がなかなかつけられない状況であります。

そもそも、地方分権改革推進委員会によって問題ありとされた義務づけ・枠づけが4,000条項以上もある中で、見直しをすとしたものがわずか78条項しかなく、これでは地域主権など永遠に望むべくもありません。はしの上げおろしまで国が地方の面倒を見る時代ではありません。

ん。このような義務づけ・枠づけの見直しの現状についてどのように考えているのか、また国に対して、もっと積極的に見直しを行うよう、知事より強力に働きかけを行っていくべきだと思いますが、御答弁をお願いします。

2点目は、子ども手当の地方負担についてあります。さきの衆議院議員選挙における民主党マニフェストの目玉となる政策が、子ども手当でありました。手当の財源については、地方自治体関係者の多くは全額国費との認識であったと思います。なぜなら、選挙期間中、当時の鳩山代表みずから「全額国費が負担すべき」と街頭で絶叫される姿は多くの国民の目に焼きついておりますし、また原口総務大臣の「全額国費というマニフェストを曲げるなら、もう一回選挙をして信を問うべきだ」との発言からも明らかであります。しかし、来年度については、これまでの児童手当に子ども手当を上乗せするという、とても理解しがたい手段で、事実上、地方に負担が押しつけられてしまう結果となりました。そもそも、子ども手当のように裁量の余地がない施策の財政負担を地方に求めてくること自体が、地方分権のあり方に大きく矛盾するものであり、とても納得をし得るものではありません。今回のようなやり方は単年度限りとされてはおりますが、平成23年度からの全額支給に際し、国の財源不足が際立つ中、果たして地方負担がゼロになるのかどうか、大いに疑問があります。知事は全国的な発信力を持っておられますので、ここでぜひ声を大にして発言をしていただきたいと思います。もし、平成23年度——翌々年度であります——の予算編成において、今回同様、子ども手当の地方負担を求められてきた場合には、ボイコットも辞さない厳しい態度で臨むべきだと思いますが、知事の

考えをお聞かせください。

次に、景気・雇用対策について2点お伺いします。

1点目は、2月補正予算及び平成22年度予算における取り組みについてであります。一昨年9月、リーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した世界的な金融危機は、いまだに我が国経済に暗い影を落とし続けており、一部内需に明るい兆しが出てきてはおりますが、景気の二番底への落ち込みが依然として懸念されております。一方、本県経済に目を移しますと、昨年1年間の県内企業の倒産件数は3年ぶりに減少に転じたものの、個人消費や住宅投資の動きが弱いなど、実体経済に回復の兆しがなかなか見られず、依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。県の台所事情は十分に存じておりますが、本県経済と県民の暮らしを守るためにも、より実効性と即効性のある対策が今求められていると思います。そこで、2月補正において追加の景気・雇用対策を考えておられるようではありますが、どのような対策を講じられるのか、知事にお伺いします。

また、本県の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、平成22年度の重点施策の一つに雇用の確保と就業支援が掲げられておりますが、主にどのような事業に取り組み、どのような効果が期待されるのか、あわせてお聞かせください。

2点目は、高校生の就職対策についてであります。昨年12月末時点における県内高校生の就職内定率は、県立高校で前年同期比を8.6ポイント下回る79.1%、私立高校では9.6ポイントマイナスの66.2%と、過去に類を見ないほど雇用情勢が悪化しております。今の経済状況が、場合によっては今後さらに悪化するかもしれず、来年度の就職戦線も相当厳しいものになると想定

されます。県立高校の内定率の内訳を学科別で見ると、大学等への進学を前提としている普通科が非常に悪いわけではありますが、県としても早い段階から高校生の就職対策をしっかりと講じておく必要があるのではないかと考えます。現在の就職率の低さをどのようにとらえ、来年度どのような取り組みをされるのか、教育長にお伺いします。

また、私立高校についても、県立高校より低い就職内定率の現況をどのように考え、来年度どのような取り組みをされるのか、県民政策部長にお伺いします。

次に、低炭素社会の実現について3点お伺いします。

1点目は、地球温暖化対策についてであります。昔から霧島おろしの寒風吹きすさぶことで名高い、私の住まいする都城盆地も、近年は水道管が氷で破裂することも、室内のぬれタオルが朝方こちこちに凍り固まることもなく、「寒い、寒い」と言いながらも、年々暖かくなる冬を身近なところで実感しております。さて、国は先月26日、昨年末の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP15）で承認されたコペンハーゲン合意に基づいて、国連へ提出する温室効果ガスの削減目標を2020年までに1990年比で25%削減とすることを正式に決定しましたが、かなり高いハードルの設定であります。この25%という数字は甚だ実現性に疑問があるとの意見が多いようではありますが、25%というこの高い数字をどのようにとらえているか、知事にお伺いします。

なお、国として正式にその方向性を決めた以上、目標に向けた取り組みを進めていかなければならないのも現実であります。温室効果ガス25%削減に向けて、本県としてはどのような

取り組みを行っていくのか、環境森林部長にお伺いします。

2点目は、みやぎきソーラーフロンティア構想についてであります。地球温暖化対策として、低炭素社会づくりに向けた取り組みが、近年、国内外で活発に行われております。そのために、国民一人一人が省エネルギーを意識した行動をし、あわせて太陽光発電を初めとした新エネルギーの導入拡大が図られていかなければならないとされております。本県においては、昨年3月、日照時間や快晴日数が全国的にも多いという地域特性を生かし、太陽光発電の導入に力を入れていくとする「みやぎきソーラーフロンティア構想」が策定されました。この構想は、「製造・発電・活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点づくり」を基本理念に掲げ、「メガソーラー全県展開」「ソーラー住宅普及促進」「ソーラー産業育成・集積」の3つのプロジェクトによって、具体的な施策展開を図っていくこととされておりますが、この構想に基づき、来年度はどのような取り組みを行い、どのような効果が期待されるのか、県民政策部長にお伺いします。

3点目は、企業局における新エネルギー事業についてであります。企業局では、来年度、環境に優しい新エネルギーの普及促進を図るための事業に取り組むこととし、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設への太陽光発電設備の設置や、祝子ダムの維持流量を活用したマイクロ水力発電設備の設置を計画されております。これらの事業が新エネルギーの普及啓発に意義がある事業であることは、十分理解できるのであります。これはあくまで内輪での事業であります。新エネルギー普及のために、企業局が持つ発電のノウハウを生かし、外向けにリ

ーダーシップを発揮してほしいと思うものであります。例えば、岩手県においては、クリーンエネルギーの導入を促進するため、市町村等が公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を導入する場合に、県企業局が設置に要する経費を支援するような事業を行っております。低炭素社会の実現に向けて、地域や企業が行う新エネルギー導入等の取り組みに対して、金銭的な支援やアドバイザー的な役割を担うことができないのか、企業局長にお伺いします。

次に、平成22年度当初予算について3点お伺いします。

1点目に、国の予算編成に係る問題についてであります。現在、国会においては、平成22年度政府予算案に対する活発な議論が交わされております。今回は、政権交代後初めての予算、民主党によれば政治主導予算ということでありましょう。昨年の秋からの国の予算の編成作業を見て不安を覚えたのは、事業仕分け作業であります。確かに、無駄を省くこと、これは官民を問わず絶対的必須条件であります。しかし、地方を知らず、現場を知らず、現場に足を運ぶこともなく、短時間に机上の論理だけで一方的に結論を導き出すというやり方は、政治的パフォーマンスとしては実にお見事でありましたが、スーパーコンピューターの例を出すまでもなく、果たして実態に即したやり方だったのかと疑問を禁じ得ません。しかも、財務省のおぜん立てによるメニューぞろえの感、強しでありました。

加えて、予算陳情窓口の一本化であります。民主党は、政府への予算要望は党の地方組織を経由すべしとの仕組みをつくられましたが、本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきものであり、特に多様化、専門化する行政への

要望等を政党が一元化し、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねません。これらのことと密接に関係していると思いますが、予算に関する情報がことしほど集められなかったことは、これまでなかったのではないかと思います。こうした国の予算編成に係る一連の問題について、知事はどのように考えるのか、お聞かせください。また、国の予算配分の変化が本県の予算にどのような影響を与えたのか、あわせてお聞かせください。

2点目は、知事最終年度予算の感想についてであります。平成22年度予算は、知事任期4年の最後の年、区切りとなる予算であります。

「ひかり輝く宮崎の未来へ～県民総力結集予算」と命名されておりますが、政権交代や景気後退の影響など、予算編成に当たっては大変な御苦労もあったことと思います。費目ごとに予算を見ますと、雇用対策や地域医療対策などで労働費や衛生費が大幅に伸びた反面、農林水産業費や土木費は、公共事業の削減などでマイナス予算となっております。本県の基幹産業である農業への影響や、道路、港湾などインフラ整備のさらなるおくれが大変懸念される所でございます。個別の事業の詳細につきましては、それぞれ各委員会での議論に任せたいと思っておりますので、ここでは特に触れませんが、財源が厳しく、またさまざまな県政の課題が山積する中で編成された平成22年度予算に対して、知事はどのような感想を持たれているのか、お聞かせください。

3点目は、財政改革と今後の財政運営の見通しについてであります。平成22年度の一般会計予算規模は5,772億6,000万円余、対前年度比

で2.6%増となり、今年度予算に引き続き2年連続しての増額予算となっております。歳入面では、地方交付税が対前年度比で58億円、3.5%増加しておりますが、自主財源である県税収入が95億円、10.9%も減少しており、財政調整のための基金からの繰り入れも150億円余となり、このため、平成22年度末の基金残高は286億円程度まで減少する見込みであり、今のままでは2～3年で基金は枯渇してしまう可能性があります。県の借金に当たる県債を見てみますと、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除く発行額は383億円で、前年度より48億円減少し、発行残高も6,696億円程度で、今年度末に比べ約309億円減少する見込みとなっております。臨時財政対策債を除く県債依存度は6.6%と、前年度より1.1ポイント減少し、過去5年間でも最低となるなど、財政改革の努力の跡がうかがえます。

しかし、ここで注意しなければならないのが臨時財政対策債であります。臨時財政対策債は、国から地方公共団体に分配する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を一たん地方公共団体に借金して賄っておく県債であり、返済する年度の地方交付税額を計算する際には返済金額がすべて上乗せされますので、理論上、県の腹は痛まないこととなります。しかし、臨時財政対策債が全国的に雪だるま式にふえていけば、将来、国の財政負担がふえるのは当然のことであり、そうなれば必然的にそのツケが地方へ、すなわち県民に回ってくるのではないかと懸念をいたします。来年度の臨時財政対策債は約564億円で、前年度より約90億円、率にして18.9%も増加しておりますが、臨時財政対策債に大きく依存をする平成22年度予算をどのように評価するか、これは国から来られて



いる副知事にお伺いします。特に、本県の財政規律の確保の観点からこの予算をどのように見ているのか、お答えください。

また、来年度は第2期財政改革推進計画の仕上げの年、最終年度であります。これまでの財政改革の進展ぐあいと今後の財政運営の見通しについて、知事にお伺いします。

次に、組織改正についてであります。

複雑多様化する県民ニーズにこたえ、効率的な行政運営を推進するためには、たゆまない組織体制の構築が重要なこととあります。知事は平成20年度に、県民政策部を初め、大規模な組織改正を行い、みやざきアピール課の設置などが話題になりました。さて、今回の組織改正は、前回に比較して小さな規模となりましたが、お聞きしたいのは、企業立地課の設置であります。企業立地推進局にはこれまで課は設けてありませんでした。局内に1課だけしか設けないのであれば、今の組織体制で職員数をふやすことで事足りるのではという気がします。企業立地推進局は、知事のマニフェスト「企業誘致100社、雇用1万人」に関する重要な組織であります。企業立地課の設置について総務部長の考えをお聞かせください。

また、今回の組織改正全体のねらいと、それにより期待される効果について、知事にお伺いいたします。

次に、地域医療対策についてであります。

国の平成22年度予算に、10年ぶりに診療報酬の増額改定が盛り込まれました。診療報酬全体の増加率は0.19%ですが、勤務医の待遇改善につながる入院医療では3%の増加率になっております。しかし、その一方で、事業仕分けで厳しい意見が出された医師確保や救急・周産期対策の補助金は、前年度当初予算比で3

割程度の削減となったところであります。県内の市立病院では医師の退職が相次いでおり、県立病院も含めて本県の医師不足は深刻の度合いを増すばかりであります。鳩山総理が「命を守る」と声高に叫ばれる割には、その「命」に直接結びつく地域医療に対する国の取り組み姿勢が、メッセージとして伝わってまいりません。このような中、前政権時代の政策であります地域医療再生臨時特例交付金が、本県では、県北部に25億円、県西部に25億円と、満額の50億円が認められたことは大変うれしいニュースであります。今後、この交付金による事業が着実に進められていくことを期待しているところであります。先ほど申しました医師確保や救急・周産期対策の補助金の削減について、本県にどのような影響があるのか、福祉保健部長にお伺いします。

また、平成22年度の重点施策である地域医療の再生に向けてどのような取り組みをされ、どのような効果が期待されるのか、福祉保健部長と病院局長にお伺いします。

エコクリーンプラザみやざきについてであります。

先月5日、エコクリーンプラザの浸出水調整池の破損問題で背任容疑で書類送検されておりました県環境整備公社の元役職員5人について、宮崎地検が嫌疑不十分として不起訴処分としたことが明らかになりました。この結果について知事は、「刑事責任までは問えないという判断であり、真摯に受けとめたい。今後は、民事訴訟等を通じて、原因や責任の所在をできるだけ明らかにしていかなければならない」とのコメントを出されました。調整池破損による補強工事などに要する経費は50億円を超えるとも言われておりますので、ぜひ民事における真相

解明をしっかりとやっていただきたいと思っております。

ところで、エコクリーンプラザにつきましては、昨年の2月議会において、当時自民党の会長でありました中村議長が、「この施設は県が主導的に整備をしてきたが、処理するごみの約95%は県央地区11市町村の一般廃棄物であり、その8割以上は宮崎市のごみである。法律上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であるが、あるべき姿について知事の見解を伺いたい」との代表質問を行っております。これに対して知事は、「エコプラザにおける廃棄物処理の現状や関係法令等に基づき、県と市町村の役割分担を明確にする必要があると考えており、今後、一部事務組合方式などを含めてどのような組織体制にすべきであるか、公社や市町村等と十分協議してまいりたい」との答弁をされました。そこで、知事にお伺いしますが、その後、県と市町村の役割分担や組織体制のあり方についてどのような協議検討がなされているのか、お聞かせください。

次に、新たな産業の展開についてであります。

県は、平成22年度の重点施策の一つに、将来的な課題への対応として、新たな産業の展開を掲げられております。すそ野の広い地域経済の活性化を図っていくためには、それぞれの地域が現在持っているポテンシャル（潜在能力）を見きわめ、地域資源を有効に活用しながら、一方で、将来的な人口減少や少子化、超高齢化社会、IT革新、循環型社会などを見据えた新しい産業をつくり出していくことが重要であると考えております。本県は、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれ、この快適な気候風土を生かして農林水産業や観光産業などがリーディング

産業となっているわけでありますが、こうした地域特性、地域資源をいかに活用し、具体的にどういった産業を新たに生み出していきたいと考えているのか、知事にお伺いします。

次に、農林水産省の公共予算減額に伴う本県への影響についてであります。

行政刷新会議の事業仕分けにおいて農道整備事業が廃止とされたことを受け、さきの11月議会で、「農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書」を全会一致で採決いたしました。しかし、このような意見が、本県のみならず全国各地から多数上がっていたにもかかわらず、国の当初予算では、農道整備事業やかんがい排水事業などの生産性向上のための基盤整備に係る予算が大幅に削減されました。これらの事業は、農山漁村地域整備交付金として新たに交付金が創設されたものの、その交付金も総額で約1,500億円しかなく、一方で、農業農村整備事業は平成21年度当初予算の5,772億円から2,129億円と、約3,600億円の減、対前年度比で63.1%もの減額となっており、とてもその減額分をこの交付金であがなえるものではありません。本県は農業が基幹産業でありながら、農道整備率は約40%、また畑地かんがいの整備率も16%程度しかなく、いずれも他県と比較して大きくおくれております。統計を見ますと、農業の基盤整備に係る農業農村整備事業の予算と農家所得は密接な関係にあることがわかります。事業予算がふえると農家所得も同様に増加し、事業予算が減少に転じると、それに比例して農家所得も減少していくといったぐあいになっております。このことから、農業生産の基盤整備がきちんと進めば農業生産が拡大していくことがわかります。農業の基盤整備に係る国の予算の大幅減額について、本県農業へはどの

ような影響があるのか、また、影響が生じる部分については、県として今後どのような対応をしていくつもりでいるのか、知事にお伺いします。

次に、少人数学級の推進についてであります。

幕末、長州藩の吉田松陰が主宰した松下村塾をごらんになった方も多いと思います。高杉晋作を初め、多くの維新のすぐれた志士たちを輩出いたしました。この松下村塾は、聞くと見るとでは大違い、実に小さな建物で、恐らく少人数制による松陰とのマンツーマン対話方式のスタイルではなかったのかと想像を余儀なくされます。さて、本県においては、来年の中学1年生に35人の少人数学級を本格導入されることとあります。小学校においては、既に1年生と2年生で30人の少人数学級が導入されておりますが、中学校3年までの9年間を通して考えますと、学級人数が減ったりふえたりと一貫性がありません。教師も子供も戸惑いを感じることに必定であります。継続性を持たせたほうが、教育効果もより高いのではないかと思います。しかし一方で、大人数のほうが子供たちの社会性がはぐくまれる上に、たくましく育つとの意見もあります。少人数学級について、教育効果などの面から教育長はどのように考えておられるのか、お伺いをします。

次に、宮崎フリーウェイ工業団地についてであります。

当団地は、平成3年に当時の松形知事が地元市町村からの強い要望を受け、整備の検討がなされたと聞いております。平成3年4月スタートの第4次総合長期計画では、当時1兆3,000億円の工業出荷額を10年で2兆1,000億円にふやす計画で、当団地の整備はその施策の柱でありま

した。平成7年7月の九州縦貫自動車道えびの一人吉間の開通も大きな判断材料の一つではなかったかと思えます。宮崎フリーウェイ工業団地は、県土地開発公社が事業の実施主体となって平成6年に整備が始まり、平成11年に完成しました。地元の大きな期待を受けながら完成した当団地でありましたが、完成して、はや11年、これまでの企業誘致活動のいかなく、これまでに2社に対してわずかに約0.8ヘクタール、売り出し分譲面積28.5ヘクタールのうち分譲率は2.8%という状況で、いまだに27.7ヘクタールの広大な用地が未利用のまま残っております。このような中、現在、工業団地を所有・管理する県土地開発公社が来年度中に解散をするため、来年度予算において県が購入するということとありますが、なぜ県が購入しなければならないのか、商工観光労働部長にお伺いします。

また、予算額が33億円と非常に大きな金額であります。平米当たりの単価を1万2,000円として積算され、公社の簿価相当額で購入されているようではありますが、この理由について、また、このことにより県の財政にとって大きな負担とならないのか、あわせて商工観光労働部長にお伺いします。

次に、県土整備部の平成22年度当初予算についてお伺いします。

民主党連立政権の「コンクリートから人へ」という理念のもと、国土交通省の公共事業費関係予算は、事業ベースで対前年度比17%の減となりました。本県に限らず、国の直轄事業や補助事業等に頼る割合が非常に高い地方には、大きな影響が及ぶものと考えられます。本県においては、行財政改革による公共事業費の削減や入札制度改革に伴う建設業者の疲弊等、これまでも大きな痛みを受けてきているところに、さ

らに追い打ちをかける国の予算削減であります。本県における公共事業費は確保できるのか、不安が募るところであります。県土整備部の平成22年度の公共事業予算は約647億円、対前年度比93.2%、前年度の約694億円より47億円も減少しております。果たしてこの事業費で、必要な道路や河川、港湾等の本県の公共事業費の確保は十分と言えるのか、県土整備部長にお伺いします。

また、予算のパイが限られてくることとなりますので、選択と集中ということになれば、今後、それぞれの事業の優先順位をつけることも重要であります。県土整備部における選択と集中の考え方について、県土整備部長にお伺いします。

次に、入札・契約制度についてであります。

今さら申すまでもなく、建設産業は極めて厳しい経営環境に直面しております。このような中、県では来年度予算において、重点施策に掲げる雇用の確保と就業支援の取り組みの一つとして、昨年度から実施の建設産業育成総合対策事業を見直し、充実を図っていくこととされております。また、議会開会日のほんの2日前に発表されました、公共事業における経済・雇用緊急対策では、最低制限価格を、建設工事は予定価格のおおむね85～90%をおおむね90%に、建設関連業務については75～85%をおおむね80～85%に見直すこととされ、疲弊した建設産業に一条の光が差したような気がします。私ども県議会自由民主党が昨年度末に制度の改善を求めた成果が、ようやく少しばかり実りました。しかしながら、こうした対策のみで、今のこの厳しい現状が簡単に打開できるものでもありません。知事は、これまでの議会における入札・契約制度の質問に対して、「制度の見直しと検

証を継続する」との答弁を繰り返しなされてきました。そこで、知事にお伺いしますが、今回の公共事業における経済・雇用緊急対策はどのような観点でなされ、この対策でどのように建設産業の健全な発展が見込めるのか、お聞かせください。

また、これまでも何度か対策が打ち出されてきましたが、今後、さらに入札・契約制度の見直しはあるのか、もしあるとすれば知事は最終的にどのような制度を目指されておられるのか、あわせてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県の将来像と県政運営についてであります。我が国は今後、本格的な少子・高齢、人口減少社会を迎えようとしておりまして、20年後の2030年には本県の人口は100万人を割り込むとの推計がなされております。また、東アジアの急速な経済成長や資源・環境問題の顕在化、地方分権の進展、道州制の検討など、今後の本県をめぐる情勢は大きくかつ急速に変化するものと思われまます。人口の減少や少子高齢化の進展による地域活力の低下、経済のグローバル化に伴う国際競争の激化など、対応すべき課題は多数ありますが、私は、本県が個性と活力に満ちた「光り輝く宮崎」として、将来にわたって自立・持続していく地域であってほしいと考えておるところであります。

このようなことから、来年度の重点施策においては、将来的な課題への対応として、本県の特長や強みを生かした新たな産業の展開や、地域の未来を支える人材の育成、環境・資源問題に対応した地域づくりなど、3つの項目を掲

げ、将来の成長につながる施策に積極的に取り組んでまいります。また、現在策定を進めております新たな総合計画におきましても、20年後の将来像をしっかりと描いた上で、県民共有の指針として、その実現に向けた道筋を示していきたいと考えております。

続きまして、マニフェストについてであります。現在、国、地方を問わず、マニフェスト選挙が広がりつつあることは、住民主役の政治、地域主権の確立という志を同じくする方々と設立した「せんたく」の一員として、その普及に努め、また実践した者として大変喜ばしいことでもあります。

国政選挙におけるパーティーマニフェスト、首長選挙及び地方議会選挙におけるローカルマニフェストについては、それぞれ立場や権限に違いがありますことから、おのずとマニフェストの性格も異なるものと考えております。また、不測の事態などが生じた場合にマニフェストを修正することは是非か議論が分かれるなど、さまざまな課題もありますが、作成する政治家と評価する有権者がお互いに工夫し、事例を積み重ねることで、今後、マニフェスト選挙がさらに成熟していくことを期待しております。いずれにいたしましても、私は、マニフェストを掲げ、知事に選んでいただいた以上、与えられた任期の中で、県民の皆様とのお約束を果たすべく、全力で取り組んでいきたいと考えております。

次に、マニフェスト達成に向けた取り組みについてであります。私のマニフェストについて、先月、宮崎日日新聞社と早稲田大学マニフェスト研究所による評価結果が公表され、その内容を見ますと、全体としてはおおむね順調ではありますが、中には厳しい評価となったもの

もありまして、結果については真摯に受けとめるべきものと考えております。マニフェストは県民の皆様との約束でありますので、その達成に向けて努力することは当然であります。一方、緊急的な経済・雇用対策や中山間対策など、マニフェストに掲げていない喫緊の課題についても迅速に対応していく必要があります。毎年度の予算編成等においては、その時々的情勢を踏まえながら、必要な施策について判断しているところであります。今回、厳しい評価となった新規立地企業100社、新規雇用創出1万人を初めとして、マニフェストに掲げた項目については、今後とも、その達成に努めてまいりますとともに、課題の重要度や緊急性を勘案しながら、県民の皆様への御期待にこたえられるよう、新みやざき創造戦略や重点施策等の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方分権についてであります。御案内のとおり、今国会への提出が予定されております、第1次の地域主権推進一括法案に盛り込まれる義務づけ・枠づけの見直しは、一部見直しを含めても121条項にとどまる見込みであり、現政権が地域主権の確立を政策の柱に据えていることからすると、不十分なものと言わざるを得ません。私は、地方固有の事務である自治事務に対する国の関与を廃止あるいは緩和する義務づけ・枠づけの見直しは、地方分権改革のスタート段階にすぎず、真の地方分権改革とは、国が持つ権限、財源を大胆に地方に移譲することによって、地方の自己決定・自己責任による自立した自治体運営の枠組みを構築することだと考えております。このようなことから、先日の全国知事会プロジェクトチームの会合においても、政府が導入を検討している一括交付金に対する本県独自の制度設計案を提案したところで

ありまして、今後とも、地方分権改革推進委員会の勧告に沿った義務づけ・枠づけの見直しを含め、真に実効性のある地方分権改革を推し進めるよう、政府に対して、さまざまな機会を通じて強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、子ども手当についてであります。民主党のマニフェストでは、無駄遣いの排除や埋蔵金の活用などで新たな財源を生み出し、子ども手当を含む政策を実行するとされており、また政権交代後には、鳩山総理などが全額国負担と言われていたことから、児童手当との併給という形で実質的な地方負担を求めることは、公約に反するのではないかと考えておるところであります。この問題に対しましては、地方六団体としても、国が全額負担すべきと主張しており、23年度以降の本格的な制度設計については、今後法制化される国と地方の協議の場において、十分な議論を行うこととしております。

私といたしましても、従来から主張しているとおり、子ども手当の財源は国が全額負担することが当然であり、23年度以降の本格実施においては、地方負担が残るようなことがあってはならないと考えております。万一そのような状況が出てきた場合には負担をボイコットするかということにつきましては、県民や市町村への影響なども勘案しながら慎重に判断しなければならないと思っておりますが、そのようなことにならないよう、我々地方がそれほど重大な問題としてとらえているということを、政府に対してはっきりと示していく必要があると考えております。

次に、経済・雇用対策についてであります。昨日に発表されました内閣府の月例経済報告によりますと、我が国経済は持ち直してきている

ものの、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。本県におきましても、若年層を初めとして大変厳しい雇用情勢にあり、景気回復の動きを実感できる状況にはないと考えております。県といたしましては、平成20年秋以降、切れ目のない経済・雇用対策を講じてきたところでありますが、厳しい経済情勢やデフレの影響等により、新規学卒者の就職内定率が大幅に落ち込むなど、若年層を中心とした雇用対策が緊急の課題となっております。

このようなことから、今回の補正予算では、国において新たに創設された交付金を活用した公共事業を初め、介護・医療分野等における雇用機会の創出や、若年層のスキルアップなどの人材育成等のための基金の増設、地域医療再生のための基金の新設など、経済・雇用対策として総額203億円を措置したところであります。また、来年度当初予算においても、雇用の確保と就業支援を重点施策の筆頭に位置づけ、若年層や中山間地域などを対象に2,900人余の直接的な雇用の創出を図るほか、介護や農林水産分野への就業支援、さらには中小企業の経営支援を通じた雇用の維持など、37事業、105億円余を措置したところでありまして、補正予算分と一体となった切れ目のない対策を講じることで、県内の経済・雇用の回復を図ってまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策についてであります。地球温暖化は、人類や生態系に影響を及ぼす大変重要な問題であり、影響が世界全体にわたることから、その対策には長期間の国際的な取り組みが必要であります。このため国は、すべての主要国の参加を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減するという

意欲的な目標を示しており、現在、目標達成のための行程表の策定などが検討されているところでもあります。しかしながら、この目標は非常に高いものであり、実現するためには、国民や事業者の相当の努力、負担が求められるものと考えております。本県におきましては、みやざきソーラーフロンティア構想を初めとする環境に優しい新エネルギー等の普及促進や、二酸化炭素の吸収源としての森林整備の推進など、本県の特性を最大限に生かした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、国の予算編成についてであります。行政刷新会議による事業仕分けにつきましては、民間有識者も交えたオープンな議論による透明性の確保や国民的な議論の喚起という点では評価すべきと思いますが、地方の社会資本整備や交付税に関する議論を見ますと、対象事業の選定基準の明確化や地域主権との整合などの課題が残されたのではないかと考えております。また、民主党の新たな陳情システムにつきましては、民主党を通さなければ各省庁に要望できないということではないと聞いておりますが、陳情・要望を効率的に集約、実現するためのシステムだと期待をし、そのルールに従って要望を行ったところでもあります。しかしながら、来年度の政府予算案では、全国的なものとはいえ、インフラ整備がおくれた本県にとって大変厳しい内容となっております。今回の予算編成については、政権交代から間がなかったという事情もあるとは思いますが、私といたしましては、予算配分がどういう過程を経て、どのような基準で決定されたのかをオープンにさせていただくとともに、事業仕分けや陳情システムなどのあり方についても、地域主権や国民目線での政策決定という観点から、常に見直しを進めていく

べきではないかと考えております。

次に、県予算への影響についてであります。国の平成22年度予算の編成に当たり、行政刷新会議によって行われました事業仕分けにつきましては、その結果を受け、国の予算計上が見送られたため本県でも計上できなかったものは、ケーブルテレビ施設整備支援事業のみでありまして、その他につきましては、国の予算が縮減されたため、本県への事業配分を減少と見込まざるを得ないものの、現段階で影響額が明確となっているものはほとんどありません。今後、事業量や箇所づけによって事業配分が具体化され、本県の事業額が明確になるものと見込まれますことから、当初予算では、できる限りの情報を収集した上で、前年度の事業量や現行基準での算定を参考として所要額を措置しているところでもあります。また、陳情窓口の一本化につきましては、本県への予算配分に影響しないよう、窓口への要望のほか、私みずからが担当大臣へ直接、本県の事情を説明し、予算確保のお願いをしたところでもあります。さらに、予算に関する情報につきましては、御指摘のとおり、私も収集に苦慮し、予算編成スケジュールの維持に苦労した印象を持っているところでもあります。

次に、平成22年度予算編成についてであります。平成22年度当初予算の編成に当たりましては、私の任期4年の仕上げの年として、マニフェストの実現を目指し、本県の厳しい社会経済の状況等も十分に考慮しながら、選択と集中の理念のもと、喫緊の課題である雇用の確保と就業支援を初めとする6つの重点施策を中心に、優先度の高い施策に積極的に取り組むことといたしました。その過程におきましては、景気後退により県税収入が減少する一方、公債費

や社会保障関係費の増加などにより非常に厳しい状況でありましたが、地方交付税の増額を初めとする地方財政対策を踏まえるとともに、最終年度を迎える財政改革プログラムに基づき、徹底した事務事業の見直しや歳入確保などに着実に取り組み、財源捻出に努めることにより、現下の厳しい経済・雇用情勢への的確な対応を初め、本県の発展のための重要性の高い施策や事業を盛り込んだ予算を編成することができたものと考えております。

次に、財政改革についてであります。「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの進捗につきましては、執行段階での経費節約等の取り組みまで考慮する必要がありますことから、決算の終了しました平成20年度までの状況で申し上げますと、2つの見直し目標のうち、目標1については、4年間の計画期間累計で一般財源ベース676億円を見直すこととしておりますが、平成19年度と平成20年度の2年間の累計で約541億円の見直しを行っております。また、目標2については、私のマニフェストも踏まえ、平成18年度を基準として、単年度で事業費ベース350億円を見直すこととしておりますが、平成20年度においては約504億円の見直しを図ったところであります。しかしながら、このような取り組みにもかかわらず、景気後退等の影響を受け、平成22年度予算におきましても、税収が大きく減少する中、地方交付税が増額確保されてもなお、多額の収支不足が生じるという大変厳しい状況であることに変わりはなく、また今後も、公債費や社会保障関係費などの増加が見込まれるため、県の財政状況は予断を許さない状況にあるものと認識しており、引き続き、財政改革の取り組みを着実に推進していく必要があると考えております。

続きまして、組織改正についてであります。今回の組織改正につきましては、平成20年度の本庁、出先機関にわたる再編からまだ2年ということもあり、大規模な改正はありませんが、県総合計画「新みやざき創造計画」の着実な推進、並びに重点施策に掲げられた課題へのスピード感を持った対応を図るという観点から、必要な部分の強化を行ったものであります。具体的には、企業立地推進局に課を設置し、専任の課長と課長補佐を置くこととしたほか、中山間・地域対策室を課に昇格させ、また、地球温暖化対策の一元化のため、環境森林課に地球温暖化対策担当を設置するなどの体制強化を図ったところであります。私といたしましては、これらの体制強化により、大変厳しい経済・雇用状況の中ではありますが、新規企業立地100社の達成や中山間地域の活性化、みやざきソーラーフロンティア構想の推進を初めとする低炭素社会の実現に向けた取り組みなどを着実に、かつスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

続きまして、エコクリーンプラザみやざきについてであります。環境整備公社の組織体制につきましては、昨年1月の外部調査委員会の提言に基づき、責任の所在が明確で効率的なものとなるよう段階的に検討を進めているところであります。その中で3月には、理事会について関係する11市町村と県で構成するよう改めるとともに、評議員会には地元対策協議会の代表者にも入っていただくことといたしました。また、6月には、関係市町村と締結した文書の中で、公社のあり方に関する抜本的な見直しについて、「県と市町村の責任やごみ処理の実態を踏まえ、十分協議を行っていく」と確認したところであります。さらに、現在、事務局につき



ましては、工事や裁判など当面の諸問題に対応するため、組織を拡充する方向で関係市町村と調整を進めております。なお、今後の抜本的な見直しにつきましては、安全・安心を求める地元の御理解を得る必要もありますので、まずは現体制の中で施設の再生をきちんと図りながら、責任や役割等について十分に協議検討を重ね、エコクリーンプラザが将来にわたって真に安定的な運営を続けていくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな産業展開についてであります。私は、本県産業の将来を考える上では、まずは世界的な人口増加による食料や資源の不足、あるいは低炭素・循環型社会への転換といった課題に対し、本県はどのような貢献をし、産業振興にどうつなげていくのかという視点、さらに南九州あるいは九州全体として広域的に産業をとらえ、そのポテンシャルを最大限に生かすという視点が重要になってくると考えております。このような観点から見ますと、まず南九州の基幹産業であります農林水産業を基軸とした産業振興を図ることにより、東アジアを視野に入れた食料供給基地となることが可能でありますし、すぐれた日照条件や豊富なバイオマス資源を生かし、太陽光や太陽熱を初めとする新エネルギー関連産業が今後大きく発展していくことも期待できると思います。このほか、東九州地域における医療関連産業の集積を生かした新たな展開、さらには九州の恵まれた自然環境や風土、伝統文化を生かした観光産業など、今後、本県が発展していく要素はたくさんありますので、こうした地域のポテンシャルを引き出しながら、また、他県との連携も視野に入れ、個性ある産業づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、農業生産基盤の整備に係る国の予算についてであります。本県農業は、他県に比べて耕地面積や農業者数が少ないなど必ずしも有利でない条件の中で、知恵と工夫によって畜産と施設園芸を中心に生産拡大を図ってきており、その結果、現在では全国トップクラスの農業産出額を誇るなど、食料供給県としての地位を確立しているところであります。しかしながら、現在、本県農業は、燃油・配合飼料価格の高騰による農業所得の低下など大変厳しい状況に直面していることから、従来の輸入資源に依存した生産構造を改革し、加工・業務用需要に対応した土地利用型農業の生産拡大など、より収益性の高い新たな生産構造への転換を進めていく必要があります、そのためにも農業生産基盤の整備が不可欠であると考えております。

このような中、国の予算の大幅な削減は、本県の基幹産業である農業はもとより、地域経済に及ぼす影響が極めて大きいことから、今後とも、農業の役割や重要性、さらには農業生産基盤の整備の必要性など本県の実情を訴えながら、予算の重点配分について強く国に働きかけてまいりたいと考えております。また、コスト縮減や事業の重点化など限られた予算で最大限の効果が発揮できるよう、効率的な予算の執行に努め、事業効果の早期発現に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共事業における経済・雇用緊急対策等についてであります。公共事業における経済・雇用緊急対策につきましては、昨年4月から、最低制限価格の引き上げを含め、さまざまな対策を実施しているところであります。しかしながら、建設産業におきましては、依然として本県の倒産件数の約半数を占めており、また、国において公共事業関係費が大幅な削減方

向にあるなど、建設産業を取り巻く経営環境は今後一段と厳しい状況に陥ることが懸念されます。このため、地域の経済、雇用等を担う建設産業のさらなる支援を行うこととし、現在実施しております対策を継続するとともに、今回、さらなる最低制限価格の見直しを含め、早急に対応すべきと考え、3月から実施することとしたところであります。この取り組みとともに、今議会で提案しております補正予算や新年度当初予算での事業費の確保や建設産業育成総合対策事業等の取り組みにより、建設産業の健全な経営に資することを期待するところであります。

入札・契約制度につきましては、従来から、建設関係団体の皆さんとの意見交換を重ねるなど幅広く意見を伺いながら、最低制限価格の引き上げや総合評価落札方式の見直し、予定価格の事後公表など、さまざまな対応を行ってまいりました。県といたしましては、公正性、透明性、競争性を保ちつつ、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域にも貢献している建設業者が受注しやすい環境づくりが必要と考えており、今後とも、幅広く意見を伺いながら、制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりますとともに、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援にも努めてまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○副知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

平成22年度予算と臨時財政対策債についてであります。平成22年度の地方財政対策におきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少などによりまして、18兆円を越す過去最大の財源不足が見込まれましたことから、地方交付税の総額、また臨時財政対

策債を含む実質的な地方交付税総額が、前年度より増額して確保されたところであります。このような対策を踏まえ、自主財源の占める割合が低く、予算編成上、地方交付税及びその代替財源である臨時財政対策債の役割が極めて重要となっております本県の平成22年度当初予算におきましても、御指摘のように、臨時財政対策債が大幅に増加したところであります。

財政規律についての御指摘がございましたが、そもそも平成13年度に創設された臨時財政対策債は、交付税財源の不足を交付税特別会計の借り入れにより補てんする従来の方法が、地方の側から実態をつかみにくい、いわば隠れた借金になっているという反省のもとに、財源不足を全国レベルで借り入れる方式から地方公共団体ごとに借り入れる方式へと改めて、これまで以上に議会や住民のチェック機能を働かせようとするものであります。

その際、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、一つには、自治体それぞれの赤字を際限なく補てんする地方債としてではありませんで、普通交付税の代替財源として、基準財政需要額の算定方法に基づき、客観的な発行限度額が設けられているということ、またもう一つには、元利償還金相当額につきましては、全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入されることが地方財政法に明記されるなど、制度的な配慮がなされているところであります。県といたしましては、国に対しまして、引き続き、こうした確実な措置を求めてまいりたいと考えております。

ただ、地方財政全体といたしましては、将来的な財政負担が増加することになり、その持続可能性につきましては、大いに懸念されるところであります。したがって、法定率の見直し

などにより、地方の固有の財源である地方交付税の総額を安定的に確保することを初めといたしまして、抜本的な対策として、地方税財源の充実確保を強く訴えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県民政策部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、就職内定の状況等についてであります。私立高等学校卒業予定者の就職内定率につきましては、御質問にありましたとおり、大変厳しい状況にありますが、このような状況は来年度も続くのではないかと懸念をいたしております。このため県といたしましては、新たに私立高等学校就職対策強化事業に取り組むことといたしております。この事業は、私立高等学校に就職対策専門員を配置いたしまして、求人の開拓や就職情報の収集等を行いますとともに、進路指導担当教諭と連携しまして、生徒への就職指導等を行うものであります。この事業によりまして、私立高等学校と連携を図りながら、少しでも多くの私立高校生が就職の機会を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、みやぎきソーラーフロンティア構想についてであります。まず、メガソーラーにつきましては、現在、事業化に向けて準備を進めております都農町におけるプロジェクト等について、メガソーラー導入促進事業によりまして、その円滑な立ち上げを支援していくことといたしております。また、住宅への普及促進につきましては、今年度引き続き、設置に係る補助や融資、県民の皆様へのPR等を実施することによりまして、世帯普及率全国第1位を目指してまいりたいと考えております。さらに、ソーラー産業の育成・集積を図りますために、産学官連携による研究開発や人材育成など、ソーラ

ー関連産業の育成支援を行いますほか、みやぎE V—P V構想推進事業によりまして、太陽光発電と電気自動車を連携させる取り組みも行ってまいります。このような取り組みを通しまして、ソーラーフロンティア構想の基本理念であります「製造・発電・活用の三拍子揃った太陽光発電の拠点づくり」を進めますとともに、低炭素・循環型社会づくりのフロントランナーを目指してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

企業立地推進局についてであります。企業立地推進局につきましては、現在の局長、局次長、その下にすぐ各担当、こういった体制から、局内に課を設置することで、局長、課長、課長補佐、各担当、こういった体制になります。これまで局次長は、対外的業務と内部の業務をあわせて担当しておりましたが、これを課長と課長補佐に切り分けることによりまして、新設する課長が、局長とともに県を代表する立場で企業誘致に専念することができるようになります。企業との調整や交渉を行う体制の強化が図られるものと考えているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、医師確保等の補助金削減の影響についてであります。国の平成22年度予算における医師不足や救急・周産期医療対策の補助金全体では、診療報酬との役割分担を見直すという考え方から、前年度に比べ約3割の削減となっております。しかしながら、この補助金は相当数のメニューに細分化されており、現時点では、個々の補助金の予算額の増減等について明らかに

されていないため、予算の削減による本県への具体的な影響は把握できない状況にあります。厚生労働省からは、それぞれの補助金の全国の活用状況等を踏まえた削減であり、大きな影響はないとも聞いておりますが、県としては、今後、診療報酬改定の影響とあわせて注視していく必要があると考えております。

次に、地域医療の再生に向けての取り組みと効果についてであります。深刻化する医師不足は、僻地医療や救急医療など本県の地域医療の確保に重大な影響をもたらしております。このため、平成22年度も、地域医療の再生を重点施策に位置づけ、医師の養成・確保や、医療提供体制の充実強化などに取り組むこととしております。特に平成22年度には、これまでの取り組みに加え、平成25年度までの総額で50億円という国の交付金を活用した地域医療再生計画に基づく事業に着手することとしております。具体的には、宮崎大学医学部の地域医療学講座の設置・運営や同附属病院へのドクターヘリの導入促進、県の医師修学資金貸与枠の拡大、小児救急医療電話相談事業の拡充など、県全体に効果の期待できる事業とともに、特に県北部、県西部については、救急医療の中核を担う医療機関の体制強化などに取り組むこととしております。今後、平成25年度までの集中的な事業の実施により、医師の養成・確保や救急医療体制の充実等に大きな効果が期待できると考えておりますので、計画に盛り込んださまざまな事業を着実に実施していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

温室効果ガス25%削減に向けました取り組みについてであります。本県では、平成18年3月

に策定しました宮崎県環境基本総合計画に基づき、県民一人一人による二酸化炭素削減のための実践活動の促進や、新エネルギーの導入、健全で多様な森林づくりなどを総合的に推進しているところでございます。国が示した25%削減は非常に高い目標であります。今後とも、低炭素社会の実現に向けまして、県民、事業者などと一体となって、太陽光エネルギーや木質バイオマスなどの新エネルギーの導入、J-V E R制度の活用など、宮崎らしい取り組みを総合的に展開してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

宮崎フリーウェイ工業団地についてのお尋ねでございます。まず、県が購入する理由についてであります。フリーウェイ工業団地を所有している県土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、県が100%出資して設立した法人でありまして、来年度解散する予定であります。その際には同団地を処分する必要がございます。フリーウェイ工業団地につきましては、県からの要請に基づきまして、公社が取得造成を行ったものであり、県、公社、地元高原町を初めとする西諸地域の市町村間で締結している協定書の中で、公社解散時において未分譲の用地がある場合は県が所有・管理を行うことを定めていることから、今回、県が購入するための予算を計上するものでございます。

次に、予算の積算根拠等についてであります。公社におきましては、フリーウェイ工業団地の取得造成経費約35億円をもとにして資産を計上するとともに、この取得造成経費を分譲面積で割り戻した平米当たり1万2,000円を、分譲

単価として企業に販売しているところがございます。今回、予算の計上に当たりましては、当団地が県の要請により公社で造成されたものであること、また、県の購入単価と現在の販売単価に差異が生じた場合、企業の不信感を招くおそれがあること、また、県から公社に対する貸付金残高が約33億円ありますが、公社は購入代金により、この貸付金すべて返済する予定でありまして、公社が解散した後の残余財産も県に帰属するため、県の財政にとって新たな負担は生じないことなどを総合的に勘案しまして、平米当たり1万2,000円で積算したところがございます。以上でございます。〔降壇〕

○**県土整備部長（山田康夫君）**〔登壇〕 答えいたします。

公共事業予算についてであります。道路、河川、港湾等の社会資本は、県民の経済・交流を支え、また安全で安心な暮らしを支える基盤であり、その整備充実と適切な維持管理を行っていくことは大変重要であります。このため、平成22年度の当初予算におきましては、東九州自動車道などの高速道路、都城志布志道路などの地域高規格道路、並びに地域が必要とする国・県道の整備、細島港の整備など、物流機能の充実等を図るための予算とともに、舗装補修、橋梁維持等の維持管理費及び災害復旧事業費につきましても、必要となる予算を計上させていただき、事業量の確保に努めたところがございます。国の公共事業予算の大幅な削減に伴う本県への予算配分の影響が懸念されますとともに、厳しい本県財政状況の中ではありますが、平成22年度重点施策の一つであります雇用の確保と就業支援など、さまざまな行政ニーズにも的確に対応していくことが求められますので、今後とも、必要な予算の確保に努めてまいりたい

と考えております。

次に、選択と集中についてであります。限られた予算の中で社会資本の整備充実を図るためには、選択と集中は今後ますます重要となると考えております。このため県土整備部では、事業の重要性、緊急性、効果等による優先順位を念頭に置きながら、財源を有効に活用できるよう整備方針を立て、事業を実施しているところでありまして、今後とも、県議会を初め、県民の皆様方の御意見等も伺いながら、計画的、効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**企業局長（日高幸平君）**〔登壇〕 答えいたします。

地域や企業等が行います新エネルギー導入の取り組みに対する支援についてでございます。企業局におきましては、これまで健全経営を維持しながら、電気事業等を通じまして県民福祉の向上に貢献することを基本に、知事部局が行う森林整備や環境関連事業などの財源として一般会計に対し貸し付けを行うなど、間接的ではございますが、地域への支援に努めているところがございます。このほか、地域等に対する支援につきましては、企業局長年の電気事業等の経験やノウハウを生かして、過去において、日之影町の農業用水を利用した小水力発電の建設におきまして、設計から建設までを受託しておりますほか、北方町のE T Oランドの風力発電の建設におきましては、風況調査や建設に対する技術的な支援を行ってきたところがございます。また、平成17年度からは、市町村等の小水力開発支援といたしまして、毎年、県内数カ所で農業用水路等を利用した発電可能性調査を実施いたしまして、開発方法等の提案や、国の調査事業の申請手続等への支援を行ってまい

す。御質問にございましたような、岩手県の金銭的支援の事例もございますが、新エネルギーの普及促進のための支援のあり方につきましては、公営企業である企業局としてどのような方法が適切なのか、今後とも、他県の動向等も参考にしながら、さまざまな角度から研究をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域医療の再生に向けての取り組み等についてであります。病院局におきましては、医師確保を最重要課題と位置づけまして、今年度から取り組んでおります医師の初任給調整手当の増額や医療秘書の設置のための費用に加え、平成22年度は新たに、救急医療における医師の処遇改善を行うための救急医療体制確保手当の創設や、出産育児等で離職された女性医師等の復職を支援するため、短時間（変則）勤務制度の導入等を行うこととしております。また、地域医療再生計画に基づき、平成25年度までに延岡病院に救命救急センター棟の建設を行うなど、2次・3次救急医療機関としての機能強化を図ることとしておりまして、平成22年度は基本計画の策定を行う予定にしております。これらの取り組みにより、県立病院が、今後も地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療確保のための重要な役割を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、高校生の就職対策についてであります。本年1月末現在の県立高校生の就職内定率は85.0%で、昨年同期と比べましてマイナス6.6

ポイントとなっております、昨年12月末現在のマイナス8.6ポイントに比べると若干上向いておりますが、依然厳しい状況となっております。県教育委員会では、これまで、企業や経済団体を訪問し、求人の確保・拡大の要請を繰り返し行うとともに、進路対策専門員を5名から23名に大幅に増員し、学校における進路サポート体制の充実などを図ってまいりました。今後とも引き続き、就職が決まっていない生徒に対しましては、親身になって相談に応じるとともに、卒業時に就職が決まらなかった生徒に対しては、スキルアップのための職業訓練等の説明会を実施するなど、関係機関と連携して支援してまいります。来年度におきましても、高校生を取り巻く就職環境の厳しさは続くと思われまので、一人でも多くの生徒が進路実現できるように、求人開拓や進路指導のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、このような厳しい状況においても、高校生が将来への夢を描き、目標を持って取り組んでいけるように、キャリア教育の充実が必要でありますので、来年度の新規事業「県立高等学校キャリア教育総合推進事業」におきまして、すべての県立高校でインターンシップや地域人材を活用した講演会等を実施するほか、普通科高校におけるキャリア教育の基盤づくりや、地域の産業界と連携したものづくりを担う人材育成に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少人数学級についてであります。少人数学級につきましては、小学校1年生に平成14年度から、2年生に平成16年度から30人学級を実施しており、児童一人一人にきめ細かな指導が可能となったことにより、学校生活を初めて経験する児童の学校生活への適応や、基本的な

生活習慣の習得が円滑に行われるといった成果が得られているところであります。

今回、少人数学級の導入を目指しております中学校1年生につきましては、平成20年度からモデル校6校による少人数学級の試行を実施しておりますが、その結果を教師に対するアンケート調査で見えますと、「生徒一人一人にきめ細かな指導ができるようになり、落ちついた学級になった」「学力に改善が見られた」などの良好な結果が得られたところであります。

また、中学校1年生における不登校生の割合を見てみますと、モデル校の平均は県平均を下回っております。このようなことから、中学校に進学した際に生徒が学校生活になじめず、不登校生が増加したり、学力差が生じたりするなどの課題がある中学校1年生に少人数学級を導入することは、中学校3年間の落ちついた学校生活を送るための基礎づくりをする観点からも、その教育効果は高いものがあると考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 代表質問の性格上、一括質問といたしましたので、特に知事には長い時間答えていただくということで大変だったと思いますが、これから、関連することについて一問一答で質問してまいりたいと思います。また、執行部の皆さん方には、情報過疎の中、交付金制度ができたりしてはいるものの、予算配分がなかなかはっきりしない中で予算をつくっていくということで、非常に大変だったと思っております。お疲れさまでございました。

まず、教育長にお尋ねをいたします。ただいま御答弁いただきましたが、少人数学級について、一定の教育効果が見込めるとの答弁であります。今後、少人数学級を順次拡大していくというお考えなのか、あるいは少人数学級の長期

的なビジョンについてはどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長(渡辺義人君) 義務教育である小中学校の学級編制につきましては、本来、国の責任において行われるべきものでありますが、県単独で少人数学級を他の学年に拡大していくためには、教師の確保とその財源措置が大きな課題であります。このため本県としても、国に対して、少人数学級の制度化を図るように、これまで要望してきているところであります。このような中、最近、文部科学省におきましては、学級編制の標準のあり方を検討する方針が示されたところでありますので、今後、その動向を十分に見きわめてまいりたいと考えております。以上です。

○蓬原正三議員 次に、高校生の就職対策についてであります。若者に仕事がなく、夢や希望、志を持ってない社会というのは、やはり異常な社会と言わざるを得ないと思っております。高校生の就職が大変厳しくなっている状況を踏まえて、先ほど、県民政策部長と教育長に、その対策を御答弁いただきましたが、卒業式が3月1日前後にあるわけですが、ことし就職できない高校生が例年より多く出てくることが予想されます。こうした卒業生というのは、俗に言うパラサイトシングルであったり、あるいはニートなどの予備軍になったりする可能性がある。また、そうなってはいけないと思っております。こうしたことし卒業する卒業生に対するケアをすべきじゃないかと思っておりますが、どのように考えておられるか、教育長にお伺いしたいと思います。例えば、この人たちは結婚したくても結婚できない。これが結果的には少子化につながって、社会活力減退の負のスパイラルに、今や日本の社会は陥ってしまっているということ

になると思いますので、御見解を賜りたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 今お話がありましたように、現在の状況からしますと、昨年度に比べまして、本県の高校生で、就職が決まらない状態で卒業を迎える生徒たちはふえるというふうに見ているところであります。そのような就職が決まらなかった卒業生が、今お話がありましたように、将来への希望を失うことがないように、学校におきましては、進路対策専門員や教職員が中心となり、心のケアを含めて就職支援を継続してまいります。また、職業訓練を受け、スキルアップを図ろうとする卒業生に対しましては、訓練中の状況を把握し、激励をしたり、相談に応じたりするとともに、県教育委員会といたしましても、商工観光労働部や労働関係機関、経済団体との連携を深めて、訓練終了後の職場開拓などにも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。これは私立学校もございますので、知事部局とも十分協議していただいて、重点事項として対応していただきたいと思っております。

次に、知事の政治姿勢について2～3点お伺いしたいと思います。私は、2年半、3年前になりましたでしょうか、知事に対してちょっときついことを言ったことがありました。東国原知事は幸せを運ぶ宝船か、恐怖の黒船か、はたまたただの幽霊船かと申しましたところ、大変お怒りになりましたが、少なからず幽霊船でなかったということは、ここで申し上げておきたいと思っておりますし、黒船については、もう少し任期がございますから、その時点でののお楽しみとさせていただきますと思っております。

まず、第1点は、この前、知事の提案理由説

明の中で——いろいろマラソン等にも出ておられます。頑張っておられますが、お疲れの様子だなという評価がございました。モチベーションは大丈夫でございましょうか。まず、お聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 県民の皆さんに首長が疲れているとかいった印象を与えているというのは、非常にいけないことだと考えておりますので、できるだけ元気に振る舞っているつもりであります。そういう印象を与えたのなら、これは反省の材料にしなきゃいけないと考えております。今後とも、全身全霊を傾けて県勢発展にいそしんでいきたいと考えております。

○蓬原正三議員 モチベーション十分というふうに承りました。

残り10カ月になるわけですが、これまで知事をされて、仕事は十分やってきたというふうに思っておられるのか、あるいはやり残したことはないのか、また新たな課題として、宮崎県としてはやはりこういうことをやらないといけないのではないかと、見つけられたことというのはありませんか。そのことについてお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 私は就任以来、県民の皆様への県政に対する信頼回復と、郷土宮崎への自信と誇りを高めたいという思いで行動してまいりました。この点では期待にこたえることができたのではないかと、おおむね思っております。このほか、マニフェスト全体の進捗状況について、おおむね順調であるという評価もいただいております。急激な景気後退等の影響もありまして、企業誘致、新規雇用創出など、思いどおりにならない部分もございます。引き続き、その達成に向けて全力で取



り組んでまいりたいと考えております。来年度は私の任期の仕上げの年となりますので、新たな産業の育成や、子育て支援、人材育成、低炭素社会の実現といった、本県の将来につながる中長期的な、戦略的な施策にもさらに力を入れていきたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次は、去年は衆議院選への転出のこと等がいろいろ話になったわけですが、知事職を続けてこられて、知事職として限界を感じられたこと、あるいは制度的なこと、いろいろ中央と地方の関係等々あると思うんですが、知事職に限界を感じられたことというのは何かございますか。

**○知事（東国原英夫君）** 上杉鷹山公ではないですが、制度あるいは物理的な、あるいは意識的な壁、そういったものの限界というのを感じるところがあります。そのほかにも、制度的には国と地方の税財源の配分の問題とか、義務づけ・枠づけの問題だとか、あるいはひもつきの補助金など、十分な税財源が確保されていないというようなところで、限界を感じることもあります。また、さまざまな国の関与によって、地域の自主性や創意工夫が十分に発揮できないことも痛感しております。このため、私はずっと申し上げておりますが、地方の時代をつくるべく、地方分権の実現を政治理念とさせていただいておりますので、今後とも、あらゆる機会をとらえて積極的に発言し、また地方分権・地域主権の実現に向けて尽力していきたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、テレビ出演の話であります。知事就任時はテレビに出過ぎではないかという批判も多うございました。私もそれを申し上げまして、地元の方から怒られたこともあります。ただ、地元のために、宮崎県のために

なるテレビ出演であれば、幾ら出てもいいのではないですかということをお願いしたんですが、先般、2月15日、「たけしのTVタックル」という番組に出ておられまして、政治トーク番組、国会議員との論戦というようなことでもございましたが、こういう地方の声を代弁する、地方を守るという立場でのテレビ出演というのは私は結構ではないかと。お笑い芸人東国原英夫ではなくて、知事として出られる番組というのは非常にいいのではないかなというふうに感じたところでありましたが、現在のテレビ出演の状況は、以前、鳥飼議員の質問に対して、ある程度自粛するというようなこともあったように記憶しておりますが、お知らせいただくありがたいと思っています。

**○知事（東国原英夫君）** テレビとかラジオとか新聞・雑誌等のメディアへの露出というのは、出ると出過ぎと言われ、出ないと出ないでまた一発屋と言われたり、「あの人は今」とか言われたり、非常にバランスが難しい。私の基準としては、基本的に宮崎をPRする、これはマニフェストで県民の皆さんとお約束をさせていただいたんです。その基準にのっとって、今後とも、情報発信なり宮崎のPR等に努めていかなければいけないと思っております。また、議員御指摘の、きちんと制度的に、行政的に、政治的な地方からの、地方の疲弊を中央に訴える、全国に訴えるという、そういう役割も露出の中には入っておると思っておりますので、そういったことは鋭意、取捨選択をしながら、宮崎のために、地方のためにどういったものが情報発信としてためになるかというのを判断しながら、選択をしていきたいと考えております。

**○蓬原正三議員** そういうことで、ひとつよろしく、本県のために頑張っていただきたいと思います。

います。

次に、話題を変えます。マニフェストについてであります。先般、テレビである評論家が言うておりました。名前はわかりませんが、今回の衆議院選挙であります。言いにくいことですが、そのまま申し上げます。「マニフェスト選挙を民主党がだめにした」と言う評論家がおまして、「得票目当ての選挙前悪質誇大広告が、政治と金問題と相まって大きな政治不信を招いてしまっている」と。政党支持率がぐんと下がって、政党を支持しない人がふえていることを見ても、それは証明されていると思っております。これは民主主義の危機ではないかということでございますが、このマニフェストを都市計画に例えると、基本構想があつて、基本計画があつて、実施設計がある。マニフェストというのは、その予定だとか数値目標とかを決めるわけですから、いわゆる実施設計に近いだろうというふうに私は思っています。先ほど質問いたしました、我々地方議会議員という場合は、執行権はありませんから、努力目標に近いものにどうしてもならざるを得ない。だから、基本構想に近いのかなというふうに思います。それで、このマニフェストというものが、先ほどまだ成熟の過程というようなお言葉をお使いになりましたが、守れなかったならば、例えばマニフェストを守れなかったらこうしますという、おのれに罰則を科すような、罰則付きのものにして初めて完成品と言えるんじゃないかなというふうに思うわけですが、提唱されたのは北川前三重県知事でしたか。そのあたりを議論されたらどうかと思うんですが、御感想を賜りたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 基本的にマニフェストというのは、達成状況とか、そういったもの

は県民の皆様が評価されるということで、有権者の皆さんが評価されるという前提に立っていると思います。ただ、議員御指摘のように、これはさきの衆議院選挙がそうだとということじゃないんですが、一般論として、スーパーの安売りの広告みたいにマニフェストが使われるというのは非常に問題であると、私も個人的にはそう思っています。ただ、マニフェストは、その性質上、政権や政策を支えるという反面、マニフェストに必要以上に拘束されると政策が硬直化していく、時代性とかそういったものに合わなくなってしまうという面もあります。現在、政権与党が、国民の期待にこたえるべくマニフェストの実現に向けて努力をされていると考えております。しかし、情勢の変化等々、掲げた政策を変更する場合には、国民への十分な説明責任が果たされるものと思っておりますし、また、そういう制度を今、政府、内閣のほうで検討されている状況みたいですので、その検討状況を見守っていかなければいけないと考えております。

**○蓬原正三議員** マニフェストについては、もっともっと議論すべきことがあるなというふうに思っておりますので、また議会を通じて——このことだけに今、時間を費やせませんので、問題提起だけにして次に移ります。

次は、政治主導ということについて、知事の御見解を賜りたいのであります。これは朝日新聞の1月11日付の記事であります。アメリカのコンサルティング会社ユーラシアグループが——これも言いにくいけれども、はっきり言います——ことしの世界10大リスク5位に鳩山政権を挙げたという記事がありまして、6位が気候変動だと。温室効果ガス25%削減を掲げられているのに、気候変動よりも危険度が高いとこ

ろに掲げられた、そういうことなんです、知事も当初は県職員に対して、どちらかといえば我々の印象としては挑戦的な態度でございました。しかし、今は非常にうまく組織を動かしておられるという感があります。官僚も人だし、県職員も人です。ちゃんと志を持っていると思います。国家公務員であれば国を背負うという気概がありましょし、県職員であれば県を背負うぐらいの気概はあるはずなんです。これをばかだとか無能だとかいう呼ばわり方をされれば、モチベーションも下がるし、国や県の損失ではないかというふうに考えるわけで、要は、いかに能力を引き出して、政治家の指し示す大方針を実現すべく、知恵と汗を出させるかということではないかと。人は生かさなければいけない。これは国のみでなく県もまた、知事もあと残すところ10カ月になったところで、政治主導とは何かということをしっかり議論すべきことであると思いましたので、お尋ねしております。知事の政治主導ということについての御見解を賜りたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 有名な方の言葉に、「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」という言葉があります。僕はこの言葉が大好きでございまして、これを組織の長としての自分の理念にしておるところであります。官僚を含め、県庁職員の皆様、市町村の職員の皆様は非常に優秀です。事務処理能力、問題解決能力、そういったものに、専門的に、プロパー的に、あるいはゼネラリストとしてたけていらっしゃると私は考えています。ですから、首長、政治家の役割というのは、こういう優秀な職員の能力を100%、120%出し尽くす、そういう環境に持つていくことが大切だと思っております。公務員あるい

は官僚が無駄だとか無駄遣いだとかいうことが、公務員バッシングがされておりますけれども、本当に無駄というのは、公務員の能力を120%、130%出し切らないことが無駄じゃないかなと私は考えています。そのような専門知識や技術を持った官僚あるいは職員の能力を十分に発揮させ、そしてまた最終的な判断とその責任を政治家が負うということが、政治主導ではないかなと思っておるところであります。私も、このような考えのもと、職員の皆さんの協力をいただきながら県政運営を行っているところであります。

〔発言する者あり〕

**○蓬原正三議員** お隣からも、そのとおりでという、御意見がございませう。

次に、政治と金、これもやはり県議会としてしっかり議論しておかなければいけないことだと思っております。1月26日の産経新聞、「明日へのフォーカス」の中で、高畑昭男という人が述べておられますが、今国会を「マザコン・ゼネコン国会」と、言いにくいことですが、はっきり言います。政治屋は次の選挙のことを考え、政治家は次の世代のことを考える。これは昔から言われていることですが、政党助成金と立法事務費が政党解党時に多額、数十億円残っており、これが一政治家の資金管理団体に入金されたのではという報道があります。私どもは、いろんなどころに行きますが、県民の皆さんから、これはどういうことですかと問い合わせがあります。あるいは、税金じゃないんですかという疑問の声もあります。これは、やはり国民的議論をする必要があると思っておりますし、その一つの間として、私ども県議会にいるわけですから、ここで取り上げているわけですが、不幸にも3年ちょっと前、安藤事件というのが本

県でもございましたから、しっかり議論しておくべきことだと思っています。

先ほど申し上げました2月15日の「TVタックル」で知事は——総務省の渡辺副大臣が同席だったと思っていますが——鳩山総理の献金問題について、「知らない得ですか」という言葉を使って、非常にいい突っ込みをされたなというふうには見ておりました。政務調査費と立法事務費というのは非常に似たものじゃないかというふうには思っておりますが、国会でその使い方についてはお決めになっていることですから、その中身までどうのこうの言うつもりはありませんけれども、この政務調査費、私どもは昨年から1円までしっかりと報告をして、残ればちゃんと県のほうにお返しするという制度をつくって、かなりのチェックを受けて、報告をいたしております。この一連の鳩山総理の献金問題、あるいは政党助成金や立法事務費の一連の報道に対しての御感想をいただきたい。それはなぜかという、知事は宮崎から日本を変えるというふうにおっしゃいました。すばらしい心意気だと思っています。国に対して発信力もあるわけですから、そのあたりの発信をしていただきたい。でないと、余りにも大きな金額の中で——後ろにもいっぱい傍聴者の方が見えていますけれども——まじめな国民は勤労意欲を失ってしまう。庶民はこの不況の中で泣いていますよ。また、知事のマニフェストの中で、残念ながら、政治資金収支報告書の全面公開はB、C評価というのもありましたから、少し反省のこともあるかなと思いますが、この政治と金の問題について、一連の報道等について、「TVタックル」でも御発言になりましたが、お考えをいただきたいと思っています。

○知事（東国原英夫君） まず、自身の政治資

金収支報告書なんです、それはホームページ上で公開するというのはマニフェストにうたわせてもらったんですが、それが今月いっぱい、来月上旬ぐらいにはできる予定です。今、検討作業を進めているところであります。御理解いただければと思います。

また、いわゆる政治と金の問題につきましては、私を含めまして、政治家たる者というのは、清廉かつ高潔、そしてまた公明正大であるべきだと考えておりますので、一般論として申し上げますと、このような問題が生じた場合には、政治家がみずから襟を正し、そしてまた判断し、しかるべきときにしかるべきところで十分な説明責任を果たすことが肝要かなと思っております。

○蓬原正三議員 知事の政治資金については、ホームページで報告ということですから、そのことで理解をいたしました。

次に、もう一回、知事に確認をとっておきたいと思っています。予算陳情窓口の一本化、民主党さんは政府への予算陳情の窓口を幹事長室に一本化をされましたが、これは国民の陳情の権利を奪うものではないか、主権在民に反するじゃないかという意見があります。憲法第15条の2項に、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」となっていますから、行政府、政府、行政機関というのは当然、全国民に対して開放すべきものであります。政党は政党で自由にやればいいわけで、一政党のみが地方とのパイプになるというのは、どうも県民の目から見るとおかしいのではないかと。しかも、国からは一方的に通達とか省令とかがおりてきます。逆に、地方からの声が出しにくい、受け入れないというのは、地域主権にも矛盾することだし、地域の声が届きにく

い、届かない、提言もできない。国と地方はもともと対等であるということが既に当たり前の常識なんです。これは地方がこぞって問題にすべきことではないかというふうに我々は考えます。このことについて知事はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 各省庁に対する要望が、民主党の幹事長室を通さなければできないということではないようですが、一番大事なことは、地方の声がしっかり政策に反映されるかどうかということかと思えます。私は、民主党の陳情システムが、効率的に地方の要望を集約し、予算や政策に反映させるために導入されたという点において評価をさせていただいておりますが、それゆえに、地方が行った要望・提案に対して、政府予算がどういう過程を経て、どのような基準で決定されたのかを説明いただく必要があるかと考えております。また、その結果が、地域主権の観点から地方として納得できないようなものであれば、陳情システム等々の見直しといったものを求めることも必要なのではないかと考えております。

**○蓬原正三議員** 地方が不利にならないようにちゃんと声が届くように、そこあたりを考えながら、これからもいろんな場で発言をしていただきたいと思えます。

次に、地方分権の推進についてということで、福祉保健部長に伺いたいと思えますが、子ども手当の地方負担についてであります。今、児童手当というのは、念のために申し上げますが、3歳未満が一律1万円、3歳以上が第1子、第2子、5,000円、第3子1万円、この分類はいろいろありますけれども、基本的にそうなっております。まず、福祉保健部長に確認をしますが、現在支給されている児童手当の負担

額を今年度で見ると、県と市町村がそれぞれ約24億円、事業主も負担しておりますが、3歳未満の場合なんです。10分の7、総額で15億円、合計で約65億円ということになります。これが21年度の精算額です。来年度、22年度もほぼ同規模になると理解してよいのか、福祉保健部長、イエスカノーかだけで結構ですから、お願いをいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 今年度とほぼ同じ額の負担になるというふうに見込んでいるところでございます。

**○蓬原正三議員** 県もですが、市町村がそれぞれ24億円、事業主は15億円負担しなければいけない。この不景気の中、事業主は児童手当がなくなると思っていたわけですから、事業主はがっかり。また本来2万6,000円ということだったわけですから、該当者、子供を持つ親は1万3,000円しかももらえないということで、これもまたがっかり。自治体は、非常に財政が硬直化する中、24億円、市町村はまとまって24億円出さないといけない。自治体はびっくり、こういう状況でありまして、国の負担は、あくまでも単純計算ですが、3歳未満であれば1万円に対してあと3,000円の上乗せで済む。3歳以上であれば第1子、第2子は8,000円の上乗せで済む、第3子は3,000円で済むということになるわけで、神奈川県松沢知事は当初——後で撤回されましたが——子ども手当のボイコット発言もされました。それは、制度としておかしいではないか、言ったことが違うではないかと。知事は先ほど、公約違反だというようなことも答弁の中でありました。また知事は、「TVタックル」が何回も出てきますが、2月15日の放送分で、総務省の渡辺副大臣の「22年度は地方に負担していただくけれども、23年度はありませんとい

うことを原口総務大臣が言っている」という言葉に対して、すかさず横から、「平成23年度の地方負担はないんですね」「ないんですね」と、2回念押しされておりましたのを見ております。要は、平成22年度、来年度の予算の地方負担はどのような経緯で、地方に、あなたのところは負担しなさいということ、表現がよくないかもしれませんが、押しつけてこられたのか。また、知事として、松沢知事のように、それは公約と違うじゃないですかと、ボイコットの余地はなかったものかどうか、お伺いをしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 来年度の子ども手当と児童手当の併給は、大幅な税収不足等の極めて厳しい財政状況の中で、公約を実現するための苦肉の策として打ち出されたものと考えておりますが、事前に地方側との協議がなされなかったことは、大変遺憾に思っております。しかしながら、今回の措置は、あくまで来年度限りの暫定的なものでありまして、23年度の本格実施については、地方の意見を十分聞いた上で制度設計を行うとのことでありますので、県民や事業主体である市町村への影響も考慮し、来年度の子ども手当の負担はやむを得ないものと判断しているところであります。

**○蓬原正三議員** どうも国と地方が対等といいながら、対等でないものを受けざるを得ないものがそこにあるような感じがします。

あと一つ、子ども手当について、これはマニフェストの目玉政策でありましたが、要は少子化対策だろうというふうに思っています。そうしたときに、このマニフェストというのは、当然、数値目標があつてしかるべしだろうというふうに思います。肝心の出生率の数値目標というのが、2万6,000円上げますよ、上げますよと

いう話だけがあつて、出生率の目標値が見えてこないということについて、大きな疑問を抱くわけですが、福祉保健部が少子化の担当部ということになります。国から、数値目標ということについて、何か具体的な、こういう目標にするんだよというのを、数値目標として聞いておられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 国における出生率に関する数値目標については、これまで、私どもに対して特に説明などはないところでございます。

**○蓬原正三議員** 後は委員会の議論に任せます。

あと2点です。フリーウェイ工業団地について、県がお買いになるわけですが、この工業団地をどのように活用していくのかということが非常に重要なことだと思います。県有地となった後、分譲促進のため、どのような誘致活動を行っていくのか、商工観光労働部長、お考えをお願いします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** フリーウェイ工業団地につきましては、これまで地元高原町などと連携しまして、企業訪問あるいは現地案内を行ってまいりました。また、企業立地セミナーあるいは各種展示会でのPRなど、積極的に誘致活動を展開してきたところでございます。県有地になった後も引き続き、地域資源を活用した食品加工業あるいは流通関連業を中心に、全力を挙げて誘致に取り組みたいと考えておりますが、加えまして、企業立地をより促進するための新たな方策も、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○蓬原正三議員** あと1点、フリーウェイ工業団地についてお尋ねいたします。製造業とか物

流関連企業を誘致することが理想と思います。もともとそういうところを目指してこられたと思いますが、発想を転換して、それ以外の活用方法についても議論していいのではないかと。極端なことを言うと、温泉つきの分譲住宅でもいかもしれませんし、あるいは先ほど話が出ておりますメガソーラーを設置するとか、考えればいろいろ、県民の皆さんからアイデアを募ればあるんじゃないかと思いますが、知事にお尋ねいたしますけれども、そのあたりのことについての考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) フリーウェイ工業団地の整備の背景には、製造業等の企業立地による地域経済の大きな発展を望む西諸市町村の強い要請や、雇用の確保等を期待して土地を提供した地元住民の意向もございまして、したがって、今後につきましては、基本的には、工場等の立地に軸足を置いて誘致活動を行うこととしております。しかしながら、なかなか立地が進んでいない状況でありますので、地元高原町などの意向もお聞きをしながら、企業誘致と並行して、地元の地域振興に大きく寄与する新たな利活用の方策も幅広く検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 以上で質問は終わりました。長い答弁となりましたが、お疲れさまでございました。特に、高校生の、若者の就職支援、これは非常に大事なことだというふうに思っておりますので、ほかのこともあります、国からの情報収集にお努めになりながら、ひとつ適切な予算の執行に努めていただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は13時10分再開、休憩いたします。

午後0時12分休憩

---

午後1時10分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次は、自由民主党、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) それでは、午前中に引き続き、私は初めてでありますけれども、自由民主党を代表させていただきます代表質問をさせていただきます。

けさの宮日の「ことば巡礼」の欄に、「人生はつまるところ、一瞬一瞬の積み重ねにほかなりません」との言葉が載っておりました。私たち議員も、執行部の皆さんとともに、この一瞬一瞬の積み重ねにより、県の行政をよりよくしていこうと努力しております。それでは、この言葉を胸に刻み、通告に従いまして質問を行いますので、県民の立場に立っての御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。

昨年秋の民主党政権の誕生により、新たな政治課題が浮上し、議論されようとしております。幾つかの課題のうち、本日は2つの課題を取り上げ、知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

最初に、外国人参政権の問題であります。この問題は、平成12年ごろ、自民党内で盛んに議論され、「外国人参政権は憲法違反であり、たとえ地方参政権であっても付与できない」という意見が大勢となり、既に決着済みの問題と認識をしておったところであります。ところが、先日来、法案提出の動きが伝えられております。国政レベルが無理であるとするなら、地方レベルであれば選挙権付与は可能ではないか

と。その論拠として、「外国人も納税の義務を果たしている。憲法は参政権を国民固有の権利とするが、地方では住民が選挙権を行使するものであり、外国人も住民であることから付与し得る。最高裁も認めている。付与は世界的な流れであること」などを主張しておられます。しかしながら、その主張のいずれをとっても確かな根拠があるものではなく、例えば納税については、行政サービス等をひとしく享受していることを考えると、当然に負担すべきものですし、また、最高裁判所も付与し得るとは言っておりません。いずれにしても憲法違反であり、問題の唯一の解決策は、帰化により日本国籍を取得することしかないと考えます。地方政治においても大いに影響のある課題でありますので、知事の所見をお伺いいたします。

次に、夫婦別姓の問題であります。夫婦別姓問題は、民法の規定の改正を伴う課題ですが、民主党政権になり、担当大臣がかねてからの推進論者であることから、にわかにクローズアップされた問題であります。平成18年12月に実施されました内閣府の世論調査によりますと、「夫婦の名字が違ふと夫婦の間の子供に何か影響が出てくると思うか」の問いに、「子供にとって好ましくない影響があると思う」と答えた者の割合が66.2%、「子供に影響はないと思う」と答えた者の割合が30.3%となっております。このことは、家族としての一体感、きずながなくなることを危惧せざるを得ないことを、国民の皆様も感じているのではないかと考えます。まだまだ議論すべき点も多く、拙速な推進が必要な事案ではないように思われますが、知事の所見をお伺いいたします。

以上2点を壇上からお伺いいたしまして、以下、質問者席で質問させていただきます。(拍

手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

外国人の地方参政権についてであります。外国人への地方参政権付与については、さまざまな経緯や考え方があることは承知しておりますが、我が国の制度の根幹にかかわる重要な事項だと認識しております。このため、地方の意見も十分踏まえた上で、国会において十分議論して結論が出されるべきものだと考えております。

次に、夫婦別姓についてであります。夫婦別姓につきましても、結婚に伴って姓を変更することによる不便や不利益を解消する必要がある等の理由から、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見がある一方で、家族のきずなや子供への影響等に配慮して反対する意見があるなど、さまざまな考え方がありますことを私も認識しております。夫婦別姓は、婚姻制度や家族のあり方と密接に関連する重要な問題でありますので、国民の意識の動向に配慮しながら、十分に議論を重ねていく必要があろうかと考えております。〔降壇〕

○押川修一郎議員 まず、外国人参政権付与問題の回答でありますけれども、知事のおっしゃるとおりだというふうに思います。しかしながら、この問題は地方への影響が大きいと思います。あるいは、地方の声を聞く場というのがないようにも思っております。また、民主党の地域主権の現状からいっても、地方のそういう声を聞くものが少な過ぎると思います。また、民主党のマニフェストにも載っておりません。経済がこのような状況下で、国論を二分するような今のやりとりでいいのか、これはもっと時間をかけて十分議論した中で国会で議論すべき



だ。日本人であるがゆえの我々に与えられた一つのこの主権というものは大事にしていきたい、そのように思います。先ほど答弁いただきましたとおり、全国知事会等々もあるわけですから、そこらあたりで十分議論していただいて、拙速に今回の国会で結論を出すようなものではないというふうに思うわけでありませうけれども、再度、知事の考えをお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 私の基本的な今の立場、姿勢というのは、平成7年の最高裁判決を尊重するという立場でございます。その傍論の中で、「しかしながら」の後だったと思うんですが、「専ら国の立法政策にかかわる事柄」という文言が出ておりますので、そういったことを尊重する立場にあると私は考えております。

**○押川修一郎議員** ぜひ、そういうことと我々の地方の声というものを極力国のほうに伝えてもらうように、いろんな機会を通じてお願いをしておきたいと思っております。

また、夫婦別姓についても、先ほどいただいたとおりでありまして、結婚して姓が違いうということになると、子供さん方がどちらに自分の身を置いていけばいいのかとか、いろんな問題が生じてくることだというふうに思います。この問題においても、今のお答えどおり、やはりいろんな立場を通じて、知事に宮崎県あるいは地方の声のリーダーとして、知事会等でもまた議論をしながら、これもぜひ何とかそういう時間をつくっていただいて、我々の声というものを聞いていただくような場の提供なり、お声というものを届けていただければありがたいと思っております。また、昨夜のテレビ番組を見ておりましたら、国民新党の亀井大臣が、両方ともおれは反対だということ、現政権でありますけれども、強く言うておられますから、我々も亀井大臣みたいに、この問題、もう少し、日本人であるがゆえにそういったものを、主義・主張ができるようなものを申していきたいなと思うところでもあります。どうかこの2点につきまして、知事の立場として、ぜひ知事会等でその声をどしどし上げていただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、中山間地対策に移りますけれども、先日、美咲町という岡山県の中山間地域にある町に調査に行っていました。この町の境地区では、棚田やソバなどの地域資源を生かした取り組みが、地域住民が中心となって行われておりました。昔からこの地域で栽培されていたソバと地域でとれた野菜などの食材を使った地元の農家の運営する「紅そば亭」には、年間約1万人が訪れ、また、年1回のそばまつりには、来訪者との交流が行われていることでもありました。この地域の高齢化率は50%を超えているようではありますが、これらの取り組みにより、地域が活性化しているようでありました。宮崎にもこのような地域が多くありますが、これら中山間地域は、安心・安全な食料を供給するだけでなく、水源の涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止など、多面的な機能を担っており、多くの県民の豊かな暮らしを守っております。

知事は、就任以来、中山間地域の活力再生を図るための対策に重点を置き、施策を推進してこられたところですが、過疎化や農業者の高齢化の進展、さらに世界的な経済状況の悪化もあり、これらの地域を取り巻く情勢はますます厳しくなっていると感じております。そこで、中長期的な視点での、中山間地域を活性化し発展させていくための基本的な方向性について

て、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 私は、これまで機会あるごとに、中山間地域に直接足を運ばせていただきまして、多くの住民の方々からさまざまな御意見をお伺いする中で、中山間地域の厳しい実態を肌で感じるとともに、その対策の緊急性、重要性を強く感じてきたところであります。このようなことから、来年度も、中山間地域の活性化を重点施策に掲げるとともに、中山間・地域対策室を課に昇格させるなど、体制の強化を図ることとしたところでありますが、今後、高齢化や人口の減少等が進むことによって、中山間地域を取り巻く状況はますます深刻化することが予想されます。このような中で、中山間地域の活性化を図るためには、まずは、いきいき集落など地域住民の方々の主体的な取り組みを促進し、それをしっかりとサポートすること。また、豊かな自然や地域の「コミュニティ力」<sup>りょく</sup>等を生かした都市との交流や移住の促進を図ること。さらには、豊富な資源の活用や広域的連携による産業振興など、定住自立の条件整備を進めることなどを基本的な方向性として、国・市町村と連携を図りながら、中長期の視点に立った中山間地域対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。しっかりとやっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

次に、これまでの対策を通じて見えた課題ということで、20年度から、関係部局間の連携、施策の総合化を図られるため、中山間・地域対策室を設置し、中山間地域振興への意気込みを示され、各種事業を展開しておられます。これまで実施してこられた対策から見えてきた課題にはどんなものがあるのか、県民政策部長にお

伺いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 中山間地域対策につきましては、これまで3つの柱、「集落の活性化」、「日常生活の維持・充実」、「産業の振興」、これを柱としましてさまざまな取り組みを行ってきたところでありますけれども、例えば、集落の自主的な活動による地域づくりの動きが広がるなど、一定の成果が見られているというふうに思っております。しかしながら、高齢化とか人口減少が進む中で、単独では集落機能の維持が困難になっている集落が見られますほか、医療・福祉を初め、日用品の購買とか、地域交通などの日常生活の支援の必要性であるとか、生活のベースとなる仕事の確保について、改めてその対策の重要性を認識しているところでございます。さらには、鳥獣被害につきましても、その早急な対策を求める声が高まってきておまして、特に深刻な課題であると認識をいたしております。

**○押川修一郎議員** 22年度の施策について、知事が20年度に中山間地域対策を重点施策に位置づけられてから2年間、これらの地域の活性化のため、さまざまな施策を打ち出してこられました。来年度も、中山間地域での大きな課題となっている鳥獣害対策など、部局横断的な事業が予定されており、さらに中山間・地域政策課が設置されることなど、中山間地域対策のさらなる充実が期待されるところでありますが、これまでの実績を踏まえた上で、来年度の施策について、その具体的な取り組みについて県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 中山間地域を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き総合的な対策が必要と思っております。このため来年度は、例えば、住民主体で元気な

集落づくりに取り組みます「いきいき集落」の一層の活力強化を図るために、ほかの集落のモデルとなるような取り組みを支援いたします。「いきいき集落活性化推進事業」や、本県への移住・定住を促進するための「宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業」、また、地域資源を活用した新産業及び雇用を創出する「中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業」など、地域特性を生かしたさまざまな施策に取り組むことといたしております。さらに、中山間地域で特に深刻な課題となっております鳥獣被害対策につきましては、新たに関係部局が連携した取り組みを進めることといたしております。

**○押川修一郎議員** 中山間地ではそういうものが本当に大事だろうと思いますから、ぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、鳥獣害対策についてであります。中山間地域の重要な課題の一つに鳥獣害対策があります。猿、イノシシ、シカ、カラスなどによる被害の深刻な状況は、一刻の猶予もない待ったなしの状態であり、特に猿などは、稲穂までしごいて食べるひどい状況であります。被害は年々拡大するばかりで、それに伴い、耕作する意欲もそがれ、人家付近でさえも耕作放棄地が見られるような状況にあります。鳥獣害対策は、基本的には地元市町村が中心となり、住民と一体となった対策を講じなければならないと思いますが、県としても、この深刻な状況に対し、今まで以上に積極的に対応していかなければならないと考えているところであります。一定の予算措置もいただいているところでありますが、今後の鳥獣害対策について県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 鳥獣被害対策につきましては、これまで、捕獲、防除を中心

とした対策を進めてきたところでありますけれども、22年度は、鳥獣被害対策の専門家の活用を図りながら、地域全体の力で鳥獣を集落に近寄らせない環境をつくるという、新たな視点に立った取り組みを全庁的に実施することといたしまして、その体制を整備することといたしております。具体的には、本庁に、副知事をトップとする鳥獣被害対策特命チームを設置いたしますとともに、各地域においても、西臼杵支庁や農林振興局単位に地域鳥獣被害対策特命チームを設置することによりまして、各部局が連携して総合的な鳥獣被害対策を進めることといたしております。

**○押川修一郎議員** ただいま、鳥獣被害対策緊急プロジェクトについて、県民政策部長から答弁をいただきましたが、鳥獣被害は大変深刻であり、特に猿への対策については、県民の要望も強いところであります。そこで、主な取り組みについて、各専門部会を所管する環境森林部長と農政水産部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 環境森林部で所管しております各専門部会におきましては、市町村の有害鳥獣捕獲班あるいは野生猿特別捕獲班に対する活動支援を引き続き行いますとともに、22年度からは、シカの捕獲促進を図るために、助成金を、これまでの1頭当たり5,000円から8,000円にアップしますとともに、雌ジカにつきましては、基本目標頭数の1,000頭を超えて捕獲した場合には、1万円を助成することとしております。また、本議会に22年度新規事業としてお願いしております「有害鳥獣（シカ・サル）被害防止緊急対策事業」におきまして、シカや猿の被害が多い22の市町村において、シカ・サル対策指導捕獲員48名が、捕獲や各地域の特命チームと連携をした、地域ぐるみでの被害

対策に取り組むこととしております。今後とも、関係部局や市町村等関係機関と一体となりまして、より実効性のある鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 農政水産部におきましては、本議会に、平成22年度の新規事業といたしまして、「鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業」をお願いしております。本事業におきましては、実効性のある鳥獣被害対策を講じるためには、お話にもございましたように、地域みずからが主体的に取り組むことが重要であるとの考え方にに基づき、現地指導体制の確立を図るために、鳥獣被害対策スペシャリストを招聘しまして、地域リーダーの育成や地域研修会の開催を行うとともに、効果的な被害防止対策のモデル実証や、地域ぐるみでの被害防止対策の取り組みに対する支援を行うこととしております。今後とも、これらの取り組みを、関係部局や市町村を初め、関係機関・団体、地域住民一体となりまして進めることにより、鳥獣被害防止に関する地域力の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 鳥獣被害対策緊急プロジェクトでありますけれども、鳥獣被害対策についていろいろとお伺いをしてまいりました。来年度設置される鳥獣被害対策特命チームのチーム長に就任される副知事に、鳥獣被害対策の取り組みへの意気込みをお伺いしたいと思います。

**○副知事（河野俊嗣君）** これまで答弁しておりますとおり、鳥獣被害というものが地域にとって大変重要で深刻な状況になっているということを認識した上で、今、答弁申し上げましたように、県庁内で体制を整えるとともに、特に地域での取り組み、地域での面的な取り組みによりまして、単にこれまでのように、多く

なったから捕獲すればいいということではなしに、そもそも鳥獣を寄せつけない形での地域での連携が必要になってまいりと思っております。県庁、市町村、地域住民と一体となつて、鳥獣被害対策に真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 今までにない特命チームでありますから、ぜひ副知事が先頭に立って、現場に出ていていただいて、そういう声なる声を聞いていただいて、少しでも改善ができますようお願いをしておきたいと思えます。

次に、中山間地域における産業振興についてであります。先ほど、来年度の施策について御説明をいただいたところですが、中山間地域には目立った産業がなく、人口、特に若年層の流出が続き、高齢化が進展し、地域の衰退が進んでいます。中山間地域の持続的発展のためには、若年層が地域に残るために産業の振興、雇用の確保が重要であると思えます。来年度、新規事業として「中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業」が計画されていますが、この事業は、中山間地域のどのような点に着目して事業展開していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 中山間地域につきましては、特に産業基盤が脆弱であることから、一段と厳しい雇用情勢下にあります。その対策に早急に取り組む必要があると考えております。このため、本事業につきましては、豊かな自然環境や、それにはぐくまれた農林水産物、伝統文化など、中山間地域の有する多様な地域資源に着目しまして、それらを活用した新たな産業の創出と雇用の拡大を図ることとしております。具体的には、中山間地域の商工会あるいは森林組合などの経済団体を対象

に、地域資源を活用した幅広い分野での事業を募集しまして、採択したものについて提案団体へ委託して事業を実施することとしております。県としましては、この事業によりまして、中山間地域の振興に産業面からの弾みをつけたと考えております。以上でございます。

**○押川修一郎議員** 中山間地は、こういった雇用の場というものがなかなかないわけでありまして、御案内のとおり、公共事業等が減ってきた中で現金収入もままならない状況でありますから、ぜひ皆さん方の力を結集していただいて、すばらしい支援のもとでこういった新しい雇用の場が創出できますことを、御要望しておきたいと思っております。

次に、都市と中山間地域の協力であります。都市部の多くが下流域に位置することを考えれば、主に上流域にある中山間地域の崩壊ははかり知れない損失を招き、同時に、都市部の人の営みをも崩壊に招く危険性があるのではと考えております。人口減少、高齢化の進展が続く中山間地域を守っていくためには、都市部の住民の協力が重要なものとなっていくと思われまます。そこで、中山間地域を維持していくためには、都市部の住民の協力が重要だと思っておりますが、協力を進めていく施策について、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 中山間地域の振興を図りますためには、地域住民はもちろんでありますけれども、ただいま御質問にもありましたように、都市住民を初めとする多くの方々が、中山間地域の実情でありますとか、重要性に対する理解を深めていただくとともに、これらの地域を守るためのさまざまな活動に参画いただくことが重要であると思っております。このような観点から、本年度より、中山間地域

でボランティア活動を行う人材を派遣いたします「中山間盛り上げ隊派遣事業」を実施しておるところであります。現在、都市部の方々を中心に231名の方が隊員登録していただいております。これまで、西米良村とか五ヶ瀬町など5つの市町村で31回、延べ122人の隊員が支援活動を行ってきたところでございます。また、中山間地域の実情を紹介いたします「中山間ネット」ホームページを開設しておりますけれども、平日の平均で約1,000件のアクセスを記録しております。このような取り組みを通じまして、中山間地域が果たす役割等について都市部の住民の方々に広く知っていただいて、多様な主体によります参画によって中山間地域の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** かなりの方々がこの中山間盛り上げ隊に登録をされておるといっておりますから、こういった方々が十分活躍していただき、そういう場というものをどんどんやっていただくことによって一つの改善等々が見えてくればいいなというふうに思いますから、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、組織改正の効果についてであります。このような中、県では、現在、総合政策課の課内室である中山間・地域対策室を中山間・地域政策課に昇格させ、新たに、定住自立圏構想や移住の促進等の業務を所管させることを発表されました。そこで、この組織改正の目的と、これにより期待できる効果について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** お話ございましたように、新年度の組織改正では、平成22年度の重点施策の一つであります中山間地域の活性化をより一層推進するという観点から、中山間・

地域対策室を中山間・地域政策課として課に昇格をさせまして、専任の課長、課長補佐を置く。こういった体制の強化を図ることとしておるところでございます。今回の改正に伴いまして、この課では新たに、お話のございました定住自立圏構想あるいは移住の促進、さらに、先ほど来お話のございます鳥獣被害対策の緊急プロジェクトの総括、こういった業務を所管することとしているところでございます。今回の体制強化によりまして、こうした市町村の枠を超えた地域連携による広域的な地域政策について、より効果的な展開が図られるというふうに考えております。

**○押川修一郎議員** 名称とかの変更だけじゃなくて、目標をきちっと持って、その課ができたことによる効果が出てくるような形の中で努力をお願い申し上げておきたいと思えます。

次に、過疎法の延長見込みについてであります。中山間地域の市町村が大きな恩恵を受けている過疎地域自立促進特別措置法が、この3月末をもって期限を迎えることになっております。この法律が失効してしまった場合、これらの地域の市町村では予算編成が困難となり、この地域に暮らす方々に大きな影響を及ぼす事態が予想されます。そこで、過疎地域自立促進特別措置法の延長とその内容について、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 過疎地域自立促進特別措置法でありますけれども、この法律は、平成12年に議員立法により制定されたものであります。先般、与野党間の合意が調いまして、改正法案が取りまとめられたところでございます。それによりまして、現行法の期限を6年間延長しまして平成28年3月末とするとともに、平成17年度国勢調査の結果に基づく過疎

地域の要件の追加等が盛り込まれております。また、過疎対策事業債につきましても、市町村から要望の高かった地域医療でありますとか、生活交通の確保等のソフト事業に要する経費が対象となるなど、その拡充が図られることになっております。この法案は早期成立が強く望まれておりますので、去る2月10日には、各県、市町村で構成しております全国過疎地域自立促進連盟を通じまして、与野党に要望を行ったところでございます。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。それでは次に、災害対策についてであります。

我が国の防災対策は、特に平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、総合的、システマ的な防災対策が進められてまいりました。「天災は忘れたころにやってくる」というように、災害対策は片時もおろそかにできない問題と思われれます。国レベルでは、特に首都圏域の大災害を想定し、種々対策が構築され、これを地方に波及させていく方針のようです。事業継続計画、これは災害による影響度を想定し、災害発生時の事業継続を確実にするため必要な対応策を策定し、その運用、訓練、継続的改善の取り組みを含む対策を指すようであります。官公庁に求められる事業継続と企業活動における事業継続の概念があるようではありますが、いずれにしても、災害、事故などの業務中断が短期間で収束し、業務を短期間で再開させることが望まれるところでもあります。そこで、この事業継続計画の本県における取り組み状況はどうか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 事業継続計画でございますが、今ほどお話ございましたように、事業者が、大規模災害等の非常時に備え、優先的に実施すべき重要業務をあらかじめ選定いた

しまして、人的・物的資源を集中的に投入するといった一連の対策を計画として取りまとめるものでございまして、その重要性は、官民間問わず極めて高いものと認識をしております。官として、県では、現在この計画の策定に取り組んでおりまして、これまでに「継続すべき優先業務の選定」について、おおむね整理が終わっているところでございます。また、事業者に対しましては、今年度、県内3カ所で企業防災セミナーを開催いたしまして、事業継続計画の重要性の啓発、あるいはその作成方法についての研修を行ったところでございます。県といたしましては、今後発生が予想されます大規模災害あるいは新型インフルエンザなどの危機事象に備えまして、事業継続計画の策定の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、福祉行政についてであります。

次世代育成計画の成果について。今や子育て支援対策は、お見合いパーティーに類するものから、妊産婦健診、乳幼児等医療費助成など母子健康対策、育児相談、延長保育から放課後子どもプランなどの児童への対策、住宅対策、男性の育児休暇制度と、多岐にわたっております。こうした結果、いまだ数字は低いものですが、本県では、平成18年以降、上昇傾向にあり、平成20年の1.60の合計特殊出生率は、全国的には上位にあります。このことは大変喜ばしいことで、県を初め関係各位の努力の成果であると思っておりますが、さらにもう一段の努力をお願いしたいところであります。そこで、今年度が最終年度の次世代育成計画の成果をどのように評価されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 現在の次世代育成支援宮崎県行動計画につきましては、社会全体で子育てを支える県づくりを目指し、関係団体の代表者等で構成します「子育て応援みやざき県民会議」との連携を図りながら、知事を本部長とする「子育て応援本部」を中心に、総合的な施策の推進に努めてきたところであります。この結果、「みんなで子育て応援運動」への参加団体数の拡大や、子育て支援に取り組むNPO法人の立ち上げが進むなど、社会全体で子育てを支える機運の醸成や仕組みづくりが広がってきているものと考えております。しかしながら、計画の成果指標の一つであります「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」が、現在67.5%となっており、目標の58%に及んでいないなど、さらなる対策の推進が必要であると考えているところであります。以上でございます。

**○押川修一郎議員** この成果を、平成22年度から平成26年度までの新計画にどのように反映されるのか、あわせて福祉保健部長にお願いいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 次期計画におきましては、現計画の評価等を踏まえ、引き続き、総合成果指標として、「子育て家庭の不安感や負担感の軽減」と「合計特殊出生率のさらなる向上」を掲げ、施策の推進に努めることとしております。具体的には、「みんなで子育て応援運動」をさらに展開するとともに、子育て支援のための拠点づくりの促進や多様な保育サービスの提供などによる、地域における子育て支援の推進などに取り組むこととしております。また、関係部局においても、企業との連携による仕事と生活の調和の実現の推進を初め、子供の安全確保や、生きる力をはぐくむ教育の

推進に取り組むこととしております。今後とも、市町村や民間団体等との連携を図りながら、次期計画に基づく各種施策を着実に推進することにより、「安心して子供を生み、育てられる社会づくり」を実現してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○押川修一郎議員** 「安心して子供を生み、育てられる社会づくり」のためにも、目標達成できますようにしっかり頑張ってもらいたいと思います。

次に、自殺予防対策についてであります。警察庁がまとめた統計によりますと、去年の全国自殺者は約3万2,700人で、前年より約500人増加し、12年連続で3万人を超える結果となっております。一方、本県では346人と、前年に比べて36人減少したところであります。自殺が今や社会問題化していることもあり、県議会においても、自殺対策について繰り返し議論をしてまいりました。その中で、本県における自殺の要因としては、健康問題を初め、経済・生活問題、家庭問題などが多いとのことであり、こうした分析に基づき、これまで効果的な対策が講じられてきたことと思っております。去年は、自殺者が全国的に増加している中、本県は減少に転じたわけではありますが、これらは一連の取り組みの成果があらわれてきたものなのだろうか、これについて福祉保健部長はどのように分析をされているのか、お伺いをいたします。また、来年度どのような取り組みをされていくのか、あわせてお聞きをいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 警察庁の統計によりますと、平成20年、21年と本県の自殺者数は減少しておりますが、依然として、およそ1日に1人の方がみずからのとうとい命を絶っており、厳しい状況が続いております。自殺者

数が減少した理由については、現時点で一概に申し上げることは困難であります。県民の自殺問題に対する関心は高まりつつあり、民間団体の中にも、自主的に自殺対策に取り組もうとする動きが見られるようになってきております。県としましては、22年度におきましても、普及啓発はもとより、関係機関や民間団体とも連携しながら、相談支援体制の充実強化など一層の自殺対策を進めてまいります。

**○押川修一郎議員** 次に、命を大切にす教育についてということで、1月24日の西日本新聞に、「いのちをいただく」という記事がありました。これは、福岡県のある高校での実習の話ですが、生まれたばかりの卵をふ化させ、2カ月間大切に育ててきた鶏を食肉解体することで、命の大切さを実感するというものでした。これは、若者の命に対する感覚の希薄さを感じたこの学校の元教諭の発案によるもので、平成8年から10年以上続いているとのことであり。他人の命はもちろんのこと、自分の命も大切にすということ、私は、子供のころからもっとしっかりと教えていかなければならないと思っております。命を大切にす教育を進めることが、長期的な視点での自殺予防対策につながっていくと考えるのでありますが、こういった視点での教育がどのようになされているのか、また今後どのように取り組まれるのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在、学校におきましては、すべての教育活動で、命を大切にす心の育成に取り組んでいるところであります。具体的には、道徳の時間などにおきまして、子供たちが自分の誕生の様子について保護者から聞くことで、改めて命の大切さや自分の存在について考えるような学習を行っております。ま



た、各教科や総合的な学習の時間等におきましても、乳幼児と触れ合ったり、動植物の飼育・栽培を行ったりするなど、さまざまな体験活動を通して、命のとうとさについて子供たちに実感させる取り組みを行っているところであります。県教育委員会といたしましては、現在、県民総ぐるみで子供たちの人間力をはぐくむ教育の推進に取り組んでおり、命を大切にすることをその重要な柱の一つとして位置づけているところであります。今後とも、生き物と触れ合う中で命の鼓動を感じさせる活動や、動植物の大切な命をいただくことによって我々の命が支えられているということを実感させることができるような活動など、より具体的な体験活動も取り入れながら、かけがえのない命を大切にする心や態度をはぐくんでまいりたいと考えております。以上です。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、病院の耐震化についてであります。災害発生時には、民間の保育施設、老人施設、病院に近隣の方々が多く避難してきた。こういう事例は数多く報告されております。新潟県中越地震の例を挙げますと、地震により病院機能は完全に麻痺した病院がありましたが、たまたま隣にその病院が経営する新しい老人介護施設があり、震災後、直ちに入院患者をそこへ移動し、何とか急場をしのいだという話がございませぬ。こうした視点から、震災時の病院の耐震性向上、医療機器の転倒防止、ガラス飛散防止が重要であることを警告する専門家もたくさんおられます。東海地方と同様に、東南海地震、日向灘を震源とする地震の影響を受けることが想定される本県にあっても、対策を怠るべきではありません。そこで、県下の病院の民間・公立

別の耐震性の現状についてどう把握されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成21年1月に厚生労働省が実施した調査の結果によりますと、県内の民間121病院のうち、すべての建物に耐震性のある病院は74病院で、耐震化率は61.2%、また、公立24病院のうち、同様に耐震性のある病院は17病院で、耐震化率は70.8%となっております。病院全体では耐震化率は62.8%となっております。全国の56.2%と比べ、6.6ポイント上回っております。以上でございます。

○押川修一郎議員 続きまして、今後の対策ということで、福祉保健部長から現状についての答弁があったところですが、全国平均より高いとはいえ、約3分の1の病院については耐震性に問題があるようです。地震はいつ起こるかわかりませんので、早急に対応を進めていくべきだと思いますが、今後の対策について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(山下健次君) 危機管理という観点からお答えをいたしますけれども、病院の耐震化につきましては、宮崎県地震減災計画におきまして、平成27年度末までに耐震化率を90%とする、こういった目標を立てているところでございます。病院など災害時の拠点となります施設の耐震化につきましては、防災対策上、極めて重要な問題であると認識しておりますので、関係部局と連携を進めながら、さらに促進をされるよう努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 総務部長から、平成27年度までに耐震化率を90%とする目標が示されましたが、今後の具体的な対策について福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 地震発生時に

多くの入院患者等を受け入れる病院の耐震化は、非常に重要であると考えております。このため、県におきましては、来年度、国の交付金を活用して、災害拠点病院や2次救急医療機関である4つの医療機関を対象に、耐震化を支援する医療施設耐震化促進事業に取り組むこととしております。また、今後も、未耐震の建物を有する病院につきましては、既存の国庫補助制度を最大限に活用しながら耐震化を促進してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** よろしくお取り扱いといたしますか、そういう方向の中でぜひお願いをしておきたいと思っております。

次に、林業の振興についてであります。

奥地共同間伐促進事業の実施方法について。先日、県議会の森林・林業活性化促進議員連盟の一行で、京都府内にある南丹市の日吉町森林組合に調査に行っていました。この組合の森林プランナーは、町内の森林を調査した上、間伐対象となる森林の経費、売上高、補助金などを計算し、所有者に森林プランを提案しているとのことでした。また、もうからないと思ひ込み、森林施業を放棄していた所有者が、先ほどの森林プランの提案により、施業に対する意欲を高めるとともに、小規模所有者の森林の集約化を図ることで、低コストで効率的なものとなり、山元にも利益が還元される施業が実現しているそうでありました。

ところで、本県の林業は、森林資源の充実とともに、杉材の生産量が平成3年から全国1位を続けるなど、全国有数の国産材の供給県となっております。しかしながら、近年の住宅着工戸数の低迷等による木材価格の低迷により、林業・木材産業の経営環境は大変厳しい状況にあり、

間伐などの森林の手入れが十分できない状況にあります。このような中、来年度、奥地共同間伐促進事業により、間伐と有効利用を計画されていますが、この事業の具体的な実施方法について環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長(吉瀬和明君)** 間伐の推進につきましても、地球温暖化防止等の観点からも喫緊の問題というふうに考えておりますけれども、議員がおっしゃいましたように、木材価格の下落による採算性の低下などから、間伐が余り進まない状況にあります。このため、本事業によりまして、奥地林など地理的条件の悪い森林の間伐を促進することとしておりますが、具体的には、森林所有者と森林組合が連携しまして、一定規模の間伐推進団地を設定するとともに、コスト削減を図るための集約化計画を策定しまして、林道等から200メートルを超える間伐区域において、割高となる搬出経費を支援するというものでございます。このことによりまして、森林所有者の収益が見込まれ、間伐など森林の整備や木材の有効活用が促進されるものと考えております。

**○押川修一郎議員** ただいま説明をいただいたわけでありまして、事業後のフォローについてということで、大変な手間暇をかけた間伐などの手入れをしてきた森林においても、現在の木材価格ではわずかしか森林所有者の手元には残りません。このような現状では、今回の事業を活用したとしても、後年、森林所有者のためになるものか疑問が残ります。そこで、この事業を行った後について、何らかの支援が必要になるのではないかと考えますが、この点について環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長(吉瀬和明君)** この事業は、採算がとれない奥地の森林を、材質のすぐれた

大径材を生産できる森林へと整備するものでございますが、この事業などによりまして、今後、大径材の増加が見込まれますが、まだ不十分な大径材の活用の状況にあります。その対策を講じていくことが大変重要というふうに認識しておりますので、本議会に新規事業としてお願いしております「大きな『みやざきスギ』活用の家パイオニア事業」などによる需要の掘り起こしや、大径材にも対応できる加工流通体制の整備を進めまして、県産材の有効活用と森林所有者の所得の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

**○押川修一郎議員** 中山間地の宝というのと、やはり材だろうと思います。この宝が生き生きしてこない、中山間地というのは光輝いてこないと思いますので、ぜひそういうふうな形で、山元に所得があるような施策に今後も努めてほしいと思います。

次に、観光振興対策について伺います。

オーシャンドーム活用策についてであります。シーガイアの中核施設として開業したオーシャンドームは、施設の使命として、オフシーズンのスイミングと夏場の台風による遊泳禁止対策という役割を担って開業したと伺っておりますし、理解をしております。しかしながら、その維持管理費の膨大さから廃止やむなきに至り、その後、活用がなされないまま現在に至っております。このたび、会社側からの提案で、県、市を含め、利活用策の検討が開始されたところではありますが、先日設置されました調査チームの役割、目的について、及び県が財政負担を含め新たな運営の主体となる可能性があるのかについて、あわせて知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** オーシャンドームと

いうのは、御案内のように民間施設ではありませんが、その規模、機能を勘案すると、利活用されれば、今後、県の観光振興等に大きく貢献する可能性があることから、今回の調査チームは、広くその利活用策を調査するために設置したものであります。また、調査は、宮崎市及び県が無償で提供を受けることを前提とすることなく、オーシャンドーム等をどう利活用することが市民、県民にとって一番望ましいものであるかに加え、改修コスト、採算性、さらには運営主体等について行うこととしております。県の対応につきましては、調査チームの役割はあくまで利活用策の調査にとどまることから、その報告を踏まえ、別途判断していくこととなります。そのため、今の段階では何とも申し上げられませんが、私といたしましては、できるだけ民間企業によって運営していただくことが望ましいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。民間企業に頑張っていただきたいというようなことでありますけれども、そういう相談等があれば、積極的に知事も支援されるとか、そういう問題と一緒に議論していただくような場というものはもちろんあるだろうと思いますから、よろしく願いをしておきたいと思いません。

次に、新幹線開通対策についてであります。九州新幹線は、いよいよ来年春に博多―鹿児島間が全通することになります。開通まで1年足らずに迫り、関係する福岡、佐賀、熊本、鹿児島の4県による観光対策の議論もスタートしたようであります。開通によって、本県にとってはプラスとマイナスの両面が予想されるところであります。マイナス面を抑制し、プラス面を最大に高めることに傾注すべき時期にあると

考えます。特に、南九州3県、鹿児島、熊本、宮崎で、ほかの2県にない台湾からの中華航空を活用し、宮崎への台湾客を鹿児島へ運び、新幹線で熊本へ、それから阿蘇、高千穂を経由して宮崎へ戻し、中華航空でお帰りいただくなどの旅行プランを展開することが、先日就航した中華航空利用対策ともなるのではないかと思います。商工観光労働部長の御見解と、御検討中のプランがあればお示しください。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 九州新幹線を活用した南九州での観光ルートは、多様な形態が考えられると思います。議員の御提言のような、新幹線と台湾定期便を組み合わせた周遊プランもその一つであろうかと思います。また、九州新幹線全線開通後は、博多―鹿児島間が約1時間20分で結ばれます。例えばチャイナエアラインの利用という点から言えば、宮崎イン福岡アウト、あるいはその逆のコース設定など、南九州にとどまらず、北部九州を取り込んだ周遊等も考えられるわけでございます。県においては、現在、熊本駅、新八代駅、鹿児島中央駅からの本県への観光ルートづくりを、市町村や交通機関等と一体となって進めておりますほか、鹿児島県や熊本県と連携した誘客の取り組みを行っているところでございます。今後とも、南九州3県はもとより、北部九州とも連携しまして、国内のみならず、台湾を初めとする海外も視野に入れまして、九州新幹線を活用した旅行プラン造成の働きかけ等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○押川修一郎議員** 次に、中華航空の利用促進についてであります。エバー航空が事実上撤退した台北路線につきましては、比較的早期に、過去にチャーター便で実績のあった中華航空で1月21日から再開されたことは、大変喜ばし

く、知事を初め関係各位の御努力の成果であると感謝を申し上げますところであります。今後は、今までにも増して利用促進に知恵を絞り、国際航空路線の維持に努めていく必要があります。そこで、県民政策部長に、台北線の利用促進策についてお伺いをいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 台北線についてでありますけれども、今回、新たに就航したチャイナエアラインにつきましては、御質問にありましたとおり、これまで多くのチャーター便の運航実績があり、また、運航スケジュールにつきましても、香港とかバンコクなどへの乗り継ぎにも配慮した、これまでよりも利便性が高いものとなっております。台北線の利用促進につきましては、現在、チャイナエアラインと連携いたしまして、メディア等を活用した路線PRを実施しているところでありますけれども、来月には、日台双方の旅行会社の招聘事業等も実施することといたしております。また、今後につきましては、観光部局等と連携した南九州周遊ルートの開発でありますとか、県内企業や団体への働きかけの強化、さらには、将来にわたって安定的に利用者を確保するために、修学旅行の誘致や文化・スポーツ交流の促進など、さまざまな取り組みを行いまして、路線の早期定着、安定化を図っていきたいと思っております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。そこで、中華航空の利用促進についてでありますけれども、宮崎空港には、南九州の他県にはない台北線が就航しており、鹿児島空港には上海路線が就航しております。南九州地域の限られたパイの中で、各県それぞれの空港に台北線なり上海路線なりが就航しても、共倒れとなることが心配されます。そこで、路線維持について

は、各県が競争するだけでなく、協力していくことが重要であると考えますが、県民政策部長に御見解をお願いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** ただいま議員がおっしゃいましたように、鹿児島は上海線があるし、宮崎は台北線があると。確かにパイは限られていますので、これをお互いの県がそれぞれ利用することは非常に大事だということでございます。それにつきましては、例えば、鹿児島県民の方が宮崎の台北線を御利用いただくときには補助金を使っていただくとか、そういう取り組みもありまして、そういった形で双方お互いに利用し合っていこうということ、鹿児島県の交通部局とも連携しながら今話をしているところでありますので、その取り組みをさらに強くやっていきたいと思っております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。できるだけそういうような方向の中で、今後も協議を重ねていただきまして、目的が達成できますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、農業・水産業の振興についてお伺いいたします。

戸別所得補償制度についてであります。政権交代の背景は、いろんな要素が絡み、決して単一ではありませんが、民主党が示したマニフェストが投票行動に大きく作用したであろうことは論をまたないところであります。問題は、マニフェストに掲げられた政策の大半に疑問符がつき、または変容しつつあることであります。農政の分野では、戸別所得補償制度は、マニフェスト段階と大きく異なってきたケースの一つであります。すなわち、その制度設計は、マニフェストにいう農家の戸別の生産費と販売価格の差額を補てんするものでなく、全国平均の生産費と販売価格の差額を一律の固定価格で補

てんする仕組みとされ、米価が下落した場合はその損失分も見るとされております。一律1万5,000円となり、本県の販売価格が低い事態になれば、補てん額が不当に低いと感じる事態になるのではないかと。また、収穫量による生産調整を守ることができるのか、助成策による他用途米は混乱を招かないのかなど、心配をいたしております。一見、これは農家に手厚い制度のように感じられますが、問題点はないのでしょうか。この制度で自給率向上や担い手対策は可能なのでしょうか。そこで、農政水産部長に、この制度の課題、本県の想定される影響等についてお伺いをいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 国におきましては、食料自給率の向上や水田農業の経営安定を図るため、戸別所得補償制度を平成23年度に導入することとしており、その円滑な実施に向けまして、平成22年度はモデル対策を実施することとしております。このモデル対策につきましては、生産者の所得を補償していくという基本理念とか、土地利用向上のために二毛作にも助成を行うといったことなど、評価できる点もございまして、一方では、御指摘にもございましたように、全国一律の補償水準や交付単価となっており、地域の実態を踏まえたものになっていないといった点、それから、米の需給調整や米価への影響が不透明であるといった点、さらには、水田農業の将来像や担い手についての明確なビジョンが示されていないといったこと等の課題があるものと考えております。県といたしましては、これまでも、本県の実情を踏まえた制度となりますように、再三、国へ要望を行ってきたところでもございますけれども、今後はさらに、平成23年度の本格実施に向けまして、国の動向を注視するとともに、モ

デル対策の中で出てきます、これらさまざまな課題を検証しながら、地域の実態を踏まえた制度となるように、国に対してしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 恐らくいろんな問題があるんだろうというふうに思いますけれども、モデルということでありますから、来年度実施されるこのモデル事業をよく検証していただき、宮崎県の実情に合った、あるいは現場の声というものが十分反映されるように、国に対して積極的な要望をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、中山間地域直接支払制度についてであります。農地は、耕作、管理されることで、洪水の防止や水源の涵養、美しい緑の景観の提供など、多面的な機能を発揮しております。この多面的機能により、都市住民を含む多くの人々の生命・財産や豊かな暮らしが守られております。しかしながら、中山間地等では、高齢化が進む中、傾斜地が多いなど平地と比べ不利な面が多いことから、耕作されずに放棄されていく農地がふえつつあります。この制度は、中山間地等で農業を続けて農地を保全し、多面的機能を守っていくために大きな役割を果たしてまいりました。平成17年度から5カ年でスタートした現在の第2期対策は、21年度で終了いたします。この間の取り組みにより、耕作放棄地の発生防止や地域集落活動の活性化などの成果があったとお伺いしております。現在、次期3期対策の実施に向け、制度延長が検討されているとお伺いしております。国における中山間地域等総合対策検討会の議論等を踏まえ、新たな対策の見通しについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 中山間地域等

直接支払制度でございますけれども、本制度につきましては、平成21年度において、本県で約5,800ヘクタールの農用地を対象に取り組みが行われておりまして、新たな耕作放棄の防止とか集落営農の推進、さらには、集落の共同意識の醸成などを通じて地域の活性化が図られるなど、集落からも非常に高い評価を受けているところであります。しかしながら、本制度につきましては、本年度で第2期対策が終了しますことから、これまで、国において制度の見直しが検討されてきたところであります。その結果、本制度を第3期対策として平成26年度まで継続することとしまして、高齢農家の方々も安心して参加できるよう、集落の農用地を共同で支え合う集団的サポート型の新設、あるいは、自力での農業生産活動等が困難な近隣集落の農用地の保全活動を支援する場合に、新たに交付金を加算する制度を新設するなど、高齢農業者にも配慮した取り組みやすい制度として、内容の充実が図られたところであります。県といたしましては、今後とも、関係市町村と一体となりまして3期対策を積極的に推進し、中山間地域の農業・農村の振興に努めてまいりたいと存じます。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。

次に、畜産対策についてであります。肉用牛肥育経営で非常に重要な事業となっております肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマル緊事業についてお伺いします。この事業は、素牛の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、素牛価格、枝肉価格の動向によっては肥育経営の悪化が懸念されることから、国、生産者、県による基金で、生産者の推定所得が家族労働費を下回った場合に、その差額の8割を補てんするものであります。この事業は今年度が最終年

度となりますが、この継続については、平成22年度の畜産・酪農関連対策として、本日、国から発表があると伺っております。次期対策の概要について、現在把握しておられる内容を農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 御質問にございました肉用牛肥育経営の所得の補てんを行います肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマル緊事業でございますけれども、これと、肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業、いわゆる補完マル緊事業とっておりますけれども、この事業につきましては、平成21年度をもって事業が終了することとなっております。22年度からの次期対策につきましては、今お話ございましたが、きょう、国のほうから対策が公表されたところでございますけれども、その概要を見ますと、この2つの事業を統合しまして、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に、差額の8割を補てんするとともに、補てん金の算定方法を全国一本化するとされているところであります。県といたしましては、これまでも、現在の肉用牛肥育経営の厳しい現状や地域の実情を踏まえ、再生産が行える制度の構築を要望してきたところであります。引き続き次期対策の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** マル緊事業についてでありますけれども、対策は継続されるとのことでありましたので、安心をいたしました。ところで、先ほどお聞きしましたマル緊事業と、肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業、いわゆる補完マル緊事業が一本化されるとのことでもあります。これまでの補完マル緊は生産者の負担がありませんでしたが、一本化されるとなると、生産者の負担がふえるのではないかと危惧してお

ります。ただでさえ厳しい状況にある生産者に対して、これまで以上に負担が増すことのないように要望をしておきたいと思っております。

続きまして、牛肉の消費拡大対策についてであります。ただいま、マル緊事業の見込みについてお伺いいたしましたが、枝肉価格の低迷や、依然として高い配合飼料価格等の影響により、肥育農家の経営は大変厳しいものがあります。配合飼料価格は、発展途上国の経済成長など外部の要因もあり、なかなか下がらないものと思われまます。このことから、枝肉価格を上げていくことが、肥育農家の経営安定、意欲の向上に効果的であると思っておりますが、そのためには消費の拡大が重要であります。そこで、消費拡大の対策について農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 本県産牛肉の消費拡大対策につきましては、従来から、「より良き宮崎牛づくり対策協議会」などを中心にして、新規店舗の確保対策とか、知事によるトップセールス等を積極的に展開してきた結果、首都圏を中心に、常設販売店や指定店が着実に増加しているところであります。また、県内では、毎月29日を「肉の日」と位置づけまして、牛肉を含む県産食肉の消費拡大キャンペーンを、関係団体や食肉販売店などと一体となって実施しているところであります。さらに、今後の販路拡大を見据えた場合に、海外展開も必要であるといったことから、宮崎牛を中心に、アメリカ、香港に加えまして、昨年10月には、全国に先駆けてマカオへの輸出を開始しております。現在、次なる展開に向けての検討も行っているところであります。県といたしましては、消費が低迷している今こそ、関係機関・団体と一体となりまして、消費拡大対策に積極

的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 牛肉の消費拡大対策でありますけれども、昨年12月、自民党の2期生で上海の状況調査に行つてまいりました。その中で、デパートの食品売り場を見てまいりましたが、ここで見かける日本産品はリンゴとナシだけでした。中国は富裕層も多く、大きな市場であります。仮に宮崎牛が輸出できるとなれば、価格の上昇と需要の増大が期待できると思ひます。そこで、19年度になりますけれども、副知事も上海に行かれたとお伺ひしておりますが、上海の都市化を見られ、その購買力を見られたときには、かなりの販路も期待できるんじゃないかと思われたというふうにするわけですが、牛肉の輸出解禁を促進するためにお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

**○副知事(河野俊嗣君)** まず、畜産物の輸出制度についてであります。輸出国側における家畜伝染病の発生状況などをもとにした輸出条件を二国間で締結する必要があります。中国への牛肉輸出につきましては、日本国内でBSEが発生したことによりまして、平成13年9月以降、停止されているところであります。その後、日本国内でのBSE対策が徹底されていることが国際的にも認められてきておりますので、現在、国におきまして、中国との輸出条件の締結に向けて積極的な働きかけを行っているところであります。中国当局からの回答はない状況にあると伺っております。御指摘のように、経済発展が著しい中国につきましては、私も実際参りまして、今後とも牛肉輸出の有望な市場であると考えておりますので、県といたしましても、引き続き、国に対しまして輸出が可能となるよう働きかけてまいりたいと考えてお

ります。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。よろしく願いをしておきたいと思ひます。

次に、葉たばこ対策についてであります。来年度、たばこ税の増税が予定されております。また、選挙前の話とは異なり、消費税引き上げの検討が前倒しで行われるという報道もなされておるようではありますが、まさに増税メジロ押しといったところでしょうか。葉たばこは、1,670ヘクタールで栽培され、889名の耕作者のいらっしゃる本県における重要な品目の一つであります。耕作面積の大幅な削減が危惧され、農業経営の維持が困難な状況となるばかりでなく、耕作放棄地等が増加するなど、地域農業への影響が懸念されるところであります。今回のたばこ税の大幅な引き上げは、国民の健康志向の高まりや引き上げ幅の大きさなど、過去の引き上げよりも葉たばこ生産へのダメージが大きいのではと危惧しております。そこで、農政水産部長に、生産者への影響についての見解と生産者への対策についてお伺ひをいたします。

**○農政水産部長(伊藤孝利君)** 今回のたばこ税の増税でありますけれども、1本当たり3.5円程度、実質的な値上げは、消費税等を含めまして、1本当たり5円程度になるということございまして、過去の値上げ幅よりも大きなものが予定されておりまして、消費量の減少に伴う耕作面積の削減が行われますと、葉たばこ農家の経営等に、これまでになく大きな影響が懸念されるところであります。このような中で、今後とも、本県畑地帯の基幹作物としまして葉たばこ生産の振興を図っていくためには、JTとの契約栽培の中で選ばれる産地となることが大変重要でございまして、需要に応じた高品質な



葉たばこ生産に向けて、関係機関・団体が一丸となって取り組んでいくことが、何よりも大切であると考えております。このため、県といたしましては、現在、たばこ耕作組合とJTが進めております耕作技術再構築対策事業とも連携を図りながら、品質の向上や安定収量の確保、さらには省力化・低コスト化などの支援策に積極的に取り組みまして、収益性の高い葉たばこ産地づくりに努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 土地利用型の品目でもありますから、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。それから、平成22年度税制改正大綱で、たばこ事業法を改廃し、新たな枠組みの構築を目指すと記されております。たばこ事業法は、葉たばこの全量買い取り制や葉たばこ審議会制度など、耕作制度の根幹について規定しております。たばこ作農家が、今後とも安心して耕作に取り組むことができるよう、県としても、たばこ事業法の堅持に向けて取り組みを行っていただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、水産業対策についてお伺いをいたします。本県は、約400キロメートルの海岸線があり、油津、目井津、島野浦など23の漁港を有しております。平成19年の統計では、漁業種別漁獲量では、近海カツオ一本釣りが2万8,193トンで全国一、沿岸マグロはえ縄が2,461トンで、これも全国一を誇っております。こうした状況にある本県の水産業であります。今月初めに行われた漁業関係者の方々の宮崎市内でのデモ行進に見られるように、その経営は大変厳しい状況下にあります。平成21年12月末現在の漁獲実績を見ますと、漁獲量及び漁獲収入とも大きく前年を下回っております。カツオ一本釣りでは

漁獲量が7.8%の減、収入金額でいうと12%の減、マグロはえ縄漁獲量は13.6%の増となったものの、収入は10.9%の減と、大幅な減少となっている状況であります。これは、諸外国による赤道付近での大型まき網船を用いた漁業による漁業資源の減少や、近年の流通市場の変化による魚価の低迷が影響しているものであります。そこで、国内外の大型まき網船による漁業への対策を国に積極的に進言していくべきであると思っておりますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 議員の御質問、御指摘等は、きょう、朝日新聞の特集記事で掲載されておりました。カツオ・マグロにつきましては、国際的な資源管理の対象となっておりますが、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の調査では、カツオにつきましては、資源水準は高位との評価がなされております。しかしながら、本県の漁業者からは、昨年が過去にない不漁であったこと、漁獲されたカツオの多くが小型であったことなどから、「大型まき網漁業の大量漁獲により資源が減少している」との大変厳しい声が寄せられているところであります。このため、私といたしましては、先般、農林水産副大臣に対しまして、本県の基幹漁業であるカツオ一本釣り漁業の重要性と厳しい現状について説明するとともに、国内まき網漁業と一本釣り漁業との業界間の調整、熱帯域におけるカツオ資源管理の強化についてお願いし、御理解をいただいたところであります。今後とも、まき網漁業による影響把握や資源の持続的な利用の確保を図るとともに、カツオ一本釣り漁業が安定的に継続できるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

知事が、国のほうにも副大臣を通じて働きかけをいただいておりますということでありまして、漁業者の皆さん方も喜んでおられると思いますので、解決に向けてさらに御努力をお願い申し上げておきたいと思っております。

それから、新たな燃油対策についてでありますけれども、燃油価格については、一昨年と異常な高騰から比較すると、最近、落ちつきを見せてはいるものの、まだまだ高値であると言え、この点からも漁業経営は厳しい状況が続いていると言えます。そこで、この観点からの対策として、新たな燃油対策を講じる考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 燃油は、操業コストに占める割合が高く、その価格動向によっては漁業経営に大きな影響を与えるものであります。このため、県といたしましては、これまでも、グループ操業による漁場探索の効率化への支援や、漁場の選択が容易になる水温や海流情報等をリアルタイムに提供するサービスの実施、魚の群れを集めるための浮き魚礁の設置などによる操業コストの削減対策に取り組んできたところであります。また、昨年9月には、燃油高騰などにより資金繰りが悪化した経営体に対して、県の利子補給による低利融資を行う40億円の緊急的な資金対策を講じたところであります。さらに、本議会には、補正予算といたしまして、この利子補給金の融資枠の増額を、また、来年度予算といたしまして、カツオ一本釣りにおける効率的な操業を確立するための予測システムの実用化事業や、沖縄周辺海域への浮き魚礁の整備などをお願いしているところであります。新たな対策につきましては、今後の燃油価格の動向や漁業経営の状況、さらには国の対策などを踏まえながら検討する必要があると

考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

そこで、知事にお伺いいたしますが、今後の状況次第では6月議会あたりで対応していただけるというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先ほどもお答えしたとおり、今後の動向や国の対策なども踏まえながら、必要な措置について検討する必要があるものと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。そういうふうに期待をしておきたいと思っております。

次に、県土整備行政についてであります。

高速道の整備状況についてお伺いをいたします。新聞報道によりますと、ことし9月末に開通予定でありました東九州自動車道高鍋インターチェンジから西都インターチェンジ間が、8月の盆時期に前倒しをして開通する見通しであり、また、来年3月末に開通予定の門川インターチェンジから日向インターチェンジ間も、ことし12月末までに開通する見込みのようであります。一刻も早く、県民の悲願である東九州自動車道が全線開通に向けて進むことは何よりであります。しかしながら、国の公共事業削減により、新規着工は認めないことや、真に必要な道路事業に重点化するとともに、事業効果の早期発現の関連から、開通時期が近いもの、事業年数が短いものを優先することとされ、東九州自動車道の南側、特に北郷一日南間は2～3億円となり、とても工事ができる金額ではなく、事実上工事がストップする状況となります。また、九州横断自動車道についても、北方延岡道路が1～3億円と、こちらにもまた、実質的に工事がストップすることになります。今後、高速道路網整備については、国幹会議にかわる新た

な仕組みづくりがなされることになるでしょうが、今後、整備促進に向けた取り組みはどうか。特に、九州横断自動車道の高千穂一山都間、東九州自動車道の日南一志布志間においては、基本計画のまま、整備の道筋すら見えていない区間もあります。今後、高速道の整備促進に向けてどう取り組むのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 東九州自動車道を初めとする県内高速道路の整備促進につきましては、県政の最重要課題として幾度となく要望を行うなど、積極的に取り組んできたところがあります。昨年11月に、国土交通省より平成22年度の事業計画が示された後も、直接、国土交通大臣にお会いし、本県の実情を訴え、予算の確保などについて強く要望してまいったところがあります。しかしながら、この2月に国土交通省から示された平成22年度予算のいわゆる仮配分には、要望してきた内容は十分には反映されておらず、東九州自動車道の県南地区や九州横断自動車道延岡線につきましては、前年度を大きく下回る区間があるなど、不満に思っているところがあります。本県は、全国的にも社会資本整備のおくれが顕著で、地域間競争のスタート台にすら立てない状況にあり、高速道路の整備は急務と考えておりますことから、県といたしましては、政府を初め関係機関に対して、整備の進捗が今以上におくれることのないよう、必要となる予算の確保、特に整備のおくれた地方への重点配分について、さらには、整備のめどさえ立っていない基本計画区間の早期事業化について、県議会を初め、地元や経済界等とも連携しながら、県民一丸となって、引き続き強く訴えてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** まさしく知事のおっしゃる

とおりでありますし、我々もそういう気持ちの中で取り組んでいかなくちやいけないというふうに思います。本県は、高速道路などのインフラ整備をまずきちっとやるのが大事だろうというふうに思いますから、ともに頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

それから、道路整備でありますけれども、今後の取り組みについてということで、御案内のとおり、本県の道路整備は全国平均を大きく下回っております。高速道路の供用率は、平成21年12月1日現在で、本県は九州で最下位の42%であり、全国平均にも遠く及びません。また、平成20年4月現在で、国道の整備率は全国平均91.3%に対して80%、全国44位、県道は全国平均67.5%に対し56.5%、全国37位であり、いずれも九州最下位であります。本県は、鉄道等の交通網の整備が十分ではない中、道路整備が立ちおくれ、県内外への移動に多くの時間を費やすことは、県民にとって大きな損失になると同時に、本県企業にとりましても過大なコスト負担を強いられることになり、諸産業の振興に大きな障害となっております。改めて言うまでもありませんが、国県道は、地域経済に直結した、県内各地を結ぶ物流、交流のための基幹道路であるとともに、通勤・通学、買い物等の生活活動や、災害時における避難・輸送、救急医療施設への搬送など、県民生活に非常に密着しており、まさに命の道であり、その維持整備は大変重要であります。そのために、今後も計画的な整備と改良を継続して行う必要があると思います。このような中、平成15年度に宮崎県の中長期道路整備計画が策定され、県内1時間構想の早期実現を目指して、効率的・重点的な整備が図られておりますが、道路特定財源の一般財源化や公共事業費の大幅削減など、道路整備

を取り巻く状況が大きく変化しております。そこで、この宮崎県の中長期道路整備計画の見直しにどのように取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 中長期道路整備計画につきましては、前回の策定から6年が経過する中で、市町村合併が進んでいることに加えまして、道路特定財源の一般財源化や県内の高速道路の供用目標の公表など、諸情勢が大きく変化しておりますことから、平成21年度より本格的な見直しに着手をしているところでございます。今回の見直しにおきましては、これらの変化に対応するため、今後の道路整備に関する考え方として、道路の中長期的な将来像やその実現に向けての基本姿勢を示すとともに、選択と集中を踏まえた計画となるよう取り組んでいくこととしております。内容としましては、現在の計画の産業、地域、暮らしを支援する道づくりという基本方針の継続性を確保するとともに、取り組むべき方向性を明確にし、平成23年度を初年度とする中期5カ年、長期10カ年の計画期間としたいと考えているところであります。その検討に当たりましては、県民の皆様や企業等へのアンケートによりニーズを把握するとともに、県内の有識者の方々に構成する懇談会を設置し、御議論をいただいているところでありますが、今後の検討につきましては、国の公共事業予算の削減など、道路整備を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、現在検討中の県の次期総合計画との整合も図りながら、22年度末までに策定したいと考えているところでございます。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。県民の皆さん方が喜んでいただくような形の中で早急をお願いをしておきたいと思っております。

次に、港湾の整備についてお伺いをいたします。細島港大規模岸壁の整備が話題となっておりますが、本県の港湾整備についての考え方をお尋ねいたします。本県の港湾は、宮崎港、細島港、油津港の3つの重要港湾を初め、延岡港や福島港などの12の地方港湾があります。重要港湾である3つの港湾計画を見ますと、宮崎港は、宮崎県県央部あるいは南九州における流通拠点、アジアとの間の物流需要に対応できるための港湾、細島港は、東九州地域における流通・物流拠点として、外内貿物流機能の充実を図る、いわゆる外貿の拠点の港湾、そして油津港は、県南地域だけでなく、南九州地域における流通拠点の港湾という位置づけがなされております。しかしながら、国の来年度予算では、港湾整備については、国際競争力の強化、地域の活性化、安全・安心の確保という政策課題に対して、横浜や神戸などのスーパー中核港湾を重点的に整備し、重要港湾の103港から40港を選定し、新規の直轄事業はこの港湾に限っております。この40の重点港湾につきましては、地域拠点性や貨物取扱量実績による絞り込みを行っているように伺っております。本県の港湾整備、特に3つの重要港湾を将来的にどう位置づけていき、また、国に対して、40港の中に選定されるためにどのような取り組みを行われるのか、県土整備部長にお願いいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 本県の重要港湾につきましては、議員のお話にありましており、県北の細島港は、九州の扇のかなめに位置しており、外国貿易を含む東九州の物流拠点港として、また、県央の宮崎港は、宮崎の海の玄関口であり、フェリーを中心とした南九州の物流拠点港として、さらに県南の油津港は、県

南地域の物流拠点港として位置づけているところでございまして、それぞれの地域の産業や経済を支える港として重要な役割を担っているところであります。したがって、今後とも各港湾の特徴を生かしながら、必要な施設の整備やポートセールスによる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、直轄事業の新規着手の対象となります重点港湾の選定につきましては、国が地域の拠点性や貨物取扱量により絞り込みを行うことになっておりますが、県としましては、施設整備の必要性や緊急性も勘案した上で、今後の高速道路網の整備や企業進出による貨物量の伸びなど、拠点性の高まりを訴えながら、本県の重要港湾が重点港湾に選定されますよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、箇所づけの事前通知についてであります。国が所管する個別の公共事業の予算配分額、いわゆる箇所づけを、予算審議が始まった直後に、民主党が、都道府県連を通じて各地方自治体に通知をしていた問題が明らかになりました。こういった時期に箇所づけの報告が一部の関係者に通知をされるということは、過去に行われたことはありません。これは国会の予算審議を無視するものであり、民主党による国家予算の私物化だと言わざるを得ませんが、今回の箇所づけ情報の事前通知問題について、知事はどのように考えられるか、お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 県に対しましては、2月9日に国から、来年度の直轄事業の仮配分について説明があったところであります。内容としては、まだ決定事項ではなく、変更もあり

得るとした上で、公共事業関係費が対前年度比約15%減額となったほか、都道府県の直轄事業負担金のうち、人件費などの業務取扱費の負担がなくなったこと、また、全体としては、宮崎県分は概算要求時と大きく変わっていないことなどの説明があったところであります。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、例えば、東九州自動車道の県南地区や九州横断自動車道延岡線などで前年度を大きく下回る区間があるなど、不満の残る内容でありまして、最終的には、その予算配分の基準等の考え方を明確にさせていただきたいと考えております。地域間競争が激しくなる中、本県のように社会資本整備のおくれている地方に重点的に配分がなされるよう、今後とも、県議会を初め地元市町村や関係団体とも連携しながら、国へ強く訴えてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 知事も答えづらいんだろうというふうに思いますけれども、私が聞いておるのは、予算成立前に大っぴらに仮配分あるいは箇所づけが通知された、これは利益誘導に見えるわけでありまして、この問題について率直にどうお考えかということで、再度御答弁をお願いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 仮配分の通知については、私は直接は伺っておりません。正式には国交省のほうからの説明があったという認識でありまして、その国交省の仮配分についての通知が、直接、利益誘導等々のものに直結するということは、私は認識しておらないところであります。

**○押川修一郎議員** ちょっとかみ合いませんが、我々も、新聞、テレビ報道でありますから、よくはわかりませんが、予算審議が始まった直後に、民主党が都道府県連を通じて

各地方自治体に通知をした問題が明らかになったということでありまして、この時期に箇所づきの報告が一部の関係者に通知をされるということは、過去になかったことでもあります。これは国会の予算審議を無視するものであり、民主党による国家予算の私物化じゃないかというふうに私は思うから、このことについて知事はどうお考えですかということ。箇所づけとかそういうものの意味じゃなくて、こういう報道に対してどう思われるかということで、お考えがあればお聞きしたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 何度も申し上げますとおり、その過程よりも、その配分額がどういう過程で、どういう公平な基準で、ルールで配分されたのかというほうが重要なわけございまして、それを明らかにしていただきたいと思っております。

**○押川修一郎議員** わかりました。これは一方通行になりますから、なかなかでありますけど、今後、こういうことが大っぴらにいろんなところに出てくると困るようなことが出てくるのではないかと。我々宮崎県においては、おくらしているところにもっといろんな配分というのが欲しいわけありますけれども、これが力関係によって差が出てくるようなことになってくると困りますので、そういうことについては、きちんと知事のほうからも国に働きかけをしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、県立病院の経営のあり方についてであります。

21年度決算見込みについて。病院局では、平成18年8月に、22年度までの5カ年の計画とする中期経営計画が策定され、現在まで着実な経営改善を進めてこられました。一方、県立病院

では、医師不足問題等による厳しい状況の中、地域の医療を守るなど一定の役割を果たしています。経営改善と医療の確保という両立の困難な課題に対し、成果が求められるものでありますが、今年度の病院事業の決算見込みについて、病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長(甲斐景早文君)** 今年度につきましても、議員御指摘のとおり、平成18年度の中期経営計画策定以来続けてまいりました計画目標の達成を継続できるように、新たな施設基準の取得や、宮崎病院、日南病院における診療報酬の包括請求方式でありますDPCへの移行等により、収益の確保を図る一方で、医療器械や薬剤等の共同購入、あるいは材料費の節減など徹底した経費削減に取り組んできたところでございますが、全体的な患者数の減少や、延岡病院の医師不足による休診等の影響により、平成21年度決算は14億円程度の赤字になるものというふうに見込んでおります。

**○押川修一郎議員** 大変な赤字が発生しておりますわけありますけれども、いろんな努力はしていらっしゃるというふうに思いますけれども、改めて経営のあり方の中で質問を続けていきたいと思っております。

医療の分野で安全と安心は、県民と行政が一丸となって取り組むべき課題の一つであります。今年度、病院局では、経営形態のあり方について、民間委員を中心に委員会を立ち上げて検討を進められ、去る12月に報告書をまとめられたことは、大変意義のあることと評価するものであります。まず、この委員会を通じての議論は、多くの県民に、県病院の民営化もあり得ること、つまり、現在のあり方が当然ではないことを知ることができ、どうすればよりよい形になるのかを考えるきっかけとなったものと思

います。結論は、経営努力を進めながら現在の経営形態を引き続きとることとなったようですが、本県の医療事情全般からは妥当な方向性であると考えます。そこで、報告書に取り上げられた魅力ある病院づくりの推進について、具体的にどのように取り組まれるのか、病院局長にお伺いいたします。また、経営改善のさらなる推進を掲げられております。赤字対策としての経営改善は当然のことではありますが、職員のモチベーションの維持もあわせて病院局長にお伺いをいたします。

**○病院局長（甲斐景早文君）** まず、魅力ある病院づくりの推進についてでございますが、県立病院が、今後とも県民の皆様の期待にこたえ、その使命と役割を果たしていくために、県民の皆様に信頼され、職員が誇りと自信を持って働ける病院づくりを目指すものでございます。このため、医師など医療スタッフの確保、患者さん本位の医療の提供、地域の医療水準向上への貢献などに取り組んでまいりたいと存じます。

また、経営改善のさらなる推進につきましては、職員一人一人が主体的に経営改善に取り組んでいく環境づくりを進めますとともに、職員の士気を高めるシステムづくりや、風通しのよい組織づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。このため、平成22年度は、これまでの取り組みに加えまして、医師の負担軽減を図るために、臨床工学技士を増員した上で、各病院に臨床工学科を新たに設置するほか、救急医療体制確保対策手当の創設や、女性医師等の勤務環境改善などに取り組むこととしております。以上でございます。

**○押川修一郎議員** なかなか大変なものもあるというふうに思いますけれども、職員の皆さん

方も一緒になってやっていこうというような気持ちで、新たなこのつくりの中で努力をさせていただいたらありがたいというふうに思うところでもあります。

次に、教育行政についてであります。

学力テストについて伺います。我が国の教育は、昭和40年代の高度成長期に、知識詰め込み受験教育と批判され、平成10年代にゆとり教育路線に転換したとされています。知育を軽視した結果、学力低下という事態を招き、中教審においても、学習指導要領を改め、ゆとり教育から確かな学力の向上に転換する方針に見えるところであります。中教審小学校部会では、総合的な学習の時間を3分の2程度に減らし、国語や算数など5教科の授業時間を約1割ふやすなど、学力重視の方向を打ち出してきています。本来、知育は、知覚や記憶力、判断力などを相互に関連させ、物事を正確かつ合理的に把握・処理する能力を育て、かつ知識を豊かにする教育であって、教育の基礎であり、最重要とされるべきものであります。平成19年4月に43年ぶりに全国学力・学習状況調査が実施されましたが、知育における競争導入の一つの手段として有効であると期待されたところでもあります。

ところで、来年度以降の学力テストですが、報じられるところでは、悉皆、すなわち全国調査ではなく、抽出による一部校による実施が計画されております。人件費などの一定経費を要することは理解していますが、本県のように地理的・資源的にハンディを有する県が他県に伍して成長していくためには、教育は基本であります。学力をつけることで人材を育てる努力を惜しむべきでないと考えます。そこで、本県の調査への参加状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成22年度の全国学力・学習状況調査につきましては、抽出調査で実施されることになりましたが、その対象とならなかった学校につきましても、設置者である市町村等の希望によりまして、国から調査用紙を無償で提供を受け、利用できるようになっております。県内の市町村立の小中学校につきましては、186校が抽出調査の対象になっており、それ以外のすべての学校も、設置者の判断に基づき、希望利用方式により本調査を活用する意向であります。なお、県立学校につきましては、4校が抽出調査の対象となり、それ以外の学校につきましては、すべて希望利用方式により本調査を活用することにいたしております。以上です。

○押川修一郎議員 希望利用方式によりまして、すべての学校が今回は調査ができるということの理解でよろしいでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） ちょっと言葉足らずのところがあったかと思いますが、抽出調査の対象校については、すべて承諾の上で調査に参加をします。それから、抽出調査の対象とならなかった学校については、市町村に意向確認しましたところ、希望利用方式を使ってやるという意向のようであります。以上です。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。次に、特別支援学校高等部整備についてであります。県の平成22年度予算案には、障がいのある方たちの親や子にとって大変喜ばしい予算が示されております。長年の悲願でありました高等部の開設に向けて約4億3,000万円という大きな予算が計上されており、厳しい財政事情の中で御苦労があったことを推察し、知事を初め、関係各位に感謝申し上げたいと存じます。自民党では毎年、障がい者団体の代表の方々、御父兄

の方々との意見交換、研修会を開催いたしてきております。こうした中で第一番目に出る話が、特別支援学校の高等部の設置要望でありました。研修会の折に、障がいのある人の親と子に立ちほだかる4つのハードルというお話を、障がい者関係団体の会長さんのお話になっております。この話を要約して御紹介をさせていただきたいと思っております。1番目のハードルは、子供に障がいがあったとき、親は驚き、なぜ私だけがこんなことと言葉を失う。2番目のハードルは、小学校に入学のとき、希望の学校に入れないもどかしさと苦しみがある。3番目のハードルが、学校を卒業し、次の進路を決めるとき、選択肢も少ない中で仕事につけてやりたいという苦しみ。4番目のハードルは、親が年を重ねていき、障がいのある我が子の行く末を案じる毎日となることと、大変考えさせられるお話であります。社会的弱者に手を差し伸べ、可能な自立を手助けすることは、文明社会の英知であります。今後の特別支援学校の整備方針、こういう声を聞かれて、意気込みについて知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、障がいのある子供たちの自立と社会参加を推進する上で、小学部から高等部まで、それぞれの地域で一貫した教育を実施することは大変重要であると認識しております。御質問にありました高等部の設置につきましては、私自身、たびたび保護者や関係団体の皆様より直接、切実な思いを伺ってきたところでありまして、現在、特別支援学校高等部設置事業におきまして、未設置校4校の高等部の設置に係る所要の整備を進めているところであります。なお、このうち、みなみのかぜ支援学校高等部につきましては、本年4月に開設いたします。今後の特別支援学校の整備に



つきましては、教育委員会が策定した宮崎県特別支援学校総合整備計画に基づき、本県の財政状況等も踏まえながら、段階的に進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いをしておきます。

次に、警察行政についてお伺いをいたします。

まず、青少年、特に高校生の薬物対策についてお尋ねします。最近の薬物乱用状況は、昨年の有名タレントの逮捕など、社会への広がりが見られます。平成10年1月に警察庁が、第3次覚せい剤乱用期にあると宣言して10年以上経過しています。次世代を担う青少年にまで薬物汚染が拡大し、深刻な事態であると指摘したことが、よそごと、つまり、東京などの都会の話でないことを昨年の報道で県民は知るところであります。本県の高校生の意識調査において、「興味がある」「機会があれば手にしたい」などの回答が見られたところでもあります。かなりの数の使用実態があるのではと感じておりますが、未来を担う青少年に薬物汚染が広がることのないように祈らずにはおられません。そこで、県警本部長にお伺いをいたしますが、青少年、高校生に対する対策の現状と、この問題の教育委員会など関係機関との連携はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） まず、薬物事犯の検挙状況についてでございますけれども、全国的には、5年前の平成17年中は、1万5,803人を検挙し、うち少年が665人で、全体の約4.2%を占めておりましたけれども、平成21年、昨年中は、1万4,992人のうち、少年の検挙は482人で、約3.2%と減少しております。本県におきま

しては、平成17年中は、検挙総数107人で、うち約4.7%に当たる5人が少年という状況でありましたけれども、昨年、平成21年中は、総数89人の検挙の中で少年の検挙はございませんでした。

また、青少年に対する薬物乱用防止対策でございますけれども、昨年中は、教育委員会や学校と連携をいたしまして、薬物乱用防止教室を146校、約3万2,000人の児童生徒に対して実施をしております。さらに、大麻、覚せい剤などの乱用防止を目的としたポスター約1,600枚を、公共交通機関や公民館、学校等公衆の目に触れやすい場所へ掲示するなど、広報啓発活動等を推進しているところであります。今後とも、我が国の将来を担う青少年を薬物汚染から守るために、教育委員会を初め関係機関などと連携を図りながら、諸対策を強力に推進してまいります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。思っていた以上に、高校生を初め青少年のそういったものがないということでありまして、ほっとしているところであります。

次に、サイバー犯罪についてであります。昨今では、パソコンが生活の一部となっております。今や、インターネットなどは、経済活動の根幹を担っているものと言っても過言ではありません。そこで、当然のことながら、広くコンピューターを利用した犯罪をサイバー犯罪と定義すれば、相当数の件数に上るのではないかと懸念いたしております。また、今後さらに増加が懸念されるところであります。特に、インターネット利用による不当請求や身に覚えのない代金請求などは、パソコンを利用し始めたばかりの青少年や高齢者に多発することが心配されるところであります。そこで、サイバー犯罪の

現状、最近の傾向、また、その対策について県警本部長にお伺いいたします。また、学校現場での取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 警察では、コンピューターやインターネット等の情報通信技術を悪用した犯罪を、サイバー犯罪と定義いたしまして、取り締まり等を行っているところでございます。

まず、現状等でございますけれども、平成21年中の検挙件数は25件で、前年と比較して7件の減少であります。その内訳でございますけれども、詐欺が13件、脅迫、青少年育成条例違反、商標法違反がそれぞれ3件等となっております。この中で、18歳未満の青少年が被害者となっているものは、青少年育成条例違反の3件でありまして、高齢者の被害はございません。主な特徴でございますけれども、ネットオークション利用の詐欺が10件で、前年と比較いたしまして4件の増加となっております。また、出会い系サイトを利用した犯罪は2件でありまして、前年と比較して12件減少となっております。この中に18歳未満の青少年が被害者となったものはございません。

次に、対策でございますけれども、インターネット上にあります違法・有害情報を取り締まるためのサイバーパトロールの強化を初め、学生等を対象といたしましたサイバーセキュリティカレッジの開催、さらに、テレビやラジオ等のメディアを利用しての広報啓発活動などを行っているところでございまして、今後とも、違法・有害情報の取り締まり・排除、サイバー犯罪の被害防止を図るための広報啓発活動等、諸対策を推進してまいり所存でございます。

**○教育長（渡辺義人君）** 学校におきまして

は、情報に関する教科や総合的な学習の時間などで、インターネットや携帯電話利用に関する危険な側面や犯罪被害の事例を紹介するとともに、児童生徒が被害に遭わないための具体的な指導を行っております。県教育委員会といたしましては、本年度に立ち上げました「ネットいじめ対策推進事業」の中で、有害サイトの情報収集や被害相談に応じる「目安箱サイト」を開設したり、学校、PTA、警察等、関係機関を交えた対策会議や、子供、保護者、教師を対象とした講習会を実施したりするなどして、諸問題の解決や情報モラルの向上に努めているところであります。今後とも、インターネットや携帯電話利用にかかわるトラブルや犯罪から子供たちを守るために、実態把握に努めますとともに、学校や家庭、関係機関が一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上です。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。今後も、青少年の育成のために連携をよろしくお願いいたしまして、すばらしい青年が育つようをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、代表質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

**○中村幸一議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時7分散会

2月25日（木）

# 平成 22 年 2 月 25 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外山三博 (自由民主党)  
53 番 福田作弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (日日新)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 萩原耕三 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 押川修一郎 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |          |       |  |
|----------|-------|--|
| 知事       | 東国原英夫 |  |
| 副知事      | 河野俊嗣  |  |
| 県民政策部長   | 高山幹男  |  |
| 総務部長     | 山下健次  |  |
| 福祉保健部長   | 高橋博明  |  |
| 環境森林部長   | 吉瀬和明  |  |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一  |  |
| 農政水産部長   | 伊藤孝利  |  |
| 県土整備部長   | 山田康夫  |  |
| 会計管理者    | 長友秀隆  |  |
| 企業局長     | 日高幸平  |  |
| 病院局長     | 甲斐景文  |  |
| 財政課長     | 西野博之  |  |
| 教育委員長    | 近藤好子  |  |
| 教育長      | 渡辺義人  |  |
| 警察本部長    | 鶴見雅男  |  |
| 人事委員長    | 黒木奉武  |  |
| 代表監査委員   | 城倉恒雄  |  |

事務局職員出席者

- |          |      |  |
|----------|------|--|
| 事務局 長    | 濱砂公一 |  |
| 事務局 次長   | 岡田英治 |  |
| 総務課 長    | 渡邊靖之 |  |
| 議事課 長    | 富永博章 |  |
| 政策調査課 長  | 日高正憲 |  |
| 議事課 長 補佐 | 福嶋清美 |  |
| 議事担当 主幹  | 日高賢治 |  |
| 議事課 主査   | 山中康二 |  |
| 議事課 主査   | 前田陽一 |  |

◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 社会民主党宮崎県議団を代表して代表質問させていただきます。きょうは国公立2次試験前期日程であります。受験生の皆さんの御健闘を期待したいと思います。前回の質問の折、冒頭、私は熊襲の話をしました。米良議員から不規則発言が飛び出しまして、社会民主党はいつ変えたんだと言われましたので、きょうは社民党らしい話題を提供して始めたいと思います。

春闘の時期になりました。大変厳しい景気・雇用、最悪の状況の中にあります。2009年の貿易統計で、中国の輸出額がドイツを抜いて世界一となったそうです。GDPも本年には日本を抜いて世界2位となる勢いがあります。ある経済評論家が、中国の繊維工場で聞いた話。一番いいのはアメリカに、中ぐらいのは中国国内に、一番安いのは日本に輸出すると、そういう話なんだそうです。国内は低価格競争、安いものしか売れません。ユニクロのひとり勝ちという状況にあります。国内自動車メーカーが80万円前後の低燃費の小型普通車を来年発売するという報道もありました。昨年4月から12月期までの実質GDPが3・四半期連続でプラス成長、これはアメリカ・中国向けの輸出が好調で、国内ではエコポイントが個人消費を押し上げたという分析になっています。とはいえ、

デフレは長引き、雇用・所得とも低迷をしています。不況とは、簡単に言えば、物が売れない状況を言います。幾ら企業が投資をして物をつくっても、商品が売れない。安くないと売れない。不況とは、国内消費の不足と言えます。

配付資料を見ていただきたいと思います。総務省、国税庁の資料であります。裏のほうです。一番上が消費者物価です。じりじりと下がり続けております。同時に、物価の下落率をはるかに上回る割合で、民間企業労働者の平均年収が下がっています。勤労世帯の消費支出も減り続けています。賃金が下がれば物を買わない、安いものしか買わない。先行き不安が募るほど買い控えに拍車がかかる。安くないと売れないので、企業は必死でリストラを行い、賃金を下げる、人件費を削減され、労働者の所得が減る。当然、消費の削減につながっていく。悪循環であります。物価下落と同時に、らせん状に経済が下降、悪化していく状態、この現象がデフレ・スパイラルと呼ばれています。

昨年の平均完全失業率は対前年比1.1ポイント上昇し5.1%、同じく有効求人倍率0.41ポイント低下して0.47倍と過去最低であります。現金給与総額は3年連続で減少、今春闘でも経営側の姿勢はベースアップなしと、かたい態度であります。特に本県の県民所得は低い位置にあります。内閣府が先ごろ発表しました2007年度の県民経済計算によりますと、都道府県1人当たりの所得額——県民所得に当たりますが——全国平均は、首位の東京から最下位の沖縄までの地域間格差の大きさを示す数値はわずかに低下しましたが、開きは依然として大きい状況にあります。1位は東京454万円、2位愛知358万円、静岡338万円と続きます。一方、最下位は沖縄204万円、2位高知211万円、宮崎215万円の順

で低い状況にあります。1位東京の半分以下が宮崎の所得であります。雇用の安定と賃上げこそが景気回復の道です。デフレ脱却には個人消費の拡大が不可欠であります。ぜひ経営側に賃金アップの決断をお願いしたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢についてお尋ねをしてみたいと思います。

知事、最後の1年となります。起承転結の「結」、昨年はまさに「転」の年でありました。早稲田大学マニフェスト研究所長の北川教授は、知事マニフェスト3年目の進捗状況の評価について、次のように述べておられます。

「2年目の評価よりも下がったのは、つくり方やマネジメントに無理があったため反省すべき。知事が自民党総裁選に色気を見せて昨夏の衆議院選に出馬しようとして、職員の気が緩んだのも理由ではないか。県民から公約違反だと反発を受けるのは当然だ」と、手厳しい評価をされています。先輩からの愛のむちだと理解をします。しかし、気が緩んだのは職員ではなく、知事本人ではないかという声もありました。知事、1期目の仕上げの年となりますが、決意のほどをお聞かせください。

新年度予算編成の基本的姿勢について伺います。本定例会開会冒頭の知事の提案理由説明では、各産業分野における雇用・就業支援対策や新たな事業の創出に向け、果敢に取り組んでいきたいと述べておられます。具体的には、「財政改革の着実な実行」「重点施策の推進」及び「役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行」の3つの柱を基本方針として編成を行い、拡大傾向にある収支不足の積極的な圧縮を図り、基金の取り崩しに頼らない持続性のある財政構造へ転換していくことが喫緊の課題であり、行財政改革大綱2007に掲げた財政改

革プログラムの着実な実行を図ることを最重要事項として取り組むというふうにおっしゃっております。

本県が抱える課題の解決に向け、平成22年度重点施策に掲げております緊急的な課題への対応として、「雇用の確保と就業支援」「地域医療の再生」及び「中山間地域の活性化」の3項目、将来的な課題への対応として、「新たな産業の展開」「子育て支援と人材の育成」「低炭素社会の実現」の3項目、計6つの項目に重点的に措置することとする旨の説明がありました。行財政改革大綱2007の実行により、財政課所管4基金残額が予想より目減りを100億円維持できたことは評価ができます。一方、行財政改革大綱2007などにより、投資的経費の大幅な減少により雇用の減も生じています。デフレ・スパイラルの一翼を担っている部分もあると思います。この功罪についてはどうお考えでしょうか。

不況で税収が落ち込む中、多くの都道府県が臨時財政対策債（赤字地方債）の増発などで財源を賄い、経済対策関連経費を積極的に計上しています。31府県が前年度を上回るプラス予算となったと報じられています。本県の新年度予算も、対前年度比2.6%増の積極予算となっています。22年度地方財政対策3.6兆円の増額によるところが多いと考えますが、いかがでしょうか。

次に、民放3局目の取り組みについてお伺いいたします。冬季オリンピックが開催され、テレビはオリンピック一色であります。NHKと民放2局しかないケーブルテレビのない家庭は、いやが応でもテレビをつけるとオリンピック番組であります。東アジアサッカー選手権日本対韓国戦、オリンピックのあおりで宮崎では

放映がありませんでした。民放3局目の取り組みについて知事に伺います。

あわせて、県内の地デジ対策はどのような状況なのか、来年7月までに対応が完了するのか、進捗状況を担当部長にお尋ねいたします。

第15回宮崎国際音楽祭開催についてであります。宮崎国際音楽祭が4月24日から開催されます。メインとなる5つの演奏会、スペシャルプログラム等の概要が発表されました。シャルル・デュトア指揮のフィラデルフィア管弦楽団のチケットは、SS席16,000円は即日完売するなど売れ行きも好調のようであります。今回、15回目の節目となります。また、聞くところによると、指揮者のシャルル・デュトア氏の出番もことし限りだとのことであります。今回の国際音楽祭は、そういう意味では、これまでの15年間の実績をどう評価し、また来年以降の開催のあり方をどうするのか問われていると思いません。

私は、これまでの国際音楽祭を高く評価しています。全米5大オーケストラの一つ、というよりも、近年では世界有数の名門オーケストラとして人気と実力を誇るフィラデルフィア管弦楽団がなぜこんな地方で公演をしてもらえるのか。アイザック・スターン、シャルル・デュトアという大物が宮崎の音楽祭の企画・運営までかかわってもらえるのか。世界一流の演奏を宮崎でも聞ける機会がある。本当に恵まれています。毎年この音楽祭に合わせて、東京からツアーも組まれております。宮崎国際音楽祭は、本県の文化向上に大きく貢献したと確信をしています。経済的には苦しい環境の中ではありますが、公演協賛や特別協賛など、収入確保など自己努力もなされています。今後とも、内外に誇るべき質を維持し、国際音楽祭を存続していた

だきたいと考えています。第15回宮崎国際音楽祭開催に課せられた課題、及び次回以降の開催のあり方について見解をお伺いいたします。

平成の大合併についてであります。平成11年以来、全国的に市町村合併が推進され、3,232市町村から1,730市町村まで約半分に減少しました。本県でも、宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併が間近に迫りました。これで県内は9市28町7村から9市14町3村、44市町村から26市町村になります。ことし3月で合併特例法も期限を迎え、市町村課市町村合併支援室も解散されると聞いています。合併後の評価は、行財政の効率化やハード事業が進んだと、推進した当事者である行政を中心に合併効果を上げておられますが、周辺部の衰退や地域力の低下、行政との距離感、疎外感なども指摘されています。平成の大合併についてどのように総括されるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、陸・海・空交通ネットワークの整備についてであります。

まず陸、都城志布志道路についてお尋ねいたします。本格的な自動車専用道路を走る機会がありました。国道25号大阪―三重県四日市間のうち、自動車専用道路のところは名阪国道と呼ばれ、三重県亀山市から奈良県天理市間のバイパス道路です。全線4車線で、一般国道ではあるが、高速道路並みの速度で走行する車両が多く、日本一事故の多い国道であるとも言われているようです。一般国道が高速道路のように整備され、もちろん無料、うらやましい限りであります。国の「経済財政改革の基本方針2008」において、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める

方策を、各府省連携して講ずる」とされ、総務省では、中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想を推進しておられます。その先行実施団体として都城市が県境型として認定されています。広域救急医療体制の整備とそのため道路整備など県境を越える形で圏域を形成しており、曾於、志布志を含むエリアです。定住自立圏構想を持ち出すまでもなく、都城志布志道路は当圏域では重要な位置づけとなっております。進捗状況・今後の見通しについてお尋ねいたします。

次に、バスネットワーク網の存続について、補助金、コミュニティバス等についてお尋ねいたします。1月29日に総合交通課から、「宮崎交通のバス路線廃止検討区間に係る対応方針について」と題して自宅にファクスが届きました。中身は、検討の結果、4月1日から県内10路線を廃止する内容となっていました。それぞれの廃止の理由は、「利用が少ないため」となっています。毎年県内の多くのバス路線が廃止され、また路線が残っていても便数が極端に少なくなってきました。このような事態に陥った背景には、小泉政権が誕生した翌年、2002年2月、道路運送法が改正され、それまで聖域とされていた公共交通分野における規制緩和の始まりがあります。この時期を境に、赤字路線の欠損補助から路線運行・維持の方策として生活交通路線の認定基準が設定され、基準をクリアできない路線に対する国庫補助が打ち切られ、地方バス路線の廃止に拍車がかかることになりました。このままでは、地方バス路線存続の危機的状況はますます深まるばかりであります。本県の観光の魅力度は全国トップレベルにランクされながら、バス・鉄道の利便性は極度に貧

弱であります。皮肉なことに、観光ルートとして有名な高千穂峡、日南海岸、えびの高原といった周辺のバス路線網は寸断状態になっています。その背景には、認定基準、1日15人以上の乗車人員などをクリアできない交通路線の相次ぐ廃止があります。当面の対策として、認定基準の緩和を強く求める必要があります。

総務省は、公共交通——この際バスですが——をまちづくりの中核として重要な社会的共有資本という位置づけを行い、福祉——人々の幸せ——の視点を指し示しています。言うなれば福祉バスということができます。県から国に対する要望事項33ページに書いてありますが、国県の交付金・補助金の増額・拡大が必要という要望事項も入っております。これは国の事業仕分けに対する要望事項の冊子ですけれども、事業仕分けでは欠損額補助金は非常に重要だと付言されてもおります。路線別収支状況は、いずれも赤字決算です。生活交通路線に限った欠損分に対する国県市町村補助額は3億2,000万円、事業者負担欠損額2億9,400万円と、割合は52対48となっています。高齢化は中山間地、過疎地ほど進んでおります。本県の高齢者、ひとり暮らし世帯は10.6%、これは全国で第4位であります。これ以上バス路線が廃止されることは大きな問題であります。欠損分の約5割を事業者が負担して路線の存続運行を行っている現状に対して、知事はどう考えるのかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

4年目に向けてであります。私は、知事就任に当たり、「新しい宮崎の創造」を掲げ、県民



の皆様の幸せと宮崎の発展のために、県政改革、宮崎のPRを初めさまざまな行政課題に全力で取り組んでまいりました。しかしながら、長期にわたる景気・雇用情勢の低迷によりまして、県民生活は大変厳しく、先行きが極めて不透明な状況にあります。私は、このような中にあっても、県民の皆様が夢と希望を持てるように、ことしを任期の集大成の年として位置づけ、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成、そして経済・雇用対策を初め県政の重要課題の解決に向け、一日一日を粉骨砕身、全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいっている覚悟であります。県議会の皆様には、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成22年度当初予算についてであります。少子高齢・過疎化の進行や世界的な経済危機の影響に加え、依然として厳しい財政状況など、本県を取り巻く情勢は極めて厳しい状況が続いているところであります。こうした状況を踏まえ、平成22年度は、財政改革プログラムの最終年度として、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを着実に実行することを最重要課題としました。その一方で、経済や雇用の回復など緊急的な課題とともに、本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題に対応するため、雇用の確保と就業支援を初めとする平成22年度重点施策や県が直面する重要課題に対応する施策を積極的に展開していくことといたしました。これらのことから、平成22年度当初予算につきましては、財政改革の着実な推進による徹底した財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、現下の厳しい経済・雇用情勢への的確な対応を初め、本県の発展のための重要性の高い施策や事業を

盛り込み、私の任期4年の仕上げの予算として編成したところであります。

次に、財政調整のための基金等についてであります。当初予算編成後の基金残高は286億円と見込んでおりますが、景気後退等の影響を受け、税収が大きく減少しており、また今後も公債費や社会保障関係費などの増加が見込まれるため、予断を許さない状況にあることから、引き続き財政改革の取り組みを着実に推進していく必要があるものと考えております。一方、当初予算における投資的経費につきましては、国の公共事業費の大幅削減などの影響は踏まえつつも、補助公共及び交付金事業について、本県のようにインフラ整備がおこなわれている自治体に対しては重点的な配分がなされるよう、国に対し強く要望していく必要があること等も勘案して、必要な事業費を確保するなど、投資的経費全体では、前年度比0.8%の減にとどめたところであります。なお、経済・雇用対策全体といたしましては、重点施策に掲げた「雇用の確保と就業支援」に係る事業とあわせ、本県の厳しい情勢に積極的に対応した予算として編成しているところであります。

次に、当初予算の規模についてであります。平成22年度につきましては、地方にとって過去最大の財源不足が見込まれたことから、地方財政対策といたしまして、別枠での加算措置等のほか、国と地方の折半による補てん措置が講じられ、地方交付税の総額は、本年度より1.1兆円の増、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税は、本年度より3.6兆円の増とされたところであります。本県におきましても、今回の地方財政対策を踏まえすとともに、財政改革プログラムに基づく着実な取り組みによって財源を捻出することにより、平成22年度重点施策及

び県政の直面する重要課題に対応する施策や事業を盛り込んだ、本年度の規模を上回る当初予算を編成することができたところであります。

次に、テレビ局第3局についてであります。私は、マニフェストで、県民生活を豊かにする情報量をふやしたいとの思いから、テレビ局の増設、インターネット活用の方策の検討を取り上げております。このうち、テレビ局の増設につきましては、初期投資だけでも100億円近い資金が必要なことや、国の電波行政施策が新設抑制に向いていることにあわせ、事業主体となる民間企業が見当たらないことから、現時点では厳しい状況であると認識しております。一方、インターネットを活用した情報享受の取り組みにつきましては、インターネット回線高速化やケーブルテレビエリア拡大の支援を進めてまいりました。その結果、ケーブルテレビ視聴可能な世帯も県内の約7割となったほか、衛星放送等が充実してきていることもあわせ、多チャンネルを視聴しやすい環境が整ってきていると考えております。また、県民の皆様への情報提供を推し進める観点から、県といたしましては、インターネットを活用して、平成19年7月に観光情報「観光TVみやざき」の動画配信を開始し、昨年11月に、ユーチューブを活用した県庁広報として、「動画ニュースみやざき」を立ち上げたところであります。

次に、音楽祭の課題等についてであります。音楽祭については、これまでもいろいろな御意見をいただいておりますが、昨年4月に「宮崎国際音楽祭を考える懇談会」を設置し、これまでの音楽祭を総括するとともに、今後の方向性について幅広く県民の皆様の見解を伺ってまいりました。その中で、音楽祭は本県のイメージアップや県民の誇りの醸成に寄与しており、

本県の文化的財産として継続して実施すべきであるとの意見をいただくとともに、課題として「県民参加」を盛り込むべきではないかなどの意見もいただいたところであります。このため、県としましては、質の高い演奏の鑑賞機会である音楽祭を、今後、引き続き開催することとし、その中で県民参加や県内若手演奏家の育成などの視点によるプログラムを充実させながら、より県民に幅広く愛される音楽祭を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、市町村合併の総括についてであります。平成11年以来進められてきましたいわゆる平成の大合併によりまして、全国の市町村数が半減する中、本県におきましても、合併に向けたさまざまな取り組みがなされた結果、市町村数が44からこの3月末には26になる予定であり、合併は相当程度進んだものと認識しております。合併に対しましては、社会生活基盤の整備や行財政の効率化などが効果ととらえられる一方で、「周辺部が寂れるのではないか」「住民の声が届きにくくなるのではないか」「成果が出るのはまだ先」など、さまざまな御意見があるところであります。申し上げるまでもなく、合併はゴールではなく、新たなスタートでありますので、合併団体におかれましては、合併の効果を最大限に発揮していただくため、今後とも合併してよかったと思われるまちづくりを積極的に進めていただきたいと考えております。また、行財政基盤を強化する手法の一つとして、市町村合併は今後もお有効でありますので、未合併団体におきましても、合併を含めた今後のあり方について、引き続き自主的・主体的な検討をお願いしたいと考えております。

次に、都城志布志道路についてであります。

都城志布志道路は、都城インターチェンジと志布志港を直結し、物流の効率化に寄与することはもとより、都城定住自立圏構想を実現するための重要な幹線道路であると認識しており、県としましては、これまでも、国及び鹿児島県と一体となって整備を進めてきたところであります。しかしながら、この2月に国土交通省から示された平成22年度予算、いわゆる仮配分によりますと、国が整備している国道10号都城道路については、平成21年度当初予算から大きく減少しており、今後の整備がおくれるのではないかと懸念しております。このため、県としましては、政府を初め関係機関に対し、鹿児島県や沿線自治体及び民間団体とも連携しながら、国道10号都城道路の整備促進を働きかけますとともに、県施工区間につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、バス欠損額についてであります。モータリゼーションの進行などにより、平成20年度の県内の乗り合いバスの利用者数は、ピーク時の昭和44年度の14%程度となるなど、バス事業者を取り巻く経営環境は厳しいものとなっております。このような中、宮崎交通におかれましては、公共交通事業者として、県内のバスネットワークを支えていただいているところであります。県としましては、広域的・幹線的な生活交通路線に対し、国と協調して補助を行っておりますが、利用者の減少もあり、その収支状況はなかなか厳しいものがあると認識しております。このようなことから、バス事業者や市町村と連携して、より一層、利用促進に努めるとともに、将来にわたって生活交通路線の維持・確保が図られるよう、国に対しまして、補助単価の引き上げなど、地域の実情に応じた補助制度への改善や財源の確保について、機会

あるごとに粘り強く働きかけてまいりたいと思っております。〔降壇〕

○県民政策部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

地上デジタル放送についてであります。本県では、平成21年3月時点で、93.8%の世帯が視聴可能エリアとなっております。このような状況の中で、総務省宮崎県テレビ受信者支援センター、いわゆる「デジサポ宮崎」による説明会や現地調査が県内各地で行われており、経済弱者へのチューナー無償配布も開始されております。また、本年度は、椎葉村を初め諸塚村、日之影町など、電波の受信が厳しい市町村におきまして、国の助成制度を活用したケーブルテレビ網の整備などに積極的に取り組まれているところであります。しかしながら、アナログ放送が受信できていた世帯が、デジタル放送は受信できなくなるという、新たな難視の問題や、共聴施設の改修などの課題も残っているところであります。このため、県におきましては、平成22年度に県独自の相談窓口を設置いたしまして、県民や市町村からの相談に的確に対応することとしているところであり、市町村とか国、放送事業者等との連携をさらに強化しながら、地上デジタル放送への円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○満行潤一議員 知事には丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。新年度予算、本当に御苦労いただいて編成されたんだろうと思います。また、めり張りという部分でいくと、それなりに評価ができる、本当に喫緊の課題に的確に対応できているという部分も見受けられます。それについては評価をしたいと思っております。細かいことについて、今からお尋ねを

していきたいと思うのですけれども、限られた予算でどうやって県民の課題を解決していくのか、本当に大変な御苦労だろうとは思いますが、よろしく願い申し上げたいと思います。

先ほどの続きの陸・海・空の次は、コミュニティバスのことを質問させていただきたいと思います。コミュニティバス、かなり市町村で行われております。しかし、このコミュニティバスもいろんな問題がありまして、新たなガイドラインが、国から運行する市町村に示されています。これまでのコスト重視の業者選定ではだめだと。安全性確保を優先し、また既存の路線バスの連携強化を求めています。コミュニティバス新ガイドラインの周知のための説明会を対象市町村に行ったのか、担当部長にお尋ねいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** ガイドラインについて市町村への説明会を行ったかということでもありますけれども、このコミュニティバスを運行するに当たってのガイドライン、これはコミュニティバスを運行する際に、道路運送法に基づく国の登録あるいは許可が必要となっておりまして、そういったこれまでの国の指導をより徹底するために、昨年12月にガイドラインが国から示されたということでもあります。直接、国からの周知・指導というのが行われるわけですが、国からの依頼もございまして、県からは、一応文書のほうで各市町村にはお願いをしたところでございます。そういった形で、これからも国と協力しながら、その内容を踏まえた助言を行うなど、円滑な導入とか運営を支援してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** この文書というのが都道府県に来ているのですけれども、中身は、ぜひ市町村に周知してほしいという異例の中身になって

おるようで、国の思いというのをしっかり市町村に伝えるためにも、文書の配布だけではなくて、ぜひこの説明会を、県が集めていただいて、国の方針というのを示してほしいなと思っております。

もう一つ、バスネットワークの研究会というのを国はつくったようなんですが、本県でもつくるべきじゃないのかなと考えますが、部長、いかがでしょうか。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 県内のバスネットワークを維持・確保することは大変重要であるということは、私どもも認識しております。このために、県のバス対策協議会とかその地域の分科会、そういった機会を通して、これまでもバス事業者とか国、市町村と意見交換を行っているところでございまして、引き続きこのような場を活用しながら、関係の方々と連携して、バスネットワークの維持・確保に取り組んでまいりたいと思っております。

**○満行潤一議員** ぜひ有機的な交通網の確立というのを望みたいわけですが。コミュニティバスというのは、市町村内でしか動きませんので、隣の町、隣の市に移動というのは、生活路線バスに頼るしかない。バス事業者、そしてコミュニティバスの市町村がうまく連携できるように、ぜひ今後とも御努力いただきたいと思っております。

九州新幹線の問題につきましてお尋ねしたいと思っております。来年3月の九州新幹線全線開通を控えて、JR鹿児島中央駅、駅ビルもリニューアルオープンをしたということでもあります。観光議連と業界団体との意見交換の中でも、九州新幹線全線開通の効果の本県への波及を図る具体策を早急に示すべきだという意見もありました。九州新幹線全線開通対策について、部長の

見解をお尋ねします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 九州新幹線の鹿児島ルートが全線開通する効果、これをいかに宮崎県のほうに波及させていくかということが非常に大事というふうに認識しております。そのためには、鹿児島と宮崎との間のアクセスの利便性でありますとか、快適性の向上を図ることが大変重要であるというふうに思っております。こういったことから、県におきましては、JR九州に対しまして、全線開通に伴う特急車両の再編について、型式が古くなって利用者から不満の声が高い現行の特急車両にかえて、リレーつばめ車両を日豊線に優先的に配置していただきたいと。さらには、現在、2時間に1便で、所要時間も2時間以上である宮崎―鹿児島中央間の特急列車の増便とか時間短縮につきましても要望しているところであります。これからも、観光部局とか沿線自治体と連携したさまざまな取り組みを通じまして、新幹線開通の効果が本県に波及するよう努力してまいりたいと思っております。

**○満行潤一議員** 九州新幹線全線開通後は、おっしゃるように、関西、中国地方から多くの観光客が見込まれます。大阪から4時間で鹿児島に行く。その鹿児島に来た人たちをどうやって宮崎に誘導するか、それがかぎなんだろうと思います。観光特急「海幸山幸」も非常に好評ということで、既存の観光資源も活用した新幹線対策、これは非常に必要だろうと思いますが、本県は昨年7月に新幹線誘客対策協議会を設けておられる。しかし、報道で見ましたが、本県の新幹線対策費2,000万円、鹿児島県30億円となっております。「リレーつばめ」、来てもらうのはありがたいんです。しかし、時間は一緒なんですよね。この時間短縮というのは非常に大

事な課題であります。ぜひ今後とも働きかけをいただきたいなと思っております。きのうも出ていました新幹線停車駅であります熊本、八代、鹿児島中央駅と県内の観光地をつなぐバスルートとかレンタカーの実証実験を行われるということですから、非常に期待をしております。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、陸・海・空の「海」についてであります。観光議連と関係団体との意見交換の折、宮崎カーフェリーの方から、「ぜひ乗ってみてください」と勧められまして、カーフェリーに久しぶりに乗ってみました。波も穏やかで快適な旅でした。3月いっぱい限定7,000台、乗用車は半額、サウナつきの大浴場でリラックスもでき、これはいいなと乗ってみて実感をしました。この高速道路1,000円対策事業である「内航フェリー運航緊急対策支援事業」は大変好評のようです。私が乗ったときも、たくさん利用されておりました。この事業、来年度以降の対策はどうなっているのか、部長にお尋ねいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 御質問にございました内航フェリー運航緊急対策支援事業、これは文字どおり緊急対策として土日の高速1,000円に対応するために事業化したものでございまして、この事業を来年度継続する予定はございません。ただ、この事業によりまして、カーフェリーの乗用車利用台数の増加が見られるとともに、運賃割引等の特典がある会員カードの会員数も大幅に増加しておりまして、今後の利用促進にはつながったのではないかとこのように思っております。

**○満行潤一議員** 来年度以降ないということで、寂しい限りなんですけれども、なかなか厳しい状況にあります。光と影という部分でいく

と、陸は高速道路無料とか1,000円とか2,000円とかになると、やっぱり困るということだろうと思いますので、ぜひカーフェリーのほうもお願いしたいと思っております。

関連して、知事にお伺いしたいんですが、高速道路無料化の是非が問われています。申し上げたように、路線バスとかフェリーとか、業種によっては経営に大きな影響を及ぼす交通産業もあります。1,000億円の予算で実験をするという計画が進んでいますが、知事は、高速道路無料化議論に対してどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 高速道路の無料化につきましては、地域経済への効果、渋滞や環境への影響を把握することを目的とした社会実験が来年度実施され、その影響を確認しながら、平成23年度以降に段階的に実施されると聞いておるところであります。無料化が実施されますと、鉄道、バス、フェリーといった公共交通機関の運営への影響や、本県の発展に不可欠な東九州自動車道を初めとする高速道路ネットワークの整備のおくれなどが懸念されるところであります。このため、県といたしましては、昨年11月に公共交通機関への支援策や代替財源の確保を図ることなく高速道路の無料化を行わないよう、国に対して慎重な検討を要望したところであります。今後とも、社会実験など今後の動向について注視しながら、高速道路の無料化については慎重な対応をとるよう、さらには、少しでも早く高速道路のネットワークが整備されますよう、要望を行ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 本県にとっては高速道路網の整備というのが急がれる、そのことを我々としては宮崎から訴えていかないかなと考えてお

ります。

陸・海・空の「空」ですけれども、「空」も大変厳しい状況になっています。国内では1県1空港というのが進んで、地方間で路線の奪い合いが行われる、そういう状況に陥っています。静岡空港が開港し、茨城空港が開港します。茨城空港は、まだ国内線がないままオープンかという話もありましたが、非常にそういう意味では厳しい状況もあります。また一方、日本航空の再建策も進められて、日航の路線廃止も具体化をしてきています。日航に加えANAの路線の廃止、減便も心配をします。日本航空、ANAの動きはどうなのか。また、SNAが元気なんでしょうが、きょうも何か新聞に載っておりましたけれども、厳重注意を受けているようです。この宮崎空港発着の国内線の状況についてお尋ねしたいと思います。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 宮崎発着の国内線の関係でございますが、ANAにつきましては、特別に今動きというのは私どもは認識をいたしておりません。ただ、国内線の減便に関しましては、JALの関係で厳しい経済情勢によって需要低迷があるということで、日本航空グループの日本エアコミューター、これが4月から宮崎一伊丹線を1便減便するというふうに伺っております。また、今回の日本航空の経営再建問題に関連しまして、広島西線の廃止について一部報道されているところでもあります。ただ、県といたしましては、日本航空から正式に聞いているものではありませんが、来年3月に全線開通する九州新幹線との関係もございますので、その推移は注意深く見守っていきたいと思っております。また、スカイネットアジア航空でありますけれども、先月ですか、ことし秋の羽田空港の発着枠の拡大に伴いまして、4つ

の枠の配分を受けたところであります。羽田と九州・沖縄を結ぶ路線に活用される予定と聞いております。また、来年の6月と10月には新型機を導入するとされておりまして、およそ5年をかけて全機を更新される予定とお聞きいたしております。本県にとりまして、航空路線は大変重要な交通基盤でございますので、今後とも、航空会社とタイアップしたキャンペーンを実施いたしまして利用促進に取り組んで、航空路線の維持・充実に努めてまいりたいと思っております。

**○満行潤一議員** 日航の動きというのは余り心配することはないのかなと思うのですが、ちょっと心配なのはSNAですよね。中古機を持ってきて運航されているので予備機もないので、すぐ欠航とかおくれというのが出ます。新しい機種を漸次更新されるということなんですが、ぜひSNAに予備機を持っていただければ、もっと定期的な運航、そして安全性も確保できるのかなと思います。要望ですが、ぜひ県としても——予備機がないと危ないだろうと思うのですよね——要望していただければありがたいなと思っております。

あと、韓国・台湾定期便の搭乗率はどうか。また、搭乗率が落ちて廃止とまらないのかなと非常に心配です。今、宮崎からソウル、台北経由で東南アジアとかヨーロッパへの乗り継ぎも便利になりましたので、新たな商品開発とかの動きはないのか、お尋ねしたいと思いません。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 国際線でありましてけれども、まずソウル線につきましては、本年4月に就航9年を迎えるところであり、今年度の1月末時点での搭乗率は61.9%でありますけれども、直近3カ月で見ますと70.9%と、

いい状況ではないかと思っております。また、台北線につきましては、チャイナエアライン自体がこれまで多くのチャーター便の運航実績があるということで、1月21日に就航したわけでございますけれども、その後1カ月間の搭乗率は79%となっており、これからもチャイナエアラインと連携して、路線の早期定着とか安定化を図っていきたいと考えております。今、御質問にございましたように、東南アジア等への乗り継ぎ等、非常に便利な運航スケジュールになっておりますので、そういった——先日ですけれども、タイとかシンガポール、マレーシア、台湾の観光当局と連携しまして、宮崎の旅行会社を対象とした海外旅行セミナーを開催した、そういった形で商品の導入等を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

**○満行潤一議員** チャイナエアは、いっぱい今までチャーター便の利用もあったんですけども、定期便になりまして、チャーター便の状況というのは今、宮崎はどうなっているのか。これは定期運航になったので、チャーター便の乗り継ぎでがたん落ちたのか、この1カ月間どうなんでしょうか。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 今おっしゃいましたように、チャーター便は、平成19年度までは台北線の運航を目指してということで非常に熱心でございまして、19年度、台湾を中心に片道ベースで200便以上の実績があったわけでございますが、台北線が開設になって以降は、大体年間30便ぐらいという状況でございます。

**○満行潤一議員** 陸・海・空、どこも大変な状況なんですけれども、ぜひできる限りの支援を今後ともいただきたいなと思っております。

次に進めさせていただきます。商工観光労働対策というふうにしてはおりますが、最初に、県

産品の販売促進ということで、県産材の販売促進についてお尋ねしたいと思います。林業活性化議連の役員で、本県にゆかりのある企業を調査いたしました。内田洋行、藤島建設というところを調査させていただいたんですが、この藤島建設は、埼玉県川口市に本社があり、住宅販売年間200棟、これまで延べ1万棟の実績のある企業で、首都圏でも有数の住宅会社とお聞きしました。会長の渡辺さんは串間市出身だそうです。大規模な住宅展示場も見学させていただきました。岩手県葛巻町のカラマツを使った住宅も販売され、大変好評とのことでありました。担当者の意見交換の中では、「今後、外材から国産材利用に流れを変えたい。その中でも宮崎も有力な候補だ」と言われておりました。ただ、輸送コストの問題、無垢では使えない、集成材が欲しい、品質が安定しているパーツとして取り扱いたいなどの要望が出ております。本県の素材は素晴らしいものですが、相手方のニーズに合った商品を開発しなければならないと感じました。さらなる県産材の販売促進について、担当部長の説明を求めます。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 県産材につきましては、杉を中心としました人工林の資源が充実しつつあることとか、製材品の約7割が県外に出荷されていることなどから、県外出荷を拡大することが非常に重要だというふうに考えております。このため、大消費地でのトップセールスとか、「みやざきスギ」セミナーの開催等に加えまして、今年度初めて、住宅や木材関連業界など県外の大口需要者を県内に招く交流視察商談会を開催しまして、今お話のありました藤島建設さんにも参加をいただいたわけでございます。そういう取り組みのほか、来年度の組織改正で、山村・木材振興課内に「みやざき

スギ活用推進室」を設置いたしまして、県産材の需要拡大対策に機動的かつ迅速に取り組むこととしております。県としましては、引き続き、関係団体と一体になりまして商談会を開催するなど、県外セールスを強力に推進するとともに、杉活用に馴染みの薄い中京地域などへの売り込みとか、本県とゆかりのある人脈・企業等も活用しながら、新たな県産材の販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** そうなんですよね。やっぱりいっぱい宮崎に来る方がいらっしゃるんだと、私も気づきました。我々の知らない、宮崎をファンとして思っただけの方、また会社経営とか、影響力の大きい人もまだまだたくさんいらっしゃるんじゃないのかなと。今、担当部署も立ち上げるというお話でしたので、そういう宮崎との付き合い、信頼関係がなければ、なかなか難しいと思いますので、ぜひ販売促進に今後とも御努力いただきたいなと思っております。

商工観光労働部長に幾つかお尋ねしたいと思っております。我が会派で、シンガポール、香港、マカオを調査してまいりました。特に日系スーパーでの県産品の流通について、現場を見て回りました。感動的な宮崎のパッケージそのものが並んでいる。串間の大東のカンショとか柑橘類とか、いろいろ並んでいましたし、宮崎牛も、ちゃんと宮崎牛の看板がかかっているのを目の当たりにして、県当局も頑張っていたいるなと感じたところであります。東南アジアでの県産品物産フェアの取り組み状況について、部長にお尋ねしたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 県産品の東アジアへの販路拡大を図るために、県では、平成11年度から台湾で、それから平成15年度か



ら香港で、それぞれ毎年度、物産フェアを開催しているところがございます。これまでの取り組みの結果、本県の特産品でありますカンショ、あるいは漬物、それから乾シイタケ、水産加工品などが定番化しております。最近では、台湾でマンゴーが大きくマスコミで取り上げられたり、メロンがギフト商品となるなど、宮崎県産品に対する認知度も向上してきているんじゃないかと考えております。さらに、今年度は3月に、東アジアの玄関口でありますシンガポールで、新たにフェアを開催することにしております。また、中国におきましても、今後開催を検討してまいりたいと考えております。いずれにしましても、物産フェアは、県産品の販路開拓を図り、定番・定着化を図っていく上で大変有効な手段でございますので、今後とも、輸出に対し意欲のある県内企業・団体とも連携しながら、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** 非常に努力されているのはわかります。中国にも来年、対策を打たれるということでもあります。中国上海万博が始まります。中国の高度成長を牽引しているのが個人消費。この個人消費は、燃えるような拡大ぶりから「火爆消費」と呼ばれているんだそうです。一人っ子政策で生まれた若者の消費トレンドがすさまじい。一人っ子ですので、親は物すごい仕送りをしたり、物を買ってあげる。携帯電話は若者の必需品と言われております。中国国内で携帯電話は7億台普及をし、世界最大の市場となっている。先行したヨーロッパメーカーが席卷しており、この中国大陸に対する対応、取り組みがおくれた日本メーカーは苦戦をしているという報道もあります。あらゆる分野で中国市場の成長を無視できない。安かろう・悪かろう

が中国の商品だったと思いますが、今は物すごい勢いで中国製品もよくなって、消費も物すごい勢いで拡大している。そういう意味では、中国に対する県産品の販路拡大戦略も非常に大事だろうと思います。先ほどちょっとおっしゃったんですが、もう少し、中国の来年度の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 中国でございますが、国内市場の縮小が非常に見込まれる中でありまして、東アジアへの販路開拓は、本県農林水産業・食品産業の振興を図る上で極めて重要であると認識しております。そういうことから、県では、東アジア販路拡大戦略をつくり、これに基づきまして、それぞれの国の実情に合った物産フェア・商談会の開催、流通関係者の招聘などに現在取り組んでいるところでございます。今後とも、関係団体、民間団体と一体となりまして、県産品の輸出促進——特に上海につきましては、来年度県産品の常設棚を設置することを予定しておりまして、そういう取り組みをしながら、県産品の輸出促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** 上海には我々も行きたいなと思っているんですけども、ぜひ楽しみにしております。あとは、県産品の物産フェアについて私に提案がありましたので、部長におつなぎしたいと思うのです。いろいろ県内で物産フェアをやっておられますが、その物産展の開催を2月のキャンプシーズンに集中したらどうなのかなという提案であります。8月に、物産館正面入り口で「宮崎県推奨優良品フェア」というのを行っておられます。いろいろ試食があったりしているんですが、各地で年間ばらばらというフェア、イベントよりは、多くの県外客が訪

れる2月のキャンプシーズンに集中したら相乗効果が高まるのではないかというふうに言われているんですけども、このことについてはいかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** キャンプ等を訪れる県外客、この方々に対する県産品のPRにつきましては、例えば、読売巨人軍のキャンプ地である県総合運動公園内では「ボールパークG」、あるいはまた、ソフトバンクホークスのキャンプ地である生目の杜運動公園では「ホークスビレッジ」を設置しております、それぞれ地元の特産品を使った料理あるいはお弁当、お土産品などの販売が行われております。また、県のアンテナショップである「みやざき物産館」におきましても、この時期に合わせてキャンペーンを実施したり、あるいはキャンプマップに広告を出すなど、誘客に努めているところでございます。いずれにしましても、キャンプシーズンは、県産品をPRする絶好の機会でありますので、県を挙げて、それぞれが「おもてなしの心」を持って、県産品のPRに努めていくことが大事であると考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** 実績もあるわけですね。理解をしましたが、そのキャンプに関してなんですけど、スポーツランド受け入れ体制、これは意見交換会で我々が言いましたけれども、その中でも幾つか出ていました。県央一極集中じゃなくて、県内全域へ受け入れ体制を整備すべきじゃないかという意見でありました。県西部の意見交換会で、都城観光協会会長から次のような発言がありました。「すべての面において、都城はうっせられているという感じがする」と。さらに、「スポーツランドみやざきと言いながら、都城には県の施設といえば御池青少年自然

の家ぐらいしかない。もっと県西部に目配りをしてほしい」と要望されています。えびの市の観光協会からは、「えびの市も財政難。とにかく財政的支援をお願いしたい」と切実な声もありました。また、こんな意見もありました。高原町観光協会からは、「知事は、高千穂が日本の発祥というが、私たちは高原町が日本の発祥地だと思っている」。そういうことですが、キャンプ候補地は相手側が決めることですので、来てもらうしかないんですが、もっと県北・県西部など全県的に、スポーツ施設の整備改修、市町村への県費補助などを行えば、もっとキャンプチームも呼び込むことが可能ではないかと考えております。特に県有施設のない地区に財政的支援を行うべきではないかと考えますが、担当部長、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** スポーツランドみやざきの課題でございますが、議員がおっしゃるとおり、合宿等の受け入れを県下全域に広げていく、これがやはり今後の大きな課題というふうには私は認識しております。県では現在、全県化などを図る上での基礎資料とするために、県内スポーツ施設の整備状況、あるいは各種スポーツ合宿等の誘致可能性等について調査を行っているところでございます。今後、この調査結果も踏まえながら、全県的な視野に立ちまして、市町村が行うスポーツ施設の整備に対する支援はもとより、市町村と連携した誘致活動あるいは受け入れ支援を一層充実することにより、スポーツ合宿等の全県化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** 非常に力強いお答えをいただきました。ぜひ、県西部をよろしく願い申し上げます。

次は、もう一回部長に、雇用対策についてお尋ねをします。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の要件緩和についてであります。今まで研修、職業訓練などが除外されていましたが、地方の強い声に押されて、今回、要件が緩和されたとお聞きしました。しかし、期間は最長1年と短期のままです。まず期間の延長が必要だと私は考えます。スキルアップにつながる基金事業にしていきたいと考えますが、担当部長、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業のことだと思いますが、この事業につきましては、離職を余儀なくされた非正規労働者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供することを目的として創設されたものでございます。雇用期間につきましては、事業の創設当初は原則6カ月未満とされておりましたが、その後の要件緩和により、現在は最長1年までの雇用が可能となっており、また、人材育成のための外部研修、いわゆるOFF-JTでございますが、これも可能となったところでございます。なお、1年以上の継続的な雇用機会の創出につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業が活用できますので、それぞれの基金事業の趣旨を踏まえ、庁内各部局あるいは市町村等と連携を図りながら、雇用の場の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** よくわかりました。あと、就職3年以内の離職率、本県は非常に全国的に高い離職率です。高卒50%近く、大卒でも43%という数字です。これは完全なミスマッチなんじゃないのかなど。事業内容がよくわからないまま就職してしまい、こんなはずじゃなかったと

やめていくのではないかと推察されます。企業にとっても、本人にとっても大変もったいない話です。その対策はどのように打たれているのか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 若年者の離職理由につきましては、正式に全県的に調査したものはないわけですが、ヤングJOBサポートみやぎきでの聞き取り、あるいはハローワークプラザ宮崎からの情報等によりますと、仕事の内容が自分に合わなかった、あるいは、職場の人間関係がうまくいかなかったなどの理由が多いようでございます。このようなことから、県におきましては、職場定着支援のため、宮崎労働局と連携を図りながら、就職1～2年目のものを対象にしました、コミュニケーション等を内容とするセミナー等を開催しているところでございます。また、県教育委員会では、職業意識の醸成のため、高校生を対象に、インターンシップの実施や外部講師による講座の開催など、キャリア教育の推進にも取り組まれているところでございます。今後とも、県教育委員会とも連携を図りながら、職場定着に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

若年者の就労支援というフリーター対策、ニート対策がどのようになっているのか、非常に不安なんですよね。国の推計では、全国でフリーターが170万人、ニートは64万人となっておりますが、対象者の把握が難しいという理由で、正確な調査もなされていないという状況です。対象者の把握ができなくて対策が打てるのか非常に疑問に思うのですが、国県の取り組みは十分なのか、成果があらわれているのか、その認識

をお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** いわゆる就職氷河期に安定した職につけず、不安定な就労を続ける若年者が30代半ばを迎えていると言われております。早急なフリーター対策が求められていると、我々も認識しております。このため県では、ヤングJOBサポートみやざきにおける個別相談などきめ細かな就職支援、あるいは民間教育訓練機関への委託による座学と職場実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施しているところでございます。また、国においては、ハローワークにフリーター向けの相談窓口を設置するとともに、正規雇用した事業主への奨励金制度を設けているところでございます。

また、ニート対策としましては、社会人、職業人としての基本的な能力等の養成にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む総合的な支援が必要となっております。このため、県といたしましては、宮崎労働局と連携し、「みやざき若者サポートステーション」におきまして、個別相談あるいはセミナー等を実施するとともに、宮崎労働局や県教育委員会、民間支援団体等から成るネットワーク会議等を設置しまして、情報や意見の交換を行っているところでございます。今後とも、宮崎労働局など関係機関と連携を図りながら、フリーターやニートの方々への就業支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○満行潤一議員** あと、修学旅行対策は要望にしておきたいと思うのですが、本県の実績というのはことごとくありません。小学校の実績571人泊、中学校ゼロ、高等学校1,189人泊、海外790人泊、これは一時からすると本当にゼロに近い修学旅行の実績です。ぜひ、さらなる対策

をお願い申し上げたいと思います。

次に、福祉保健部長にお願いしたいと思います。未曾有の大不況の中、全国的に生活保護世帯が急増しています。しかし、人員削減のあおりで生活保護ケースワーカー数は増えていないという報道が、いっぱいされています。きょうは資料をつけましたので、皆さんに見ていただきたいのですが、これは9つの市と郡部の、県の福祉事務所の一覧であります。ケースワーカー1人当たり、国の基準は、市の福祉事務所で80世帯、郡部で65世帯というふうになっていますが、これを見ると、宮崎市は103人、延岡96名、日南108人。こういうふうにとこもすごい状況になっています。私もケースワーカーをやっていましたが、60とか65世帯じゃないと、とても本来の定期訪問とかできません。入退院につき添ったり、病院の送迎をしたり、本来家族がやらないといけないものをケースワーカーがやってしまうというか、本当に家族との関係が切れてしまっている人たちが多いんですね。介護保険の処遇検討会に、家族にかわってケースワーカーが呼ばれたりとかいうこともあります。本来の就労支援、本当にこの人たちにもう一回自立してほしい、そういうために家庭訪問の支援とか指導ができていないわけですよ。いかに自立支援をするか、子供たちが自立するようにいかに支援を行うかというのが、非常に大事だろうと思います。

一方で、不正受給の調査、通帳残額の調査とか恩給・年金の支給状況、身内からの仕送り調査など、これは追いつかないと思います。訪問格付ですが、これでいいのか。宮崎市とか100世帯を超えているわけで、到底、本来の訪問ができていないと思っています。もう一回、表を見ていただきたいのですが、右が訪問格付け別世

帯数、年間12回定期訪問をしないとイケないところ、6回、4回、3回、2回、1回。年12回やられればマルAというふうに打っておりましたが、宮崎市は全体で12世帯しかマルAがない。延岡に至っては8世帯なんです。私は現役のところは、一人で4世帯、5世帯、年12回の世帯を持っていました。都城市が何十世帯です。これでも絞ってあるんだらうとは思いますが、本来、全世帯の1割が年12回、年1回、それをあと8割を割り振るとというのが基準であるはずであります。都城が70回ですから、4倍以上の宮崎市はこの4倍以上ないといけないし、延岡も8軒ではない、このように感じます。これが、ケースワーカーが少ないので本来の指導ができていない、そういうことだろうと思います。これを毎年、国保・援護課は指導されているわけですね。どういう指導になっているのか非常に不安です。宮崎市の現業員数のところに嘱託職員5名というふうになっていますよね。この方たちはどういう立場でケースワーカーをやっているのか。ケースワーカーというのは、その世帯の収入・支出すべてを把握し、指導する、プライバシーの塊を扱います。そういう方々が嘱託職員で大丈夫なのか、資格を持っていらっしゃるのか。社会福祉士という資格がケースワーカーには必要とされております。このあたりを、部長の見解をまずお尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 生活保護世帯が増加している中で、福祉事務所によっては、ケースワーカー数が不足しているという状況が見られます。福祉事務所によっては、ケースワーカーの増員を図ったところもあるわけですが、その後の被保護世帯のさらなる増加に伴い、ケースワーカーの増員が追いついていな

いという状況も見られます。このために、ケースワーカーの数が下回る事実も生じているわけですが、県としましては、そのような福祉事務所に対して、指導監査等を通じて、必要な人員の確保をお願いしているという状況でございます。

また、資格の問題ですけれども、今申し上げましたように、ケースワーカーの標準配置数というのがふえておまして、その中で有資格者の確保がなかなか難しいという現状もございます。本来、有資格者であることが望ましいというふうに考えておりますので、県といたしましては、有資格者の確保についてお願いしております。さらに、職員の研修を含めて、資質向上等についてもお願いをしているところでございます。以上です。

**○満行潤一議員** どこも生活保護の対応は大変なんですよ。しかし、どこもなかなか人をふやしてくれません。だから、これは生活保護担当の権限を持つ県当局、生活保護担当部署が頑張ってもらわないかんと思うのですよね。私もいっぱい聞きます。県は全然相談に応じてくれない、いろんな厳しい大変なケースがいっぱいあるのに、なかなか問い合わせしても返ってこない、指導してくれないという不満もあるんですね。今、本庁に担当主幹以下4名しかおられません。これで十分な指導ができるのか、甚だ疑問なんですよ。物すごい状況にあるはずですから、4人じゃやっぱり大変だろうと思うのです。私は、倍増しろという話も都城の担当から聞いているんですが、増員が急がれると思います。部長、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 被保護世帯の増加に伴いまして、福祉事務所のほうからは、関係法令に関することや個別ケースについての

問い合わせなどがふえております。県の所管課としましては、各福祉事務所において、生活保護が適正かつ円滑に実施されるよう、適切な助言・指導に精いっぱい努めているところではありますけれども、所管課のほう、現在4名ということでもあります。担当職員の資質向上や事務処理の効率化などにも一層工夫を行っていくことで、福祉事務所等からの問い合わせなどには適切に対応していきたいというふうに考えております。

**○満行潤一議員** 適切に対応いただいていないわけですね。ぜひ、ここのところは増員してほしいなど。大阪市がすごい状況なのでちょっと申し上げますが、新年度予算、保護費が一般会計の17%を占める状況になっています。大阪市民20人に1人が生活保護受給者です。大変ふえているので、大阪市は臨時とか嘱託職員とか350名を増員しました。この人たちがケースワーカーなんですけど、社会福祉士の資格を持っていないか、持っているかという問いをすると、無資格者が70%なんです。なおかつ、経験年数3年未満という人が99.6%。我々から見たら、1年2年経験を積まないと一人前にならない。大阪なんか99.6%は3年未満の人で、臨時・嘱託がいっぱい、無資格者が多いということです。大阪市が問題にしているのは、ほかの市町村から、大阪に行ったら生活保護費をもらえるよと、大阪に行きなさいというふうに言われると。大阪はもう、物すごい勢いでたくさん来るので、こういう体制だと見抜けないんですよ。指導ができない。どんどん自立させないかんのに、どんどんふえるばかりということで、これは悪循環になっています。宮崎県はそうなってほしくない。ぜひ自立を支援するための方策をきめ細かくやっていただきたい。そういう

意味では、担当課の増員、そして各福祉事務所の65名、80名を超えているところの指導をぜひお願いしたいと思いますし、この嘱託職員にできるのかというのが非常に不思議であります。部長は今、望ましいとおっしゃっていますが、厚生労働省は、無資格者だと困ると、ちゃんと指導するというふうに言っているはずですから、ぜひお願い申し上げたいと思います。時間があと10分しかありませんので、もっとしゃべりたいのですが、次へ進めさせていただきます。

ドクターヘリについてであります。地域医療再生臨時特例交付金が25億円、満額になりました。非常にありがたいことでもあります。私は、日本航空医療学会総会に参加して、ドクターヘリ運航に関する問題点など多くのことを学ぶことができました。27の発表・講演を聞いて帰りましたが、このドクターヘリに係る新年度の主な事業と今後のスケジュールについて、担当部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** ドクターヘリは、宮崎大学医学部附属病院が主体となって導入するものでありまして、県はその支援を行うこととしております。平成22年度は、宮崎大学が、医師等医療スタッフや消防の救急隊員に対する研修、運航マニュアルの整備、宮崎大学敷地内へのヘリポート整備のための適地調査等に取り組むこととしております。また、ドクターヘリについては、国の補助基準上、救命救急センターに配備することが条件とされていることから、並行して宮崎大学医学部附属病院の救命救急センター化が進められることになっております。その後、ヘリポートの整備も含めて、運航開始までに必要なすべての準備作業が完了するのは、早くて平成23年度末と見込まれている

ところであります。ドクターヘリ導入に向けては、医師を初めとした医療スタッフの確保や救急隊を含めた教育研修など、必要な諸準備をいかに円滑に進めることができるかが大きな課題と考えておりますので、運航開始に向けて、宮崎大学等と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 ぜひスムーズな進行をお願いしたいと思います。

あと、昨日の病院局長の答弁で、本年度3病院の決算見込み、14億円赤字見込みというふうに聞きましたが、来年度の収支を見ますと、延岡病院の収支が非常に悪化をしていて、6億円収支差額が予想されています。その積算根拠というのを病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成22年度当初予算の編成に当たりましては、病院事業をめぐる厳しい経営状況を真摯に受けとめ、徹底した経費削減を行った上で達成できると考えられる現実的な目標を設定することといたしたところでございます。こうした中で、延岡病院につきましては、地域との連携により高度医療の提供と重篤患者さんの受け入れを重点的に推進し、診療報酬の包括請求方式でありますDPCへの移行にもいち早く取り組んでいることなどから、県立3病院の中でも患者さん一人当たりの収益は最も高くなっております。また、ジェネリック医薬品の採用も積極的に進めるなど、収益確保と経費削減の両面で努力の成果が見られるところでありますが、患者数の減少や医師不足による休診等の影響により、6億円余の赤字予算を編成せざるを得なかったところでございます。今後とも、職員一丸となって黒字化を目指す努力を続けてまいりたいと、このように考えております。

○満行潤一議員 なかなか改善計画に乗っていないわけです。医師不足ということで収入減と今お聞きしましたが、現在、その3県病院、何人医師不足と認識されているのか、お尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） 現在、休診しております診療科の休診前の医師数を考慮いたしますと、延岡病院で7名、日南病院で3名、合計しますと10名の医師が不足していると、このように認識いたしております。

○満行潤一議員 延岡7名、日南3名ですよ。医師1人に1億以上の収入増になるというふうに言われていますよね。この来年のシミュレーションを見ると、収支差額は延岡6億、日南2億なんですよ。延岡は7人ですから、7億以上の収益が上がる。日南は3億以上上がる。そういうことであると、この6億、2億の赤字というのは、医者が確保できれば収支は合うと。改善計画というのは、医師不足以外は職員、皆さんのほうの必死の努力で計画の達成が図られつつあるというふうに認識をするんですね。医師不足、医師をどうにかして早く確保しないと、これは大変なことになると。これは医師だけが問題なんだろうと思っています。前にも申し上げましたが、もう一回申し上げますけれども、千葉県の千葉北総病院には無給の医者が勤めているわけですよ。ドクターヘリの医局の金丸医師が、「この人無給なんです」と言うんです。給料をもらわなくてもここで研修させてほしいと。この人はちゃんとローテーションの中に入っていますから、本来は仕事をしながら、ただで勤めているという人がいる。長野県の佐久総合病院、ここにもドクターヘリがありますけれども、200名の医師のうち、19名は宮崎県出身者。1割は宮崎県出身者ということ

目の当たりにしてびっくりしました。いるんですよね、いっぱい。いい研修場所でいい技術を学びたいというのが医者ですから、ぜひ魅力ある職場をつくっていただきたい。今回ドクターヘリが決まりました宮崎大学医学部も、7～8名の救急の専門医が集まっているというふうにお聞きをしていますので、ぜひ魅力ある研修場所となるように御努力いただきたいなと思っています。

次へ進めさせていただきたいと思います。教育長に何問かお尋ねをしたいと思います。雇用確保対策については、昨日、蓬原議員からありました。知事の思いも聞きました。非常に頑張っているのはわかるんですが、しかし、厳しい状況にあります。新規学卒者就職支援の4月以降、就職浪人の方々の取り組みはどうなっているか、もう一回お尋ねしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 高校生の就職支援につきましては、最後の最後まで、「就職」の2文字が得られるように、学校と連携して取り組んでまいりたいと思っています。それでも一定数の就職が未決定状態で卒業を迎えなければならない生徒が多数存在することは、現状では見込まざるを得ないという状況であります。したがって、そのような生徒に対しては、宮崎労働局と連携いたしまして、来月3月中になりますけれども、国や県の雇用対策や、新たに新規学卒者も対象となった職業訓練に関する説明会を、県内3地区で実施することにいたしております。4月以降につきましても、関係機関による支援のメニューやセーフティネットを十分活用いたしまして、進路が決定できるように、学校の教職員と進路対策専門員がハローワークと連携して、就職決定に向けた支援を継続

するなど、就職未決定者に対する支援を全力で行ってまいりたいと思っております。以上です。

**○満行潤一議員** 日本国憲法をとるまでもなく、就労というのは国民の義務でもありますが、権利でもあります。若い人たちの働く権利を保障できない状況に、本当に胸が痛みます。ぜひ一人でも多く就職できるように、関係部長の皆さん方の御努力を心からお願い申し上げたいと思います。

次に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねします。きのう、押川議員からありましたが、私は反対の立場で質問させていただきました。政権がかわって、全校全員の調査から抽出調査にかわろうとしているわけですが、新年度は、お聞きしたように希望利用、全生徒・全学校を対象にするということになっているようなんです。しかし、予算はないんですよね、全校生徒をするというのは。予算はどうなるのでしょうか。

**○教育長（渡辺義人君）** 全国学力・学習状況調査につきましては、抽出調査で実施されることになりましたけれども、その対象とならなかった学校につきましても、設置者である市町村等の希望により、国から調査用紙を無償で提供を受けて利用できるようになっております。費用負担でありますけれども、抽出調査の場合には、すべての費用を国が負担することになっております。一方で、希望利用方式の場合は、調査用紙の印刷や学校への配布は国費により行われることとなりますけれども、その後の採点、集計、分析につきましては、学校において行うなど、設置者の責任において実施されることとなります。以上です。

**○満行潤一議員** ということは、集計等は各学



校で責任を持ってやれということですよ。我々は、全学校・全生徒を対象にする必要はない、国が決めたので、それでいいだろうと思うのですけれども、全部やるということは、予算がないところはまた負担がふえますよね。そんな採点とかをする時間があったら、子供たちの指導をもっともつとすべきだろうと私は思いますので、ぜひそのところはよろしくお願ひしたいと思います。

理科離れ対策についてお伺いをしたいと思います。科学技術立国を標榜する中、この前、有名な「なぜ2位じゃいけないか」という話ですけれども、1位じゃないといけません。理科の実験、実習時間が年々減っているという現場からの指摘もあります。現状と取り組みについて伺いたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 本県が独自に小学校5年生と中学校2年生に実施いたしております「みやざき小中学校学力・意識調査」によりますと、「好きな授業は何ですか」という問いに対しては、「理科が好きである」という回答が、ほかの教科に比べて高い割合を示しているところであります。また、毎年実施しております、夏休みの理科の自由研究を応募する理科作品コンクールでは、年々出品作品がふえておりまして、本年度は小中学生の4人に1人に当たる2万5,000名を超える子供たちからの応募があったところであります。このようなことからいたしますと、本県の子供たちは、理科の学習に対して、おおむね意欲的に取り組んでいるというふうに考えております。ただ、宮崎だけということでもないと思いますけれども、今日の子供たちというのは、生活環境の変化によりまして、野山を駆け回ったり、あるいは草花や土のおいをかいたり、そういった直接自然に触れ

る、自然体験をするというような機会が大変減少しているのではないかなと思っておりますので、そのような視点からの理科教育の一層の充実というのは必要であると考えております。以上です。

○満行潤一議員 理科実習教師の採用が近ごろないんだという話もあるんですけども、理科実習教師というのをふやすべきじゃないかと思うのですが、教育長の見解をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） 理科実習教師というのがちょっと私にもよくわからないんですが、学校現場においては、小学校の場合でいいますと、理科の正課教員等が配置をされたりしておりますけれども、特に一番頼りにしていただいたのが、学校現場で理科の授業の準備とか実験・観察等のグループ分けをしてそういったことをやる場合に手が要るとか、後片づけに時間がかかるといったことで、理科支援員等配置事業ということで国の事業がありますけれども、これで理科支援員等を活用して、そのような授業展開がスムーズにいくように、それぞれ工夫もされてきたわけであります。しかし、残念ながら、来年度の予算においては大幅に削減という状況になっておりまして、その辺について、今後どういうふうに対応していったらいいのかということで、工夫は重ねていかなければならないと考えております。以上です。

○満行潤一議員 次いきます。公立高校の授業料無償化が始まるわけですけども、私立学校について、部長、お願いします。私立学校へも国から同様の予算措置、就学支援金があるんだそうですが、私学経営の厳しい環境の中、就学支援金の支給開始にあわせ、授業料値上げの心配の声もあります。そのようなことは想定されていないのか、部長、お願いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 私立高等学校の授業料についてであります。私立高等学校の授業料につきましては、その設置者の自主的な判断にゆだねられるものではありませんけれども、1月に開催いたしました私立高等学校の事務長等を対象とした就学支援金に係る説明会におきまして、2つの点、まず1つは、支援金の目的が私立高校生等の教育費負担の軽減を図るものであること、もう一つは、就学支援金を受けてもなお自己負担が残る生徒もいること、こういったことなどを十分考慮していただくようお願いをしたところであります。なお、現在のところ、来年度、授業料の値上げを予定している学校はないようでございます。

**○満行潤一議員** わかりました。あとは公立高校の授業料無償化なんですけれども、従来、授業料免除も低所得世帯には何ら恩恵がないわけですね。所得がある人は、あるから負担が下がります。でも、今まで低所得者は無料は無料なので、変わらないと。これは何らかの恩恵とか救済策は考えられないのか、教育長、お願いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 公立高校の授業料無償化につきましては、「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくる」との趣旨から、その法案が現在、国会に提出をされているところであります。「家庭の状況にかかわらず」とあるなどの同法提案の趣意からいたしますと、これまで授業料減免の対象とされておりました生徒も、この無償化措置の中に包含されるということですので、特段の対策はとられないということでもあります。

**○満行潤一議員** それはそうなんです、やっぱりそこを見てあげないとかわいそうだなと思

うのですよね。またこれは引き続きしてまいります。

警察行政について、2点お尋ねをしたいと思います。

1つは、都城警察署の改築計画についてであります。これは毎年聞いております。今度、本部長がかわられましたので、認識をお聞きしたいんですが、本部長は都城署には行かれたか。すごい状況だと思います。都城署の改築計画について、本部長、どうなんでしょうか。よろしくお願いします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 都城警察署には私2回参りましたけれども、警察署の庁舎につきましては、全県下に築後40年以上経過したものが13警察署中8署あるということでございまして、全般的に老朽化・狭隘化の進んだ建物が多くなっているというのが現状でございます。都城警察署でございますけれども、築後52年が経過しているということでありまして、老朽化が進んだ警察署ではありますけれども、阪神・淡路大震災を受けての耐震診断結果に基づいて平成9年度に耐震補強を行いまして、一応防災活動の拠点としての機能が果たせるような措置をとったところであります。

それから、狭隘化への対応といたしましては、昭和55年度と平成13年度にそれぞれ増改築を行いまして、警察署の機能として必要な事務室等を一応確保したというのが現状でございます。建てかえ等の問題でございますけれども、県警察としての考え方といたしましては、治安基盤としての機能、それから、防災活動拠点としての機能を十分発揮できる施設整備を目指しておりまして、厳しい財政状況下でございますけれども、耐震補強の効果がなく、早期の建てかえが望ましいとされるなど、機能低下の著し

い警察署のほうから順次整備をしていくという方針で臨んでいるところでございます。その点、御理解をお願いしたいと思えます。

**○満行潤一議員** 前の本部長と同じ答えなので非常に残念なんですけれども、これはやっぱり士気も低下しますよ。好きじゃなくて警察に呼ばれる人もおられるんですよ。駐車場がないんですよ。駐車場にとめて事故を起こすという笑えない話もいっぱいありますので、ぜひ総務部長、よろしくをお願いします。こっちでしょうね、やっぱり。やっとなですよ、本当に。県西部の警察署、本当に大変な状況ですので、ぜひ部長も行ってください。お願いしたいと思えます。

あと、警察の県警ヘリ、今回新しい型で国から支給があるということなので、それを参考にしたいと思えますが、この警察ヘリの現状と課題についてお尋ねしたいと思えます。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 警察ヘリ関係でございますけれども、警察航空隊の沿革から申し上げますと、平成2年4月に発足をいたしまして、現在、隊長以下操縦士が2名、それから整備士2名の4名体制で、小型単発ヘリ「ひむか」1機が配備されているという状況でございます。主な活動内容でございますけれども、通信指令室やパトカーと連携をした、機動力を生かしたパトロール、それから事件・事故発生時の情報収集、交通情報の収集、さらには災害とか山岳遭難等の事故発生時の捜索救助活動を行っております。昨年中の活動でありますけれども、パトロール活動が110回、事件・事故発生時の情報収集活動に21回、山岳遭難や水難事故発生時の捜索救助活動が31回などでありまして、合計203回の運航を行っているところでございます。また、発足以来これまでに、山岳遭難

とか水難事故の救助活動等におきまして、53名の方の人命救助を行っております。なお、課題と申しますか、平成22年度中に国費予算で新型ヘリに更新される計画となっておりますので、これによりまして、救助能力、それから安全性の向上が図られることとなります。より一層、県民の皆様方の期待と信頼にこたえていくことができると考えておりますので、しっかりとした運航をしていきたいというふうに考えております。

**○満行潤一議員** よろしくをお願いしたいと思えます。

あす、警察音楽隊第17回の定期演奏会があります。井手楽長が最後の演奏会だというふうに、きょう新聞に書いてありましたが、井手楽長には、私の娘たちの中学校の指導もしていただきました。ぜひ、今後とも御活躍を祈念しております。あす、楽しみにしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

企業局の問題については、次回に譲りたいと思えます。

博士号取得者の処遇改善についてお尋ねいたします。本県の博士号を持つ職員数はどのぐらいいらっしゃるのか、その処遇はどうなっているのか、担当部長、お願いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** まず人数ですけれども、これは知事部局で申し上げますが、医師とか看護大の教員を除きまして27名おります。このうちの20名が、木材利用技術センター等試験研究機関におるわけでございます。その他の7名につきましては、関連のある部門に配置を行って活用を図っているところでございます。博士号自体は職員採用上の必要な条件ではございませんので、取得していることのみをもって特別の処遇をしているということはございませ

んけれども、博士号の取得者を多数配置している試験研究機関には、この研究職員につきましては、当然のことながら研究職給料表は適用になっているということでございます。また、人事異動につきましても、職員の希望とか適性、あるいは研究の進捗状況等も踏まえまして、在任期間を柔軟に取り扱うといったことで配慮を行っているところでございます。またさらに、研究職の職員が顕著な業績を上げたというときには、知事表彰も行っているところでございます。

**○満行潤一議員** 特段の差がないということなんですけど、やっぱり60歳定年なんですよね。医者は65歳ですよね。医師以上に取得年数のかかる博士号取得者が60歳というのはどうなのかなと。定年の延長があってもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか、部長。

**○総務部長（山下健次君）** 地方公務員の定年でございますけれども、これは地方公務員法の規定により、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされておきまして、本県においても、職員の定年等に関する条例におきまして、国と同様に、医師及び歯科医師は65歳、一部の現業職は63歳、その他の職員については一律60歳と定めているところでございます。ただ、この条例による定年の特例といたしまして、当該職務が高度の知識、経験を必要とし、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じる場合には、人事委員会の承認を得て、これは1年ずつでございますけれども、最高3年を限度に定年の延長ができるということになっております。

**○満行潤一議員** 厳しいようなんですけれども、もったいないような気がしてですね。ぜひ延長について御検討いただきたいと思います。

きょうは、人事委員会委員長もおいでですので、せっかくですので、ここだけは質問させていただきたいと思うのですが、佐賀県の公式ホームページに、人事委員会事務局のホームページでしょうか、非常におもしろいユニークな内容があります。職員募集の情報ページが全国的に注目を集めているようで、トップページには、「汗と涙と熱血魂！！熱き魂を持った若者達よ佐賀に集え！！」というメッセージと、目に炎が描かれたキャラクターのイラストも掲載されています。漫画のような雰囲気なんですね。古川知事も、熱いガッツポーズで登場しております。なかなか、佐賀県というと地味な県で、採用にも工夫が要るのかなということなんですけど、いろんな先輩たちがおもしろい中身で出て、これが佐賀県庁のホームページかなという気がするぐらいとてもユニークなんですよ。委員長は見られたかどうかわかりませんが、本県も、何かもうちょっと工夫をした人材の募集というのが必要かなと思いますが、いかがでしょうか。

**○人事委員長（黒木奉武君）** 佐賀県の職員募集情報ホームページにつきましては、私も拝見いたしましたけれども、おっしゃるように、熱血漫画をイメージさせるような表現とかレイアウト、いわゆる砕けた感じと申しますか、そういう形で作成されているなという印象を持っております。ホームページは、職員採用試験の受験者を幅広く確保して、意欲ある人材を採用するための有力な広報手段であると認識しております。このため、本県の職員採用案内ホームページは、平成11年度から作成しておりますが、平成18年度からは公募型コンペ方式に変更いたしました。より多くのアイデアを募集した中から決定をしているところであります。今年度の

トップページは、宮崎県庁をバックに、これからの宮崎県を担っていく若手職員を前面に出すことによりまして、県職員のやる気をアピールし、受験者の心をつかむようなキャッチコピーを掲載するなど、受験者の興味を引き、試験情報等をわかりやすく発信できるよう、工夫しながら作成したところであります。また、県職員採用案内ホームページからの電子申請による受験申し込みも、今年度は351件ございまして、年々増加しております。今後とも、内容はもとよりでございますが、受験者の興味を引くような表現やレイアウトなど、他県の事例も参考にしながら、職員採用案内ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

**○満行潤一議員** 時間が参りましたので、これで終わります。質問できなかつたところもあって、大変御迷惑もおかけしましたが、後は委員会審査等で生かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

**○中村幸一議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分開議

**○中村幸一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

**○新見昌安議員**〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団を代表し、通告に従い、順次代表質問を行ってまいります。知事を初めとして関係各部長、教育長に答弁を求めます。

初めは、知事の政治姿勢についてであります。

この件に関しては2点伺うつもりでありましたが、実は昨日の代表質問で両方とも取り上げられたところであります。しかしながら、我が党の考えやこれまでの取り組み、これを明確にしておきたいとの思いがありますので、改めて伺いたいと思っております。

まず1点目に、来年度の子ども手当の財源の一部を地方負担としたことに関して伺いたいと思っております。民主党マニフェストの目玉政策であった子ども手当は、当初、全額国費で実施するはずでありましたが、迷走した結果、現在の児童手当制度の枠組みを活用することで一応の決着を見たところであります。要するに、公明党が40年かけて拡充を重ねてきた児童手当の支給額を増額したことになり、子ども手当の創設というよりは児童手当の拡充ということでありませぬ。児童手当は、昭和42年12月、千葉県の市川市議会において、公明党議員が初めて創設を訴えたものであります。この提唱によって、翌年の4月から市川市において全国で初めて児童手当制度が実現し、これがきっかけとなって、全国各地で児童手当の実現を求める公明党員による署名活動、議員による議会での質問が広がり、昭和45年には全国の240の自治体で児童手当が実施され、国会においても昭和43年に公明党が他党に先駆けて児童手当法案を提出、昭和47年1月から国の制度として実現させることができたという歴史がございます。その後、財政負担の増大を理由に、時の政府が児童手当の縮小あるいは廃止を画策するたびに、存続と拡充を訴え続けてきたのが我が党でありました。まさしく、児童手当の歴史は公明党の歴史の一つと言っても過言ではない、我が党にとっては思い入れの深いものでございます。

一方、民主党は、これまで4度にわたる児童

手当の拡充法案を「バラマキ」などと批判し、すべて反対してきた経緯があります。すなわち、平成12年6月、支給対象を3歳未満から小学校入学前までに拡大するとき、平成16年4月、支給対象を小学校3年生修了まで拡大するとき、平成18年4月、支給対象を小学校6年生修了まで拡大し、あわせて所得制限も大幅に緩和するとき、そして平成19年4月、乳幼児加算を創設するときであります。であるにもかかわらず、民主党の今回のような対応を見ると、いささか首をかしげざるを得ないのであります。いずれにしましても、児童手当制度の枠組みを活用するということですので、地方自治体にも財源の一部を負担させるままとっております。この件に関しては、多くの首長が反発したことは既に報道されているとおりでありますが、全額国費対応から地方自治体にも負担を求めることになったことに関し、知事はどのような思いを持たれたのか、改めて伺っておきたいと思えます。

また、子ども手当制度の継続には、安定した財源が当然のことながら必要であります。平成23年度以降、満額の1人当たり2万6,000円を支給する場合、5兆5,000億円の巨額な財源が必要であり、一部には所得税増税の話も出てきている中で、財源確保に関して知事はどのような見解をお持ちなのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

2点目は、永住外国人の地方参政権付与に関してであります。今月9日、全国都道府県議会議長会が主催する「永住外国人の地方参政権についての各政党との意見交換会」が開催され、宮崎県議会からも4人の議員が派遣されたことが報告されたところであります。この意見交換会には、公明党、民主党、自由民主党、日本共

産党、社会民主党、国民新党から代表が出席し、それぞれ見解を述べたようではありますが、我が党は東順治副代表が地方参政権を付与すべきという立場で説明をしたところ、かなりのやじが出て騒々しくなったと、司会者でなく副代表みずからがたしなめる場面もあったと聞き及んでおります。我が党は、永住外国人の生活実態は日本人と全く変わらず、日本人と同じように納税し、地域社会にも貢献しているということ踏まえて、これらの方々が望むならば、許される範囲で日本国民に近い扱いがなされてしかるべきという思いから、これまでも永住外国人地方参政権法案を5度にわたって提案した経緯がございます。この問題、非常にデリケートであり、賛成、反対、いろいろな意見があることは重々承知しておりますが、知事はどのような見解をお持ちなのか伺っておきたいと思えます。

次は、平成22年度予算案に関して何点か伺っていきたく思います。

まず1点目は、新エネルギー普及への取り組みについてであります。来年度予算案には、将来的な課題の一つである低炭素社会の実現に向けて、実に多くの事業が盛り込まれておりますが、その中の新規事業の一つである太陽電池関連産業集積促進事業、これは太陽電池パネルメーカーのみならず、県内の企業が太陽電池パネル周辺機器の分野に参画し発展できるよう、県内企業に光を当ててくれた有効な事業であると思えます。この事業に関して、県としては具体的にどのように取り組んでいくのか、まず商工観光労働部長に伺っておきたいと思えます。

新エネルギー普及に関して、もう一つ伺いたいと思えます。太陽光発電システムについてであります。これには、住宅用太陽光発電システ

ム融資制度と太陽光発電システム導入促進事業が示されているところではありますが、ここでは、前者の融資制度について、これまでの実績を県民政策部長に伺っておきたいと思えます。

2点目は、安心子ども基金についてであります。この基金は、御案内のように、昨年度の第2次補正予算に盛り込まれた、全国規模で1,000億円の子育て支援対策臨時特例交付金から配分された交付金を財源としたものでありましたが、子供を安心して育てることができるような体制整備を行い、もって子育て支援の一助となるような実効性ある活用が図られることを期待したところでありました。この件については、ちょうど1年前にも質問したところではありますが、県としては、この1年間どのように取り組んできたのか、福祉保健部長に伺っておきたいと思えます。

3点目は、小児救急医療電話相談強化事業について伺いたいと思えます。運用日数が365日に拡大されたということは前進ではありますけれども、伺いたいのは、今回の結論に至るまで、運用時間帯の拡大についてはどのような議論がなされ、結果、現状維持にとどまってしまったのか、福祉保健部長に伺いたいと思えます。

次は、環境問題についてであります。

ことしは、国連が定めた「国際生物多様性年」であるそうであります。生物多様性、ふだんは余り耳にすることもない言葉ではありますが、「地球上のさまざまな生物が織りなす生態系とそれを構成する種、さらにその起源となる遺伝子の多彩さ」とのこと、要するにすべての生き物がバランスよく共存できている状態、これを生物多様性と言うのだそうであります。であれば、それを保全することが私たち人間の生活を守ることにもつながるわけでありませ

が、この生物多様性の損失が現在、急速に進んでいるとのことで、その速度は、約6500万年前には1000年に1種の割合だった損失が、現在は年間で4万種が損失しているそうであります。そのような中で、本年10月には名古屋市で約190カ国が参加してのCOP10が開催されることになっており、絶滅の危機に瀕する野生動植物の保全に向けての大きなきっかけになることが期待されているところでもあります。日本にとって大事な意識づけの年となる本年、我が宮崎県にもしっかりと目を向けたいと思えます。本県の貴重な野生動植物を守るために、知事はどのように取り組んでいくお考えなのか、その思いを伺いたいと思えます。

次は、高齢者対策についてであります。まずは昨年末、我が党が全国で実施した介護総点検について紹介をしたいと思います。日本は現在、世界に類を見ないスピードで超高齢社会に突入しております。長寿を喜び、安心して暮らせる社会の実現、これがまさしく政治に求められている最重要課題ではないかと思えます。このような高齢化の進展に対応するための新たな政策立案の参考にするために実施したのが、介護総点検でありました。公明党には現在、国会議員、地方議員を合わせ、全国に3,000名を超える議員がいますが、昨年11月から12月にかけて、「公明チーム3000」として、全国各地で一斉に運動を展開したところでもあります。その内容は、街頭アンケートの実施、介護事業者や介護従事者、介護家族、介護される本人、市町村関係者からの聞き取り調査などでありましたが、全国で10万件を超える声を集約したところでもあります。党としては、この調査結果をもとに、高齢者が安心して老後を暮らせる社会の実現を目指した提言も発表したところでもあります。総

点検によって浮き彫りになったさまざまな改善すべき点、また課題については、開会中の通常国会において盛んに論議をされているところでありますし、その解決に向けて全力で取り組んでいくとともに、党として現在策定作業中の新介護ゴールドプランに生かしていくことになっております。ところで、寄せられた多くの御意見の中に、認知症高齢者にかかわるものもありました。当事者にとっては極めて切実な問題であります。ここでは、認知症高齢者を抱える家族に対する支援体制が現在どのように行われているのか、福祉保健部長に伺います。

高齢者対策の2点目は、音楽療法についてであります。高齢者施設では、刺激も少ない同じ日常が繰り返されることにより、入所者が感情や反応をあらわすことも鈍くなり、それに伴って表情も乏しくなっていく傾向があるといえます。このようなときに音楽療法を行い、知っている歌を大きな声で歌ったり、音楽と一緒に体を動かしたりすることで、脳などの心身が活性化されていくというふうに言われております。音楽療法はまさしく、音楽を聞いたり演奏したりする際の生理的あるいは心理的効果を応用し、もって心身の健康の回復・向上を図る行為であると言えるようであります。この音楽療法、大いに普及を図るべきではないかと考えますが、ここでは、県内における音楽療法士養成への取り組み状況、そして音楽療法の施設への導入状況はどうなっているのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

次は、国民読書年についてであります。

ことは、平成20年6月、衆参両院において全会一致で決議された「国民読書年」であります。このときの決議の内容を見ると、人類が生み出した「文字・活字」という崇高な資産

を発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは国の重要な責務であり、そのために国を挙げてあらゆる努力を重ねるというふうに宣言をしております。ところが、来年度予算編成に向けた政府の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、子供の読書活動を支援する事業が相次いで「廃止」と判定され、予算案で大幅に縮小されてしまったのであります。廃止とされたのは、子どもの読書活動推進事業と子どもゆめ基金の2つでありました。その後の予算編成作業では、読み聞かせなどを行うボランティアに助成してきた子どもゆめ基金の事業は、国立青少年教育振興機構への交付金という形で継続されることにはなったところでありますが、一方の子どもの読書活動推進事業のほうは、概算要求の2億1,200万円が4,900万円に削られ、読み聞かせを行うボランティアの育成事業などができなくなっております。決議は全会一致ですので、当然、民主党の皆さんも国を挙げてあらゆる努力を重ねていくことに賛同されたわけでありました。にもかかわらず、みずからそれに逆行することに矛盾を感じないのか、いささか不思議であります。「学校でやればいいことで、効果が明確でないことに国費を使う必要はない」と、仕分け人はこのようにのたまわれたそうではありますが、読書活動に代表されるような教育分野、これは短期的な効果は見えないかもしれない。しかし、国の将来を左右する重要な分野であるということが、仕分け人にはわかっていたのではないのか。現政権のこのような対応をどう思われるか、知事の見解をぜひとも伺いたいと思います。

最後は、教育問題について2点伺います。

1点目は、ネットいじめに関してであります。ますます進展する情報化社会の中で、子供



たちを取り巻くネット関連の環境もだんだんと悪化の一途をたどっております。インターネットに絡む青少年の犯罪被害、またいじめなどが頻発しております。そのような報道が後を絶たない。時代の流れには逆らえないかもしれないけれども、パソコンも携帯電話もなかったころが、時々、郷愁を伴って懐かしく思い起こされるときがあります。私たちが子供のころも、確かにいじめは存在していましたが、それは実態のあるものであり、現在のような姿の見えない陰湿きわまりないネット上のいじめに苦しんでいる子供たちがいると考えただけでも、かわいそうであります。大人の責務として、守ってやる体制の構築が重要でありますけれども、そのような中、県の教育委員会においては、今年度初めてネットいじめ対策に取り組まれたと。そして、昨年9月からは、目安箱サイトも開設されております。目安箱自体は、まだ半年と短いわけですが、このネットいじめ対策推進事業全体にはどのように取り組み、どのような効果があったか、教育長に伺います。

2点目は、保護者からの学校に対する理不尽な要求などについて伺いたいと思います。この問題についても、1年前の代表質問で取り上げたところではありますが、発生状況はこの1年どうだったか、また、その時々への対応は的確に行われたか、教育長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。その他については、自席から質問いたします。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

子ども手当についてであります。子ども手当の財源については、鳩山総理も「全額を国で負担する」と言われていたところでありまして、

来年度限りの暫定措置とはいえ、児童手当との併給という形で実質的な地方負担が求められることは、公約に反するものではないかと考えております。私は従来から、子ども手当の財源は国が全額負担すべきと主張してきたところでありまして、23年度以降の本格実施においては、地方負担が残るようなことがあってはならないと考えております。御案内のとおり、子ども手当の本格実施には5兆円を超える財源が必要であり、社会保障関係費が増大する一方で、国の税収が大幅に改善する見込みは薄く、そういう状況の中で、子ども手当の財源を捻出することは容易なことではないと思います。しかしながら、政権としての公約である以上、国民や地方に負担を求めることなく、国の負担と責任において実行されるべきと考えておりますが、それが難しいということであれば、財源の確保策を含めた対応の考え方を明らかにして議論すべきであると考えております。

続きまして、外国人の地方参政権についてあります。永住外国人の地方参政権に関しましては、さまざまな経緯や考え方があることは承知しておりますが、我が国の制度の根幹にかかわる重要な事項だと認識しております。このため、基本的には平成7年の最高裁判決を尊重すべきだと考えておりますが、地方の意見も十分踏まえた上で、国会において十分議論し、結論が出されるべきものだと考えております。

次に、野生動植物の保護についてであります。「太陽と緑の国」と呼ばれる本県には、約1万種と言われる多くの野生動植物が生息しておりますが、これらの野生動植物は人類生存の基盤であり、それらをはぐくむ自然環境を保護し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちにとって重要な使命と考えております。私は県

外で本県をPRする際には、この豊かな自然環境に恵まれた宮崎県にぜひお越しく下さいと御案内しておりますが、近年、本県においても、開発や乱獲などにより、多くの動植物が絶滅の危機にさらされるなど、生物多様性が脅かされております。私といたしましては、こうした現状を踏まえ、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、県民の皆さんと一体となって、生物多様性の保全に向けた取り組みを進めますとともに、本県の豊かな自然環境を貴重な地域資源として生かした魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

子供の読書活動についてであります。国の平成22年度予算案につきましては、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、普及啓発や情報提供のための措置が講じられておりますが、総額としては、御指摘のような状況が見られます。私は、子供たちにとって読書活動は、感性を磨き創造力を高めながら、人間性を豊かにし、より充実した人生を送る上で欠かせないものであると考えております。また、相手に対する思いやりの心や生命をとんとぶ心などをはぐくみ、豊かな人間関係を醸成する上でも大きな役割を果たすと考えております。したがって、あすの宮崎や日本を担うかけがえのない子供たちの健やかな成長や人格形成に大きな影響を与える読書活動の推進は、極めて大切なことであると考えております。〔降壇〕

○県民政策部長（高山幹男君）〔登壇〕 答えいたします。

住宅用太陽光発電システム融資制度についてであります。この制度は、昨年1月に国が住宅用システムに係る補助制度を開始したことを受けまして、県としても、資金調達の面からこれを支援する目的で、金融機関の御協力をいた

き、昨年4月に低利の融資制度を創設したものであります。融資実績につきましては、ことし1月末までの10カ月間で73件、1億5,474万円となっております。今後とも、国・県の住宅用システムの補助制度とあわせまして、太陽光発電の普及促進を図り、世帯普及率全国1位を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、安心こども基金についてであります。本基金につきましては、安心して子供を生み、育てられる社会づくりを進めるため、平成20年度に造成したものであり、今回の2月補正での積み増しを含め、総額28億円余となるところであります。今年度の基金事業につきましては、「保育サービス等の充実」としまして、保育所の改築整備や放課後児童クラブの施設整備及び認定こども園の運営費補助などを行っております。また、「すべての子ども・家庭への支援」としまして、NPO等の地域子育て活動の立ち上げ支援などを行っており、さらに「ひとり親家庭等への支援の拡充」としまして、技能習得等への給付金の支給も行っているところであります。

次に、小児救急医療電話相談事業の運用時間帯の拡大についてであります。この事業は、救急患者の中でも夜間の利用の多い小児の救急について、保護者等から電話相談を受けることにより、その不安を軽減するとともに、小児救急医療機関への不要不急の受診を抑制し、小児科医の負担を軽減することを目的として、平成17年度から実施しております。現在、土日祝日と年末年始の19時から23時まで看護師等が相談に当たっており、相談件数も年々増加してきてお

ります。このようなことから、平成22年度から相談日数を365日に拡大することとし、相談日の増加に対応した小児科医や看護師など人員体制の確保について、1年以上前から、本事業の委託先である県医師会と協議を行い、ようやく実施できる見込みとなったところであります。御質問にありました運用時間帯の拡大については、さらなる人員確保や財政負担を必要とする問題でもありますので、今後の研究課題と考えております。

次に、認知症高齢者を抱える家族に対する支援体制についてであります。県としましては、家族の方に対する支援体制の充実を図るため、平成19年度から2年間、社団法人認知症の人と家族の会宮崎県支部に委託し、電話相談や家族同士の交流を促進する事業などに取り組んだところでございます。こうした取り組みの結果、現在は、この家族の会が中心となって、県内3カ所で24時間対応可能な専用電話による相談を受けるとともに、必要に応じて地域包括支援センター等関係機関につなぐなど、家族に対する支援を行っております。

次に、音楽療法士についてであります。県内における音楽療法士の養成につきましては、宮崎学園短期大学の音楽科と保育科において、2種資格の音楽療法士の養成が、また、専攻科において、より専門的な1種資格の養成が行われております。また、施設への音楽療法の導入状況につきましては、現在把握している範囲では、約20の高齢者や障がい者などの施設で取り組まれているところでございます。これらの施設のうち、音楽療法士の有資格者のいない施設におきましては、宮崎音楽療法士研究会から療法士の派遣を受け、取り組みが行われております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

太陽電池関連産業集積促進事業についてでございます。本事業は、世界最大級となる太陽電池パネルメーカーの工場立地や、全国有数の太陽電池研究拠点であります宮崎大学等が存在する利点を生かし、産学官の参加により設立しました太陽電池関連産業振興協議会において、地場企業の新規参入、研究開発、人材育成等の取り組みを推進するものでございます。具体的には、まず、企業参入の支援として、太陽電池関連メーカーの技術者等を招聘しての新規参入や技術向上のための研究会を開催するほか、国際太陽電池展への出展や県外メーカー・工場の訪問、商談会等を実施することとしております。また、研究開発の支援では、県内外の企業や大学、公設試験研究機関等が取り組む太陽電池関連技術の研究や、太陽電池を活用した製品等の研究開発を促進することとしているところでございます。さらに、人材育成では、宮崎大学等と連携しまして、理工系の学生や企業の技術者等を対象に、専門性を持った高度な人材を育成していくこととしております。このほか、太陽光発電の普及・利用も、産業集積を図る上で大変重要でありますので、これらの施策とも連携を図りながら、事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、ネットいじめ対策推進事業の効果についてであります。本事業は、コンピューターや携帯電話によるネット上のいじめなどの諸問題の解決と情報モラルの向上を目的として、本年度から始めたものであり、4つの取り組みを柱としております。具体的には、1つに、相談・

通報窓口としての目安箱サイトの設置、2つに、県内30校のサイバーパトロール実践協力校の指定、3つに、IT専門家やPTA、警察等の関係機関を加えたネットいじめ対策会議の実施、4つに、教師や保護者等を対象とした研修会、講習会の実施であります。このうち目安箱サイトについては、1月末現在、2,000件を超えるアクセスがあり、そのうち、問題サイトの通報や誹謗中傷の書き込みの削除依頼など、具体的な投稿が34件ありました。この中には、県内の中学生が実名で誹謗中傷されているとの書き込みの情報提供があり、それを受けて、県や関係教育委員会と学校が連携して対応し、ネット上のいじめ被害の拡大を未然に防いだ事例が報告されるなど、効果が上がっているものと考えております。

次に、保護者からの理不尽な要求の状況と対応についてであります。今年度の状況といたしましては、学校や市町村教育委員会から報告のあった中に、例えば、教師の児童生徒に対する指導に不満を持った保護者が、1日のうちに何回も学校に電話をし、同じことの説明を何度も要求したり罵声を浴びせたりすることや、学級担任や管理職を深夜に自宅に呼びつけたりする事例がありました。このような場合には、通常は、学校と関係教育委員会が綿密な連携をとりながら対応を行っているところでありますが、法律に基づく考え方などが求められる場合など、自力解決が困難であると判断したケースについては、弁護士や関係機関と連携して問題の解決に当たったという報告も受けております。以上であります。〔降壇〕

**○新見昌安議員** それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。何点か伺っていきたいと思います。

まず、太陽電池関連産業集積促進事業に関してであります。先ほどの答弁の中では余り詳しく述べられてはおりませんでしたけれども、この事業の主体となるのは、昨年の10月に設立された太陽電池関連産業振興協議会という組織のようではありますが、県としては、この協議会がどのような成果をもたらすことを期待されているのか、まずその点を商工観光労働部長に伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 太陽電池産業は、今後も成長が期待される分野でございます。太陽電池パネルの製造は、大手メーカーの技術や資本力が必要であります。例えば、インバーターや蓄電池などの周辺機器や太陽電池の製造装置に係る部品関係、パネルを使った応用製品、さらにはパネル設置や施工といった分野では、県内中小企業の参入の余地があると考えておまして、これを支援することにより、本県に太陽電池関連産業が集積することを期待しているところでございます。また、人材育成の分野では、育成しました技術者が昭和シェルソーラーを初めとする太陽電池メーカーや関連産業に就職するような状況が生まれることを期待しておるわけでございます。また、研究開発では、産学官が連携しまして、例えば、農業分野での太陽電池の活用など応用的な分野での研究、さらには周辺機器分野での新製品の開発等に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。これらの取り組みがさらに発展することによりまして、本県における太陽電池の製造、研究の拠点形成が進み、「みやぎソーラーフロンティア構想」の実現に寄与し、新産業の集積による本県経済の活性化が図られるものと期待しているところでございます。以上でございます。

○新見昌安議員 ぜひともそのような活性化が図られることを、大いに期待するところであります。

ところで、県内には、本当にすぐれた特許を取得しながらも資金力が乏しく、そういった特許を有効に活用できていない企業も存在しております。花が開かないどころか、芽さえ出ないというところもございます。しかし、ソーラーフロンティア構想の実現に大いに貢献できる可能性を秘めてもおります。これは知事に要望したいんですが、今議会の開会日に所信の中で述べられた「本県の高い潜在能力を引き出し、最大限に活用する」ということに、全力で取り組んでいただきたいと思います。潜在しているものをしっかり見つけ出すために御尽力いただきたいというふうに思います。

次に、太陽光発電システム導入促進事業に関して伺っていきたいと思います。今週月曜の地元紙に、今年度の補助金が22日で期限切れを迎え、駆け込み工事が続々行われているという報道がなされておりました。このときの記事によれば、23日以降に補助金を受けるには、4月以降に再度申請をしなければならないということでありました。「せっかく申請したのに」という思いを持たれた県民の方もいらっしゃるのではないかと思います。申請したのに交付決定に間に合わなかったと、こういった場合、県の補助はどうなるのか、県民政策部長に伺いたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 住宅用太陽光発電の補助金についてでありますけれども、これについては、年度ごとの会計処理期限がありますことから、申請期限を1月29日、工事完了期限を2月22日としたところであります。申請のあった案件につきましては、できる限り速や

かに工事に着工できるように迅速な処理に努めておりまして、補助の条件であります国の交付決定が整わないものを除いて、すべて交付決定を行っております。その一方で、全国的に設置件数が伸びていることを受けまして、パネルの入荷が間に合わず、工事自体がおくれるといったケースが予想されましたので、このような場合については、来年度の申請を検討していただくように、設置業者に対して十分に周知を行いまして、県の補助金を受けられなくなることがないように対応してきたところでございます。

○新見昌安議員 また、同じ記事によれば、申請後、国の審査に約1カ月、県の審査に約3週間かかるということでありました。これはちょっとばかし時間がかかり過ぎるのではないかとというのが、正直な感想であります。県のホームページに、補助金交付事務のフローというものが紹介されているんですけども、それを見ると、事務処理がかなり煩雑になっているような感じがします。これが交付決定に時間がかかる要因になっているのではないかと考えますが、せめて県にかかわる部分だけでも事務処理の簡素化はできないものか、同じく県民政策部長に伺いたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 県の補助制度の手續につきましては、基本的に国の補助制度に準じた形としており、県の補助に添付する書類につきましても、国への提出書類の写しを使えるようにして県独自の書類を極力減らすなど、できる限り申請者に負担がかからないように工夫したところでございます。また、国・県の補助金受付窓口を一本化するなどいたしまして申請者の利便性にも配慮するとともに、条件を満たした適正な申請に対しては速やかな交付決定に努めてきたところであります。今後と

も、適正な補助金交付事務の執行にも留意しつつ、手続の迅速化に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** わかりました。今後のもしもの話で答弁しづらいと思いますので、要望にとどめておきたいと思います。新年度の取り組みでも、また予算枠をオーバーするような事態が起こる可能性もありますが、そういったときには、新エネルギーの普及促進に資するという観点からも、今年度と同じような取り組みを、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

次に、安心こども基金事業について伺いたいと思います。来年度、安心こども基金を活用しての新事業が幾つか計画をされております。その内容を見てみると、子育てを支援するものとして有効な事業ではあるというふうに考えますが、基金を活用できるのは平成22年度までと聞いております。来年度実施する事業への取り組み、そして23年度以降の事業を軌道に乗せるために、県としてはどういった支援をこれからしていこうと考えておられるのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 平成22年度におきましても、保育所整備のほか認定こども園への運営費補助、さらには地域で子育て活動を行っている民間団体への支援やファミリーサポートセンターの広域化などに充当することとしております。また、これらの事業は、実施期限が22年度までとなっておりますことから、市町村に対しまして、既存の国の補助制度の活用などについて、助言指導を行っているところであります。なお、ひとり親家庭への支援のための技能習得に要する給付金事業につきましても、例外として実施期限が26年度末までとされております。県といたしましては、引き続き、市町

村等と連携しながら、基金の有効活用や23年度以降の円滑な事業の実施を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○新見昌安議員** この事業については、本当に市町村との連携が大事ですので、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、小児救急医療電話相談強化事業について伺いたいと思います。厚生労働省は、＃8000について、全国の実施状況を日本地図と県別一覧表という形でホームページ上に公開・表示しております。それを見てみると、未実施は沖縄県だけ、残りの46都道府県中、平日実施をしていなかったのは、実は青森県と宮崎県だけだったんですね。今回、宮崎県が365日対応することによって、辛うじて最下位に落ちることは免れたわけですが、一方、以前質問でも取り上げたことのある携帯電話からの＃8000、これは46都道府県中、対応していないのは本県だけだったんですね。ホームページの日本地図上に、宮崎県だけが「携帯不可」ということで、オレンジ色で目立つように表示してありました。沖縄以外の全県でできているわけですから、システム的にはそんなに難しいことではないんじゃないか、ぜひ一回見てもらって対応していただきたいというふうに要望しようと思っていたんですが、実はつい先日、対応していただいたということで、一応ほっとしたところでもあります。であるなら、一刻も早く厚生労働省に連絡して、この目立つオレンジを、ほかの県と同じようにしていただきと要望してください。あわせて、県のホームページ上もまだ何も修正がしてありませんので、これも至急変更していただいて、子育て真っ最中の親御さんにもしっかり周知を図っていただきたいというふうに思っております。

次に、来年度予算案に盛り込まれた雇用対策について伺いたいと思いますが、先ほど壇上で、介護総点検ということを紹介いたしました。実は同じく昨年の12月に、私たち公明党の青年委員会が中心となって、若者の雇用総点検というものも実施したところでありまして。ここでは、若者の就労支援拠点であるジョブカフェ、それと合宿型の就労支援を提供する若者自立塾への聞き取り調査を実施したところでありまして。全国のジョブカフェ87カ所ありますが、このうちの24カ所、若者自立塾30カ所中10カ所から回答を得ました。その結果を踏まえて、政策提言ということで発表もしているところですので。この中身は、国に対する提言が多くを占めている中で、地方にかかわるものについては、今回示された県の来年度予算案に雇用対策関連事業ということで盛り込まれておりますので、私たちもこの関連事業はしっかり実効あるものとなるように期待をするところでありまして。そういったことを踏まえて、ここではジョブカフェ——宮崎県ではヤングJOBサポートみやざきと言いますが——さらなる活用を図る観点から、何点か伺いたいと思います。まず1点目ですが、本県では、ヤングJOBサポートみやざきの出先機関あるいは市役所などへの出張相談は実施されておりますけれども、高校には出張相談は実施されておられません。ジョブカフェには高いスキルを持った専門の相談員がいっぱいいますので、そういったスキルを教育機関のほうにも提供していくべきではないかと考えますが、商工観光労働部長の見解を伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 本県のヤングJOBサポートみやざきでは、現在、宮崎市と延岡市に設置しました窓口での対応のほ

か、相談者の利便を図るため、毎月1回、都城、日向、日南、小林における出張相談を行っております。また、ニーズに応じまして、大学等への出張相談も実施しているところでございます。御質問の高校への出張相談につきましては、高校生が職業を選択するに当たり、ヤングJOBサポートみやざきに配置しております専門相談員の助言を受けることは大変有意義だと思っておりますので、県教育委員会と連携を図りながら、ニーズを踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 前向きに取り組まれようと思われていると評価をいたします。

次に、県の教育委員会が実施しているキャリア教育、ここにもジョブカフェから積極的に参加してはどうかと思いますけれども、同じく商工観光労働部長に伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** ヤングJOBサポートみやざきでは、これまで高校生ビジネスマナー講習会、保護者セミナー、こういうものを各高等学校において開催しているところでございます。また、教育委員会と一緒に、高等学校進路指導担当者セミナーを実施しております。また、キャリア教育支援を行ってきたところでございます。今後とも、県教育委員会と連携を図りながら、キャリア教育の支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○新見昌安議員** 若者の雇用対策の最後ですけれども、大学とジョブカフェとの連携、これもしっかり密にしていくべきだと考えますが、また部長に答弁をお願いします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** ヤングJOBサポートみやざきでは、大学等においても、就職活動の方法や面接、ビジネスマナーな

どを内容とする就職活動支援セミナーの開催、また大学等の要望に応じた出張相談も行っているところがございます。また、学生向けのセミナーの助言者として、大学生に参加していただいているところでもあります。今後とも、大学等と連携を図りながら、大学生等のニーズに応じた就職支援を行ってまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 大学との連携はとられているということでありませけれども、今回実施した総点検の中で、今後、大学新卒予定者の相談窓口の設置、これを検討している施設もあるということがわかったものですから、お聞きしたところでありました。その背景には、大学を卒業後、出身大学の就職課へ相談もできない、情報収集や就職自体も困難な例もあるということで、要するに在学中からきめ細かな就職支援が受けられるようにしたいという思いもあるようであります。これについては先例もありまして、岩手県立大学には「ジョブカフェいわて」の出張所が設けられております。そのほか、山口大学や琉球大学でも、キャンパス内にジョブカフェが設置されているようであります。これについては、確かに人的な配置、人的な面の問題もあります。それは十分承知しておりますけれども、今後検討していただければというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、国際生物多様性年について伺っていきたいと思っております。実は、生物多様性基本法という法律が平成20年6月に施行されております。この法律は、先進国の中では初めてつくられたというものであり、この中には、公明党の主張で、温暖化対策との連携、戦略的な環境アセスメント、予防原則といったものも盛り込まれておりまして、保全への効果も期待されていると

ころでありますけれども、地方公共団体の責務あるいは生物多様性地域戦略、こういったものも定めるように求めています。この法律に基づいて、我が宮崎県ではこれまでどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組んでいかれるつもりなのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 本県では、平成18年4月に「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」を施行いたしまして、原則、捕獲や採取を禁止する指定希少野生動植物を42種指定するとともに、県内各地域に希少野生動植物の監視や啓発等を行う94名の野生動植物保護監視員を委嘱するなど、野生動植物の保護に取り組んできたところがございます。先生がおっしゃったように、平成20年6月に生物多様性基本法が施行されたことを受け、県ではこれまで、県自然環境保全審議会等におきまして、制定の背景や趣旨を説明するなど周知に努めてきたところでありますが、来年度には動植物の専門家で構成する検討委員会を設置いたしまして、生息地の保全や野生動植物の保護管理等を定めた生物多様性地域戦略の策定に取り組むこととしております。

**○新見昌安議員** 宮崎県においては、平成12年にいち早く県版のレッドデータブック、20年にはレッドリスト改訂版、こういったものを策定されております。先進的に取り組まれてきたというふうに評価をしているところがございますけれども、こういったものについて、県民に対してどのように周知を図ってきたのか、また保護対策にはどのように取り組んできたのか、また成果はどうだったか、同じく環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 本県の宮崎県



版レッドデータブックにつきましては、各市町村の図書館や小学校、中学校などの教育機関等へ配布するとともに、平成20年に改訂いたしましたレッドリストを県ホームページなどで公表するなど、県民への周知に努めているところでございます。また、具体的な保護対策といたしましては、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少動植物が多数生息し、地域住民による保護が行われております延岡市家田<sup>えだ</sup>・川坂湿原など4地区を重要生息地に指定するとともに、地域住民を対象に講演会を開催するなど、県民と一体となった活動に取り組んでおるところでございます。こうした取り組みを通しまして、地域住民に身近に生息する希少な動植物を知ってもらいながら、保護活動に関して理解を深めてもらうことで、住民による自主的な保護活動が活発化してきておるところでございます。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

次に進みたいと思います。高齢者対策についてであります。これは介護総点検の調査の中で聞いた話ですけれども、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格更新に関することについてであります。調べてみますと、平成18年4月の介護保険法一部改正に伴って、更新制度が導入されているようであります。5年ごとに資格更新のための研修を受講しなければならないということになっておりますけれども、受講時にはお金が要ると、この負担が大きいというふうに感じていらっしゃる方もいるようであります。考えてみますと、介護支援専門員は介護保険制度のかなめでありますし、キーパーソンであると思います。その職務の重要性にかんがみて、介護支援専門員の資格更新時に要する費用の軽減はできないものか、福祉保健部長にあえてお

伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 介護支援専門員更新研修は、介護支援専門員として必要な知識、技術の向上及び専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的として、5年に1回受講することとされております。介護支援専門員の資格は、介護支援の業務を継続する上で必要不可欠であること及びあくまでも個人が有する資格であることから、当該研修に係る費用については、相応の額を負担していただいております。現在、研修受講料の算定に当たっては、研修テキスト代や会場使用料など、受講者自身が負担していただくことが適当と思われる経費を積算して決定しており、九州各県の平均と比較しても低い額となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○新見昌安議員 わかりました。

同じく、高齢者対策に関連してでありますけれども、音楽療法について伺いたいと思います。兵庫県では、この音楽療法が盛んに行われているということだそうです。この原点となる出来事は、15年前の阪神・淡路大震災だそうです。避難所で自然に歌声が起こってきた、それが被災者を励まして、傷ついた心をいやしてくれた。この震災での経験が契機となって、平成11年から兵庫県では独自の音楽療法士認定制度をスタートさせております。また、音楽療法の普及と音楽療法士の活動の場を確保するために、音楽療法導入促進事業というものも創設しているようであります。この導入促進事業の補助の対象となるのは、音楽療法を週に1回、月2回以上、そして半年以上継続して行う医療・福祉施設で、その内容は、1回当たり2,500円を限度に、音楽療法士に払う謝金の2分の1を補助するというようなものです。補助

の期間は半年以上1年以内ということで、毎年、兵庫県では、約100施設がこの導入促進事業を利用しているというようなことです。高齢者や障がい者の心身機能の改善、これに効果があるというのは言われておるところでございますので、九州各県に先駆けて、本県も音楽療法を導入するような取り組みを積極的にやってみようかというふうに考えますけれども、福祉保健部長に見解を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 音楽療法は、施設利用者の実態にあわせて行われる療法の中の一つでありまして、心身機能の改善や生活の質の向上に有効とされております。現在、県としましては、県社会福祉研修センターにおける施設職員に対する研修の中で、音楽療法の手法も取り入れた研修を実施しているところであります。今後とも、この研修を通じて、施設に音楽療法を紹介してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 次に、国民読書年についてであります。県においては、平成16年3月に、子ども読書活動推進計画を策定されております。そして、全県的に子供の読書活動を推進してこられておるわけですが、現在の取り組み状況はどうなっているのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 「宮崎県子ども読書活動推進計画」は、読書環境の充実や読書活動推進の普及啓発等を基本方針として、お話にありました平成16年3月に、3カ年計画として策定したものでありますが、現在もこの基本方針の趣旨を踏まえて、各種の取り組みを行っているところであります。主なものとして申し上げますと、保護者や地域住民の方々を対象とした取り組みとして、読書の重要性に関する講話や

読み聞かせ等の技術向上に関する実技講習会などの学習機会を提供することにより、読書環境の整備充実に努めております。学校における取り組みとしては、全校一斉の読書活動やボランティア団体による読み聞かせ等を行い、子供が読書に親しむ機会の充実に努めております。また、県立図書館における取り組みとして申し上げますと、4月23日の子ども読書の日を中心に行われる「こどもの読書週間」記念行事や、10月の読書週間に実施しております「みどりの図書館フェスタ」を通しまして、子供の読書活動の意義や重要性について普及啓発に努めているところであります。

**○新見昌安議員** それではもう一点、国民読書年の本年における県の取り組み、行事などどのような計画があるのか、同じく教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 読書に対する国民の意識を高めるために、お話にありましたように、本年が国民読書年と決議されていることを踏まえ、本県におきましては、平成22年度において、その趣旨に沿った取り組みを4点ほど考えております。具体的には、1点目は、子供の読書活動を推進する新たな方策を示し、また、関係機関との連携を強化するために、第2次宮崎県子ども読書活動推進計画を策定することといたしております。2点目に、子供の読書活動の意義や重要性について県民の理解を深め、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高めるためのフォーラムを開催することにいたしております。3点目に、読書活動を推進する人材の育成を目的として、読み聞かせ等に関する専門的な技術講習を県内の各地域で実施することとしております。4点目に、県立図書館におきましても、移動図書館車「やまびこ」で、子育て

支援センターを訪問して、乳幼児に対する読み聞かせ等を実施するなど、読書活動の視点から子育て支援を行うことにいたしております。これらの取り組みによりまして、学校・家庭・地域が一体となった全県的な読書活動推進の機運が醸成されるよう努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 先ほどの答弁でありました第2次の子ども読書活動推進計画、この策定が非常に大事になってくるんじゃないかと思っておりますので、早急に計画を立てていただきたいというふうに思います。

次に、ネットいじめについて伺いたしたいと思います。先ほどの答弁で、サイバーパトロール実践協力校、県内に30校というふうにお聞きしました。これら30校の選定基準あるいは活動してもらうのはどのくらいの期間なのか、活動状況はどういったことをやられているのか、同じく教育長に伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** サイバーパトロール実践協力校につきましては、誹謗中傷の書き込みなどネット上のいじめ被害が、中学生や高校生に多いことなどから、中学校から20校、高等学校から8校を、さらに幅広く情報を収集するために、小学校と特別支援学校からも各1校を加えて、地域バランスにも配慮しながら30校を指定しているところであります。実践協力校の指定期間は1年間となっており、これまで、ネット上のいじめ等の諸問題に対する校内指導体制を整えるとともに、日ごろの生徒指導の中で得られた誹謗中傷の書き込みやチェーンメールによるトラブルなどの情報を、県教育委員会へ報告してもらっているところであります。

**○新見昌安議員** ネットいじめの現状を知ること、そして対策を練っていくというこ

と、そのためにはたくさんの情報が必要になってくるんじゃないかと思っております。子供たちやその保護者に、目安箱サイトへ積極的に情報を提供してもらわなければならないというふうに思いますけれども、これについてはどのように取り組んでおられるのか伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 目安箱サイトの活用について広く周知するため、昨年9月に、県内すべての児童生徒及びその保護者に対し、パンフレットを配布いたしますとともに、12月には、従来配布しておりました電話相談に関するカードに、目安箱サイトの接続先等を新たに記載し、すべての児童生徒が相談や情報提供をしやすくするような配慮をしたところであります。また、親と子のインターネット講座や教師・保護者向け教育講演会におきまして、投稿する方法を具体的に説明するとともに、他の児童生徒や保護者に対する紹介をお願いしたところであります。現在、保護者用の啓発資料、教師向けのリーフレットを作成しているところでありますが、その中でも目安箱サイトへの気軽な相談や通報について協力をお願いする予定であり、今後も、あらゆる機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○新見昌安議員** 情報収集に取り組まれているということは理解できました。ただ、情報提供を待つシステムでは、おのずと限界が出てくるんじゃないかというふうに思います。他県では、民間企業などの専門家に委託して、ネットパトロール等で積極的に監視しているといった例もあるようであります。本県でも同様の取り組みをすべきじゃないかというふうに思いますが、この点についても教育長の見解を伺いたしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 本県のネットいじめ

対策推進事業におきましては、ネットパトロールにかわる取り組みとして、早期発見・早期対応の視点から、目安箱サイトへの投稿や実践協力校からの生の情報提供などにより、ネットいじめや学校裏サイトなどの状況を把握しますとともに、問題のあるサイトの監視や書き込みの削除支援などの助言指導を行っているところであります。このような問題解決を図る取り組みを進める一方で、この事業は、未然防止の取り組みも重要な課題としてとらえておりまして、児童生徒及び保護者を含めた情報モラルの向上を目指しているところでもあります。具体的な取り組みといたしましては、子供や保護者、教師を対象とした講習会や研修会の中で、例えば、友達の悪口を書き込まない、うその情報を発信しない、個人情報流さないなどの情報モラルに対する意識の高揚を図り、子供を加害者にも被害者にもさせないための取り組みに力を入れているところであります。御提言の、民間企業等へ委託してのネットパトロールにつきましては、他県でそのような事例が一部ございますけれども、実施に多額の経費が見込まれること、それから、パスワード設定によるアクセス困難なケースがあるなどの課題があると承知いたしておりますので、慎重な見きわめが必要であると考えております。以上です。

**○新見昌安議員** 本来に理想は、こういった情報モラル教育が徹底されて、こういった目安箱サイトも不要になるのが一番いいというふうに思いますので、それに向けて御努力をお願いしたいと思います。

次に、保護者からの理不尽な要求に関して、何点か伺っていきたいと思います。これは、ある調査ということとどめておきたいと思うんですが、苦情の増加の原因を職種別に見たとき

に、教職員は他の職種の人と比べて、原因は相手——この場合は、教育現場の場合は保護者です——にあるというふうにとらえる傾向がある。こちら側の配慮不足と受けとめる割合が少ないという調査結果がありました。この調査結果によれば、例えばこちらの配慮不足というふうにとらえる割合が、金融機関では60.1%、流通が61.5%であるのに対して、教育現場では31.2%、逆に相手の勘違いととらえる割合が、教育現場では30.0%であるのに対して、金融は22.2%、流通は16.2%というような結果になっております。これを見る限り、教育現場では、自分に甘く他人に厳しい傾向があるのかなとも思いますけれども、こういった結果について、教育長は正直どんなふうにご考えられるか伺いをいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 学校に寄せられる苦情や相談の背景といたしましては、基本的には我が子を思う保護者の強い願いや学校の初期対応の不十分さなど、さまざまな場合が考えられると思います。御質問の中にありました調査の結果につきましては、子供を立派に育てたいという思いや願いは共通しているものの、教師には教師の、保護者には保護者の、それぞれの見方、立場が影響しているのではないかなと思いますけれども、教師側の対応がどうであったのかという謙虚な視点の大切さも示唆しているのではないかとこのように受けとめております。学校におきましては、今後とも、保護者の気持ちや訴えをじっくりと聞き、誠意を持って対応することが肝要であり、保護者と教師がともに力を合わせながら子供を育てていくという、あくまでも子供を中心とした双方向での連携・協力が欠かせないというふうに考えております。以上です。

○新見昌安議員 教育委員会の来年度の新規事業に、学校経営のための法律相談事業というものがありません。予算的には165万円ほど計上してあります。これを見る限りでは、弁護士に支払う相談料かなとも思いますけれども、この事業の具体的な内容についてお示しをいただきたいと思ひます。

○教育長（渡辺義人君） 学校経営のための法律相談事業は、多様化する保護者や地域住民からの要望に対応するために、学校だけでは解決困難な問題に対して、学校が弁護士に気軽に相談できるシステムをつくるものであります。事業内容といたしましては、学校が解決困難な問題を、県が依頼する3人の担当弁護士に相談して、法的な判断や助言を受けながら、迅速かつ適切に対応し、問題の早期解決を図っていくものであります。

○新見昌安議員 いろいろな研修とか法律相談を充実させることも、本当に大事です。ただ、今の若い先生たち、マニュアル世代の先生でありますので、いろいろな対処法をアドバイスするような手引書、こういったものを個人に持たせたらどうかというふうに思ひますけれども、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長（渡辺義人君） 保護者や地域住民からの理不尽な要求に的確に対応するためにも、教職員の参考となる何らかの資料を整備することは大切なことだと考えております。県教育委員会におきましては、昨年8月に公立中学校長研修会を実施いたしました。その折に、各学校から出されました解決困難と思われる事例に対して、弁護士から一つ一つ丁寧に回答をいただき、それらを事例集としてまとめ、すべての県立学校に配付したところであります。今後

つきましても、ただいま申し上げました学校経営のための法律相談事業などを通じて対応事例を収集しますとともに、その手法や取り組みを蓄積しながら、各学校における対応に生かしていきたいというふうに考えております。なお、東京都が「学校問題解決のための手引」というマニュアルを整備し、東京都のホームページにアップされているようであります。かなり大部なものでもありますけれども、インターネットを通じてすぐ見れるものであり、個々の職員にとっても使い勝手のいいものであると思ひますので、その情報周知を図ってまいりたいと思ひます。以上です。

○新見昌安議員 前回の質問では、モンスターペアレントという表現で質問したわけですが、今回は使いませんでした。このモンスターペアレントというのは、従来は、一部の親が学校に対して理不尽な要求を押しつけるといった問題であるという受けとめ方が多かったし、私自身もそんなふうにとらえていたわけですが、一方で、学校側の初期の対応に不手際があったり、保護者の声に十分耳を傾けなかったといったことが原因で、事態が深刻化するケースもあるようであります。先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、要は子供を立派に育てていくのが最大の目的でもありますし、この一点さえ外さなければ、保護者と教師、しっかりと連携がとれていくのではないかとこのように思ひます。多くの学校でそういった信頼関係がかたく築かれるということを念願して、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 ここで休憩いたしますが、14時30分から再開いたします。

午後2時17分休憩

---

午後 2 時30分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、民主党宮崎県議団、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 民主党県議団を代表して、知事の政治姿勢や国、県の予算を中心に質問をいたします。

昨年8月の衆議院総選挙では、国民の圧倒的な支持を得て、保守合同以来54年ぶりの政権交代が実現しました。そして昨年9月16日に新政権が発足後今日まで、地に足をつけた政権運営ができるよう、鳩山内閣も民主党も努めてまいりました。政権が変わることとは、つまり、国民の貴重な税金を使う権利を得ることであり、政治のルールが変わることでもあります。民主党は、「国民が主役」「生活が第一」との合い言葉のもとに、第2次補正予算、そして危ぶまれました新年度予算も無事編成作業を終え、年明けから予算審議を行っております。この間、国も地方も半年間に2度の新政権の予算審議にかかわることになります。

一方、選挙直後に本県の国会議員が、いみじくも「大政奉還」という言葉を使って政権交代を評しましたが、江戸時代から明治への橋渡しは、江戸城の無血入城こそありましたが、その底流では、多くの人命や流血があった後、国家体制が変わっております。今日、アメリカやヨーロッパ諸国では、選挙という民主的な方法によって、いとも簡単に政権の交代が大統領選挙等によって行われております。私ども日本は議院内閣制でありますから、多数の議席、308議席をとった民主党が鳩山内閣を組閣するに至りましたが、まだ鳩山内閣は歩き始めたばかりであります。今後の政治状況は、まず予算の年度内

成立、次は沖縄の普天間基地の移設問題の解消、そして参議院選挙に突入していくわけであります。

私ども民主党県議団は3名であり、政権与党として采配を振るうには余りにも力量不足であります。幸いにも国会議員は、現在無所属ではあります。1区の川村秀三郎議員、2区は比例区当選の道休誠一郎議員、そして参議院議員は外山斎議員、この1月から横峯良郎議員と、4名の国会議員を擁する県連となりました。昨年末、政権交代で、何かと県執行部を初め県内の行政関係の皆様には、革命に近いような改革、改革で大変御迷惑をかけてきたところではありますが、国と地方一体となって、選挙でお約束したマニフェストの実現に向けて邁進してまいりますので、今後の御理解と御協力をお願いいたしまして、質問に入ります。

まずは、知事の2期目の去就と無投票選挙発言についてであります。知事は1月8日の記者会見で、当面の課題を雇用創出と企業誘致として、「残る1年全力を尽くしたい」と述べて任期を全うする考えを示されました。そして、今日まで、みずからの2期目については態度をはっきり表明されておりません。次期知事選については、「態度表明のタイミングは2～5カ月前が一般的」と明言を避けておられます。一方では、「仮に次の知事選にだれかが立候補して、無投票で選挙がなければ経費が5～6億浮く。過去、どんな選挙にも候補者を出している共産党さんに期待したい」と述べたと報じられています。これを受けて県共産党は、「仮定の話でも、民主主義の根幹をなす選挙に財源論を持ち出すのは不見識きわまりない暴論だ」と反発しているようです。そこで、次期知事選に向けての知事の考えと無投票選挙に対する考え

を、改めて伺います。

次は、基地問題に関して伺います。沖縄の米軍基地や訓練に関する12月28日の共同通信社の全国知事に対するアンケートでは、本県など15道県において「負担軽減が必要」と答え、答えの内容が、訓練や施設の受け入れを今以上に「十分可能」「条件を整えば可能」とする都道府県はないことがわかりました。沖縄の負担軽減を「必要」としたのは、北海道、神奈川、佐賀などで、ほとんどが米軍の基地や施設があるか訓練が行われている道県であり、「沖縄以外の都道府県も施設・訓練を受け入れるべきだ」と明確に答えたのは、静岡、大分、宮崎の3県です。青森などは「整理縮小」を挙げ、米軍施設や訓練の新たな受け入れについて、富山、鳥取、徳島、愛媛、高知などは、「適地がない」などと答えています。また、普天間飛行場の移設には政府の姿勢を問う声もあり、佐賀県の古川知事は、「普天間飛行場がこのまま残ることだけは避けるよう政府の努力に期待する」、本県の東国原知事も、「政府の責任で明確な方針を提示して解決すべき」としています。

その後、名護市長選で辺野古移設反対派が勝利したことで、与党の普天間飛行場の移転先探しが本格化しております。そして、その照準は九州だと言われております。新たな移設候補地として鹿児島徳之島が浮上し、長崎の海上自衛隊の大村基地や陸上自衛隊の相浦駐屯地も取り上げられています。また、大分県の陸上自衛隊日出生台演習場や山口県の米軍岩国基地も名前は挙がったようですが、地元首長の拒否反応は強いようです。本県の新田原基地でも、既に米軍嘉手納基地などとの共同訓練が行われ、新年度には大型機対応の滑走路や200人規模の米兵宿泊施設工事が本格化する時期を迎えていま

す。そこで、東国原知事に改めてこの問題に対する基本姿勢を伺います。

次は、地方分権の推進について伺います。鳩山内閣が目指している国の姿は地域主権であり、ことしは地方分権改革を一層進め、地域主権も確かなものにしていく方向のようであります。分権改革の舞台は大きく変わり、これまでの分権改革を担ってきた地方分権改革推進委員会は、昨年11月に第4次勧告を提出し、その役目を終えております。今後の分権論議は、鳩山首相を議長に、関係閣僚と有識者で構成する地域主権戦略会議に引き継がれました。過去の分権論議で中途半端に終わった地方税財源や国の出先機関改革などを十分に議論する必要があります。地方分権改革は今後、全国知事会など地方六団体が要望してきた「国と地方の協議の場」も法制化されることになりました。そして、厳しさを増す自治体の財政や地域経済の疲弊、地方の過疎化など、地域の課題は山積してありますが、これらを克服し、住民みずから、自分たちの住む地域の将来に希望が持てる具体策を練り上げていかなければならないと言われております。

このような中、1月23日には共同通信社のアンケート結果が示されております。地域主権を掲げる鳩山政権が地方分権に取り組む姿勢を示した地方分権改革推進計画に対する答えとして、「評価する」とした都道府県知事は19人とどまり、逆に「評価しない」が7知事、「どちらでもない」が21知事でありました。地方予算の自由度を高めるため、2010年度に政府が創設する社会資本整備総合交付金、総額2兆2,000億円を「評価する」としたのは9知事だけで、あとは三角印ないしは無意見であり、分権政策への支持は広がっていないとの指摘でありま

す。また、鳩山政権の地方政策には、18人の知事が、「一定の評価」も含め「評価する」としています。「評価しない」は香川県だけで、残り28知事は「どちらでもない」としています。これは、2010年度予算での地方交付税1兆1,000億円増額など財政面の配慮が主な理由と見られています。以前に比べて「どちらでもない」が多く、判断に迷いますが、私は、分権改革にとって余り好ましいことではないのではと危惧しております。今後は、知事会の側も焦点を絞って議論を進め、はっきりと主張して分権改革のテンポを速めることが望ましいのではないかと考えるのでありますが、知事は、今後どのようなことが必要で、どうすべきとお考えか伺います。

次は、入札制度の改革であります。入札制度の改革は、前知事逮捕という異常事態の中で進められ、当初は、事件の反省から、指名競争入札廃止など県発注工事の改革に着手しました。事件発覚後の2006年度の落札率93.4%が、新知事就任後の08年度は84.1%、09年度(12月末まで)は88.4%であります。業者の反発などで最低制限価格を引き上げたのが要因と見られ、まだ改革途上だとのマスコミ評価もあります。今回は経済・雇用緊急対策として1年間の期限を切るにしても、最低制限価格85~90%を見直し、おおむね90%とすることが提案されておりますが、これは5%アップの90~95%に修正することに等しく、朝令暮改の感は免れません。改革以前の状態に戻ったとの批判も許すこととなります。私も、景気対策や建設産業対策を否定するものではありません。過去にも生活関連枠等と称して、経済対策の事業を計上してきました。本来からすれば、制度の改定は別にして、10億円でも20億円でも景気・経済対策とし

て掲げることが好ましかったと思うのですが、今回改定の背景と根拠をいま一度、知事に御説明願います。

次に進みます。県は、現行の長期総合計画にかわる2011年度以降の新たな計画の策定作業を進めております。その中で最も力点を置いているのが、人口減少・少子高齢化社会への対応だと言われております。国においては、過疎法を6年延長の方向にありますし、過疎債の財政支援の対象も、これまで市町村道や下水道処理施設だけに限られていましたが、今回の法案は、医師の確保や日常的な交通手段の確保、集落活性化等のソフト事業の展開、認定こども園の整備、図書館の整備、自然エネルギーを利用する施設整備などに拡大される方向にあります。また、本県の場合、20年後を予測した人口構造等も前提としておりますが、2030年の人口は96万人との予測も出されておるわけであります。既存の制度や発想で過疎や限界集落に歯どめがかかるのか、多くの県民が危機感を持っています。今後の過疎対策や中山間地域対策に取り組む知事の姿勢を伺います。

以上で壇上からの質問を終え、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

次期知事選についてであります。私は、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向けて、そしてまた、経済・雇用対策などさまざまな重要課題の解決に向けて、一日一日全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでいるところであります。したがって、1期目を終えた後の出处進退につきましては、今後、県民の皆様、県議会の皆様などから幅広く御意見をお聞きしながら、私自身熟慮を重ねた上で、一般的



には任期満了の2～5カ月前に出処進退の表明がなされているようですので、私もこうした時期を目途に態度を明らかにしたいと考えているところでもあります。

また、先月の記者会見における発言についてありますが、さきの発言は、「民主主義の確保は大前提ではありますが」とお断りした上で、知事選挙にどれくらいの費用がかかるかを知らない県民の方々が意外に多いことから、仮に無投票となった場合の一つの例として申し上げたものであります。決して無投票選挙を望んでの発言ではございませんので、御理解いただければと思っております。

続きまして、在日米軍基地の移転についてであります。在日米軍普天間基地の移設問題は、沖縄県の負担軽減を図る観点から、国民全体で広く議論すべき事項と考えますが、我が国の安全保障に係る事案であり、国が主体的に方針を示して解決を図るべき問題であると認識しております。御質問にありました本県の新田原基地につきましても、周辺自治体が地域住民と意見交換を重ねて、米軍再編に伴う移転訓練等を受け入れているところであり、基地周辺の生活環境への影響は既に大きなものとなっております。私は知事として県民の生命や財産を守る責務がありますので、地元の負担や不安の軽減について、機会あるごとに、国に対して申し入れを行っているところであり、今後とも、地元自治体と十分連携をとりながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方分権についてであります。全国知事のアンケート等々の結果を議員はお示しになりましたが、本県の場合、つまり私の答えはどういったものであったかというのをお示しいた

だければと思っております。

御案内のとおり、政府が進める地域主権改革については、昨年12月に開催された地域主権戦略会議において、原口総務大臣が作成された工程表が示されており、今後、この工程表に沿った改革が進められるものと認識しております。全国知事会では、このような政府の動きに対して、地方分権推進特別委員会で検討を進めるとともに、昨年10月に発足した9つのプロジェクトチームにおいても、国と地方の協議の場や国の出先機関見直し、直轄負担金、一括交付金、社会資本整備などについて、具体的な検討を行っているところでもあります。私は、このPTの一括交付金と社会資本整備のチームに参加しておりますが、先日開催された一括交付金PTにおいては、本県独自の制度設計案を提案させていただき、また社会資本PTでは、インフラ整備がおくれた地域に配慮した仕組みづくりの必要性を訴えているところでもあります。真の地方分権、地域主権改革を着実かつスピーディーに進めていくためには、個別の課題について、政府としての考え方を具体的に示していただき、地方側としても積極的に提案を行い、それらをもとに、率直で具体性のある議論を進めていくことが必要だと考えております。

次に、公共事業における経済・雇用緊急対策についてであります。公共事業における経済・雇用緊急対策につきましても、昨年4月から、最低制限価格の引き上げを初め、入札手続の短縮等による早期発注など、さまざまな対策を実施しているところでもあります。しかしながら、引き上げ後においても、最低制限価格付近に応札が集中する状況が続いております。また、建設産業の倒産件数は本県全体の約半数を占めており、さらに、国において公共事業関係費が大

幅な削減方向にあるなど、建設産業を取り巻く経営環境は今後一段と厳しい状況に陥ることが危惧されております。このため、地域の経済、雇用等を担う建設産業のさらなる支援を行うこととし、今回、さらなる最低制限価格の見直しを含め早急に対応すべきと考え、3月から実施することとしたところであります。

なお、今回の見直しにつきましては、県議会を初め幅広い御意見も踏まえて判断したところであります。今回の対策とともに、今議会で提案しております補正予算、新年度当初予算での事業費の確保等の取り組みにより、建設産業の健全な経営に資することを期待するところであります。

続きまして、過疎及び中山間地域対策についてであります。高齢化や人口減少が進む中で、地域の活力が低下し、地域によっては維持・存続が危ぶまれる集落も見られるなど、中山間地域は大きな課題を抱えていると認識しております。このようなことから、昨年度より中山間地域対策を重点施策の一つに位置づけ、元気な集落づくりに取り組む「いきいき集落」への支援や、中山間地域町村への県職員の派遣など、新たな発想による施策に取り組んできたところであります。さらに、来年度からは、中山間・地域対策室を「課」に昇格させるなど体制の強化を図ることとしております。

私は、中山間地域の維持・活性化を図るためには、地域住民の方々の主体的な取り組みを促進することが基本であり、それをしっかりとサポートするとともに、都市との交流や移住の促進、広域的連携による産業の振興など、地域特性を生かしたさまざまな施策を総合的に展開することが重要であると考えております。また、「過疎地域自立促進特別措置法」の改正法案で

は、法期限が平成28年3月末まで延長されるとともに、地域医療や生活交通の確保等のソフト事業を過疎対策事業債の対象とする等の拡充が図られていることから、これらの制度を有効に活用しながら、国、市町村と一体となって、過疎及び中山間地域対策に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○権藤梅義議員 お答えいただいた政治姿勢の中の入札制度改革について、知事の御認識をもう一度聞きたいと思っております。知事は、入札制度改革はもう完了したというふうに思っておられるのか。経済対策と入札制度改革の終息が、私どもから見るとはっきりしないという気がするわけでありまして。本来であれば、昨年4月から実施した経済・雇用緊急対策の5%の入札率アップを検証して、次に進むべきではないかと思っておったわけでありまして、いち早く、今回また5%程度上げる方向ということであります。この検証をどのようにされたか、お尋ねをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県の厳しい経済・雇用情勢、特に建設業における倒産件数の状況、公共事業関係費が大幅な削減方向にあることなど、極めて厳しい状況を踏まえ、また本県の入札状況の分析や、九州各県等の状況、国の動向などに加え、地域の経済と雇用を支える建設産業の重要性、さらには、これまでの県議会での議論を初めとした幅広い御意見等を総合的に勘案し、判断したところであります。

○権藤梅義議員 私がお聞きしておるポイントというのは――予算の見積もりと最低価格等の関係を、景気対策ということで5%上げることが行われたわけでありまして、それを検証して今度の90%程度というものに進んだ部分が、検証ができていくのかなというふうにも思

っております。

次に質問しますが、知事がマニフェストに掲げた入札制度改革の中で、私が2年前に質問したときに「マニフェストそのものではない」というふうにかわされたんでありますが、そのマニフェストの説明の中で、落札率が下がることによって78～80億前後、余剰が出てくるだろうと、それを再投資できるというふうに説明されているんですけども、この点についてはどんなふうに御説明をされるのでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 入札の結果、予算に残額が生じた場合は、道路、河川等必要な社会資本整備の再投資に活用しているところでありますが、御質問にありますように、落札率が上がれば、その分、再投資に回る予算が減少することにはなります。しかしながら、現在は、社会資本整備の担い手であり、かつ地域の経済、雇用の担い手でもある建設産業そのものの経営環境が、世界的な景気の後退、国の公共事業関係費の大幅な削減方向など、当時予想もしないような厳しい状況となっております。また、本県の入札においては、最低制限価格付近に応札が集中する状況が続き、建設産業の健全な経営に影響を及ぼし、ひいては今後の公共工事の品質低下につながるリスクの増大が懸念されることから、今回の対策を講じることとしたところであります。

**○榎藤梅義議員** 前知事の裁判が確定していない今日に、こんな議論は余りしたくないのでありますが、落札率の引き上げというのは、もちろん、県土整備部を中心としたところと、工事をやっていく業者との関係もあるわけでありませうけれども、やはり税金でありますから、納税者である県民、そして工事が完成した後はユーザーである県民にも、この制度の変更等につい

ては十分納得してもらうことが必要ではないかと、私は思っておるわけでありませう。生活関連の工事というものが過去に30億とか入ったことがあるわけですが、今回はそういう議論はなかったのでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 本県では、極めて厳しい経済・雇用情勢に対応するため、昨年1月からこれまでに、経済対策として275億円に上る公共事業費を措置してきたところでありますが、国において公共事業関係費の大幅な削減方向が示されるなど、建設産業を取り巻く経営環境は今後一段と厳しい状況に陥ることが懸念されます。このため、今議会の平成21年度補正予算においても、国の新たな交付金を活用した、きめ細かなインフラ整備などを実施することとし、県単公共事業で35億円、地方道路交付金事業で22億円を措置することとしたところであります。これらの補正に当初予算を加味いたしますと、一定規模の事業量を確保できたと考えておるところであります。

**○榎藤梅義議員** 昨年秋に九州の建設業の大会がありまして、私、その幹部の方とちょっとお話をし、宮崎の実情を聞かれまして、「85～90%に戻しました」という説明をしたわけですが、その方は、「90%になれば食っていけないことはないだろうな」というようなことを言っておられました。先ほど知事もちょっと触れられましたが、県の対象とする工事額が仮に500億としますと、2%、3%ということになると10億、15億ということになるわけですが、やはり工事量が少ない。ランクが上からおりてきて指名に参画をするプール制、こういうものも提案されておりますが、私は、やはり10億でも15億でも件名として予算を組むべきじゃないか、そういう考えがあるわけござい

ます。生活関連枠ということでとらえるとしても、いろいろとらえ方があって、なかなか議論が行き着きませんが、ぜひパイをふやして参加者をふやすという角度からの今後の検討をお願いしたいと思っております。

次は、国の新年度予算です。

鳩山政権は、昨年末12月25日に、2010年度の政府予算案を閣議決定しましたが、その規模は一般会計で92兆2,992億円余を計上しました。歳入ベースで、一般会計の税収は2009年度当初予算比18.9%減の37兆3,960億円、法人税も5兆9,530億円と大幅低迷が続く、所得税も雇用環境の悪化で減少予測となっております。減税もしかりでございます。歳出ベースでは、「コンクリートから人へ」ということを掲げまして、公共事業の削減率を18.3%とする一方、社会保障費は手厚く、昨日からお話が繰り返されております子ども手当も2兆2,554億円、診療報酬のアップや救急医療を担う中核的な病院の医療費増など、予算比率の51%と大変大きな増加要因になっておるわけでございます。税外収入につきましては、埋蔵金とかいろいろ言われますが、10兆6,002億円を確保して、何とか今回の予算をつくり上げた。しかし、新規国債の発行額は33.1%増で、当初予算ベースで過去最高の44兆3,030億円となりまして、2009年度に続き国債発行額が税収を上回る、異常事態の予算となっております。構造的には大変問題も多く抱えた予算案であります。現在のところ、年度内成立の方向で国会審議は進んでおります。

そこで知事にお尋ねしますが、本県予算編成との関係で、地方交付税の交付が全国枠で1兆1,000億円増額されております。本県予算の予算編成には随分と貢献したというふうに私は考えるわけですが、その額と貢献の評価を

伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 平成22年度の地方財政対策につきましては、過去最大の地方の財源不足が見込まれたことから、単年度の措置として、別枠での加算等のほか、国と地方の折半による補てん措置が講じられ、地方交付税の総額は1.1兆円の増、また、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税というのは、3.6兆円の増とされたところであります。この増加が本県にどの程度寄与するかにつきましては、毎年度、夏に行われる普通交付税の決定において明確になるところであります。当初予算においては、国から示された伸び率等を参考といたしまして、地方交付税で58億円余、3.5%増、臨時財政対策債で89億円余、18.9%増と見込み、計上したところであります。こうした地方財政対策を踏まえるとともに、財政改革の着実な推進の観点から、さらなる歳出の削減や歳入の確保に努めまして、重点施策及び県政の直面する重要課題に対応した当初予算を編成することができたものと考えております。

○榎藤梅義議員 次は、子ども手当の創設等について。いろいろ地方としては迷惑がかかったという認識があるかと思って、予定をしておりましたが、これは割愛をさせていただきます。

それから、全国枠で4,200人の教職員の定数改善、住宅用太陽光発電システムへの補助枠401億円、木質バイオマスに関する補助枠の設定、また、公共事業が18.3%と大幅にカットされたことに関しまして、東九州自動車道の県南ルートのおくれ、国道220号の防災改良事業、細島港の大型岸壁整備事業、ダム事業や農道整備等、プラス・マイナス両方ありますが、これらについて知事の評価と問題に対する今後の対応を伺います。

○知事（東国原英夫君） 平成22年度につきましては、現在の総合計画や行財政改革大綱2007の最後の年であり、これまでの取り組みを次のステップへつなげていく重要な時期でありますことから、昨年10月に平成22年度の県政運営に係る基本方針を定め、雇用の回復など緊急的な課題とともに、人口減少社会の到来などの将来的な課題に対応するため、6つの重要施策を掲げ、積極的に推進することとしております。御指摘のありました、教職員の充実や新エネルギー関係については、まさに重点施策に掲げる「子育て支援と人材育成」や「低炭素社会の実現」の推進に寄与するものであると認識しております。一方、公共事業につきましては、御指摘のとおり、新政権により国の予算枠は大幅な削減となっておりますが、本県の産業振興や地域活力の向上のためには、インフラ整備が不可欠でありますので、当初予算におきましては、削減の影響は踏まえつつも、必要な事業量の確保に向けた予算額を計上したところであります。

○権藤梅義議員 公共事業の大幅なカットによって、私どもも地方の議員という立場から、党に対して、もう少し理解をしてほしいな、こういう気持ちはたくさん持っております。「コンクリートから人へ」と幾ら言っても、日本国じゅうが一緒ではないわけでありまして、そういう意味で、地方はもっとコンクリートの必要性というものを訴えていかなければいけないのかなと考えております。そういう意味から、今後については、知事も先ほど地方分権のところでは言われましたけれども、プロジェクトチームをつくって社会資本整備の部会で議論を深めていくということでもあります。私どもも、地域は地域なりに地域の実情を、よく歩いて研究する、

そして問題を正確に国に上げていく。そういう中には、地方としての議論を積み重ねて、説得力のある——党を説得する、内閣を説得するんじゃないくて、国民の側からも、都市の側からも、地方の側から見ても納得できるような基準や手続が今、不足しているのではないかと、そういうふうに思うわけでありまして。

また、一昨日は、市長会とか町村長会からも、陳情のあり方等について要望をいただきました。私どもとしては、大臣が陳情を受けられなくても、副大臣は受けられるわけでありましてから、そういったものも今、要望のあったところについては一生懸命やっているわけでありまして。こういったことは、知事も努力をしていただきますし、私どもも努力をしなきゃいかんし、地方として同じ方向でありますから、今後つくり上げていかなければいけないのではないかと、説得力のある制度や基準というものを考えておるわけでありまして、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 高速道路関係等の予算につきましては、特に北海道、青森、長野、鳥取、京都、佐賀は15～20%ふえているわけでございます。ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

私も、全国的に見て明らかに立ちおけている高速道路を初めとする道路網や、産業振興を支える港湾整備、さらには土地改良事業など、本県においてインフラ整備は重要かつ不可欠なものであり、全国一律に語られるべきものではないと考えております。県民の生活や産業を支えるインフラ整備は県民共通の願いでありますので、私といたしましても、今後とも県議会議員の皆様や国会議員の皆様、県内市町村の方々と幅広い連携のもと、一丸となって本県の現状

を訴え、その実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○榎藤梅義議員 恐縮します。

次に進みます。県の新年度予算は、一般会計で5,772億円余の総額となり、「ひかり輝く宮崎の未来へ～県民総力結集予算」と位置づけて、今議会に提案をされております。政権交代によって、大変予算編成上御迷惑をかけたという点では、皆様方の御努力に心から敬意を表するところでございます。

それでは、予算の内容について幾つか総括的に質問をいたしますが、景気や雇用の悪化が続く中、税収不足や経費の節減等に努めてこられたものと思いますが、その中でも財政改革の着実な実行を第一に唱え編成したとの知事の説明がありましたが、本予算案に織り込まれた財政改革の効果や内容をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 計画期間の最終年度となります平成22年度は、財政改革プログラムの着実な実行を図るため、引き続き、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しを着実に行うとともに、財源確保対策等の取り組みを推進し、多額の収支不足額の圧縮を図ったところであります。一方で、事務事業見直しにより捻出した財源等の一部を活用して、新規事業119件、104億円程度、改善事業70件、26億円程度を措置するなど、県政の重要施策を積極的に推進するための予算を盛り込んだところであります。

○榎藤梅義議員 予算の説明を読んでいますと、緊急課題への対応ということについては、「将来的な課題への対応」とか「新たな産業の展開」「子育て支援と人材の育成」等、いろいろ重点事業の必要性や概要が述べてございま

す。私どもも読みながらまた考えさせられる点もありますが、こういった事業の展開、それから新規事業で計上した多くの事業の中で特に特徴的なものについて、お尋ねをしたいと思いません。

また、財政の健全化や経費の節減、積立金等の増減等、知事就任から4年間の努力目標を掲げてきて実績があるわけでありましたが、その目標と結果がどのようになっているのか、一括してお尋ねをしたいと思いません。

○知事（東国原英夫君） 平成22年度新規事業の主なものといたしましては、雇用対策、特に新規学卒者向けとしまして、民間の企画提案によって事業を展開する「新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業」や、国の訓練事業との連携を図る「新規学卒者等就職支援事業」、地域医療の再生といたしまして、医師の養成・確保を図る新たな取り組みであります「宮崎大学「地域医療学講座（仮称）」運営支援事業」や「ドクターヘリ導入促進事業」、中山間地域の活性化対策といたしまして、集落から企画提案される事業へ補助する「「いきいき集落」活性化推進事業」や、関係部局が連携して新たな視点から対策を行う「鳥獣被害対策プロジェクト」、人材育成としましては、中学校生活の基礎づくりに取り組む「中学校1年生少人数学級推進事業」、低炭素社会の実現に向けた取り組みといたしましては、電気自動車と太陽光発電の連携を図る「みやざきE V—P V構想推進事業」や、国が創設しました温室効果ガス排出削減吸収量をクレジットとして認証するJ—V E R制度を活用する「森林資源活用温暖化対策推進事業」といった事業が特徴的ではないかと考えております。

また、私が就任して策定した「宮崎県行財政

改革大綱2007」の財政改革プログラムには、2つの見直し目標を掲げ、持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進しているところであります。その進捗につきましては、執行段階での経費節約等の取り組みまで考慮すべきでありますので、平成20年度の決算までの状況で申し上げますと、2つの見直し目標のうち、目標1については、4年間の計画期間累計で一般財源ベース676億円を見直すこととしておりますが、平成19年度と20年度の2年間の累計で約541億円の見直しを行っているところであります。また、目標2については、18年度を基準として、単年度で事業費ベース350億円を見直すこととしておりますが、20年度においては約504億円の見直しを図ったところであります。

**○榎藤梅義議員** 次に進みます。雇用の問題で、重点施策というふうに掲げまして非常に大きく扱っているわけでありますが、「雇用の確保と就業支援」ということで、新規事業の新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業5億3,000万円、若年者等正規雇用化促進特別事業3,100万円、新規学卒者等就職支援事業2,600万円、3つの新規事業と基金事業等を組み合わせながら事業効果を上げていこうとするものであります。この推進のために「企業立地課」の設置を初め、組織も改編して取り組まれるということで、大変意気込みが伝わってくるわけであります。私はこれを聞いただけでは、本当にうまくいくのかなという気がいたすわけでありますが、これらの事業のポイントを商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** お尋ねの事業、3つの新規事業がございます。まず、新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業でござ

いますけれども、未就職卒業者等の雇用の場を創出するだけでなく、次の雇用へと結びつくように一定のスキルを習得させるものでございまして、引き続き委託先の企業や関連企業等での雇用につながっていくことを期待しているものでございます。

次に、若年者等正規雇用化促進特別事業につきましては、未就職卒業者を初め就職環境の厳しい若年者等を、事業主が試行雇用後に正規雇用した場合に助成金を支給するものでございまして、国の制度と連動することにより、正規雇用化がより促進できるものと考えております。

次に、新規学卒者等就職支援事業につきましては、国が民間教育訓練機関等に委託して実施する基金訓練を受講した未就職卒業者等に対する就職支援を行う訓練機関に謝金を支給するものでございまして、就職支援体制が強化され、早期就職が図られるものと考えておるところでございます。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 既にマスコミ等で県民の中に県の政策等が流れて、そういう中での反応として、いかに本格雇用、つまり正社員として採用してもらえるのか、そういう期待の声が強いのです。これはやっぱり、長期的な視野に立った取り組みが必要ではないかというふうに思うわけでありますが、一部、今のお答えの中にもありましたけれども、再度お伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 今回の対策につきましては、経済・雇用情勢の急激な悪化への緊急的な対応という側面が強いわけございまして、今後、安定的な雇用の確保を図るためには、長期的な視野に立ち、産業振興等に努めていくことが何よりも必要であると考えております。このため県といたしましては、諸産

業の振興、あるいは各産業のニーズに応じた人材育成等に取り組むとともに、直接的な雇用創出効果が高い企業誘致等に取り組んできたところでございます。今後とも、企業誘致にさらに取り組むことはもとよりでございますけれども、本県産業を支えている食品産業などの地場企業の事業支援に一層努めてまいりますとともに、今後、成長産業として期待される新エネルギーや医療関連産業等の振興、さらには農商工連携による新産業の創出等を図り、安定的な雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** これは実質的には農業分野かなという感じがしておりますけれども、県が1年間の給与を肩がわりして新規就農希望者を募集して縁結びをする「みやざき農業経営力強化支援事業」というものが、3カ年の計画であるわけでありまして。これについては、非常に効果が上がっているというふうに聞いておるわけですが、その効果と、今年度行う事業が、例えば昨年度はうまくいったけど、ずっとうまくいくものなのか、そういったこと等について農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** お尋ねの「みやざき農業経営力強化支援事業」でございますけれども、本事業につきましても、依然として厳しい状況にある雇用情勢を踏まえ、本年4月に予定しておりました第2回目の公募を前倒して実施することとしたところであります。その結果でございますが、72名の新規雇用を行う43の農業法人等を決定しまして、現在、3月からの雇用開始に向けて準備を進めておるところでございます。この事業は、経営規模の拡大とか多角化を目指す農業法人等に対して、新規雇用に必要な経費を1年間に限り支援するもの

ではございますけれども、この法人等の決定に当たりますと、事業終了後も継続的な雇用が見込まれるものを優先的に採択いたしておりますことから、安定的な雇用の創出にもつながるものと期待をしているところであります。今後とも、本事業の取り組みを通じまして、農業法人等の経営力強化はもとより、新たな雇用の確保にも努めてまいりたいと考えております。

**○榎藤梅義議員** 次は、米の所得補償の問題であります。10アール当たり1万5,000円というような話も出てまいっておりますし、また米粉等への転作については10アール当たり8万円、こういうことも言われまして、私どもも、ちゃんと減反政策がうまくいくのか、あるいは戸別所得補償制度がうまく乗っていくのかという点もわかりませんが、新年度は、モデル事業で5,618億円の予算を投入して行うわけでありまして、モデル事業とは言いながら、本事業と変わらないという解釈でよろしいかと思っております。そういう中で、本県の準備作業、あるいは本県の戸別所得補償での受益といいますか、トータルの金額の試算等ができればお聞きをしたいと思っております。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** まず、モデル対策における交付見込み額でございますけれども、平成20年度と同様の作付が行われると仮定して試算をいたしますと、1つが、米の生産費と販売価格との差額を助成する、いわゆる1万5,000円の分でございますが、「米戸別所得補償モデル事業」で約22億円、それから、水田における転作作物の生産に対して助成を行う「水田利活用自給力向上事業」で約37億円、合わせますと59億円程度の交付が見込まれております。これらに加えまして、二毛作での取り組みの強化、あるいは交付単価の高い作物の作付増



加等により、さらに交付額がふえるんじゃないかと見込んでおるところであります。

次に、対策の導入に向けての準備作業でございます。本県は早期水稻を抱えております。少しでも早い時期に、対策の内容や県段階の取り組み方針等を農業者に周知することが大変重要であります。このため県といたしましては、県内各市町村、JA等に対し、昨年12月以降、国の主催のものも含めて4回の説明会を実施したところであり、現在、地域ごとに4月からの加入申請に向けて説明会等が行われておりますけれども、今後とも、事業の円滑な推進に向けて最善の努力をしてみたいと考えております。

**○榎藤梅義議員** 次は、畜産関係の質問ですが、都城等では、多い月は2,000頭を超える和牛子牛等が取引をされました。現在は、非常に消費が停滞をしたり、いろいろな要素で、一時50万円以上もした子牛価格が30万円の後半ぐらいで推移をしておる、こういう状況にあるわけであり、そういう中で、民主党には畜産の所得補償に向けての構想があるようですが、基礎となる価格等の条件が2月23日、24日にかけて提示をされましたけれども、部長に概括的に23日、24日の内容をお聞きしたいと思います。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 22年度の国の畜産物価格関連対策でございます。きのう、その内容が公表されたところであり、主な内容を申し上げますと、まず肉用牛関係でございますけれども、繁殖農家の経営安定を図る「肉用子牛生産者補給金制度」を補完する制度といたしまして、子牛価格が家族労働費の8割水準（黒毛和種の場合38万円）を下回った場合に差額の一部を補てんする事業が、新たに創設され

ております。また、肥育農家の経営安定を図る、いわゆるマル緊事業と補完マル緊事業でございますが、この2つは一本化され、肥育牛1頭当たりの全国平均の粗収益が生産費を下回った場合に差額の8割を補てんする新マル緊事業が創設されております。また、養豚関係につきましては、肉豚価格差補てん事業の補てん金の算定方法が全国一本化されるとともに、生産者の負担割合が4分の3から2分の1へと軽減をされております。さらに、酪農関係につきましては、加工原料乳価格が低下した場合の補てんの継続が決定されております。以上であります。

**○榎藤梅義議員** 一方、民主党においては、米はもちろんでありますが、畜産部門においても戸別所得補償制度を導入したいという考えがあるようであり、そのために、先ほどのマル緊と補完マル緊の統合、あるいは60%、80%の補償比率の問題等も、議論の中であるものと思います。民主党の考え方としては、今年度行うモデル事業の米を見ながら23年度以降にやろうということのようではありますが、制度はずっと続けていかなければいけない、戸別補償にならないときもスムーズに移っていかなくゃいかん。そういう意味で切れ目のない制度が望まれるわけであり、移行についての考え方を伺いたいと思います。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 県といたしましては、今回の国における関連対策の取りまとめに当たりましては、各畜種ごとの対策の充実強化とか、新たな所得補償制度へのスムーズな移行となるように、国に対して政策提案を行うとともに、今議会にも農家負担の軽減等の予算をお願いするなど、肉用牛や養豚の経営安定に向けて積極的に対応してきたところでありま

す。今回決定されました関連対策につきましては、先ほど申し上げましたように、1つは、制度の簡素化が図られておりますし、販売価格と生産費に着目した補てん制度に組みかえられるなど、23年度に導入が予定されております畜産版の戸別所得補償制度への移行を見据えた内容であると理解しております。今後はさらに、本対策の内容を十分検証しながら、全国有数の畜産県である本県の実情が十分反映されますように、国に対して積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

**○榎藤梅義議員** 要望にかえませんが、今、部長みずからおっしゃいましたように、南九州は畜産圏ということで、この制度に対する酪農あるいは畜産農家の関心も非常に高いわけでありまして。そして、農業新聞等を見ますと、従来の制度のほうが歴史もあって使い勝手がいいというような意味合いのことも言われておりますけれども、戸別所得補償ということになれば、食料を買う消費者の立場の理解も求められておるわけでありまして。一方では、畜産農家等から前の制度より悪くなったと余り言われたいような情報提供を、鹿児島県等とも一緒になって……。国に現場を見てもらおうと、そういう意味で私も訴えてまいりますが、よろしく願いしたいなと思っております。

次は、地域医療再生計画であります。これもいろいろ質問が出ておりますので、はしょりまして、国の支援する基金事業が終了した後の事業費負担をどのように予測しているかという点だけをお尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** 地域医療再生計画には、基金事業が終了する平成26年度以降も継続する事業として14事業を想定しており、このうち県の財政負担を想定しているものは4

事業であります。1つ目は宮崎大学医学部の地域医療学講座の運営支援、2つ目が同附属病院におけるドクターヘリの運営支援、3つ目が県の医師修学資金貸与事業、最後に小児救急医療電話相談事業であります。現時点で、平成26年度のこれらの事業に係る負担について試算しますと、ドクターヘリの運航等に係る国庫補助金約8,700万円も含め、約2億6,000万円の財政負担を想定しているところであります。

なお、この財政負担のあり方につきましては、今後、それぞれの事業効果を検証しつつ、事業継続の観点から、市町村等関係団体に協力をお願いすることも含めて検討することになると考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 駆け足で恐縮ですが、高校の実質無償化がことし4月から実施される予定であります。国の政策として実施されるものではありませんけれども、その恩恵は高校生、保護者、本県に非常に重要な影響があるというふうに思っております。この制度の対象となる生徒や学校への普及・PR、それから、所得によって支援する金額が違っておる、こういうことも聞いておるわけでありまして。したがって、県民政策部長に、現状の施行に向けた準備段階でどういうことをやっているか、あるいは所得によって12万から24万までということのようではありますが、そういったこと等についてお伺いをしたいと思います。

**○県民政策部長(高山幹男君)** 私立学校の高校生に係る就学支援金でありますけれども、国の制度創設を受けまして、平成22年度当初予算案に、対象となる県内の私立高等学校、私立専修学校の高等課程の生徒分として13億6,362万円を計上いたしております。この制度の円滑な実施のために、1月15日に開催された文部科学省

の都道府県に対する説明会を受けまして、早速、1月19日に私立高等学校の事務長等を対象とした説明会を開催いたしております。この中で、制度の概要とか実施スケジュール等について御説明し、協力をお願いしたところであります。3月5日には、さらに具体的な事務等に関する説明会を行うことといたしております。また、生徒・保護者に対しましては、私立高等学校等から、さまざまな機会をとらえて、制度の趣旨・内容について周知していただくようお願いをいたしております。

それと就学支援金の額ですが、先ほど24万とかいう額をおっしゃいましたけれども、月額で申し上げますと、一般の生徒の場合は月額9,900円を予定しておりますが、保護者の年収に応じて段階を変えておりまして、一番多い場合で、年収250万円未満の保護者の場合については月額1万9,800円、通常の場合の倍の額を最高限度として支給する予定といたしております。今後とも、私立高等学校等と連携を図りながら、生徒・保護者への周知を徹底いたしまして、制度の円滑な実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

**○榎藤梅義議員** 順番が前後しているかもしれませんが、介護職員の処遇改善の交付金申請が、本県は全国で一番低かった、こういう指摘があります。一番高いところは山形県の90%、島根県の88%、岩手、秋田、京都の87%などに比べると、本県の71%は16~19%低くなっている、こういう指摘であります。この制度の趣旨からいって、処遇改善等がおくれる心配があるのではないかと、そういうふうに思うわけですが、福祉保健部長の御見解を伺います。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** 介護職員処遇改善交付金につきましては、事業者説明会の開

催や未申請の事業所に直接、申請書と記入要領を送付するなど申請促進に努めましたが、結果的に御指摘の申請率となりました。また、申請しない理由を調査しましたところ、介護職員のみ処遇改善では職種間の不均衡が発生するということが最大の理由でしたが、事業の種別、事業規模などから生じる複合的な要因が、低い申請率にとどまった原因と考えております。今後の対応につきましては、22年度の交付金の申請に先立って、すべての事業所に制度の仕組み、申請書様式、記入要領を送付し、申請率の向上を図っているところであります。また、今回の低い申請率が今後の介護報酬改定等による介護従事者の処遇改善に悪影響を及ぼさないよう、さきを実施した調査の内容を精査の上、国に情報提供したいと考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 次に、がん等の終末期医療に関係して、「宮崎をホスピスに」というプロジェクトがありまして、そこが終末期の自宅での療養支援で、こういう本をつくったと。私は、こういうこともマスコミで初めて知ったわけですが、2,200カ所にアンケートし、200数十カ所の施設からの回答の要約をして本にしておるといことで、貴重な文献だと言われております。そこで、福祉保健部長にお尋ねしますが、県は県なりの自宅介護のあり方等をいろいろ工夫しておられるんだろうと思います。そのことと、関連しますが、精神科の医者が足りないといことで、3つの県病院の中で延岡と日南は指定が解除された、こういう話があるわけですが、これは患者さんとか治療される方にとって実質的な不利益はないのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** まず、終末期

のがん患者さんが、住みなれた家庭や地域で安心して療養できる体制の整備は、大変重要と考えております。このため、県におきましては現在、県内4地域のがん医療圏ごとに在宅緩和ケア推進連絡協議会を設置し、地域がん診療連携拠点病院を中心に、緩和ケア病棟や在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局等によるネットワーク体制の構築を進めているところであります。今後とも、こうした取り組みの中で、緩和ケアにかかわる医療従事者への研修や情報提供を進めるとともに、自宅療養も含めた受け入れ体制の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、がん診療連携拠点病院の指定についてでございますけれども、このがん診療連携拠点病院は、質の高いがん医療を提供することができるよう、国が基準を設け指定するものでありまして、県立延岡病院と県立日南病院は、それぞれ県北と県南のがん医療圏の拠点病院として指定を受け、地域のがん医療の中核的な役割を担っているところであります。このたび、国の指定要件の厳格化に伴い、平成22年3月末で、県立の2病院が地域がん診療連携拠点病院の指定から外れますが、今後とも、地域のがん診療の拠点として、専門的な治療や相談支援等の内容は維持されますので、県民の方々には安心していただきたいと考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 学力テストはもう質問が出ましたけれども、私が聞いておる範囲では、本県独自の学力テストも併用しておるというようなことで、今回、全員のテストであれ、32%程度の抽出方式であれ、実質的には、本県が続けておる学力テストと併用してきているので、抽出方式になったからといってマイナスとかいうこ

とはないんじゃないかというような意見も聞いております。そういった意味で、今回の学力テストが、本県が採用しているものと2つあるということでありますから、私も説明を聞いて安心はしておるところなんです。その辺の関係と、もう一つは、もう出たわけですが、県として、今回の学力テストに採点などの経費の補助とか、そういうものは負担しないというふうにも聞いたんですが、その2点をお伺いしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 小学校6年生と中学校3年生を対象に行われる平成22年度の全国学力・学習状況調査につきましては、本県では、公立学校の48%に当たる190校が抽出調査の対象校となっております。一方で、抽出調査の対象校とならなかった学校につきましては、すべて希望利用方式を活用する意向であると聞いています。県の市町村に対する支援につきましては、ただいま議員の御紹介にございましたように、本県では平成9年度から本県独自の学力調査を行っておりまして、平成17年度からは、小学校5年生と中学校2年生を対象に、すべての小中学校で悉皆調査として実施し、一人一人の児童生徒の学力の状況を把握するとともに、学習状況の改善に努めているところであります。このようなことから、国の実施する希望利用方式により生じる費用につきましては、学校の設置者である市町村の責任において負担をしていただくことが適当であるというふうに考えております。

**○榎藤梅義議員** 次は、同じく教育長にお願いしますが、教員の病気の中で精神疾患の比率が高いとか多いとか、こういう情報がございません。国全体でも、休職者全体が8,578人、精神疾患が約5,400人、こういうデータがあるわけであ

りますけれども、本県における精神疾患の実情と、これに対する対策とございますか、非常に対応としては難しい面が多いと思っておりますが、どういふことをされているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 平成20年度の場合で申し上げますと、休職者に占める精神性疾患の割合は、全国では63%であります。本県におきましては、95人の休職者に対して精神性疾患は51人となっております、その割合は、ここ数年5割を少し上回る状況となっております。このため県教育委員会といたしましては、平成20年度から、学校職員健康づくり総合支援事業に取り組み、管理職や衛生管理者を対象とした研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口の開設等により、心の病の予防や早期発見・相談に努めているところであります。

また、精神性疾患などの病気で休職中の教職員が円滑に職場に復帰するとともに、再発を防止するために、平成17年12月から、職場復帰トレーニングを導入し、希望者に対して実施しております。トレーニングの内容といたしましては、所属の学校におきまして、原則4週間の中で、病気の程度に応じて、同僚との会話とか授業参観等を通して、少しずつ仕事になれるようなものとなっております。これによりまして、平成20年度は、25人の教職員が職場復帰トレーニングを実施し、そのうち17人が職場復帰をいたしております。このような取り組みによりまして、今後とも、教職員が安心して働くことができる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。以上です。

**○権藤梅義議員** 一部出ておりますが、知事に、オーシャンドームの利用問題についてです。表現が悪いんですが、宝は持っているけれど、

なかなか実際に利活用が難しいというふうな話でありますし、固定資産税だけでも1億数千万かかる、こういう問題もあるわけです。しかし、総投資額その他、当初の目標からすると、このままではもったいないと、県民も私どもも思っております。民間企業になったということを見ると、なかなかまた難しい面もあろうかと思っておりますが、この再利用の仕方について、知事にお考えをお聞きします。

**○知事（東国原英夫君）** オーシャンドームは、長さ300メートル、幅100メートル、これは、例えばサッカーグラウンドであれば優に2面もとれるほどの規模でありまして、全国的にも例を見ない全天候型の施設であることから、うまく利活用されれば、今後、県の観光振興等にも大きく貢献する可能性があると考えております。したがって、現在、調査チームを立ち上げまして、広くその利活用策の調査を行っているところであります。今後の県の対応につきましては、調査チームの報告が出た段階で、宮崎市とも協議しながら、別途判断していくこととなりますので、今の段階では何とも申し上げられませんが、私といたしましては、できるだけ民間企業によって運営していただくことが望ましいと考えております。

**○権藤梅義議員** 台湾便の就航復活ということについては、私どもも非常に喜んでおるわけですが、どういうふうな休止前と比べて改善がなされたのかという点においては、会社は確かに変わりましたが、余り変わっていない点もあると思います。また、24席も多いということですから、搭乗率70%をキープするのは大変だと思っております。そうは言いながら、私どもとしては、せっかく宮崎から定期便が飛ぶということですから、

鹿児島、大分等も含めて70%を超えるような事業展開を期待したいわけであります。非常に簡潔な質問で恐縮ですが、知事にお答えをお願いしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 台北線はソウル線とともに、本県が目指しております東アジアとの経済・交流拡大を図っていくための基盤となるものでありまして、観光誘致のためにも大変重要な路線であると考えております。今回の運航スケジュールにつきましては、台湾だけでなく東南アジア等への乗り継ぎも考慮されておりますので、県民の皆様はもちろんのこと、鹿児島などの隣県の皆様にも路線の利便性や国際線団体利用補助制度等のPRを行い、一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。さらに、安定的に利用者を確保するためには、修学旅行や文化・スポーツ交流の促進、鹿児島県等とも連携した南九州の観光資源のPRなどさまざまな取り組みを行い、路線の早期の定着を図ってまいりたいと考えております。

**○権藤梅義議員** 最後になります。自殺対策であります。前年比30名程度減少したということで、大変評価をしております。質問としては割愛いたしますけれども、結果がよかった原因等もなかなかわかりにくいということですが、気を抜くことなく今後も御尽力いただきますようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**○中村幸一議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時53分散会

2月26日（金）

# 平成 22 年 2 月 26 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |  |
|-------------------|-----------|--|
| 知 事               | 東 国 原 英 夫 |  |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |  |
| 県 民 政 策 部 長       | 高 山 幹 男   |  |
| 総 務 部 長           | 山 下 健 次   |  |
| 福 祉 保 健 部 長       | 高 橋 博 明   |  |
| 環 境 森 林 部 長       | 吉 瀬 和 一   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 渡 邊 亮 一   |  |
| 農 政 水 産 部 長       | 伊 藤 孝 利   |  |
| 県 土 整 備 部 長       | 山 田 康 夫   |  |
| 会 計 管 理 者         | 長 友 秀 隆   |  |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 文   |  |
| 財 政 課 長           | 西 野 博 之   |  |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |  |
| 教 育 長             | 渡 辺 義 人   |  |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |  |
| 選 挙 管 理 委 員 長     | 川 崎 浩 康   |  |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫   |  |

事務局職員出席者

- |             |         |  |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一 |  |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治 |  |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 |  |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 章 |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二 |  |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一 |  |



◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、自由民主党県民の会、水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党県民の会を代表いたしまして、御質問を申し上げたいと思います。

バンクーバー冬季オリンピックも残すところ4日となったようでございますが、きょうは、真央ちゃん対キム・ヨナ、日韓対決あるいは頂上決戦というような話でございまして、今、我が国で日航の経営破綻や、あるいはトヨタのリコール問題、政権交代後、繰り返される政治と金の問題を初め、余り明るい話題はない中で、本当に久しぶりに日本が沸いたのが男子フィギュアの高橋選手のメダル獲得でありました。日本の選手の頑張りに、すばらしい感動を与えていただきました。この選手たちは、大会本番のわずかな数分、数秒のために、この4年間、想像もつかない厳しい練習を積み、1年目より2年目、2年目より3年目と負荷を上げながら、みずからの限界に挑戦をしながら本番に臨んでいるわけでありまして、私は、その姿は何かしら知事にダブって見えるのであります。知事は、4年目のことしを仕上げの年とされております。次の4年目について、さきの定例会見で、また昨日の質問でも、9月ごろの表明が順当であろうというような表現でありまして、仮に選挙日が年内になってもそうなのか、いつごろ表明をされるのか、また国政についてはおあ

きらめになったのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

次に、財政見直しについてであります。

国の平成22年度予算案につきまして、現在、国会において審議中であります。予算編成過程を見ましても、政権交代を実感させるものでもあります。昨年秋の政権交代後、前政権が決定した概算要求基準、いわゆるシーリングの撤廃、概算要求の見直しに始まり、前政権で編成した補正予算の執行停止、政府への陳情窓口の一本化、無駄な事業の洗い出し作業である行政刷新会議の事業仕分け、そして財務省原案の廃止など、政治主導を印象づけるものでもあります。一方で、世間の注目を集めました事業仕分けにいたしましても、政権の高支持率に寄与したものの、公益法人等の基金、いわゆる埋蔵金の返納1兆円と、各省の要求削減1兆円を合わせた2兆円にとどまるなど、当初想定したほどの財源は捻出できなかったのではないかと考えております。また、政府への陳情窓口一本化にいたしましても、地方の声が果たして国政に届くのかとか、必要な事業が予算に反映されるのかといった懸念も出ていたところであります。現在、公共事業の箇所づけの問題など、予算編成過程の透明性、公平性の問題が提起されているところでもあります。

さて、そのような経緯を経て編成された、政権後初の予算となる平成22年度の予算案であります。その歳出総額は、政権公約、いわゆるマニフェストに掲げる各種の施策を盛り込んだ結果、92兆2,992億円と過去最大の規模となったのであります。一般歳出53兆4,542億円の内容を見ますと、「コンクリートから人へ」の基本理念のもと、公共事業関係費を18.3%減とする一方、子ども手当などを内容とする社会保障関係

費は9.8%の増、高等学校の実質無償化などを内容とする文教及び科学振興費は5.2%増となるなど、前年までとは大きくさま変わりをしたのであります。また、地方交付税交付金については17兆4,777億円が計上され、地方に配分される段階、いわゆる出口ベースでは前年度比で1兆1,000億円の増額となるようであり、景気低迷のもとで財政難にあえぐ地方の声に一定の配慮もなされたようであります。一方、その財源を見ますと、埋蔵金など税外収入を10兆円以上積み上げたものの、新規国債の発行が過去最大の44兆3,030億円、深刻な景気低迷を反映して税収は37兆3,960億円となり、戦後初めて、当初予算段階で新規国債発行額が税収を上回る逆転現象が生じたのであります。この結果、国と地方を合わせた長期債務残高は862兆円程度、国内総生産（GDP）の1.8倍に達する見通しで、先進国では類を見ないほどの財政悪化が進んだのであります。そこで、お尋ねをいたします。国の平成22年度予算における地方財政対策について、知事はどのようにお感じになったのか、お伺いをいたします。

次に、県の予算についてであります。

平成22年度予算は、知事にとりまして、第1期の4年目、最終年度の仕上げとなる予算であります。これまでマニフェストに掲げられた施策の実現に邁進をされ、子育て支援、観光振興や入札制度改革などで成果を上げられたところではありますが、一方で、雇用や企業誘致ではもう一歩といったところではないでしょうか。そこで、「ひかり輝く宮崎の未来へ～県民総力結集予算」と銘打った県の平成22年度一般会計予算は、県税収入が落ち込む中、国からの臨時的交付金を原資とする基金の活用や地方交付税の増額などにより、歳出総額5,773億円余、前年度

比2.6%増の積極型の予算を組まれました。社会保障関係費の伸びや、国の景気・雇用対策、公共事業費削減などの施策を受けて、初めて民生費が土木費を上回るなど、「コンクリートから人へ」の影響は県予算においても見られるようであります。県政の直面する課題に対応するため、緊急的な課題に対応するものとして、雇用確保・就業支援、地域医療再生など、6つの重点施策を掲げ、選択と集中により重点的な措置を講じられるとのことでもあります。知事にとって1期目の仕上げとなる平成22年度予算において、知事の考えを十分に盛り込むことができたのか、また予算編成においてどのような点に苦勞し、苦心をされたのか、お尋ねいたします。

今回の予算編成では、財政改革プログラムに基づき、経費節減や歳入確保等の取り組みを徹底するとともに、各種基金の活用や地方交付税の増額などにより、財政調整のための基金の枯渇という事態を回避するとともに、後年度に地方交付税で措置される臨時財政対策債を除きますと、県債発行額は前年度比11.1%の減、県債残高は4.4%の減と、財政健全化にも鋭意取り組まれているようでもあります。しかしながら、現下の景気低迷による県税収入の減は今後も続くものと見込まれ、また今年度は、確保された地方交付税や臨時財政対策債も国の動向に左右されるなど、今後の財政状況は予断を許さないものと考えられます。そこで、総務部長にお尋ねをします。今回の予算により、財政改革プログラムに基づく取り組みをどのように進められたのか、お伺いをしておきます。

次に、子育て支援対策についてであります。

子育て支援につきましては、平成22年度の予算編成において、将来的な課題への対応ということから、重点施策の一つに掲げられているよ

うでありまして、この子育て支援は、平成20年から重点施策として位置づけられました。また、福祉保健部内に「こども政策局」を設置し、対策が講じられているところでもあります。合計特殊出生率につきましては、平成17年の1.48から20年には1.60と、伸びてはきているようであります。しかし、県が20年に実施しました「結婚・子育て意識調査」では、依然として子育てに関する不安や負担感を感じている県民の割合が高く、その内容といたしましては、「子育てにお金がかかる」「子供との接し方やしつけの方法が正しいかどうかという不安がある」といったものが上位を占めたのであります。県においては、このようなアンケート結果をもとに、今後5年間の子育て支援対策の基本ともなる次期の次世代育成支援行動計画案の策定作業に取り組み、今回の議会に提案されているようであります。次期の次世代育成支援宮崎県行動計画において重点的に取り組む施策と、そのため初年度ともなる平成22年度は具体的にどのように取り組んでいくのか、あわせて福祉保健部長にお尋ねをします。

次に、雇用の安定確保に対する考え方についてお尋ねをいたします。

今、我が国の喫緊の課題は、まさに景気回復と雇用であります。特に、産業基盤の弱い本県のような地方にとって、昨今の厳しい経済情勢では、働く場を安定的に確保していくことは至難のわざであります。県民生活を守るという観点から見る場合には、それだけ重要な問題と申すのであります。働く場が確保されて初めて、県民の生活が成り立つわけであります。将来を含めた生活の見通しを持てるようにすることが、県民が安心して暮らせる基本的な条件であります。このため国も、ある程度の財政赤字を

覚悟してでも、緊急の雇用対策、景気対策を講じられておりますし、地方においても、国と連動してさまざまな対策を打っていることは、十分に認識しておりますが、有効求人倍率などを見ましても、景気が回復する兆しはまだまだ感じられないのであります。こういうときにこそ、県民に安心と希望を与える施策が必要であります。何か抜本的な対策が必要ではないかと私は思うのであります。こうした中で、来年度予算において、雇用の確保と就業支援が重点施策の筆頭に掲げられまして、県民の不安を解消し、少しでも県民の生活を安定させる必要があるとの情勢認識がそこにはあると思いますが、雇用の安定確保に向け、具体的にはどのような対策を実施されようとしているのか、県民政策部長にお尋ねをいたします。

次に、観光行政についてであります。

私はかつて、韓国岳にロープウェイを設置したらどうか、あるいは一ツ葉有料道路から青島までつなぐ夢の大橋をかける、例えばレインボーブリッジみたいにライトアップして、デートスポットにしたらどうかというような、そういう意味で観光名所にしたらどうかということを考えたことがあります。これは実現可能性については必ずしも高くはありませんけれども、観光振興を図っていくためには、将来の宮崎の観光、さらには宮崎県そのものに、観光客はもとより県民も含めて夢やロマンが持てるような施策に取り組んでいくことも大事と考えるからであります。そこで、商工観光労働部長に伺いますが、本県観光の目指す姿をどのように考え、そのために平成22年度はどのような事業に取り組もうとされているのか、まずお伺いをいたします。

次に、医療問題についてお尋ねをいたしま

す。

医師不足や地域医療の崩壊といった問題が毎日のように報道され、今の時代では当たり前のことのように感じられています。これは大変憂慮すべき問題であります。特に本県では、私どもの小林市立病院や串間市民病院など、地域住民にとってかけがえのない病院で、医師不足のために、病気によっては診察ができない、治療ができない、入院ができない患者がいるという、極めて深刻な事態に直面をしております。一言で地域医療が崩壊していると言われますが、その根本は、格差の問題ではないかと考えます。医師が集まるところ、いないところ、県立病院のような立派な病院があるところ、ないところ、この格差は、医療に関して言えば、一人一人の命の重さにも通ずる重大な問題ではないでしょうか。医療資源に恵まれない地域では、健康に生きていくことへの不安や、いざというとき本当に助かるんだろうかという恐怖、そんな心配を毎日持ちながら暮らしていかなければなりません。同じ県内で、そこに生まれた、そこに住んでいるというだけで、極端な不平等があつていいはずはありません。これは、地元自治体の能力をはるかに超えております。県の責任で、県の手厚い支援が今こそ必要ではないでしょうか。

今回、県の当初予算には、地域医療再生基金事業という、だれもが実現を願う医療の再生を掲げた事業が盛り込まれました。果たしてこの事業が、私が訴えてきたように、本県の医療の格差を解消し、県民にひとしく安心を与えることができるのでしょうか。私たちは期待をしたい、期待をしていいのでしょうか。そこで、お尋ねをいたします。この基金事業のベースになっている地域医療再生計画では、本県の地域

医療の現状や課題をどのようにとらえて、どのように解決を図ろうとしておられるのか。また、計画に沿って平成22年度から25年度までに事業が進められると聞いております。計画が終了する平成25年度末には、本県の地域医療はどのように再生をしているとお考えになっているのか、あわせて福祉保健部長に伺います。

次に、入札・契約制度についてお尋ねをいたします。

私も今まで、代表質問や一般質問などで訴えてきましたが、建設投資の減少や経済の急激な悪化に伴って、建設業は倒産の憂き目に遭って、私の地元でもAクラスの業者さえ少なくなっている状況であります。さらに、大幅な公共事業費の削減がなされ、公共事業に依存している地方経済はますます疲弊する一方であります。そのような中、平成19年度から入札・契約制度改革が行われ、既に2年を経過いたしました。また先日、公共事業における緊急経済・雇用対策として、最低制限価格が5%引き上げられ、今回、3度目の改正でありました。今回の最低制限価格の引き上げはどのような判断でなされたのか、知事にお伺いをいたします。

私は、最低制限価格を5%引き上げても、応札における競争性は変わらず、競争の激化は解消できないのではないかと思います。今後、さらなる入札・契約制度の見直しを行うのか、どう知事の政治判断としてやっていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、木造住宅についてお伺いをします。

昨年の全国における住宅の着工戸数は、80万戸を下回り、平成20年度に比べて28%減、大きく減少いたしました。住宅の建設は、建設産業

のみならず、本県産業のさまざまな分野に影響を及ぼすもので、景気浮揚対策には大きな効果があると考えます。また、本県は杉素材生産量が日本一、この県産材の木造住宅への活用が、本県経済の活性化のために特に必要ではないかと思っております。そのような視点から、去る9月議会において、県産材木造住宅の振興について質問し、また、家電や自動車業界と同様に、県産材住宅のエコポイント制度を創設してはどうかと提案をいたしました。県レベルではなかなか難しい面もあったと思いますが、先ほど国の第2次補正において、私が提案しましたような住宅版のエコポイント制度が創設されたのであります。そこで、住宅着工戸数が減少している中で、本県の木造住宅の着工はどのような状況にあるのか、また住宅分野としてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

また、それを地域の経済浮揚に直接つなげるためには、県産材を多く活用していただくことが、さらに重要であると思えます。そこで、住宅における県産材の利用促進にどう取り組んでいかれるのか、この問題については環境森林部長にお伺いをいたします。

次に、橋梁についてお尋ねいたします。

昨年11月に国土交通省が発表いたしましたところによりますと、地方公共団体が管理する全長15メートル以上の道路橋のうち、平成20年4月時点で、橋脚や床版に重大事故につながりかねない亀裂や腐食が見つかり、崩落の危険性があるとして通行どめした橋は121本、通行車両の重量を25トン未満に制限する通行規制の橋が680本あったということでありました。本県では、市町村管理の橋で通行どめが1本、重量制限について県管理が1本、市町村管理が11本の合

計12本ということであります。また、一般道路における橋梁の約14万橋のうち、建設後50年以上になる橋が、今後20年間で約6万6,300橋となり、割合としては47%に増大することになるそうであります。そのため国では、橋梁の長寿命化及び修繕、かけかえに係る費用の縮減を図ることが重要であるとして、長寿命化修繕計画策定事業費補助制度を創設し、橋梁にかかわる長寿命化修繕計画の策定と、そのための点検費用を補助しております。本県の橋梁は約2,000本あり、この補助制度を活用し、調査などを実施されていると聞いておりますが、現在の調査の状況及び今後の対策について、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、戸別所得補償制度についてであります。

農林水産省は、これまでの米政策改革を転換し、平成22年度は戸別所得補償制度モデル対策を実施することとし、昨日も質問があったところであります、総額で5,618億円の予算措置をしたようであります。このモデル対策は、全国一律の基準で助成金を農業者に直接交付する「水田利活用自給力向上事業」、そして標準的な生産に要する経費と販売価格の差額を全国一律の基準で補償する「米戸別所得補償モデル事業」の2つの対策となっております。2つの対策の特徴は、自給力向上事業では、米の生産調整の状況にかかわらず助成金が交付されるというものであります。米の所得補償においては、生産費と販売額との差を農家のおののみに算定し、その全額を補償するものではないということであります。新たな対策では、規模の大小にかかわらず、すべての販売農家が助成の対象であるということでありますが、これまで農水省は、認定農業者や集落営農など意欲のある担い手に施

策を集中してきたと記憶しております。

しかし、国はモデル対策の中で、「サラリーマン農家も、食料供給や多面的機能の維持に貢献をしている。担い手を一気に出現させるのは無理だから、サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的だ」として、これまでの方向をまさに大転換したのであります。この担い手の定義の転換が、単に米の戸別所得補償制度モデル事業のみでなく、農業の担い手全般に及んでいきますと、本県農業にも大きな影響を与えるものと危惧いたしております。

さらに、モデル対策は、昨年9月から検討が始まり、制度の概要が固まったのは年末であります。4月からは、農業者からの申請を国が受け付けるという慌ただしさの中で、農水省は、本年に入って全国各地で関係者への説明会を開催していると聞いております。その中で、需給調整への懸念や米価への影響など、さまざまな課題が出されたようであります。私どもの会派も、地域の農業者や市町村、農協などと意見を重ねる中でも、全国一律の助成となったことで地域の特色を生かした作物の振興ができない、また、作物への助成だけのために、農地の集積や団地化などの取り組みがおくれるのではないかと、あるいは、具体的な事務手続が示されていないので、どういう役割分担をすればいいのかといった、具体的な課題が出されているのであります。そこで、本県では、戸別所得補償制度のモデル対策について、担い手育成も含めてどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

次に、県立病院事業についてであります。

本県における県立病院を初めとする公立病院は、地域医療の確保において大変重要な役割を

担っております。医療を取り巻く環境が大きく変化をする中、大変厳しい経営状況が続いております。このような中、病院局では、県立病院が全县レベルあるいは地域の中核病院としての使命と役割を果たせるよう、経営の健全化と安全・安心な医療の提供の両立を図る観点から、経営形態について検討が行われたようであります。その結果、病院局としては、現行の経営形態の継続がふさわしいとの結論が出され、今、パブリックコメントが実施されているようであります。

今回の検討は、医療という大変身近で県民生活に大きな影響を与える課題であり、医療資源の乏しい本県においては、今回の病院局の結論は至極当然のことで、私としても歓迎をしているところであります。しかしながら、これまでも懸命な経営努力をされてきたにもかかわらず、全国的な医師不足の影響で、病院局の平成22年度当初予算では、県の一般会計から約52億円もの繰入金をもらいながら、約8億円もの赤字予算を編成せざるを得ない今の県立病院の経営状況を見ますと、経営の健全化への道のりはなかなか険しいものではないかと考えるのであります。

病院局の結論では、今後3年間、期間を区切って、さらに経営改善に取り組み、再び平成25年度に経営形態の見直しを行うということではありますが、全国的な医師不足の問題に明るい兆しが見えない限り、病院局での経営改善には限界があるのではないかと考えます。そこで、病院局では、医師確保がままならないこのような現状の中で、今後の経営改善についてのポイントは何なのか、それをどのように進めていくのか、お尋ねをしておきます。

次に、新エネルギーへの取り組みについてで

あります。

現在、地球温暖化の原因とされております二酸化炭素など温室効果ガスの発生を削減することは、世界的に重要な課題となっております。国内においても、低炭素社会の実現に向けて官民一体となった取り組みが進められております。本県は、年間の降水量と日照時間がともに全国第3位、水力や太陽光などの再生可能エネルギーを豊富に有しており、これらの貴重なエネルギーを有効に活用していくことは、地域の活性化や地球温暖化問題への対応として非常に重要なことと考えます。県では現在、みやぎソーラーフロンティア構想の推進のもとに、太陽光発電の普及促進に取り組んでおられます。来年度の重点施策の中におきましても、低炭素社会の実現が掲げられております。水力発電を中心に県内のエネルギー開発に取り組んでこられた企業局におきましても、今後、これらの分野などでの取り組みを積極的に行っていくべきではないかと考えます。そこで、太陽光発電などの新エネルギーへの取り組みについてどのようにお考えか、まずは企業局長にお伺いをいたします。

また、二酸化炭素を削減し、地球温暖化防止に寄与するためには、山林を守り育てることが何よりも重要であると考えます。企業局では、未植栽地を水源涵養機能の高い森林として整備するために、緑のダム造成事業を実施しておられます。事業の取り組みについての状況と効果についても、あわせてお伺いをいたします。

次に、国民体育大会についてお伺いをいたします。

昨年、新潟県で開催されました第64回国民体育大会では、本県の成績は天皇杯順位46位と、目標としておりました30位台には及びませんで

した。私が言うまでもなく、国民体育大会は我が国最大の国民総合スポーツ大会であり、県民の期待も大変大きなものがあります。さらに、昭和54年の宮崎国体から30年が過ぎ、そろそろ2巡目の国体開催に向け、準備を進めていくことも考えなくてはならない時期であります。本県の競技力の向上や安定が求められております。そういう意味からも、ぜひことしの千葉国体を新たなスタートラインとしてとらえ、本県選手団の皆さんには、実力を遺憾なく発揮し、活躍していただきたいと思っております。県民の皆さんに元気と勇気を与えてもらいたいと考えるわけであります。そこで、国民体育大会に向けた競技力向上対策をどのように考えておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、「スポレクみやぎ2009」の総括についてお尋ねをいたします。

昨年10月に、国内最大の生涯スポーツの祭典である全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやぎ2009」が開催され、県総合運動公園での開会式、特別行事を初め、県内15市町を会場とする都道府県代表参加種目とフリー参加種目24種目が繰り広げられました。祭典の4日間はすばらしい天候に恵まれ、県内外及び韓国からも多くの参加があり、各会場では気持ちのこもったおもてなしで宮崎の魅力を発信でき、宿泊、お土産等の経済波及効果もあり、祭典は大成功だったと思っております。この祭典の成果を、今後の生涯スポーツの振興に生かしていただきたいと考えます。教育長に、スポレクを振り返っての総括をお願いいたします。

最後に、平成22年における宮崎県警察の運営方針についてであります。

近年、全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にあるということでもあります。県内においても、

平成21年中の刑法犯認知件数は9,602件と、昭和59年以来25年ぶりに1万件以下となり、また平成21年中の交通事故死者数は73名と、一昨年より25名は多くなりましたが、過去50年間で見ると、3番目に少ない交通事故死者数であったと伺っております。県警にあっては、厳しい治安情勢に的確に対応するため、街頭犯罪の抑止に向けたパトロールの強化を初め、自治体や関係機関・団体と連携した交通事故防止対策など、各種施策を積極的に推進しておられます。これらの施策により、刑法犯認知件数や交通事故死者数は減少しているものと考えますが、引き続き、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでいただきたいと思います。このような治安情勢の中であって、本年1月の年頭に警察署長会議を開催され、平成22年の県警察の運営方針を示されたようであります。本県の治安を維持するための県警察の運営方針の要点について、警察本部長にお尋ねをし、壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

私は、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向けて、そしてまた経済・雇用対策などさまざまな重要課題の解決に向けて、一日一日全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでいるところであります。したがって、今は、1期目を終えた後の出处進退について考えられる状況にありませんが、今後、県民の皆様、県議会の皆様など幅広く御意見をお聞きしながら、私自身熟慮を重ねた上で、一般的には任期満了の2カ月から5カ月前に出处進退の表明がされているようですので、私もこうした時期を目途に態度を明らかにしたいと考えておるところであります。今は、県民の福祉の向上と

県勢発展のことだけを考え、一日一日全身全霊を傾けて、ひたすら県政運営に邁進しているところでもあります。

続きまして、平成22年度の地方財政対策についてであります。平成22年度の地方財政対策につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少のほか、社会保障関係費の自然増などにより、地方にとって過去最大の財源不足が見込まれたことから、単年度の措置といたしまして、別枠1.5兆円の加算等のほか、国と地方の折半による補てん措置が講じられ、地方交付税総額が前年度より1.1兆円増の16.9兆円、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税は、前年度より3.6兆円増の24.6兆円が確保されたところであります。これは、厳しい地方税収の減少に的確に対応するとともに、これまで地方が訴え続けてきた三位一体改革による削減額の復元・増額への配慮があったものと受けとめており、今後とも、持続可能で安定した地方交付税制度の確立が図られ、地域に必要な行政サービスを確実に提供するための地方の財源が確保されるよう、地域主権改革の歩を進めていただきたいと思います。希望するところであります。

次に、予算編成についてであります。平成22年度につきましては、現在の総合計画や行財政改革大綱2007の最後の年であり、これまでの取り組みを次のステップへつなげていく重要な時期と認識しておりますことから、昨年10月に、平成22年度の県政運営の基本方針を定め、経済や雇用の回復など緊急的な課題とともに、本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題に対応するため、雇用の確保と就業支援を初め6つの重点施策を掲げ、積極的に推進することといたしました。このため、当初予算の編成におき



ましては、選択と集中の理念のもと、平成22年度重点施策を初めとする優先度の高い施策に重点的な措置を講ずることとしたところであります。苦勞した点といたしましては、やはり財政規律とのバランスをいかに確保するかという点が、予算編成の最重要課題でありました。地方交付税とその代替財源である臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は増加したものの、県税収入の大きな減少や社会保障関係費の増加などにより、平成22年度の収支不足額は多額に及び、非常に厳しい状況でありましたが、財政改革プログラムに基づき、さらなる事務事業の見直し、歳入の確保等により捻出した財源を活用することにより、現下の厳しい経済・雇用情勢への的確な対応を初め、本県の発展のための重要性の高い施策や事業を盛り込んだ予算を編成することができたものと考えております。

次に、最低制限価格の引き上げについてであります。最低制限価格につきましては、昨年4月に、建設産業を支援するための緊急的な対策として、予定価格のおおむね85～90%に引き上げたところでありますが、引き上げ後においても、依然として最低制限価格付近に応札が集中する状況が続いております。また、建設産業におきましては、依然として本県の倒産件数の約半数を占めており、さらに国においては、来年度の公共事業関係費が大幅な削減方向にあるなど、建設産業を取り巻く経営環境は今後一段と厳しい状況に陥ることが危惧され、ひいては、公共工事の品質低下につながるリスクの増大が懸念されておるところであります。これらの状況を踏まえて、建設産業の健全な経営に資するとともに、公共工事の品質確保を図る観点から、緊急かつ時限的な対策として、最低制限価格を予定価格のおおむね90%に見直したところ

であります。

次に、入札・契約制度の見直しについてであります。本県では、談合事件により失われた県民の県政に対する信頼を回復するため、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組んでまいりました。また、改革と並行して制度を検証し、幅広く意見を伺いながら、予定価格の事後公表や、地元の業者が受注しやすい本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式の創設、最低制限価格の引き上げなど、必要な見直しを随時行ってきたところであります。私といたしましては、公正性、透明性、競争性を保ちつつ、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域にも貢献している建設業者が受注しやすい環境づくりが必要と考えており、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、入札制度のあり方も含め幅広く意見を伺いながら、制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりますとともに、厳しい財政状況ではありますが、公共事業予算の確保や、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援にも努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○県民政策部長（高山幹男君）**〔登壇〕 答えいたします。

安定した雇用確保のための対策についてであります。昨今の大変厳しい雇用情勢を踏まえ、安定した雇用を確保していくためには、緊急的な雇用維持や就業支援などの対策はもちろんのこと、中長期的な視点に立った産業振興を図っていく必要があると考えております。このため、来年度の当初予算案におきましては、今年度に引き続き、雇用の確保と就業支援を重点施策の筆頭に掲げ、37事業105億円余の事業を計上しているところでありまして、この中では、若年層や中山間地域などを対象とした雇用

確保を初め、介護・福祉や農林水産分野等への就業支援、中小企業の経営支援など、当面の緊急的な課題に対応することとしております。また、将来的な課題への対応といたしまして、新たな産業の展開や人材の育成についても重点施策に位置づけ、本県の地域特性や強みを生かした新たな産業の展開による安定的な雇用の創出、さらには、将来の産業や地域を支える人材の育成にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

財政改革プログラムについてであります。計画期間の最終年度となります平成22年度は、財政改革プログラムの着実な実行を図るため、引き続き、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しを着実に行うとともに、財源確保対策等の取り組みを推進し、多額の収支不足額の圧縮を図ったところでもあります。一方で、事務事業見直しにより捻出した財源等の一部を活用いたしまして、新規事業119件、104億円程度、改善事業70件、26億円程度を措置するなど、県政の重要施策を積極的に推進するための予算を盛り込んだところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、子育て支援対策についてであります。子育て支援につきましては、今後5年間の対策の基本となる次世代育成支援宮崎県行動計画を策定し、今回の議会に提案させていただいております。この計画では、「子どもと子育てをみんなで支え、安心と喜びが広がるみやぎづくり」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組むこととしておりますが、特に、県民全体で次世代

育成を支援する機運づくりや、地域における子育て支援の推進、仕事と生活の調和の実現などの施策を重点的に推進してまいりたいと考えております。平成22年度におきましては、民間との協働による、みんなで子育て応援運動を展開するとともに、新たな事業といたしまして、住民同士の子育ての扶助組織であるファミリーサポートセンターの設置促進や、地域で子育て支援活動を行っている民間団体への支援などに取り組むこととしております。また、青少年期に至るまで切れ目のない支援を行うため、新たに盛り込みました青少年の健全育成施策を一体的に推進するなど、引き続き、全庁的な体制で実効性のある施策展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域医療再生計画についてであります。地域医療再生計画は、地域医療が抱える課題の解決を目的に策定したもので、先月29日、国から総額50億円の交付決定を受けたところでもあります。計画の策定に当たっては、市町村、医師会、宮崎大学などの関係機関の意見も踏まえ、地域の中核病院から医師の引き揚げが続くなど、医師不足が深刻化し、救急医療体制の確保に重大な影響を及ぼしているとの認識に立ち、医師確保と救急医療体制の強化を、本県の優先すべき課題としたところでもあります。また、計画の対象圏域としては、医師不足により、県立延岡病院を中心とする救急医療機能の低下が著しい県北部・日向入郷医療圏と、医師不足や拠点病院の老朽化等により救急医療機能が低下している都城北諸県・西諸医療圏を選定したところでもあります。この計画においては、総合医の養成・確保が期待される宮崎大学地域医療学講座への支援や医師修学資金の貸与枠の拡大、また、宮崎大学医学部附属病院の救急部

門の強化やドクターヘリ導入への支援など、医師確保や救急医療体制の強化につながるさまざまな事業を盛り込んでおります。県としては、今後、これらの事業を着実に実施することにより、本県の地域医療の再生を図っていききたいと考えております。

次に、地域医療再生の見通しについてであります。地域医療再生計画には、計画対象圏域である県北部・日向入郷医療圏と都城北諸県・西諸医療圏に効果が及ぶ事業だけではなく、宮崎大学の地域医療学講座やドクターヘリ導入の支援など、県全体に効果が及ぶ事業についても多数盛り込んだところであります。このうち地域医療学講座については、平成25年度までには、地域の医療機関への年間4名以上の医師派遣が可能な体制の構築を目指すとともに、ドクターヘリについても、早ければ平成23年度末の導入を見込んでおり、順次効果が出てくるものと考えております。事業の中には、医師修学資金貸与枠の拡大など、平成26年度以降に効果があらわれると想定されるものもありますが、来年度から4年間で、国費ベースで50億円という大きな規模の事業を、県内の関係機関と連携して集中的に実施することにより、医師の増加や拠点病院における設備機器の充実、それらに伴う救急医療機能の強化など、本県の地域医療の再生に向けて、相当の具体的効果が期待できるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 答えいたします。

住宅における県産材の利用促進についてであります。県産材を活用した木造住宅を振興することは、再生可能な資源の有効活用ばかりではなく、木材を生産する山村地域の振興にもつな

がるものであります。このため、本議会に新規事業としてお願いしております「大きな「みやざきスギ」活用の家パイオニア事業」を活用しまして、杉等の大径材を積極的に活用した家づくりの提案や、魅力ある製品の開発などへの支援を行いたいと考えております。また、来年度の組織改正におきましては、県産材の需要拡大対策に機動的かつ迅速に取り組むために、山村・木材振興課内に「みやざきスギ活用推進室」を設置することとしたところであります。今後とも、これらの取り組みを通じまして、関係団体等と連携しながら、県産材の利用促進、ひいては木造住宅の振興につなげていききたいと考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

本県観光の目指す姿等についてでございます。本県の観光実情をよく考えますと、いわゆるぬきんでた全国区の観光遺産、資源に乏しいのは事実であろうかと考えております。しかしながら、本県には、韓国岳など美しい山河あり、雄大な海原あり、温暖な気候あり、豊富な農林水産物あり、味あり、神話あり、すばらしいスポーツ環境あり、人情厚い人柄あり、そして県庁ありでありまして、この多様性こそがその特徴ではないかと思えます。したがって、この多様性を構成するそれぞれの資源を磨き、それらをうまく組み合わせ、さらには東にして光彩を放つようにすること、そして、この多彩な宮崎の風土を最大限に生かし、宮崎を訪れる人々の心と体に伸びやかな充足感を与える観光地づくりが、今後の本県観光の目指す姿ではないかと考えております。

来年度の事業につきましても、そのような視点から、まずは観光地づくりに力点を置いて事業を推進してまいります。来年度事業で掲げて

おります「みやぎ観光地づくり支援事業」しかりでありまして、現在実施しています観光地総点検はその一環でございます。観光ルート形成も、観光地に中身がないと、旅行商品造成に結びつかないわけでございます。また、誘致宣伝事業なども、単なる一過性の宣伝展開に終わるのではなく、観光地の課題等を照らし、さらなる魅力アップにつながる事業展開を進めてまいりたいと考えております。宮崎恋旅プロジェクト事業しかりでございます。

なお最近、ある観光専門家が民間の観光事業者に対しまして、「自立自走」と言っております。「行政に頼るな。自分たちで汗をかいたほうが、それがたとえ時間がかかろうとも、そのかけた時間だけでもつ。そして、汗をかいただけ輝く」という意味だそうでございます。まさに観光地づくりは県民総力戦でございます。今後、本県観光の持続的な発展を期するためにも、民間の力を精いっぱい引き出す形での施策展開を進めていかなければならないと考えているところでございます。以上でございます。

〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

戸別所得補償制度モデル対策に対する本県の取り組みについてでございます。本県におきましては、これまで、米と転作作物を組み合わせた生産性の高い水田農業経営の確立に取り組んできたところでございますが、今後は、さらに今回のモデル対策のメリットも最大限に活用しながら、引き続き、本県の特徴を生かした取り組みを進めていくことが大変重要であると考えております。このため県といたしましては、米については、需要に応じた計画的な生産を基本にし、商品価値の高い売れる米づくりを

推進するとともに、米以外の転作作物については、畜産県としての特徴を生かした飼料作物や飼料用稲などの生産拡大を図るなど、また温暖な気候を生かした二毛作の取り組みの促進など、農家所得の向上につながる取り組みを重点的に推進してまいりたいと考えております。また、担い手の育成につきましても、規模拡大等によるコストの低減に取り組む認定農業者や集落営農組織などへの支援を行うことによりまして、メリット措置を享受できる経営体の育成を図ってまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、平成23年度からの本格実施に向けまして、モデル対策の中で出てくるさまざまな課題も検証しながら、地域の実態を踏まえた制度となるように、国に対しましても、しっかりと訴えてまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、木造住宅の着工状況等についてであります。国の新設住宅着工統計によりますと、平成21年の本県における木造住宅の着工戸数は3,954戸であり、20年の4,585戸と比較しますと、戸数で631戸、率で13.8%の減となっております。

木造住宅の普及促進についてであります。木造住宅は、本県の気候風土に適しているほか、地球温暖化対策に寄与するなど環境に優しい住宅であることから、県といたしましては、木造住宅の普及促進を図るため、従来から、県民を対象にした住宅の無料相談やホームページによる情報提供、技術者向けのセミナー等の開催を行っておりまして、今後とも、関係部局と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、国の2次補正予算により新

たに創設されました「住宅版エコポイント制度」につきましても、木造住宅の普及促進に役立つことが期待されますので、この制度の活用が十分図られるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、橋梁の長寿命化修繕計画策定についてであります。県におきましては、平成19年度から本年度までの3カ年において、橋梁の新たな効率的な管理手法としてアセットマネジメントの導入について検討しておりまして、その中で、県が管理する約2,000橋の橋梁点検を行いました。その結果、交通どめを行うような危険な状態の橋梁はございませんが、約240橋については、維持管理をしていく上で部分的に何らかの修繕が必要であると診断したところであります。あわせて、橋梁の長寿命化修繕計画の策定に取り組んでいるところでありまして、今後は、この計画に基づき、国の補助事業を活用しながら、計画的、効率的に橋梁の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○企業局長（日高幸平君）〔登壇〕 お答えいたします

まず、企業局における新エネルギーへの取り組みについてでございます。企業局といたしましても、本県の地域特性を生かした環境に優しい太陽光発電などの新エネルギーの導入は大変重要なことであると認識いたしておりまして、県の施策と連携しながら、これらの分野での取り組みを行っていく必要があると考えております。このようなことから、本年度から、太陽光発電やマイクロ水力発電にも取り組むこととしたところでございます。

まず、太陽光発電につきましては、日向市にございます工業用水道配水池に最大出力30キロ

ワットの設備を設置し、去る2月3日に運用を開始したところでございますが、来年度は、さらに90キロワット規模の設備を、新富町の一ツ瀬川民スポーツレクリエーション施設に設置する予定にいたしております。

また、マイクロ水力発電につきましては、現在、祝子ダムに最大出力33キロワットの設備を設置するための実施設計を行っておりますが、来年度から工事に着手いたしまして、23年度には完成を予定しているところでございます。

なお、新エネルギーに関連いたしまして、環境への配慮として、来年度は、次世代のエコカーである電気自動車を購入いたしまして、知事部局が本庁舎に設置予定の太陽光発電を利用したEV充電スタンドを、企業局で設置することにいたしております。今後とも、新エネルギー等の導入につきましては、適地調査等を行いながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、緑のダム造成事業の取り組み状況とその効果についてでございます。この事業は、杉などの伐採後に植林されていない山を購入いたしまして、水源涵養機能の高い森林として整備をし、安定的な電力の供給を図ることを目的に平成18年度から始めたものでございますが、昨年12月末までに約170ヘクタールの山林を購入いたしまして、順次、そこに適した広葉樹や杉などの植林を行っております。また、これまでに植林作業などに約230人、延べにいたしますと2,100人の方々に従事していただいております。森林整備のほかに雇用面での波及効果もあったと思っております。さらに、毎年、記念事業として植樹祭を行っておりまして、ことは去る2月6日に、小林市の木浦木地区で実施したわけでございますが、地元の小学校の児童

あるいは保護者の皆さん方に参加をしていただきまして、植樹を通じ森林の持つ機能の大切さについて体験していただいているところがございます。今後とも、地元の協力もいただきながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

今後の経営改善についてであります。経営改善につきましましては、平成18年度に策定いたしました中期経営計画に基づき、さまざまな方策に取り組んでいるところであります。しかしながら、計画策定時には想定していなかった医師不足により休診科が発生し、患者数が大幅に減少するなど、病院を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成22年度に中期経営計画を見直し、さらに徹底した病院改革、経営改善に取り組むため、新たな計画を策定することとしたところであります。見直しに当たりましては、職員のさらなる意識改革を図るため、これまで実施してきました「一人一改善運動」等に加え、例えば、民間的な経営手法を参考に高コスト体質の是正を図る中で、経営意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。また、医師の負担軽減を図るため、臨床工学技士を増員した上で、各病院に臨床工学科を新たに設置するなど、医師の働きやすい環境の整備に努めるとともに、地域連携を推進し、入院・高度医療に特化することによる収益の確保や、人件費を初めとする抜本的な見直し等により、一層の費用の節減を図るなど、経営基盤の確立に向けて全力で取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、国民体育大会に向けた競技力向上対策についてであります。第64回国民体育大会における天皇杯順位は、本県は46位となり、本県が目標としておりました3年連続の30位台を確保することができませんでした。その主な原因といたしましては、活躍が期待されておりました団体競技種別で、序盤で優勝チームや上位入賞チームと対戦し、惜敗したことなどが挙げられます。

このような中、先般、関係部局や競技団体代表者等で構成します宮崎県競技力向上推進本部会議を開催したところであります。その中で委員の方々からは、「本県競技力の中心である少年競技力を向上させるために、小学生から高校生までの一貫した指導体制のもとに、選手育成を図る必要がある」という御意見や、「成年競技力を向上させるために、県や民間企業などが、トップアスリートの受け皿となれるような、受け入れ体制を充実させる必要がある」などの御提案をいただいたところであります。県教育委員会といたしましては、引き続き、一貫指導体制の充実を図りますとともに、宮崎県競技力向上推進本部会議でいただきました御意見等も踏まえまして、県体育協会など関係機関と十分連携を図りながら、今後も、県民に感動と元気を与えることができるよう、競技力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「スポレクみやざき2009」についてであります。「スポレクみやざき2009」につきましては、県内外から約12万6,000人もの多くの皆様に御参加をいただき、また、経済波及効果が予想を上回ります約22億3,000万円となるなど、成功裏に祭典を終えることができたところであります。参加された皆様からも、「心のこもったおもてなしがよかった」「運営がスムーズで

気持ちよく競技ができた」など、高い評価をいただいたところであり、県教育委員会といたしましても、関係各位の御支援・御協力に、心からお礼を申し上げる次第であります。今回の祭典を通じまして、県民の皆様にはスポーツを一層身近に感じていただき、だれでも気軽にスポーツに親しむことができる「スポーツの生活化」への契機になったものと考えております。また、種目別大会の開催により、競技団体の組織力の向上や、競技運営に関するノウハウ等の蓄積が図られましたことから、各種目が地域のシンボルスポートとして定着し、スポーツを通じた地域の活性化が促進されますことを期待しているところであります。県教育委員会といたしましては、今回の「スポレクみやぎ2009」の成果を今後に生かしていくためにも、県内各市町村、競技団体等ともなお一層連携を図りながら、生涯スポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○警察本部長（鶴見雅男君）**〔登壇〕 お答えします。

今年の宮崎県警察の運営方針でありますけれども、昨年に引き続き、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」といたしますとともに、サブタイトルとして「安全で安心な宮崎をめざして」といたしております。これは、事件・事故等がますます複雑多様化する昨今の治安情勢を踏まえまして、郷土宮崎が安全で安心して暮らせることを願う県民の皆様への期待と信頼にこたえるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を、本年も引き続き展開しようというものであります。

また、具体的な運営重点としましては、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進、交

通事故の抑止と交通秩序の確立、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、少年の非行防止と保護総合対策の推進、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進、被害者支援の推進、この6項目を掲げておりまして、身近に不安を感じる街頭犯罪、侵入犯罪等の抑止対策や、特に高齢者の交通事故防止対策等の施策を推進することとしております。本年も、県民の皆様のご意見、要望などに適切に対応しながら、宮崎県警察が一丸となって、運営方針等に沿った各種施策を積極的に展開することとしておりますので、御理解、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

**○水間篤典議員** どうもいろいろ御答弁をありがとうございました。

それでは、ちょっと時間がありますから、2～3問お尋ねをしておきます。まず、福祉保健部長に医療問題についてお尋ねをいたします。部長は、地域医療再生計画が終了する平成25年度末、本県の医療がかなり改善するであろうというようなお話でございました。今まで取り組むことができませんでした地域医療学講座、あるいはまたドクターヘリの導入、確かに一定の効果が期待できるのかもしれませんが、また私も期待をしたいと思うわけでありまして。ところが、その中で、聞いておりますと、今回、県北部と都城北諸県・西諸医療圏というような特定した、25億ずつの予算づけでありました。私のところは、御案内のとおり小林市立病院の問題で、先ほど答弁の中で出てこなかったんですが、4年後が明るい兆しがあるということかもしれませんが、私どもは、ことしの4月にはグランドオープンするという市立病院を抱えているわけでございまして、医師確保には大変苦勞しております。これは知事に聞けばよ

かったのかなと思うところもありますが、福祉保健部長、どうでしょう、小林市立病院が、医師がこれだけ不足し、たった1名でグランドオープンしなきゃならない、このような状況を見ますと、県としてどうにかしていただきたい。この前、実は私どもの首長——市長、野尻町長含めて区長会の会長さんと、知事に陳情を申し上げたところでございます。知事として、最高責任者として医師確保についてはどうお考えなのか、まずは福祉保健部長にお尋ねをしたいと思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 小林市立病院につきましては、地域医療再生計画の中で、地元からの要望も踏まえ、現在休診中の産婦人科を再開するための機器整備事業を盛り込んでいるところであります。また、現在の小林市立病院は、この産婦人科の問題に加え、内科の診療体制も大変厳しい状況になっており、2次救急医療施設や災害拠点病院として、西諸医療圏の中核的な役割を担う同病院の現状について、県としても大変憂慮しております。内科医の確保に関しましては、小林市と一緒に、私も鹿児島大学を訪ね、担当教授に直接、医師の派遣をお願いしてきておりますが、現在のところ、確保のめどが立たない状況となっております。大変厳しい情勢ではありますが、今後、地元とさらに密接に連携しながら、医師の誘致活動を積極的に展開するとともに、医師修学資金貸与制度の活用や大学への派遣要請などに、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○知事（東国原英夫君）** 御案内のとおり、小林市立病院は、2次救急医療施設や災害拠点病院として県西の中核的な病院だということは、認識しております。非常に重要であると。地域住民の安全・安心、命の安全・安心を確保する

上で非常に重要な役割を担っているということは、認識しております。今回、鹿児島大学に引き揚げになった内科の医師の問題、あるいは診療科間の格差、あるいは絶対的な医師不足ということも十分認識しております。福祉保健部長が先ほど答弁しましたけれども、鹿児島大学等々に赴いて、医師確保のことを一生懸命やっております。また、鹿児島大学だけじゃなくて、宮崎大学あるいは熊本大学等々も視野に入れて、今後とも医師確保に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

**○水間篤典議員** 知事も部長も、医師不足について、宮崎県をどうにかせないかんということで頑張っておられる姿が目には映りますが、いかんせん、どうしようもないのが今の実情だと思います。

これは教育委員会に言ったほうがいいのか、私は質問の項目に入れていませんでしたけれども、宮崎大学医学部の推薦入試枠で地域枠10名あるんですね。2006年ですから平成18年ですか、地域枠をわざわざつくりながら、今回、24名受験した中でたった2人しか通っていないんです。何のための地域枠なのか。宮崎県の高校の学力がそんなに低下している状況なのか、そこらあたりがどうなのか。これは教育長の責任じゃないんでしょうが、もし教育長が答弁できるような問題であれば、なぜこんな状況が出るのか。学校側にも問題があるんじゃないかと思うんです。こんなに医師不足をいろいろ言いながら、せっかく宮崎大学医学部に地域枠10人を設けながら、2人しか通らないというのは不思議でならない。もし答弁ができればお答えください。

**○教育長（渡辺義人君）** 私も水間議員と全く



同感でありまして、大変残念に思っております。10名の枠に対して本年度2名ということでありまして、これまで枠に対しては、10名に対して10名前後確保していただいておりますし、我々もそう信じて、ことしに期待をしておったわけでありまして、残念ながら御指摘のような状況であります。これは言いわけというふうにとられても困るんですけども、ことしのセンター試験の結果を見ますと、理系に関しては、全国のセンター試験の平均点が5教科で、たしか30点近く下がっているんです。このことも影響があるかと思っておりますけれども、そういう中で、宮崎大学において一定水準以上の生徒を確保したいというような要請も、一方ではあったようであります。私もこのことは強く訴えたところでありますけれども、宮崎大学は宮崎大学としての方針があったようであります。そのことは先般、学長にお会いしたときにも、「ことしについては結果が出てしまいましたので、しょうがありませんけれども、来年度についてはひとつよろしく願います」ということで、私のほうからもじきじきをお願いしたところであります。

なお、生徒については、今申し上げましたようなセンター試験の状況がありまして、なお一層、学校現場において宮崎県の医師不足という現状をしっかりとらえて、立派な医師に育てていただきたいと思っておりますので、学校のほうにもまた、今以上にしっかりと学力をつけさせるように、私のほうからもじきじきに申し上げたいと思っております。以上です。

**○水間篤典議員** 教育長、突然で申しわけなかったけれども、高校を担当する県教育委員会が——私は競技力向上だけで言ってきましたけれども、恐らく学力までこういう状況ではない

と思うんです。たまたま、こういう学校の推薦の仕方もおかしかったのかなど、私なりに考えているんですが、そこらあたり、ひとつ今後こういうことがないように、せつかくの地域枠を有効に生かしていただきたいと思っております。

次に、病院局長にもお尋ねをしたいんですが、先ほどの答弁の中に、今回、医師の負担軽減を図るために、各病院に臨床工学技士を増員する、そして新たに臨床工学科を設置するというような表現がありました。設置をするということですが、臨床工学技士の役割と効果について、おわかりであればお願いします。

**○病院局長(甲斐景早文君)** 臨床工学技士でございますけれども、医療の高度化が進み、多様な医療機器が使用される近年の医療現場におきましては、医学的な知識に加え、工学的な知識あるいは技術を持つスタッフが必要とされるようになってきました。このようなことから、法律に基づいて設けられた職でございますけれども、役割といたしましては、医師の指示のもとに、手術室やICU(集中治療室)で使用する人工心肺装置などの生命維持管理技術装置等の操作ですとか、あるいは保守管理等でございます。高度医療を担う県立病院におきましては、従来、医師が行っておりました高度な医療機器の操作業務などを臨床工学技士が行うことによりまして、効率的あるいは安全な医療の遂行、こういった医師の業務負担の軽減につながるのではないかとこのように認識をいたしております。

**○水間篤典議員** 今、医師不足の一番の原因は、医者(医師)の業務負担と申しますか、過重な労働と言われておりますから、こういう制度が、今聞きまして、昭和62年に臨床工学技士法が制定

されたということでありまして、万難を排して設置し、役割と効果については、医師の過重な労働を軽減していただきたいと思えます。

次は要望にかえますが、先ほど国体の成績について教育長からお伺いしたんですが、これについては、知事が2月14日でしたか、第48回延岡西日本マラソンに参加をされて、初めての生中継でありました。知事が手を振りながら、沿道にこたえながら走っている姿、しかもタイムを見ましたら3時間23分45秒ですか、すごいですね。今の知事の立場にありながら、3時間の前半で走る。これは4時間以内で走れば十分なんですけれども、しかし、手を振りながらあれだけ走るというのは、恐らく2時間台が出るんだろうと思っております。そういうトップアスリートで、知事もそういう思いで、スポーツに非常に関心がある。学生時代、ハンドボールもされていた。であれば、宮崎の国体の成績、御存じですね。ちなみに、手元にありますから言えますけれども、順位だけ言います。平成6年からいきます。平成6年が47位、その次45位、44位、46位、47位、平成11年47位、43位、46位、そして平成14年、15年が36位と35位です。16年41位、17年が45位、18年が40位、19年が36位、20年が37位、昨年が46位です。知事は3年前に就任されたんですけども、知事もそれだけ元気で走られる宮崎県で、いつも言うんですが、国体の競技力もうちょっと底上げできるようなことをお考えになりませんか。答弁は要りませんけれども、そういう意味では、知事も非常にスポーツに明るい。全国の知事会で走らせたら断トツのトップでしょう。そのくらい全国にアピールしているんです。であれば、せめて宮崎の国体も、成績が半分以上は、20番目以内には入れるようにと思っておりますから、

どうか次は、お考えをいただきたいと思えます。

もう一つは、入札制度改革で5%上げられましたこと、私はすばらしい英断だと思います。今、私は子育て問題もやりましたが、実は景気回復なんです。景気を回復してやるのが、子育てにも最後はつながるんです。ということは、雇用にもつながる。会社が元気が出ると、当然、人が要ります。そして、雇用が生まれる。雇用が生まれるということは、税収も上がる。この前の話じゃないですが、デフレスパイラルの逆バージョンです。今度、5%だけじゃなくて事業費も伴って、ある部分、事業費もつけてあげる、公共事業を発注してあげると。すべて何か世の中、公共事業が悪だというような表現ですが、そうじゃないんです。景気を回復してやる、そこに重点も置いていただきたいと思えます。どうかそこもひとつお考えをいただきたい。

それと最後に、「綸言汗のごとし」と、この前の議会でも言いました。実は、知事が西諸に来られたときの話を聞きまして、小林商業高校の跡地の問題、あれは無償で譲渡してもいいでしょうとかいうことでしたが、市がちゃんと計画を出してくればというような表現がありましたけれども、フリーウェイの工業団地でもそうです。無償譲渡とか無償の貸し付けとか、先に知事が言うべきじゃないと思うんです。ここは実際2つの業者が入っている中です。その人たちの問題はどうするのか。今後、新しく来られる人には新しい条件でお貸しいただく。県も、公有財産の有効活用推進事業、1,500万、今度、新規事業で予算を組んだんです。この人たちの立場も考えなきゃならない。県の立場もあります。無償——小林にとっては非常にいいことな

んです。いいことなただけけれども、教育委員会としては困る部分も出てくる。そういうことを考えますと、「綸言汗のごとし」であります。言った言葉は取り返しがつかないというようなこともありますから、どうかよろしく願いまして、私の質問を終わります。以上です。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時28分休憩

---

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきを代表して質問をさせていただきます。

バンクーバーオリンピックもいよいよ佳境を迎えまして、フィギュアスケートも女子決勝が、こともあろうにこの時間に行われるということになってしまいました。私も本当に見たいなと思いつつながらでございますが、浅田真央選手の金メダルをこの議場からお祈りしたいと思います。日本じゅうがテレビにくぎづけかもしれませんが、私にとりまして初めての代表質問でございます。金メダルがとれるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

私たち愛みやざきも3人での新しい出発となりました。代表質問もラストバッターになるなど、まだまだいろいろな変化になれないこともあります。とにかく県民目線をモットーに一生懸命頑張つてまいりますので、執行部の皆様にも簡潔明瞭な御答弁をよろしく願い申し上げます。

げます。

また、自殺対策など今まで触れられたものにつきましては、一部割愛をしながら進めさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

では、早速質問に移ります。知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

「県民総力戦」をキーワードに東国原県政が始まって3年余りがたちました。県民の皆様からすると、もうそんなにたったのかと驚きも多いほど日々の移ろいの早さを感じます。さて、そのような日々の中ですが、知事は、この県民総力戦によって県民の意識がどう変わったと認識していらっしゃるか。そしてまた、県民の皆様は今望むことは何か、お伺いをいたします。

続きまして、県と宮崎市の関係についてお伺いをいたします。先月、宮崎、都城、延岡の3市の市長選挙が行われました。「3都決戦」ということで大きく報道されてもおりましたが、その結果、宮崎は新人、都城、延岡は現職がそれぞれ再選をされました。その中で、宮崎市では戸敷正新市長が誕生いたしました。来月合併をする清武町も含めれば、県民の3分の1以上が宮崎市民となります。県と宮崎市の連携、また二重行政の解消などは、県全体としても重要な課題であると考えますが、宮崎市の新市長との協議、連携についてどのようにお考えか、知事にお伺いをいたします。

続きまして、地方分権についてお伺いをいたします。知事は地方分権の旗手として今までも取り組んでこられました。民主党新政権は、現行の地方交付税を、地方が自由に使える一括交付金として変えていく方向を打ち出しております。その場合、県は、県の判断として重要施策の順位づけをよりしていかなければなりません。

ん。例えば、宮崎、細島、油津の重要港湾について、今までは国に要望して、ついたところはよかったな、つかなかったところは引き続き国に訴えていくということで、ある意味では国に責任を転嫁していくことができました。しかし、これからは自分の判断でそれをつけていかなければなりません。それがまさに地方分権における地方の責任でもあります。つきましては、どのような優先順位、また透明性、そして説明責任に関し取り組んでいかれるか、仕組みをつくられていくか、知事にお伺いをいたします。

続きまして、このたび発表された新公社等改革指針につきまして、知事にお伺いをいたします。この指針は、安藤前知事時代に策定されたものを再編したものでありますが、公社の方向性、改革について示したものであります。そしてまた、今回初めて、削減目標を公社数及び人員について数値で示されました。非常に意欲的な取り組みであると考えますが、その理由と思いをお聞かせください。

続きまして伺います。このたび、新しい教育委員長に近藤好子委員が就任をされました。県政初の女性教育委員長とのことであり、県民の期待も大変高いものであると思っております。ことしの元日の宮崎日日新聞の「ひと」の欄に近藤委員長が出ておられました。まだ高校生のお子さんをお持ちの現役ママということであり、好きな言葉は「健やか」、趣味は週1回のスイミングということだそうです。近藤委員長には、今後とも教育行政への一層の御指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、そこで早速お伺いをいたしますが、教育委員長として、宮崎県の教育の現状をどう認識し、どのような点に課題を感じておられる

か、お伺いをいたします。

以上で壇上での質問を終わり、後は質問者席で行います。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

県民総力戦についてであります。私は、本県の発展を図るためには、県民一人一人がそれぞれの得意分野や持ち味を生かし、自発的に多様な取り組みを行っていただくことが重要であると考え、「県民総力戦」を掲げるとともに、さまざまな機会を通じ、県民の皆様はそのことを訴えてまいりました。その結果、座談会や県民フォーラムの場で直接、県民の皆様と意見交換を行いますと、陳情、要望の多い中で、「地域のことは自分たちで何とかしなければいけない」という熱い思いを聞かせていただく機会もだんだんとふえておりまして、徐々に意識は変わってきているのではないかと、手ごたえを感じておるところであります。また、いきいき集落における地域活性化に向けての活発な取り組みや、企業による植林や食育推進など社会貢献活動の広がり、あるいはプロバスケットボールチームの設立の動きなど、県民の皆様が、みずから地域や将来のことを思い、行動を起こしている事例もふえてきておりますので、今後とも、このような自発的な行動の輪が県内全域に着実に広がっていくことを期待しているところであります。

県と市町村は、「住民福祉の向上」という共通の政策目標に向かって施策を推進していく、対等で大切なパートナーであります。私は、このような認識に立って、知事就任以来、すべての市町村長さんと緊密な連携を図りながら、施策を推進してまいりました。中でも宮崎市は、

県人口のほぼ3分の1を擁する県都でありまして、スポーツキャンプや企業の誘致を初めとして、さまざまな分野で連携を図ってきたところでもあります。今回の選挙で戸敷市長さんが誕生いたしました。引き続き手を携えながら、現下の厳しい状況を乗り越え、宮崎県勢の発展に尽力してまいりたいと考えておるところであります。

次に、一括交付金についてであります。一括交付金については、政府の地域主権戦略会議で示された工程表において、ことしの夏までに基本的な考え方や論点を整理し、23年度に導入するとされております。地方分権改革を進めるためには、使い道が自由な財源の確保が不可欠でありますので、私は、この一括交付金の導入に期待をしており、先日の全国知事会のプロジェクトチームでは、本県としての制度設計の提案をさせていただいたところでもあります。県では、毎年度の予算編成での重点施策の推進や各種課題への対応において、事業の必要性、効果等をもとに優先順位を判断しておりますが、一括交付金が制度化された場合にも、やはり、県としての戦略、方針のもとで同様の判断をしていくことになるものと考えております。また、県の裁量の幅が拡大することで、予算配分に対する責任が大きくなることは当然であり、県民に対する説明責任を果たすための新たな仕組みづくりも必要になると思いますが、こうしたことについては、一括交付金の制度設計の具体的な内容を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えておるところであります。

次に、新公社等改革指針についてであります。今回の数値目標の設定は、平成16年3月に公社等改革指針を策定して以来初めての取り組みであります。公社等改革につきましては、こ

れまでの6年間で14法人を削減するなど、一定の成果を上げているところですが、さらに改革を推進するため、具体的な努力目標を数値で内外にお示しし、県として責任を持って取り組むこととしたところでもあります。今後、数値目標の実現に向け、公社等ごとに改革の工程表を作成し、公社等と県の双方が十分な共通理解と認識のもと、改革に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○教育委員長（近藤好子君）〔登壇〕 昨年12月24日付で教育委員長に就任いたしました近藤でございます。本県教育のさらなる振興に邁進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本県教育の現状と課題についてお答えいたします。

私は、これまで2年間、教育委員として本県の教育に携わってまいりましたが、子供たちは、それぞれ学ぶ環境は違っていても、学ぶことへの喜びや、試練を乗り越えていこうとするたくましさなど、そこには生き生きとした姿が見えます。また、それを見守る教師、保護者、地域の方々の温かいまなざしに出会うときに、本県教育の成果を肌で感じているところでもあります。このような中、本県教育の課題と申しますか、今後充実させるべき内容として私が感じているところを少し申し述べさせていただきます。

私が感じておりますのは、今、教育が進めております「生きる力を育む教育」に思いをのせまして、子供たちが「幸せに生きていく力」を身につけていく、そのような教育を進めていくことが大切だと考えております。私は、子供たちには、生まれてきてよかったと思い、幸せに生きてほしいと思っております。また2つ目に

は、学校現場ではさまざまな課題が生じていることは、議員の皆さんも御存じのところだと思います。子供たちや教師は日々悩んでおります。ただ、学校は、生徒、教師、保護者、地域の方々など人々が多く集うところである以上、課題が生じるのは当然のことだと思っております。また、子供たちは日々変化、成長しております。その中で悩みを抱え、その悩みを抱えた子供と向き合う保護者、教師もまた悩んでいくのも学校ならではのことでと考えております。私は、これらの課題や悩みを真摯に受けとめて、解決に向けて取り組んでいくその環境を整えることが大切なのだと考えております。このようなことを含め、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、県議会、県民の皆様方には、教育行政に対して、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。(拍手) [降壇]

○武井俊輔議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。近藤委員長には、また後ほど1～2点お伺いをしてまいりたいと思います。

では続きまして、さきの議会でも質問いたしました。行政委員の月額報酬の見直しについてお伺いをいたします。さきの議会では、裁判や他県の状況を見ながらということでしたが、大分県、熊本県などでも、選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会などについては月額に改めるという動きも出てきております。まず、総務部長にお伺いいたします。例えば大分県では、委員の報酬を月額3万円にいたしました。本県にそれを当てはめた場合、現行額とどのような差異が出るか、お聞かせください。

○総務部長(山下健次君) まず、大分県の算式から申し上げますと、9つの委員会のうち4つの委員会、監査委員、教育委員会、人事委員

会、公安委員会につきましては、月額を5,000円減じる。残る5つの委員会については、委員長が月額3万円、委員が月額2万4,600円、こういった方式でございます。これを本県における9つの行政委員会の非常勤委員の報酬に当てはめてみますと、現在、非常勤委員の報酬5%の減額を行っており、年間総額8,397万2,400円となっておりますが、これを平成20年度における出勤日数で大分県の方式で算出いたしますと、合計で4,634万円余となりまして、約3,762万円の差となるところでございます。

○武井俊輔議員 この見直しについて、全国知事会でも検討されているようですが、今後どのように推移していくのか、また県としてはどのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

○知事(東国原英夫君) 全国知事会での議論の推移につきましては、12月にプロジェクトチームが設置され、現在、各県の現状等を調査している段階ですので、今後どのように推移するかは、現時点では断定的なことは申し上げられませんが、4月下旬に出される大津地裁の控訴審の判決も見ながら、月額化の基準等について慎重に検討がなされていくものと考えております。行政委員の報酬につきましては、去る11月議会でも答弁させていただきましたが、現在は、行政委員の重要な職責等を踏まえ、月額報酬とされているものと考えておりますが、全国知事会での検討状況や司法判断も見きわめながら、議会を初め県民の皆様には御理解のいただける適正な報酬のあり方について、引き続き検討していく必要があると考えております。

○武井俊輔議員 続いて、さきの定例会見における知事の、いわゆる無投票発言について、選挙管理委員長にお伺いします。というのは、答

弁については、きのうの権藤議員への答弁がありましたので、それを踏まえて質問させていただきます。今度の知事選挙でございますが、知事の答弁の中に「無投票であれば5～6億円」という話があったわけなんです、実際に知事選挙にはどの程度かかるのか。また当然、告示日の5時までには選挙があることを前提に運用されるわけですが、結果として無投票であった場合でも、準備はされます。その準備経費等はどの程度かかるのか、選挙管理委員長に伺います。

**○選挙管理委員長（川崎浩康君）** 平成23年1月20日に任期満了を迎える知事の選挙におきましては、その執行に要する経費として約5億8,400万円、臨時啓発に要する経費として約1,700万円、合わせて約6億円程度の費用が必要になってまいります。仮に告示日の立候補届け出が1人となりまして無投票当選の場合でも、投票用紙等の各種選挙資材の作成やポスター掲示場の設置等、選挙管理委員会が事前に準備する必要があるものや、候補者が選挙運動のために作成したポスターや使用した自動車等に係る公費負担に要する経費といたしまして、約1億5,800万円が必要となってまいります。以上でございます。

**○武井俊輔議員** ということでございます。発言の趣旨はきのうよくわかりましたので結構ですが、知事は非常に支持率も高く影響力も大きいので、また御留意をお願いしたいと思えます。

続きまして、県立病院の経営形態について伺いをいたします。これは政治姿勢ということでも伺いたいたんですが、病院局では、県立病院の経営形態について、最高経営会議の中で「今後も県立維持が望ましい」という結論を出しまし

た。これは昨年まで開催された経営形態検討委員会の結論に沿うものでもあります。しかし、委員会では、3年後の平成25年度に改めて経営形態の見直しを行うという案が示されております。つまり、課題があるので委員会を設置したということであろうかと思いますが、3年後にまた見直しをするということは、事実上の結論の先送りではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

**○知事（東国原英夫君）** 県立病院が、今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、その時々々の課題に的確かつ迅速に対応していくことはもとより、社会情勢や病院経営を取り巻く状況等の変化に応じてそのあり方を見直していく必要があると考えております。今回の県立病院の経営形態の検討において、病院局では、現行の形態でさらに経営改善に取り組み、平成25年度に再度見直しを行うこととしておりますが、これは、県立病院を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、まずは経営基盤の確立を図った上で、改めて医療を提供するにふさわしい経営形態を検討するものであり、今後とも県立病院がその役割を果たしていく上で極めて重要なことであるとと考えております。

**○武井俊輔議員** わかりました。それを踏まえて、病院局長にお伺いをいたします。なぜ3年間かという話なんです、先ほどもありましたとおり、今、経営環境が非常に激変をしているという中で、来年がどうなっているのかも予断を許さない状況にあらうかと思いますが、3年間というのを設定された理由についてお聞かせください。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 今回の経営形態の検討におきましては、県立病院経営形態検討

委員会の報告では、「現状ですべてうまくいっているとは言いがたいものの、ほかの経営形態に変更したとしても現状の課題を改善できる保証がなく、むしろ現在の経営形態で今後3年間さらに経営改善を進め、その成果を踏まえた上で経営形態を再検討すべき」との御意見をいただいたところでございます。県立病院を取り巻く経営環境が、議員御指摘のとおり激変する中でございます。こういう中で長期的な見通しを立てることが極めて困難な状況であります、病院局といたしましては、新たな経営改善の取り組みを行った場合、その効果を検証するには3年程度は必要であると、このように考えております。このため、今後3年間、現行の経営形態で経営改善に取り組みまして、平成25年度に経営形態の見直しを行うこととしたところであります。

○武井俊輔議員 わかりました。この問題、最後にもう一点伺いますが、経営形態検討委員会で県病院への県民の声を吸い上げて、そういう形で議論している。これ自体は非常に意味があることであり、高く評価できると思っております。いろいろ話を聞きますと、延岡病院については経営検討委員会の分科会の継続を求める声があるようでございます。県民の声を聞く場として引き続き設置が必要ではないかと考えますが、病院局長の見解を伺います。

○病院局長(甲斐景早文君) 県立病院の運営に県民の皆様の声を反映するため、これまでも、民間の委員等で構成する県立病院事業評価委員会を設置いたしまして、中期経営計画の進捗状況やこれまでの取り組みの成果等について評価いただくとともに、病院事業全般にわたる御意見、御提言をいただいているところであります。今後とも、病院運営において、より地域

住民の声を反映できるよう検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 次に進みます。2010年度当初予算について、重複を避けながら御質問してまいりたいと思います。

具体的な施策については、それぞれの項目で伺ってまいりますが、まず、予算に臨む姿勢ということについて、知事にお伺いをいたします。県は、予算編成過程の公表、透明化に取り組んでいくということでしたが、残念ながら、今回の一連の過程を見ても、それが余り感じられませんでした。具体的にどのように透明化に取り組まれたのか、お伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 予算編成過程の公表につきましては、県民の目線に立った県政推進や透明性の向上の観点から、平成21年度予算から公表を行っているところであります。平成22年度当初予算につきましては、これまで公表しております「款別、性質別、部局別の予算要求状況及び予算計上状況」や「主な事業の要求及び計上状況」に加え、予算編成の一環として、例年、予算要求前の6月から8月にかけて実施しております「事務事業の見直し」の内容について、部局別の見直し結果を事業費と一般財源に分けて新たに公表したところであります。今後とも、より適切な公表のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続きまして、総務部長にお伺いをいたします。私たちは昨年、行財政改革特別委員会の視察で、先進的にこの問題に取り組んでいる鳥取県庁に調査に行つてまいりました。電子県庁で、会派の要求なんかもその都度その都度ホームページで公表したり、その取り組みの斬新さに大変驚いたものでございました。このような先進県が取り組んでいる予算編



成過程の公表について、そもそも必要性を感じていらっしゃるのか。そしてまた、宮崎県としては最終的にどのような形が望ましいと考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

**○総務部長（山下健次君）** お話ございましたように、各自治体で取り組まれている予算編成過程の公表につきましては、県民と情報を共有し、県民の目線に立って開かれた行政を推進するために、それぞれの自治体が、その作業工程あるいはシステムに応じて工夫しながら実施をされているものでございます。もちろん私どもとしましても、その必要性については十分認識をしているところでございます。本県としましては、これまでも、予算について、県議会での御意見あるいは御指摘を初めとしまして、県民ブレーン座談会あるいは「県民の声」等による県民の皆様方の御意見、また県内市町村や各種団体からの陳情・要望等を十分に検証した上で編成に取り組んでいるところでありますので、こういった県民ニーズに一層的確に対応するとともに、今後の予算編成過程の公表のあり方につきましても、県民の皆様へよりわかりやすく説明できるように、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 県民の皆さんに、県政に関心を持っていただくのがなかなか難しいという中で、予算というのは一番そういった切り口にもなり得ることであろうかと思っておりますので、ぜひ今後とも取り組みをお願いしたいと思っております。

引き続き、予算についてお伺いをいたします。毎年、予算の発表がありまして、私も議員になる前からずっと見ておって思っておりましたのが、毎年毎年、「予算はこれぐらい縮減をしました。しかし、こういう新規事業を行っています」というようなことを発表されます。そ

れはそれでももちろん評価できるわけですが、ということは逆に言いますと、今年度の予算の中で、昨年から廃止したもの、ないしは大きく縮減をしていったものが相当あるということになろうかと思っております。私は、こういったものも、もっと予算発表時に発表していくべきだと思っておりますが、昨年からの比較で廃止・縮減が大きなもの、主なものについて御説明をお願いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 平成22年度の当初予算編成に当たりましては、基本的な考え方でございますが、まず、予算要求前の段階から徹底した事務事業の見直しの作業を行い、すべての事業について目的、効果等を検証した上で予算編成を行ったところでございます。事務事業見直しの中で主な見直し例を挙げますと、販路拡大支援プロジェクト事業運営費補助金につきましては、宮崎県物産貿易振興センターの収益動向を踏まえ、運営補助金約5,500万円を廃止いたしました。また、高齢者総合支援センター運営事業については、現在の介護実習・普及センターと高齢者総合相談センターを再編・統合しまして、新たに高齢者総合支援センターを設置することとして、ほかの事業あるいは市町村事業との重複等を見直すことによりまして、約1,500万円の事業費の縮減を図ったところであります。その他、経費の削減や事業内容の検証など徹底した事務事業の見直しによりまして、総額86億円程度を削減したところでございます。

**○武井俊輔議員** そういった意味で、特に県政に関心のない方から見ると、その辺が非常に気になるころだという話もよく聞きますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

続きまして、準公金の取り扱いについてお伺

いをいたします。医療薬務課の職員が、医師確保対策推進協議会の負担金から222万円を横領し、懲戒免職になるという大変残念な事案がありました。それで準公金ということが非常に大きくクローズアップされたわけですが、まず総務部長に伺います。県庁には、親和会と呼ばれる親睦会的なものも含めて、さまざまに職員が管理する公金以外のお金があるかと思いますが、まず、準公金というものについての定義をお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） せんだっての不祥事につきましては、まことに申しわけございませんでした。

準公金の定義でございますが、公金が、「国または地方公共団体の所有に属する金銭」ということで、県として収入、保管、支出する資金をいうのに対しまして、公金以外の資金で、各種協議会や所属の親睦会などの任意団体の資金など、県職員が管理はしておりますが、県としての所有に属さないもの、これを準公金として整理をしているところでございます。

○武井俊輔議員 では、この準公金が県に一体全体どの程度あるのか。知事部局及び外局について総務部長、また、教育長、警察本部長にそれぞれ件数をお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） まず、平成20年の7月に調査を行いました。その結果によりますと、県全体のうち警察本部及び教育委員会を除く所属においては591件ございました。内訳として、各種協議会等が377件、所属の親睦会等が214件でございました。

○教育長（渡辺義人君） 教育委員会事務局と県立学校に分けてお答えいたします。平成20年8月に行った調査の結果によりますと、教育委員会事務局につきましては96件であり、内訳

は、各種協議会等が36件、所属の親睦会等が60件であります。また、県立学校について申し上げますと、1,045件でありまして、内訳は、各種協議会等を含む学校徴収金等が980件、所属の親睦会等が65件であります。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察本部につきましては所属の親睦会のみで、40件であります。

○武井俊輔議員 といたしますと、今ざっくり計算してみると、県全体で1,240件程度の準公金があるということで、大変な数だと思います。これを踏まえて、会計管理者にお伺いをいたしたいと思いますが、さまざまな仕組みを講じても、結局は、どうしても個人のモラルに負ってしまう部分が、この手の問題は非常に多いと思います。今回の事件を見ましても、印鑑と通帳は確かに別に持っているんですが、白紙の支払い伝票に何枚も印鑑をつけて、それをもって横領したという事案になってしまったわけでございます。すなわち、モラルに負うだけではなかなか難しいというのが現状ではないかと考えます。つきましては、このような準公金においても公金同様、会計管理局での管理ができないのか、お伺いをいたします。

○会計管理者（長友秀隆君） 県などの普通地方公共団体の所有に属しない現金を会計管理者が保管することにつきましては、地方自治法上、保管権原と保管の手續などについて、法律または政令に根拠があるものに限られております。したがって、お尋ねの各種協議会の現金等の保管につきましては、その保管権原と保管手續などについて法律または政令に根拠があるかどうかによって、個別に判断することになると考えております。

○武井俊輔議員 ということは、逆に言います

と、個別に判断をしてできるものもあり得るかもしれないということであろうかと思っておりますので、ぜひ精査をしていただいて、できましたら、そういったものも公金同様の管理ができるように、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、新公社等改革指針について伺います。先ほど知事から、そういった取り組みについては伺ったところでございますが、この中で、県の外郭団体である公社等への人的支援、派遣について、総務部長にお伺いをいたします。この指針の中では、県職員やOBの派遣について、「真に必要な場合に行う」としておりましたが、どのような場合をもって「真に必要な」というのか、御説明をお願いします。

**○総務部長（山下健次君）** 公社等への人的支援につきましては、公社等からの要請に基づき実施をしているところでございます。人的支援の検討に当たりましては、公社等の自立化や経営責任の明確化を促進する観点から、まずは公社等において、プロパー職員の育成のほか、外部からの人材登用なども検討していただくことが必要だと考えております。そういった中で、公社等から県への人的支援の要請がありました場合は、公社等の業務が県と緊密な連携のもとに推進する必要がある場合に該当するかどうか、また、経営上の観点からプロパー職員の採用抑制のため、県に必要な人材を求める場合に該当するかどうか、こういったことを精査いたしまして、これらに該当する場合は、県職員の派遣や県退職者の推薦を行うこととしております。

**○武井俊輔議員** おっしゃることはよくわかりますし、そのとおりとえばそのとおりでありますが、ただ、よくわからないんです。「真に」ということは、どういう議論をして、どうい

う協議をした結果、だれの判断でというようなことがあって初めて、本当に「真に」ということが言えるのではないかと考えますが、そういった意味で、そういう判断を県がしたのであれば、なぜこの団体に県が派遣することが必要だということを県が判断したのか。そしてまた、その団体側も、なぜ県からの受け入れが必要なのかということについて、一連のことが県民に対して明示され説明されてしかるべきではないか。例えばホームページで公表するとか、そういうことがあってしかるべきではないかと考えますが、総務部長の見解を伺います。

**○総務部長（山下健次君）** 基本的には、職員を公社等に派遣する場合の制度的な枠組みといたしまして、まず、公益法人等への職員の派遣に関する法律というのがあり、それを受けて条例がございます。その条例の中で、公益性等を勘案して必要とされる団体というのを人事委員会規則で定めております。まずそこでチェックを受けるということが大前提でございます。そういった中で、御指摘のような、県職員の派遣あるいはOB職員の推薦について、先ほど申し上げたとおり、新公社等改革指針の方針を踏まえて行っておりますけれども、その一つ一つの必要性について個別に公表することは、困難だと考えております。職員の人事異動については、結果はすべて公表しておりますし、知事部局におきましては、退職者の再就職について、本庁課長級以上の職で退職した者の再就職状況を公表しているところでございます。

**○武井俊輔議員** 確かに、だれがどういうところにといいことは公表されておりますが、別に個人のどなたがどうだということをおし上げていっているわけではなく、仕組みとして、真に必要なとおっしゃるのであれば、普通、一般的な感覚

からすれば、ああ、これなら真に必要なと納得できることがあって初めて「真に必要な」と言えるのではないかと思います。将来的には民間からの公募を促進することも必要ではないかと思っておりますので、長期的にあり方を再検討していただきたいと思います。

次に移ります。法人の中でも、実際に収入の大部分、事業の大部分が県からの指定管理料、すなわち県からの指定管理を受託することで事実上存在している団体というものもまた、少なくないと思います。これらの団体は、民間との競争の中で指定管理を受託しているということですから、逆に言ってしまうと、民間でもできることをやっているということでもありますし、その意味では、県の外郭団体としての意味合いとしては大きく低下をしているのではないかと思います。このような法人へのかかわり方について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 公社等の改革の基本的な考え方といたしまして、公社等が実施している事業が県民にとって必要性が高いかどうか、その他公社等の役割について見直しますとともに、公社等に対する県の財政的・人的関与のあり方についても徹底的に見直すこととしていただいております。こういった観点から、県からの収入にその相当部分を依存しているような法人につきましては、法人の自立化に向けて、自主財源の確保あるいは法人運営のさらなる効率化などを求める必要があると考えております。

**○武井俊輔議員** この問題について、最後にお伺いしますが、今まさに自立化というお話がありましたけれども、外郭団体の中には、宮崎市とかほかの自治体の指定管理をとっていくと

いった形で、積極的にどんどん事業に取り組んでいる、まさに非常に自立化に取り組んでいる団体もあるかと思います。公益法人制度改革も進んでおります。前向きな意味で、例えば株式会社化するとかいうこともあるのかもしれませんが、県から切り離して自立化を促していく取り組みはできないのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（山下健次君）** お話ございましたように、今後の新公益法人制度への移行を踏まえまして、法人によっては、事業内容を見直して、県の関与の必要性がなくなるものも出てくると考えております。そういった場合は、当然、御意見のとおり、県の人的あるいは財政的な関与をなくして自立をしていただくことになると考えております。

**○武井俊輔議員** 今、一通りいろいろと見てきたわけなんです、ここで知事に1点お伺いをしたいと思います。行政委員の問題、病院局、予算編成過程の透明化、再就職、いろいろなことを伺ってきたんですが、私たちは知事に、行政改革のフロントランナーであってほしいという思いが強くございます。以前、大阪府の橋下知事との違いを問われたときに、御自身で調整型というようなこともおっしゃいましたけれども、常に行革の前を行くんだといったような思いで、ぜひ積極的に、1期目の集大成に当たって取り組んでいただきたいと思います。知事の見解を求めます。

**○知事（東国原英夫君）** 基本的には、行財政改革大綱2007の工程、プロセスに沿って目的を忠実に果たすということが大前提だと思っております。また、公社等あるいは行政委員の月額報酬の問題、あるいは予算編成過程の公開の問題は鋭意取り組んでいきたいと思っております。余り行革等に縛られてしまうと――職員の内

士気あるいは民間とのバランス等々も勘案していかなければいけないと思いますので、総合的な視点に立って、今後とも積極的に改革を進めていきたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 御期待を申し上げておきたいと思えます。

続きまして、市町村合併についてお伺いをいたします。昨日の満行議員の質問の中で知事は、「合併については自主的、自立的な取り組みを期待する」と述べられました。合併特例法が終結し、いわゆる平成の大合併も一段落をいたしました。確かに、県が今回の組織改編で合併支援室を廃止することなどを見ても、そういった形に収れんしていくんだなということは見てとれるわけですが、それを踏まえて今後の取り組みについてお伺いをいたします。

総務部長に伺います。以前、高鍋町で開催された東児湯の合併啓発フォーラムなどありましたが、こういったような合併機運を醸成するための事業というものは今後は実施されていくのか。また、来月、清武町や野尻町が合併をいたしますが、既に合併をした団体への支援は今後もしっかりと継続をされていくのか伺います。

**○総務部長(山下健次君)** 御指摘の普及啓発事業でございますけれども、これまで県におきましては、先ほどおっしゃった講演会の開催、あるいは新聞広報等での県民への情報提供などによりまして、合併機運の醸成に努めてまいったところでございます。合併が一区切りとなりますことから、来年度以降はこのような取り組みは実施しないこととなりますが、市町村からの要望に応じまして、合併に関する研修会に講師を派遣するといった側面的な支援は継続してまいりたいと考えております。

また、合併団体への支援でございますが、合

併団体に対しましては、市町村合併支援交付金を初めとした財政措置などの支援に努めてきたところでございますが、これまでに合併した団体だけではなく、この3月末に合併予定の宮崎市と清武町、小林市と野尻町におきましても、これらの支援措置は当然適用となりますので、今後も合併団体への支援が滞りなく行われますよう、県としても十分配慮してまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

県内には、合併をせずに自立を選択した市町村も同じく数多くあります。これらの市町村も、いろんな議論の末、住民の皆さんの真剣な思いの中で自立を選択されたかと思えます。今後、結果として自立を選択した市町村が不利益をこうむることがあってはならないと考えますが、知事の見解を求めます。

**○知事(東国原英夫君)** 平成の大合併におきましては、合併に取り組む市町村に対しまして、普通交付税の合併算定替えや合併特例債などを中心とした手厚い優遇措置によりまして、全国的に市町村合併が進められてきたところであります。自主的な合併を推進するという基本的な考え方に基づき、このような充実した優遇措置により支援を行ってきたところであり、合併を選択しない市町村が、合併しないことをもって不利益な取り扱いを受けるといったことはないと考えております。なお、今回合併しなかった市町村におきましても、引き続き厳しい財政状況にございますので、今後も行財政基盤の強化に努めていただきたいと思いますと考えておるところであります。

**○武井俊輔議員** ありがとうございます。そこは本当に、くれぐれもお願いをいたしたいと思

います。

続きまして、国際線の活性化についてお伺いをいたします。

チャイナエアライン、「中華航空」と呼ばずに「チャイナエアライン」と呼ぶように統一されたということですが、この就航について、県当局の努力は高く敬意を表したいと思います。エバー航空運休後のチャイナエアラインですから、逆に言いますと、台北線について言えば、もうこれ以上の切り札はないわけですが、積極的な路線政策が必要であると考えております。そのためには、日本からの利用者をふやしていかなければいけないと考えております。まず、県民政策部長に伺いますが、搭乗者における日本人と外国人の割合等についてお聞かせください。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 宮崎—台北線であります。就航からこれまでの利用割合であります。おおむね日本人が2割、外国人が8割と聞いております。このように外国人の割合が高い要因につきましては、台湾が学校の冬休み、あるいは旧正月の旅行シーズンに当たっていたため、座席が台湾の旅行会社に多く配分されたことに加えまして、日本では就航の発表が昨年年末だったため、旅行会社の商品造成が間に合わなかったこと等が影響しているというふうに伺っております。

**○武井俊輔議員** それは確かにわかるんですが、安定的な運航ということを考えるに、やはり、まず日本人の、宮崎からの利用者をふやしていかなければいけないのは言うまでもないことであるかと思えます。そういった意味で、宮崎からの修学旅行の取り組み、または隣県、近県からの集客の取り組みについて、県民政策部長に伺います。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 確かに宮崎からの、日本から台北への客をふやすということが非常に大事であると思っておりますが、ただいまございました本県からの修学旅行の促進については、これまでも、国際線修学旅行等補助事業により、修学旅行等の交流事業を支援いたしますとともに、教育委員会や学校向けに修学旅行セミナーを開催しているところであり、さらにそういった取り組みを強化していきたいと思っております。また、本県と台湾との相互交流を促進するために、スポーツとか文化・芸術等の分野で交流意欲を持つ団体・グループの交流の橋渡し事業も積極的に行っております。隣県からの集客につきましても、チャイナエアラインでは宮崎に営業拠点を置き、隣県での営業も展開されているところであります。県といたしましても、鹿児島県のメディアを活用した路線や団体利用補助制度のPR等を行うことにいたしております。

**○武井俊輔議員** 続きまして、商工観光労働部長にお伺いをいたします。エバー航空が運休をした際でございますが、県はその理由として、ダイヤが悪かったこと、そして南九州の知名度が足りなかったということの原因として挙げられました。ダイヤは、なるほど見てみますと確かに改善をされたんですが、一方の南九州の知名度不足ということについては解消されたのか。また、どのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 県ではこれまで、台湾とのチャーター便運航あるいは定期便の就航、台湾での物産展の開催、知事によるトップセールス等によりまして、台湾における宮崎や南九州の知名度向上に努めているところでございます。その結果、台湾の旅行会社を

初めとする観光関係者の間では、着実に知名度が向上していると感じておられるわけですが、全体としてまだまだ低いと思っております。今後さらに多くの台湾人観光客を誘致していくためには、台湾の方々にもっと宮崎、南九州を知っていただくことが必要と考えております。せんだって就航しましたチャイナエアラインも、宮崎の観光PRに非常に力を入れております。このような動きとの連携を深めるとともに、南九州一体となって、台湾人に好まれる共通の魅力、例えば四季折々の美しい自然や豊かな農畜産物を初めとする食材のPRなどに取り組みまして、知名度の向上に努めてまいりたいと思っております。

**○武井俊輔議員** ぜひお願いいたしたいと思っております。

続いて、教育長にお伺いしたいと思います。先ほども県民政策部長からありましたけれども、海外に修学旅行に行かれる学校もふえてきているわけですが、そういったとき、韓国、台湾を目的地にしてもらおう、ないしは——一番人気があるのはシンガポールということですが——シンガポールに行くときに、トランジット（乗りかえ）として、インチョンであるとか台北であるとかを使うということも含めて、積極的に活用をお願いできないかと思うんですが、見解を伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在、各県立高等学校、中等教育学校におきましては、校内に修学旅行検討委員会を設け、生徒や保護者の意見を聞きながら、目的や内容、費用等を総合的に検討して旅行先を決定している状況にあります。本年度は、43校中12校が海外修学旅行を実施しておりますが、このうち、今お話のありましたシンガポール、マレーシアを旅行先とする学校

が6校ございます。それから、韓国を旅行先とする学校が3校ございます。韓国や台湾を旅行先または経由地とする修学旅行につきましては、宮崎空港振興協議会による補助金制度がありますので、校長会等を通じて学校に周知をしているところであり、今後とも、学校に対する情報提供を行ってまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** この問題最後にいたしますが、こういう形で台北線とソウル線ということで、宮崎は2路線を抱えることになったわけです。それはそれでぜひ維持していかなければいけないわけですが、限られた財源の中で国際線2路線をPRし誘客していく、維持していくというのは、なかなか予算的にも厳しい部分があるかと思うのですが、この課題と取り組みについてどのように認識をされているか、県民政策部長に伺います。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 国際線、まず台湾線であります。九州では台湾線は福岡—台北線があるだけでございまして、南九州では唯一の路線でありますので、県民の皆様はもとより、鹿児島県などほかの県の方々に対しても、これまで以上に路線のPRを行って、利用者を確保したいと思っておりますし、特に台湾におきましては、南九州の観光資源のPRを連携して行っていくことが大変重要であると思っております。

また、これも台湾線でありますけれども、乗り継ぎが非常に便利な運航スケジュールとなっておりますので、台湾だけでなく、東南アジア等への商品造成も旅行会社に働きかけていきたいと思っております。

一方、ソウル線につきましては、ことし4月には就航9周年を迎えるところでありまして

ども、本年度の1月末時点での搭乗率61.9%となっております。今後、日本と韓国双方向で、これまで以上に、特に夏場の利用促進を図ることが重要であると思っております。

○武井俊輔議員 よろしく申し上げます。

次に移ります。鳥獣被害対策プロジェクトについて、環境森林部長にお伺いをいたしてまいります。

これは、新年度予算の中で新規事業で鳥獣被害対策特命チーム——刑事ドラマみたいですがけれども——を結成し、副知事がチーム長となって取り組んでいかれるというものであります。積極的な取り組みは評価いたしますが、現場でいろいろ話を聞きますと、課題もあるようでございます。まず、最も被害が深刻なシカについて伺います。隣県と猟期とか捕獲したシカの確認方法などが違うと。例えば、本県と大分県はしっぽで確認をする、熊本県は下あごで確認をするということで、対応に違いがある。また猟期も、大分県は本県より長くなっております。これでは、県外からシカが入ってくるのも、これはまた仕方がないのかなと思いますが、このような隣県との連携、基準の統一化などどのようにされるのか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 捕獲したシカにつきましては、先生、今述べられましたとおり、各県によって違いがございますが、シカの捕獲の適正な事業執行を確保するために、各県と協議いたしまして、来年度からは、宮崎県、大分県については、しっぽによる確認に統一をしたところでございます。また、シカの狩猟期間につきましては、おっしゃいましたように、宮崎県、熊本県、鹿児島県が、11月15日から3月15日まで、大分県は、これよりも開始日が2週間早い11月1日から3月15日までとなってい

るところでございます。この狩猟期間の変更につきましては、特定鳥獣保護管理計画の変更が必要となりますので、今後、その必要性について、専門家や隣県等の意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続いて、シカ捕獲促進事業についてお伺いをいたします。これはその名のとおりシカを捕獲するための事業でございますが、雄ジカが1頭8,000円、雌ジカは基準を超えたものが1頭1万円の支払いになっております。これもしっぽと写真で確認をするということでありましたが、しっぽだけではなかなか確認するのは難しいと。また、写真もそのシカと確定するのは、まして難しいといったような話も聞きますが、実際に性別の確認等はどのようになされていくのか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 雄と雌の性別の確認でございますけれども、市町村から捕獲許可を受けた複数名の有害鳥獣捕獲班員が、まず現場において性別の確認を行った上で、撮影した性別が確認できる写真を、しっぽと一緒に市町村へ提出させることにしております。その写真の撮影に当たりましては、例えばシカの個体（胴体としっぽ）ごとに整理番号等を表示させた上で、捕獲日、場所、性別等がわかるような方法を現在考えております。事業の執行に当たりましては、市町村と十分に協議しながら、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 次に移ります。最後に、シカ皮の活用についてお伺いをいたします。えびの市などでは、シカ皮の活用についていろいろと取り組んできたという事例もございます。肉については最近、少しずつですが、農政水産部とも連携しながらの取り組みもあるようでござい



ます。こういった鳥獣の皮(シカ皮)の活用、PRについて取り組むおつもりがあるか、県民政策部長にお伺いをいたします。

**○県民政策部長(高山幹男君)** シカを地域資源として、今お話ございましたように、皮として、あるいは食品として、シカを素材とした料理などとして、それを利用して地域の振興に活用しようという動きが、県内各地でいろいろ出ているところでございます。ただ、シカ皮を初め鳥獣の利活用につきましては、地域活性化を進める上での一つの手段となる可能性もあるわけですが、一方で、安定的な材料の確保とかコスト面など、さまざまな課題が考えられるところであります。その利活用については、今後、市町村とか関係部局と連携しながら研究をしていきたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 次に移ります。みやざき森づくりコミッションについて、同じく環境森林部長にお伺いをいたします。

同じく新年度事業であるこのコミッションですが、これは、みんなで森づくりについてプラットフォームをつくっていかうという事業なんです。最近、確かに企業の社会的責任、いわゆるCSRの一環、企業イメージの取り組みとしても、このような森づくりは盛んに行われております。最近ではMRTさんも、ミーモの森ということで、関之尾のほうに森をつくって取り組んでおられます。そういった意味でも、このコミッション自体は非常に時宜を得たものであるとは思いますが、大事なことは取り組み企業をどうやってふやしていくかということであろうかと思えます。この取り組みに対して企業にどのように働きかけを行っていかれるのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長(吉瀬和明君)** 県におきまし

ては、森林環境税を活用した「企業による森づくり」などにより、県民の理解と参画による森林づくりを推進しているところでございますが、企業やNPO等の中には、森づくりに関心があっても、フィールドの確保が難しいとか森づくりの技術がないなど、活動に当たって各種の課題を抱えているところも少なくありません。このため、森づくりの情報やノウハウ、ネットワークを持たない新たな企業等が森づくりに参加できるように、森づくり活動をサポートするための組織として、みやざき森づくりコミッションを設置するものであります。コミッションの取り組みといたしましては、森づくりに関心のある企業やNPOに対して、ワンストップ相談や森づくりの企画・立案のサポートを行うほか、ホームページ「みやざき森づくりナビ」を開設して情報の発信を行いますとともに、普及・PRするための企業訪問とか誘致セミナーの開催など、森づくり活動への参加を積極的に働きかけていく予定でございます。

**○武井俊輔議員** 非常にすばらしい取り組みであることは十分わかるんですが、ただ、森づくりというのは、御存じのとおり非常に息の長い取り組みでございます。例えば、企業の森という形で取り組んでいったとしても、その企業が途中で経営的に行き詰まってしまうとかそういった形で、取り組みが継続できなくなった場合、結果としてその山が放置されるということになっては意味がないかと思えますが、そういったことにならないのかどうか、お伺いをいたします。

**○環境森林部長(吉瀬和明君)** 「企業による森づくり」の協定期間につきましては、10年間ぐらいの協定期間をつくるのがほとんどなのでございますが、その間に企業が何らかの事情で

森づくり活動が続けられなくなったときの対応については、特に協定には定めていないわけですが、仮にそのような事態が発生した場合には、森林所有者や森林組合等と連携して、森林が適正に維持管理されるよう努めてまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 次に移ります。オーシャンドームのあり方についてお伺いをいたしてまいります。

知事にお伺いをします。オーシャンドームについて、この議会でも何度も出ておりましたが、フェニックスリゾート社が無償譲渡を申し出るなど新たな動きが出てきております。その中で県は、フェニックスリゾート社とともに調査チームを立ち上げるなど、新たな動きになっております。午前中の水間議員への渡邊部長の答弁の中で、民間の自立自走というような話もありましたけれども、今この時期に、この問題にこういう形で積極的にかかわることになったことについて、知事の見解を伺います。

**○知事（東国原英夫君）** オーシャンドームは、平成19年10月から営業を休止されておりますが、あのような規模と機能を持つ施設ですので、私は、本県観光の振興のためにも、いつかまた有効に活用されればよいなと思っておりました。このような中、フェニックスリゾート社から、オーシャンドーム等の利活用について、宮崎市も県も一緒に検討してほしいという提案があったところであります。オーシャンドーム等は民間施設ではありますが、その規模、機能を勘案すると、うまく利活用さえすれば、今後、県の観光振興等に大きく貢献する可能性があります。このため、民間団体、フェニックスリゾート社、宮崎市及び県から成る調査チームを立ち上げたところであります。

**○武井俊輔議員** 2001年にシーガイア（第三セクター・フェニックスリゾート社）が破綻したんですけれども、そのとき県議会でも激しい議論が続いておったようでございます。県は、「一体的運営の継続、雇用の尊重、地元取引先への配慮」といういわゆる三原則——これは当時の商工労働部長がそう呼ばれたということでございましたが——これを打ち出しました。当時の松形知事は、平成13年2月の議会でこう述べております。「シーガイアの再建は、一体的な運営の継続、雇用の尊重、地元取引企業への配慮の三原則を前提に検討してまいりましたが保全管理人によりますと、再建に当たり、裁判所ともこの三原則に基づき進めるとのことで確認されているということでございます。したがって、この三原則につきましては、単に経営のスタート時点だけではなく、事業を継続する上で十分尊重していただけたと考えております」、これは13年3月6日、坂口議員への答弁のようでございます。今回のシーガイアへの対応というのは、この三原則から考えますと逸脱をしていると言わざるを得ないと考えますが、知事の見解を求めます。

**○知事（東国原英夫君）** フェニックスリゾート社は、平成14年の再スタート以降、これまでさまざまな経営努力を続けられ、三原則を尊重しながらリゾートを継続して運営してこられたものと認識しております。オーシャンドームの営業が2年以上休止され、今後の見通しも立たない中で、今回の提案は、シーガイアエリア全体の魅力を高めるために、オーシャンドームの利活用策を宮崎市や県も一緒に検討してほしいという趣旨でなされたものであります。シーガイアエリアのそれぞれの施設が放置されることなく活性化されれば、エリア一帯の魅力が高ま

り、ひいては本県観光の振興に大きく寄与することになると考えられます。そのような大局的な観点から見ますと、県民の皆様のお知恵をかりながらオーシャンドームの利活用策を検討することは、有意義なことだと考えております。

**○武井俊輔議員** 質問への答えには厳しいかなと思いますが、つまるところ、三原則は破棄されるというような理解をさせていただきたいと思っております。

確かに時代の変化もありますから、わからんではないんです。しかし、当時はこの三原則を切り札に、松形知事は県民の理解を求めていったということでした。そのときに多くの現場の方の涙を見てきましたが、私にとっては、まさに政治に携わる原点となったことでもありましたので、当時のことをぜひ忘れることなく、意識して取り組んでいただきたいと思います。

引き続きこの件で、パブリックコメントについてお伺いいたしますが、県がホームページでアイデア募集をいたしております。聞きますと、現在、オーシャンドームについて421件、その他で21件。それに対して、企業として活用を希望するという事業展開部門はわずか1件ということでした。ふだんパブリックコメントを県がとってもほとんど集まらないのに、400件以上集まっているというのは、非常に関心と期待の高さを感じるのですが、なぜ県がホームページでこのアイデア募集を行うことになったのか。そしてまた、これをどのように生かす御予定であるのか。これは商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 今、議員がおっしゃいましたように、オーシャンドームに対する県民の関心、期待は非常に大きいわけ

でございます。そのあたりを考えますと、県民の皆様のお知恵をおかりして、調査・検討する必要があると考えたところでございます。このため、調査チームとして県民等からの利活用のアイデアや事業提案を募集しているところでございます。調査チームは、お寄せいただいたアイデア等を十分に踏まえまして調査結果を出すことになると考えております。以上です。

**○武井俊輔議員** 続いて、きのうも出ていましたが、それを踏まえて調査チームで検討していくことになろうかと思っております。この調査チームには、フェニックスリゾート、県、市、観光協会の方も入っているかと思っておりますが、この位置づけはどうなっているのか。つまり、いつまでにどのような結論を出し得る組織なのか。また、この調査チームにかかる運営経費はだれが負担をするのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 調査チームにおける調査は、宮崎市及び県が無償で提供を受けることを前提とすることなく、オーシャンドーム等をどう利活用することが市民、県民にとって一番望ましいものであるか。さらには、改修コスト、採算性、運営主体等について行うこととしておりまして、ことしの8月をめどに、調査チームとしての報告をまとめる予定でございます。なお、調査チームの会議開催などにつきましては、委員には無償でチームの検討に参加していただくなど、新たな経費をかけずに行っているところでございます。

**○武井俊輔議員** 最後に知事にお伺いをいたします。県としては、税金はもちろんですが、例えばリゾート基金の残額でありますとか、公的な資金の投入を検討することがあり得るのか。また、県負担が発生することを前提としてオー

シャンドームの無償譲渡を受けることがあり得るのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 県の対応については、調査チームの報告を踏まえ、別途判断していくことになるため、今の段階では何とも申し上げられませんが、私としましては、できるだけ民間企業によって運営していただくことが望ましいと考えております。

○武井俊輔議員 オーシャンドームの観光的な価値ということは、なるほど確かに十分あるかと思いますが、慎重に、また適宜適切な情報公開をお願いしたいと思います。

続きまして、フリーウェイ工業団地についてお伺いをいたします。フリーウェイ工業団地につきましては、今まで何度もこの議会でも、また今議会でも質問が出ておりますが、お伺いしてまいります。

今回の議会で、解散する土地開発公社からフリーウェイ工業団地の土地を、県は33億円で買い取りするというところで出ておりますが、この大前提として、実際にこの土地に今、いかほどの価値があると認識をされているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） フリーウェイ工業団地の資産価値につきましては、所有している県土地開発公社におきまして、取得造成に要した経費をもとに、貸借対照表上、約33億円が資産計上されているところでございまして、今回の購入予算につきましても、約33億円を計上しているところでございます。

なお、現在、公社が企業に対しまして平米当たり1万2,000円で販売しておりますが、同団地への企業立地の促進を図るため、県と高原町で土地に対する補助を行っておりまして、実質、平米当たり4,000円で企業に提案しているところ

でございます。

○武井俊輔議員 現状はよくわかるんですが、これは非常に大きな問題であると思うんです。知事に1点伺いたいと思うんですが、33億円の税金で今回、県がこれを買収しようとしているわけですけれども、例えば不動産鑑定をするといったようなことを含めて——知事は以前、含み損ということも定例会見でおっしゃっていませんけれども、実際に33億円で今、県が買い取りをしようとしている土地は、一体いかほどの価値があるのかということについて、県民に明らかにされるべきではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 土地の売買については、需要と供給のバランスで決まると理解しておりますので、現時点では計算できないということ——計算できないではないですね。需給バランスで価格は決定するものだと考えております。

○武井俊輔議員 33億円の税金で宮崎県が今、買い取りをしようとしている土地は、実際に幾らの価値があるものを買おうとしているのか。土地開発公社から買わなければいけないことは、それは約束であれば仕方がないかもしれませんが、ただ、今実際に県が33億円で買収しようとしている土地は幾らの価値があるのかということは、県民に対して明示されてしかるべきではないかと考えますが、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申し上げましたとおり、売った価格で、含み損あるいは含み益というのは出てくるのではないのでしょうか。需要と供給のバランスで価格というのは決まると、私は把握しております。

○武井俊輔議員 今、33億円で県は予算を立ててこの土地を買収しようとしているんです。この買

おうとしている土地は、一体幾らの価値があるものを33億円で買おうとしているかを県民に対して説明するのは、当然のことじゃないんですか。

○知事(東国原英夫君) 平米1万2,000円というので売り出しているんです。それを高原町と県が、立地を促進するために補助しているという価格でございます。

○武井俊輔議員 結局、平米1万2,000円の土地を補助して、実質4,000円で売り出しているわけです。でも、4,000円でもなかなか売れないということは、実質的に言えば、33億円で県が買おうとしている土地の価値というのは3分の1以下しかないということじゃないんですか。

○知事(東国原英夫君) フリーウェイ工業団地につきましては、県の要請によりまして公社で造成されたものであることはわかっていますよね。また、県の購入単価と現在の販売単価に差異が生じた場合、企業の不信感を招くおそれがあること、また、県から公社に対する貸付金残高が約33億円ありますが、公社は購入代金によりこの貸付金をすべて返済する予定であるというのは、御案内のとおりですね。公社が解散した後の残余財産も県に帰属するため、県の財政にとって新たな負担は生じないことなどを総合的に勘案し、平米当たり1万2,000円で積算し、33億円の予算を計上したところであります。鑑定評価は実施しておりません。なお、県が購入した後、県の管理下で新たな企業誘致をスタートすることになりますが、その際は、分譲価格を決定する判断基準の一つとして鑑定評価を実施する必要があると考えております。

○武井俊輔議員 ということは、確認ですけども、県は33億円で、実際に幾らするかもわからない土地を買うということですか。普通であ

れば、鑑定して幾らぐらいの価値がありますと、それで差異が出れば——もちろん含み損とか事情の変化もありますから——申しわけないけれども、今これぐらいの価値しかこの土地にはないけれども、これは買い戻しをしなければいけないということを、県民に対してちゃんと説明をしなければいけないんじゃないですか。

○知事(東国原英夫君) ですから、今の時点で公社から買い戻し、これは御理解いただけますね。そしてまた、これを売るわけです。売ったときの価格で、含み益があるのか損があるのかというのは公表になるということでございます。

○中村幸一議長 武井議員に、申し上げますが、今、答弁で鑑定評価をしていないということですから、鑑定評価をしていなければ、今の価格はわからないんじゃないかと思うんです。武井議員と知事との議論がかみ合わないんじゃないかと思いますが、これは後でというわけにはいきませんか。

○武井俊輔議員 でしたら、鑑定評価を速やかに行って、速やかにこれを公表する意思がありますか。

○知事(東国原英夫君) するかどうかは、また担当部局等々の意見も伺い、協議をして検討してまいりたいと考えております。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 暫時休憩します。

午後2時18分休憩

---

午後2時21分開議

○中村幸一議長 再開いたします。

知事にもう一回答弁をお願いしたいと思いません。

○知事(東国原英夫君) ですので、この土地

は政策上、県費を投じて企業誘致の促進のため等に、あるいは地域経済の発展のために購入したということをございまして、事務手続上、公社がそれをやるということをございます。公社とのお約束で、余剰は県が買い取るということをございます。それが問題であって、今の土地評価というものはここでは問題ではないと、私は考えております。あくまでも、県が所有した土地を今後分譲するときに、その価格というのは需給バランスで決まるものでありまして、そのときに含み損、含み益というものは発生すると思えます。そのときには、土地評価価格は当然公表しなければいけないということだと思えます。

**○武井俊輔議員** 次もありますから……。結局、納税者の目線で見なければいけないと思うんです。つまり、我々が知りたいことは、県の税金で買う33億円の土地にいかほどの価値があるかということです。これで最後にします。繰り返しますが、県が買ってからでもいいんですけれども、とにかく速やかに鑑定をして、速やかに県民に対して実勢価格について議会で公表するとか、それだけでも最後に約束していただきたいと思えます。いかがですか。

**○知事(東国原英夫君)** ですから、実勢価格の鑑定評価というのは、あくまでも売る時点、分譲する時点でなされるものだと思っておりません。

**○武井俊輔議員** 平行線ですのでこれで終わりますが、県の税金で買っているものがこれだけ価値が下がってしまったということで、そういうことをちゃんと一つ一つ県民に明らかにしていくことは非常に大事なことであり、それが行政の結果責任であろうというふうに思っております。

時間もありませんので次に移りますが、入札制度改革についてお伺いをいたします。

昨年4月の経済・雇用緊急対策の中で、最低制限価格を予定価格のおおむね85～90%に引き上げたということをございました。経済対策ということでされていますので県土整備部長に伺いますが、これを上げたことによる経済効果や雇用維持効果がどの程度あったのか。

**○県土整備部長(山田康夫君)** 建設産業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少等もありまして一段と厳しい状況にありますことから、地域の経済、雇用等を担う建設産業を支援するために、昨年の4月から、公共事業における経済・雇用緊急対策として、さまざまな対策を講じているところであります。このうち最低制限価格につきましては、建設産業の健全な発展や工事の品質確保を図る観点から、予定価格のおおむね85～90%に引き上げたところでありまして、本年度第3・四半期までの建設工事における平均落札率は公共三部全体で88.4%と、昨年度と比較して4.3ポイント上昇しております。これが建設産業の経営の下支えにつながったものと考えております。このほか、本年度は6月、9月に公共三部合わせて183億円余の増額補正を行うなど、公共事業費の確保にも努めておりまして、これらの総合的な対策により、建設産業の健全な経営に資することを期待するところであります。

**○武井俊輔議員** 知事にお伺いいたします。基本が80～85%、これを90%、緊急経済対策ということですが、1年間。すなわち、暫定に暫定を重ねているわけです。憲法解釈みたいな感じですけど、重ねて重ねると、既成事実が重なっていつているという感じなんです。つまり、こういう形でされているということであれば、

いっそのこと基本を90%に変更するとおっしゃるほうがすっきりするのではないかと考えますが、知事の見解を求めます。

**○知事（東国原英夫君）** 最低制限価格につきましては、昨年4月に、建設産業を支援するための緊急的な対策として、予定価格のおおむね85～90%に引き上げたところでありますが、引き上げ後においても、依然として最低制限価格付近に応札が集中する状況が続いております。また、建設産業におきましては、依然として本県の倒産件数の約半数を占めており、さらに、国においては、来年度の公共事業関係費が大幅な削減方向にあるなど、建設産業を取り巻く経営環境は、今後一段と厳しい状況に陥ることが危惧され、ひいては、公共工事の品質低下につながるリスクの増大が懸念されております。これらの状況を踏まえて、建設産業の健全な経営に資するとともに、公共工事の品質確保を図る観点から、緊急かつ時限的な対策として、最低制限価格を予定価格のおおむね90%に見直したところであります。

**○武井俊輔議員** 見直したというか、今、緊急経済対策として、そういう形で取り組んでいるということであろうかと思えます。ということは、暫定の対策というのは、景気が回復をすれば——どういう状態を回復すると言うのかわかりませんが——また下げるといふか、またもとに戻すことがあり得るといふことなんでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 最低制限価格は、個別の契約ごとに請負契約の内容に適合した履行を確保するために、必要となる最低限の価格として設定しており、施工業者を対象にしたコスト調査の結果を踏まえ、平成19年10月に、予定価格のおおむね80～85%に引き上げを行いました。

その後、昨年4月と今回の2度にわたり、公共事業における経済・雇用緊急対策として、建設産業の健全な経営に資するとともに、公共工事の品質確保を図る観点から、最低制限価格を引き上げたところであります。今後の対応につきましては、本県の経済・雇用情勢や建設産業の置かれた状況等を総合的に勘案して、判断してまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 公共工事がふんだんに回復するとか最低制限価格に張りつかなくなるということは、現実的に考えてあり得ないんじゃないかと思うんですが、そういった意味でも、その辺は慎重に、また丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。神社等への土地提供についてお伺いをいたします。

北海道の砂川市が神社に無償で土地を提供していた問題につきまして、ことし1月20日、最高裁が違憲判決を出しました。先日公表されました県の調査では、こういった施設が県内に16カ所確認されているということですが、今後、使用料を徴収していく方向になるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（山下健次君）** お話ございましたように、本年1月20日の北海道砂川市の神社に係る最高裁判所の判決を受けまして、県有地における宗教関連施設等について調査を行い、現時点で16カ所の存在を確認したところでございます。今後の対応でございますが、施設の設置経緯、あるいは祭事の状況等の調査を行った上で、個々の施設が判決の中の宗教施設に該当するかどうかを含めて検討していくこととなりますけれども、普通財産を例に申し上げますと、一般的には、普通財産を貸し付ける場合には、一定の条件に該当する場合を除き貸付料を

徴収することになるところでございます。

**○武井俊輔議員** 続いて、県土整備部長にお伺いをいたします。宮崎神宮ないしは宮崎市の生目神社など、県道を鳥居がまたいでおるものがございますが、こういったものの占用料の徴収の状況、また、仮に徴収するとすれば金額は幾ら程度になるのか伺います。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 県が管理する道路内にある神社の鳥居は、宮崎市内に3カ所ございまして、いずれも占用料は徴収いたしておりません。今後の対応につきましては、今回の判決結果や過去の経緯等も踏まえて、慎重に検討する必要があると考えておりますが、仮に占用料を徴収するとしたら、現在の道路占用料徴収条例に明確な定めがございますので、新たな検討をすることになるものと考えております。

**○武井俊輔議員** 確かなかなか難しいと思います。一の鳥居なんていうのは昔からあって、いつ、だれがちゃんをつくったのかとか、本当に宮崎神宮の所有物なのかもよくわからないところもあるかと思えます。いろいろとまだ課題があるかと思えます。

最後に、総務部長にお伺いいたします。それでもまだ、鳥居とかは存在もわかるわけですが、県の報告資料を見ますと、非常に小さなほこらとか水神様とか、学校の敷地にあるものも結構多いようです。こういったものが多いわけございまして、実際にだれのものなのかを確定するのは非常に難しいのではないかと考えます。ただ、今後所有者がどうしても見つからないような場合は、こういったものを撤去してしまうということも有り得るのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（山下健次君）** 「むやみに撤去す

ると……」という気持ちもいたしますが、今後の対応については、設置経緯あるいは地域の実情等踏まえ慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○武井俊輔議員** 別に撤去しろと言っているわけではないんです。私の周りでも、「学校の敷地であって、近所のおばあちゃんが毎日お水をあげていて、どうなるのか」と聞かれたりということもありましたので、地域の皆さんにとっては非常に大切な存在であろうかと思えます。むやみにということはないということです。慎重な検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、学校支援地域本部事業について、教育長にお伺いをいたします。

平成20年度より実施されております学校支援地域本部事業でございますが、地域の方々や企業のOBの方による、児童生徒の安全、環境整備、学習補助などのボランティア活動により、教育活動の充実、教師の負担軽減などにつながっていると聞いております。そこで、教育長にお伺いいたしますが、この事業の成果として、以前、「職員が子供と向き合う時間が確保されるなど、教育活動の充実が図られた」といったような答弁もございましたけれども、具体的に学校にどのような効果が生まれてきたのか。そしてまた、国の委託事業が来年度には終わるわけですが、終わった後の今後の取り組みについてお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 学校支援地域本部は、本県では現在、19の市と町に24の本部が設置されてございまして、小学校47校、中学校23校で取り組まれております。平成20年度に国の委託事業としてスタートして2年目の取り組みになりますが、これまで、地域の方々による登下



校時の安全確保や教科の学習指導補助、調理や書道の実技指導など、さまざまな支援活動が行われているところでもあります。その結果、学校におきましては、教師が子供と向き合う時間の確保や学習活動の充実が図られ、また、地域の方々と触れ合うことで、子供たちの地域への愛着が深まるとともに社会性が高まるといった成果が得られております。現在、学校を取り巻く環境が大きく変化する中にありまして、学校はこれまで以上にさまざまな課題を抱えるようになってきており、地域全体で学校を支援する仕組みづくりは大変重要であり、本事業の意義は大きいものがあると考えております。国の委託事業といたしましては、平成22年度までとされており、その後については今のところ明らかではありませんけれども、学校支援の仕組みづくりが継続できるように、国に要望してまいりたいと考えております。以上です。

○武井俊輔議員 わかりました。

続いて、先ほど壇上で御答弁をいただきましたが、近藤教育委員長にお伺いをいたします。先ほど所信の中で、例えば、「幸せに生きるための力を身につけていく教育が大切である。また、学校現場の悩み、課題への環境整備などが課題だ」ということをおっしゃいましたけれども、では、その課題解決のためにどのように取り組みをされていきたいか、お考えを伺います。

○教育委員長（近藤好子君） 先ほど申し上げました課題を解決していくことは、一朝一夕ではできないと考えておりますが、まずは、地域住民や保護者の教育に関するニーズや意見を的確に把握することが求められていると考えております。このために、まず現場を知ることが何よりも大切なことだと考えております。これま

で以上に、学校現場の視察や教職員との意見交換、市町村教育委員会との情報交換等を行い、教育現場の現状やニーズの把握を積極的に行っていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 では、教育委員長に最後、もう一点だけお伺いをいたします。中央教育審議会の中でも教育委員会のあり方というのは——狭義の意味での委員の皆さんのいらっしゃる教育委員会ということですから——議論をよくされております。一部には、形骸化しているのではないとか、なかなか独自性が発揮できていないのではないかとといったような課題も、まま挙げられるわけですが、そういった課題に教育委員長としてどのように取り組んでいこうとお考えか伺います。

○教育委員長（近藤好子君） お答えいたします。

私たち教育委員は、多様な年齢、職業の委員で構成されております。余談ですが、平均年齢が今54歳となっております。その中には在学中の子供を持つ2名の保護者——私もそうであります——も含まれております。県の教育行政を運営していく中で教育委員に求められておりますことは、その多様な立場を生かし、教育行政の専門家だけの考え方によらず、広く地域住民の意向を反映した教育行政を行うことであると考えております。このため、各教育委員の知識や経験を最大限に生かしつつ、常に県民目線で、時にはこれまでの考え方にとらわれない思い切った発想を持って、教育委員としての役割を果たしていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

続きまして、最後になりますが、県立高校の課題についてお伺いをいたします。

まず、普通科高校の課題についてお伺いをい

たします。教育長に伺いますが、2008年度から県立高校普通科の通学区域が撤廃をされました。まず、この評価についてお伺いをいたします。

また、いろいろと見ておきますと、非常に遠距離通学をする高校生がふえたとか、中学校、それから学習塾の先生なんかに聞きますと、例えば宮崎市内でも4校あるわけですが、一部伝統校に人気が集まるなど、格差も生じ始めているとも聞きます。このような格差解消についてどのように取り組まれるか、教育長に伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** まず、通学区域撤廃の評価ということではありますが、通学区域撤廃の大きなねらいは、中学生が、行きたい学校を主体的に選択できるようにすることでありました。このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲が高まり、生徒はそれぞれの高校の特色を十分理解した上で、今お話のありました通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力、適性に合った学校を適切に選択しているものと考えております。

それから、生徒が一部伝統校に集中しているのではないかとのお尋ねでありますけれども、昨年度の入試における旧通学区域外からの合格者数を見ますと、140名程度であり、これは普通科合格者数全体の約4.1%でありました。また、それぞれの普通科高校の入試志願倍率におきましても、特定の高校に集中するといったような状況にはございませんで、受検者数の大きな動きは認められていないと認識しております。

それから、議員から通学区域撤廃に伴いまして、伝統校に集中しているのではないかというふうな事象の紹介がございました。このことに

ついて、明確な判断は難しいところではありますが、それぞれの高校におきましては、教育内容の工夫・改善や部活動の活性化、魅力ある学校行事の実施などに積極的に取り組み、特色のある、いわばオンリーワンの学校づくりに努めているところであります。高校のよさは、入学してきた生徒一人一人に応じた指導を行って、その個性や能力をいかに伸ばすかにかかっているのではないかと認識しておりまして、今後とも、県教育委員会としては、それぞれの高校が、魅力ある高校として地域に認知され頑張っていけるように、支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

**○武井俊輔議員** ありがとうございます。ただ、実際に現場の声を聞きますと、成績によって、A校が難しいからB校にとかいうような話も大分あるやに聞きますので、オンリーワンの校風づくりということもぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

今まさにその話なんですが、校風づくりという意味でいったら、学校も長期戦略で取り組んでいくことが非常に重要になってくるかと思えます。しかし実際には、現場を見てみますと、校長先生も2～3年でくるくるかわるわけです。こうなりますと、なかなか校風づくりということも難しいかと思えます。そういった意味で、オンリーワンの学校ごとの特色、また環境づくりをしていくということであれば、学校のCEOとも言えます校長の任期をもっと長くしていくことも検討していかねばならないのではないかと考えますが、教育長に伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 県立高等学校の校長は、みずからの学校経営方針に基づきまして、特色ある学校づくりに取り組んでいると思っております。教職員の人事異動方針におきまして

は、校長が計画的な学校づくりが行えるように、同一の学校勤務3年以上の者を転任対象といたしております。ただ、特に必要がある場合には、同一校勤務が3年未満の校長も異動対象として考慮することができるというふうに規定をいたしているところであります。

校長の在任期間につきましては、今お話にありましたように、長期的にじっくり取り組めるためにはもっと長く置くべきではないかという御意見も、我々も承知をいたしているところであります。一方で、長くいることによって逆にマンネリ化するとか、中には、地域において嫌われている校長はいないと思えますけれども、そんなことも考えられないこともないかなど、余計なことを考えたりします。高校等の校長の人事異動につきましては、今後とも学校の活性化を図り、まさに何のために校長になっているんだということをじっくりみずから自覚して、立派に子供たちを育てるために取り組んでいただきたい、このように願っております。以上です。

**○武井俊輔議員** 教育長のお言葉、よく承りました。新しい教育委員長もお見えになりましたので、ぜひまた連携をして取り組んでいただきたいと思えます。

愛みやざき、これからもしっかりと県民目線で取り組んでまいりたい、納税者の目線をしっかり持って頑張ってまいりたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございます。  
た。(拍手)

**○中村幸一議長** 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月1日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

3 月 1 日 ( 月 )

# 平成 22 年 3 月 1 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |  |
|-------------------|-----------|--|
| 知 事               | 東 国 原 英 夫 |  |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |  |
| 県 民 政 策 部 長       | 高 山 幹 男   |  |
| 総 務 部 長           | 山 下 健 次   |  |
| 福 祉 保 健 部 長       | 高 橋 博 明   |  |
| 環 境 森 林 部 長       | 吉 瀬 和 明   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 渡 邊 亮 一   |  |
| 農 政 水 産 部 長       | 伊 藤 孝 利   |  |
| 県 土 整 備 部 長       | 山 田 康 夫   |  |
| 会 計 管 理 者         | 長 友 秀 隆   |  |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 財 政 課 長           | 西 野 博 之 子 |  |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |  |
| 教 育 長             | 渡 辺 義 人   |  |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |  |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一   |  |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治   |  |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 章 |  |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 正   |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 清 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 賢   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |  |

◎ 一般質問

○萩原耕三副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割どおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。トップバッターを仰せつかった徳重でございます。昨日、南米チリで発生いたしました巨大地震による津波については、県におかれましては、休日にもかかわらず、いち早く警戒態勢をしかれ、幸いにも被害はありませんでした。この間の御苦勞に対しまして、感謝を申し上げる次第であります。さらに、バンクーバー五輪がきょう閉幕ということになりました。銀が3個、銅が2個、ほかに数々の入賞を果たしてくれまして、たくさんの県民の皆さんとともに、私たちに与えていただいた感動に対しまして、おめでとうの拍手を贈りたいと、このように思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢といたしまして、県選出国会議員との意見交換についてであります。

この件につきましては、昨年9月の議会でも質問をさせていただきましたが、その後、ことし1月に、本県の地方六団体で構成する宮崎県自治体代表者会議との意見交換会を開催された

とお聞きしております。私は、今回開催されたような県内市町村を交えた意見交換を行うことも大事だと思いますが、他県に比較して大幅におくれている道路等のインフラ整備など、県として抱える大きな課題が数多くあり、知事と執行部が一体となって、一緒になって、国会開会前や政府予算編成の時期などに、県選出国会議員との意見交換を行う機会を定期的につくるべきではないかと考えておるものであります。政府に対しまして陳情、要望を行うことも必要だと思いますが、地方の現状を知らない官僚に対する要望では、どの程度の効果があるのか疑問であります。さらに言えば、政権が交代し、党や政務三役を通さないと陳情ができないような状況の中では、官僚に宮崎の現状を伝えることすらできないのではないかと思うのであります。こういう状況であればこそ、宮崎のことを本当にわかっている国会議員が、それぞれの所属されている委員会や国会での質問などで、宮崎の現状を強く訴えてもらい、政府の目を宮崎に向けさせることが必要ではないかと考えておるところであります。

そこで、1月に開催されました国会議員との意見交換は、どういう内容で、どのような感想を持たれたのか。

また、県選出国会議員に本県の課題解決に向けて活動してもらうためには、知事と執行部が、定期的に国会議員との意見交換を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。知事にお尋ねをし、後は質問者席から質問をさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国会議員との意見交換についてであります。ことし1月に東京で開催しました国会議員との

意見交換会は、従来の政府予算に対する県からの要望事項についての説明会を見直し、県及び県議会、市長会、町村会、各議長会で構成する自治体代表者会議と国会議員との意見交換会という形で実施したものであります。この会議では、県、市町村を通じた重要課題として、地方分権、インフラ整備、医療対策、農林水産業の振興、過疎対策、有害鳥獣対策等について率直な意見が交わされ、大変有意義な内容になったと思っております。また、出席いただいた国会議員の方々は、本県が抱える課題に精通されており、そうした課題の解決のために、強い責任感を持って尽力されていると感じたところであります。今後とも、私はもちろん、各部局長等も含めまして、国会議員の皆様と直接お会いし、県政の重要課題について、率直な意見交換、情報交換を行う機会をできるだけ多くつくっていくことが大切だと考えております。

〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** 国会議員も、以前は、自民党国会議員7名という状況にありました。現在、民主党国会議員4名、自民党国会議員3名という状況であります。それぞれの国会議員の先生方と、ぜひとも意見交換、そういったものを機会あるごとに積極的に進めていただきたい、このように思っております。

それでは、質問を続けていきます。県有財産の有効活用について、総務部長にお尋ねをいたします。

県内各地に職員宿舎が設置されておりますが、地区によっては入居者が少ない宿舎もあるようであります。職員宿舎につきましては、転居を伴う異動の円滑化や、災害時の危機管理の対応などから設置されているものと思っておりますが、道路事情もよくなり、公共交通機関も発達

してきている時代の流れの中で、そこに住まなければならない事情も変わってきているのではないかと、このように思うわけであります。そのようなことから、職員宿舎の数は必要最小限でよいのではないかと考えるところでありますが、中でも、入居者が少なく、維持費用と家賃収入のバランスがとれていないような宿舎については、財政負担の観点から、宿舎を廃止したり、その土地を売却したりして歳入とすることも一案ではないかと、私は考えるところでございます。

そこで、全体と地区別の戸数や入居状況、維持費と家賃収入のバランスがどのようになっているのか、総務部長にお尋ねをいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 知事部局所管の職員宿舎でございますが、現在、県内に628戸ございまして、全体の入居率は、2月1日現在で71.5%となっております。これを地域別に見ますと、入居率の最も高い地区が西臼杵地区で96%、続いて、串間地区、椎葉・諸塚地区が90%を超えている状況でございます。逆に、入居率の最も低い地区が日南地区で41%、さらに小林地区の44%といった状況でございます。これを種類別に見ますと、世帯用の宿舎が73%、単身者用宿舎及び単身寮が83%、独身寮が34%となっております。収支バランスでございますが、全体で見ますと、家賃総額9,700万円に対し、工事費を除いた固定資産税に相当いたします市町村への交付金、さらに修繕費などの維持費が4,400万円という状況でございます。

**○徳重忠夫議員** ただいま、内容について説明をいただいたところであります。全体のバランスはとれているようでございます。入居率の低い職員宿舎がありますので、現状を踏まえ、取り組みが必要ではないかと、このように考えま

す。その中でも、独身寮が34%という状況もあるようでございます。今後、職員宿舎についてどのように取り組まれていくおつもりか、部長にお尋ねをいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 職員宿舎につきましては、管理計画を定めまして、計画的な維持管理を行っているところでございます。この管理計画におきましては、建てかえが必要となったものを除きまして、宿舎の新規建設は行わないこととしております。また、老朽化が進みまして入居者の増加が見込めない宿舎は、廃止を検討していくこととしております。入居者が少ない職員宿舎につきましては、過去5年間で168戸を廃止するなど、その処分に努めてきたところであり、独身寮につきましても、来年の3月末ですべて廃止することとしております。今後とも、入居状況、地域的な事情、維持コスト等を総合的に勘案しながら、適正な職員宿舎の管理に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 次にまいりたいと思います。「いきいき集落」活性化推進事業について、県民政策部長にお尋ねをいたします。

全国的に過疎化や高齢化が進行しております。中山間地域を取り巻く状況は一段と厳しさを増しておるようであります。このような中で、先日、鹿児島県の鹿屋市にある柳谷集落、通称「やねだん」と呼ばれる集落の取り組みがテレビ番組で放送され、私は大変感銘を受けたところであります。この集落では、補助金による振興策は完全に終わった。それでは人も地域も育たないと考えて、まず、自主財源確保に取り組まれたそうであります。そこで、住民総出で遊休農地にサツマイモを植え、その収益で肥料の土着菌製造にまず着手され、さらに、栽培したサツマイモを原料に芋焼酎などを開発・

販売して、その収益金を集落住民にボーナスとして配っているとのこととあります。まさに、ボーナスの出る集落として全国で注目されているようでございます。高齢者が、できる範囲で体を動かし、わずかでも収入を得ることによって生きがいを持ち、皆が明るく元気になるというのは、元気な集落づくりのモデルではないかと、このように思うところであります。また、これらの取り組みをスタートさせ、指導してきたのは、集落の公民館長であります豊重さんという方でございます。この方の強いリーダーシップなしには、現在の「やねだん」の成功はなかったと言われております。このような高齢者でもできる活動は、たくさんあります。高齢者の出番をつくり、活躍の場を与えてやれば、高齢者はますます生き生きと輝き出します。そのためには、そのような高齢者を初め、地域をしっかりと引っ張っていくリーダーを育成することが重要であります。それらは行政の役割だと考えます。

そこで、所得の確保を含めた住民主体による集落活性化の取り組みと、これからの取り組みを引っ張っていくリーダーの育成が重要と考えますが、県民政策部長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

**○県民政策部長（高山幹男君）** リーダーの育成ということでもありますけれども、御質問にございましたとおり、県におきましては、昨年度から、いきいき集落の取り組みを行っているところであります。いきいき集落の中には、五ヶ瀬町の桑野内地区とか、高千穂町の五ヶ村集落、都城市の笛水地区のように、住民みずから地域の活性化とか所得の確保を図る取り組みを行っている事例も見られるところでございまして、このように、まずは、住民自身が自主的、



主体的な取り組みを始めることが何よりも重要であるというふうに考えております。また、地域の活性化を図るためには、リーダーの存在は不可欠であると認識しておりまして、先般、諸塚村、高千穂町で「いきいき集落」研修交流会を開催いたしまして、約250人の方々に参加していただいております。地域づくりの意義でありますとか、各集落の取り組み内容等についての情報交換等を通じて、人材育成にも努めたところであります。県といたしましては、今後とも、いきいき集落同士のネットワーク化を図るなどいたしまして、地域住民の主体的な取り組みの促進とリーダーの育成を図るとともに、集落営農など産業振興の施策等とも十分連携を図りながら、集落の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひそういう方向で努力をいただきまして、立派なリーダーを育てていただきたいと思っております。

次にまいりたいと思っております。外国人の雇用についてお尋ねをしてみたいと思っております。

これは外国人研修・技能実習制度ということでございますが、一昨年来の厳しい経済状況の中、昨年12月の全国の完全失業率は5.1%と、9カ月連続5%台で推移し、依然として極めて厳しい状況が続いております。また、昨年12月の有効求人倍率は、全国0.46倍、本県は0.38倍となり、過去最低水準で推移しております。県内の月間有効求職者数3万69人が、月間有効求人数1万1,459人を大きく上回っている状況にあります。このような中、厚生労働省によりますと、平成21年10月時点で、全国で56万人を超える外国人労働者がさまざまな仕事に従事しております。また、これらの労働者に加えて、平成5年に創設されました外国人研修・技能実習制

度により来日された研修中の若者が、平成20年末で8万人を超えております。元来、この制度は、途上国の経済発展や産業振興に向けた人材育成を目的としたもので、来日した外国人は、1年間の研修期間を終えると、2年間の技能実習を受けることができる制度であり、日本の国際協力、国際貢献の一翼を担っているものと認識をいたしております。私の居住する都城においても、外国人研修・技能実習制度による研修生を、縫製業を初めとして、農業、建設業等さまざまな職種で受け入れておるのが現状であります。このような中、県内の離職者等は、働きたいけれども、働く場がなかなか見つからないという現実に加え、この制度により、数少ない雇用の場が狭められているのではないかと思うのであります。

そこで、まず、外国人研修・技能実習制度の概要及び県内の研修生の受け入れ状況を含めた現状について、商工観光労働部長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 外国人研修・技能実習制度につきましては、1年間の研修とその後2年間の技能実習から成り立っております。研修生は、技能士資格を取得することによりまして技能実習生への移行が可能となっております。あわせて、労働基準法等が適用されることとなります。本県の平成20年度の研修生は623人、技能実習生は、明確な数字は出ておりませんが、約800人でありまして、繊維・衣服、農業、漁業等で受け入れされているところでございます。また、在留中の研修生等の収入につきましては、平成20年度の研修生の研修手当の月額平均は6万5,000円余、技能実習生の基本給の月額平均は12万2,000円余となっております。以上でございます。

○徳重忠夫議員 ただいま、内容について説明をいただきました。そこで、県内の状況を踏まえて、この制度についての県の認識をお伺いしておきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） この制度につきましては、先ほど議員からもありましたように、諸外国の青壮年労働者に、その国の経済発展を担う人材育成を図ることを目的に、国際協力・国際貢献の理念のもとに創設された制度であります。また、研修の在留資格で行うことのできる活動は、出入国管理及び難民認定法によりまして、我が国産業の技術や知識等の習得に限られております。このようなことから、この制度につきましては、国際貢献のもとでのあくまでも研修でありまして、労働力として取り扱わないことと認識しております。以上でございます。

○徳重忠夫議員 ただいま説明をいただいたところでございますが、最後にもう一言お尋ねをしておきたいと思います。外国人研修生が増加するということになりますと、本県の雇用に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧をいたしております。今後の見通しについてお伺いをしておきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 研修生・技能実習生が、実質的に低賃金労働者として扱われる等の現行制度の問題点を踏まえ、国においては、昨年7月に出入国管理及び難民認定法を改正しまして、入国直後の2カ月の講習期間を除き、最低賃金法、労働基準法を適用するなどの改善が図られ、本年7月から施行されることとなっております。近年の研修生の推移を見ますと、平成15年の338人から平成20年には623人となっております。増加傾向にあるわけですが、今回の法改正に伴いまして、制度の不

適正な利用が是正されることとなりますので、今までのような推移にはならないのではないかとという見通しを持っております。以上でございます。

○徳重忠夫議員 それでは、次に進めさせていただきます。県の試験研究機関のあり方についてお伺いをしていきたいと思います。

県では、多額の経費をかけて設置された試験研究機関を各部局で所管しておられますが、県民目線で見れば、それぞれの研究内容とその成果に触れる機会が大変少なく、なかなかわかりにくいと映っているのではないかと感じております。これらの試験研究機関では、多くの研究スタッフが日々試験研究に尽力されていることは理解しておりますが、その研究内容や目的が、研究のための研究になっているのではないかと心配をしているところであります。県の試験研究機関でありますから、基礎的な生産技術や品種開発などに加えて、その成果が県民の所得向上や産業の活性化に直接つながるような、現場に密着した現場目線での課題の設定や研究にも積極的に取り組むことが必要ではないかと考えます。そのような地元の利益に密着した研究がなされ、県民の役に立っているのであれば、研究成果等を県民にもっとわかりやすく周知し、研究機関の存在意義をアピールすべきではないでしょうか。

そこで、県内の代表的な試験研究機関であります木材利用技術センター、工業技術センター及び総合試験場について、それぞれどのような研究に取り組み、これまでどのような成果があったのか。また、それぞれの研究成果をどのように県民へ周知しているのかについて、各部長にお伺いをしておきたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 木材利用技術

センターにつきましては、全国でも数少ない木材に特化した試験研究機関でありまして、本県の杉を中心とした豊富な森林資源を有効に活用することを目的として、平成13年に設置されております。当センターでは、県内企業等のニーズを踏まえまして、県産材の新たな利用技術の開発や、企業の技術移転につながる実用的な研究を進めるとともに、年間600件を超える技術相談などにも取り組んでいるところでございます。主な研究成果といたしましては、宮崎市の木の花ドームや日向市駅舎等大型木造施設建設への技術協力、杉とヒノキを組み合わせた国内初の構造用集成材の開発、さらには、木材の乾燥工程で生じる飮肥杉精油を用いたアロマ製品の開発などにつながっているところでございます。また、県民への周知につきましては、年間1,500名を超えるセンター見学者に対しまして、その研究成果や取り組み状況を紹介するとともに、毎年開催しておりますスギシンポジウムや研究成果報告会等通じて、広く県民への情報提供に努めているところでございます。今後とも、あらゆる機会を通じて、その成果等を県民や木材関係産業へ提供するとともに、引き続き、企業ニーズを的確に把握いたしまして、実効性の高い研究開発を進めてまいりたいと考えております。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 工業技術センターでございますけれども、このセンターにおきましては、企業ニーズに即した研究を行うために、大学や企業等の外部委員で構成している委員会の意見を踏まえながら、県内中小企業の技術力向上や新製品開発につながるような研究に取り組んでいるところでございます。これまでの主な成果といたしましては、センターがSPGを利用したハンダ粒子の製造技術を開

発しまして、その結果として、その製造工場の誘致が実現したところでございます。そのほか、県内企業が、センターのコンピューター解析技術を活用することによりまして、試作品の製造回数を大幅に削減し、自社製品の高性能化を低コスト、短期間で行った事例などがあります。これらの研究成果につきましては、新聞等のマスコミに対し積極的に情報提供を行うほか、「みやざきテクノフェア」への出展やセンター主催の研究成果発表会等を行っているところでございまして、今後とも、広く県民への周知に努めてまいりたいと考えております。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 総合農業試験場におきましては、普及センターとも連携しまして、現場等の要請にこたえながら、本県独自の新品種の育成とか収益性の高い生産技術の開発など、農業者の所得向上や本県農業の競争力強化につながる研究に取り組んでいるところであります。その主な研究成果といたしましては、マンゴーでは、高品質生産技術の開発などによりまして、平成20年産の産出額が、ここ5年間で約2.2倍の37億円に増加するとともに、中山間地域では、オリジナル品種を活用した夏秋イチゴやラナンキュラス等の産地化、さらに、安全・安心な「みやざきブランド」を支える全国トップクラスの残留農薬分析技術の開発など、研究成果が農業者の所得向上につながり、地域農業の活性化に貢献しているものと考えております。また、県民への周知につきましては、県立図書館等の展示場を活用しましたパネルや現物等を展示するとともに、小学生から大人までを対象といたしまして、「試験研究ウィーク」などの公開講座とか、商工業分野の研究機関や大学との合同研究成果発表会の開催などを実施しているところでございまして、今後と

も、広く県民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** それぞれ研究成果が上がっているわけでありまして、そのことが県民に周知されることが最も大事なことだと思います。一つ提案しておきたいと思いますが、各市町村役場の待合室等に毎日何百人の方がおいでになります。私は、住民票などをとりに来られる県民の方、市民の方にこれを知ってもらう、その時間を利用してもらうことも一つの方法ではなかろうかと思います。図書館やそういった専門的な場所に置くのも結構です。それは当然のことでしょうが、やはり全県民に知らせる必要がありと、このように思います。

それでは次に、農業問題についてお尋ねをしていきます。

私ども県民の会の水間幹事長が代表質問でも取り上げました、米戸別所得補償モデル対策事業についてでございます。私のほうは、現地の状況を踏まえてお尋ねをしてみたいと思います。

私の地元であります都城・北諸地域においては、個々の農家が零細な規模で農業を営むのではなく、効率的な農業経営を行うため、産地確立交付金——今までの転作助成金であります——農地の集積や団地化などの取り組みに手厚く加算助成をしてこられました。このことによりまして、発足して間もない集落営農法人などにおいても、農地集積などの取り組みを進めることにより、一定の助成金が交付されることから、安定的な農業経営を目指して、集落全体が一丸となって取り組もうという意欲が醸成されてきたところでもあります。その結果、都城においては、「きつとかな田」「きらり農場高木」「夢ファームたろぼう」など、全国段階の農業

コンクールでも優良事例として表彰されるような、先進的な集落営農法人が設立されてまいりました。県におきましては、意欲のある担い手として、認定農業者8,400経営体、集落営農組織145組織、うち集落営農法人57法人を目標に、各種施策を集中しておられます。平成21年度の実績といたしまして、認定農業者8,700経営体、集落営農組織105組織、うち集落営農法人20法人となっております。担い手育成の取り組みはまだ道半ばであります。これから、さらに集落営農への施策の強化が求められる中で、全国一律の転作作物助成の新たな対策が実施されると、これまで農地集積等を進めてきた集落営農組織に対する助成金が大きく減少するのではないかと、地域においては、今後、営農組織を存続できるのかどうか、強い不安を持っておられます。もし、国の政策転換により、これまで育成されてきた担い手がつぶされるようなことになると、担い手を目指して汗水流して営農の組織化に取り組んできた農業者の努力を、国が切り捨てることにほかなりません。

そこで質問でございます。集落営農など大きく助成金が減額される組織等への対応についてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** モデル対策につきましては、昨年の概算要求の時点では、御指摘にございましたように、団地化等に取り組んできた集落営農組織等におきましては、交付額が大幅に減額となるなど、厳しい内容となっております。こういったことから、県としては、地域の実態を踏まえた制度となるように、国に強く要望を行ってまいったところでもあります。この結果、国におきましては、本県の要望等も踏まえ、これらの影響を緩和するため、今

回、激変緩和調整枠を設定し、本県には1億8,000万円の調整枠が配分されたところであります。県といたしましては、この調整枠の活用につきましては、地域の特色を生かした多様な担い手を育成する観点から、交付額が大幅に減少する集落営農組織等を対象に、団地化等により作物の生産を行う場合や、地域の振興作物の生産を行う場合に加算が行えるように、現在、国と協議を行っているところであります。今後とも、これら調整枠を有効に活用しながら、集落営農等のこれまでの取り組みをさらに持続・発展させてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。本県からの提案もあったということでございますし、措置された激変緩和調整枠を活用して、存続の危機に瀕している集落営農組織等への支援をしっかりとやっていただきたいということでございます。そして、地域農業者も安心できるということで、ぜひとも前向きに、この1億8,000万、有効にお使いいただきたいと思っております。

次に、地域の集落営農の代表者と意見交換をする中で、都城・北諸地域においては、ブロックローテーションや後作の関係から、現在は飼料用米などを拡大するような状況ではないと思っております。やはり飼料作物などを中心に組み込んでいただきたいということでもあります。しかしながら、飼料作物の生産は、利用する畜産農家や牛があって初めて生産が成り立つものでありまして、高齢化や販売価格の低下など、地域の畜産の状況を見ると、果たして飼料作物をやみくもに生産拡大していいのかという気がいたしております。一方では、安全・安心な国産粗飼料に対するニーズというものもあり、食料供給県宮崎を支える畜産部門としても、そのニーズ

にこたえなきゃならないと考えております。

そこで、本県における国産粗飼料の利用状況はどうなっているのか、また、生産される飼料作物の県内における需給調整の取り組みをすべきと考えますが、農政水産部長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 畜産の粗飼料関係でございますけれども、本県では、これまで、国の事業等を活用しまして、粗飼料の生産と利用の拡大を図ってきたところでございます。その結果、トウモロコシとか牧草等の飼料作物が、全国第3位の3万900ヘクタールで作付されております。さらに、県内の水稻作付面積の3分の2に当たる約1万4,000ヘクタール分の稲わらも、粗飼料として利用されておりました、本県で必要とされる粗飼料の約9割程度を自給している状況でございます。今後は、さらに粗飼料自給率100%を目指して、これまで以上に粗飼料の生産振興に取り組んでいくことといたしておりますけれども、地域によっては、高齢化あるいは労働力の不足等で粗飼料の確保が困難になることも懸念されております。このため、御指摘にございましたように、来年度からの米のモデル対策の実施により、粗飼料増産の機運が一段と高まることも想定されますので、需給調整機能を持ったコントラクターの育成を図るなど、畜産農家に十分な飼料の供給が行える体制整備に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひそういう方向で努力をいただきますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、スポーツランドについて質問をする予定でございましたが、さきの代表質問で、社民党の満行議員から、るる質問がございましたの

で、このことについては割愛をさせていただきたいと思います。

続きまして、都城市のサブシティ構想について、知事にお伺いをしてみたいと思います。

去る1月24日に実施されました都城市長選挙の結果、現職の長峯市長が圧倒的な得票で再選されました。長峯市長は、合併前の旧都城市長から数えますと、通算3期目ということになります。今回の選挙におけるマニフェストの一つに、都城インターチェンジ付近に、健康・医療ゾーンと雇用創出ゾーンを整備するサブシティ構想があります。この構想は、長峯市長の1期目からの基本的な公約であります。3期目となるこの4年間で、実現に向けて努力されるだろうと考えております。健康・医療ゾーンは、都城救急医療センター、都城市郡医師会病院、都城健康サービスセンターの一体的移転整備により、広域的な高度医療拠点の構築を目指すものでありまして、雇用創出ゾーンは、約20ヘクタールの工業団地を整備する計画とお聞きしております。

今回の選挙で、多くの市民の信頼を受け当選された長峯市長でありますから、この構想にも大方の市民は賛成とは思いますが、一方では、莫大な経費負担が生じることは間違いありません。また、この構想は、都城市のみならず、西諸地域、また曾於市まで含んだ広域的な取り組みであり、南九州の中核都市として、今後の産業集積、医療の集積を考える上で注目されるものと考えております。そういう意味で、この構想の推進は、県政全般における重要な政策課題の一つであると、私は考えております。健康・医療ゾーンにつきましては、市長選挙前に、私も何回か質問をしてみましたが、今回の長峯市長の当選を受け、改めて質問をするもので

あります。都城市のサブシティ構想に対し、県としてどのような支援を考えているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 都城市のサブシティ構想に対する支援についてであります。

まず、本構想の健康・医療ゾーンについてであります。この健康・医療ゾーン整備の核になる都城救急医療センター、都城市郡医師会病院及び都城健康サービスセンターの一体的移転整備は、県西部圏域の救急医療を初めとする医療機能強化を図る上で、重要な取り組みとして認識しております。このため、今年度策定した地域医療再生計画においても、特に、圏域の2次救急の中核を担う都城市郡医師会病院の施設設備整備を対象に、支援を行う予定としております。次に、雇用創出ゾーンについてであります。南九州の中核都市として発展を目指す都城市が、産業集積、雇用の確保を図るために、工業団地の整備を計画しているところであります。県といたしましても、この団地を重要な大規模工業団地と位置づけておりまして、今年度の広域拠点工業団地整備促進事業により、調査及び測量設計等に対して補助を決定したところであります。

○徳重忠夫議員 大変前向きな御答弁をありがとうございます。ぜひ、大いに支援をいただき、これが早く完成できるようにお願いを申し上げます。

続いて、都城市郡医師会病院等の移転整備は、現時点での概算で、事業費75億円という規模の大きな事業と聞いております。こういう大規模な投資を行った場合、その後の経営が大変厳しくなるのではないかとということが心配されるわけですが、都城市郡医師会病院等の移転整備後の経営見通しについて、福祉保健部

長はどうお考えなのか、お伺いをしておきたい  
と思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 都城市郡医師会病院等の移転整備については、早ければ平成25年度中の開設を目指して、現在、都城市や都城市郡医師会を中心に準備作業が進められておまして、約75億円と見込まれる移転整備費の財源につきましても、移転整備後の安定的な経営という観点から、県や市の財政支援、低利融資制度の活用など、慎重に検討・調整が進められていると伺っております。来年度中には、立地場所の選定、施設の機能・規模、診療体制に関する計画のほか、運営収支計画も含めた基本計画が取りまとめられる予定と聞いておりますので、移転整備後の経営見直しにつきましても、その中で明らかにされてくるものと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

それでは、最後の質問になろうかと思いません。都城志布志道路についてお伺いをしていきたいと思えます。

この都城志布志道路については、私が県議会議員になってずっと、代表質問、一般質問、常任委員会でも取り上げてきました。まさに私の政治生命をかけた、いわゆる私の命の道路と言ってもいい課題でございます。この道路がつながれば、都城・北諸圏域を中心とする地域の活性化はもちろんのこと、県南全体の地域の活性化、さらには南九州の物流効率化に大きく寄与することは、だれが考えても明らかであります。この道路の全体計画、延長42キロメートルのうち、本県内の区間が半分の21キロ。このうち、都城インターから五十町インターまでの約13キロにつきましては、国の直轄事業であります国道10号都城道路として、平成11年度から

事業に着手され、また、五十町インターから梅北インターまでの約3キロメートルについては、平成13年度から、県の事業としてそれぞれ事業着手されております。着手されてから既に11年を経過したものの、いまだ開通している区間はなく、県の施行区間であります五十町—梅北間3.1キロが、前回の私の質問に対しましても、22年度に供用開始されるという県土整備部長の答弁をいただきました。また、国の施行区間であります平塚インター—五十町インター1.9キロが、平成23年度の供用予定と聞いております。実に、一部が開通するのに13年もの年数がかかるわけであります。

一方、同じ21キロの鹿児島県を見ますと、末吉インターから有明北インター間の8.3キロメートルは既に開通し、これに続く有明北インターから志布志港間も、平成27年度までには全線開通に向けて取り組んでいるという、まさに雲泥の差というのはこのことではないかと思う次第であります。これはどういうことなのか。私自身、鹿児島県庁に足を運び、整備の方針を聞いてまいりました。鹿児島県の場合は、都城志布志道路を重点事業として位置づけ、供用している8.3キロを、年間15億円ぐらいつつ投資いたしまして、10年間で完成させておられます。また、厳しい予算の中で、次の事業区間も、年間12億円前後を集中的に投資して、あと5年程度で県境区間を除き全面開通させるという意気込みでございます。鹿児島県の場合は、21キロ全部が県施行の補助事業で行われています。本県の場合は、6割を国の直轄事業でやってくれるという経費面での節約になります。公共事業予算が大きく削減される中で、全線開通を見据え、整備効果を発現させるため、選択と集中の理念のもと、重点投資を行うべきだと考えま

す。

私なりに都城インターから志布志港へのルート眺めると、梅北インターから県境区間の約5キロを早急に整備することが何よりも重要ではないかと考えます。そこで、まず初めに、都城志布志道路について、鹿児島県との連携をどのように行っているのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 都城志布志道路は、都城インターチェンジと志布志港を直結しまして、物流の効率化に寄与することはもとより、広域救急医療の整備充実などを掲げた都城定住自立圏構想を実現するための重要な幹線道路でございます。このため、国、鹿児島県、本県で構成します行政連絡調整会議で調整を行いながら、連携して整備を進めてきたところがあります。また、本県と鹿児島県の沿線自治体で組織する都城志布志道路建設促進協議会や、民間団体である都城志布志道路早期完成促進民間協議会におきましても、国や関係機関に対する提言活動が行われるなど、両県の官民を挙げた連携により、都城志布志道路の整備促進に向けた取り組みが行われている状況であります。

**○徳重忠夫議員** 先ほど申し上げましたが、やはり既存の国道10号から志布志港へのルートを考えますときに、県施行区間である梅北インターから県境区間を早急に整備しなければ、経済効果の発現は期待できないと、このように思います。県境区間の整備の見通しについてどのように考えていらっしゃるのか、再度お尋ねをいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 都城志布志道路の梅北インターチェンジから、鹿児島県境を経て末吉インターチェンジに至る未整備区間につきましては、物流の効率化などの経済効果を

早期に発現するため、速やかに整備を図るべき区間であると認識いたしておきまして、これまでも鹿児島県と連携しながら、両県をつなぐルートの検討などを行ってまいりました。宮崎県内の未整備区間約5キロメートルのうち、梅北インターチェンジから県道飯野松山都城線までの、（仮称）諏訪山インターチェンジ間の約2.5キロメートルにつきましては、早期の事業化に向けまして、本年度、道路整備に伴う環境への影響調査を実施しているところであります。今後とも、早期整備に向けて、鹿児島県と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

**○徳重忠夫議員** 知事にお伺いをしておきたいと思えます。都城志布志道路は、経済効果は宮崎県が約6割と言われております。鹿児島県は積極的に整備を進めていただいております、大変ありがたいこととあります。次の事業区間、8キロ以上完成されておきまして、10年で宮崎県は3キロしか完成されておきません。考えてみますと、この3年間の投下財源は、宮崎県17億円、鹿児島県34億円とあります。この現実を知事はどう考えていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 都城志布志道路につきましては、定住自立圏構想を目指す都城圏域と志布志港を結び、物流効率化、産業振興、広域医療の充実などに寄与する重要な幹線道路でありますことから、これまでも国及び鹿児島県と連携を図りながら整備を進めてきたところがあります。過去3年間の投資額につきましては、議員御指摘のとおりであります。本県側では、県事業に加え、直轄事業による整備も行われておきまして、それに要する県の負担額を合わせますと、遜色はないものと考えておると



ころであります。本県側におきましても、これまでの投資が実を結び、来年度以降、順次開通予定であり、今後とも早期整備に向け、国や鹿児島県と一体となって整備促進に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 知事、よく御案内のとおりでございます。今、小林から来る221号、あるいは269号、そして222号、それぞれの国道は10号線に直結しております。そして、今町まで完全に改良整備が終わっております。今町からインターに乗れる、志布志道路に乗れますと、全く経済効果は変わらないと私は思うんです。直轄事業をやっておりますが、あと10何キロあります。これが恐らく10年、15年かかるでしょう。それをやらなくても、今の道路で効果は十分出るといいますときに、とにかく今町からインターに乗れるような5キロをつくる。そして鹿児島県側の高速に乗れる。鹿児島県から2キロです。鹿児島県は2キロをつながなくても経済効果は100%あるんです。うちのほうは、あそこの5キロを、今町からインターまでつなぐ道路をつくっていただくことによって、経済効果は100%満たされると。そして、ちゃんとした道路ができれば、私はこれでいいと。そしてまた、あとできる工事も直轄部分11キロぐらいでございますが、1キロ大体30億かかるんです。30億かかったら、300億という資本が投下されるわけです。だから、経済効果も抜群に上がってくると考えますときに、どうしても今町から県境まで、そして鹿児島県につなげるような形、これは知事が鹿児島県知事と話をし、ここをやってくださいとお願いするしかない。待っていたら、ただ協議だけしていたって進まない。知事が直接知事に会って、どうしてもこれをやってほしい。つなぎを早くやってほしい。こ

れをぜひともお願いしたいと。これが私のきょうの大きなお願いでございます。そうすることによって絶対にできると信じております。

もう一つ、鹿児島県は、まず予算をつけるんだそうです。県で予算をつける。そして国に、県がつけたから国もつけてくださいよというお願いをしてきたからここまで行きましたと。県が率先して予算をつけたと。このような話を聞いたところでもあります。参考にさせていただきたいと思います。よろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○萩原耕三副議長** 次は、河野安幸議員。

**○河野安幸議員**〔登壇〕（拍手） 自由民主党の河野安幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

バンクバーオリンピックもいよいよ最終日を迎えました。滑り、飛び、本当に素晴らしい演技を見せてもらいました。先日の読売新聞の「編集手帳」にこう書いてありました。「大坂本町糸屋の娘／姉は十六、妹は十四／諸国大名は弓矢で殺す／糸屋の娘は目で殺す」と書いてありましたが、全く、あのカーリングの石を投げるときの選手の目、これは本当に素晴らしい集中力の目であったと感動いたしましたところでございます。ジャンプも、飛ぶというよりも空中を舞うと言ったほうがよかったと思っておりますが、知事もいつかは国政へジャンプされるんじゃないかというふうに思いながら見ておったところでございます。

まず、知事にお伺いをいたしたいと思っております。知事におかれましては、就任後3年が過ぎました。就任以来、宮崎を大きくPRされ、全身全霊を傾けてとよく言われますが、そのとお

り、全国に宮崎県の名を広められましたことは、県民は高く評価しておるところでございます。そこで、知事とされまして、マニフェストの達成状況を見て、何%達成したと自分で思っておられるか、まず、お伺いをしておきたいと思えます。

次に、教育問題から質問をさせていただきたいと思えます。

教育は国家の礎と申しますが、果たして、現在の子供を取り巻く教育環境は、教育が正しく行われていくことに適した姿でしょうか。私は、甚だ疑問があると言わざるを得ません。その多くは、私たち大人の責任の部分が多いと考えますが、教育の1番目の目標と言える学力につきましても、諸外国に比べて低下が著しく、国際比較において、我が国の学力はむしろ低位にあることが報道されております。このこと以外にも、不登校、いじめ、学級崩壊、給食費滞納、親の経済状況による教育格差拡大、そしてまた、教師の不祥事の増加、問題を挙げると切りがないほど、現状には問題点を挙げる事ができます。私たちが子供の時代とは大いに違ってきていると思っておるわけでございます。

そもそも何ゆえこうなったのか。社会・経済情勢の劇的変化はあるでしょうが、ある学者は、加えて、平成8年の中教審答申に一因があるのではないかと指摘されております。平成8年の中教審答申は、いわゆるゆとり教育に戦後の教育が大きくかじを切った答申であります。ゆとりの中で生きる力を育成する。自分の力で課題を見つけ、みずから考え、主体的に判断し、よりよく解決する能力、みずから律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力を身につける。なるほど、そ

のとおりになれば申し分のないことであります。しかしながら、必ずしもこうはいかなかったことは、現在の幾つかの課題点を見ても明らかであります。特に小中学校の時代は、親と教師が濃密にかかわって導き、才覚を引き出していくべき最も大切な時期ではないでしょうか。

この平成8年の中教審答申は、なぜこういう答申を必要としたのか。その一つの背景は、平成14年からの完全学校週5日制の導入であったことは明らかであります。子供にとって、時間的・精神的なゆとりのある教育活動を推進するためと言われておりますが、極論でありますけれども、子供のためというより、教育現場に働く教師に週休2日制を導入するためのゆとりではなかったかと、私は考えておるところであります。その結果、授業時間は大幅に削られ、高校においては日本史が必須でなくなるなど、この国の将来はどうなるのでしょうか。

昔は、どこの子供にでも注意をし、説教する大人が周りにいたものであります。また、子供から見ても、怖いものはおやじ、先生、お巡りさんがいたものであります。こうした現状のない中に自由に子供を解き放っている今の状況は、問題であると考えております。今はどうでしょうか。友達言葉で会話し合う教師と生徒が大半であります。このことはよしとしても、休日に働く親も多く、子供の周りは危険がいっぱいあります。せめて学校だけでもしっかりと子供と向き合うべきと考えますが、いかがでしょうか。

私は、例えば必要な教員を増員してでも学校は6日制であるべきで、今、少子化の時代でありますから、よほど実行しやすい環境にあるのではないかと思うのであります。ゆとり教育の弊害は、学力低下ばかりではなく、勤勉さやま

じめさという、学校教育において最も大切な徳目を奪ってしまうことのように思います。「予習・復習はゼロでオーケー。学校は生活するところで、勉強は塾」という考えがかなり浸透しているという教師の話が、問題の深刻さを示しております。

そこで、知事にお尋ねいたしますが、知事が御自身の経験に照らし、理想とされる初等中等教育はどういう姿でしょうか。また、いわゆるゆとり教育に対する知事の所見をお伺いしたいと思います。

次に、2学期制についてお伺いいたします。

我が国は、古来といたしまして、明治以来ということのようですが、3学期制でありました。そこに2学期制が、ゆとり教育を契機に義務教育の分野まで入り込み始めたのであります。3学期制が、我が国の四季との関係に密接であることや、古くからの風習や礼節を重んじる国民性に根差していたことを考えると、ないがしろにはできないものと考えております。そもそも2学期制は、平成14年度からの完全週5日制と新学習指導要領の施行から端を発して、授業日数の確保から始められた学校や地方自治体が多く、ゆとり教育推進のため導入されたものであります。もちろん2学期制にも、「行事の見直しを図ることができる。そしてまた、長いスパンで評価できることで指導が生かせる。そして、学習の連続性が図られる。また、教員の事務仕事が軽減され、子供と触れ合う時間が増えるなどのメリットがある」と言われています。承知をいたしておるところでございます。しかしながら、実際にどの程度、行事の見直しが図られてそれが生かされているのか、教師や子供たちが触れ合いの時間を共有でき、また、そう感じているのかというところまでは

見えていない感じがいたします。

週6日制のころ、明治時代から慣習的になっている行事の見直しを図ることは、2学期制を導入する以前に課題となっていたものを見直すというのなら、当然のことではありますが、そういう話は余り聞いたことがございません。また、長いスパンで学習効果を上げていく意味では、確かに2学期制のメリットとして効果を期待できるものがあると思いますが、導入後、劇的に学力が向上したというのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねいたしますが、まず、宮崎県で2学期制を導入している市町村数と学校数、私学関係を別といたしまして、お尋ねをいたします。

次に、教育長は2学期制をどう評価されているか、そしてまた、文科省の見解はどうか、お尋ねをいたしておきたいと思っております。

次に、教育委員長にお伺いいたします。宮崎県教育委員会の将来の方針はどうあるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

次に、農商工連携及び第6次産業について、農政水産部長にお伺いいたします。

国では、地方経済活性化のため、地域の基幹産業である農林漁業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農商工連携促進法を平成21年に制定しました。この法律では、中小企業者と農林漁業者が連携して、新商品の開発、需要の開拓等に取り組む事業計画を作成し、国に認定されれば、金融、税制上の優遇措置が受けられることになっております。昨年末までには既に300件を超える事業計画が認定されておるようであります。本県におきましては、みやざき農商工連携推進事業を創設され、制度の普及・PRに努められているとともに、みやざき農商工連携応

援ファンドを設立、総額25億円の基金を積み、その運用益で新商品の開発促進や生産技術開発のための助成を行っておられます。

一方、近年、農業の第6次産業という言葉がよく見聞きします。第1次産業の農畜産物の生産だけでなく、第2次産業である食品加工及び第3次産業の流通販売にも、農業者が主体的かつ総合的にかかわることによって、今までの第2次産業、第3次産業の事業者が得ていた加工賃や流通マージンなどの付加価値を農業者自身が得ることによって、農業を活性化させようというものであります。1次プラス2次プラス3次は6次であります。なおまた、1次掛ける2次掛ける3次も6次というわけであります。農商工連携、第6次産業という言葉がよく取り上げられることになった背景には、もはや従来のように農畜産物を生産するだけでは、農業は存続できないということではないでしょうか。

しかしながら、すべての農業者が農商工連携や第6次産業に取り組めるものではありません。農林統計によりますと、本県の農家数は年々減少し、経営農家面積が30アール以上、または農産物販売価格が50万円以上の農家、いわゆる販売農家のうち、主業農家——農業所得が主であり、65歳未満の農家でございますが——これは35.7%しかありません。基幹的農業従事者の5割以上が65歳以上となっており、高齢化が進行している現状であります。我が清武町は、本県の冬の特産物である千切り大根の主産地であります。生産している農家はほとんどが65歳以上であります。本県は、全国5位の農業産出額を誇る農業県であり、農業は本県の基幹産業であります。ブロイラー、豚、肉用牛の畜産を初め、ピーマン、里芋、キュウリなど、常に全国でも1位から3位の生産量を維持しておる

ところでございます。これら本県農業を支えていく農家は、主業農家以外の中小農家も多くいるわけでございます。そういう個々の農家では競争力が弱いということで、農家の集合体である農協組織があるのではないのでしょうか。したがって、この農商工連携や第6次産業には、農協が積極的に取り組むべきと思うのであります。

このような情勢の中、まさに時宜を得たかのように、先月の農業新聞にも発表されておりましたが、宮崎県経済連では、九州最大規模の野菜冷凍工場を本年7月に建設することのであります。私も、この工場建設により、本県農業の第6次産業化が進展すると、大いに期待をいたしておるところでございます。農業者が生産したものを、その組合組織である農協組織が加工、流通・販売を担う、これこそ農業協同組合の本来の姿ではないでしょうか。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。県では、農商工連携の一環として、平成21年度に連携推進室を設置いたしました。農商工連携の実績はどのくらいあるのか。今後、農政水産部として農商工連携をどのように進めていかれるおつもりか、お伺いしておきたいと思っております。

次に、林業関係についてお伺いいたします。

我が国の森林は国土の67%を占めており、その6割は民有林であります。本県におきましては、県土の76%が森林で、うち7割が民有林となっております。森林は、単に木材資源としての私的な経済価値にとどまらず、水源涵養や土砂崩壊防止、二酸化炭素を吸収する地球温暖化防止機能などの公益的、多面的な機能を持っております。経済資源としての機能は年間6,700億円、環境資源としての機能は、何と年間70兆円

とも言われております。しかしながら、今、林業の現状を見ますと、極めて厳しいものがあります。昭和39年の木材輸入自由化を契機に、昭和55年ごろをピークにして国産材の価格は落ち続け、長期的な停滞が続き、採算性の悪化、林業就業者の減少及び高齢化など、林業現場は限界に来ておると思っています。我が町の隣であります、田野町においても、以前は杉の苗の生産が盛んでありましたが、林業不振のあおりから、今はほかの露地野菜に転換をいたしております。

これは、ある経済誌に掲載してあった記事でございますけれども、林業の不振から、林地価格が18年連続で下落し、山林の売り圧力が強まった中、これまで森林に対する関心を示さなかったような人たちが、日本各地で山林買収に参入しているとのことであります。東京のある新興不動産会社は、発足後5年間で、全国で約2万ヘクタールの森林を所有。また、東京都内のコンピューターソフト開発会社は、平成18年だけで4,300ヘクタールの森林を取得したとのことであります。国土交通省によると、5ヘクタール以上の大規模な土地売買、特に都市計画区域以外の山間部における取引総面積は、平成11年度の1万4,000ヘクタールから、平成20年度には3万2,000ヘクタールと、10年で倍増いたしております。都道府県別では、北海道、宮崎、福島、熊本の中に大きいとのことであります。さらに、このデータは、国土利用計画法に基づく1ヘクタール以上の土地売買の事後届け出に基づくものであり、これが土地売買の実態のすべてとは言いがたいものであります。

また、この山林売買につきましては、外資によるものがほとんどのようでございます。既に三重県や長野県では中国系資本による水源林買

収の動きがあったそうであります。その後、北海道、熊本など日本各地で聞かれるようになっており、うわさを含め、外資による山林売買の動きは後を絶たないようであります。こうした外資による山林売買の理由につきましては、山林価格がこれ以上下がらないと見越したねらいか、世界的な水資源不足を背景に、日本の水源地を購入して地下水を確保しようとしているのか、そしてまた、森林が温室効果ガスCO<sub>2</sub>の吸収源として位置づけられると期待した先行投資か、林業関係者の中では憶測が広がっているところでございます。

本県の林業関係者の意見として、今年の2月1日付の宮日新聞に、耳川広域森林組合長・轟さんのインタビューが載っております。中身につきましては、皆さん読まれたと思いますので省略いたしますが、日本一の杉生産県としての位置づけを守るべく、林業の復興を願っておられる熱意を十分に感じさせる内容でございました。

繰り返しになりますが、森林は我が国における貴重な資源であり、水源林のおかげで日本ではおいしい水が飲めるのであります。この水源林が外国資本の手に渡ったらと思うと、将来に大きな不安を抱くのであります。そこで、環境森林部長にお伺いいたします。長期的な停滞が続いている林業不振を受け、国では、間伐などの費用に対する定額補助金制度を設置しているようでございますが、全国有数の林業県である本県において、県独自の振興策は何か講じておられるのか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェストについてであります。私のマニフェストの進捗状況につきましては、ことし1月、早稲田大学マニフェスト研究所などが評価を行った結果が報道されておるところであります。その内容を見ますと、具体的な取り組みとして掲げた85項目について、Aの「達成できた又は順調に進んでいる」が63項目で約74%、Bの「やや遅れて進んでいる」が10項目で約12%、Cの「かなり遅れて進んでいる又は方針転換した」が12項目で約14%となっており、私の認識とおおむね一致しているところであります。私のマニフェストにおける2つの柱である「県政への信頼回復」及び「宮崎のブランド力向上」についてはおおむね達成され、全体といたしましては順調に進捗していると思っておりますが、社会経済情勢の変化等もあり、厳しい状況の項目もありますので、今後とも、県民の皆様との約束を果たせるよう、マニフェストの達成に向け、この1年を全力で努めてまいりたいと考えておるところであります。

ゆとり教育についてであります。私は、これまでの経験から、勉強は、自分に自信と生きる力を与えてくれるものであり、自分の人生の幅を広げ、大きくしてくれるものであると考えております。また、先行き不透明なこの時代において、一人一人が自己責任のもと、自分がやるべきことを真剣に考え、それぞれの立場で新たな社会を創造していくことが大切であると考えております。天はみずから助くるものを助くという、まさに強い信念を持って行動することが必要であると考えております。したがって、人生の土台となる小中学校段階におきまして、今、最も大切なことは、ゆとりか詰め込みかといったことではなく、さまざまな学習場面を通して、子供たちに、生きていく上で必要な

知識をしっかりと身につけさせるとともに、自分で課題を見つけ、その解決に向けて、みずから考え判断していく力をつけさせていくことであるとと考えております。以上です。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

間伐の推進策についてでございます。全国に先駆けまして伐採時期を迎えている本県人工林を、健全で多様な森林へと誘導するためには、間伐の推進が大変重要であります。このため、県におきましては、国の補助制度を積極的に活用するとともに、今年度から、県下8つの森林組合に27名の間伐等促進班を配置いたしまして、森林所有者への制度事業の周知や施業提案等を行う、本県独自の推進策を講じているところでございます。また、木材価格の低迷など大変厳しい状況等に対応するため、本議会に新規事業としてお願いしております「奥地共同間伐促進事業」によりまして、奥地林を対象に、間伐材の搬出経費を支援する、新たな森林所有者への負担軽減策にも取り組むこととしております。今後とも、本県森林・林業の特性等を踏まえながら、さまざまな施策を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、農商工連携の取り組み実績についてでありますけれども、中小企業者等と農林業者との連携による取り組みといたしまして、「牛歩」——コムテックさんと畜産農家が連携した取り組みとか、あるいは新型乳酸菌による混合飼料の開発、それから、規格外青果物のパウダー加工及び販路開拓等の取り組み、さらには、銘柄鶏の「刀根鶏」の低利用部位を主原料にし

た新商品の開発と販路開拓がございませう。さらに、最近の動きとしまして、特に企業の農業参入、県内の法人と連携した取り組みというところで、株式会社シーイーシーさんが本県に参入をされたとう。それから、三鷹光器さんが他産業分野から技術開発の提携をやるとうった動きがございませう。

それから、今後の取り組みについてでございます。御質問にもございましたように、担い手の減少、あるいは高齢化が進行する中で、今後とも本県農業・農村を維持発展させていくためには、御質問にありましたように、豊かな地域資源を2次産業、3次産業と連携して最大限活用することによりまして、新たな価値を生み出していく、いわゆる6次産業化の取り組みを推進することが大変重要であると思っております。このため、県といたしましては、これまで以上に関係機関・団体と連携を密にしながら、食品産業との連携による新商品の開発や販路開拓、加工・業務用需要に対応した産地の育成、さらには、他産業からの農業参入や新たなビジネスモデルの創出など、農業を核にした6次産業のための多様な取り組みを支援しまして、本県農業・農村、ひいては地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○教育委員長（近藤好子君）** 本県教育の将来の方針についてであります。私は、子供たちが健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域において、子供たちの心にしっかりと寄り添い、それぞれの場の力を生かした取り組みが大切であると考えております。そのため、家庭においては、育ちの場として、家族との確かなきずなをつくり、学校においては、学び・集団生活の場として、仲間とのつながりの中で生きる力を

はぐくみ、そして、地域においては、実践の場として、文化やスポーツ、地域の伝統行事等を通し、世代を超えたつながりの中で、ふるさとを愛する心を育てていくことが重要であると考えております。家庭、学校、地域が持っている役割は、これまでも、これからも変わるものではなく、変わってはいけないと私は考えております。それぞれが持つ力を再確認し、引き出し、生かしていくことが求められていると考えております。今後の教育行政におきましても、このようなことを基本に据えて、これまでの県教育委員会の取り組みを基盤に、さらに検証し、創意工夫や改善を重ねてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○教育長（渡辺義人君）**〔降壇〕 お答えいたします。

小中学校の2学期制についてであります。

まず、2学期制の導入状況でありますが、市町村別では、宮崎市、小林市、えびの市、高原町、野尻町の5市町であり、学校数につきましては、小学校69校、中学校39校であります。なお、導入の時期につきましては、宮崎市が平成16年度から、西諸県地区の4市町は平成17年度からであります。

次に、2学期制の評価についてであります。2学期制のメリットについて、実際に取り組んでいる5つの市町の状況から申し上げますと、始業式や終業式などが減ることに伴い、授業時数がふえることによってゆとりが生まれ、これまで成績処理などに追われていた長期休業前に修学旅行などの行事を組むことができたり、児童生徒との触れ合いの時間や、じっくりと指導できる時間が確保できることなどがあると聞いております。一方で、3学期制には、長期休業前に各学期の評価ができるよさや、季節に応じ

た学期の区切りを意識できるよさなどがありますので、設置者である市町村の教育委員会が、学校や地域の実態等を踏まえながら実施されていくものであると考えております。

最後に、文部科学省の見解についてですが、文部科学省は、2学期制について直接見解を示しておりません。なお、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会は、平成15年の答申の中で、「2学期制等の学期区分の工夫については、全国一律に実施する性格のものではなく、各教育委員会等の取り組みにゆだねるべき事柄である」と述べております。また、「各教育委員会が、学期区分の工夫を検討する場合は、既に導入している地域や学校の実施状況等を参考にしつつ、それぞれの教育方針に基づいて、その教育的効果等を十分研究することが重要である」と述べられております。以上であります。〔降壇〕

○河野安幸議員 知事にお伺いいたしますが、知事の出処進退の問題について、先月の宮日新聞にも出ておりましたが、任期満了の3カ月から5カ月前というふうになっております。私としては、9月議会までにははっきりされるんじゃないかというふうに認識をいたしておるわけですが、知事として2期目を目指すということを視野に入れておいてもよいのでしょうか、伺っておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 私は、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向けて、そしてまた、経済・雇用対策などさまざまな重要課題の解決に向けて、一日一日、全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでいるところであります。したがって、1期目を終えた後の出処進退につきましては、今後、県民の皆様、県議会の皆様などに幅広く御意見をお聞きしながら、

私自身、熟慮を重ねた上で、一般的には任期満了の2カ月から5カ月前に出処進退の表明がなされているようですので、私もこうした時期を目途に、その態度を明らかにしたいと考えているところであります。

○河野安幸議員 県民政策部長にお伺いしたいと思いますが、本県において、過去5年間の大規模な森林の売買の実態はどうなっているのか。また、その中に外資系と見られる案件はどのくらいあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 山林売買の実態ということになりますけれども、一定面積以上の土地取引を行った場合には、国土利用計画法に基づきまして、知事に届け出を行うこととされております。この届け出によりますと、平成16年度から平成20年度までの本県の山林売買のうち、20ヘクタール以上の大規模な一団の山林の取引は、合計で30件の5,658ヘクタールとなっております。取引面積は年度によってさまざまですが、このうち取引が最も多かったのは、平成20年度の8件、3,758ヘクタールであります。これは、林業経営を目的に、約2,800ヘクタールを一度に取得した取引があったものでございます。なお、21年度につきましては、1月末時点で2件の182ヘクタールとなっております。また、取引の届出書には、譲受人の氏名とか住所が記載されているわけですが、これを見る限りにおきましては、外国企業をうかがわせる事例は確認されておりません。

○河野安幸議員 農政水産部長に再度お伺いしたいと思いますが、県としては、今後、農業の第6次産業化をどのように推進されていくおつもりかは、先ほど御答弁いただきましたが、さらに、本県は全国有数の畜産県であり、多く



の畜ふんが出るのであります。これらを原料として安価な有機質肥料を製造する肥料工場を、県として、また経済連として建設されることも、第6次産業の確立につながることをと思いますが、その計画はないのか、明確な答弁をお願いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 本県の基幹産業であります畜産業から排出される畜ふん等を、従来からの堆肥としての利用に加えまして、2次産業である発電事業あるいは肥料製造業、さらには、3次産業である流通・販売業などの関連産業とも結びつける、いわゆる6次産業化の取り組みに大変効果的であると思っております。こういったことから、県といたしましては、これまでも——南国興産等でございますが——畜ふんの焼却処理により発電を行う畜ふん発電施設の整備に対して支援を行いますとともに、発電施設より発生した焼却灰につきましては、経済連の肥料供給センターにおいて、有機肥料として加工製造をしまして、これを県内園芸農家を初め、広く流通販売させるなど、コストの安い肥料として大変喜ばれているところであります。さらに、今議会でも、畜ふん発電施設等の増設等のための予算もお願いしておりますけれども、今後とも、団体等とも連携を——当面の計画としては肥料工場の設置はございませんけれども、畜産業をベースにした、資源循環型社会にも貢献できる、6次産業化に向けた取り組みを強力に進めてまいりたいと考えております。

**○河野安幸議員** それぞれ前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○萩原耕三副議長** 以上で午前の質問を終わり

ます。

午後は1時より再開いたします。休憩いたします。

午前11時33分休憩

---

午後1時0分開議

**○中村幸一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、田口雄二議員。

**○田口雄二議員〔登壇〕**（拍手） 民主党の田口雄二です。2月議会で代表質問、そして一般質問と行われていますが、まだ1人も県北の議員の出番がありません。ようやく県北のトップバッターとして登壇いたしました。山積する県北の課題を初め、質問をさせていただきます。

先日、延岡から国道10号線を2時間以上かけて宮崎に向かう車の中で、ラジオから流れる国会の予算委員会の質問を聞いておりました。質問者は自民党の重鎮、熊本県選出の建設大臣、自治大臣を歴任した野田毅衆議院議員でした。さすがに大蔵省の出身で、財政の問題点など厳しく鳩山総理や菅財務大臣等に質問していました。そして、その中で、今回の県議会でも何度も出されています鳩山政権の予算編成のキャッチフレーズ、「コンクリートから人へ」の話になりました。厳しく批判するのかと思っていまして、我が国の公共事業が最大のときの約15兆円近くあったものが、現在は半減し約7兆円を下回ったこと、この間、逆に社会保障費など人への予算が大幅に増加してきたことを例に挙げながら、「「コンクリートから人へ」は鳩山政権の専売特許ではない。自公政権時代から既に行われてきたことだ」と、鳩山総理などに力説していました。

なるほど、自民党は、鳩山政権のようなキ

タッチフリーズを言わずに進めてきたから、大きく批判されなかった。自民党もやってきたことなのに、政権交代を意識し、国民に「コンクリートから人へ」とアピールしたばかりに、鳩山政権は矢面に立たされ、県議会でもそのことで民主党に一々注文がつけられています。しかし、うっかりしていると、圧倒的に自民党の牙城であった本県のインフラ整備がここまでおこなわれているのも、鳩山政権や民主党のせいにはされてしまうのではないかと心配です。これまで均衡ある国土の発展とずっと言われながら、信じていたらだまされてしまいました。バブル崩壊後の景気対策と称する相次ぐ公共事業で、膨大な借金をつくったにもかかわらず、本県はその恩恵をこうむることもなく、いびつな予算配分で地域間に大きな格差が生じました。鳩山政権には、これまでの予算の分捕り合戦で負い目を負った地域に、今後、手厚い予算配分をお願いし、格差是正に努めなければならないと痛感いたしました。私たちも、地方からの声を、特にインフラ整備のおくれた地区の声を大にして、鳩山政権につないでまいります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢に関して、まず企業誘致についてお伺いいたします。

さて知事は、2010年度予算案、前年より当初比2.6%増の一般会計総額5,772億6,600万円を発表いたしました。これは知事任期の最終年にも当たり、マニフェストの達成に向けた予算案でもあります。本県の緊急的な課題への対応として、「雇用の確保と就業支援」「地域医療の再生」と「中山間地域の活性化」の3項目と、将来的な課題への対応の3項目の合計6項目について、重点的な措置を講ずることにいたしました。特に雇用と地域医療については、1月に行

われた延岡市長選挙でも一番の争点になった課題です。「雇用の確保と就業支援」は37事業に及び、105億円が計上されています。また、組織改正を行い、企業立地推進局に企業立地課を新設し、人員も増加し、3人体制にして積極的な企業誘致に取り組むことといたしました。ここで、マニフェストの中でも重点課題の一つである企業誘致について、目標達成に向けて知事の意気込みをお伺いいたします。

次に、高速道路無料化の社会実験について、知事にお伺いいたします。

国土交通省は2月2日に、本年6月から高速道路無料化の社会実験を行うことを表明し、交通量の少ない地方を中心に、37路線の50区間が対象となりました。県内では、3.7キロメートルの延岡南道路、そして西都一清武間の27キロメートルの2路線が対象となりました。県北の延岡南道路は、国道10号線の土々呂地区が慢性的に渋滞することの改善策として建設されました。ただ、距離に対して割高感のある料金設定もあり、思いのほか利用者が少なく、土々呂地区の渋滞の解消に至らないまま20年が経過いたしました。この間、工都延岡と日向市の細島港を結ぶ産業道路としての意味合いも高くなり、これまで行政や経済界、青年会議所や市民、そして延岡選出の各県議会議員もこの壇上で、高速道路の早期完成とあわせて、延岡南道路の料金値下げ運動を訴えてまいりました。これで土々呂地区の国道10号、日豊線に並行する県道の渋滞はかなり改善されるのではないかと、物流の改善も図られ、全国でもトップクラスの実験結果が出るのではないかと期待しています。今回の県内の高速道路無料化の社会実験について、知事の所見をお伺いいたします。

次に、本県には、日向市の細島港、宮崎市の

宮崎港、日南市の油津港と、重要港湾があります。インフラ整備のおくれた本県にとっては、地域間競争において、企業誘致等は物流の脆弱さが大きなハンディになります。物流体制の確立において、県内重要港湾の位置づけと今後の港湾物流のあり方についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終了いたします。後の質問は質問席よりとり行います。（拍手）  
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、企業誘致についてであります。私は知事就任以来、県外での企業立地セミナーや、県内で行われるコンベンション等の機会をとらえ、本県の立地環境をアピールするとともに、企業のトップに直接お会いして、本県への立地を働きかけるなど、積極的に誘致活動を行ってまいりました。また、これまでに企業立地推進局の設置や、県外に企業誘致コーディネーターを配置するなど、体制の整備・強化を図ったところでもあります。世界的な景気悪化に伴い、企業誘致を取り巻く環境は厳しい状況となっておりますが、4月から、さらなる体制の強化を行うとともに、引き続き積極的な誘致活動を展開し、マニフェストに掲げました4年間で新規立地企業100社の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、高速道路無料化の社会実験についてであります。このたび、国土交通省より、高速道路無料化の社会実験の対象区間に、県内から、東九州自動車道西都一清武間、国道10号延岡南道路が選定されたところではありますが、この社会実験は、無料化に伴っての地域経済への効果、渋滞や環境への影響を把握するためのものと聞いております。延岡南道路の無料化自

体につきましては、国道10号の渋滞が軽減されるなどの効果が上がることが期待でき、地元を初め利用者にとって大変喜ばしいことと認識しております。しかしながら、今後開通する区間も含めた全国の高速道路ネットワークの無料化につきましては、物流や観光などの地域経済への効果が期待される一方で、高速道路整備のおくれ、公共交通機関や環境への影響、受益者負担の問題などが懸念されることから、慎重に検討されるべきであり、今回の社会実験については、効果が出る特定の区間だけではなく、さらに問題点が出るような区間も対象としてはどうかと考えております。いずれにいたしましても、今後実施される社会実験の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、県内重要港湾の位置づけと今後の港湾物流のあり方についてであります。本県の重要港湾につきましては、県北の細島港は九州の扇のかなめに位置しており、外国貿易を含む東九州の物流拠点港として、また、県央の宮崎港は南九州の物流拠点港として、さらに、県南の油津港は県南地域の物流拠点港として位置づけているところでありまして、それぞれの地域の産業や経済を支える港として重要な役割を担っているところでありまして、今後の港湾物流につきましては、地球環境問題の深刻化に伴い、二酸化炭素排出量の少ない海上輸送の役割がますます大きくなるものと考えております。また、高速道路網の整備に伴い、隣県も含めた広域的な物流環境の変化も予想されるところであります。このようなことから、利用者のニーズに的確に対応し、本県港湾の利用促進を図っていくためには、ポートセールス活動による新たな航路の誘致や岸壁などの施設整備に、引き続き積極的に取り組んでいく必要があると考えており

ます。〔降壇〕

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

ここで、企業誘致等に関しましてお伺いをいたします。知事就任以降の企業誘致件数は何件あり、雇用者数は何名ほどになるのか。また、知事就任以降の県内の建設業を含む企業の倒産件数はどれほどになるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 知事就任以降、現時点での企業誘致件数につきましては、昭和シェルソーラーの国富工場や延岡市のセンコービジネスサポートなど69件でございまして、最終雇用予定者数は4,256人となっております。このうち、操業を始めた企業は50社で、約1,900名の雇用が発生しております。また、知事就任以降の県内企業の倒産状況につきましては、民間調査会社によりますと、負債額1,000万円以上の倒産件数は288件で、負債総額は1,291億6,600万円となっております。このうち建設業は146件で、負債総額563億2,800万円となっております。以上でございます。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。誘致企業100社に対して現在69社、マニフェスト達成には、あと1年弱で31社、これから毎月平均3社ぐらい誘致しなければなりません。この経済状況では、どう考えても厳しい目標だと思います。しかし、知事就任以降、逆に倒産した企業は288社、誘致企業数と相殺すると220社ぐらいが減少しています。現時点での誘致企業の雇用は1,900人、倒産した288社の離職者数は把握できていないようですが、単純に1社10人としても288社ありますので、3,000人近くが失業していると想像されます。現在までに誘致企業で1,900人の雇用が生まれましたが、トータルすると、既存の企業の倒産で1,000人以上の離職者

が出たと予想されます。知事、マニフェストの企業誘致の数も大変大事ですけれども、雇用をいかにふやすことができるのか、来年度予算案では2,000人を超える雇用創出を想定されているようですが、これまで宮崎の経済や雇用を支えてきた地場産業の活性化・振興による雇用の創出も重要です。この取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 地場産業につきましては、本県経済の発展や雇用の維持・確保に大きな役割を果たしていることから、その振興を図ることは大変重要であると認識しております。そのため、私は、県内の景気動向に留意しながら、中小企業等に対する資金繰りや新商品・新技術開発の支援、商店街の活性化、県産品の販路拡大等に取り組むほか、高速道路や港湾等の産業基盤の整備促進に努めているところであります。昨今の本県を取り巻く厳しい経済・雇用情勢を考えると、こうした取り組みを進めることはもちろんであります。さらに今後は、本県の意欲のある地場企業等が、他の産業との連携等により、一層伸びていく環境整備を行うとともに、本県農産物の付加価値を高める食品産業の振興や、新エネルギー等の成長産業の育成等を推進することによりまして、本県地場産業の底上げと、将来にわたる安定的な雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。先日の延岡市長選挙では、新規雇用3,000人というマニフェストが出ましたが、県が3年かかって現時点で1,900人ですので、いかに大きな数字かわかります。しかし、今議会でも何度も出ていますフリーウェイ工業団地の買い戻し問題、28ヘクタールもの土地が10年以上もほとんど売れなかったとは腹立たしい限りです。これ

がもし延岡にあれば、以前打診のあった電子機器メーカーの1,000名ほどの雇用も生まれたであろうに、メーカーの要望する広大な用地が期限内に用意できず、泣く泣く断念した経緯があります。進出すれば地元経済に大きく寄与してくれたと思われるメーカーは、先日、長崎県に工場を完成させました。逃した魚の大きさにむなしさが募ります。高速道路のインターチェンジが近くにあるだけで、企業が進出してくるとは限りません。企業が何を求めているのか、しっかりと調査しながら、誘致活動を進めていきたいと思えます。

次に、延岡南道路の無料化実験について、知事にもう一度伺います。東九州道の門川から日向までの年内開通の見込みと、連結する延岡南道路が20年目に無料化に進み出すという二重の喜びとと思っていました。ところが、発表された当日の知事の全国ニュースのテレビでのコメントを見てびっくりいたしました。画面には、まゆをつり上げてこの政策を批判する知事の大笑しの顔が出ていました。このシーンを見た方から、「延岡や県北の念願であった無料化に向けて動き出したにもかかわらず、お礼も言わずに批判ばかりして、知事は何を考えているんだ」という抗議の電話が何本か私にございました。延岡市長等より強い要請もあり、民主党県連としても最重要項目の一つとして党本部幹事長室につなぎ、また、市長と前原国交大臣との面会までセッティングして実現したものです。知事のコメントを、当然、前原大臣も耳にしたとは思いますが、要望にこたえたにもかかわらず批判されたのでは、心証がいいわけがありません。どういうおつもりで知事はあのような発言をしたのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 延岡南道路は、地元

の方にとって、大きな経済的あるいは雇用効果、あるいは渋滞緩和への効用あるいは効果があると把握しております。地元を初め利用者の方々にとっては大変喜ばしいことだと、私は認識しております。そのことも申し上げておりますが、ただ、先ほども申し上げましたとおり、重複いたしますが、社会実験としては、全体の高速の約18%、全国切れ切れの数キロの路線を抽出しただけでは、真の社会実験とはならないのではないかと。つまり、効果があるところだけを取り上げてこれを社会実験とせずに、メリット・デメリット——デメリットの部分がある、例えば環境の問題、他の公共交通機関への影響等々も含めた、そういう社会実験を広く行ってこそ真の社会実験になるのではないかという意図で発言をさせていただいたところでありませぬ。例えば九州で申しますと、九州縦貫自動車道をすべて無料化にして、これを社会実験化するということは、環境あるいは受益者負担あるいは他の公共交通機関等への影響もはかれることから、こういったものを鋭意していただくということを、御要望という意図で申し上げたところでありませぬ。高速の無料化というのは、現政権・民主党さんが特に目玉政策として推し進められている政策でございますので、これは国民との約束・契約としてぜひやっていただきたい、やらなければいけないことだと思うんです。その割には、社会実験としては規模が小さかったのではないかと、私は非常に残念だと思って、そういう意図を持ちまして発言させていただいたところでございます。

○田口雄二議員 規模がもともと予定していたよりも、財政状況が今非常に景気の低下等によりまして、民主党が考えていた以上のものができなかったという、その反省点はあります。た

だ、県内の自治体の一つが大臣まで直接お会いして要望したことに対しまして——テレビでは切られたのかもしれませんが——お礼の言葉があったのかどうかわかりませんが、テレビの中では知事が、先ほど申しましたように、非難ばかりをしているシーンがかなり何度も出ておりました。そういう意味では、先ほど言いましたように、私は去年の11月議会のときにも申し上げましたけれども、今の政権をとったのは鳩山内閣でございますので、その政権と何もべったりくっつけと言うわけじゃありません。やはり友好的な関係を保つことが、この宮崎県にとりまして、いろんな意味でプラスになるかと思えますので、これから先も、こちらの要望を認めてくれたときには、きちっとお礼を言うのが筋だと思いますので、今後、発言はしっかりと気をつけていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

次に、重要港湾について知事にお伺いいたします。県内の3つの港湾は、それぞれの役割があるとのことですが、もともと港湾物流が少ない本県に重要港湾が3つあります。しかも、県西地区の皆さんは、実際には志布志港しか目が向いておらず、重要港湾が4つあるようなものです。国も今、全国の港湾の整備を大きく見直し始め、選択と集中が進められます。成田空港は国際線と貨物、羽田空港は国内線と使い分けと称して、使い勝手を無視した利便性の低い空港になってしまい、韓国の巨大なハブ空港、仁川空港などと大きな差がついてしまいました。本県の港湾が工業会や農業団体などと連携を深めて、利便性の高い港にしていきたいと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のとおり、

利用者の皆様にとって使い勝手のよい港として機能強化を図ることが重要であると認識しております。このため、特に細島港につきましては、工業会など関係団体からの要望を踏まえまして、平成22年度の当初予算案の中で、県単独事業によりコンテナターミナルの整備拡充を図ることとしており、また、大型岸壁の新規着手についても、国に強く要望しているところであります。県におきましては、これまで物流対策推進本部において物流の実態調査等を行ってまいりましたが、今後とも引き続き、港湾セミナーの開催などを通して、企業ニーズの把握を行いながら、地元市町村や産業界と一体となって、航路の充実や選択と集中による重点的な施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは次に、医療・福祉行政についてお伺いいたします。

年度末が近づきますと、人事異動で、またしても医師不足が発生するのではないかと、非常に心配な季節です。既に県内各地で医師の退職や異動の記事が、連日報道されております。そんな中、先日の地元紙の記事には、驚きとともに本当に頭の下がる思いがいたしました。宮崎市、そして宮崎医科大出身の谷口雅彦さん45歳は、北海道大学病院の医師であるにもかかわらず、「医療でふるさとに恩返しをしたい」との思いから、延岡市の民間病院まで月に3日間、診療に来ていただいております。昨年4月から、毎月第2金曜日から3日間、肝臓内科の外来を担当していただいているようです。北海道から延岡に来るだけでも身体に大きな負担がかかると思いますが、金曜と土曜には夜間当直も受け持ち、月曜日の朝には北海道に向けて帰っ

ていくと報道されていまして。実は私は、この事実を恥ずかしながら全く存じていませんでした。救急医療の医師派遣には延岡は遠いと敬遠されるとよく言われますが、何と北海道から来ていただいたとは。こんなにふるさとの現状を憂い使命感に燃える医師は、まさに地域の宝、感謝の気持ちでいっぱいです。なお高い医療技術を習得したら、早く宮崎に帰ってきてほしいものと思っております。

さて、本県の来年度予算においても、地域医療対策に重点配分されていることは大変ありがたいことです。そのような中、厚生労働省の諮問機関である、通称「中医協」と呼ばれている中央社会保険医療協議会で、2年に一度の診療報酬の改定の答申がまとまり、4月から実施されることとなります。地域医療の崩壊を食い止めるために出された答えは、特に深刻さが増している救急医療や産科、小児科医療の報酬が手厚くされています。医師不足等の要因で、県立3病院の事業会計は厳しさを増していますが、新年度からの診療報酬改定が県立病院の収益に与える影響はどの程度と予想されるのか、病院局長にお伺いをいたします。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 診療報酬改定につきましては、議員御指摘のとおり、2月12日に中央社会保険医療協議会のほうから厚生労働大臣へ改定案の答申がなされております。改定率につきましては、全体で0.19%増となっており、この内訳を見ますと、医師の技術料などに当たる本体部分は1.55%のプラス改定、医薬品などの薬価部分は1.36%のマイナス改定となっており、勤務医の待遇改善や、救急、産科、小児科、外科等急性期医療、入院医療に手厚く配分されているようでございます。県立病院への影響でございますけれども、現在、情報収集に

努めているところでありますが、救急医療管理加算やハイリスク分娩管理加算など、救急や周産期医療の分野で収益の増加が期待できるのではないかと、このように考えております。

**○田口雄二議員** わかりました。現時点では、どの程度の影響かまだよくわからないということのようですが、県立病院の収益に寄与してくれることを期待したいと思っております。

次の質問に移ります。さらに深刻さを増す医師不足対策の地域医療再生計画が国に採択されました。新年度予算案に8事業6億7,800万円が盛り込まれ、2013年度までの4年間にわたり、さまざまな医師不足対策に取り組んでまいります。医師不足が深刻な県北地区は、特にこの計画に大きな期待を寄せています。本県にも、長年待望されていましてドクターヘリが今回配備されるようですが、ドクターヘリの運航開始までの予定について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** ドクターヘリは、宮崎大学医学部附属病院が主体となって導入するもので、県としては、地域医療再生基金を活用して支援を行うこととしております。平成22年度においては、宮崎大学が、医師等医療スタッフや消防の救急隊員に対する研修、運航マニュアルの整備、大学内でのヘリポート整備のための調査等に取り組むこととしております。また、ドクターヘリについては、救命救急センターに配備することが国の補助基準上の条件となっておりまして、宮崎大学医学部附属病院の救命救急センター化が並行して進められることとなっております。今のところ、運航開始までに必要なすべての準備作業が完了するのは、早くて平成23年度末と見込んでおります。

**○田口雄二議員** あと2年ほど待たなければな

りません。一人でも多くの命を救うためにも、一日も早く運航開始してほしいという思いはいたしておりますが、研修や調査、マニュアル等をしっかりしたものにして、運航につないでほしいと思っております。よろしく願いいたします。

地域医療再生計画は、ドクターヘリの導入など救急医療体制の強化を柱としているようですが、県北部圏域の救急医療体制強化に向けてはどのような事業を計画しているのか、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県北部は、医師不足により、救急医療体制が不十分な状況となっており、その強化が喫緊の課題となっております。このため、県北部圏域を対象とする地域医療再生計画では、初期救急を担う延岡市夜間急病センターや、県立延岡病院を輪番制で支える2次救急医療機関の医師確保や施設整備のほか、3次救急を担う県立延岡病院については、救命救急センターの充実と、これに伴うヘリポート整備を計画しているところであります。

○田口雄二議員 県立延岡病院にもヘリポート整備の計画があると伺いました。ありがとうございます。九州では、今回の件も含め、ドクターヘリが佐賀県を除く全県に配備されると聞きました。大分、熊本、鹿児島など、隣県とスピーディーな対応ができますよう、しっかりと連携を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本県の医療体制を確立するため、県内の受験者を優先して10人を受け入れる「地域枠」が、宮崎大学医学部に2006年に創設されました。その後、卒業後に県内の地域医療機関などで奨学金を受領した期間勤務すれば返還が免

除される「地域特別枠」5人も創設され、本県出身者枠が増員されています。本県出身者が多くなれば、それだけ本県に勤務する医師が多くなると期待されており、新年度予算案にも医師修学資金貸与事業と、さらに充実を図っていかうとしています。ところが、宮崎大学医学部の地域枠に関して、来年度の入学定員10名に対して合格者が2名しか出なかったようですが、なぜこのような事態になったのか、また地域特別枠の状況について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎大学医学部の地域枠及び地域特別枠は、医師不足が深刻化する中で、将来の本県の地域医療を担う医師の養成確保を図る観点から、地域枠については平成18年度から、また、地域特別枠については今年度から設定されているものであります。このうち地域枠については、先日、来年度の入学定員10名に対し合格者2名という、大変厳しい選考結果が出されました。県としても非常に残念に思っておりますが、大学からは、センター試験の結果など、大学の求める合格ラインに達する受験生が少なかったと聞いております。なお、合格者が優先的に県の医師修学資金貸与の対象となる地域特別枠については、定員5名に対し5名が合格となっております。また、今年度の国の医学部定員増の方針に基づき、来年度入学分から新たに、宮崎大学5名、長崎大学2名の計7名が、本県の地域特別枠の拡大分として認められておりますが、今年度の選考は、両大学とも一般前期日程の試験で行うこととなっており、現在、選考の進められているところであります。

○田口雄二議員 非常に残念ですが、大学の求める合格ラインに達する学生、受験生が



少なかったということのようです。わかりやすく言うと、学力が足りなかったということだと思わんですが…。というと、これからは学力等に関することになりますので、教育長にお伺いをいたします。

まず、本県から何人ぐらいの医者の卵が生まれているのか。昨年度、本県の県立高校から医学部医学科に合格した人数をお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 昨年度、本県の県立高校から医学部医学科に合格した人数は、過年度卒業生も含めて、延べ人数は70名であります。1人で複数の医学部医学科に合格した生徒もおりますので、実人数として把握いたしますと、61名ということになります。

**○田口雄二議員** 延べ70名の合格で61名の進学。これに私学や県外の進学校に行っている生徒も入れますと、本県出身者はもっと多くの合格者になると思います。最近の定員増の影響もあるかもしれませんが、この合格者の一人でも多く本県で勤務してほしいものです。恐らく単純に考えても、ことしもこの程度の医学部への合格者が出るのではないかと思います。なぜ今回は宮崎大学地域枠の合格者が2名なのか、残念でなりません。教育長にお伺いいたします。宮崎大学医学部地域枠の推薦入試について、生徒や保護者への周知はどのようにされているのかお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 県教育委員会といたしましては、県内の高校1年生、2年生とその保護者を対象としまして、県の福祉保健部が主催し、毎年実施しております宮崎大学医学部講座の中で、地域枠推薦入試制度の趣旨や出願資格、試験の方法等について説明をいたしております。また、各高校におきましても、進路説明

会や三者面談におきまして、医学部への進学を希望するすべての生徒や保護者に対し、この推薦入試制度の趣旨や目的を説明し、周知するとともに、医師としての能力や適性が見られ、本県の地域医療に貢献する気概のある生徒に、受験を勧めているところであります。以上です。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。都市部の大学等に進学しますと、なかなか本県に帰ってこないのではないかと危惧されます。宮崎大学医学部地域枠を生かさない手はありません。今後も、しっかりとした取り組みをお願いいたします。

以前もこの議場でお話をさせていただいたことがあります。私どもの会派では、地域医療が本県同様で危機的状況に陥っている青森県のメディカル・サポート推進事業の話を聞いてまいりました。対象者は高校生ですが、「サラリーマン家庭から医者」をキャッチフレーズに、生徒たちに地域医療で活躍する医師の話を知りたり医療現場を見てもらう等々の事業を推進し、生徒たちに医師や地域医療への理解を深めてもらう取り組みをされており、だんだん実績も上がってきているようでした。ただ、私たち会派の感想は、すばらしい取り組みではあるが、高校生からでは少し遅過ぎるのではないかと感じた次第です。本県において、中学生の地域医療に対する関心を高めるための取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 中学生が医療の現場などを学ぶ機会といたしましては、平成13年度から、県教育委員会と宮崎大学が連携して実施しております、3泊4日の「科学どっぷり合宿」があります。これは、医療、工業、農業などの分野の講座を設け、私立学校を含む県内全

域の中学生・高校生を対象に実施しているものでありまして、これまでに382名の生徒が参加しております。このうち医療分野の講座では、宮崎大学医学部におきまして、最先端の医療器具を操作する体験をしたり、カエルを教材として外科手術を見学したり、夜は宿泊先におきまして、医学部の先生方や大学院生から、医療現場の実情や、医師としての仕事のやりがいや使命感などについて話をさせていただいておりますので、参加した中学生・高校生の医療に対する興味・関心を高める機会になっているものと考えております。また、中高一貫教育校の宮崎西高校附属中学校におきましては、宮崎大学医学部の教授陣を講師として招いて、さまざまな医学研究の話の聞いたり、実際に医学部を訪問し、医療現場や医療施設の見学を通して、現在の医療技術などへの理解を深める取り組みを行っているところであります。県教育委員会といたしましては、今後も、地元の医療系大学や関係機関と連携を図りながら、医療分野に対する関心を高め、本県医療を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○田口雄二議員 ありがとうございます。本県においても、青森に負けないすばらしい取り組みをしていることがよくわかりました。既に382名が「科学どっぷり合宿」を受講しているようですが、既にこの合宿も10年近くが経過しておりますので、この中から何人医師に関心を示し、医学部に進学したか等々を検証しながら、さらに充実した合宿にしていきたいと思っております。

次の質問に移ります。次に、農林水産行政についてお伺いいたします。

まず初めに、最近、各地区で人気を博している農林水産物直売所についてお伺いいたしま

す。延岡市でも、JA延岡が現在、大型の直売所を建設中ですが、市民の期待も大きいものになっております。取り立ての新鮮な野菜が格安の価格で手に入り、生産者などの名前も入っており、安心して手に入れられると、農林水産物直売所が全国的に急増しております。地産地消の最たるもので、開店前から行列ができ、年商が20億円を上回るどころも出ており、地域経済にも影響を与えるほどの直売所も誕生し、まちおこしの中心となっている地域もあります。消費者だけでなく、逆に生産者にも好評なところが特徴です。出荷する野菜が自分で値段を決められる、消費者より生産者名で野菜を選んでもらう、また手ごろな現金収入となり、農家もやる気を出し、研究し、新たな野菜の開拓に取り組む傾向も出ています。地域によっては、大規模な農地が必要でもなく、耕作放棄地対策として取り組んでいるところもあります。そこで、農政水産部長に、本県における農林水産物直売所の現状についてお伺いをいたします。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 直売所についてでございますけれども、本県では平成14年度から、直売所の定義を、県内に所在し、地場の農林水産物等を扱っており、かつ施設が常設・有人で、農林水産物の売り場面積が半分以上、過半を占めているものを「農林水産物直売所」と位置づけまして、その実態調査を毎年行っているところであります。平成21年度の調査結果を見ますと、まず設置数では、全体で150店舗となってございまして、85店舗であった平成14年度と比較しまして、大幅な増加が見られますけれども、ここ数年は横ばいの状況となっております。また、運営形態で見ますと、個人とかグループによる経営が全体の5割を占めておりますが、ここ数年では、法人あるいは農

協等の団体による経営が増加している傾向にございます。さらに、販売額で見ますと、1,000万円から5,000万円未満が約4割と最も多くなっておりますけれども、ここ数年は1億円を超えるようなところもふえておりまして、年々大型化が進んでいる状況にあります。なお、道の駅につきましては、県内に14店舗ございますけれども、12店舗が直売所として位置づけられており、うち7店舗が1億円を超える販売実績となっております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。本県においても大型化が進み、売り上げが1億円を超えるところも増加しているようです。私どもは、常任あるいは特別委員会等の視察で県外に行くことが多くあります。借り上げバスによりまして現地で移動することが多いのですが、道の駅などで休憩をとることがありますけれども、各地でその農林水産物直売所の近年の販売の規模や充実ぶりは目を見張るものがあります。このような現状を踏まえ、今後、農林水産物直売所をどのように位置づけていくのか、農政水産部長に再度伺います。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** それぞれの地域の農林水産物を取り扱います直売所については、消費者にとりましては、新鮮な商品を比較的安価で購入できるといった点、あるいは産地の顔が見えるという点で、安心感が得られること、また、生産者にとりましても、少量のものや規格外品なども含めて販売ができるといった点、流通経費や手数料等のコスト削減が図られるといったことなど、いろんなメリットがあると考えております。このようなことから、直売所は、本県の基幹産業であります農林水産業の理解促進はもとより、地域の活性化にも大きく貢献することが期待されることから、県といた

しましては、今後とも、施設整備や販売品目の拡充に向けた加工品等の開発、さらには産地の各種情報発信に向けた取り組み等に対して、支援を行ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 農林水産物直売所の存在は非常に大きいと判断していると理解いたしました。後継者不足・耕作放棄地対策としても十分活用できますので、しっかり指導、支援をよろしく願いいたします。

次に、生産物に名前が掲載されていたり、農家の写真が生産物の陳列棚に添付されていると、生産者が責任を持って安心・安全の生産物が販売されていると思います。しかし、品質や残留農薬などの安心・安全対策は万全を期さなければなりません。一度消費者を裏切ると、信頼を取り戻すには大きな時間と労力を要します。生産物や出荷物の安心・安全対策の指導はどうされているのか、再度、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 直売所の健全な発展を図りますためには、消費者のニーズを的確にとらえながら、かつ消費者との信頼関係に基づいた運営が必要でございます。御質問にありましたように、商品の品質管理とか安全・安心の確保が大変重要であると認識しております。このため県としましては、保健所あるいは普及センター等関係部局との連携を図り、毎年、県内直売所の関係者等を対象に、適正な品質表示とか施設等の衛生管理、さらには農薬の適正使用等に関する研修会を開催しまして、品質管理や食の安全・安心の確保に向けた総合的な取り組みについて普及啓発に努めているところであります。また、今後はさらに、残留農薬の自主検査等の取り組みにつきましても、こういった研修会等を通して、積極的に働きかけを

してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 安心・安全対策、しっかりよろしく願いいたします。

次に、漁業緊急保証対策資金についてお伺いいたします。燃油高騰、水揚げの激減、魚価の低迷等々、水産業を取り巻く環境は未曾有の厳しい状況です。先日は、カツオ一本釣り漁業関係者が厳しい状況をアピールし、理解を求めするため、宮崎市の橋通りを、水産業者としては初めてデモ行進しています。漁業緊急保証対策資金は、漁業者に県の利子補給による低利融資を行い、資金融通の円滑化や金利負担の軽減を幅広く行うものです。11月議会での質問時は、

「現在、各漁協から漁業者に説明が行われており、一部は融資の受付が始まったところである」と答弁いただいております。今年度も残り少なくなってきた中、漁業緊急保証対策資金の進捗状況を農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 漁業緊急保証対策資金でございますけれども、本資金につきましては、昨年12月から融資の審査等が開始されており、順次、貸し付けが行われているところであります。養殖業あるいはカツオ・マグロ漁業等において、燃油とか餌料——えさでございますが、えさの高騰等により発生しました既往債務の借りがえなど、漁業経営の安定化を図るために活用されているところであります。さらに、昨今のカツオの極端な不漁とかマグロの魚価安の影響等により、カツオ・マグロ漁業を中心に新たな資金需要が発生しておりますことから、これに迅速に対応するため、本議会に10億円の融資枠の増額をお願いしているところであります。県といたしましては、今後とも、本資金が漁業者の方々に広く活用されるよう、引き続き関係機関への指導を行ってまいり

たいと考えております。

**○田口雄二議員** この漁業緊急保証対策資金が漁業関係者の活性化につながるように、よろしく願いいたします。

次に、警察行政について県警本部長にお伺いをいたします。

先日、宮城県の石巻市で、元夫の少年が元妻の姉と知人等を次々に包丁で刺し、2人が死亡し、1人がけがをする事件が発覚いたしました。この事件が注目を浴びたのは、現在増加するDVに端を発する凄惨な事件であるということもさることながら、被害者が、何度も警察に相談に行き、ほかに電話で相談をしていたにもかかわらず、悲惨な事件となってしまったことです。以前、埼玉県桶川市でのストーカー殺人事件の際にも、警察の対応は適切であったのか、事件に至らない解決策があったのではないかという声もありましたが、今回も同様の声が聞かれました。そのような中、警察庁は、市民からの相談を放置せず、事件への発展や被害の拡大防止に努めるため、すべての相談内容を文書として記録し、責任者を明確にし、組織的に管理することを決めました。警察の相談業務は、平成12年から警察改革の一環として全警察署に専従体制で担当者を配置し、市民からの相談を受け付け、既に10年が経過いたしました。本県の相談業務の現状と、すべての相談の記録化への対応について、警察本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** まず、受理状況についてであります。過去10年間における当県の警察安全相談の受理件数、このピークは平成16年でありまして、2万5,305件を受理しております。昨年は1万8,272件で、前年比543件の減少となっております。また、相談の内容であ

りますけれども、犯罪の予防に関するものから家庭関係に関するものまで、非常に多岐にわたっており、昨年の特徴点を申し上げますと、ピーク時に全体の約53%を占めておりました振り込め詐欺に関する相談が、昨年は約10%となるなど大幅に減少しております。その一方で、家庭内暴力や放置車両などの迷惑行為に関するものが増加しているという状況でございます。それから、これら相談への対応についてでありますけれども、本県におきましては、ストーカー及びDV事案を含め、従前から署長を責任者とした上で、全相談を記録化するなど、受理から処理に至るまで組織的な管理を行ってきたところであります。さらに、一元管理の充実強化を図るということで、平成16年には警察安全相談の受理及び処理状況をオンライン化いたしまして、これによって、警察本部においても措置結果などについて確認できるシステム、宮崎県警察安全相談管理システムと言っておりますけれども、これを構築して、より迅速・的確な対応に努めているところでございます。その結果でありますけれども、昨年は、受理した警察安全相談の約90%を解決いたしまして、その他についても、関係機関に引き継ぐなど適正な対応を図ったところでございます。今後とも、県民の皆様 の立場に立った適切な警察安全相談の受理・処理、この対応に努めてまいり所存であります。

**○田口雄二議員** 宮崎県警の取り組みは、全国の模範になるようなすばらしい取り組みだと思っております。本当にありがとうございます。ただ、警察に相談に来るとするのは、警察の人が思う以上に相当の決意をもって来ていると思います。また、深刻な状況のためとも思われます。適切な対応を求めるとともに、相談も

できず一人で悩んでいる方も多くいると思います。相談しやすい環境づくりや啓発活動にもさらに努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

時間が余りましたけれども、今回、質問を全部いたしましたので、これで終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中村幸一議長** 次は、中野廣明議員。

**○中野廣明議員**〔登壇〕（拍手） 今、戦後65年であります。私も県議、行政に従事して45年になります。よくもっているなど、裏を返せばそれしか能がなかったのかなど、そんな思いでもあります。タイムスリップしますと、昭和42年といいますと、初任給が2万5,000円でした。ちょうど今の上海の大卒初任給と一緒かなと。それから、雇用といいますと、余りなくて、金の卵と言われた中学生の皆さんが、宮崎駅で泣く泣く涙の別れで、関東、関西に就職列車が出ておったと、そんな時期でもあります。また、企業誘致はアパレルぐらいでした。30人、40人規模が来ますと、その日は祝宴でありました。しかし、これも時代の流れで、韓国、台湾に行って、そして今は中国、ベトナム、そんな流れであります。それから、タクシーといいますと、新婚旅行の時期になりますと、市内からタクシーが消えたといつて苦情の電話が来ておりました。そんなよき時代といえよき時代、今考えれば何だったろうと、そんな感じがあります。

一昨年の、リーマンショック以来、先が見えない、景気回復の要素が見えない、国の動向が見えないというのは、45年で初めてであります。ちょうど富士山の頂上に立って、行き先を探しているような状況かなと、そういうふうに見えるわけがあります。そして、政権も自民党か

ら民主党へ移行いたしました。新政権の新年度予算は、歳出約92兆円、歳入額、税収37兆円、国債発行額44兆円、埋蔵金等で11兆円の92兆円であります。2010年度末の国の借金約860兆円、これも過去最大、国民1人当たりに直しますと、約680万円の借金であります。私はよう払いませぬ。GDPでいいますと180%、先進国中最悪ということであります。国債が予算で税収を超えるのも戦後初めてということであります。こんな状況の中での新政権の新年度予算に対しての知事の所見をお尋ねいたしたいと思いません。

後は質問者席のほうからいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国の予算についてであります。国の平成22年度当初予算は、新政権による初めての編成であり、景気の後退やそれに伴う大幅な税収減の中で、過去最大の国債発行や税外収入の確保など、マニフェストの実現に向けた事業推進と財政規律とのバランスをいかに確保するか、非常に厳しい予算編成であったものと存じます。本県の財政は、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の占める割合が高く、国の予算に大きな影響を受けることから、国による財政運営の安定性、健全性の維持が望まれるところであります。今回の国の予算につきましては、さまざまな議論、指摘がなされているところでありますが、本県予算との関係から申し上げますと、地方交付税の増額による厳しい地方財政への配慮、暫定税率の維持、直轄事業負担金の維持管理費分の廃止などにつきましては、評価できるものと考えております。一方、児童手当との併給という形で実質的な地方負担が求められた子

ども手当や、全体で18.3%の大幅な減少となった公共事業につきましては、地方の意見を踏まえた新制度への移行や、インフラ整備のおくれた地域への重点配分など、適切な対応を行っていただきたいと考えております。〔降壇〕

○中野廣明議員 実は、財務省が平成22年度以降の歳出・歳入への影響試算というのを出示しております。それによりますと、3年後ですけど、25年度税収を大体40.7兆円と見込んでおります。22年度に対しますと、3.3兆円の増加ということであります。国にしてみれば小さい数字かなと。そしてまた、25年度の歳入不足、これは国債発行になると思いますけれども、55.3兆円、22年度比で11兆円の増加という数字であります。そして一方では、国債乱発という言葉が出ております。そういう状況で、日本国債の保険料も上昇したという記事が出ております。要は、国債を買った人が保険を掛けるわけですね、その保険料。それから、アメリカの格付も下がったということでもあります。これは、現在の政策では、財政再建が従来の予想よりもおくれる点が主な理由と書いてありました。国際的な信用がなくなるということは、本当に日本経済にとっても、国民にとっても大きな損失であります。今、テレビ等でギリシャの財政破綻が出ております。その前はアルゼンチンだったと。こんなところは国債もみんな紙切れになるわけでもあります。そういうことではありますが、我々平社員はこの県議会で言うのが精いっぱいでありまして、そういうことを含めて、全国知事会等で県民の代表として、しっかり国の健全財政等について議論をお願いしたいと思っております。

次に、少子化対策についてであります。日本で今、直接国民が痛みを感じない大きな痛み

は、私は人口減少だと思っております。欧米に比べてその対策は30年以上おこなっていると、私はそう思っております。これは自民党の失政だと私は思っているんです。今回、新政権での子ども手当、公立高校の授業料の無償化については、2～3疑問があります。まず、福祉保健部長に、簡単に子ども手当の内容についてお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 平成22年度の子ども手当につきましては、現在、国において検討されております法律案によりますと、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの子供1人につき月額1万3,000円が支給され、所得制限は設けないこととされております。また、子ども手当の一部として、従来の児童手当を支給する仕組みとなっており、児童手当分につきましては、国、地方、事業主が費用を負担することとされております。なお、所得制限の撤廃に伴う児童手当の地方負担の増加分につきましては、現時点では1億4,000万円程度と推計されますが、この分については、国の特例交付金で措置されることとなっております。

**○中野廣明議員** また続けて、公立高校授業料の無償化に伴い、既に減免されている生徒分の財源措置についてはどうなっているか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** まず、数字として申し上げますと、県立高校における授業料減免の対象者数であります。本年度の場合、本年の1月末時点で、生徒数全体の11.7%に当たる2,876名でありまして、この時点までの減免総額は3億1,778万円となっております。この部分に相当する公立高校の授業料無償化後の財源につきましては、これまでと同様に地方交付税に

おいて措置される旨、国から説明を受けているところであります。以上です。

**○中野廣明議員** この2つの事業で私が言いたいのは、結論から言いますと、国は国費でやりますということでもありますけど、一部地方交付税で負担するという部分が残っているわけです。子ども手当も一部、従来の児童手当の分については地方交付税措置が残っていますよね。例えば木城町、ここは九電様様のおかげで地方交付税不交付団体なんです。そうすると、木城町で子ども手当、新しい上乘せをして大体1億円ぐらい要るそうであります。しかし、従来の児童手当のところ、3,000万ぐらい地方交付税措置の部分があるんですね。だけど、木城町は不交付団体だから、地方交付税では来ないということで、自前で払わんといかんということになるわけです。それから、県もそうですね。約3億円、地方交付税で措置すると言われておりますけど、地方交付税で措置するということは、いわゆる約3億円の金が丸々地方交付税として宮崎県に来るかということ、そうじゃないですよ。総務部長、どうですか。大丈夫ですね。そういうことで、ここで言いたいのは、国が全額負担すると言っておったのに、地方交付税で措置しますということとは意味が違いますよということを私は言いたかったんです。大したことはないですけどね。それで、今回、新政権の目玉政策でもある子ども手当、高校生の授業料無償化についての知事の所見をお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 子ども手当及び高等学校授業料無償化につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減するため実施されるものでありますことから、これらの制度が将来にわたって継続されれば、少子化・子育て支援対策

としても期待できるものと考えております。しかしながら、子ども手当につきましては、平成22年度において地方負担が求められるなどの課題がありますので、23年度以降の本格的な実施に当たっては、事前に地方の意見を十分に聞いた上で、国の負担と責任において制度設計がなされる必要があると考えております。

**○中野廣明議員** 私は、そういう子ども手当とか少子化対策、大いにやるべきだと思っているんです。ただ、今回の子ども手当に対するアンケート調査が出ておりました。これは大和総研だと思います。子供の将来のために貯蓄、これが54.4%、それから子供の教育が30.6%、生活の補てん、その他が15%でありました。要するに生活支援に約70%回っていると、少子化対策とは言えないんじゃないかということでもあります。それから、景気対策の乗数効果というのがあります。これは、財政支出によって一定の間に国内総生産額（GDP）がどの程度上がったかを示す指数であります。知事、一番がやはり公共事業です、1.2。それから2番目が法人減税0.5。次に子ども手当0.4。4番目が個人所得税減税0.2。そういう数字であります。これもいろいろ、子ども手当、景気対策、内需拡大の一環と言われておりましたけど、余り景気対策としては効果がないんじゃないかなということを申し上げたいんです。月に2万6,000円、年間にしますと大体5.3兆円、これは消費税の約2%分に相当します。ですから私は、少子化対策は政権がかわっても維持可能で恒久的な制度で、初めて安心して子育てができる制度の確立が必要じゃないかなと思っているんです。やはりこういうのを政争の具にしないでほしいと、まじめに少子化対策に取り組むべきじゃないかなと、私はそういう気がしてなりません。私が言うの

もここまでですから、後は知事会等でしっかり頑張ってもらいたいとお願ひしておきます。

次に、国の事業仕分けについてであります。無駄を省くということは、私は大変大事なことだと思っております。小泉さんじゃないけど、改革なくして発展はないとは思っております。方法論については、それぞれ異論のあるところかと思えますけれども、本県にとって事業仕分け——廃止、減額、補助額の不明分——による県の予算編成への影響はどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（山下健次君）** お話にございましたように、国のほうでは、昨年11月に行政刷新会議の事業仕分けにおける歳出の見直し等を踏まえまして、12月下旬に来年度予算案を編成されているところでございますが、この事業仕分けの結果による本県の予算への影響でございますけれども、まず、国の予算計上が見送られたために本県の予算にも計上できなかったものとして、ケーブルテレビ施設整備支援事業、この1件のみでございます。また、次世代育成支援の事業といたしましては、国の一般会計と児童手当特別会計というのがございまして、これとの所管事業の調整により、県の負担割合がある事業の事業量がふえたということで、県の予算計上額もふえているものもございまして、そのほかにつきましては、国の予算が減額をされたため、本県への事業配分を減少と見込まざるを得ないものの、現段階で影響額が明確となっているものはほとんどございませぬ。今後、事業量、箇所づけによりまして事業配分が具体化され、本県の事業額が明確になるものと見込まれますことから、当初予算では、できる限りの情報を収集した上で、前年度の事業量や現行基準での算定を参考といたしまして所要額を措置し



たところでございます。

**○中野廣明議員** 執行部としては精いっぱいのお返事かなと思います。私が追加していろいろ説明しますと、ケーブルテレビ、国富町は去年で済んでよかったかなと思っているんですよ。やっとテレビチャンネルがいっぱいできました。それで、今回この仕分けでいろいろ見ますと、次に特に農業ですね。県内農家の影響は不明というのが多いんです。これはなぜかということ、国の直轄事業が多いということです。公共事業を除いた分が84事業あるんですけども、84のうち51事業は国が直接やっているわけです、県は素通りで。だから、いろいろ影響がわからんというようなことだと思うんです。ちょっと話は変わりますが、知事、やっぱり地方分権のまず最初は、国の出先をなくすことです。民主党さんが一生懸命言っておられるが、私もいいところ取りで、こういうところはしっかり応援しようと思っているんです。それからもう一つ、そういうことで、影響が県ではわからんけれども、県内の農家の人たちは、そういう影響をかなりこうむっておるところがあるかもしれないということになります。それから、仕分けでは廃止という言葉がありますが、それにかわる新規事業が出ておりますけど、これも内容は全く未定ということになっておるわけです。そして、国の予算縮減、これもその額が不明ですよと、いろいろ答弁もありました。そういうことを考えますと——今後、国の事業配分が具体化されて事業額が明確になるということをおっしゃいました。これを反対にすれば、現段階では、数字を挙げてはいますが、全くわかりませんというふうにもとれるわけです。そして、当初予算は、今年の予算を参考に所要額を措置したというふうになっております。大体ことしの予算を

参考にしながら、今年度、これから本会議が終わって、委員会ではその数字を煮詰めるわけですけど、私はどうか眠たくなるのかなと、そんな気もいたします。そしてまた、知事、一回、地方交付税1兆円、小沢さんが増額したというのがありました。私も、あのうち100億ぐらい宮崎に来て、景気対策等に独自に使えるかなと思っていました。そうしたら、地方交付税が50兆円増額になってはいますが、いろいろ事務費が引かれております。それで私はチャラだと、何もありませんと、ありがとうございますと必要はないのかなと、そんな気がしております。ぜひいろいろと精査していただければと思っております。

次に、国の予算編成等についてであります。これも国会、マスコミ等で話題になっておりますけど、国の箇所づけについて非常に不満だと知事が言っているのを、テレビで拝見しました。私にはどういうことかわかりません。そういうことで、知事も要望されたと思うんですが、本県の国の直轄事業の仮配分について、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 国の直轄事業の仮配分につきましては、2月9日に国から説明があったところであります。本県分の仮配分に対する感想としては、全体としては、概算要求時と大きく変わってはいないとの印象を受けたところであります。本県の地域活性化を図るためには、道路や港湾などのインフラ整備を進めることが重要でありまして、私はこれまで、機会あるごとに国に対して、ミッシングリンクの解消、おこなっている地方への重点的な配分など、本県の要望を訴えてまいりました。今回の仮配分では、概算要求時に下限値が0億円であったものが1億円になった箇所がある一方、例えば

東九州自動車道の県南地区や九州横断自動車道延岡線などで前年度を大きく下回る区間があるなど、要望してきた内容が十分には反映されておらず、不満の残る内容ではありましたが、最終的には、その予算配分額がどのような基準で決定されたのか等の考え方を明確にしていきたいと思っております。

**○中野廣明議員** これもあくまでも新聞報道でありますけど、増加率大、全国5県、東京、福井、長野、京都、鳥取とありました。鳥取県は、前知事片山さん、この方は民主党の委員等もされておりますけど、要望事業費の増加率が21%あったと、民主党の重点選挙区の一つにもなっておりまして、そんなことです。また、福井県は逆に、4事業すべてが増額、増額率約25%、前回の衆院選で3選挙区、民主党が負けたところだそうであります。そういう絡みの中で、新聞等にはそういうふうに書いてありました。後はわかりません。知事、どうぞ頑張ってもらいたいと思います。

次の国の予算仕分けについては、時間の都合で割愛させていただきます。

それから次、本県の景気・雇用対策について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

景気の動向は、世界、日本でも本当に先が見えない。今るる言ったように、財務省でも、本当にここ3～4年、余り税収もふえない、借金だけふえる、そんな予想を立てる状況であります。それで、本県の県内の景気動向、融資状況、倒産状況、保証状況、雇用保険取得状況等はどのような状況か。また、九州各県と比較するとどのようになっているか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 21年度の状況について申し上げます。まず、倒産状況で

ございますが、民間調査会社によりますと、負債額1,000万以上の倒産件数は、1月末現在63件で、前年度同期比32.3%の減、このうち建設業は28件で、42.9%の減となっております。九州全体の倒産件数は、前年同期比28.5%減となっております。本県の減少率は九州平均より高くなっております。次に、信用保証協会の21年度の代位弁済の状況でございますが、1月末現在399件の約30億円となっております。このうち建設業は167件の約16億円でありまして、件数、金額いずれも前年度同期に比べ減少しております。また、緊急保証制度の保証承諾につきましては、制度が創設された平成20年10月末からことし2月18日までで4,929件の約595億円となっております。九州各県と比べますと、件数、金額とも比較的少なくなっております。一方、条件変更につきましては、21年度12月末現在1,255件の約176億円でありまして、金額で前年度同期比36.2%の増となるなど、信用保証協会では、中小企業の資金繰りを積極的に支援しているところでございます。次に、県内有効求人倍率につきましては、昨年12月で0.38倍となっております。九州各県の中では、鹿児島県と並んで低いほうから2番目となっております。最後でございますが、建設業における雇用保険被保険者資格取得・喪失状況につきましては、宮崎労働局の取りまとめによりますと、平成21年度は12月までの累計で、取得が3,345件、喪失が4,282件となっております。なお、平成20年度同月までの累計は、取得3,584件、喪失4,895件となっております。以上でございます。

**○中野廣明議員** 今のような数字、私はずっとここ3～4年追っかけているんです。今回はくたびれまして、部長に言ってもらいましたけ

ど。本当にいろんな数字を見ましても、鳴かず飛ばず、いいところもあれば悪いところもあるということで……。しかし、大体平均して宮崎も余りいいほうじゃないと言えるのかなと思っています。現在、日本のGDPギャップ——これは需要と供給の差でありますけど——35兆円と、内閣府が推計しているわけです。それだけの差がある中での景気浮揚、大変だろうなと思っています。この景気・雇用対策を県独自で行うのは大変困難なことだろうと、私は思っております。数値もよいほう、悪いほう、しかしながら、まだまだ景気回復の兆しはないということでもあります。

建設業従事者の失業保険取得者数、前は大体月5,000人ぐらいあったと思いますけど、この数字が去年の12月比では、20年よりか239人少なくなっているということでもあります。そのことはちょっと減ったかなと。しかし、月によってはふえているところもありますから、まだまだ予断を許さない。いろいろ一般では2月危機とか言われましたけど、今のところ、少しは落ち着いたかなと思っています。そういう中で今回、知事、最低制限、90%に上げられました。本当にこれは歓迎すべきことだと思いますけど、言わせていただければ、何で1年さき、決断されなかったのかなと、ただそれだけあります。

そして、今、建設業の失業保険取得者、これとちょっと比較しますと、今、県の就業支援で37事業、市町村も入れてです。105億円使って創出効果は2,100人、その他を入れて約3,000人しか出ないんですね。105億円、どんどん入れてですよ。だけど、私は、この事業も100%みんな成功するとは思っていません。恐らく、この事業費が切れたときに、またその人たちは失業す

るということでもあります。105億円入れて大体3,000人、そうすると、建設業の失業保険取得者、大体3,345人ぐらい。まだこっちのほうが多いんですね。だから、さっき言ったように、トータル的に公共工事の波及効果は多いと。私も一時は公共工事は終わったかなと思ったけど、やっぱり地方、田舎は、そういうところしか働くところがない。それで、特に農家は兼業農家が多いんです。本当に農家だけじゃ飯が食えませんか、今後は農業集落どうなるのかというようなところに行くわけでもあります。

そしてまた、財務省が平成22年度以降の歳出・歳入への影響試算をしております。25年度税収40.7兆円、たったの3.3兆円しか伸びないということでもあります。財務省も、いかに景気回復が鈍いかということを行っていることだろうと私は思います。そういうことで、私は特に、県内の中小企業対策としては、県で今できることは、中小企業の倒産防止だと思っています。融資・返済関係、特にこの条件変更については、対前年度比36.2%、金額で1,255件の176億円ということでもあります。対前年度ふえたことはいいことじゃないんですね。それだけやっぱり企業は苦しい。しかし、それだけまた商工観光労働部も、銀行さんも、保証協会も頑張っているということになるわけでもあります。引き続き頑張ってもらいたいと思います。

次に、雇用の面から知事に再質問させていただきます。昨日の宮日で、政府が策定中の「成長戦略」の政策課題というのが、きのうの夜、ちょっと目につきました。この政策課題は、6月に実行計画に練り上げるということでもあります。そして、この課題の一つに、「カジノ特区の創設」とありました。自民党時代は私はあきらめていたんですけど、さすが民主党さんだな

と思うわけです。このカジノ特区の設置について、知事の前向きの所見をお聞かせいただきたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** カジノにつきましては、観光資源として大きな集客力を有しており、観光振興、さらには雇用拡大の効果が期待される一方で、青少年に対する悪影響などの懸念が指摘されております。現在、国においては、例えば沖縄カジノ特区などの新たな特区制度の創設が検討されているとの報道もありますが、県といたしましては、そのような国の動き等の情報収集に努めるとともに、今後、国において、カジノに対する考え方や制度化に向けた方針等が明確にされれば、県民の皆様等と幅広い意見交換をさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 慎重な前向きの答弁、ありがとうございました。以前に、県もこのカジノ特区、そういうものを申請したこともあるんですよ。そういう経緯もあります。カジノは、雇用、観光——東アジアを受けて——国際線の維持、税収の増、先進国でないのは日本だけあります。私は本当に今、宮崎の観光界は何をもって海外に売っていけばいいかということを考えて、なかなか思いつかないんですね。やっぱりこのカジノ、宮崎観光の切り札になるのかなど、そんな気もしております。ぜひ知事、先頭に立って今回行動してほしいと思います。また、議員カジノ研究会もちょっと眠っておりますけど、今回を契機に再度活動したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、土地の有効利用についてお尋ねいたします。

最近、農政の事業名の中に、優良農地という

単語が出てきております。今、農家は後継者不足、借り手もないような農地は耕作放棄地になる。集落人口も減少する。衰退の一途をたどる。集落は人が住んで集落を形成すると思っっているわけでありまして。今回、国では農地転用の法律改正がありました。どのような内容か。今後、県として将来的に農地として利用できないような農地をどうするのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** まず、農地転用に係る農地法等の改正の内容についてであります。食料の生産基盤であります優良農地を確保する観点から、従来、許可不要であった国または県による病院、学校等の公共施設整備に係る転用につきましては、法定協議制度が導入されるとともに、違反転用に対する罰則が強化されております。また、農用地域内において、担い手に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合は、同区域からの除外を厳格化するなどの見直しが行われております。それから次に、将来的に農地として利用できないような農地の取り扱いについてであります。既に山林原野化し、農地としての利用が見込めないものにつきましては、農業生産基盤の計画の有無等の確認を行った上で、農業委員会等において、非農地として判定されることになっております。県といたしましては、今後とも関係機関との連携を密にしまして、周辺状況を踏まえながら、地域の実情に合った有効利活用がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** いつも部長の答弁を聞きますと、何かスムーズにいくような気がするんですよ。しかし、現場に行きますと、人によって違うんです。全然違う。本当にこれは何とかし

てもらわんと、非常に困ります。非農地の定義なんかしっかり——今いい農地でも、杉が大きくなって陰になって、畑として使えないところが出ているんです。そんなところを見せても、これは農振地だからだめですよと、それで一発。じゃ何をつくるのと言ったら、いやわかりませんと。そういうことで、私も飽きずに似たような質問をしています。土地の流動化は、その地域にとって大きな景気浮揚策につながると私は思っているんです。耕作放棄地は今ゼロ価値。人が住んだり、またほかの道を考えれば、価値が出てくるんです。農政も、地域が活性化され、農業集落も維持できる。現状を無視した農業政策は衰退あるのみだと私は思っております。今回、私の政治生命じゃありませんが、ライフワークの調整区域は、今度法律改正がなされるということですから——部長とはしっかりやりましたが——新部長のもとでしっかり議論をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、知事のマニフェスト評価方法についてであります。

ことしの1月23日、早稲田大マニフェスト研究所、宮日新聞社と合同で、マニフェスト進捗度調査の結果が出ました。評価は別としまして、私は評価方法についてちょっとがっかりいたしました。また、北川教授、時々テレビでもよく見ます。いつも興味を持っておりますけど、今回の評価方法等については、北川教授にもちょっとがっかりいたしました。それで、知事にお尋ねしますが、このような宮日も今度入っている早稲田大学の評価方法、結果じゃありません、評価方法について、知事の感想をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） ことし1月に発表さ

れました私のマニフェストに対する評価につきましては、宮崎日日新聞社と早稲田大学マニフェスト研究所により実施されたものであります。昨年1月、私が同研究所に依頼した中間検証におきましては、マニフェストを実行するための仕組みづくりである実行過程、個別の項目ごとの進捗度、マニフェストの内容そのものを含む取り組み全般の3つの区分により、それぞれ評価され、100点満点による総合評価を行っていただいたところであります。今回につきましては、個別の項目ごとの進捗度のみを評価されたものであると理解しております。我が国におきましては、マニフェスト自体が歴史の浅いものでありますので、その評価方法につきましても、今後さまざまな角度からの研究が進んでいくものと考えております。いずれにいたしましても、マニフェストは、任期4年の間に実行するものとして県民の皆様様に約束したものでありますので、その達成に向けてこの1年を全力で努めますとともに、期間内の取り組み及びその成果につきましては、最終的に第三者に依頼して検証を行い、その結果を公表してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 マニフェストとは——これはあくまでも私の考えですが——有権者との一種の契約だと思っております。有権者に評価を示すのであれば、有権者が理解できるような方法が一番好ましい。私は2～3人の方に聞きましたが、見ているけど中身はわからんと、そういう評価でありました。それから、85のマニフェスト項目を、実行過程、進捗度、取り組み全般とか、そういうふうに分類して評価することです。これは有権者には理解するのが困難じゃないかなと、私はそう思っております。それから、数値目標が入った、100社と

かいうのは簡単にできますけど、数値のない項目、これはしっかりした採点基準なんかを示さないと、採点する人の主観、客観、点数でどうにでもなるのかなと、そういうふうに私は思っています。今回の評価方法を見ますと、県がやっております事業評価、ああいうのを参考にされたのかなと思うわけです。

私も、知事のマニフェストで東アジアの販路拡大、今までの知事で初めてだったんだなと思って、評価を見たら、日本の大都市と東アジアが一緒の1項目になって評価されています。私、日本のことはAでもダブルAでもいいと思っと思っていますけど、例えば東アジアで何回物産展をした、2回した、3回したでマルAとかいう評価は、私はかなりいろいろ異論があるところかなと思っと思っています。それから、移住促進、県民公募債、テレビ局の増設、これも私は興味を持って見ておった。テレビ局の増設は無理だなと思っっていました。それから、県民公募債も最初からバツですよ。ほかのものは段階的にするとありますけど、全然ないから、1項目でCになるわけです。すると、移住促進もやるべきだと私は思っいます。これは移住促進するための前段階の事業が3つぐらい書いてある。それがみんなマルAになっておるから、できる項目についてはAが多くなるんですよ。最初からできないのは1つしかない。そういうことを含めて、これは知事に言うわけじゃないですけど、ぜひ、早稲田大学のマニフェスト研究所にしっかりまた頑張っっていただきたいということをし申し上げ、異論ありということをし申し上げたいと思っいます。

それから、最後になりましたが、私、昨年からは、本当に心の痛んでいることがあります。それは昨年の、韓国岳の小学生遭難死亡事故であ

ります。「5時で捜索中止、これ以上は2次災害のおそれがある」というような報道でありました。私は、この際、県も参加して捜索隊のチームをししっかり構築すべきじゃないかなと思っわけですけど、知事の考えをしお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 昨年11月の韓国岳の小学生遭難は、まことに痛ましい事故でありまして、私も残念でなりません。御家族の方々に哀悼の意をし表しますとともに、捜索にし御尽力いただいた多くの方々に御礼をし申し上げたいと思っっています。このような悲惨な事故は繰り返してはいけません。その原因や対応上の課題をし検討し、関係機関との連携の確認やしその体制の強化をし図っていく必要があると思っっています。既に本年1月には、環霧島会議の下部組織としして、環霧島山岳遭難対策連絡会議をし組織しして、周辺市町村が中心となっって、その検討作業にし当たっっていますので、隣県鹿児島県とし連携ししながら、県もこの連絡会議にし積極的にかかわっって、広域調整に係る助言やし提案をし行ってまいりたいと思っっています。

○中野廣明議員 私もしテレビだけをし見ておったものですから、中身はししっかりわかりませんでした。3日間、延べ2,500人の方が御苦労されたということでありました。本当に御苦労さまでしたとし申し上げたいと思っいます。ただ、今回いろいろ検討するにし当たっって、一つだけちょっと言いたいのは、例えば今回の場合、えびの側から登山したから、えびのの副市長さんが捜索隊の指揮をしとったということらしいんですね。ですから、高千穂、韓国、どこから登ったかによっって捜索チームをし置くところが変わっるといっ話です。例えば高原から登ったんだったら高原町が責任者とししてやると。そういうのがしはっきりす

るところはいい。じゃ子供だけ行って夜になって帰ってこんよと、韓国岳に行くと言って帰ってこんのだけど、じゃどこが捜索チームのリーダーになるかという、まずそこからどこになるかわかんわけです。子供がどこから——えびの側から登ったのか、小林から登ったのか、高原から登ったのか、その登ったところの町村が主体になってやるということらしいんですね。そういうことじゃ間に合わんし、警察もえびの警察署、小林警察署がありますから、そこら辺を今検討されている中で今後しっかりしていただいて、私は大変貴重な人命だと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。（拍手）

**○中村幸一議長** ここで休憩をいたしますが、15時再開いたします。

午後2時35分休憩

---

午後3時0分開議

**○中村幸一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

**○高橋透議員**〔登壇〕（拍手）早いもので3月、別れ、旅立ちの月であります。旅立ちといえばスイートピーです。スイートピーの花言葉が、門出、旅立ちであります。3月末をもって退職される方々へスイートピーの花を贈ってください。退職される方々には、県民の安心と安全、そして生活と福祉の向上に御苦労いただき、心からなる感謝と敬意を表するものでございます。退職後はお体に十分留意され、さらなる県勢発展のために後輩への御指導等を賜れば幸いです。

さて、知事にはまだスイートピーの花は差し上げられません。新たな旅立ちは当分なく、継

続とお察しします。20年先を見据えた総合計画の作成と実行、前途多難の県政を着実に前進させるために、東国原知事の次なる展開への決断が待たれるところでございます。そこで、まず伺います。基金の枯渇で予算編成が心配された財政運営は、2007年から始まった財政改革により、その収支不足の改善がなされました。中身の検証は後ほどいたしますが、次なる財政改革の策定が求められると思います。そのスケジュールと基本的な考え方について答弁を求めます。

また、新年度予算では県税収入が約780億円、平成2年の水準まで落ち込む予定であります。景気の悪化、人口減に伴う経済の縮小により、自主財源はますます厳しくなると予想されます。今後の県税収入についてどのような見通しを持っているのか、伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

**○知事（東国原英夫君）**〔登壇〕お答えいたします。

財政改革計画についてであります。財政改革の取り組みにつきましては、平成15年に策定した第1期の財政改革推進計画による取り組み後においても、地方交付税の大幅削減等によりまして、本県財政はさらに厳しさを増したことから、第2期の計画として、平成19年に「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムを策定させていただきまして、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進してきているところであります。しかしながら、このような取り組みによる努力を重ねているにもかかわらず、平成22年度予算におきましては、地方交付税が増額確保されてもなお多額の収支不足が生じるという、大変厳

しい状況となっております。また、今後も、公債費や社会保障関係費などの増加が見込まれ、予断を許さない状況にあることから、引き続き、財政改革の努力を積み重ねていく必要があるものと認識しております。次の財政改革計画の策定につきましては、今後、地方税財政制度に関する国の動向等も踏まえながら、平成22年度において検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の県税収入の見通しについてであります。平成22年度の県税収入予算につきましては、税制改正の影響や景気の後退等により779億8,000万円と、平成21年度当初予算に比べ、額にして95億円、率にして10.9%の減と、大変厳しいものとなっております。平成23年度以降の県税収入につきましては、景気の動向に加え、消費税をめぐる議論や個人所得課税のあり方、環境関連税制の問題など、今後の国の税制改正の動きにより、地方の税収も大きく変動いたしますので、現段階で見通すことは困難であります。なお、仮に現行の税制が続くといたしますと、景気の状態が一部に持ち直しの動きはあるものの、雇用情勢は依然として低水準にあることなど、なお不透明でありますことから、今後の県税収入につきましても、厳しい状況が続くものと考えております。〔降壇〕

○高橋 透議員 見通しが困難、しかし厳しいであろうという答弁でございますが、あくまでも見込みでありますから、ひよっとしたら決算で上回るかもしれない。しかし、このような状況ですから、下回ることを予想したほうがいいのかというふうに思っています。先ほど、県税収入約780億円、平成2年の決算と同水準ということを申し上げましたが、よくよく考えてみますと、平成19年度から税源移譲になりまし

た。所得税から住民税にシフトしましたから、平成2年の790億と単純に比較できないと思うんです。そこで、私はお尋ねするわけですが、税源移譲がなかった場合に、平成22年度はどのくらいで算定できるのか、総務部長、答えられたらお願いいたします。

○総務部長（山下健次君） 税制が変更された現時点で試算というのはなかなか困難な面がありますけれども、平成19年度の影響額を当てはめて考えますと、仮に税源移譲がなかったとした場合に、個人県民税は約100億円の減となります。したがって、平成22年度の県税収入予算は700億円を下回るという状況になると思われ

○高橋 透議員 びっくりしました。780億円ショック、700億円ショックでしょうか。改めて県税を初めとする歳入確保にしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に移りますが、基金についても、いよいよ限界に来たなというふうに思われます。基金はゼロにはできないはずですが、災害時などに取崩すために必要になるとは思いますが、基金は一体どのくらいあればいいのか、総務部長、答弁をお願いいたします。

○総務部長（山下健次君） 適正な行政水準が保たれるというのであれば、基金というのは多ければ多いほどいいというのが、財政当局としての正直な気持ちでありますけれども、御承知のように、平成6年度末に本県の基金残高は1,479億円ということでピークでございました。その後、徐々に減少しまして、平成22年度末には286億円程度となる見込みでございます。こういった基金は、今お話にもございましたように、災害とか、通常では想定できない事態が生じた場合に重要な財源になるとともに、予算



編成時における収支不足を補うための唯一の財源でございます。この収支不足を補うという機能をここ数年ずっと果たしておるわけですが、今年度の予算の編成におきましても、景気後退等の影響を受け、御指摘のように県税収入が大きく減少する中で、国の地方財政対策は踏まえておりますが、事務事業の見直し等による財源捻出に努めてもなお、やはり約151億円の収支不足について、この基金を取り崩して補てんせざるを得ないという状況でございました。基金の適正な水準について、指標となるというのはいわけですけれども、財政改革に取り組み、収支のバランスが図れる財政構造へ転換できるまで収支調整の役割を担い得る水準が——抽象的でございますけれども——確保されていることが望ましいと考えております。

○高橋 透議員 収支不足の圧縮については、本当にぎりぎり頑張っているんじゃないかと、限界に来ていると思うんですが、収支不足の圧縮でかなり歳出減に取り組まれております。その要因の一つに、5年間で1,000名を削減する人員削減、人件費の大幅減があるわけですが、これは達成される見込みだというふうにお聞きをします。既に900名弱削減されているというふうに思いますが、スクラップ・アンド・ビルドと、行政改革の中にうたわれております。ただ、行政需要の多い部署へ、果たして人員増がなされているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 限られた人員を有効に活用するという観点から、事務の効率化を進めるなどで人員を削減する一方で、必要な部署には必要な人員の配置に努めておりますが、例えば昨年4月の人事異動におきまして、中山間地域の集落活性化支援、あるいは環境エネルギー対策の推進などのために、それぞれの関

係部署におきまして増員を行ったほか、年度途中ではありましたけれども、昨年の9月には、新型インフルエンザ対策のための感染症対策監の新設等、こういった増員を行ったところでございます。

○高橋 透議員 私たちから見ますと、職員の方はかなり窮屈に仕事をされているんじゃないかなというふうに思ったりいたします。時間外の量もかなり多いとお聞きしますので、行政需要の多いところには、しっかりと人員配置をお願いするところであります。

そして、もう一点、この数年、公務員も年収減であります。格差が極端に広がっておりますので、本県などでは、低賃金を余儀なくされている中小零細企業で働く人がいっぱいいらっしゃると思いますので仕方ないんですが、そことどうしても比較をされます。「公務員はまだまだが…」という論法で比較されております。それが公務員バッシングというふうになっている現状があると思いますが、人員削減も賃金抑制も、もう頭打ちに来ている、そういう判断を私はいたします。知事の所信にもございました「ひかり輝く宮崎の未来へ～県民総力結集予算」と位置づけられた22年度の予算ですが、選択と集中の理念のもとに重要施策に取り組むために、知事を支える職員の方の力が必要だと思うんです。職員の士気をどうやって引き上げていくのか、知事に答弁を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 極めて厳しい財政状況の中で、本県では、行財政改革大綱2007に基づきまして、健全な財政構造と少数精鋭の組織づくりに取り組んでいるところであります。このような中で、総人件費の抑制は大きな課題であり、特別職の給料や管理職手当の減額に取り組んでいるところでありますが、職員数につい

でも削減せざるを得ないものと考えております。このため、これまで以上に職員一人一人の能力を伸ばすとともに、職員の士気についても、さまざまな取り組みにより高揚を図っているところでもあります。具体的には、職員の意欲やアイデアを人事配置や施策の展開に生かす取り組みとして、庁内公募制や職員提案制度を実施しているほか、国や海外等への研修派遣や自主研究グループへの支援など、職員の自己研さんによる能力向上にも努めているところであります。さらに、職員の精励に対する功績表彰や永年勤続表彰も実施しているところでもあります。職員の士気高揚は大変重要でありますので、今後も、職員が生き生きとみずからの職務に取り組み、その能力を十分に発揮していただくよう努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 私は、県庁の方々を見ていて、先ほど言いましたけれども、非常に窮屈に仕事をされているんじゃないかなと思っているんです。コミュニケーションがなかなかとれていないんじゃないだろうか、職員間で果たして相談をされているのかなという気もいたします。そういう意味では、2007の財政改革によってかなり圧縮された努力、それは一方では評価しながらも、余りにも窮屈にやり過ぎたところもあるんじゃないかなろうか、そういうところもしっかりと総括をしていただいて、次の財政改革の参考にさせていただきたいなというふうに思っています。

次に移りますが、マニフェストについては、これまで質問で取り上げられましたので、私は別の角度から質問してみたいと思います。知事の宣伝力は、多くの方から評価をされていることだというふうに思いますが、知事の功績は、何といっても県民の県政への関心を高めた、い

わゆる県政を身近にしたということではないかというふうに思っています。ただ、一方で実は気になることがあります。知事のあいさつをよく聞いてみますと、片仮名の用語が結構あります。知事就任の初議会も、議事録を見てみましたら、そこで例のポテンシャルを言われました。潜在する能力、可能性としての力という意味ではありますが、知事が常々使われる言葉の中に横文字が多い。今回の答弁の中でも、例を挙げますと、県庁職員はゼネラリストとしてたけているとか、バッシング、モチベーション、パラサイトシングル、ニート、スパイラル、もちろんポテンシャルも出てきました。使いなれた、聞きなれた片仮名は了としますが、ふだん使われない片仮名用語は、県民目線、弱者目線を考えたときに、いかがなものかと思えます。知事の御見解をお願いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 私は、あいさつなど話をする場合は、その言葉が一般に定着し、あるいは自分の思いを最も伝えられる言葉だと思ったときには、いわゆる片仮名言葉を使うこともあります。おっしゃるような側面もあるようですが、いずれにいたしましても、県民の皆様には私の考えや気持ちが十分伝わるように、できるだけわかりやすいワード——言葉を使うよう努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 私には伝わりませんでした。今議会での質問にも出てきましたが、肉用牛肥育経営安定対策事業、これを通称でマル緊事業と言うんですね。知事、マル緊事業、わかりますか。補完マル緊事業というのもあります。マル緊事業の由来について農政水産部長、教えてください。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 緊急対策という意味で、通常、事業名が、国の事業なんです

けれども、非常に長たらしくて、なかなか頭に入らない。僕たちも入りません。そうした場合に略して、緊急対策という意味でマル緊事業とか補完マル緊とか、また今回、新マル緊とか言っていて、これは県がつけた事業名ではありません。国のほうで一応使われているということで使わせていただきました。

**○高橋 透議員** これは平成13年でしたか、古いから緊急と言わない、だからマル緊ということもわからんでもない、そういうふうに説明を受ければですね。これはやはり農林水産省の方々の机上の論理であって、いわゆる国民目線あるいは畜産現場目線じゃないと思うんです。古い緊急事業だったらフル緊、これはおかしいですから、やはり名称を工夫して、わかりやすいものにしていただくことを、いろんな担当者会議の中でぜひ言ってください。

今のは国の事業ですけれども、本県の事業でも結構目につきます。ジョブカフェ、ファミリー・サポート・センター、みやざきEV—PV構想推進事業、メガソーラー導入促進事業、新ポータルシステム導入事業などなど、拾い上げたら切りがないんですが、特に高齢者とか横文字が不得意な方からは、何のことかわからないというふうに、よく声を聞きます。知事、よろしいですか。先ほど言いましたが、県政は身近になったと私は認めます。ただ、それは表面だけで、肝心な中身は理解されていないというふうに私は思ってしまうんです。そこで、県の事業名などを県民にわかりやすいものにすべきではないでしょうか。知事に見解を求めたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 私も常々かねがね、そういうことを思っておりまして、議員御指摘のとおりだと思います。やたら事業名が長たら

しい。漢字が多い。片仮名も多いんですが、新規事業等については、その内容のみならず、事業名も含めて十分検討の上、予算化しているところではありますが、最近では、外来語から新しく生まれた、住民に浸透している言葉も多く、日本語に置きかえると長くなってしまうたり、かえって本来の意味が不明確になる場合もあると思っております。また、国の制度名においても、片仮名を用いた外来語由来の言葉とか、先ほども申し上げましたとおり、やたら長い事業名あるいは似通った名称、緊急経済雇用対策何とか何とか事業というのが数種類ぐらいいりまして、どれがどれかわからないようなこともありますので、事業名につきましては、県民の皆様にも、できるだけ短い言葉で、かつ事業内容が理解しやすく伝わるのが重要であると思っておりますので、今後とも、適切な表現に心がけてまいりたいと思っております。

**○高橋 透議員** くどういようですけれども、まだ言います。3月の行事予定表が送られてきました。これを見たら、生涯学習課の事業、アメリカンシェルフプロジェクト寄贈図書贈呈式、これは組織名ですから、なかなかわからないという面もある。もう一つ、県アセットマネジメント導入検討委員会、道路保全課の事業ですが、よかったら県土整備部長、これを説明してください。

**○県土整備部長（山田康夫君）** まず、アセットマネジメントといいますのは、直訳すると、資産管理ということだそうでありまして、従来、金融資産の価値を最大化するためにうまく運用していくという活動を指すようございませぬ。最近、公共土木施設についても非常に施設量がふえてきておりますので、改築更新とか維持管理に今後、費用がかかるということから、

何とかトータル的に最小限にコストを抑えて、長寿命化——なるだけ長生きさせる。そして、単年度に大量に予算を投入しなくて済むように平準化を図っていく、そういった管理手法をやっ払いこうということで、今、議員が言われましたアセットマネジメント導入検討委員会というのを立ち上げたものでございます。以上でございます。

○高橋 透議員 詳しく説明していただきました。ありがとうございます。資産管理という名称でもつけてくだされば、それで一目瞭然といえますか……。よく横断的というふうな言い方をしますね。県庁の中でも、同じ県庁の仕事が部局を離れるとわからないという職員の方もいらっしゃると思うんです。オール県庁で何でもやろうというふうにして知事が先頭になって呼びかけていらっしゃるのに、課題を共有化するためには、だれが見てもわかるような事業名あるいは行事予定表にしてください。お願いいたします。

次に移っていきますが、地域医療対策について申し上げます。

次世代育成支援宮崎行動計画が今議会で上程されております。その中の小児救急医療体制の充実に、7医療圏を3医療圏へとあります。こども医療圏の考え方、そして県立日南病院小児科の位置づけについて、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の小児医療は、小児科医の絶対数が不足し、また数少ない医師に過重な負担がかかるなど、大変厳しい状況にあります。このような中で、県民が安心できる小児医療体制を維持していくために、従来の7つの2次医療圏では十分な小児医療体制が確保できないという状況を踏まえ、県内を県

北部、県中部、県西部の3つのこども医療圏に再編して、広域での体制整備を検討せざるを得ない状況にあります。一方で、県中部のこども医療圏に含まれる県南地域で、県立日南病院の小児科の存続に対する地元の強い要望があることも十分承知しているところであります。県立日南病院の小児科については、県中部のこども医療圏における地域の実情に合った医療提供体制のあり方を検討する中で、宮崎大学や医師会、地元と十分協議しながら、その位置づけについて検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 こども医療圏、ずっと前の議会でも私は申し上げたことがあるんですが、県南としては、3医療圏は容認しがたい内容なんです。ここで病院局長に聞くわけですけども、皆さん方の御努力によって、4月からの県立日南病院の小児科医師の派遣、何とか1年間存続ができることになりました。本当にお礼申し上げます。3ブロックの医療圏によって、今後、1年が保証されましたが、そのまた1年先も小児科は続いてもらわなくてはならないわけで、今後、県立日南病院小児科への医師派遣はどうなるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立日南病院の小児科は、南那珂地区で唯一、入院患者さんを受け入れる施設でありまして、県南地域の小児医療提供体制について重要な役割を担っております。病院局におきましては、これまでも宮崎大学を初めとする関係機関等と十分連携を図りながら、地元と一体となって日南病院小児科医の確保に取り組んできたところでございます。そのようなことで、議員御指摘のとおり、来年も継続ということになったところでございます。御案内のとおり、小児科医の確保につきましては、全国的な課題となっているところか

ら、病院局といたしましても、今後、望ましい地域医療のあり方を常に念頭に置きながら、県民の皆様の要望に的確に対応していくことが必要である、このように考えております。

**○高橋 透議員** たとえこども医療圏が3ブロックになっても、県立日南病院の小児科への医師派遣、ぜひとも継続いただきますようお願いをしたいと思います。

次に、救急医療利用適正化推進事業というのが21年度に事業実施になりまして、この中に、これも片仮名でオピニオンリーダーというのがあるんですが、オピニオンリーダー育成・強化事業、来年度はどのような展開になるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 救急医療利用適正化推進事業は、コンビニ受診と言われる不要不急の受診が医師の負担につながっている状況を踏まえ、救急医療の適正利用を目的に、平成21年度の新規事業として実施しております。お尋ねのオピニオンリーダー育成・強化事業は、この事業の一環として、地域医療の問題を住民みずからの問題と考え、行動していただくことを目的に、NPO等住民団体が行う勉強会や研究会、シンポジウムの開催等の活動を支援するもので、今年度は、4市1町の5つのNPO等により活発な活動が行われております。県としては、地域の救急医療体制を維持するためには、このように地域住民が主体的に、地域医療を守ろうという草の根的な活動に取り組むことが重要と考えており、来年度はさらに積極的に支援するため、予算額についても増額をお願いしているところであります。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。日南市で事業補助を受けております「こども・いのち・つなぐ会」という組織がありますけれど

も、シンポジウムとか、学校に行って講話をやったりとか、大変、世論形成に頑張っていると思います。市民の意識も変わってきました。そしてまた、自治体とか医師会までも動かすような、そういう状況まで頑張っていると思いますので、本当に事業効果は大きいと思います。今、部長の答弁にもありましたように、予算を増額されたようですから、さらなる広がりをお願いしたいと思っています。

次に、深刻な医師不足対策、今まで質問もありましたが、県も必死に取り組んでいただいております。しかし、串間市民病院、小林市立病院の医師引き揚げ、医師不足の流れがとまらない状況であります。このような状況に県はどうか対応していかれるのか、お尋ねをします。知事、よろしく申し上げます。

**○知事（東国原英夫君）** 串間市民病院や小林市立病院など、地域の中核病院からの医師の引き揚げが相次ぎ、地域医療の確保に重大な影響が生じております。医師不足は県民の暮らしに直結する問題でありますので、県といたしましては、「地域医療の再生」を来年度の重点施策に掲げ、医師派遣システムなど現在取り組んでいる事業に加え、地域医療再生計画に基づく宮崎大学医学部地域医療学講座の運営支援や医師修学資金貸与枠の拡大など、さまざまな医師確保事業に積極的に取り組んでいきたいと考えております。その中でも、宮崎大学医学部の地域医療学講座に関しては、総合医として養成していく過程において地域の中核病院に医師を派遣することもあると大学から聞いておりますので、県としても、できるだけ早い段階での医師派遣の実現について期待しているところであります。

**○高橋 透議員** 今、知事の答弁にありました

が、地域へ医師を派遣できる。水間議員の質問に答弁をいただいたのは福祉保健部長だったと思うんです。そのときには、私の聞き違いかもしれません、年間4名以上の医師を派遣できるようになりますというふうにおっしゃいましたが、具体的にお聞きしたいのは——4年も待てないわけです。串間も小林も4年は待てないんです。22年度からでも、途中からでも、医師の派遣が可能なのか、部長、答弁いただけませんか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今、議員の御指摘の件につきましては、宮崎大学のほうからは平成22年度からでも派遣できるというようなお話を伺っておりますので、できるだけ早い段階での派遣が実現することを期待しているところでございます。

○高橋 透議員 今の部長の答弁は、22年度途中からでも医師の派遣ができるということですから、今申し上げました串間市民病院なり小林市立病院、大変うれしい答弁だったというふうに思います。今後とも、医師不足対策にしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

次に移ります。雇用対策であります。

先ほど、長たらしい事業名だということでも知事も言われましたが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、この多くは民間企業等への委託により実施をされております。当初は、事業費の7割以上を人件費に充てるという条件がありました。しかし、要件緩和になって、それが5割以上になったんです。この事業の目的は、次の雇用機会までの短期雇用かもしれませんが、失業対策です。この事業で雇用された方々の生活給支援になるわけですから、この要件緩和の理由について商工観光労働部長にお尋ねをいたし

ます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきましては、議員御指摘のとおり、当初の要件では、事業の実施に必要な事務機器等のリースや消耗品等の初期投資に係る経費が十分確保できないこと、あるいは地域によっては必要な失業者等の確保が困難であること等により、事業を構築しづらいという地方の声を踏まえまして、国において昨年10月に要件緩和されたものと考えております。この要件緩和によりまして、各地方自治体において柔軟かつ多様な対応ができるようになっておりまして、より速やかな雇用・就業機会の提供が図られるようになったと考えております。以上でございます。

○高橋 透議員 もう一つ、ふるさと雇用再生特別基金事業費の中に、非正規労働者を正規雇用した事業主に対して1人当たり30万円の一時金を支給する事業があると思います。そしてまた、若年者等正規雇用化促進特別事業においては、トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用した事業主に、1人当たり6万円の助成金が県から交付される仕組みとなっております。事業主に現金が行くわけですから、このことについて適正実施を図るための十分な前後のチェックは当然されると思うんですが、その辺のチェックの方法について担当部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 御質問の一時金の支給につきましては、正規雇用による継続雇用の確認が必要となります。したがって、支給に当たりましては、雇用契約書あるいは出勤簿等による事実確認を行うなど、十分な審査を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○高橋 透議員 今のは書類上の審査だという

ふうに私は受けとめたんです。できるだけしっかりと具体的なチェックができるように、査察をしたりとか、そんなことをやらないと、今までも、せっかくの公のお金が倒産とかいうところで無駄になったりということも過去あったはずです。ぜひともチェックをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、農林水産業の振興についてお尋ねをしていきたいと思います。

「身土不二」という言葉があります。いわゆる体と土は二つにあらずという、人間の体はその土地でできた食物でつくられるという意味ですが、最近推奨される地産地消とダブらせてもいいと思います。県教育委員でもありました旭化成の前延岡支社長・水永さんがテレビで討論されていたことを覚えておりますが、こんなことを言っておられます。「消費者は、安心・安全が優先と言いながら、時間がたてば安い輸入品を求めている。地元の食材をいかに子供たちへ提供できるのか。食文化を地道に伝えることが、回り道だが、地産地消への早道」とおっしゃっていました。安心・安全が本県農畜産物の売りであり、武器だと思います。本県は、食農教育にどう取り組んでおられるのか、知事にお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 農作物の栽培体験を通じて命のとうとさを実感し、その恵みに感謝する心を培う、いわゆる食農教育につきましては、地域農業への理解促進とともに、地場産品の消費拡大につながるものであることから、地産地消を進める上での大変重要な取り組みであると認識しております。このため本県では、私が会長を務める「みやざきの食と農を考える県民会議」が主体となり、食農教育に積極的に取り組んでいただく人材の育成・確保に努めると

ともに、農作物の栽培から調理・加工までの一連の作業等を体験できる農作業体験学習会の開催や、学校給食における地場産品の活用などを支援してきたところであり、これらの活動の輪は、学校や地域において着実に広がりつつあります。私は、食農教育は一人一人がその趣旨を理解し、その必要性を感じることで、自発的な活動が生まれ、定着していくべきものと考えております。今後とも、県民の皆様を初め、関係機関・団体と連携を図りながら、食農教育の理解促進に取り組んでいきたい、かように考えております。

**○高橋 透議員** 今、知事の答弁の中に、学校給食、地域で教育をするということでありましたが、以前も質問した経緯があります。学校給食における地産地消は拡大しているのでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 文部科学省の「平成20年度学校給食栄養報告」によりますと、本県の学校給食における地場産物使用の割合は、前年度比で0.6ポイント増の33.0%になっておりまして、全国平均の23.4%を大きく上回っているところであります。学校給食の実施主体であります市町村におきましては、学校と生産者との契約により県内産の農林水産物を安価で安定的に購入するための支援や、生産者や地元企業との連携による交流給食会などの開催によりまして、地場産物の活用が図られているところであります。また、県教育委員会の取り組みといたしましては、毎月16日を「ひむか地産地消給食の日」とし、県内産の農林水産物の利用を働きかけますとともに、JAや生産者、市町村等との連携による地場産物活用の体制づくりや、地場産物を使った子供たちの食づくり教室などに取り組む食育実践事業を推進しているところ

であります。今後とも、市町村や関係部局等と連携を図りまして、学校給食における地場産物の活用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○高橋 透議員** 今、教育長の答弁でありましたように、前年度比0.6ポイント増、全国平均よりか多いということで33%のようですが、隣の大分県は44.7%のようですね。これは全国1位みたいです。北海道が2番で40.2%、宮崎県は33%で6位のようです。もっともっと伸びる要素はあると思いますので、今後、いろんな障害があるかもしれませんが、ぜひ拡大していく取り組みをお願いしたい。

私は、学校給食で大事なものは、食材とか調理の過程とかを、子供たちの目で見れるかどうかということだと思えます。でも、残念ながら、みずから給食をつくらない学校がふえてきました。調べてみたら、自校方式は宮崎県では4割です。6割は自分の学校ではつくらずに、よそからつくったものが運ばれる、そういうことなんですね。ここで知事にお聞きするわけですが、いわゆる共同調理場方式と単独調理場方式は、食育の観点からどちらに優位性があるのか。私が答えを言ったかもしれませんが、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 私は、学校における食育の推進というのは、子供たちが心身ともに健全に育っていく上で大切なことであると考えております。そういう意味で、学校給食の役割は大変大きいものがあり、学校全体で食育に取り組まれているものと考えております。

2つの調理場方式についてであります。単独調理場方式では、児童生徒が調理の様子を間近に見ることができたり、つくりたてのものを食べることができるといったことなど、一

方、共同調理場方式においては、食材の大量購入により安価で調達できたり、また運営面のコストを抑えることができるといったことなど、それぞれに特徴があると聞いております。学校給食の実施主体であります市町村においては、地域の諸事情を踏まえた上で、どちらの方式を選択するか、判断されているものと受けとめております。

**○高橋 透議員** 知事の答弁の中にもあった残念な答弁——いわゆる食が、しかも学校現場の給食がコストになっているわけですね。共同調理場のいい点は、そこを答弁なさったわけですが、やはりそこを問題としていただきたいなど。子供たちの食育は、学校給食が一番早道ではないかというふうに思っていますので、聞いているわけです。ちなみに、学校給食の県内の状況を見ますと、綾町が100%です。すべて自校方式。高原町、新富町、諸塚村、椎葉村、西臼杵3町、ここがすべて自校方式でやってらっしゃるわけです。知事もいつかおっしゃってましたね。宮崎県というところは子育て日本一の県だということをおっしゃったことがあると思うんですが、いわゆる食というのは子供たちにとって大事なことであって、自校方式の優位性は先ほど言ったとおりですから、中山間地に多く残っている自校方式は、いつか武器になると私は思うんです。宮崎県というところは、自校方式で安心・安全の地産地消の食材を提供して子供たちが食べているということは、必ず武器になると思うんです。ぜひ、知事もそういうところをしっかりと分析いただいて、今後、機会あるごとに自校方式の優位性を訴えていただきたいと思っています。

次に移りますが、危険な油脂、油ですけれども、いわゆるトランス脂肪酸の規制がないの



は、先進諸国では日本だけなんです。昨年11月末に福島みずほ消費者担当大臣が、含有量表示を義務づけるように消費者庁に指示をしました。トランス脂肪酸は、恐らく学校給食で使われていると思うんです。どの程度使われているのか、児童生徒の健康に影響はないのか、教育長にお尋ねします。

**○教育長（渡辺義人君）** 平成18年度に国の食品安全委員会が行いましたトランス脂肪酸含有量調査によりますと、マーガリンやバター、植物油などに含まれているとの報告がありまして、学校給食においても食材の一部として使用されているものと考えております。なお、トランス脂肪酸につきましては、食品への含有量の表示義務がないことから、学校給食で使われている食材にどの程度含まれているのかということについては不明であります。トランス脂肪酸に関しましては、食品安全委員会のレポートによりますと、諸外国に比べて我が国における1日当たりの平均摂取量は比較的少ない傾向にあるとされておりますが、一方で、トランス脂肪酸を多量に摂取を続けた場合には動脈硬化などによる心疾患のリスクを高めるとの報告もあるというふうな紹介がなされているところであります。今後とも、こういった専門家の所見等も十分留意しながら、学校における安全・安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○高橋 透議員** どのくらい使われているのか、表示がされていないからわからないということは、当然の答弁だと思うんですが、おそれのあるものは使わないということなんです。使わせない。このことを学校給食現場には徹底させていただきたい。

教育長がおっしゃった食品安全委員会が、確

かに言っています。一般的な日本人の食生活では摂取しても直ちには問題がないと。ただ、教育長、よく考えてください。今の子供たちはファストフードをよく利用しています。1つ2つ、例を申し上げますけれども、ファストフードで食べる空揚げはおいしいですね。からっと揚がっています。からっと揚がる理由があるわけですけれども、ショートニングを使っていると言われるんです。トランス脂肪酸が多く含まれている油です。それと私、コーヒーはブラックで飲みますけれども、ひよっとしたらフレッシュを入れる方がいらっしやると思うんですが、白い液体、あれはミルクじゃありません。植物油を加工したものですから、トランス脂肪酸を多く含んでいるそうです。

ちょっと紹介しますけれども、食生活・医事ジャーナリストの氏家京子さん、この方の著書の中で言われているのは、アメリカでの調査によりますと、組織犯罪者の血液検査をすると血中の脂肪構成が悪くなっていることがわかるということです。DHA——ドコサヘキサエン酸というふうに言うらしいですが——の値が暴力経験のない一般の人の値より著しく低くなっていて、これは日ごろの食生活における脂肪のとり方に問題がある結果ということが本に書かれていました。人の脳の大部分は脂質でできておりまして、その中でも重要な役割を持つのが脳神経細胞です。これは大量のDHAでつくられておりますから、これが不足すると脳神経細胞の働きに影響が出て、学習能力とか記憶力を衰えさせるということが考えられるそうであります。まさに、食は、「人を良くする」と書きますが、犯罪を減らすためにも、県警本部も一緒に食育には取り組んでいただいてもいいんじゃないかというふうに思っております。

そして、もう一つ、12月1日付の朝日新聞では、小中学校で児童生徒の暴力行為が前年度比で13%増、3年間で7割もふえたことが報じられていました。子供たちは、「感情がうまく制御できない」「コミュニケーションの能力が足りない」と観察されていて、いじめは先生たちのさまざまな努力によって毎年のように減っておりますが、暴力行為だけはふえ続けていると言われております。この原因のすべてを食生活に求めるのはちょっと乱暴でありますけれども、魚や豆、海藻や野菜をたくさん食べていた伝統的な和食の食卓が崩壊をして、肉食と危険な油があふれた食事変わったことが少なからず影響していることは、容易に想像できると思います。

こういう点に着目をして、学校給食から食を変えられたところがあります。長野県真田町、今は上田市になっているのでしょうか。その前教育長が取り組まれた米飯給食、このことによっていじめが消えた、学力も向上したという取り組みを紙面で見ました。当然ここの給食は全部、自校方式です。しかも、前教育長は、真田町の学校給食は全部、食材については無農薬か低農薬のお米や野菜、大豆製品などに切りかえられました。それもすべて真田町産、地産地消なんです。週5日の給食を完全和食、米飯給食にされたんです。本県の学校給食、せめて自校方式を貫いているところだけでも完全米飯にできないものか、教育長にお尋ねしたいと思えます。

**○教育長（渡辺義人君）** 文部科学省が行いました平成20年度の米飯給食実施状況調査によりますと、本県の米飯給食の実施回数は週5日のうち3.2回で、全国平均の3.1回を上回っております。米飯給食に関しましては、児童生徒が日

本の伝統的食習慣を学び、そして本県の基幹産業である農業や生産者の思いを身近に感じるという教育的な意義があります。県教育委員会といたしましては、市町村や関係部局等と連携を図り、米飯給食の促進に努めてまいりたいと考えております。なお、県内でも、週5日の給食日のうちに全日5日間、米飯給食を実施しているのは、えびの市と椎葉村ではなかったかなと思います。以上です。

**○高橋 透議員** 米飯給食を実施するには、いろいろあるそうですね。パン協同組合からも、いろいろと今までもあった話を聞きますので…。しかし、そこはしっかり乗り越えて、米飯給食を子供たちの健康のために何とか実現していただきたいなと思っています。とことん食にこだわることで、宮崎県が子育てで日本一だということをアピールできると思うので、ぜひ知事、今後、いろんな取り組みの中で努力し、頑張ってくださいなと思います。

次に、今議会でもかなり出てきました農家の戸別所得補償、注目されておりますが、農業と同様に、今、本当に苦しんでいらっしゃる漁業に関しても所得補償制度が必要ではないかというふうに私は思いますが、知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 本県水産業につきましては、カツオ・マグロ漁業や日向灘におけるまき網漁業などを中心に、全国でも有数の生産量を誇っております。地域の重要な産業であるとともに、我が国水産物の安定供給の一翼を担っておるところであります。しかしながら、漁業経営につきましては、水産資源の状況や天候等により漁獲量が左右されるとともに、燃油価格や魚価の変動によっても収益に大きな影響が出るなど、大変不安定なものがあります。こ

のため本県といたしましては、平成23年度からの導入に向けて国が検討を進めております漁業所得補償制度については、本県の漁業経営の安定が図られるものとして期待をしているところであります。今後とも、国の検討状況を注視しつつ、本県の水産業・漁村の持続的発展につながる制度となるよう、あらゆる機会を通じて強く国に働きかけていきたいと思っております。

**○高橋 透議員** いろいろと漁業の問題は先ほども出ていますから、おわかりのとおりでありますけれども、価格補償とか、燃油の高騰対策とか、まき網漁の問題も出ました。これはなかなかすぐに効果を出せない、できない部分もあります。でも、漁師の方々は、今、何か欲しい、やってほしいという思いなんです。地元の方々が魚を食べていただく、いわゆる魚の消費拡大、こういったことは今までもやられてきたと思うんです。昨年も私、言いましたが、宮崎というところは近海カツオの水揚げ日本一なんです。その割には、実は消費がそう伸びていません。カツオの魅力をどうやって訴えればもっと積極的にPRできるのか、どのように取り組んでいるのか、そこをまず伺ってみたいと思います。知事、よろしくお願ひします。

**○知事（東国原英夫君）** 本県の農畜水産物につきましては、大都市圏における「みやざきフェア」の開催や各種メディアへの出演等々を通じて、私自身、直接、消費者の皆様にも本県農畜水産物の新鮮さやおいしさをお伝えするなど、PRに努めているところであります。特に、カツオにつきましては、近海カツオ一本釣り漁業は全国トップの地位を占めており、本県の基幹漁業の一つでありまして、今後とも、積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

一方、カツオのさらなる消費拡大を図るためには、県民の皆様にもその新鮮さやおいしさを知っていただくことも重要でありますので、毎年4月に県内各地で開催されている「宮崎初かつおフェア」の充実を図るため、漁協が直営するレストランでのイベントの開催など、関係機関・団体一体となって取り組んでいるところであります。今後とも、あらゆる機会を通じて、カツオを初めとした本県農畜水産物のPRやセールスに積極的に取り組み、その消費拡大を図ってまいりたいと考えているところであります。

**○高橋 透議員** カツオの消費なんですけれども、金額ベースで——これは県都、県庁所在地の資料なんですけれども——宮崎市は2,564円、11番なんです。1位の高知は、断トツで1万1,587円なんです。これだけ差があるわけですね。知事は実は平成19年2月の議会で、当時、今は亡き永友一美議員ですけれども、この方の質問で次のように答弁されているんです。「宮崎県の漁業は、農林水産業、農業、林業といって、水産業は余り——ここも片仮名です——フィーチャーされないんです」。取り上げられないということですかね。注目されない。ちょっと省きますが、「僕もいろんなところに行きまして、人生49年間、若輩者でございますが、カツオを食べさせてもらって——これは日南キャンプに行かれたときの答弁です——うまいと思いました。これは、やっぱり僕が言った宮崎県のポテンシャルはここにあるなど。後は、これをどうやってPRしていくかということだと思っております」と言われているんですが、宮崎市の消費量を見てみましたら、下がっているんですよ。19年が2,594円、平成20年2,244円なんです。知事としての、もうちょっと

と、こうやったんだよという答弁はありませんか。

**○知事（東国原英夫君）** これに関しましては、関係各位の方々あるいは担当部局の職員等々とも議論をしているところなんです。分析してみますと、カツオというのは、やはり全国のイメージ、知るところによりますと、やはり高知、静岡とか、千葉とか、そういうふうになってくるわけです。御案内のように、近海カツオ漁獲量は日本一を誇っていますから、そういった周知を広めていくこと、そしてまたカツオを食べる習慣、文化、そういったものを増長していくということが大切かと思えます。ただ、分析の中において出てきた意見が、どうも、県民性というか、宮崎県民にカツオが合わんのじゃないかと、そのような分析もあるんですね。それは実際的な数値は出てこないんですけども、どうもそういったイメージ、あるいは、やはり高知が多いのは、高知はカツオが名産ということで、高知県内外から観光客等が行かれたときに、そこで食べられるんですね。でも、おいしさは、私は日本一宮崎はおいしいと思っておりますので、今後とも、そういったことを強調して、全体的なイメージを変えるような、抜本的に変えるような取り組みというのが必要じゃないかなと思っております。今後とも、関係部局と意見交換、あるいは現場の方たちとも十分に意見交換させていただいて、その取り組みに邁進していきたいと思っております。

**○高橋 透議員** 私はカツオが大好きですから、合っているというふうに思うんですが、PRということもおっしゃっていますので、予算をもうちょっとつけていただいて、多くの方に試食をさせることですよ。実際に食べてもらって、カツオのすばらしさ、おいしさをわかって

買う、そういうことでありますから、担当課に聞くと余り——言いにくいかもしれませんが、予算をふやしていただいて、PRをぜひしていただきたいと思えます。

最後に、教育問題、特別支援学校の高等部の設置、いよいよ要望がかなうときが来たようがあります。西諸地域については、普通学校との併設と伺っています。西諸地域における特別支援教育のあり方について、教育長にお尋ねします。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在、西諸県地域におきましては、都城きりしま支援学校小林校の小・中学部を、それぞれ小林市立東方小・中学校の敷地内に設置し、地域就学を推進しますとともに、専門的な知識や技能を生かした地域の特別支援教育の中核として位置づけているところでもあります。また、各学校におきましては、日常的に活発な交流が行われるなど、そのあり方は、先進的な取り組みのモデルとして県内外に知られていると思っております。今後は、このような実績を踏まえながら、小学部から高等部まで地域で一貫した教育を実施するために、小林校の高等部を小林高校の敷地内に設置し、さらなる特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

**○高橋 透議員** 大変すばらしい特別支援教育になるなど、感想を持ったところでもあります。日本一じゃないかと思えます。最後に言われました高等部が小林高校に併設されるわけですが、これは生徒間の交流がしっかりと図られるのか、ここが大事だと思うんです。具体的に答弁いただけませんか。

**○教育長（渡辺義人君）** 今御紹介いたしました小林高校でありますけれども、平成18年度から、都城きりしま支援学校小林校への訪問を実

施しており、はがきづくりとか、室内ゲームとか、そういった作業学習や校外活動を通じて交流を深める中で、障がいへの理解や思いやりの心をはぐくんできております。障がいのある子供たちにとっては、多くの人とかかわることで社会性の広がりが見られる一方で、高校生にとっては、福祉や看護分野への進路を希望する例も出てきているところでもあります。また、平成20年4月に高千穂高校敷地内に併設いたしました延岡わかあゆ支援学校高千穂校の事例においても、学校行事や部活動等におきまして、生徒間の活発な交流が見られております。今後、小林高校に小林校高等部が併設されることによりまして、これまでの取り組みがさらに進み、生徒間の交流が一層活発になるものと考えております。以上です。

○高橋 透議員 小林高校に併設される高等部は、地域とか学校には十分に説明がなされているのでしょうか、教育長、お尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 小林校の高等部を小林高校に設置することにつきましては、小林校の保護者だけでなく、小林高校のPTA、同窓会を初め、小林市やえびの市、福祉施設の代表、小中学校特別支援学級担当等といった地元の関係者に御説明をし、御理解をいただいているところでもあります。今後とも、あらゆる機会をとらえまして、地元の方々への周知を行い、御理解、御協力をいただきたいと思いますと考えております。以上です。

○高橋 透議員 ありがとうございました。

時間が来たようですので、最後にお願ひだけ知事にして終わりますが、国道220号、昨年、知事とはやりましたけれども、防災対策事業の予算は非常に厳しいと思うんです。知事は、政治生命をかけてやり抜くというふうにおっしゃい

ましたので、どうか最後までぜひ頑張ってやり抜くことをお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時2分散会

3月2日（火）

# 平成 22 年 3 月 2 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |  |
|-------------------|-----------|--|
| 知 事               | 東 国 原 英 夫 |  |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |  |
| 県 民 政 策 部 長       | 高 山 幹 男   |  |
| 総 務 部 長           | 山 下 健 次   |  |
| 福 祉 保 健 部 長       | 高 橋 博 明   |  |
| 環 境 森 林 部 長       | 吉 瀬 和 明   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 渡 邊 亮 一   |  |
| 農 政 水 産 部 長       | 伊 藤 孝 利   |  |
| 県 土 整 備 部 長       | 山 田 康 夫   |  |
| 会 計 管 理 者         | 長 友 秀 隆   |  |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 財 政 課 長           | 西 野 博 之 子 |  |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |  |
| 教 育 長             | 渡 辺 義 人   |  |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |  |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一   |  |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治   |  |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 章 |  |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 正   |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 清 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 賢 治   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 陽 一   |  |
| 議 事 課 主 査   | 前 田       |  |

---

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 通告に従いまして一般質問を行います。

冒頭に、お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思っております。宮崎県の栄枯盛衰の基礎となる人口ピラミッドの推移を示した資料であります。上のほうは、戦後間もない昭和25年、そして5年前の平成17年、下段のほうは平成17年と25年後の平成47年の本県の将来推計を比較した資料であります。これを見ると、実にさまざまなのが去来をしまいであります。

手をこまねいておれば、図のとおり、人口減少は進行し、殊に生産年齢人口、平成17年比で22万7,000人減るということになります。年少人口も、平成17年の16万人から9万人台に推移しますから、7万4,000人ぐらい減るということになります。また、そういうことによりまして、県勢の活力低下は大変懸念をされるところでございます。また、75歳以上の人口の増大も大きな課題となりますが、これも平成17年比にしまして8万9,000人、約9万人ふえると、こういう状況になります。総人口は、ピーク時の117万県民から91万人という推計になりますので、26万人の人口減少ということになりますけれども、これは本県から、現在の日向市、小林市、えびの市、日南市、串間市、それに西都市プラス三股町の人口がなくなった数に匹敵をい

たします。この人口減少の歯どめというのは至難なことでありましょうけれども、できる限りの施策を打たねばならないというふうに思います。

そのためには、国や地方のあり方を変える、あるいは出生率を上げる、そして何よりも人口の流出を防ぐことが必要になるのではないかと思います。これからは、特に若者、子供に光を当てることが大事であります。出生率を高めてもらうには、若者に結婚してもらわねばなりません。そして、出産や子育てに希望や喜びを持ってもらわねばなりません。しかし、その前に若者の雇用の場を確保し、就業支援を行うことが肝要であります。だからこそインフラを整備し、諸産業の振興を図り、若者が宮崎にとどまる環境を確立することが最も重要な課題になるのであります。喫緊の課題から中長期的な課題まで、県政の課題は山積をしております。幼児や青少年が輝き、若者や壮年が輝き、そして女性やお年寄りが輝き、障がい者の方々が輝き、だれもが安心して頑張れるような、そんな宮崎を目指す県民総力戦を、今こそ全力で展開しなくてはならないのではないかと思います。厳しい社会経済情勢の中、県は今、20年後をにらんだ新たな総合長期計画の策定に入られました。各部、各局、未来を見据えた新たな計画の策定が行われることと思っておりますが、本県ならではの特異性を大いに生かし、光り輝く宮崎を創出される計画に全力を注いでいただきたい。県民の英知を結集してつくってもらいたい、こういうふうに思います。

前置きが長くなりましたけれども、本日は、人口ピラミッドを参照しつつ、本県の現状、課題、展望をにらみ、基本的な事項について、知事並びに関係部長、教育長、警察本部長にお尋



ねをさせていただきます。

初めに、財政問題についてお尋ねいたします。

今後の社会情勢、また20年後までの本県人口の構成の推移を考えますと、本県財政はかなりの変化を余儀なくされると思います。そこで、知事にお尋ねいたします。

少子・高齢、人口減少社会をにらんで、税収等の財源の推移をどのように予測し、どのようにに財政運営の見通しを立てて対策を行っていくのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

将来にわたる財政運営についてであります。我が国は、今後、本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えようとしており、20年後には、本県の人口は100万人を割り込み、65歳以上の割合は3人に1人以上に増加するものと推計されております。今後の20年間の展望につきましては、産業構造や就業構造の変化のほか、地方分権の進展、道州制の検討による行政の姿など、本県を取り巻く社会経済情勢の見通しを定めることは非常に困難でありますので、概括的に申し上げますと、税を負担できる労働力人口の減少、生産活動や県民所得の減少に伴い、県税収入が減少する一方で、進行する高齢化等に対応する老人医療や介護保険など、社会保障関係費の増加は避けられないものであり、また、年々減少の一途をたどっている基金残高の状況を踏まえますと、極めて厳しい財政運営とならざるを得ないものと見込まれます。

こうした状況のもと、将来にわたり活力を維持し、安心して暮らせる地域社会の構築を進め

るため、国に対し、収支不足の抜本的解決のための国・地方を通じた歳入の確保を初め、地方税財政制度の充実・強化などについて強く求めるとともに、県としましては、行財政改革に引き続き努めながら、施策の推進と財政規律のバランスを図り、財政の健全性が確保される財政運営に努力していく必要があると考えております。[降壇]

○長友安弘議員 総務部長にお尋ねいたします。22年度予算で、民生費が初めて土木費を上回りましたけれども、今後の推移はどうなっていくと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 平成22年度の当初予算におきまして民生費は、御指摘のとおり、社会保障関係費の増加のほかに、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業あるいは介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業など、国の補正予算による臨時的交付金をもとにした基金を活用した事業の増加によりまして、前年度比9.6%と伸びております。一方で、国における公共事業費の大幅削減等の影響によりまして、土木費は前年度比5.5%の減少となっております。こういうことから、当初予算で初めて、民生費が土木費を上回ったものでございますけれども、民生費については、今後とも、社会保障関係費の自然増が見込まれるとともに、臨時的な基金が計画的に事業化をされる一方で、土木費については、新政権の基本方針を踏まえますと、今後とも、公共事業の増加は難しいことから、民生費の額が土木費を上回っていくものと考えております。

○長友安弘議員 総務部長に伺います。公債費が大変膨らんでおります。基金も底をついてまいりました。財政の硬直化はますます進行いた

します。臨時財政対策債の措置はあるとはいえ、今後、膨らんだ県債の返済をどのように進めていかれるのか。また、臨時財政対策債は間違いなく保証されるのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 県債残高につきましては、これまでの経済対策の実施、あるいは臨時財政対策債の発行増等により、年々増加をしておりますが、財政改革プログラムに基づき、投資的経費の縮減・重点化を図り、新規発行の抑制に努めてきておりますことから、平成22年度末の残高見込み9,410億円のうち、臨時財政対策債を除く残高は6,696億円で、その規模は年々減少してきています。また、県債につきましては、発行を抑制するほか、償還財源に交付税措置のある地方債の活用にも努めてきておるところから、今後とも、このような取り組みを進めてまいりたいと存じます。なお、臨時財政対策債につきましては、元利償還金相当額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することが地方財政法に明記をされております。制度的な配慮がなされておりますので、国に対し、その確実な措置を求めてまいりたいと存じます。

**○長友安弘議員** よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

総務部長にもう一点伺います。自主財源の確保、これは非常に大事でありますけれども、今後、どのように図っていかれるつもりか、お尋ねいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 自主財源の確保につきましては、本県では、平成17年度に産業廃棄物税、平成18年度には森林環境税を導入いたしまして、それぞれの目的に沿った施策の推進に充てているところでございます。また、使用

料及び手数料につきましては、受益者負担の適正化の観点から、徴収コスト等も含めて、毎年度見直しを行ってきているところでございます。しかしながら、厳しい経済情勢の影響を受けて県税収入が減少する中で、一方では、今後も社会保障費や公債費等の増加が見込まれ、財源不足は拡大していくものと考えられます。今後、県民生活に必要な行政施策を安定的に推進していくためには、歳入の確保策について、国、地方を通じた抜本的な改革が必要であると考えられますので、全国知事会等を通じて、国と地方の税財源のあり方についての見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** きょうはちょっと質問が多いので、淡々と聞いてまいります。簡単明瞭にお答えいただきたいと思ひます。

次に、新たな県総合長期計画が策定されますけれども、知事並びに県民政策部長にお尋ねいたします。

初めに、知事にお尋ねいたします。20年後をにらんだ新たな総合長期計画の策定に当たっては、県民の顔や懐ぐあい、生活の実態に即した計画、こういうものが必要だと思ひますけれども、知事の見解を伺ひます。

**○知事（東国原英夫君）** 県の総合計画は、御質問にもありましたように、県民の皆様の生活実態やニーズを踏まえるとともに、本県の長期的な課題や将来の可能性を十分に検討した上で、今後、本県が目指すべき姿をお示しすることがその役割であると考えております。このため、現在策定を進めております次期総合計画では、20年後の本県の将来像を描いた上で、その実現に向けた施策の方向性を示すこととしておりますが、今後、予想される少子高齢化の進行や人口の減少、世界的な資源・環境問題の深刻

化、さらには、経済のグローバル化の進展などの影響を考えると、従来のような右肩上がりの拡大を前提とした社会システムからの転換は避けられないものと考えております。すなわち、人口減少時代に対応しながら、本県の豊かな資源やポテンシャルを生かして、地域の暮らしや産業をいかに充実させていくか、新たな価値観に基づく県づくりを検討していかなければなりません。いずれにいたしましても、地域別会議や意識調査等、県民の方々の実情や意向を十分に伺いながら、県民共有の指針として策定してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 県民政策部長に伺います。地域がみずから決め実行する社会へと向かうようでありませぬけれども、この計画策定に当たっては、市町村と緊密な連携を図り、無駄のない整合性のとれた計画にする必要があると思ひます。どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 市町村との連携ということでありませぬけれども、本県が将来にわたって活力を維持していくためには、県だけではなく、市町村あるいは県民の皆様一人一人が連携し、役割を分担して、将来の地域や産業づくりの主体となって取り組んでいくことが必要と考えています。特に市町村とは、行政部門のパートナーとして緊密な連携が必要でありますので、計画策定に当たっては、積極的に意見交換を行いながら、各地域が持っている長期的な課題や特性、今後の可能性等について、一緒に議論、検討していくことといたしております。

既に昨年11月から12月にかけて、地域別に1回目の意見交換を行ったところでありませぬけれども、引き続き、将来像や施策の方向性の

検討など、計画策定の段階に応じて、首長さんを初めとする市町村の職員の方々との十分な意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** もう一点、県民政策部長にお尋ねいたします。県民総力戦が重要であります。地域別県民会議が開かれ、地域の意見を聴取されました。しかし、この際、さらに県民の英知を結集し、計画に反映すべきではないかと思ひます。パブリックコメント等には付されませぬけれども、その前段階として、幅広く県民の声が反映できるような手法は考えておられないのか、お尋ねいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 新たな総合計画の策定に当たっては、県民の皆様のお考え、率直な御意見を計画に反映させるために、県内を8つのブロックに分けて、地域別の県民会議を設置して、1回目を去る11月から12月にかけて実施したところでありませぬ。その中では、さまざまな年齢とか性別、専門分野の方々の参加を得まして、地域の実情を踏まえた有意義な議論、貴重な意見をいただいたところでございます。また、1月には計画策定に関し、本県の将来像や必要な施策についての県民意識調査を実施いたしまして、現在、その分析を行っております。さらに今後、県内経済界や大学、各界の若い方々との意見交換などについても検討しているところでありませぬ。多様な方々の参画のもとで、県民総力戦で計画を策定していきたいと考えております。

**○長友安弘議員** 本当に未来に即した計画ができるようお願いしたいと思ひます。

次に、少子高齢化対策について伺います。

初めに、知事にお伺ひいたします。次期の次世代育成支援行動計画が今議会に提案をされたけれども、前計画との相違点、また、力を

注がれた点は何か、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 次期の次世代育成支援宮崎県行動計画につきましては、子供や子育て家庭を取り巻く環境や、県民の皆様からの御意見等を踏まえ、策定したところであります。前期計画との主な相違点・特徴であります。基本理念として、子育て家庭を支えるという視点に加え、子供の利益が尊重されることが重要でありますことから、「子どもと子育てをみんなで支え、安心と喜びが広がるみやざきづくり」を掲げております。また、子供から青年期に至るまで切れ目のない支援を行うため、青少年の健全育成に関する施策についても、一体的に盛り込んでおります。さらに、進捗の成果を検証し、県民にもわかりやすくアピールするため、合計特殊出生率の具体的な目標値を初めて設定することとし、現在の1.60から、平成26年度には1.70を目指すこととしたところであります。今後とも、私を本部長とする子育て応援本部を中心に、計画の着実な推進を図り、「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」を実現してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** できれば、特殊出生率2.07が達成できるような、計画になるといいなと思うのですが、1.70ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉保健部長に伺ひます。計画策定に当たひまして、大学生を初め、若い世代からさまざまな意見が寄せられました。その中に、急用時の一時的な預かりの場の確保が大事だと。また、安全・安心な遊び場の確保、それから非行、いじめ、こういうものに対する不安、さらに地域子育て支援センターの活用促進、これをもっとやってもらひたいというような声がありましたけれども、計画の中にはどう反映されたの

か、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** お尋ねの意見につきましては、それぞれ計画に反映させていただいております。まず、急用時の一時的な子供の預かりの場を確保することについては、保育所等における多様な保育サービスの充実や、住民同士の扶助組織であるファミリーサポートセンターの設置促進などに取り組むこととしております。次に、安心・安全な遊び場を確保することについては、児童館の活動内容の充実や、公園における防犯対策の推進などに努めることとしております。また、非行やいじめに対する不安に対しては、青少年の非行防止活動の推進や、学校における児童生徒の健全育成などに努めることとし、地域子育て支援センターの活用促進については、子育て家庭に対する情報提供やセンターの活動内容の充実に取り組むこととしております。

**○長友安弘議員** 福祉保健部長にお伺ひいたします。近年、生涯未婚率がアップしてきていることが懸念されます。データによりますと、平成2年と17年の比較でありますけれども、男性は全国が5.57であるのに対して15.96になってきていると。本県の場合も、平成2年は4.06だったのが14.44ということで4倍ぐらいになってきております。女性につきましても、本県の場合、4.40が6.92と、女性はちょっとその上がり方が少ないようでありますけれども、今後、この生涯未婚率の上昇を見越した対策が望まれますけれども、計画の中ではどのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** この計画は、「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」を目指しており、計画を総合的に推進することが、「結婚して子どもを生み、育てたい」と

の気持ちをはぐくみ、生涯未婚率を減らすことにもつながっていくものと考えております。具体的な施策としましては、結婚を社会全体で応援する機運づくりを初め、地域における子育て支援の推進や、仕事と家庭の両立を支援するための職場環境づくり、さらには、次代の親の育成などに取り組むこととしております。

○長友安弘議員 福祉保健部長に伺います。先日、無縁社会の実態が報道されました。代表質問でもございましたけれども、無縁となられた方々の生活の様子、特に無縁死と言われるような孤独死の問題、大変考えさせられました。今後、これがふえていくということが懸念をされますけれども、これを防ぐための取り組みと今後の対策についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 本県におきましても、高齢化の進行などにより、ひとり暮らしの高齢者等が増加しており、地域から孤立し、だれからもみとられることなく亡くなられる方が増加することが懸念されます。そのような状況の中、県においては、ともに支え助け合う地域福祉推進事業などにより、住民の見守り活動などの取り組みを支援するとともに、関係機関で構成する宮崎県高齢者孤独死防止対策連絡会議を開催し、対応策の検討や連携強化を図っているところであります。また、市町村におきましても、ひとり暮らしの高齢者世帯などに対し、民生委員による訪問活動に加え、配食サービスや見守りネットの構築などを通じた安否確認などが行われております。今後とも、市町村と連携しながら、住民のきずなや支え合いを強化する地域の取り組みを支援することで、孤独死される方を一人でも減らすことができるよう努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 福祉保健部長にお尋ねいたし

ます。今後ますます増大する社会保障費は、本県財政にとりましても、さまざまな影響を及ぼすことが予測されます。今後、どのように予測され対策を打っていかれるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 高齢化の進行等に伴い、社会保障費は年々増大し、平成20年度の医療費と介護給付費を合わせた県費負担額は300億円を上回る規模となるなど、さらなる高齢化の進行が予想される中、今後とも負担の増加は避けられない見通しとなっております。社会保障費に係る地方負担については、国の制度設計に大きく左右されるものではありませんが、県としましては、県民の健康づくりや介護予防を一層推進し、医療費等の抑制に取り組む必要があると考えております。このため、若年期からの生活習慣病の予防の徹底や、「いきいきはつらつ介護予防」プログラムの普及促進などにより、健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 もう一点、福祉保健部長に伺います。今後20年、医療福祉関連産業の需要は、間違いなく伸びていくということで、その業界は心配ないという事業者の生の声を聞きました。現在、県北・県境地域への医療関連産業の集積の動きがあるようでありまして、本県の産業振興にとっても大変重要と思われま。全力を挙げ実現を図るべきでありますけれども、県の取り組みについて伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 県北地域から大分市以南にかけての東九州地域につきましては、旭化成クラレメディカルあるいは東郷メディキッド、川澄化学工業など、血液や血管に関する医療技術を基盤とした医療機器メーカーが多数立地しておりまして、日本最大、世界

でも有数の集積地となっております。このたび、宮崎県と大分県の産学官が連携しまして、東九州地域の医療産業集積の特徴を生かした構想を策定することとして、去る2月15日に、東九州地域医療産業拠点構想研究会を立ち上げたところでございます。今後は、この構想研究会により、血液や血管に関する医療を中心に、研究開発、人材育成、医療拠点整備、地場企業参入などの論点で検討を行いまして、本年秋をめどに構想を策定し、その推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○長友安弘議員** 次に、ソーラーフロンティア構想について、知事にお伺いをいたします。本県の特性を生かしたソーラーフロンティア構想の成功というのは、本県産業の振興にとって極めて重要であります。私どもが心配するのは——心配するというか、一番期待するのは、県のGDPの押し上げ効果、あるいはまた雇用の創出効果、こういうものがどうなるのかというのを一番期待するわけでありましてけれども、知事としてはどのように見込んで進めていかれるのか、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** ソーラーフロンティア構想は、本県の恵まれた日照条件を生かし、新たな地域づくり、産業づくりを進めるための基本理念や施策の方向性を定めたものであります。この分野においては、現在、国や産業界において活発な動きが出てきており、そのような動きとも連動し、この構想や今後の取り組みの拡大に大いに期待をしているところであります。現時点での経済効果といたしましては、例えば、住宅用太陽光発電の普及拡大の取り組みにおきましては、住宅用システムの設置工事に伴い、雇用の維持や創出につながっているものと思います。また、来年に稼働予定の昭和シェ

ルソーラー第3工場につきましては、約1,000億円の投資が行われますほか、約800人の雇用が見込まれております。構想全体としての経済効果等について目標設定はしておりませんが、太陽光を初めとする新エネルギーの分野につきましては、産業として、今後とも拡大していくものと予想されます。県といたしましても、地域づくりや産業づくりに資するよう努めますとともに、今後、構想に基づく取り組みの全体像がおおむね確定する段階で、経済効果や雇用創出効果等についても集約してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 経済の規模拡大というのはやっぱり大事だと思いますので、それぞれの施策に取り組まれるときに、本当にどれぐらいのところまで持っていききたいというような目標を持っていただいて、頑張ってくださいとありがたいというふうに思います。

次に、環境森林部長に伺います。本県の豊かな森林資源を循環することによりまして、山村における雇用の確保と創出を図っていくことが肝要でありますけれども、木材産業というのは非常に厳しい状況にあります。しかしながら、資源と循環型産業という観点からその振興は大事になろうかと思っておりますので、どのように図っていかれるのか、お尋ねいたします。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 本県の森林・林業は、人工林の資源が全国に先駆けて充実しており、またその森林の持っている公益的機能のさらなる発揮も言われている中で、中山間地域の新たな雇創出する産業として非常に期待をされておるところでございます。また、人口の減少や高齢化の一層の進行が予測されておりますが、そういう中におきまして、林業を息の長い循環型産業として育成し、雇創出

するためには、効率的で安定的な林業経営の基盤づくりや、県産材の安定供給と利用に必要な体制の整備を図ることが大変重要であると考えております。国におきましても、今後10年間で、我が国の木材自給率を50%以上に倍増させることとした森林・林業再生プランを策定しまして、雇用の拡大も図ることとしております。このプランを先駆的に実践し、今後の施策に反映させるための森林・林業再生プラン実践事業といたしまして、全国の5つのモデル地区の一つに本県が今回選定されましたので、関係団体と一体となり、木材の安定供給と雇用の拡大を図る新たなシステムを構築してまいりたいと考えております。今後とも、このような事業を活用しながら、森林資源の循環利用を図りまして、中山間地域の雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 住宅着工戸数の伸びというのが一番でしょうけれども、100万戸ぐらいで推移しておったのが80万戸を割ったということでございますので、何とか早く景気が回復して、新規住宅が着工できるように、そのように進んでもらいたいというふうに思います。

次に、東アジア戦略に関しまして、知事並びに関係部長にお尋ねいたします。初めに、知事に、産業構造の転換について伺います。九州各県では、近年、輸送関連部門の生産出荷額と申しますか、こういうものが伸びましたけれども、産業構造の転換が図られたと思います。本県の景気・雇用を初め、GDPを押し上げるためには、どうしても産業構造の転換が必要ではないかと思っておりますけれども、また同時に、先ほど申し上げましたが、目標を定めて、それぞれの産業の振興を図っていくということが重要ではないかと思っております。知事はどのように考えて

おられるのか、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 少子高齢化、人口減少が進んでいく中で、社会の活力を維持していくためには、若年層の人口流出をいかに抑制していくかが重要であり、そのためには安定した雇用の確保が必要になってきます。その一方で、グローバル化により、国際的なレベルでの地域間競争が激化していきますことから、南九州あるいは九州全体として産業をとらえて、本県の有する資源や特性を最大限に生かすという視点から、産業振興を図っていくことが重要であります。このような観点から、本県産業の将来を考えますと、基幹産業である農林水産業をベースに、東アジアも視野に入れた食料供給基地を目指すこと、あるいは豊かな自然環境を生かした新エネルギー関連産業の発展、さらには東九州地域における医療関連産業の集積を生かした新たな展開など、本県産業が発展していく要素は十分にあると考えております。私といたしましては、このような本県のポテンシャルを引き出しながら、長期的あるいは広域的な視点を持って、宮崎らしい個性ある産業づくりを目指してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 商工観光労働部長に伺います。20年後を見通した総合長期計画の策定の中で、東アジアへの県産品販路拡大というのが大変重要な柱になると思います。県はどのように考え取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 国連の推計では、中国など東アジア10カ国の2030年の人口は、21億3,700万人と推計しておりまして、現在より約2億1,000万人増加すると予想されております。また、急速な経済成長を続ける中、なにかんづく中国は、年内にも国内総生産が日本を

抜いて世界2位に浮上し、20年後には圧倒的な経済大国になっているのではないかと考えております。このような状況を踏まえ、本県におきましても、中国を初めとする東アジアの経済成長を念頭に置いた発展シナリオを描いていく必要があると考えております。現在、県では、東アジアへの県産品の輸出促進を図るため、東アジア販路拡大戦略に基づき、香港、台湾での物産フェアの開催など、各般の取り組みを行っているところでございますが、今後は、先ほど申し上げました東アジアの人口増や経済発展を踏まえ、長期的な視点に立ちながら、一層の取り組み強化を図らなければならないと考えております。そのような意味から、ことし新たにシンガポールで開催する物産フェア、あるいは来年度事業で考えております、中国上海市のスーパーで予定している常設棚設置などは、20年後を見据えた取り組みの第一歩であると考えております。以上でございます。

**○長友安弘議員** 商工観光労働部長に伺います。今後、本県の振興にとりまして、東アジアの台頭というのは、今おっしゃられたように大変大きな要因になるかと思っております。その東アジア戦略を進めるに当たりましては、相手国のさまざまな情報、あるいはまたその国のさまざまな法律、それから、そういう取引のノウハウにたけた人材の確保とか登用、そして相手方の信頼できる人脈の確保、そういうものが肝要になるかと思っておりますけれども、本県はどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 海外取引は、国内取引と異なりまして、相手国の法律による規制、検疫、通関といった貿易独特の手續あるいは商慣習など、専門的な知識・ノウハウが必要でございます。そのため県では、昨年4

月から、東アジアの事情に精通した専門家に輸出コーディネーターを委嘱しまして、県内企業・団体の販路開拓の支援を行っているところでございます。さらに、来年度からは、商業支援課に中国人の国際交流員を配置しまして、各種事業の円滑な実施を図っていくこととしております。また、台湾や香港、韓国などさまざまな国・地域から、キーパーソンとなる卸小売業者を本県に招聘しまして、商談はもとより、産地や企業の加工場等の紹介を行いまして、信頼関係の構築に努めているところでございます。さらに、上海県人会など、東アジア各国の県人会との緊密な交流などを通じまして、ネットワークづくりに努めているところでございます。今後とも、こうした幅広い人材、人脈の活用によりまして、県産品の東アジアへの販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○長友安弘議員** 情報戦が非常に大事だろうと思っておりますので、そのあたりの強化をよろしくお願ひしたいと思っております。

もう一点、商工観光労働部長に伺います。県内企業の輸出を支援することが必要になってくるわけでありまして、ソフトとしての輸出環境の整備あるいは支援体制の充実、これが求められるわけでありまして。県としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 県では、物産貿易振興センターに日本貿易振興機構——通称ジェトロと言われますが——の情報デスクを設置するとともに、輸出促進相談員を配置して、県内企業に対する支援体制を整えているところでございます。また、このジェトロなど関係機関と協力しながら、相手国の消費動向や市



場実態に関するセミナーを開催しまして、県内企業に対し、最新の貿易情報の提供を行うとともに、貿易実務講座を開催しているところでございます。さらに、来年度からは、香港における新しい食品栄養成分表示制度に対応する県内企業に対しまして、財政支援を行うこととしております。今後とも、本県産品の東アジアへの一層の販路拡大、定番・定着化を図るため、引き続き、本県企業の輸出環境の整備や、さまざまな支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○長友安弘議員** 県民政策部長に伺います。東アジア戦略に関連しまして、地域資源を有効に活用し、地域を活性化するには、すぐれた技術力を持つ国内外の人材を招聘し、地域の特色ある産業の振興を図ることも手段の一つだと思いますけれども、県の取り組みについてお尋ねいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 本県産業の生産力の維持向上とか競争力の強化を図っていきますためには、御質問にありましたように、外部のすぐれた人材の技術や知識、経験などを活用していくことが有効な手段であると、私どもは認識をいたしております。このため、県におきましては、平成13年から、県木材利用技術センターの所長として、木材加工の専門家を外部から招聘し、県産材の有効利用策の研究開発を行っておりますほか、先般公表いたしました、世界的な光学メーカーとの太陽熱利用の共同研究など、県外を含む多様な企業等との連携も積極的に進めているところであります。また、宮崎大学におきましては、本年度から、バイオマス資源の利用など4つの重点研究分野において、国内外から10名の若手研究者を採用し、中核的クラスターを形成することとされておしま

して、今後、産学官の共同研究の加速や、その研究成果の県内産業への波及が期待されるところであります。このような形で、外部人材の招聘や大学・企業との緊密な連携を図りまして、本県産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 次に、農業の振興策について、知事並びに農政水産部長に伺います。

初めに、知事に伺います。諸産業の振興は本県の宿願でありますけれども、本県の得意分野である農業に力を入れるのが早道だと、そういう識者の声がございます。県は、本県農業の振興に今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 世界の食糧需給は逼迫基調で推移すると見込まれる中、私たちの「くらしといのち」を支える農業こそ、今世紀の成長産業であり、オンリーワンの県土づくりを進める上で重要な産業であると、私は確信しております。本県農業の持続的発展による地域経済の活性化と雇用の創出を実現することが、私の務めであると考えております。農業は、自然条件に大きく左右され、経営的にも不安定な面もありますが、最近では、全国を代表する大規模農業法人による先進的経営の多角化、外食産業や一般企業の農業参入や産地加工場等の設置、農業分野での新たな商品・技術の開発など農商工連携の進展などの取り組みが活発化しております。農業に対する付加価値向上や雇用創出等への期待が一段と高まってきているところであります。現在、農業は大変厳しい状況に直面しておりますが、これらの追い風のある今だからこそ、農業分野の枠組みを超えた多様な人・技術・資本等との連携をはぐくみながら、新たな戦略を持って、「新3K」すな

わち、「稼げる・カッコいい・感動を与える」ことのできる「魅力あるみやぎきの農業」を築いてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 農政水産部長に伺います。今後、この雇用を生む農業の振興や、農業を核とした産業創出等が望まれます。どのように進めていかれるのか、お尋ねします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 最近の雇用情勢の悪化等を背景にしまして、農業法人等への就農希望者、あるいは建設業等からの農業参入が増加しており、県内で約6,000名を雇用しております587の農業法人への雇用創出に対する期待が一段と高まっているところであります。また、農業を核に、食品製造業や流通業を初め、多様な産業分野との連携をはぐくみ、新たな経済波及効果や雇用を創出する、農商工連携の動きが活発となっております。このため、現在、県といたしましては、従来の素材供給型中心の生産構造からの転換を図るべく、経営規模の拡大や経営の多角化等による雇用型農業経営の確立や食料関連産業の創出を初め、多様な連携による宮崎独自のビジネスモデルの構築等の取り組みに対し、積極的に支援しているところであります。今後とも、安定的な所得と安心して従事できる「元気な農業」を目指しながら、本県農業・農村が雇用の受け皿となり、地域活性化の牽引役となるよう努めてまいりたいと存じます。

**○長友安弘議員** ちょっと時間が迫ってまいりましたので、少し飛ばしてやりますけれども、よろしいでしょうか。農政水産部長にお伺いをいたしますが、「農業残って農村減ぶ」ということでは、これは大変な問題になるわけでありまして、新たな農業を展開していくときに、高齢農業者あるいは規模の小さい農家についてど

う対応していかれるのか、お尋ねいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 本県は、施設園芸と畜産を中心に全国を代表する農業県として発展してまいりましたけれども、水田農業や肉用牛繁殖経営を中心に、高齢農業者、規模の小さい農業者の方々の生産力に支えられた部分が多くございます。今後とも、本県農業生産の維持発展を図るためには、新たな担い手の確保や法人経営体の育成はもとより、これら高齢農業者等の方々に、その経験に基づく知識と技術を生かしながら、できるだけ長く農業に従事していただくための地域営農システムの確立が大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、今後とも、農作業の受託組織、あるいは集落営農組織等の育成のほか、耕種部門における育苗とか選別作業等の共同化、畜産部門における家畜の飼養管理等を補完しますヘルパー組織とか集団管理施設の整備などを通じ、農作業の分業・協業化を促進しまして、多様な担い手に支えられた「元気なみやぎき農業」を展開してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 次に、産業の振興にとりまして大事なインフラ整備について、県土整備部長並びに福祉保健部長にお尋ねいたします。

まず1点目は、県土整備部長に伺いますけれども、諸産業の振興あるいは地域の活性化のためには、陸・海・空の一層のインフラ整備が急がれます。そのような中、県内1時間構想というのがございましたけれども、この達成に向け、今後どう取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 本県では、県内の拠点都市間などをおおむね1時間で結ぼうとする県内1時間構想に基づきまして、骨格となる高速道路を初めとする道路網の整備を進め

ているところであります。しかしながら、東九州自動車道などが整備途上にありますことから、宮崎市と延岡市などの拠点都市間を結ぶ計画が達成率50%、また国県道が十分に整備されている状況にございませんことから、拠点都市と隣接地域の中心都市を結ぶ計画の達成率が87.5%であるなど、まだまだ道半ばであると認識をいたしております。平成22年度政府予算案における公共事業予算、大変厳しいものがありますことから、これまで以上に選択と集中を図りながら、早期に整備効果を発現してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 県内1時間構想、高速道路の整備とともに完了してくると思っておりますけれども、あわせまして、圏域内、これは30分間では絶対にめぐれるというようなところの整備も、今後またお願いをしておきたいというふうに思います。次に、「コンクリートから人へ」ということでありますけれども、命の道路の整備は、本当に何としても大事でございます。今後の計画と見通しについて、再度伺っておきたいと思っております。

**○県土整備部長(山田康夫君)** 本県におきましては、安全で安心して暮らせる県土づくりを目指して、地域の孤立化解消や救急医療施設につながる生命線道路として、中山間地域における国県道の改良を初め、緊急輸送道路の整備に重点的に取り組んでおります。また、災害時の交通確保を図るための橋梁の耐震化や落石対策などにつきましても、計画的に整備を進めているところでありますが、例えば、緊急輸送道路の整備率につきましては、平成14年度77%であったものを、平成35年度には90%に引き上げる目標としております中、現在82%にとどまっているなど、今後とも、着実に整備を進めていか

なければならぬ状況であります。また、現在見直しを進めております宮崎県中長期道路整備計画における県民アンケートなどにおきましても、安全な暮らしを支えるための生命線道路の整備を求める県民の皆様の多くの声が寄せられておりますことから、計画の見直しに反映させてまいりますとともに、今後とも、「命の道」である道路整備を計画的・効率的に進めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 投資的経費の縮減というのは大変懸念をされるわけでありましてけれども、これからそういう予算の厳しい中で、道路とかトンネルとか橋梁等のメンテナンスは大変重要になってくるというふうに思います。本県のメンテナンス計画は万全になされているのかどうか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長(山田康夫君)** 道路や橋梁などの社会資本につきましては、今後、老朽化が進行し、厳しい財政状況の中で、適切な維持管理、更新に支障を来すことが懸念されますことから、施設の長寿命化とコストの縮減及び平準化を図っていくことは極めて重要な課題であると認識いたしております。このため、まず橋梁については、これらの課題を解決するための効率的な管理手法である、いわゆるアセットマネジメントの導入に向けて、現在検討を進めているところであります。さらに、その他の道路施設につきましても、同様の手法や県民との協働などを取り入れながら、きめ細かで計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 次に、今後30年以内に勃発すると予測される日向灘地震の高い確率が懸念されますけれども、これについてお尋ねしたいと思います。チリ地震、大変な被害が出ておりますけれども、想定によりますと、日向灘地震、

震度6という想定をしたときに、津波は5メートル、死者が大体1,500人ぐらい出るんじゃないか、倒壊家屋は2万7,800棟ぐらいになるんじゃないか、死亡原因の8割は圧死だと、こういうふうに言われております。本当に、住宅の耐震化とか家具の固定、あるいは少しでも早く逃げもらうための全国瞬時警報システムの設置等が大事になってくるわけでありまして。阪神・淡路大震災の教訓というのは、震災時には消防車も救急車も来てくれない、来ないというのが大きな教訓として残ったわけでございます。それゆえに建物の耐震化が急がれますけれども、特に民間の木造住宅の耐震化についてはどうなっているのか、対策は万全になされているのか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 木造住宅の耐震化を進めるためには、耐震性を的確に把握するための耐震診断の実施が重要と考えております。このため、平成17年度から、耐震診断に取り組む市町村を支援する木造住宅耐震診断促進事業を実施しておりまして、これまでに21市町の374戸について支援したところであります。また、平成20年度からは、新たに耐震診断の相談や、耐震改修について適切な助言を行うアドバイザー派遣事業を実施しておりまして、これまで4市町で47件の利用がなされております。県といたしましては、こうした事業により、耐震化の促進に取り組んでいるところでありますが、建物全体の耐震改修だけでなく、高齢者等の方々の生活の主要部分となる寝室等の一部の改修で対応することも、減災対策として有効というふうに考えております。今後とも、耐震診断事業並びにアドバイザー派遣事業を活用して、居住者等の状況に応じた耐震改修を促進するため、市町村と連携を図りながら取り組んで

まいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 最低限でも命を守る、そういう対策には重点的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

これもインフラでしょうか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。ドクターヘリが導入されますけれども、その就航につきましては——飛んでいっておられるわけでありましてけれども——安全かつ迅速な連携のできるヘリの離発着場所の確保が急がれます。このことについてはどういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** ドクターヘリの離発着につきましては、県の防災救急航空センターにおいて、防災ヘリコプター用として47カ所について調査がなされており、これらを参考にしながら検討をしていくことになるかと考えております。ドクターヘリの運航開始は、早く平成23年度末となっておりますが、今後、運航開始までに、離発着の安全性、病院からの距離、道路アクセス等の状況を踏まえながら、運航主体の宮崎大学を中心に、関係機関で協議していくことになるかと考えております。

**○長友安弘議員** 続いて人材育成について、知事並びに教育長、県民政策部長にお尋ねをいたします。

初めに、知事に伺います。今後、東アジア戦略を初め、観光産業等の諸産業の振興、また労働力の移入、こういうものが進むことに備えて、語学というものがますます重要になってくると思います。英語はもとより、中国語、ハングル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インド語と、今から語学の力がポイントになってくるんじゃないかと思っておりますけれども、語学力対策の重要性について、知事はどのように考え

ておられるのか、お尋ねいたします。

○中村幸一議長 執行部の皆さんにお願いしますが、回答は簡潔にお願いします。時間が押していますから、よろしくお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 昨日、高橋議員のほうから、自分の発言について、外来語とか片仮名語が多いと指摘を受けたばかりなので、ちょっと答弁に苦しむところなんです。文化や経済がグローバル化する現在では、国際社会において求められる語学力は、英語にとどまらず、さまざまな国の言語も含め重要であると考えております。私も以前、仕事で世界の30カ国以上に行かせていただきましたが、世界には実にさまざまな人種や民族の方がいらっしやいまして、それぞれ多様な言語や文化、価値観を持っておられました。そして、グローバル化というのは、単に言語の共通化、価値の均一化ではなく、それぞれの個性を認め合うことから始まるとの思いを強くいたしましたところであります。今後、本県が、海外と経済交流の拡大を進め、東アジアを含む他国とよりよい関係を築いていくためには、県内においてさまざまな国の言語を学ぶ機運が高まることが重要であると考えております。

○長友安弘議員 心配をかけておりますが、時間内に終われるだろうと思います。

教育長に伺います。学校教育においては、国際理解の立場から、外国語に接する機会を設けることがなされていると思っておりますけれども、内容をさらに工夫しまして、充実する試み、そういうものはできないのか、お尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) これからの国際社会を生きる視野の広い子供たちを育てるために、小さいうちから外国の文化や言語に触れる機会を与えていくことは、大切なことであると考え

ております。現在、小学校3・4年生におきましては、主に総合的な学習の時間の中で、国際理解という視点から、外国の人々との交流を図ったり、外国語に触れたりする活動を行っております。また、5年生・6年生におきましては、新設されました外国語活動の中で、さまざまな国の文化や言語に対する理解を深めさせる学習に取り組んでおります。今後、小学校における国際理解教育や外国語活動をさらに充実させていくためには、既に幾つかの市町村において取り組まれている、宮崎を訪問した外国の子供たちとの交流や、姉妹校としての交流などを取り入れながら、さまざまな国の文化や言語に触れさせる活動などを工夫することが大切であり、そのことが、子供たちにとって生きた学習の場になると思っております。

○長友安弘議員 県民政策部長に伺います。宮崎県の高等教育にとって悔やまれることは何であったか。これは過去において、法学部、経済学部がなかったことだと識者は指摘しておられます。このことにより、多くの有為な若者が県外に流出し、本県産業、経済の振興に少なからず支障を来してきたと思えてなりません。本県の将来を展望するときに、県内の高等教育環境の一層の充実が望まれますけれども、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○県民政策部長(高山幹男君) ただいまございましたように、現在、本県出身者の県内大学への進学率は20%前後で推移をいたしております。このような状況で、さらに少子化が進みますと、県内大学等の経営そのものにも影響することが懸念されるところでありまして、各大学等が、個性や特色のあるプログラム等を通じて魅力の向上を図って、県内大学への進学意欲を高めていくことが必要だと思っております。そ

のような中で、県内の大学、短大等の高等教育機関におきましては、平成16年に「高等教育コンソーシアム宮崎」を設立し、単位互換等の相互協力や地域産業との連携を密にすることなどにより、高等教育全体の機能向上を図る取り組みが行われております。県におきましては、こういった取り組みに対して、毎年助成を行っているところでありますけれども、今後とも、インターンシップ事業への協力などを通じ、高等教育環境の魅力アップを図れるよう支援を行っていきたいと思っております。

○長友安弘議員 最後に、警察本部長に伺います。ますます進行する高齢化社会におきましては、高齢者を巻き込むさまざまなトラブル、犯罪、こういうものが懸念をされます。交通安全対策とともに、犯罪の抑止、防犯対策が望まれますが、警察本部としては、どのような予測を持ち、対策を講じていかれるのか、お尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 今後の高齢化の進展に伴いまして、高齢者の被害が増加するということも考えられるところであります。そこで、高齢化社会に向けた防犯対策でありますけれども、例えば、振り込め詐欺やリフォーム詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪の実態に応じた、きめ細やかな情報を提供するなど、より一層、効果的な犯罪抑止対策を推進することによりまして、犯罪の起きにくい環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。それから、地域警察官等による、ひとり暮らしの高齢者宅への訪問活動、これを強化することはもとよりでありますけれども、日常、高齢者の方々と接する機会の多い医療・介護・福祉関係者等の方々と幅広いネットワークを構築することを検討いたしまして、社会全体で

高齢者の安全を守っていくという形で、各種防犯対策を推進していかなければならないというふうに考えております。

○長友安弘議員 逆に今度は高齢者、犯罪者の高齢化問題というのも心配されるわけでありまして、このことについては、また別の機会にお尋ねさせていただきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。初めに、知事の政治姿勢について3点お伺いします。

まず1点目は、民主党を中心とした連立政権と県政運営についてであります。昨年夏の衆議院議員選挙後に、民主党を中心とした連立政権が誕生いたしました。この半年間の鳩山政権の動向を見ていますと、マニフェストの実践、普天間基地問題、連立政権のひずみ、党内の二重権力構造などの多くの問題が露呈し、迷走に次ぐ迷走で政権交代の熱気も冷め、この国がどこに向かっているのか、心配をしているのは私だけではないと思っております。また、外国のメディアから「血流停止した亡霊」と報道されるなど、残念な思いであり、危機感を禁じ得ません。そこで、知事にお伺いしますが、これまでの連立政権の政治のありようを、都道府県の一首長としてどう評価されているのかをお尋ねいたします。また、国の施策が地方自治体の行政運営に多大な影響を及ぼすことは言うまでもありませんが、そこで、県政運営に支障となっているようなことはないのか。もしあるとすれば、その対応策をどう考えておられるのかも伺いいたします。

2点目は、道州制と地域主権について若干伺います。まず、道州制の議論に触れたいと思

ます。現在も、道州制については、制度としての組み立て方やそこに至る道筋など、さまざまな議論がなされていますが、この国の統治形態の変更には、法律の整備や、慎重の上にも慎重を重ねた国民の議論が必要であり、国民の意思が十分に反映されなければなりません。道州制については、単なる都道府県の合併にとどまるようなものであってはならないと思います。そこで、知事は、この国の形をどうすることが宮崎県のためになると考え、その考えのもとに、道州制の問題にどうかかわっていくつもりなのかをお伺いいたします。

次に、地域主権についてであります。民間の総合研究所が発行している「地域主権型道州制・国民への報告書」のタイトルにあるように、道州制議論とともに、「地域主権」という言葉が頻繁に使われるようになってまいりました。現政権においても、日本が明治以来続けてきた政治と行政のシステムを転換する歴史的な第一歩にするとして、2つの大きな政策の柱を掲げ、その一つが、「内容の伴った地域主権」であります。そもそも国、都道府県、市町村の形態をとる政治と行政のシステムの中で、安易に使われつつある「地域主権」という言葉に、違和感を覚えずにはられません。国の権限や財源を精査し、地方へ大胆な移譲を進めることは、一部の権限を移譲するものであり、主権はあくまでも国に存在するものと考えます。そこで、知事は、この地域主権の政策をどのように受けとめられているのかをお伺いします。

3点目は、来年度に策定を予定されている総合計画についてお伺いします。総合計画については、本県の20年後の将来像を描いた上で、分野別施策における10年間の施策の方向性を示すとして、既に地域別県民会議を開催され、地域

課題と対応の方向性について検討を進められているようではありますが、新年早々に新聞で報じられましたように、人口の減少や高齢化がさらに進み、自治体としての機能や運営に大きな影響を及ぼすことは必至であります。このような中で、長期計画にどのような夢や方向性を描こうとされているのか、策定途中ではありますが、今の時点での知事の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、現政権の掲げる地域主権への取り組みに期待しているところであり、また、さまざまな改革や政策にも意欲的に取り組んでおられることは評価させていただいております。しかしながら、本県を含め地方は疲弊し、大変厳しい状況にありますので、現政権に対しましては、本県そして地方の発展のために、地域の厳しい実態・実情を踏まえた意見・要望など、引き続き申し上げるべきことは申し上げてまいりたいと考えております。また、行政刷新会議による事業仕分け、新たな陳情システムの導入、「コンクリートから人」への理念のもとでの平成22年度の予算編成などが矢継ぎ早に打ち出され、実行されました。こうした一連の動きでは、インフラ整備がおこなわれている本県にとって、公共事業費の大幅削減に伴う影響が懸念されるほか、子ども手当の実質的な地方負担など、課題が残る部分もございます。いずれにいたしましても、現政権におかれましては、地域主権や国民目線での政策運営を、しっかり進めていただきたいと考えておるところであります。

次に、道州制についてであります。私は、こ

の国のありようとして、地域や住民が主役となる分権型システムへの大きな転換が必要だと考えております。そのためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方への権限移譲を大胆に進める必要があります。基本的には、国は、外交、防衛、危機管理など主に国家の存立、あるいは国家戦略に係るものに徹し、地方は、住民生活や地域づくりに直接かかわる分野について、幅広く役割を担うべきだと考えております。道州制は、その受け皿となる行政権、立法権、財政権を兼ね備えた地方政府の確立を目指すものであり、地方分権の一つの姿になり得るものと考えておりますが、まずは、権限・財源を移譲する地方分権改革を確実に推進していくことが肝要かと思っております。また、道州制は、国のあり方そのものを抜本的に変えるものであり、主権者たる国民の間での十分な議論が必要ですので、私といたしましても、積極的に議論にかかわっていききたいと考えておるところであります。なお、現政権が言われる地域主権につきましては、国民主権や主権国家との関係での議論もございますが、政府の地域主権戦略会議で示された改革の工程表を見ましても、政策の内容は、我々が考える地方分権と同様でありますので、私といたしましては、現政権が地方分権改革に対する意気込みを示す言葉として使われているものと受けとめておるところであります。

次に、新たな総合計画についてであります。本県は、今後、本格的な少子・高齢、人口減少社会を迎えようとしており、地域活力や生産力の低下と、これに伴う厳しい財政状況、さらにはグローバル化の進展に伴う国際競争の激化など、将来に向けて対応すべき課題は非常に大きいと認識しているところであります。私は、こうした中であっても、本県が、将来にわたって

個性と活力に満ちた「光り輝く宮崎」として、人々が住み、働き、育ち、支え合いながら、自立・持続していく地域であってほしいと考えております。そのために、定住人口の維持や増加、安定的な雇用につながる産業の振興、安全で安心な暮らしの確保など、将来の地域の課題について、既存の制度の枠にとらわれない、地方独自の発想や方法をもって解決していく必要があります。このため、新たな総合計画においては、拡大を前提としない新たな価値観の創造、グローバル時代の国際社会において存在感ある宮崎、九州の確立、すぐれた人材の育成による地域や産業の発展、住民が積極的に参画して自主的に運営される地域の姿など、長期的な視点に立って、本県の目指すべき姿をとらえ、将来像を描いていきたいと考えております。

〔降壇〕

○外山 衛議員 ありがとうございます。地域主権につきましては、おっしゃるとおりだと思いますけれども、私の考えでは、やれば、あえて地域主権と言わないで地方分権と言ってもよかったです気がします。これは個人の見解ですからね。よく意味はわかりますけれども、やはり主権というのは国家にあるわけですから、非常に国民あるいは県民が勘違いするようなことになりかねないと思っておりますので……。十分理解できました。

次に、水産業振興について伺います。

近年の漁業経営は、燃油や資材価格の高騰による経営コストの増加や、景気後退による魚価の低迷など、極めて厳しい状況が続いております。こうした中、カツオ一本釣り漁業者約400名が、去る2月2日、国内外の大型まき網漁船による大量漁獲からカツオ資源を守らねばと決起集会を開催し、宮崎市内をデモ行進するという



行動を起こされました。これはまさに、漁業の置かれた厳しい現状を切実に訴えるものであります。また、2月22日の宮日新聞に、「枯渇回避へ規制必要」と題した外浦鯉船船主組合長の河野さんへのインタビュー記事が載っております。これは、「カツオ資源の激減は大型まき網漁船が原因であり、自分たちも自主規制をするから、きちんと交渉に応じてもらいたい」旨の訴えであります。そこで、まずは国内の大型まき網漁業と一本釣り漁業とのすみ分け、ルールづくりが必要と考えるわけではありますが、県としては、今後どのように対応していかれるのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 本県のカツオ一本釣り漁業と国内の大型まき網漁業につきましては、東北沖合の同じ漁場において、カツオを漁獲しております。こういったことから、両者の協調によりまして、資源を持続的に利用していく体制を構築していくことが大変重要であると考えております。このため、先般、知事から農林水産副大臣に対しまして、国内まき網漁業と一本釣り漁業の共存に向けた業界間の調整等について申し入れを行ったところであります。国におきましては、このような本県からの働きかけ等も踏まえ、関係者によるカツオ資源の永続的な利用に係る対応策を検討するためのカツオ資源問題検討会を近々のうちにも開催するというふうに伺っておりまして、本県からも関係者が参加し、本県の実情を訴えるといったこと等をしておるところであります。県といたしましては、今後とも、カツオ一本釣り漁業が安定的に継続できるように、業界間の調整とか資源の持続的な利用の確保に向けまして、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 本県漁業の主体はカツオ一本釣りでございますから、国への強い申し入れを願います。

引き続きまして、さきの押川議員への答弁の中で、「新たな対策として、燃油価格の動向や国の対策などを踏まえて検討する」とのことでしたが、国におきましては、近々、燃油に係るセーフティーネットの仕組みが創設されるようであります。このことについて、今後、県として、漁業経営の安定に向けてどのように取り組んでいかれるのかを、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 御質問にございましたように、国におきましては、平成22年度から、国と漁業者の拠出により基金を造成しまして、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する、恒久的なセーフティーネットを新たに創設することといたしております。燃油価格は、中長期的には依然として上昇基調にあると言われておりますので、その影響を緩和するこの新たな対策につきましては、漁業経営の安定に寄与するものと期待をしているところであります。今後とも、県といたしましては、これら国の新たな対策とか、漁業緊急保証対策資金等の活用も含めまして、関係機関・団体とも十分連携しながら、操業方法の改善、あるいはグループ化によるコストの削減、漁獲物の付加価値向上の推進、さらにはみやざきブランドの確立や産地の販売力強化などにより、収益の確保に努め、漁業経営の安定に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** さらにもう一点ですけれども、燃油対策について、一昨年、燃油高騰の折に、日南市並びに南郷町におきまして、漁業の燃料に対して、1リットル当たり1円を助成す

る措置が講じられました。このような、いわゆる真水の支援、直接的な支援を、県は考えるつもりはあるのかなのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今後の対策なり支援についてでございますけれども、燃油価格の動向あるいは漁業経営の状況、さらには国の新たな対策あたりも踏まえながら、必要な措置につきまして検討する必要があるものと考えております。以上であります。

○外山 衛議員 状況に応じて適切な対応・措置をお願いしたいと思います。なお、この件につきましては、知事におかれましても、十分に現状の認識をされていると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

引き続きまして、林業・木材業の振興についてお伺いします。

過日、森林・林業活性化促進議員連盟、緒嶋会長以下役員と椎葉椎葉村長、黒木西米良村長、成崎諸塚村長、飯干五ヶ瀬町長、内倉高千穂町長、津隈日之影町長と、林業関係を主に意見交換を行いました。山の窮状から担い手問題、その他さまざまな意見を交わしたわけですけれども、最終的には材価が安い、ここが改善されないことには話にならない、材価が上がらないことには、山の再生、発展は望めないとの結論でございました。そこで、木材価格の低迷に対する県の取り組み状況と今後の対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林業経営を維持していくためには、木材価格が一定の水準で推移していくことが必要であります。一昨年の秋口以降、全国的に景気が低迷する中で、木材価格は、昨年6月には1立方メートル当たり7,000円台まで落ち込む、非常に厳しい状況と

なったところでございます。このような状況に対応するため、県では、素材の生産から加工・流通に至るコストを削減する事業に取り組むとともに、昨年6月の補正予算によりまして、原木市場のストック機能を生かして、価格の安定化を進める取り組みを緊急に実施したところであります。現在、木材価格が1万円台まで持ち直してきておりますが、経営意欲を回復する水準までには至っておりません。このため、本議会に新規事業としてお願いしております「原木新供給システム構築モデル事業」により、木質バイオマス等の新たな大口需要先と原木市場が取り組む価格や量などを定めた協定取引を促進いたしまして、木材価格の底上げを図ってまいりたいと考えております。今後とも、県内外における県産材の需要拡大や利用間伐の促進等、木材価格の安定につながる取り組みをさらに進め、所得の確保に努めてまいりたいと思っております。

○外山 衛議員 よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、県産材、いわゆる杉材を今、中国あるいは韓国へ輸出し、市場拡大の試みがあるようでございます。これには、理解を示すと同時に期待をいたします。ただ、昨年、上海・韓国へ行った際、私の知り得た情報によりますと、現地での木材の需要拡大は困難であるかもしれません。そこで、国内・県内の需要増を図るべきと考えます。その一つの対策として、県産材利用木造住宅特別融資制度などは非常に有効であろうと考えます。兵庫県においては、預託型、つまり金融機関に無利子で預託をし、それを原資として低利のローンを組むもの。徳島県では、貸付型、金融機関が貸し出す金額の30分の1を県が低利で金融機関に貸し付け、

その貸付資金の一部に充当するもの。新潟県では、純粹お願い型、県が金融機関にお願いをして回り、県内の一部の金融機関に低利融資制度をつくってもらったもの。ほかの県においても取り組みがあるかと思えますけれども、3県を例といたしました。需要の喚起につながるものと思えますが、県土整備部長に見解を伺います。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 県におきましては、県産材を使用して戸建て木造住宅を建設する県民に対して、融資残高の年利0.5%に相当する額を5年間補助しようという「いきいき三世代 木造住宅建設促進事業」、これを平成9年度に創設しまして、所要の改善を経て、17年度まで実施したところでございます。この制度を活用して、238件の利用があったわけですが、金利水準の低下や民間住宅ローンの充実等を背景として、利用者が減少してきたことから廃止したところでありまして、改めて同様の助成を行うことは難しいものというふうに考えております。しかしながら、木造住宅は、本県の気候・風土に適しているほか、低炭素社会の実現に寄与するものでありますことから、県産材の利用促進につながるよう、従来から行っております県民を対象にした住宅の無料相談や、ホームページによる情報提供、技術者向けのセミナーの開催などに、今後とも関係部局と連携して、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 現在、他県が実施をしている制度でありますので、効果があるとなれば、再開も視野に入れていただきたいと要望しておきたいと思えます。

林業の担い手対策の件であります。農林水産業の不振や建設業の受注減など、地域経済は極

めて疲弊しております。特に、中山間地域においては、農林業と建設業の兼業により生計を立てている人も多く、縦割りの対策では十分と言えません。このため、県民の生活体系に応じた横断的な振興策を講じることが必要だと思えます。そこで、農林水産業従事者を嘱託職員などとして雇用し、農閑期に山の荒廃対策に当たってもらうなどの施策はできないか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 林業につきましても、中山間地域の雇用を支える主要な産業でありますので、間伐などの森林整備を促進し、雇用の確保を図っていくことは大変重要と考えております。このため、今年度、県の委託事業として、県下8つの森林組合に27名の間伐推進員を雇用し、間伐の促進を図るとともに、県有林の整備や作業道等の維持管理に、新たに約230名の森林作業員を雇用したところでございます。また、林業と建設業の連携による事業を創設しまして、中山間地域を中心に11地区で、災害に強い道づくりと建設業の林業への参入促進を図っておるところでございます。さらに、来年度の新規事業といたしまして、建設業等の離職者を対象に、作業道開設のための専門技術者を新たに8名養成し、森林組合など林業事業体への就業を促進する事業をお願いしているところでございます。今後とも、間伐などの森林整備に積極的に取り組みまして、中山間地域の雇用の確保に努めてまいりたいと思えます。

**○外山 衛議員** 次に移ります。農道整備事業についてであります。

私の地元南那珂では、本年度、串間市今町から日南市北郷町曾和田まで、全長43キロメートルの沿海南部広域農道が、約30年の歳月をかけて全線が完成し、現在、供用が開始されてお

ます。この広域農道の完成により、本地域の農産物輸送の条件は大きく改善され、今後、南那珂地域の農業振興に大いに寄与できるものと期待しております。都市と農村の地域間格差が拡大している中であって、都市と農村が一体となって均衡ある発展をしていくためには、農道の整備が必要不可欠であると思うのであります。

ところが、昨年11月に、政府の行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分けの中で、農道整備事業は、農道の歴史的意義は終わったとして、廃止の方針が打ち出されたのであります。また、県議会におきましても、環境農林水産常任委員会として、清武町の施工中の橋梁の工事現場に足を運び、地元農家の方々の意見をお聞きするなどした上で、宮崎県議会として、「農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書」を取りまとめて、12月に、国会を初め関係機関あて提出をしたところであります。そこで、農道事業については、その後、どのような措置が講じられたのか。また、農道整備を今後どのように対応していかれるおつもりなのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 昨年度、事業仕分けにより、廃止とされた農道整備事業につきましては、新たに創設された農山漁村地域整備交付金の中で対応できるように措置はされたところでございますけれども、農業農村整備事業予算の大幅な削減を踏まえた場合、十分な予算の確保が懸念される所であります。現在、県におきましては、14路線を対象に整備促進に努めているところでございますけれども、農道の整備は、申すまでもなく大型の機械導入による農作業の効率化、あるいは農産物輸送の合理化に大きく寄与しておりますし、特に中山間地域では、重要な生活道路としての役割も担

っております。このため、県といたしましては、今後とも、国に対して予算の本県への重点配分を強く要望するとともに、内閣府で所管しております道整備交付金あたりの活用についても検討を行っているところでございまして、実施地区の早期完了に向けて最大限の努力をしてみたいと考えております。

**○外山 衛議員** 国の理解が得られるように、御尽力をお願いしたいと思います。

続きまして、東九州自動車道北郷一日南間については、かなり厳しい予算措置が予想されます。もちろん志布志までの開通も視野に入れてありますが、今後、九州における宮崎県の立ち位置、また観光面からも道路の整備は大変重要と思われまます。福岡から鹿児島などは新幹線までも開通というのに、この地域間格差は看過できるものではないと考えますが、県としてできること、また取り組みを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 東九州自動車道を初めとする県内高速道路の整備促進につきましては、県政の最重要課題として幾度となく要望を行うなど、積極的に取り組んできたところでございます。このたび、国土交通省から示された平成22年度予算のいわゆる仮配分では、東九州自動車道につきましては、北郷一日南間が前年度を大きく下回っており、非常に厳しい状況にあると認識をしております。また、いまだ基本計画区間のままで整備着手のめどが立っていない日南一串間一志布志間につきましては、現在、国土交通省が、日南から南に続く一部区間において、環境アセスメントの手法に向けた調査に着手している所であります。しかしながら、国において、高速道路の整備の過程に関し、現行の国幹会議を廃止し、新たな仕

組みを構築すること、また、平成22年度において、原則新規事業は行わないとされた方針が、今後どのように変わっていくのかなど、大変不透明な状況でございます。県としましては、整備の進捗が今以上におくれることのないよう、必要となる予算の確保、特に整備のおくれた地方への重点配分を、さらには整備の道筋さえ見えていない区間については、国の動向に注視しながら、早期に整備着手していただけるよう、政府を初め関係機関に対して、県議会や地元経済界等とも連携しながら、県民一丸となって引き続き強く訴えてまいりたいと存じます。

**○外山 衛議員** もう一点です。国道220号線についてであります。地元からもたび重なる要望活動の結果、国の方針が廃止、復活、廃止と、地域住民の感情を逆なでするような変わりようではありますが、このことについても、県としての対応、取り組みを県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 国道220号の青島一日南改良事業につきましては、昨年3月末の事業凍結以降、県議会を初め沿線自治体及び住民の皆様方と一体となり、幾度となく国や関係機関に要望してまいりました。この結果、事業化に向けた詳細な調査が行われることとなりまして、来年度の新規事業として予算要求されるものと期待をしておりましたところ、昨年11月、国土交通省より示されました「平成22年度の直轄事業の事業計画」に予算計上がなされていないことから、再度、国土交通大臣に対して、知事を先頭に早期整備について強く訴えてまいったところでもあります。ところが、この2月に、国土交通省から示された平成22年度予算、いわゆる仮配分におきましても予算計上がなされておりませんで、このことは、沿線住民

の皆様方の思いからしても極めて残念なことであると考えております。国道220号は、沿線住民の生活や救急医療を支える……（「頑張れ」と呼ぶ者あり）まさに命の道でありますことから、今後ともあらゆる機会をとらえて、防災対策の必要性と早期整備について、沿線自治体及び住民の皆様方と一体となって、国や関係機関に対し、強く訴えてまいりたいと存じます。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり・拍手〕

**○外山 衛議員** ありがとうございます。まさに部長のお気持ちは十分伝わっております。道路整備につきましては、県北の整備もあわせて、私どもも一体となって声を上げていきたいと思っております。

続きまして、観光産業の動向調査関連でございます。私の地元、日南の飲肥にも言えることではありますが、今回、高千穂を例にとって申し上げます。来町者が130万人から150万人にふえたとのことでありまして、喜ばしいことではあります。マスコミ等は、ただ数字だけしか報道しないわけでありまして、来町者の総数は確かにふえてはおるんですが、地元の旅館経営者らに伺いますと、一部は潤っておるんだけど、全体的な盛り上がりには欠けると。そこで、地元への経済波及効果をどのように分析・認識をされているか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 高千穂町は、神話や伝説にちなんだ神社、施設等が数多く点在していること等もありまして、国内の旅行動向が低迷する中であって、町の統計によれば、観光客数、観光消費額、いずれも順調に推移しておりまして、今や県内でもトップクラスの入り込みを誇っております。しかしながら、観光客数の伸びほど宿泊客数が伸びていない、

高千穂峡や天岩戸神社等の主要な観光スポットは訪れるが、街の中に足を運んで食事をしたり買い物をする観光客は少ないといった問題があります。このようなことから、県としましては、現在、高千穂町について、観光地総点検を実施しているところでございます。今後の基本的な課題としましては、いかに観光客の滞在時間・日数をふやし、その経済効果を高めていくかであると考えております。以上でございます。

**○外山 衛議員** それに対しまして、今後、どのような対策、取り組みを講じられるか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 今お答えしました基本的な課題であります、高千穂町の滞在時間・日数をふやし、経済効果を高めていくためには、周遊のためのマップや案内表示、あるいは地元ならではの「食」、あるいは気のきいた「おもてなし」など、さまざまな面で対策を考える必要があると考えております。このため、町側では、現在、収入対策としまして、県の「元気、感動みやざき観光地づくり事業」、これらを活用しまして、街歩きマップの作成、あるいは町なかへの誘導サインの設置、それから、町なか案内人の育成等を行っているところでございまして、今後もその充実を図っていく必要があると考えております。また、ことしの4月には、食の魅力の発信拠点として、街の中心部に地元高千穂牛を提供するレストラン、あるいは農産物直売所、観光案内機能を持った施設「高千穂がまだせ市場」がオープン予定でございまして、今後、集客・滞在ポイントとなっていくものと考えております。さらにまた、高千穂町への入り込みを周辺地域にも拡大させるなど、広域的な視点から観光振興を図る

必要もございませぬ。このため県としましては、日之影町の森林セラピーや五ヶ瀬町の農家民泊などと連携、さらには旧高千穂鉄道沿線施設を活用した体験メニューの発掘など、周辺地域を含めた魅力アップに、地元と一緒に取り組んでいるところでございませぬ。以上でございます。

**○外山 衛議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、都井岬観光ホテルの閉館についてであります。土曜日の新聞を見て、突然このニュースを知り、大変驚きました。決して好調な営業でないとは思ひておりましたが、急にこのようなことになるとは考えておりませんでした。都井岬の観光は、近年厳しい状況が続いておりましたが、太平洋を一望する草原に野生馬が遊ぶあの雄大な景観は、どこにもないすばらしいもので、本県を代表する観光地として、ぜひとも再生を図りたいと願ひしていたところに、都井岬に存在する唯一の大型宿泊施設がこのようなことになり、南那珂地域の県議会議員として残念でなりません。また、この閉館は、県南地域の観光振興はもとより、雇用など、県南経済にも影響が生じると心配をしているところであります。そこでお伺ひしますが、都井岬観光ホテルの宿泊者の状況はどうであったのか、従業員は何名か、ホテルの今後の見通し、県として何らかの対応をされるのか、現時点でわかる範囲で結構でありますので、お示しいただきたいと思ひます。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 都井岬観光ホテルにつきましては、98室250名の収容能力を持つ、都井岬唯一の大型宿泊施設でありまして、その閉館は、議員御指摘のとおり、本県を代表する観光地である都井岬、ひいては日南海

岸全体の魅力にもかかわるものでありまして、大変残念に思っているところでございます。宿泊者の状況につきましては、公表されていないところでございますが、最近、減少傾向にあったと伺っております。また、従業員につきましては、28名で、うち正社員が21名でございます。今後のホテル再開の見通しでございますが、現在、情報収集中でございますが、明確に申し上げられることはございません。県としましては、このホテルは都井岬の観光振興に大きな役割を果たしてきた大変重要な施設でありますので、早急に、地元串間市や観光協会、地元地域づくり団体等と、それぞれの立場でどういうことができるのか、十分協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○外山 衛議員** 大変だと思いますけれども、官民一体となって、あらゆる可能性を探ってもらいたいと思います。

続きまして、教育関係について3点お伺いします。

時代は厳しくとも、長い目で見れば、次代を担う子供たちをどう育てていくかということが、地域や県全体の維持発展のために必要不可欠なことだと思います。私は常々、「人間力」、生きる力ということを申し上げております。子供たち一人一人の人間力をどうはぐくみ、厳しい環境下にある今、次代を担う人材として育てていくか、教育長の所感を伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 長引く景気の低迷や少子高齢化の進行による労働力人口の低下等から、今、日本全体が先行き不透明な将来に対して不安を感じている状況にあります。このような状況にあるからこそ、活力と存在感のある宮崎としてあり続けるためには、子供たちが、柔軟な発想と行動力、そして努力を惜しまない心

を身につけるとともに、人とのかかわりの中で、思いやりの心や規範意識等、人として必要な力、いわゆる「人間力」を育成することが重要なかぎであると考えております。県教育委員会といたしましては、「のびよ！宮崎の子どもたち」をスローガンに、「明日の宮崎を担う子供たちを育む戦略プロジェクト」に取り組んでおりますが、今後とも、学校、家庭、地域のきずなを基盤とし、宮崎の子供たちが、さまざまな人や出来事との出会いの中で人間力をはぐくむことができるように、県民総ぐるみの教育を推進し、活力ある宮崎を支える人づくりを実践してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 昨今の経済情勢、雇用情勢を見ておりますと、子供たちには小さいころから生活力を身につけさせることが必要と思います。そこで、農林水産業や商工業に触れる産業教育や、人との良好なコミュニケーションを図れる教育などを強化するべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

**○教育長（渡辺義人君）** 生きる力をはぐくむために、小中学校の早い段階から体験活動に取り組ませたり、人と人とのかかわりを豊かにするコミュニケーション能力をはぐくんだりすることは、非常に大切なことと考えております。現在、小中学校におきましては、望ましい勤労観・職業観を育成するために、米づくりや植林、地びき網漁や企業見学などさまざまな体験活動や、事業所などにおける職場体験学習などに取り組んでおります。また、社会性やコミュニケーション能力をはぐくむために、道徳の時間を中心としながら、学校の教育活動全体を通して、あいさつや礼儀などの基本的な生活習慣を身につけさせたり、他人の立場を尊重しながら、互いに支え合う態度の育成に取り組ん

だりしているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、さまざまな体験活動等を通して、難しい時代にあっても困難を乗り越えていく、たくましい子供たちをはぐくんでいきたいと考えております。

○外山 衛議員 もう一点でございます。昭和22年の旧教育基本法制定以来、我が国の教育制度は60年以上の歴史を誇ります。長い歴史の中では、伝統が形成され、そして、それはよい意味でも悪い意味でも固定化されるものが生じます。渡辺教育長は、長く財政畑を中心に歩んでこられました。昨年度、全く畑違いの教育委員会のトップになられました。そこで、内部には見えないことも、ある意味、第三者的な視点でもって教育委員会を見ることができるとは考えます。そこで、渡辺カラーといえますか、宮崎モデルみたいなものを、教育委員会に、教育の現場へ打ち出してもらいたいと思うのであります。期待を込めて、教育長のお考えを伺います。

○教育長（渡辺義人君） 時間がございますので、若干長目にお答えしたいと思います。

ただいま議員から御紹介いただきましたように、行政職の職員として、私は財政その他の一般行政分野に長年携わっておりましたが、図らずも一昨年の4月に教育長を拝命いたしまして、やがて2年を迎えようとしているところであります。この間、朱に交わって赤くなりながら、また門前の小僧として習わぬ経を読みながら、日々修業の身で誠心誠意、教育の諸問題の解決に当たってきたところであります。残念ながら、私は教壇経験はございませんが、教育畑あるいは行政畑という出身のいかんにかかわらず、教育に何が必要とされているのか、そして何をなさなければならないのかということ

に視点として心がけてきたつもりでありますし、またそういうことが大切ではないかと考えておるところであります。このような視点で、私なりにこれまで、例えば特別支援学校高等部の設置に向けた取り組み、あるいはネットいじめ対策での目安箱サイトの開設、そして企業の力を教育の現場に活用できないかという取り組みなど、県の教育委員会の教育委員の皆様、提言・意見、そして教育委員会事務局職員、学校現場の意見等を踏まえ、またそれに私の行政経験、感覚を重ねながら、施策・事業の推進や構築に当たってきたところであります。

そのような中で、最近感銘を受けましたのが、この1月に延岡市で開催されました食育講演会でありました。講師は、香川県の綾上中学校の校長である竹下和男さんでありました。この方が、親が一切手を出さない、子供だけでつくる「弁当の日」を、食育基本法ができ上がる既に4年前、平成13年、9年前から提唱され実践をされてきた方でございます。「弁当の日」の取り組みを始めたきっかけは、「たくさんの人たちの大変な努力で学校給食ができ上がっていることをしみじみと感じた反面、給食の時間に子供たちが食べるのが楽しくてしょうがないというのが感じられなかった。そこで、食べるということは、こんなにもありがたいことである、こんなにも楽しいことである、こんなにも感謝したいことであるということをお子たちに気づかせたい、そういう思いから取り組んだ」ということであります。今や全国で、ことしじゅうには800校行くであろうと言われておりますが、実践校がそれぐらいの数になる見込みでありまして、この「弁当の日」の実践を通じて、子供が変わり、家庭が変わり、そして地域までもが変わりつつあるというふうな状況にあるよ



うであります。

そこでお答えであります。学習指導要領には「「弁当の日」を実施すべし」とは、どこにも書いてございません。しかし、現場の鋭い問題意識のもとに、何をなすべきかをとらえ、学習指導要領のねらいである「生きる力」、議員の言葉で言えば「人間力」ということになりますけれども、この人間力を見事に体現した発想と取り組みであると思っております。独断を承知で申し上げます、ともすれば、学習指導要領や、これまでの指導方法といった枠や形にとらわれ過ぎる嫌いがなきにしもあらずの教育界でありますので、私はこのような発想はよい意味での警鐘ではないかと受けとめております。教育に携わる者の喜びは、子供たちの輝くひとみとはじける笑顔であると思っております。今の、議員の御質問は、私自身というよりは、県教育委員会、市町村教育委員会、そして学校現場の教師に対するメッセージ、そして応援歌として受けとめさせていただきまして、今後の励みとさせていただきます。以上であります。(拍手)

**○外山 衛議員** ありがとうございます。では、最後になりますけれども、これは実は知事には細かく通告しておりませんでした。押川議員の代表質問の中にございましたので、ここであえて聞かせていただきます。3点ございます。

1つは、夫婦別姓の件でございます。家族・家庭崩壊が問題となっている今、また、きずなというものが失われつつある現代において、このことはまさにそれを増長させるものと私は考えます。今、夫婦別姓にするべき必然性があるのかどうかも含めまして、知事のこのことについての見解をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 夫婦別姓の問題とい

うのは、賛否両論あるわけでございますが、賛成の立場から言うと、自由の尊重、個の尊重、夫婦の権利関係の主張、そういったものがあるうかと思えます。自由権の確保といったもの、反対の意見としては、議員御指摘のように、家族のきずなとか、夫婦の一体感だとか、子供に対する悪影響といったものが指摘されております。でも、夫婦が同じ姓であっても、夫婦が一体感をなくしている方たちもいらっしゃいますし、きずなが希薄な方もいらっしゃいますので、種々さまざまだと考えております。この問題は国の根幹というか、婚姻制度、戸籍制度等にかかわる非常に重要な問題であると思っておりますので、今後とも、国民的な議論を喚起する上でも、慎重な議論をしていくべきだと私は考えております。

**○外山 衛議員** もう一点でございます。外国人参政権の問題であります。民主党に個人的には恨みはないんですけれども、ちょっと例を挙げます。民主党のある国会議員から、あるテレビ番組において、「参政権を与えるといっても、それは地方議会に限ることですから、国会にかかわることではありませんから」と、そういった理解しがたい無責任な、浅はかとも言える軽過ぎる発言があったんですが、このことも含めまして、知事の外国人参政権の問題についてのお考えを、ぜひお聞かせいただければと思います。知事をお願いします。

**○知事（東国原英夫君）** 移住外国人の、あるいは特別移住外国人の方の参政権の問題というのは、先ほどの婚姻制度と同じような性質で、国の根幹にかかわる、国の制度の根幹にかかわる重要な問題だと認識しております。国益、地域益にかかわる重要な問題ですので、引き続き国民的な議論が必要だと思っておりますが、少子高齢

化の中で人口減の中で、移住・帰化政策をどうするか、あるいは法的解釈・憲法解釈をどうするか。基本的には平成7年の最高裁判決を尊重する立場であります。そういったことも広く勘案して、多元的・広角的な議論が、そしてまた慎重な議論がなされるべき地方議会におきましては、10数件、都道府県の議会が、恐らく反対の意見書を出されていると思います。県民の代表である議会のそういった行動にも、これからも注視していきたいと考えております。

**○外山 衛議員** お立场上、そういったお答えしか今できないと思いますので……。

最後にもう一点だけ。これもテレビでの話題であります。なぜ1番である必要があるのか、2番でもいいのではないだろうかといった考え方が報道をにぎわせましたが、このことについての知事の率直な感想を伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 仕分け人の蓮舫議員の発言だったと記憶しておりますが、問題提起としては、興味深い、おもしろい発言だったと思います。あのことによって、科学技術、スーパーコンピューターの問題でありましたが、それが世界一である必要があるかどうかという国民的な議論になったということは、非常に資する発言だったと思います。ただ、彼女らしいというか、日系的な視点ではないなという感じはしておりました。コンピューター等の性質上、世界一であることと先端であることと、そうではないことというのは雲泥の差があると私は認識しておりますので、その後の政府の判断によりまして、全廃ということは、9割ぐらい予算が認められたと思うのです。それは多くの知見、良識をかんがみて、政府が正しい判断をされたと思っております。今後とも、科学技術、

そういったものに対する予算というものは、この国が成長していくために必要不可欠なものであると考えておりますので、ぜひ適切な対応を政府には求めていきたいと考えております。

**○外山 衛議員** 以上で一般質問を終わります。（拍手）

**○中村幸一議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時0分開議

**○萩原耕三副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、横田照夫議員。

**○横田照夫議員〔登壇〕**（拍手） たくさん傍聴に来ていただきました。きょうは、遠路鹿児島からも来ていただいております。心から感謝を申し上げまして、早速質問に入らせていただきます。

私は、「心豊かに暮らそうよ」という言葉をキャッチフレーズにしております。選挙に出ようと決めたときに、後援会で何かキャッチフレーズをつくらうやということになりまして、いろいろ考えました。そこで、「心豊かに暮らそうよ」ではどうでしょうか」と言いましたら、「何かそら、もっとらしいとはねえとか」と言われました。で、また考え直したんですけども、どうしてもその言葉が頭から離れなくて、そのことを言いましたら、「ま、いいか。おまえらしくていいかもしれん」と言っていただきました。そして、「心豊かに暮らそうよ」が、私のキャッチフレーズになったのです。私の議員としてのすべての行動は、「心豊かに暮らすためにはどうすればいいのか」が基本になっており

ます。そこでお伺いしますが、東国原知事は、心豊かに暮らすとはどういうことだと思いでしょうか。まずそのことをお聞きいたしまして、後は自席からの質問とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

心豊かに暮らすということは、日々充実した幸せな暮らしを送るということだと思いますが、何をもって幸せを感じるかは、人によってさまざまであります。私自身について申し上げますと、夢や希望を持つこと、そして目標に向かって努力する自分自身を信じられること、あるいは、人と人とのつながりの中で、周りから必要な存在として認められることなどが幸せの一つのあり方であると考えております。

また、私は、県政の目的である県民福祉の向上とは、経済的、物質的な面だけでなく、暮らしに対する満足度など、これを「県民の総幸福量」と表現することもあります。これらを増大させることにより、県民一人一人が幸せを実感できる社会を築き上げていくことが肝要かと思っております。そのような意味で本県には、地域のつながりや人情味あふれる県民性、あるいは豊かな自然環境や温暖な気候風土など、人が心豊かに暮らす条件が数多く残されておりますので、今ある環境を大切にしながら、人や地域が助け合い、希望を持って暮らせる宮崎づくりを目指していきたいと考えておるところであります。〔降壇〕

○横田照夫議員 私とほとんど同じような考えで、ほっとしております。心豊かに暮らすための要素は幾つもあると思います。人間関係と周囲の環境もその一つだと考えますので、その関連で質問をいたします。

まず、三世代同居についてです。前回もこのことを質問しましたが、その後、委員会県外調査で、全国学力調査でトップレベルの福井県に行ってきました。福井県は共稼ぎ率が全国一で、子供たちが学校から帰ったときに両親がいない場合が多いんだそうです。でも、三世代同居率が全国2位と高く、両親がいないことを祖父母がカバーしておられるようです。家庭の教育力では、低下したと考える割合が、全国では70%ぐらいあるのに対して、福井県では30%にも満たないそうです。家庭みんなで支え合う子育て環境が整っていると言えます。改めて三世代同居の有効性を強く感じました。

石井記念友愛社理事長・児嶋草次郎先生の講演を聞く機会がありました。高崎山などの猿の社会では、老若男女、障がいを持った猿もみんな一緒に生活をしております。まさにノーマライゼーションです。でも、人間社会は縦割りがどんどん進んでしまいました。今、私たちは、昔の大家族の時代を取り戻すべきだと言われました。でも、現実的に大家族を取り戻すことは難しいので、社会の中に大家族の要素を取り入れるべきとも言われました。大人が近所の子供をしかれなくなったのも、大家族で鍛えられる機会が少なくなったからではないでしょうか。子供の教育やしつけ、高齢者の世話など、家庭の中で吸収できるよう、三世代同居への政策的誘導をするべきだと思いますし、それができないところは、地域社会の中でそれができるような体制強化を進めるべきだと思います。まず、教育長、福井県の家庭の教育力はそれほど低下していないと考えられているようですが、教育長は家庭教育についてどう思われているのでしょうか、お聞かせください。

○教育長(渡辺義人君) 本県におきまして

は、福井県と同様の調査結果はございませんが、「家庭の教育力が低下している」と回答した保護者の割合が低いということについては、確かに望ましいことであると考えております。子供にとって家庭は心のよりどころであり、子供たちの健やかな成長の源は、まずは家庭教育にあると考えております。夫婦や親子、祖父母などの家族のきずなに支えられ、子供たちは自分らしく素直に伸び伸びと育っていくと考えております。また、航海に出て傷ついても、帰ってこれる母港がまさしく家庭であると、私はとらえております。そういう意味から私は、教育長就任以来、マニフェストの作成に当たりまして、「きずな」という言葉に思いを込めたところでもあります。一方で、核家族化、少子化などの進展に伴い、「宮崎県県民意識調査」によりますと、子育てに不安や負担を感じている方の割合が増加していることなどから、社会全体で家庭教育を支援していくことが必要であると考えております。午前中の外山議員の質問に対して、「弁当の日」の紹介を申し上げましたが、まさしくこのような取り組みが今から必要である、このように考えております。以上です。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。

次に、知事は、地域社会全体に大家族の要素を取り入れるべきといったことについてどのように思われているのか、お伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 大家族といえますと、親・子・孫の三世代が一つ屋根の下で暮らすと。ただ、親・子・孫三世代といっても、それぞれ1人ずつでしたら3人だけですので、これを大家族と言えるのか。昨今のイメージだと、兄弟姉妹が多い、10数名に至るといような大家族というのをイメージするわけでございますが、いずれにしろ、親・子・孫の三代とい

うような、大人数というように漠然としたイメージを持っております。その中で、祖父母が元気で生き生きと暮らして、現役世代が仕事と子育てを明るく楽しくやる、子供は多くの大人や兄弟姉妹に囲まれながら、その人間関係の中で豊かな人間性や社会性をはぐくんでいくといった構図かと思っております。

しかし、現実には、核家族化の進行や単身世帯、高齢者世帯の増加により、人と人とのつながりは希薄化していると言わざるを得ないかと思っております。今後、我が国は本格的な人口減少社会を迎えようとしておりますが、このような中であっては、御指摘にありましたように、大家族的な要素を地域全体のシステムに取り入れる視点が重要になってくると、私も考えているところであります。このため、高齢者の積極的な社会参加や、お互いの助け合いによる子育て支援、地域の教育力の向上など、地域コミュニティの機能強化という観点から、どのような取り組みを強めるべきかということを検討していかなければならないと考えております。

**○横田照夫議員** 次に、水の浄化について質問します。かぐや姫の歌で有名になった神田川は、どぶ川の代名詞になっていたような川ですけども、今はアユの生息が確認できるほどきれいな川になったそうです。長らくサケの姿を見ることができなかった川に、再びサケが遡上するようになったところもあるそうです。無関心では、川は放置され、汚水が流され、やがては私たちに負の遺産をもたらします。一度傷を負った川でも、人々が愛のまなざしを向けることによって、再びきれいな川に生まれ変わるんです。前定例会の押川議員の質問に、「生活排水処理率の平成22年度末の中間目標に対し

では、おおむね計画どおり進んでいる」との答弁がありました。そこでお尋ねしますが、この中で単独処理浄化槽の数はどれくらいあるのでしょうか。川の汚染は、し尿によるものだけではなく、台所やふろなどのいわゆる生活雑排水によるものも大きいと言われております。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換させることが非常に大事と考えますが、環境森林部長、いかがでしょうか。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 平成20年度末の県内の単独処理浄化槽の設置基数は約9万1,000基でございます。浄化槽全体の約6割を占めております。生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽につきましては、設置費用の4割を国、県、市町村で補助する制度があり、毎年500基程度の単独処理浄化槽が合併処理浄化槽へ転換されておるところでございます。しかし、単独処理浄化槽の設置者にとりましては、既にトイレが水洗化されており、日常生活に余り支障を感じないなどの理由で、転換がなかなか進んでいない状況となっております。県といたしましては、今後とも、設置者の負担の少ない市町村設置型浄化槽の普及や、国の新たな制度を市町村へ情報提供するなど、合併処理浄化槽への転換に努めてまいりたいと考えております。

なお、3月8日からスタートいたします住宅エコポイント制度では、住宅リフォームで得られたポイントを浄化槽工事にも利用できるようになったところでございます。

**○横田照夫議員** 浄化槽を設置しても、適正な保守点検や法定検査の確実な受検がなされない、川の浄化にはつながりません。今、私の周りでは、公共下水道の工事が急ピッチで進められています。私には、実に46万円強の負担金が

来ました。本管につなげる工事代を含めると100万円を超えるかもしれません。ちょっと腰が引けてしまいましたが、その必要性を理解できるから承諾をしました。もう既に合併処理浄化槽を設置済みの人も、公共下水道につなぐことを承諾しています。みんな渋々ながらも行政のする方向に従っているんです。単独処理浄化槽を転換するメリットが感じられないから合併処理浄化槽への転換がなかなか進まないとか、保守点検と法定検査の区別がわかりにくいために11条検査の受検率が上がらないと言われておりますが、行政指導のやり方でかなり進むのではないかと考えます。県民にしっかりと理解をしてもらえるよう努力していただきたいと、強く思います。法定検査を含めた適正な維持管理についてどのように指導していかれるのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 河川を浄化するためには、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、また、浄化槽の機能が十分発揮されているかをチェックする年1回の法定検査が非常に重要であります。県では、条例に基づく浄化槽設置者講習会によりまして、適正な維持管理の啓発を行うとともに、51人槽以上の浄化槽の設置者に対しましては、文書により指導を行っているところでございます。また、来年度につきましては、現在、今年度事業としてやっております浄化槽の設置、あるいは維持管理状況の実地調査を行っているわけでございますけれども、その結果をもとに、保守点検や清掃の適正な実施や法定検査の受検につきまして、文書あるいは電話等により個別に指導を行うこととしております。今後とも、浄化槽の維持管理の適正化と法定検査の確実な実施に向けまして指導、啓発を行い、河川の浄化に努めてまいりた

いと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。今回、心豊かに暮らすための要素について、2つだけお尋ねをしました。でも、このほかにもたくさん要素があると思いますので、また折に触れ取り上げていきたいと考えております。県民所得は低くても、心豊かに暮らせる郷土づくりに、みんなで頑張っていこうではありませんか。

次に、農業問題について幾つか質問します。

まず、農業用電力についてです。一昨年の燃油高騰以来、コショウランとかバラ、マンゴーなどを中心に、ヒートポンプがかなり普及してきました。ヒートポンプの価格は当初よりかなり安くなって、初期費用も少なくなりました。現在、重油価格は下げどまりしている状態ですが、重油価格が50円を切るくらいでもヒートポンプのほうが有利だと言われます。特に、高温暖房品目は有利になるし、除湿もできるのでピーマンの灰色カビ病の予防ができますし、マンゴーの色もよくなるらしいです。今後、さらにヒートポンプが普及していく可能性が高いと思われれます。

しかし、資材などのコストは上がり、売り値は下がる状態の今、電気代は大きな重荷になっています。JA契約の重油は、支払いを2～3カ月くらい待ってくれますけれども、電気は待ったなしでとめられてしまいます。そこで相談ですが、かんがい用水にだけ認められている農事用電力は、かなり安い電気料金で設定されているそうです。また、深夜料金も安く設定されていますが、時間帯が22時から8時までだそうです。ハウスで使うヒートポンプの電気料も、農事用電力扱いにならないものでしょうか。もしくは、深夜料金の時間設定を、18時から9時

くらいまでに拡大できないものでしょうか。捨てることの多い深夜電力を農家が多く使い出せば、九州電力にも大きなメリットが出てくるのではないかと考えます。ハウス園芸が盛んな九州各県で連携をして、新しい農業用電気料金制度について九州電力に要望できないものか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農業用のヒートポンプにつきましては、近年の重油価格の高騰あるいは環境意識の高まりなどから、御質問にございましたように、ピーマン、マンゴー、コショウラン、バラ等で急速に普及が進んでおり、現在、県内では約230戸の農家で800台の導入がなされております。また、当初の導入目的でございました冬場の暖房用としての使用に加え、コショウラン等では夏場の冷房に、マンゴーでは除湿にも使えるといったことで、省エネルギー、環境負荷軽減に加え品質向上の効果も期待されるところであります。

このような中で、御質問にございましたように、農業者の方々からは利用コストの削減への意見が上がっておりまして、今後の普及のためには電気料金の低減が重要な課題になっていると思っております。このため県といたしましては、電力会社と打ち合わせを行い、既存の料金メニューの中で最も低コスト化が可能である、季節別・時間帯別の低圧電力の使用を推進しているところであります。電気料金につきましては、利用者の公平性の面から個別の要望にこたえることは厳しいと、九電のほうから言われておりますけれども、今後とも農業団体や他県とも連携しながら、生産コストの低減はもとより、環境に優しい脱石油型農業への転換を進める観点からも、電力会社と粘り強く協議してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私も農業団体のほうにお願いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、農業用水路の維持管理についてお尋ねをします。私は、平成17年9月議会でも、この質問をしました。高齢化や担い手不足の中で、社会共通の資本である農業用水路を将来的に維持管理するために、公的関与が不可欠になってくるといった内容の質問でした。でも、残念ながら、そのときよりもさらに深刻な状況になりつつあります。これまで農業用水路は、受益者である農家が共同作業で守っていました。しかし、いよいよ高齢化と担い手不足が進み、農家だけの維持管理は限界に近づいてきました。私は先日、その作業に出ましたが、80歳前後の高齢者がやっとのことで作業をしておられました。これまで、反別が多かろうが少なかろうが、結いの精神で、共同作業で水路を守ってきました。それは、水が流れなくなったら農業そのものができなくなることを、みんな知っているからです。だから、老骨にむち打って出てきてくれているんです。本当に頭が下がります。でも、もう限界に近づいています。

国は、平成19年度から、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み、地域全体で農業環境を守っていくための事業を推進してきています。非常にありがたいことではあります。でも、もう一步踏み込んで、農業用水路に限定して関与してもらえないかと考えます。建設業に委託するなどして維持管理をしてもらうことはできないものなんでしょうか。集落営農などのように少ない担い手に地域農業全体を任せるのなら、なおのこと、公的に水路を守らないと、農業そのものを守れなくなるときが必ず来ると考えますが、農政水産部長、いかがでしょう

か。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農業用水路の管理、新富あたりは田んどと言っていますけれども、日曜日、私も田んどに出てまいりました。お話にございましたように、本県におきましては、19年度から農地・水・環境保全向上対策事業等を活用して、集落機能の向上や地域ぐるみでの農業用水路の維持管理を行うなどの体制強化に努めているところであります。この事業では、水路やため池等の大規模な土砂撤去などにつきましては、建設業者等に委託できるといったことになっておりますけれども、小規模な用水路等の維持管理につきましては、地域住民がみずから行うといったことを基本といたしております。御指摘にございましたように、今後、農村地域の高齢化や担い手の減少により、農業用水路等の維持管理がますます困難になることが懸念されますことから、県といたしましては、この事業の継続とともに、事業の内容につきましても、地域の実情が十分反映された制度となりますように、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 知事もいつも、地方の疲弊を国に伝えるのが自分の役割だというふうに言われております。また、黒木正一議員は、中山間地の暮らしの窮状を切々と説明されます。本当に胸が打たれるような思いです。これは、そこに住んでいる者でないと、なかなか伝えられないことだと考えます。私も、現場にいる人間として、農業現場の実情を県行政に訴えるのが自分の役割だと思っています。農政水産部長は先日、田んどに出られたということですので、十分御理解いただいていると思います。食料自給率を上げるために、また景観や保水など多面的機能を守るためにも農業を守っていかなければ

いけないという考えを持っているのなら、今後ぜひ、農業用水路への関与を組み入れていただきたいと考えます。ほかのところに何ぼお金をつぎ込んでも、水路が機能しなかったら、農業そのものがつぶれてしまいます。ぜひ御一考いただきたいというふうに思います。

次に、行政の継続性について質問をします。畜産担い手育成総合整備事業という事業があります。5カ年事業です。霧島南部、西都・児湯、宮崎中央の3カ所で推進中です。宮崎中央は平成21年度から事業が始まり、畜産団地などをつくる予定で、平成23年11月完成に向けて、土地の購入や牛の導入を進めてきているところです。しかし、昨年9月の農政局ヒアリングでの平成22年度予算要求額は、県全体の事業費が4億1,700万円、うち国費が2億1,800万円でしたが、12月末に、当初計画国費2億1,800万円を7,000万円に減額するとの内報が届きました。当初計画事業の3分の1しか実施できない状況です。これは、現政権になって、農業の公共事業予算が3分の1に減らされたことによるものと思われませんが、政権が変わって方針が変更になることは理解できるとしても、行政には継続性が重要であると考えます。国民にとっては、自民党でも民主党でもいいんです。ただ、国と交わした約束を守ってほしいと思っているんだというふうに考えます。農家やJAは、既に事業計画に沿って土地を購入したり牛を導入したりしています。投資をしてきているのに、途中で変えられてはたまりません。県民に対する詐欺行為にも等しいと考えます。県執行部には何の失点もありますが、継続中の事業には何らかの方法で最後まで措置を講ずるべきと考えます。農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 畜産関係の公

共事業でございます畜産担い手育成総合整備事業につきましては、平成22年度に霧島南部地区、西都・児湯地区、宮崎中央地区の3地区で事業実施を予定しておりますけれども、御質問にございましたように、国の概算決定によりますと、予算が大幅に削減されてございまして、計画どおり事業実施することが大変厳しい状況となっております。この事業は、配合飼料価格が高どまりをする中で、飼料基盤に立脚した本県畜産の振興を図る上で大変重要な事業でございますので、県といたしましては、事業実施地区については、できるだけ早期に事業目的が達成できますよう、畜産の重要性、飼料基盤整備の必要性など本県の実情を訴えながら、予算の確保について強く国に働きかけてまいりたいと思います。

○横田照夫議員 ぜひぜひ、よろしく願います。

次に、地域医療についてお尋ねをします。

来年度の事業として地域医療再生基金事業の8つの事業が提案されています。宮崎大学医学部附属病院を救命救急センター化して、それを前提にドクターヘリを導入することですが、議会としても何回も要求してきたことなので、大変ありがたく考えております。

先日、美郷町の高校生が新型インフルエンザで亡くなりました。そのときも、もしドクターヘリがあればなど、本当につくづく思いました。そこでお尋ねしますが、このドクターヘリがカバーできる範囲はどれぐらいなのでしょう。運用はどのようになるのでしょうか。期待も大きいと思いますので、でき得る限りの運用の仕方を考えていただきたいと考えますが、福祉保健部長お願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） ドクターヘリ



の航続可能時間は約2時間で、飛行可能距離は約400キロメートルと言われておりますので、宮崎大学医学部附属病院からの出動に関して、県内全域をカバーできるものと考えております。また、ドクターヘリの一般的な運用方法としては、救急現場出動と転院搬送の2つがございます。救急現場出動は、救急現場の消防機関から要請を受け、医師と看護師を乗せて救急現場になるべく近いヘリの離発着可能地点まで飛び、その場で救急車で運ばれてきた患者に応急措置を施し、受け入れ医療機関に患者を搬送するものでありまして、一方の転院搬送は、病院の要請を受け、入院患者をほかの病院等に搬送するものであります。なお、宮崎大学医学部附属病院のドクターヘリの具体的な運用方法に関しましては、今後、大学が医師会、消防機関等の関係機関の協力を得て運航マニュアルを整備していく中で検討していくことになっております。

**○横田照夫議員** 次に、本県の地域医療を担う医師の養成・確保を目的とした新しい取り組みとして、宮崎大学医学部の地域医療学講座の設置・運営を支援するとのことですが、新聞報道によりますと、この講座は総合医の育成を指すとありました。また、地域医療再生計画の計画期間の最終年度である平成25年度までには、毎年度4人以上の医師を地域の中核医療機関等に派遣できる体制を構築することを目標とするとありました。そのような理解で間違いありませんでしょうか、福祉保健部長お願いします。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** 宮崎大学医学部の地域医療学講座は、幅広い診療能力を有する、いわゆる総合医の育成を目的の一つとしております。また、平成25年度までに、地域の中核医療機関等に毎年度4名以上の医師の派遣ができる体制の構築を目標としておりますので、

御理解のとおりだと考えております。

**○横田照夫議員** 医療技術が高度化して診療科が細分化してきたことに伴い、その細分化された特定診療科で、高い診療能力を有する専門医が数多く育成されてきました。確かに、こうした専門医のおかげで、昔であれば助からなかった病気でも助かるようになってきたということは言えるかもしれません。しかし、その一方で、一人で、一定の能力を有しながら幅広い診療科の患者をカバーできる総合医が不足をしています。やはり、かかりつけ医としての総合医と、より高次の医療機関で専門的な医療を担う専門医が、地域にバランスよく配置されるのが理想と考えます。そのような意味で、地域医療学講座は、将来、本県でかかりつけ医としての役割を担う総合医を育成する場として期待されますが、そういう理解でいいのか。また、数年以内には地域の中核医療機関等への医師の派遣がされる想定ということですが、具体的にはどのような医療機関が想定されているのか、福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** 宮崎大学からは、地域医療学講座で育成を目指す総合医は、疾病を幅広く総合的に診ることができる医師だけではなく、いわゆる専門医としての能力を持ちながら、その周辺領域の診療科に関する診療能力を持つ医師も想定されているなど、少し幅広い考え方を持っていると聞いております。いずれにしましても、専門医よりも幅広い診療能力を有する医師の育成ということであり、御指摘のありましたように、将来は、かかりつけ医としても、地域の医療現場で活躍することが期待されるものであります。

また、地域の医療機関への医師派遣についてであります。派遣のタイミングとしては、総

合医として育成された後だけではなく、育成の過程においても、臨床能力を身につける目的で医療機関に派遣されることもあると伺っております。このようなことから、派遣先も幅広く想定されており、大学が、医師のキャリアや能力、受け入れ医療機関の状況等に応じて個々に判断されるものと考えております。

**○横田照夫議員** 先日、国境の島である与那国島に行く機会がありました。島の地域医療を一人で担う総合医が主人公のテレビドラマ「Dr. コトー」の舞台になった島です。大学の医学部には「Dr. コトー」にあこがれて入学してきた学生も多いんじゃないでしょうか。しかし、大学で医局に入って勉強するうちに、全員専門医志向になって卒業していきます。総合医という選択肢がほとんどありません。そういった意味で、今回、宮大医学部に総合医を育成する地域医療学講座が設置されるということは、本当にありがたいですし、大きな期待をしたいと思います。この寄附講座が高く評価されて、たくさんの総合医が輩出されることを望みたいと考えております。

次に、予算の使い方ですが、人の一生は、予防を含めての保健から医療、そして福祉へと流れていきます。そこでまず、医療の前段階の予防を含む保健についてですが、胃の中にピロリ菌という菌がいるそうです。高齢者は8～9割感染しているありふれた菌ですが、たった1週間薬を飲むだけで除菌できるんだそうです。除菌できれば、ほぼ一生効果が続き、胃や十二指腸潰瘍の出血が8～9割も減少するそうです。そして、消化器内科医の緊急診療の大半はこの出血性胃潰瘍なんだそうです。また、日本人の死因で4番目に高いのが肺炎ですが、肺炎球菌ワクチンを1回打てば5～10年間有効で、肺炎

になる確率は激減するそうです。ある自治体は10年前に公費助成制度をつくりました。これで肺炎が激減し、自治体の医療費も半分になったそうです。その後、全国の自治体に公費助成制度が広まりましたが、残念ながら宮崎県内にはありません。生活習慣病も同じです。透析になる患者の半分以上は糖尿病からの腎不全だそうです。串間市民病院で4月から人工透析が休診になるというニュースを聞きましたが、透析医不足という表面的な問題よりも、生活習慣を県民レベルで見詰め直すことが大事なのです。長野県は元来、塩分の高い食事で脳卒中が多く、寿命も短い県でしたが、地域医療発展のおかげで県民全体の生活習慣が改善し、今や国内に誇る長寿県になったそうです。このように、ピロリ除菌に公費助成を出す、肺炎球菌ワクチンに公費助成を出す、生活習慣病予防にお金を出すなどで、医療費の大幅削減につなげることができるということです。

次に、医療の後段階の福祉ですけれども、地域の小規模病院は医療期を終えた患者でいっぱいです。多くの場合は、福祉施設の不足から退院ができない、また家族の介護力不足で家に帰れないという状態です。急性期を過ぎた患者を漫然と診ることは、専門医の大きなストレスだそうです。こういうところで、病院のベッドや医師の労働力が無駄に使われています。つまり、入りたいときにすぐに入れる安心感を与えるために福祉施設にお金をかける、自宅で必死に介護している家族に何らかの援助をし、在宅医療にお金をかけて病院の負担を減らす、こういうことで医療負担は大きく減らすことができるということです。つまり、医師不足などの表面的な事象への対策だけでなく、医療の前段階と後段階にお金をかけることで、医療が抱える

諸問題は大きく改善できるということなんですけれども、福祉保健部長、今のお話をどう思われますか。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 医療をめぐる諸問題の解決のためには、議員御指摘のように、予防を重視した取り組みや、保健・福祉との連携強化により、医療分野への過度の負担を軽減していくことが重要であると考えております。このため県におきましては、「健康みやざき行動計画21」に基づく健康づくりの推進や、生活習慣病対策を目的とした健診・保健指導体制の整備、さらには「いきいきはつらつ介護予防プログラム」の普及啓発などの予防活動を積極的に推進しております。また、療養患者の受け皿となる福祉・介護サービス基盤の整備充実に努めますとともに、医療機関や市町村と連携しながら、在宅医療や地域ケアの支援に取り組んでいるところであります。今後とも、予防活動の一層の充実や、保健・医療・福祉の連携により、生活の質の向上とともに、医療の効率的な提供を図ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** ワクチンの接種は市町村の所管だとお聞きしました。それぞれの市町村も財政が非常に厳しく、ワクチン接種の公費助成は難しいと考えているようです。でも、ワクチン接種など医療の前段階にお金をかけることで、医療費や医療現場の負担を大きく減らすことができるのであれば、どこかで決断をしてほしいと考えます。今議会に、「高齢者に肺炎球菌ワクチンの接種をすすめる為の方策を求める請願書」が提出されました。まさに県民も、このことを願っているんです。県と市町村でいろんな協議をする機会があると思いますが、来年度以降の課題として、この請願書にありますように、ワクチンの接種を進めるための方策をぜひ

講じていただきたいと思いますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎の予防に効果があり、医療費及び医療現場の負担の軽減につながると言われております。ワクチン接種を進めるためには、接種費用の軽減や接種勧奨が可能となるよう、予防接種法に基づく定期接種へ位置づけることが必要であることから、今後、機会あるごとに、定期接種化へ向け国に要望してまいりたいと考えております。また、県民やワクチン接種の実施主体である市町村に対しましては、肺炎球菌ワクチンに関する適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 医療の問題は、総合的に考えて、医療費や医療現場の改善につなげていきたいというふうに考えておりますので、知事も含めてよろしくお願ひいたします。

次に、山林政策についてお尋ねします。

近年、鳥獣被害は深刻さを増しており、平成22年度の重点事項として多くの鳥獣被害対策事業が上がっておりますが、これは被害の現状から考えると、当然の措置ではないかと考えております。被害増加の一因として、シカや猿がふえ過ぎたためとよく言われておりますが、私は、奥山の人工林の手入れが行き届かず、森林の中に光が入らないようになり、えさとなる実のなる木などの草木がなくなってしまったためにシカや猿が生きていけなくなり、やむを得ず人家近くにおりてきたことも大きな要因ではないかと考えております。最近になって鳥獣被害が顕著になってきたことが、その裏づけではないでしょうか。田畑に耕作放棄地がたくさんあるように、人工林にも放置されたものがたくさんあるのではないのでしょうか。

さて、先日、小林市において、企業局が主催する「緑のダム造成事業記念植樹祭」が行われました。私も参加させていただきましたが、ヤマグリ、イチイガシ、ヤマモモなどの広葉樹が植栽され、大変有意義なイベントでした。そこでまず、企業局長に、緑のダム造成事業の目的と、広葉樹を植栽している理由をお尋ねします。

**○企業局長（日高幸平君）** 緑のダム造成事業の目的でございますが、近年、伐採後の未植栽地など荒廃林地がふえておりまして、山の保水能力の低下により、水力発電を営む企業局におきましても、水資源の効率的な運用が大きな課題になっておるところでございます。緑のダム造成事業は、こうした荒廃した山を購入いたしまして、水源涵養機能の高い森林として整備をし、安定的な電力の供給に資することを目的として実施しているものでございます。20年間で1,000ヘクタールを購入して、植林、下刈り、除間伐などを行い管理をしていくことにいたしておりますが、これまで170ヘクタールを購入して植林等も行っているところでございます。植林に当たりましては、成長が早い針葉樹に加え、成長が遅いものの、林地の保全や水源涵養機能が高いと言われております広葉樹をまぜた、つまり針広混交林の整備を進めておるところでございます。ただ、山によって環境が異なりますので、先般、小林市で実施をいたしましたような、山頂付近においては、山地保全の観点から広葉樹を植林したところでございますが、その際に、野鳥や動物が自然に戻れる環境づくりにもつながるものでございますので、イチイガシ、クヌギ、ヤマグリ、ヤマモモ、カキといったような実のなる木を植樹したところでございます。以上でございます。

**○横田照夫議員** 県内の山を見てみると、山のちよっぺんまで杉が植えてあります。何であんなところまでと思ってしまいますが、今になってみると、拡大造林は少し行き過ぎだったかなと考えてしまいます。人工林は、手入れを怠り放置したままにしておくと、光が入らなくなり、下に草や木も生えませんが、保水能力がなくなり、雨が降ったときに一気に水が流れ出してしまい、災害の多発にもつながりかねません。もちろん、そのような森林にはシカや猿のえさもありませんので、けものもすめるはずがありません。そういう意味でも、放置人工林を自然林に戻す必要があるのではないのでしょうか。熊森協会という民間団体は、山を鳥獣がすめるようにするために、都市部の一般市民のボランティアを活用して、巻き枯らし間伐を行っているそうです。このようなことを考え合わせると、鳥獣被害を防止するためには、被害対策とあわせてシカや猿などの生息しやすい自然が豊かな森林づくりを進めていくべきだと考えますが、環境森林部長いかがでしょうか。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 近年、中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻さを増しております。これに対応するためには、シカや猿の捕獲強化などに取り組むとともに、人工林の手入れ、広葉樹の植栽等を進めまして、野生鳥獣のすみやすい環境をつくっていくことも重要であると考えております。このため、森林所有者の負担を軽減する定額補助事業や、奥山の間伐に対し新たに助成を行うことで間伐を推進しまして、森林内に日光を取り入れ、下層植生を豊かにしていくことに努めてまいります。また、森林環境税を活用しまして、水源地等の上流にある長期間放置された森林を対象に、ボランティアや企業参加も含め、広葉樹の植栽等も行って

いるところがございます。これらの取り組みを通じまして、今後とも健全で多様な森林づくりに努め、鳥獣害対策に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 先ほど地域医療の質問の中で言いましたように、病気になった人を診ることにお金をつぎ込むことも大事ですけれども、病気になるような方策にお金をつぎ込むことはもっと大事だと思います。同じように、有害鳥獣を捕獲することも必要ですけれども、出てこない方策を考えることはもっと大事なんじゃないでしょうか。人と鳥獣がしっかりとすみ分けができるように取り組んでいかなければいけないと考えております。

これは全然言っていなかったんですけれども、知事、もしよかったら、今のことに対して何かコメントをいただけないでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** それは、心豊かに暮らす社会ということにつながるものだと思います。治療より予防、そういったものは主流でございますので、長野県等々の先進的な取り組みも参考にさせていただきながら、鳥獣被害等々も、今回、新規事業も立ち上げておまして、地域ぐるみで、えさ場をなくすといった鳥獣対策等々も試行錯誤しながら検討させていただいておりますので、またこれに御協力、御意見を賜ればと思っております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、内水面振興センターについてお伺いします。

内水面振興センターは、大淀川と一ツ瀬川でのウナギ稚魚の採捕や、河川漁場の秩序を守ることにより、県内養鰻業者へのウナギ稚魚の安定供給を図っておられます。その意義や必要性

は大いに認めるところではありますが、最も忙しい採捕時期は3～4カ月であり、それ以外はそれほど忙しいとは思えません。県OBなどが理事長や専務理事など、年間を通しての常勤として勤めておられますが、常勤である必要があるのでしょうか。県職員が兼務する非常勤役員でもいいのではないかと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

**○農政水産部長(伊藤孝利君)** 内水面振興センターでございますけれども、当センターは、お話にございましたように、内水面における漁業及び養殖業の振興を図るため、ウナギ稚魚の採捕供給事業を初め、密漁監視などの河川利用秩序維持のための事業とか、稚魚放流などの水産動植物の保護培養事業を行うなど、1年を通じて内水面の振興に関する事業を実施しております。このように振興センターは、責任ある組織として行政機関や団体等との調整など幅広い業務を実施する必要があることから、対外的な交渉や内部管理を行う常勤の理事長や専務理事を置いておるところであります。

しかしながら、振興センターは現在、正味財産の赤字を抱えており、経費の削減とか収入の安定化に努めていくことが課題となっておりますので、県といたしましては、今後とも、理事等のあり方や組織の効率化も含め、経営の改善について適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 内水面振興センターは、県の出資も2分の1を超えていますし、今年度も県から約8,800万円の補助金や委託料が支払われています。また、暴力団排除などで公権力も必要ということで、県警からの派遣も含めて県が密接に関係を有しています。財団法人だから県が

口出しできないというようなことはないはずで  
す。県民が納得できるくらいの組織の見直しを  
するべきです。組織をスリム化しても、その機  
能や役割を落とすことなく活動していくことは  
できるはずで。今議会で、県と公社等への関  
係の見直しへの県議会の関与を明文化した「宮  
崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」  
が提出され、成立する見込みです。その中でも  
しっかりと協議されることと考えますが、県と  
しても積極的な取り組みをしていただけること  
を期待して、私のすべての質問を終わります。  
ありがとうございました。(拍手)

○萩原耕三副議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 昨年12月14  
日、政府において、鳩山総理を議長とする地域  
主権戦略会議の初会合が開催をされました。そ  
の中で、補助金の一括交付金化や国の出先機関  
のあり方、さらには国による義務付け・枠付け  
の見直しなどについて、その工程が、いわゆる  
原口プランとして示されました。まずは、これ  
ら地域主権に関することから順次伺ってまいり  
ます。

さて、戦後65年が経過する今日、地方におけ  
る戦後は、敗戦によりすべてが無となった中、  
いつかは平和で豊かな暮らしが実現できるとの  
思いで、将来に夢をさせ、額に汗して田畑を耕  
し都市へと食料を送り続け、さらには、まさに  
身を切る思いで、育てた子弟を都市部の人材と  
して送り出し続けた。そうやって国の発展を支  
え続けてきたのが地方の戦後であります。しか  
しながら、この間、多くの地方は疲弊に疲弊を  
重ね、今やその疲弊たるや限界に至り、もはや  
このままでは地方は立ち行かぬところに来てい  
る、これが地方の偽らざる今日の状況であらう  
かと存じます。このようなことを思うとき、新

政権により設置された地域主権戦略会議の場  
においては、その協議の中では、まず何より地域  
間格差解消への道筋をつける、このことが何に  
も増して急がれるべきであると信じておりま  
す。

ところで、私は、中央集権から地域主権への  
転換とは、言いかえるなら、「みんなで渡れば  
怖くない」的国の発展を期す政治から、「地域  
が個性を伸ばし切磋琢磨する」的国の発展を期  
す政治への転換とも言えようかと考えます。し  
たがいまして、今後さらに激化が予測される地  
域間競争の中、この会議のありよう次第では、  
一層のこと地域間における格差は広がり、本県  
がなおのこと劣悪至極へと導かれる懸念を否定  
できない、もろ刃の改革ともなろうかと思慮い  
たします。

現在、この地域間格差を是正し、標準的な行  
政サービスの平等化を確保するための手段とし  
ては、それを裏打ちすべき税源、財源の面にお  
いて格差を解消し調整するための機能として、  
地方交付税法に基づいて基準財政需要額を国が  
保障することとされております。そのような中  
での当該会議の設置であります。原口プラン  
では、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲、  
あるいは出先機関の見直しなど、規制・法制関  
連については幾つか工程を示したものの、予算  
関連で我々が最も注目すべき地方税財源の充実  
・確保については、工程は全く示されておりま  
せん。しかも、その中での補助金の一括交付金  
化については、平成22年度夏までに基本的な考  
え方をまとめ、年度末までには法案を成立させ  
て、翌年度より施行に入るともしております。  
私は、この原口プランについては、これが工程  
どおりに進めば、確かに地方の財源支出に際し  
ての自由度は高まるものの、地方の財政力改善

や地域間格差の是正に寄与するか否かについては全く判断が困難、否、むしろ懸念材料であるとすら考えております。知事は、いわゆる原口プランについてどう評価しておられるのか、お伺いをいたします。

また、地域主権戦略会議には、自治体代表として大阪府知事、埼玉県知事、北九州市長が参加することとなっておりますが、いずれも財政力指数が高く人口も多い都市部の自治体の首長であることから、本県のように、財政基盤が脆弱で人口も少なく、地域主権や都市部との格差解消を心から願っている本当の地方の声を十分に反映した議論が行われるのか、いささか心配ではありますが、知事はどのように宮崎の声を戦略会議にお届けになるおつもりか、あわせてお尋ねいたします。

さて、国の来年度予算を見ると、地方交付税は総額で、本年度に比べ1.1兆円程度の増となっております。これについては、地方六団体としてもその拡充を強く求めてきたところでもあり、何がしかの評価はいたさねばなるまいと考えております。ところで知事は、地方財政に関し、「分権を進め、地方消費税や交付税や地方共有税といったものを拡充しないと、地方の財政は破綻してしまう」との所見を議会においても述べられております。硬直著しい今時の地方財政を見るとき、地域にとってより効率的な行政を行い、真の豊かさを求めてゆくためには、地方みずからが本来の趣意に基づいての支出が可能な一般財源充実の必要性は当然であります。しかしながら、国において保障すべき地方の歳入分ですら、その一部を、後年度交付税の代替財源である臨財債、つまり地方債に依存せざるを得ない国家財政の現状を思うとき、果たして地方財政の規模をこれから先も拡大してい

くことは可能だろうかとの疑問、あるいは仮に拡大したとしても地域間格差の是正にはつながらないのではないかと懸念も大きなものがあるのですが、知事のお考えをお聞かせください。

なお、知事の言われる地方共有税については、その課税対象、さらには徴収や分配など具体的にはどうイメージされているのか、あわせてお聞かせください。

ところで、地方交付税に関しては、法により、地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税であると定められております。さらにまた国会でも、衆参両院の本会議において、交付税原資となっている国税の一定割合については、その帰属は地方固有の財源であることの確認も幾度かなされております。そのようなことから、国が地方自治体へ交付すべき財源の算定については、各自治体が標準的な行政を行うに要する経費、すなわち基準財政需要額から基準財政収入額を減じた不足分をもって決定されております。そしてその際、国税に占める地方帰属分だけでは不足する財源については、これを国の責任において地方の基準財政需要額を保障することを課してもおります。したがいまして、システム的には、どの自治体においても、そこに住む人たちは格差なき標準的な行政サービスのもとでの生活が保障されていると言えようかと存じます。しかしながら私には、それなのになぜ宮崎の道路はこうも整備がおくられてきたのか、あるいは、宮崎の農家はこれだけ優秀でこんなに頑張っているのに、それがなぜこうも報われていないのかなどと、大きな疑問が残るのであります。そのような意味において、知事は、今の交付税制度は、地方が標準的な行政サービス

を確保するために必要な財源の配分機能を果たしているとお思いかどうか、見解をお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わります。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 地域主権戦略会議についてであります。鳩山総理を議長とする地域主権戦略会議において原口総務大臣が示された工程表、いわゆる原口プランにつきましては、全国知事会として主張してきた、国と地方の協議の場の法制化を初め、義務付け・枠付けの見直し、補助金の一括交付金化、国の出先機関改革などについて大まかなスケジュールが示されており、一定の評価ができるのではないかと考えております。しかしながら、最も重要な課題である、地方税財源の充実あるいは確保や権限移譲などについては、まだ内容が不明確であり、さらに踏み込んだ改革の具体策と詳細なスケジュールを早急に示すべきだと考えております。地域主権戦略会議のメンバーには財政力の脆弱な自治体の代表も入れるべきだと、私は考えておりますが、今後の地方分権改革の推進においては、本県のように財政力が弱く、インフラ整備もおくれた地域に対する適切な配慮がなされるよう、全国知事会のプロジェクトチームなどを通じて強く働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、地方財政の規模についてであります。地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するという機能を有する、地方の固有財源であります。平成16年度以降の三位一体の改革により地方交付税の総額が抑制された結果、こうした財源調整機能及び財源保障機能は縮小しており

ましたが、平成22年度の地方財政対策において、地方交付税の総額及び臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の総額が前年度よりも増額して確保されたことは、これまで地方が訴え続けてきた三位一体の改革による削減額の復元・増額に向けて一定の配慮があったものと受けとめております。

このように、臨時財政対策債は、交付税原資の不足により地方の財政運営に支障を生じさせないよう措置される、まさに地方交付税の代替財源であり、その機能を補完するものであると認識しております。ただし、臨時財政対策債への過度な依存は、地方財政全体としては将来的な財政負担の増加につながりますので、元利償還金相当額に係る確実な措置はもとより、法定率の見直しなどにより、地方の固有の財源である地方交付税の総額を安定的に確保するなど、抜本的な対策として地方税財源の充実確保を強く訴えてまいりたいと考えております。また、地域間格差の是正につきましては、地方交付税の基準となる基準財政需要額の算定方法等を十分検証の上、国に対し、必要な改善等について要望してまいりたいと考えております。

次に、地方共有税についてであります。私が申し上げている地方共有税というのは、全国知事会が主張しているとおりはありますが、現在の地方交付税の原資となっている国税5税の法定率を引き上げることによって財源の拡充を図った上で、地方の自主財源であることを明確にするために、特別会計に直接繰り入れる方式に改めるものであります。さらに、これらにあわせて財源調整機能の強化も図る必要がありますが、その具体的な調整方法、言い換えれば地方への配分方法については、本県のように財政基盤が脆弱な県に不利なものとならないよう、



適切な調整の仕組みを講じることを、全国知事会を通じ、あるいは直接政府に働きかけていかなければならないと考えております。

続きまして、地方交付税の機能についてであります。地方交付税は、我が国の地方財政調整制度として、地方公共団体間における財政力の格差を解消するため、その過不足を調整し、均衡化を図る財政調整機能を有しておりますが、交付額は、基準財政需要額、基準財政収入額という基準を設定し、その財源不足額を公平に補てんするよう設計されております。この地方交付税の算定におきましては、地方公共団体がひとしく行うべき経費について標準的な水準が用いられておりますが、これにより、おのおの財政力の差にかかわらず、行政サービスの質・量の均一化が図られ、地方行政の計画的運営が保障されているものであります。なお、普通交付税で把握されない固有の財政需要につきましては、基準財政収入額の算定で除かれる留保財源や特別交付税による措置がなされているところであります。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議員　ここで、農政水産部長に一間尋ねたいんですけれども、19年度の農業センサスが一番新しい数字なんです、基幹的な農業従事者の1年間の労働時間は、本県が2,620時間、これは全国平均の1.4倍になるんです。順位がどの統計にもないんですけれども、恐らく全国一働いているんじゃないかなと思います。それと、1人当たりの産出額が592万4,000円、これは全国の1.54倍で第2位です。1ヘクタール当たりの産出額が467万1,000円、第1位で全国の2.5倍なんです。一方、入りのほうを見ると、基幹的な従事者1年間1人当たりというのが218万円で、これは全国より3万6,000円高い、全国は213万4,000円です年間。中よりちょっと、ま

しかなというぐらいなんです。これだけ技術も優秀で、一生懸命働いて、効率よい生産をやっ、なぜ所得がこう悪いのかということ、農政水産部長はどう分析しておられるのか。これにどう対応してこられているのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君）　御質問にございました、本県の農業専従者1人当たりの農業所得が全国平均と余り差がないと。その主な要因についてでございますけれども、本県は、大消費地から遠く輸送コストが割高であるといった点、あるいは台風等の自然災害の影響を受けやすいこと。さらには、施設園芸や畜産では施設、機械等の投資額が高く、さらに重油、配合飼料などの購入資材のコストが年々上昇していることなどの、いわゆる高コストな生産構造になっているといったことに加えまして、販売農家1戸当たりの農業専従者数が全国平均の1.6倍となっておるといったことなどがその要因であると考えております。したがって、他県に比べ農外所得に依存する割合が低い本県におきましては、基幹産業として他産業への経済波及効果も大きい農業分野での収益性向上を図るといったことが、何よりも重要不可欠であると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、本県独自の新品種の育成・改良や収量・品質の向上につながる栽培・飼養管理技術の開発・普及、それから物流拠点の集約化や海上輸送等による物流コストの低減と鮮度保持対策の強化、さらには、安全・安心を基本とした付加価値向上につながるみやぎきブランドの推進など、本県農業の競争力強化と農業者の所得向上につながる各種の取り組みを通じ、食料供給県としての地位の向上に努めているところであります。

**○坂口博美議員** そのとおりだと思うんです。いろいろなハンディがある。結論としては、とにかく価値のあるものをつくって、その中に占める流通コストだのそういったものの割合を下げていかざるを得ない、そこにしか活路がないということで、行政としても、そういったハンディを克服すべく、技術の指導、品種の開発など、今言われたようなさまざまな取り組みをやっておられるわけですが、その一つに、技術を開発して農家に移転をして普及していく。普及員というのがその役を担っているんですけども、これが三位一体改革前、平成15年、本県の普及員は183名おりました。終わった18年現在161名なんです。これは連動しないけれども、例えば農業の基準財政需要額を算定する一つのルールがあるんです。そこで、農家1戸当たり費用が何ぼなんだよというのがまず種火としてあって、それがさまざまな測定単位で補正というか修正され、最後に補正係数を掛けて膨れ上がっていくんですけども、標準的な団体の標準的な行政に要する普及員というのは159名なんです。それは農家が6万戸ですから、本県よりもっと多いところで——これは連動しないんですよ、補正されるから。でも、大体そういうぐあいに絞込まれてしまっているんです。だから163名今持っておられる。

農家では、専技時代のことを物すごく懐かしんでいます。これだけ技術だとかいろいろなものが厳しくなったりすれば、普及員の指導と技術移転開発が絶対必要だ。昔はよく来てくれたけれども、今はなかなか。来たにしても専門外が来るとかですね。県としても、そのところは一番わかっていると思うんです。どれだけ功をなしてきたか。所得の順位というのは、平成の初めぐらいは後半の真ん中ぐらいだったでしょ

う。それが前半に入ってきたということですね。やりたくてもやれないんじゃないかなということで、基準財政需要額がすごく気になるんです。それで、平成20年度決算されていますから、普通交付税に係る基準財政需要額と普通会計に係る決算ベースでの一般財源の持ち出しの総額と農業経費、土木経費は幾らか、総務部長にそれぞれお答えをお願いします。

**○総務部長(山下健次君)** 平成20年度普通交付税の算定基礎となった基準財政需要額は約2,695億円でありまして、平成20年度地方財政状況調査、いわゆる決算統計における歳出の財源内訳のうち一般財源の額は約3,680億円でございます。また、基準財政需要額の個別算定経費のうち、農業行政費、林野行政費及び水産行政費の合計額が約142億円、土木費が243億円であります。決算統計における歳出の財源内訳のうち一般財源の額は、農林水産業費が214億円、土木費が206億円であります。

なお、基準財政需要額には、お答えしました個別の算定経費の項目のほかに、複数の費目に関係する包括算定経費の項目がございますので、それぞれの特定の行政分野を明確にした算出については、若干困難な点がございます。

**○坂口博美議員** 需要額と一財持ち出しの関係でいうと、包括算定経費が上積みされているので、費目とそことはぴっしりと分けられない。ただ包括算定経費というのは、平成19年度決算を見ると257億円なんです。だから割合にして1割前後なんです。それを案分していったら、まず平成20年ですけども、2,695億円の中で大体250億円程度になるのかな。そうなると、費目分のトータルというのは2,430～2,440億円ぐらいになりますから、案分ですけども、農林水産費の包括を分母に応じて配分して平均で

割ったときに160億円ぐらいになる。それからしますと、50～60億円ぐらい上積みしてやらざるを得ないということですね。

ここで、知事、副知事にお聞きいただきたいんですけども、宮崎県の農政というものは2つの大きな役割を持っていると思うんです。一つには国民の食料安全保障、これに責任を持って食料を確保するという役割です。もう一つは、当然ながら農家の生活を守るという役割、この2つがあると思うんです。そういった中で、食料確保となると、国はカロリーベースで食料自給率50%をまず目指すということをやっております。では、各県が自分の県のカロリーをどの程度自給しているかということなんですけれども、今、全国は御案内のように40%です。東京が1%、大阪が2%、神奈川が3%、本県は56%です。ちょっと不思議に思われると思うんですけども、消費しているカロリーの56%しか本県は生産をしていない。では宮崎県は食料の輸入県なのかということ、実態はそうじゃない。かなり県外に出荷をして、農業立県という立場でもあります。では、一体どういうことなんだということになるんですけども、例えば、本県は畜産が盛んです。和牛牛肉1キログラムつくるのに13キログラムの配合飼料。これをカロリー換算すると、13キログラムの配合飼料というのは2万6,000キロカロリーなんです。これが牛肉1キログラムになったときは2,800キロカロリーでしかない、歩どまりが11%なんです。豚、7キログラム食べさせてカロリーが1万9,600キロカロリー、肉が2,300キロカロリー、12%。鶏、4キログラム食べさせて1万2,000キロカロリー、これが1,600キロカロリー、13%。カロリーと実際つくっておるものというのは連動していないということです。

では、食料となったとき、東京の人、大阪の人というのは、配合飼料13キログラム、7キログラム食べてカロリーを確保するかということ、そうじゃない。牛肉、豚肉、野菜を食べながらカロリーというものは確保して命をつないでいるわけです。また、いっぱい安い野菜があったって、それが薬漬けだったら、だれもそんなもの食料とは言わないです。それが今、我が国の食の実態であります。安全で、うまくて、栄養管理もされていて、鮮度だって、たくさんの方の負担を求めます。そうすると、50%のカロリーを確保するということは、単純にそのもののカロリー換算ではだめだと思うんです。では何かというと、やっぱりみんながつけてくれた価格です。そこに含まれている食材としての価値、生産額だと思うんです。では、宮崎県で消費する食料代と生産する産出額はどうかということ、生産額での自給率というのは、宮崎は全国一で246%、全国平均66%、東京3%、大阪6%、神奈川13%なんです。

ここに国家の責任として食料の安全保障の一つで農業をやらせるんだとなれば、そこに対しての農家の貢献、あるいは宮崎県行政の貢献というものもこの基準額に算定をされなきゃならないと思うんです。包括的だ、個性だ、いろいろ言われましたけれども、農家が国の自給力というものを国家存立のための保障の一つとして責任持ってやる、そこにこれだけの貢献をしているという視点から、基準財政需要額算定の中にはそれが入っていくべきだと思うんですけども、こういったことに対して、まず知事はどうお考えになるか。今の交付税制度等、今の実態に合っているかどうかという視点からですけども、お答えをいただきたいと存じます。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘の、農業

が資する役割ということで農業生産者の生活、食料安全保障という御意見がありました。私はそれに、昨今では国土保全、環境問題といったものに大変資すると思っておるところであります。そしてまた、カロリーベースの計算ですが、議員御指摘のように、私もこのカロリー計算の方法、算定基準というのは非常に時代にそぐわないものになってきているんじゃないかなと考えております。というのは、野菜や果実等々はカロリーベースに算定しづらいということ、そして、えさ等々が非常に高いということでもあります。そういったことを含めて、生産額ベースで農業問題は語らなければいけないんじゃないかということを考えております。

そしてまた、それと基準財政需要額との関係でござりますが、自主財源が乏しく財政基盤の脆弱な本県にとりましては、厳しい社会経済情勢の中、地域の活力を高める行財政運営のためには、地方交付税を初め地方税財源の充実・確保は大変重要なことと認識しておりますので、地方交付税制度の趣旨を踏まえつつ、基準財政需要額の充実、また変更と申しますか、先ほど申しましたような視点に立った十分な分析・検討を行い、本県としての独自の意見を国へ申し出てまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 今度は副知事にお伺いしたいんですけれども、先ほどの壇上質問、それから今の知事の答弁、壇上での質問に対しての答弁、これらにかかるんですけれども、平成22年度の実質的な交付税の総額が増加されたというのは、三位一体改革に対しての一定の配慮があったのではないかというトーンと、交付税の面では地方に配慮をしてくれだしたよというようなトーンでの一連のお答えかなと思います。僕はそうは思わないんです。三位一体改革の地方

が受けた大きな痛みの一つというのは、4兆7,000億円の補助金・交付金事業を地方に権限移譲しましたよ、それと同時に3兆円規模の国税から地方税への、いわゆる法人税から住民ですけれども、歳入も確保させてあげますよという作業があつたときなされたですね。

では、それをやったならば、4.7兆円が基準財政需要額に上積みをされていないとおかしいですよ。今まで国がやっていた仕事を地方がやりなさい、というんだから、そのコストの節約部分は別として、数字の移動だけでですけれども、4.7兆円。平成15年の基準財政需要額総額は37.1兆円です。18年、最終年度の需用額36兆円、どこにも4.7兆円上積みされていないどころか、需要額が1.1兆円減額されているんです。4.7兆円の仕事を送って、3兆円地方は金がふえたじゃないか、1兆7,000億円じゃないかというようなことを、ちょっと勘違いを起こしがちなんですけれども、先ほどの知事の答弁のように、まず、地方がこれだけの仕事をやるにはこれだけの金がかかりますよという需要額が決められる。一生懸命金集めて何ぼ足りませんよ。足りないものは国が責任持ちますよということでしょう。だから、3兆円国から地方に戻ったら、収入額が3兆円圧縮されて増額されているんです。だから国が交付する金は3兆円減っているんです。仕事だけを譲ったわけです。そのほかに5.1兆円まだやっているんです。臨財債と交付税を、三方一両損なんてうまい言葉ですね。これは置いておきます。やたらややこしくなるからですね。

そうやって見ると、15年度が37兆1,000億円、18年度が36兆円、21年度が35兆3,000億円です。そして、4.6と言われるけれども、実質、交付税の話では1兆円は特交でしょうから、3

兆6,000億円ぐらい上積みされた。そうすると、知事が言われるように、これが地方への配慮ならば、35兆3,000億円に3兆6,000億円の基準財政需要額が今後上積みされて決定されるならいいですよ。ここで国がやるのは何かといたら、さっき言いました、まず標準団体での——だから単位費用ですね。単位費用で必ず仕掛けをやってきます。帳じり合わせを。今回約束した金で基準財政需要額を組んで、そしてまたやろうとしたら、減収分ですから、地方の景気の落ち込みによってこれだけ減収したであろうという1兆1,000億円と、それから2兆5,000億円だったですか、これを我々が払ってあげるよと思着せがましいことを言っただけで、それは国の責任で補てんしなきゃならない金なんです。だから配慮でも何でもなし。ここにだまされたらだめだと僕は思うんです。違っていたら、副知事ちょっと説明していただきたいんですけれども、どうですか。

**○副知事（河野俊嗣君）** 地方財政に関する、たくさんの技術的な論点、今提示をいただいたわけですが、その中で三位一体についての理解でございます。4.7兆円の補助金の改革、それから税源移譲の3兆円の額、その差額を交付税で埋めるべきではないかという御指摘があったわけですが、まず、交付税というのは、そういった差額を穴埋めするためのものではありませんで、財政力格差なり財政調整のためのシステムであるというのが原則でありますし、三位一体の補助金改革に対応する額は税収であります。当時、国、地方を通じた厳しい財政改革、行革が求められている中で、補助金についても見直そう、無駄はないだろうか、もっともっと圧縮すべきだという考え方がありまして、交付税についてもさんざん地方で

無駄があるではないかと——非常に不本意な思いですが、そういうような厳しい攻撃にさらされていた中で、補助金改革に見合う額としては税収でありまして4.7兆円、さらにその中で見直すべきは見直して、それに見合う額は税収として移転をされたというような整理になっておりますので、4.7兆円と3兆円の間を埋める額として、交付税がそこで機能すべきものだったということではないと理解しております。

交付税は、いずれにしても各団体の財政力格差を調整するべきものであります。ただ、当時交付税が、先ほど申し上げましたように国、地方を通じた行革の中で大変厳しい攻撃にさらされて、三位一体の税と補助金のやりとりの議論を除いても、交付税自身が圧縮を図らざるを得なかったという部分がありまして、その中で財政力を調整する機能というものが弱まってきたという御指摘があるかと思えます。そういった機能を、今回、一定の配慮をしていただく中で、交付税の調整機能というのが一定程度回復できたのではないかと、そういうふうな整理で考えておるところでございます。

**○坂口博美議員** それはやっぱり認識が違うと思うんです。4兆7,000億円幾ら節約できたかわかんないですよ。あのとき総務省は、大体8割ぐらいまでには圧縮できるんじゃないかということも言っていたんです。仕事をやって、ただでできるわけないんです。新しい法律もできたら、必ず基準財政需要額の単位費用の中に入ってこなきゃおかしいんです、事務がふえているわけだから。4兆7,000億円が3兆円になったら、それは3兆円かかるなら基準財政需要額で積み上げて、税源は基準財政収入額で上積みされた分は引くわけです、国は。ただで仕事できるわけじゃないんです。そこを、総務

省の立場じゃなくて宮崎の立場で、ひとつ頭を一回さらにして考えていただきたい。仕事を譲った、金を譲った、そこで仕事と金が量が一緒なら3兆円でもいいでしょう。しかしながら、今、金を譲ったんだから、3兆円は、収入があんたふえたから返ささいという論法ですよ。今後の財政の健全化が大変だというのは、もう一方のほうで5兆1,000億円、臨財債と交付税あげて、それはまた別なテーブルでやられたことなんです。だから、このことについては、つらいけれども言わないです。ただ、我々からすれば、4兆7,000億円を移譲されて、しかも、その中には義務的に限りなく近いようなものが多かったです。だから8割になるわけもないんです。

それが証拠に、恐らく37兆1,000億円のと、15年のときの交付税というのは22兆6,000億円ぐらいあったんです。一体が終わったときは17兆9,000億円です。副知事が言われるのがあれば、そのまま移行しなきゃおかしいです。そこでどんと減っているじゃないですか。東京にいる息子が、毎月10万要るのに、3万アルバイトする、だから7万送ってあげるよと言ったら、ことしは臨時的に入ったから5万しか要らんかった。親は5万で足りるなと言うのと一緒です。よそのおじちゃんから2万もらった、2万引くよと言ったら、そのおじちゃんは2万方うちで食料食うんだと言ったら、その金はどこから出ますか。そういう理屈ですよ。だから宮崎の立場に立ってやっていただきたいと思うんです。

時間が随分——また失敗しそうなんですけれども。そこで、これは要望しておきます。ぜひ宮崎の立場で、実態と理論——で僕は制度の問題を話しているんです。精神論じゃないんで

す。制度の問題、原理原則を話しているんです。違います、知事。ではもう一回、知事、教えてください、頭をひねっているんだったら。

そういうことも踏まえて、例えば、知事は、今度の一括交付金プロジェクト、それから社会資本、知事会のですね。ここで今説明いただくと、どうも特会組んで、そこに共有税として入れて、原資を、全国で分けようという話ですね。そのときに宮崎に有利になるルールをつくらなきゃだめなんだと、大まかにはそういう話だったと思うんです。では、補助金とか交付金、特に補助金なんですけれども、例えば、宮崎の道路がおくれているなら、おくれているところを箇所づけとして国から支出される性格ですよ。できたところには行かないですよ。だから、おくれているところのための金です。特に、今後はそれが幾つに分化されていくのかわかんけれども、社会保障関係みたいな金とか教育みたいな金とか、社会資本の整備みたいなものと幾つかに分類されるんでしょうけれども、交付金、補助金。

その中で、そういったものを総括してなんですけれども、これは19年度の決算です。1人当たりどれぐらい国から都道府県民が補助金をいただいているか、使っているかという、宮崎県は1人当たり7万2,607円です。全国平均が4万430円、だから平均より8割もたくさん補助金使って、それでもおくれているんですよ。これを一たんどんぶりの中にぼんと入れて全国で分けようというルールで8割以上も持ってこれるかどう、知事会の総意としてそれが戦略会議に届くかどうかです。僕は個人の争いだと思いません。今回、損しちゃいかん、おくれてきたという立場の人間をたくさん集めて、数で知事会の中でやっていくことだと思えます。全国知

事会で集めてそれをプールする。僕はこれじゃ物すごくここに危険性をはらんでいると思うんですけれども、知事ぜひ——副知事もなんですけれども、とにかくオールジャパンは考えなくてもいい、宮崎のためにいかに有利にやるか、こういう腹づもりでこの戦略会議には臨んでいただきたい。総論で国と地方がやり合って、各論に入ったら地方と地方のけんかが始まります。そのときにいかにすれば勝つか、少なくともこれ以上傷を負わないかということは、ぜひ慎重に考えていただきたい。それをやっていただきたい。知事ならやれると思うんです。それだけのアピール力、発信力を持っておられます。その決意をまずここで一度お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 前政権がお示しされています一括交付金は、マニフェストにもお示しされているんですが、私の個人的な印象なんですが、内容とかイメージというのが具体化していないような印象を受けます。制度設計等はこれからなんだと、とりあえずは、一括交付金というのは、今まで縛ってきた補助金、政策誘導等に使われた補助金を全部一括して、自由裁量権が地方にあるような自由な枠にしようという総括的な、概括的なイメージでしかない、今の現状はそうだと思います。これをどういふふうな制度設計をしていくのかというのが、今後、我々プロジェクトチームあるいは全国知事会に課せられた、あるいは地方六団体に課せられた使命かなと思っております。

一括交付金と言われても、社会保障とか公債費なんかはがちがちなもので、これは総括して自由に使ってくださいと。これは非現実的なものですから、どっちにしても投資的経費が中心にならざるを得ない。パイを同じくして、さあ

自由に、鉄道に使ってください、港湾に使ってください、河川に使ってください、国道に使ってください。これは一括交付金ということになり得るのかなと私も思うんです。ですから、そこはちょっと気をつけて、戦略会議の一括交付金のPTとしては具体的な案も出させてもらっていますので、第2交付金化というような指摘もあったんですが、やはり、おくらしている地方、税財力が脆弱な地方——宮崎だけじゃないんですけれども、そういった地方に配慮されるような制度設計を、これからも進言していきなさいいけないと思っております。

**○坂口博美議員** ぜひそこらはしっかり、宮崎県のためにいろいろ戦略的に動いていただきたいということです。

時間がありませんから県土整備部長に簡単に尋ねますけれども、一般競争入札に移行して2年経過されたわけです。そこで、一般競争入札をやってみてのメリットが何だったのか、デメリットは何だったのか、どういうことを検証されているか、お答えをいただきたいと存じます。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 一般競争入札につきましては、透明性、競争性が高く、また入札参加資格を満たせば応札できますことから、公共事業費が減少する中であっても、応札者にとりましては入札参加機会がふえたというメリットがございます。その一方で、競争性の高まりから、最低制限価格付近での応札が多く発生しておりまして、企業の健全経営には厳しいという面もあるものと考えております。また、一般競争入札拡大前の平成18年度と20年度を比較しますと、事業量が減少する中で、入札参加者に占める受注できなかった者の割合が増加する一方で、複数の工事を受注した者の割合

がふえるといった状況も見られたところであり、県といたしましては、これら一般競争入札における課題などを踏まえ、総合評価落札方式において、本県独自の地域企業育成型を創設・拡充するとともに、入札参加者の受注状況を評価対象とするなどの見直しを行ってきたところであり、また、予定価格の事後公表の実施や最低制限価格の見直しなどのさまざまな改善を行いながら、技術や経営にすぐれ地域貢献度の高い企業が受注しやすい環境整備を進めているところでもあります。

**○坂口博美議員** それから、一般競争入札移行を機に総合評価落札方式というのを横並びで導入し試行されています。この方式についても、検証した結果での課題が何だったのかということ、これは試行、試行で変更されていますから、それにどう対応されてきているのかということをお答えいただきたいと存じます。

**○県土整備部長(山田康夫君)** 総合評価落札方式につきましては、全国的に一般競争入札の拡大が進む中で、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法が施行されまして、国において公共工事における品質確保の具体的な方策の一つとしてその活用が示されたものであります。本県におきましては、その方針に基づき、平成18年度から試行しているところでございます。総合評価落札方式は、工事の品質確保を図る観点から、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する方式であり、地域の建設業者の役割を適切に評価するとともに、技術力向上の意欲を高め、地元の建設業者の育成にもつながるものと考えております。

試行結果を検証いたしますと、工事の成績評価点や発注事務所管内企業の受注率に関して、

価格競争のみの入札による工事と比較して高い数字となっております。一方、過度な技術提案、いわゆるオーバースペックへの対応や、試行件数の拡大に伴う発注者、応札者双方の事務量の増大などの課題も見られたところであり、オーバースペックへの対応につきましては、昨年8月に具体的な事例を入札公告に明示し、その排除を図るとともに、発注者、応札者双方の事務量の増大につきましては、技術申請書の審査確認書を発行するなど、制度の見直しを行ったところでもあります。

総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図り、地域の建設業者の育成や技術力向上にもつながる制度でありますので、今後とも、試行結果を検証いたしますとともに、幅広く意見を伺いながら、小規模工事を対象に創設した地域企業育成型の適用範囲の拡大についても検討するなど、必要な見直しを行い、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと存じます。

**○坂口博美議員** さっきの質問の答弁と今のをあわせると、一般競争入札に移行したと。これに移行したのは、透明性を確保するんですよ、競争性ですよ、公正性ですよ、だからやるんですよとやったところが、競争性が出てきた。だから、競争性をなくすために受注調整をやった。あるいは、受注できないように排除調整まで加えた。何だったんだろう、透明性。今度は総合評価をいろんなルールで——きのうまでこの評価でやってくればうちがチャンピオンだったのに、ルールが変わったからうちは負けた。透明性、公正性とは何だろう。業界と議会と執行部、この3者でいろんな知恵を出し合っていてやっている。肝心なのは納税者感情だと思うんです。利用者感情。おまけに最低制限価格は、そんなにやって、品質確保の促進に関する



法律ができた中で、品質まで心配になってきた。だからまずは5%ぐらい上げてみよう。何も合理性がなくなってしまうんです。

では指名競争入札かという、まだ説明不足。指名競争入札即談合。しかしながら、考えてみてください。談合というのは、仲間がどれだけいて顔ぶれがわかって、1年間に順番待てば必ず来るパイがあって初めて成り立つものです。だれが仲間なのか、何人いるのか、パイはおれに来るのかわからないときには成り立たない。成り立たなければ競争性は適正な競争性。しかも品確法は、その工事ごとに事前に参加する業者の審査をやりなさいとなっているのを、事務量がふえてまだ事後審査になっている。

こうなったときに、知事、任期はあと1年ですよね。これを本当に検証して、もう一つ、第三者、一番大切な方、社会資本を買ってくれるお客さん、納税者、ユーザーの納税感情に照らし合わせる。購入感情に照らし合わせる。そして、最もすぐれたものは何か、地方自治法に照らし合わせる。入り口は一般競争入札で入って、3つの中で何が一番有利かを検証して、指名だったら指名をやる。こういったことについても、もう1年間かけて検証していかないと、次はまたマニフェストが来るんです。どうも僕は、今の一般から抜け切らない、そしていろんな知恵を出しても正解がないというのは、まずマニフェストという枠の中で、これでぎりぎりに固められてしまっているんじゃないかなと思うんです。

部長もこの2年間は、大変な一番きつい時期だったと思うんです。試行をいろんなことをやられて、検証をやられて分析もやられた。ようやく後が組み立てられるところまで、一番県民のためにいい公契約は何なのかというもの、い

ろんなことを検証されて、材料はあります。そこでもう一回、しっかり今後1年かけて、最終的な目標に向かった入札契約。これも業界のため、行政のため。議会のお願いじゃなくて、三方が一両ずつ得をする入札契約、これをやっぱり今後1年かけて検討していく必要がある。変えるべきは思い切って変えて、県民の皆さんに説明をしっかりとやれば、喜んでいただけるものについては変えるべきだということを要望いたします。

部長は2年間大変だったと思います。僕も言いたいことを言い続けたけれども、お願いを申し上げて、僕の一般質問を終わります。(拍手)

○萩原耕三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

3月3日（水）

# 平成 22 年 3 月 3 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |  |
|-------------------|-----------|--|
| 知 事               | 東 国 原 英 夫 |  |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |  |
| 県 民 政 策 部 長       | 高 山 幹 男   |  |
| 総 務 部 長           | 山 下 健 次   |  |
| 福 祉 保 健 部 長       | 高 橋 博 明   |  |
| 環 境 森 林 部 長       | 吉 瀬 和 明   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 渡 邊 亮 一   |  |
| 農 政 水 産 部 長       | 伊 藤 孝 利   |  |
| 県 土 整 備 部 長       | 山 田 康 夫   |  |
| 会 計 管 理 者         | 長 友 秀 隆   |  |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 文   |  |
| 財 政 課 長           | 西 野 博 之   |  |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |  |
| 教 育 長             | 渡 辺 義 人   |  |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |  |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫   |  |

事務局職員出席者

- |             |         |  |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一 |  |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治 |  |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 |  |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 章 |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二 |  |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一 |  |

◎ 一般質問

○萩原耕三副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。3月3日、ひな祭りの日であります。毎回、質問のたびに地元から応援に来ていただいておりますが、きょうも一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

通告に従ひ早速質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢ということで、マニフェストについてであります。我が党の蓬原議員からも代表質問でもありましたが、現在、国政選挙や地方自治体の首長選挙において、多くの候補者がマニフェストを示しながら選挙に挑まれております。もちろん東国原知事も、先駆けてマニフェストを作成され、多くの県民の支持を得られ当選し、マニフェストの達成に向けて努力されていることは十分承知しておりますし、県民の生活の向上・安全対策など多くの実績を上げておられ、私も県民として高く評価しているところであります。そこで、マニフェスト選挙、つまり国政であれば国民との約束、県知事選挙となれば県民との約束ということになります。県の行政の内部におられた方であれば、ある程度の財政面、政策面がわかると思ひますが、知事のように宮崎県のあらゆる状況を分析された方であっても、情報が十分になかつ

たのではないかと考えます。県行政にかかわった関係者と分析をされたのであれば別と思ひますが、知事はそうした潤沢でない情報の中でマニフェストを作成されたと推測します。当選されて御自身が分析された情報と現実に大きな差があったのではないかと考えますが、知事はいかがだったでしょうか。さらに、少ない情報の中でのマニフェスト作成で御自身が掲げられたマニフェストの中で、目標達成に最大限の努力をされているわけでありましたが、厳しい項目もあったのではないかと考えます。県の行政は多岐にわたっており、すべてに予算が絡み、これまでの県債の償還なども絡んでくることを考えますと、掲げられたマニフェストをすべて達成することはなかなか容易なことではないと考えますが、知事はマニフェスト選挙をどのように考えておられますか。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

私は、急遽決まった知事選に出馬させていただきましたが、その1年ほど前から、県内各地を回って直接、多くの県民の皆様からさまざまな御意見や地域の実情を伺っておりました。そして、仲間の力もかりながら、さまざまな資料や情報を収集・分析して、マニフェストを作成いたしました。県行政の内部にいたわけではありませぬので、必ずしも十分な情報が得られたとは言えない面もありますが、私としては、限られた時間と情報の中で、できる限りのものを作成したと考えておるところであります。このマニフェストは、目標を高く設定しておりますし、事前の情報と現実との若干のずれや想定できなかった社会経済情勢の変化もありましたの

で、その達成が思いどおり進んでいない項目もあります。しかしながら、知事に選んでいただいた以上、県民の皆様とのお約束を果たすべく、マニフェストの達成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。マニフェスト選挙はいまだ発展途上であり、さまざまな課題もありますが、マニフェストのつくり手である政治家とそれを評価する有権者が相互に理解を深め、さらに成熟していくことを期待しているところであります。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、首長御自身の給与の減額、退職金の減額、また公用車の廃止などのように、個人だけに係るものだけでなく、マニフェストに掲げたものをどうしても修正しなくてはならないとしたときに、議会や住民の一部が公約違反と騒ぐわけでありまして、最悪のケースになると、リコール運動に発展することも考えられるわけでありまして。しかし、マニフェストの項目によっては、先ほども話しましたように、情報の食い違いなどで変更があってもよいと私は考えますが、知事は、掲げられたマニフェストの変更についてどのような考えを持っておられますか。

○知事（東国原英夫君） 一般論として、マニフェストはその性質上、財源も含め具体的な政策を明示することによりまして政権運営や政策の実行を支える反面、マニフェストに必要以上に拘束されると、政策が硬直化するという側面もあります。マニフェストの変更は議論が分かるところであります。選挙に際し、有権者の皆様とのお約束をしたマニフェストについて、その目標値や文言を修正する形で変更を加えることは、マニフェストの本質と相入れないものと考えております。なお、社会経済情勢の変化など不測の事態が生じたために、やむを得

ず掲げた政策の見直しを行わざるを得ない場合には、その理由を十分、有権者、県民の皆様、地域の住民の方々、県議会等々に説明する責任があると考えております。それによって、最終的に、国民、県民によって選挙などを通じて評価されるものだと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。むやみに変更するものでないということは、私も十分理解をします。すべてのマニフェストを否定するわけではありませんが、知事はいつも県民との約束だからとかいうことを言われます。県民も、100%のマニフェストの実行を必ずしも望みながら投票されたわけではなく、立候補されている方が特定の方に限られますので、2人とか3人とかいう中から選ぶわけでありまして。その基準の中で選ぶわけでありましてから、とてつもない項目がマニフェストの中にあつたとした場合、私はマニフェストに掲げたから絶対これはやるんだということが、マニフェストに掲げたわけですから、当然それはやらなければならないということになるというふうに思うんです。先ほど知事が言われましたように、財政面も絡むわけですから、いろいろそういうことも含めて十分検討をさせていただいて、私は変更があるべきだと。4年間という時間がありますので、十分変更も含めながらマニフェストを進めていただきたいなというふうに思っているところであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、知事のマニフェストの目玉政策として、本県経済の振興、雇用創出ということで、企業誘致100社を掲げておられます。2008年ごろから生じた世界同時不況の影響を受けまして、国内外の企業には事業構造の転換を迫られているものや投資意欲の減退などが見られ、知

事就任以前の考えとはかなり違ってきたのではないかと思います。特に、平成11年度に分譲を開始しました宮崎フリーウェイ工業団地については、私も同団地に係る協議会の顧問を引き受けており、県の担当部局や高原町を初め西諸地域の各自治体の皆さんと、10年以上にわたる熱心な企業誘致活動を見てきたところであります。そのような中、現在、県土地開発公社が所有しておりますフリーウェイ工業団地を来年度予算で県が購入することとなっております。代表質問でも質問がなされておりますが、ここで改めて2点ほど知事にお伺いをいたします。まず、工業団地の平米当たりの単価を1万2,000円として、公社の資産として計上してあります。約33億円で県の当初予算でも計上してあります。今回提案のフリーウェイ工業団地購入については、公社の役割や公社と県との関係など知らない県民の立場から見れば、安いものを高く県が購入するのではないかという印象を与えかねないと、地元議員としては心配をしております。ここで再度、わかりやすく今回の購入の考え方等について御説明をいただきたいと思っております。知事、よろしく申し上げます。

**○知事（東国原英夫君）** フリーウェイ工業団地につきましては、地元西諸市町村の強い要望を受け、県が公社に要請して造成されたものですが、公社の役割、公社と県との関係、さらには団地の造成や分譲の経緯等を含めてお答えさせていただきたいと思っております。まず、フリーウェイ工業団地に係る県と公社の役割でございますが、土地の所有・管理と分譲における事務手続については公社が行い、分譲を図るための企業誘致については県が行うこととしてきたところであります。また、同団地の取得造成には約35億円かかったわけですが、この経費につ

きましては、県から公社に無利子で貸し付けを行い、一件一件の分譲ごとに県に返済をすることとなっております。現在までに約2億円が県に返済され、約33億円が残額となっております。なお、平成11年の団地完成時から県の所有としておれば、取得造成経費約35億円は、当然ながらその時点で県が公社に支払うべき性格のものであったわけでございます。今回の購入につきましては、県と一体的な関係にある公社の解散に伴い、団地の所有権を県に移転するための手続であり、ただいま御説明いたしましたとおり、当時の取得造成経費の残額約33億円について、公社と清算を行うものであります。もうちょっとわかりやすく申し上げますと、「県の要請で団地を造成し、その土地を所有・管理するのが公社」で、「企業誘致（いわゆる営業活動）については県が行う」との役割分担をしたことから、取得造成経費の残額については、県の責任として公社に支払い、一方で貸し付けた額については、公社から返していただくという形で御理解いただければよろしいのではないかと考えています。このため、今回の購入は、安いものを高く買うとか買わないとかいうことではないのでありまして、団地の実勢価格に左右されるものではないことから、現時点で経費を使ってまで不動産鑑定を行う必要はないと判断しているところであります。

**○宮原義久議員** 詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。

次に、県が取得した場合、これまでのように県が企業に対して補助金を出せなくなると考えますが、新たな価格設定についてどのように考えておられるのか、また、不動産鑑定の問題も含めてお伺いをいたします。知事、よろしく申し上げます。

**○知事（東国原英夫君）** フリーウェイ工業団地が県の所有となった後につきましては、県の管理下での新たなスタートとなりますので、改めて企業誘致の戦略等を練り直す必要があると考えております。その際には、分譲価格の設定を含め、企業立地をより促進するための新たな方法について検討することとしております。分譲価格の設定に当たりましては、判断基準の一つとして不動産鑑定を実施するとともに、鹿児島県や熊本県などの隣県や県内の近隣の工業団地等の取引事例、また、これまでの企業との交渉等を総合的に勘案しながら決定してまいりたいと考えております。なお、これまで10年以上にわたって懸命に企業誘致活動を行ってまいりましたが、結果として企業立地が進まなかったことに対しまして、事実として重く受けとめなければならないと考えております。今後、新たな企業誘致等を進める中で、土地の取得造成経費以上の経済効果を生み出すことが、県民の皆様に対する私どもの責務であると考えております。

**○宮原義久議員** ただいまの答弁によりますと、今回は33億円を県土地開発公社に支払う必要があるということ、そして、そのため不動産鑑定は現時点においては必要ないということ、さらに県有地になった後に、分譲を行う際に不動産鑑定を行う考えであるということによろしいんですね、知事。

**○知事（東国原英夫君）** そのとおりでございます。

**○宮原義久議員** 県土地開発公社から県有地になった後も、西諸地区住民としては、若者が地元に着定できる雇用の場の確保という観点から、これまで以上の企業誘致に全力で取り組んでいただきますよう要望いたしておきたいと思

います。

次に、さきの総選挙におきまして、民主党さんが掲げられたマニフェストの中で、国民の多くの関心を引いた目玉政策が、子ども手当と高速道路の無料化という項目であります。子ども手当につきましては、公約達成に向けて努力しておられるようではありますが、高速道路の無料化については、高速道路を原則無料化という公約であり、国民はほとんどの区間が無料化というような認識になっていたと思います。特に九州、北海道から順次、無料化を進める方針とも聞こえておりましたが、今回報道されている高速道路無料化の場所は、利用率の低い場所のようであり、本県においても一部のみと言われております。マニフェストは今後4年間の公約でしょうが、国民が民主党に期待したのは、スピード感のある政策実行であったと思います。現在までのマニフェストの進行状況を、知事はどのように考えておられますか。

**○知事（東国原英夫君）** まず、私が民主党のマニフェストの中で最も注目しておりますのは、地域主権確立に関する政策でありまして、この件に関しては、昨年末に地域主権戦略会議が設置され、全国知事会が主張してきた国と地方の協議の場の法制化や義務づけ・枠づけの見直し、補助金の一括交付金化などの大まかなスケジュールが示されたことは、一定の評価ができるのではないかと考えております。しかしながら、最も重要な課題である地方税財源の充実・確保や権限移譲などについては、まだ内容が不明確であり、さらに踏み込んだ具体案を示すべきだと考えております。また、マニフェストの全体で申し上げれば、厳しい財源問題等を背景にして、子ども手当の地方負担を初め、暫定税率や高速道路の無料化などの課題が残されて

おりますが、政治主導のもとで早期にマニフェストを実行しようという強い姿勢を持っておられますので、今後の政権運営を注視していきたいと考えておるところであります。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、観光問題として、JAL問題、国際定期線についてお伺いをいたします。

本県を取り巻く観光の状況は、平成23年春には、九州新幹線の鹿児島までの全線開通が予定されております。この新幹線開通については、県としても、鹿児島中央駅等から誘客に向けた対策を試験的に打たれるようであります。また、本県においては、東九州高速自動車道の整備も着々と進み、早期全線開通が待ち望まれておりますし、航空路線については、国内線で、JALの経営再建問題などで宮崎関係路線にも影響がないのか心配をしております。国際線については、知事の提案説明にありましたように、10月1日に宮崎—台北線が運休となっておりましたが、3カ月半となります本年1月21日にチャイナエアラインが就航いただき、今後の安定した利用が課題となっております。こうした状況の中で、平成20年度の本県の観光客数は、神話やいやしを中心とする一部観光地では増加をしているようではありますが、県全体として前年に比べて減少しているのが現状であります。そこでお伺いをいたしますが、まずJALの経営悪化による路線見直し等が進んでいるようではありますが、宮崎関係での影響はないのか。また、影響があったとすれば、他の航空会社を含めて、対策はどのようなことを行っておられるのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 日本航空グループの路線見直しについてでありますけれど

も、厳しい経済情勢による需要低迷により、日本エアコミューターが、4月から宮崎—伊丹線を1便減便することとなっております。その他の見直しについては正式に聞いておりませんが、今回の経営再建問題に関係して、広島西線の廃止について一部報道されているところでありまして、県といたしましては、来年3月に全線開通する九州新幹線との関係もありますので、その推移を見守っているところでありませぬ。航空路線を維持するためには、まずは利用していただくことが基本でありますので、観光部局とも連携しまして、全日空及び日本航空とタイアップした利用促進キャンペーンを積極的に行っております。本県にとりまして、航空路線は地域経済の活性化とか交流のための重要な基盤でありますので、今後とも路線の維持・充実に向けた取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、アジアナ航空の宮崎—ソウル線、11月から1月の直近3カ月の搭乗率は70.9%、今回就航したチャイナエアラインの宮崎—台北線の就航後1カ月間の搭乗率は79%という状況のようではありますが、今後も搭乗率のアップを図り、継続的な路線の維持という観点から、台湾、韓国からの観光客を中心に来ていただくだけではなく、県民や近隣県の方々に台湾、韓国に行ってもらわなくては相互の交流にならないわけではありますが、利用に対する補助の支出状況はどのようなになっているのか。さらに、本県を初め隣県からの利用率向上に向けた対策について、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 県におきましては、市町村と連携して、宮崎空港振興協議会を通じて団体利用者等に対し補助を行っており



ます。昨年度は、団体利用補助金が148団体の延べ2,333名、修学旅行等交流事業補助金が14の学校と2つの団体の延べ713名に対しまして、合わせて約2,000万円の補助を支出いたしております。この補助金につきましては、より利用しやすい制度とするために、昨年度、宮崎空港までのバスの借り上げに対する補助を始めましたほか、団体利用の対象人数を10名から6名に引き上げたところであります。また、利用率向上に向けた対策ということでありますけれども、より一層、補助制度等の周知に努めながら、県内企業や団体への働きかけの強化、さらには、将来にわたって安定的に利用者を確保するため、修学旅行や文化・スポーツ交流の促進など、さまざまな取り組みを行っていきたいと考えております。特に、台北線は南九州では本県のみ路線であり、チャイナエアラインは宮崎に営業拠点を置いて、本県のみならず隣県への営業も展開されておりますので、県といたしましても、チャイナエアラインと連携し、鹿児島メディアを活用した路線PRを行うなどいたしまして、利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。せっかく再開したところでありますから、搭乗率が安定しますように、最大限の努力をしていただきたいと思います。

次に、県では平成21年から22年の2カ年で、県内観光地の現状分析や誘客対策の検討を行い、本県観光の振興を図ることを目的として、県内観光地の総点検を進められておるようですが、現在までの実施状況と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 観光客の

入り込みを左右するのは、アクセスの整備、ルートの設定など、さまざまな要因があるわけですが、基本的には観光地自体の魅力度ではないかと考えております。したがって、観光地総点検は、各観光地に何が問題があるのか、食なのか、宿泊施設なのか、土産品なのか、地元の応援不足なのかなど、さまざまな面で考察しまして、その磨き上げの方法等を明らかにしながら、さらなる魅力アップにつなげていくものでございます。今年度は、高千穂町、えびの市京町、えびの高原、串間市都井岬の4カ所を対象とし、これまで、現地調査や地元市町村及び関係団体等との協議はもとより、県観光審議会委員や外部専門家などの意見もお聞きし、鋭意作業を進めているところでございます。県としましては、今後、この総点検の結果に基づき、市町村、民間との協働で「観光地づくり支援事業」等の支援施策をフルに活用し、積極的に観光地の磨き上げに取り組んでまいります。また、来年度も新たに対象地を選定して作業を引き続き実施しまして、県内観光地全体の底上げにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○宮原義久議員** ただいま答弁にもありましたように、串間市都井岬という箇所も入っております。昨日、外山衛議員からも質問がありましたが、突然ではありましたが、串間の都井岬観光ホテルの閉鎖となりました。串間市都井地区の観光宿泊施設の中核がこのような事態となったわけであります。県の観光にとりましても大きな痛手と考えますが、県内観光地の総点検を速やかに行っていただき、早急な対策を打っていただければ、こういうことが続くようであると、宮崎県の観光に大きなイメージダウンになると思いますので、十分早急な対策を打ってい

ただきたいと思います。要望にしておきたいと思いをいたします。

次に、景気・雇用対策についてお伺いをいたします。

ここ数年、世界的な同時不況となり、大変厳しい経済状況となっております。国においても、かつてない大型補正を編成しながら、景気回復、雇用対策に全力で取り組まれておりますが、一向に回復の兆しが見えないのが現状であります。昨年12月の全国の完全失業率は5.1%、完全失業者数は317万人となり、14カ月連続増加という最悪の状況が続いております。また、有効求人倍率は、全国が0.46倍に対して本県は0.38倍となり、全国に比べて0.08ポイント下回っており、依然厳しい雇用情勢が続いております。県では、平成22年度当初予算において、雇用の確保と就労支援を重点施策に位置づけ、積極的に取り組むこととされております。特に、ことし3月の大学、高等学校等の卒業予定者の就職内定状況が厳しいことから、新規学卒者等の就職支援に重点的に取り組まれるようでありましたが、まずは直近の高校、大学等の就職内定状況について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** ことし1月末現在の状況を申し上げますが、県内の大学等における就職希望者数は1,989人でありまして、このうち内定者は1,278人、内定率は64.3%となっております。また、前年同月比2.8ポイントの減となっております。また、県立及び私立における高等学校の就職希望者は2,838人でありまして、このうち就職内定者2,297人、就職内定率80.9%となっております。前年同月比7ポイントの減となっております。以上でございます。

**○宮原義久議員** ただいま答弁いただきました

ように、新規学卒者の就職内定状況は、依然として厳しい状況となっております。このため、新規学卒者の早期就職を実現するために、どのような事業展開を考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** まず、民間団体等から事業の企画提案を受けまして、委託することにより、未就職卒業者等に対しまして、雇用と人材育成の機会を創出する「新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業」につきましては、先般、事業の概要等について説明会を開催したところでございまして、今後は、今月中旬に企画提案を募集するなど、早期の事業展開が図られるよう努めてまいりたいと考えております。また、若年者等の正規雇用化を促進する「若年者等正規雇用化促進特別事業」につきましては、国のトライアル雇用制度と連動しておりますので、現在、宮崎労働局と事業展開等について協議を進めているところでございまして、今後、早急に事業主等に対する制度の周知等に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○宮原義久議員** 次に、離職者や就職未決定卒業者が就労するためには、技術や技能を身につけるための職業訓練は重要であり、失業者等に対する職業訓練を、国、県においても積極的に取り組まれております。しかし、厳しい雇用情勢の中では、技術を取得した者でさえも就職が困難な状況にあります。関係機関等が連携した訓練修了生に対する就職支援が求められております。このため、国の緊急人材育成支援事業による基金訓練の実施機関に対して、訓練修了生の就職実績に応じて謝金を支給する新規学卒者等就職支援事業に取り組まれ、就職支援体制を強化されるようであります。そこで、基金訓練

の県内における取り組み状況と今後の見込みについて、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 新規学校卒業者等の基金訓練の円滑な実施に当たりましては、訓練を行う専門学校等の協力が不可欠でございまして、県といたしましては、これまでも国とともに、訓練コースの開設等をお願いしてまいりました。その結果、現時点では、19校におきまして、24コース、定員500名弱の訓練が4月以降に開始される運びとなっているところでございます。県としましては、最終的には、県内各地におきましてさまざまなコースが開設され、1,000名の受講が可能となるよう、今後とも関係機関と連携し、早期の訓練体制の整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

次に、新規の雇用の場という点から——本県の平成20年度農業産出額が3,246億円で全国第5位と、全国有数の農業県として豊富な農産物を生産しております。お隣鹿児島県も本県同様、農業が基幹産業であり、農業産出額が4,151億円ですが、製造品出荷額約2兆円に対しまして、約1兆円が食品産業となっているのに対し、本県は、製造品出荷額1兆4,000億円に対しまして4,000億円です。食品産業が製造業全体に占める割合は、鹿児島県の約50%に対し、本県は28.3%となっております。平成21年度の食料・農業・農村白書によりますと、食用農産物の生産段階では、輸入も含めて10.6兆円の規模が、加工や外食の段階を経ることでその価値はどんどん大きくなり、飲食費として最終消費額は73.6兆円となります。この間の付加価値は63兆円となります。そこで、本県産業にお

ける食品関連産業の重要性と課題をどのように認識しておられるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 本県の食品関連産業につきましては、従業者数あるいは製造品出荷額の約3割を占めており、製造業の中で最大のシェアを占める重要な業種でございます。しかしながら、中小零細企業も多く、食品産業から生み出される付加価値は、全国でも低い水準でございまして、食品産業全体の高度化や競争力を高めていくことが大変重要な課題となっております。また、本県の豊富な農畜産物を地域経済の発展に生かしていくためには、県内での加工をさらに進めるとともに、東アジア市場も視野に入れた販売戦略の展開など、生産・加工・販売が連携した取り組みが極めて重要であると考えております。以上でございます。

**○宮原義久議員** 次に、本県の食品産業の振興を図るということから、雇用の場の確保にもつながることは言うまでもありませんが、本県の恵まれた農産物を利用することで、本県経済にも大きく影響することが期待できると考えますが、商工観光労働部長はどのように考えておられますか。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 素材として県外に出荷されることが多い本県の農産物を生かした商品の開発あるいは製造が促進されれば、農産物の需要拡大、高付加価値化が図られ、本県農業生産への波及効果も期待できると考えております。また、食品産業は、好不況の影響が比較的少なく、雇用の安定的な確保に重要な役割を果たしていると考えております。加えまして、食の安全・安心を背景としまして、国産食品の需要がますます高まっております。

このように、県産の農産物等を活用した食品産業を振興していくことは、本県経済の活性化に大きな効果があると考えておるところでございます。以上でございます。

**○宮原義久議員** 次に、食品産業の振興を図るということは、商工観光労働部だけではなくて、農政水産部とも連携が重要になってきますが、こうした連携、取り組みについて、両部長はどのようなお考えをお持ちか、お伺いをさせていただきますかと思っております。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** 食品産業は、農林水産物の生産とも関係が深いわけですので、その振興を図るには、農政水産部との連携が非常に重要であると考えております。これまでも農政水産部とは、農商工連携の施策推進等につきまして、日ごろより情報交換を行い、県産品の商品開発あるいは販路開拓など、相互に連携しながら事業実施に当たっているところでございます。また、工業技術センターあるいは食品開発センターにおきましても、農業試験場等との連携を密にして研究開発に取り組んでおります。今回実施する食品産業の実態調査あるいは技術開発などにつきましても、農政水産部を初めとする関係部局や農林漁業団体等の協力が不可欠でございますので、今後とも、農商工連携で築いた協力関係あるいは推進体制等を活用しながら、効果的・効率的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○農政水産部長（伊藤孝利君）** 農政水産部といたしましては、これまでも食品会社、農業団体などで構成している食料産業クラスター協議会に商工観光労働部とともに参加しまして、新たな加工食品の開発等に対して支援を行ってきたところでございます。また、本年度からは、

多様な経営資源を有する食品関連企業等と農業法人あるいはJA等とが連携して取り組む生産・加工・流通に必要な施設・機械の整備や、新規雇用に対する支援も行っているところでございます。今後とも、商工観光労働部を初め関係部局との連携を密にしまして、本県農畜産物の高付加価値化による農家所得の安定・向上、ひいては地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それぞれ答弁ありがとうございました。いいモデルが隣、鹿児島にあるわけですから、やはり食品産業を大きく伸ばすためには、先進県をよく分析して伸ばしていただくとありがたいなというふうに思っております。どうせなら鹿児島県を追い越すぐらいの意気込みで農商工連携に取り組んでいただきますよう、要望しておきたいと思っております。

最後に、景気・雇用の関係では、販路拡大対策として、すぐれた本県農産物の県産品販路拡大のために、アンテナショップを3カ所持つておられます。今回2月16日に、知事の定例会見で、北部九州に4カ所目のアンテナショップの開設を表明されております。平成10年度から知事就任前の平成18年度までが、3アンテナショップ合計で毎年3億から5億規模であった売り上げが、平成19年、20年度とも約13億8,000万円となっております。知事効果もあり、本県産品に対する絶好の売り込みのチャンスでもあると思っております。そこで、11月議会において、アンテナショップの多店舗展開について、検討させている、もう少し待ってほしいという答弁がありました。北部九州の進出を含めた検討状況を商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（渡邊亮一君）** アンテナショップにつきましても、厳しい地域間競争の

中にありまして、県産品のよさを広くPRする有効な手段でありますので、宮崎が注目されている今、この時期をとらえた新たな展開について、検討を進めてきたところでございます。その結果、福岡市の商業集積地区である天神に開設を決定し、現在、運営主体である物産貿易振興センターと協力しながら、4月下旬のオープンを目指しまして、鋭意準備を進めているところでございます。福岡市は、北部九州の拠点都市でございまして、人口規模も大きく、相当の潜在需要を見込めることなどから決定したものでございまして、加工食品を中心に日常消費型の商品100品目以上を取り扱うことで、県内企業に多くの機会を提供できるものと考えております。今後は、この店舗での販売実績等を、商品開発や販売戦略に積極的に活用してまいりたいと考えております。なお、その他の地域への展開につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○宮原義久議員　その他の部分についても検討していくということですが、せっかく北部九州に、福岡市のほうに開設をされるということですので、私は知事がテレビにどんどん出るのは余り好きではありませんが、こういったアンテナショップの開設の折には、一番最初のスタートが大事だと思いますので、積極的に知事がPRに努めていただけるとありがたいなというふうに思っております。このところはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、医療問題についてお伺いをいたします。

現在、県内の多くの公立病院において医師不足が深刻な問題となっております。何回となく小林市立病院問題を一般質問で取り上げさせていただきました。これまでは改築に対する支援

をとという点でありましたが、事態はより深刻な問題となり、市民病院の内科医師の引き揚げという問題が現実のものとなり、西諸地域の中核病院としての機能の低下、住民の不安が増大をいたしております。そこで、2月3日には、小林市長、野尻町長、小林市区長会連絡協議会会長ほか20名で、知事に、2万5,547人の署名とともに、西諸医療圏域の医療環境の充実を要望させていただきました。県としても、この事態を重く受けとめていただいております、知事にも大変御心配をいただき、さらに福祉保健部長を初め担当課長にも鹿児島大学医学部にも足を運んでいただくなど、医師確保に向けて努力いただいていることをお聞きいたしております。西諸地区住民としては、この点につきましては心より感謝を申し上げます。医師の絶対数の不足と都市と僻地の医師の偏在や医療制度の関係にも多くの問題があることも指摘されていますが、抜本的な解決策が見当たらないのが現状となっております。

今回、国において、地域医療再生交付金を交付して、医師不足対策や救急医療体制の確立を目指すこととなっております。具体的には、県内全体を対象とする部分と、県北部・日向入郷医療圏域と都城北諸・西諸医療圏域、2つの計画圏域を対象とすることとなっているようです。具体的な計画の内容等につきましては、これまでの質問で詳しく説明がありましたので省略しますが、現在、医師不足の現状から、中核病院の機能が危ぶまれております西諸医療圏域も、この地域医療再生計画には含まれているわけですが、具体的に西諸地域の医療体制や医師確保についてはどのように取り組まれるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域医療再生計画においては、地元からの要望も踏まえ、西諸地域の中核となる小林市立病院の産婦人科を再開するための機器整備等に対する支援を盛り込んでおります。小林市立病院については、現在、産婦人科に加え、内科も医師の引き揚げによって厳しい状況にあり、県としては、こうした医師不足を県全体の大きな課題と認識しているところであります。このため、地域医療再生計画においては、医師確保を優先すべき課題に位置づけ、宮崎大学「地域医療学講座」の運営支援や医師修学資金貸与枠の拡大等を実施することとしており、こうした取り組みが、西諸医療圏を含め、医師不足に悩む県全体の医師確保につながっていくものと考えております。

○宮原義久議員 答弁ありがとうございます。いろいろ質問をして何とかしたいというところでありますが、要は医師が確保できないと話にならないということですので、西諸地区の中核病院が、その中核の用をなしていない状況ということになります。これまでそれぞれ御努力をいただいているわけですが、小林市とも連携を図っていただきながら、小林だけの問題ではなくて西諸全体の中核病院でありますから、十分連携を深めていただき、他の公立病院でもやはり医師不足に苦しんでいるわけですので、何とかその中核病院の意味をなす形での状況ができるように、御努力をお願いしたいと思います。いろいろ言いたいことはありますが、要望にかえておきますので、御努力をお願いしたいと思います。

次に、念願でありましたドクターヘリの整備も含まれておまして、僻地の医療や救急患者の搬送に大きく貢献してくれるものと期待をしているところであります。平成21年5月現在

で、16都道府県で18機運航されておりますが、運航基準が重症患者のみの搬送となっていると聞いております。こうした僻地の住民の命を守るとして、福岡県の医療法人地友会が民間医療ヘリを持っております。ホワイトバードという名前ですが、片道1時間を圏域として運航されております。宮崎県も全域が対象となっているようでありまして。利用料金は、指定病院に搬送・治療することで無料ということであり、救急病院からもとの病院への下り搬送にも対応されているようであります。運航することで1回50万円の経費が必要と言われるようではありますが、医療法人の考えは、人の命はお金にはかえられないというような姿勢であるようで、この医療法人の考えに頭が下がる思いであります。一方では、どうやってお金になっているんだろうという心配もするところであります。そういうところもあるということでもあります。また、スイスでは、ほぼ九州と同じ面積であります。2006年8月現在で、13カ所を拠点にドクターヘリが完備されておるようであります。国内全域どこでも15分で医師が駆けつけられる体制となっているようであります。これまで導入されているドクターヘリの運航基準は全国で統一されているものなのか、また県で柔軟な対応が可能になるのか、お聞かせいただきたいと思っております。さらに、他県では年に何回ぐらの利用がなされているものなのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） ドクターヘリの運航基準については、先進県の状況を見ますと、全国統一ということではなく、地域の実情等を踏まえた上で検討・整備がなされており、消防機関等からの要請により、医師がヘリを利用して患者のもとに駆けつけ、治療を開始する

ドクターヘリ本来の形を基本としながらも、病院間の患者転院搬送の手段として積極的に活用されている例もあります。本県におけるドクターヘリの運航基準の整備に当たっては、今後、宮崎大学医学部附属病院を中心に、医師会や消防機関など関係機関で協議することになると考えておりますが、こうした他県の例や本県の地理的状况、医療機関の状況等を考慮し、実情に合うよう柔軟に検討してまいりたいと考えております。また、ドクターヘリを既に導入している他県の出動状況であります。平成20年度の実績で、最も多い施設で年間672件、運航開始初年度で実績の少ない施設を除いた全体の平均で、年間400件程度となっております。以上でございます。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。多いところで672件ということになりますから、計算すると1日に2回ぐらい飛ぶということになるのかなというふうに思います。医師を含めて相当なスタッフを抱えるということになりますので、せっかくのそういうものが有効に使われないと何にもならないと思います。やはり運航基準は低目に設定をしていただいで、一人でも多くの命が救われるようなドクターヘリであってほしいと思いますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、危機管理という点で、山岳事故対策についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

先日、中野<sup>◆</sup>明議員からも質問がありました。が、昨年10月31日に、宮崎県境と鹿児島県境にある韓国岳1,700メートルにおいて、宮崎市の小学5年生が遭難され、連日1,000名を超す多くの関係者が捜索をされましたが、捜索は難航したようであり、11月2日に沢にあおむけに倒れ、

心肺停止の状態で発見されました。心より御冥福をお祈りしたいと思ひます。

この韓国岳や霧島連山は、手軽に登れる登山コースとして人気があります。私も春先に、家族とともに午後から登山をした経験がありますが、急に天候が変わり、雲が出てきて下山するのに苦勞したことがあります。今回の事故で、遭難の知らせから2時間を要したとも言われますが、山の場合は、現場までの時間や捜索人員の確保に時間がかかると考えられます。初期の対応として、鹿児島県、宮崎県の防災ヘリや県警ヘリの出動状況はどうであったのか。現場及び関係機関からの時間によっては、日没との関係もありますが、通常、出動に至るまでの時間はどれくらい要するものなのか。出動判断基準も、総務部長、警察本部長にそれぞれお伺いをいたしたいと思ひます。

**○総務部長(山下健次君)** まず初めに、今回の遭難におきまして、とうとい生命が犠牲になったことに対し、御家族の方々に哀悼の意を表しますとともに、捜索に協力をしていただきました多くの方々にお礼を申し上げたいと思ひます。

この遭難に対しまして、県の防災救急航空隊では、当日の午後5時に消防本部からの緊急出動要請を受けまして、直ちに出動しました。日没後——これは宮崎の日没でございますが、当日は日没が17時26分でございます——このヘリは、17時59分までは現場で捜索活動を行ったところでございます。2日目、3日目につきましては、県警あるいは鹿児島県警のヘリコプターと調整しながら捜索を続けましたが、2日目は大変天候が悪うございました。最終的には、3日目に県の防災ヘリで小学生をピックアップといひますか救出いたしまして、西諸広域消防

本部の救急車に引き渡したところでございます。この防災ヘリの出動に要する時間ですが、通常の搜索であれば、出動要請を受けてから15分以内には出動できると。当日、この件に関しましても、5時に連絡を受けて5時10分過ぎには出動しております。また、防災ヘリは、原則的には消防本部や市町村等からの要請を受けて出動しておりますけれども、出動に当たりましては、まずは住民の生命また財産を守るという公共性がある、それから差し迫った緊急性があること、さらにヘリ以外に適切な手段がない、いわゆる非代替性、こういった観点から判断をしているところでございます。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 警察といたしましても、今回の遭難において、とうとい命が失われたことに対し、哀悼の意を表する次第でございます。

まず、県警ヘリの出動態勢であります。執務時間中は原則として15分以内に離陸できる態勢をとっております。また、休日・夜間につきましては、操縦士等を自宅等から招集して準備をするという関係もございまして、出動までに1時間程度を要している状況でございます。今回の韓国岳の遭難における出動状況につきましては、先ほど総務部長のほうからも、天候状況、それから日没の時間等ございましたけれども、初日は日没が迫っており、そういう状況もございまして、当日直ちに出動できる態勢にあった県の防災ヘリと協議の上、県警ヘリの出動は差し控えたところであります。なお、翌日及び3日目につきましては、県防災ヘリ、鹿児島県警ヘリと十分な連携を図りながら搜索に当たったところでございます。

また、県警ヘリ出動の判断基準についてでありますけれども、ヘリの運航に関する基本的な

基準といたしまして、昼間は航空法施行規則の第5条により5キロメートル以上、夜間は内部規則によって10キロメートル以上の有視界飛行での運航が可能な状況ということでございます。こういった条件のもとで、出動に当たりましては、業務の公共性、それから飛行の安全性、緊急性、さらに非代替性、そして出動による業務の達成可能性、こういったことを総合的に判断しているところでございます。なお、今回の搜索でございますけれども、狭い範囲に複数のヘリが出動するというような場合は、事前にヘリ担当者間で相互の運航時間を調整するなどして運航を行っているところであります。今後とも、山岳遭難等における人命の救助、または搜索救難のための出動については、安全性、緊急性、そういったことを的確に判断して、関係機関と連携をとりながら、適切な運用に努めてまいり所存であります。

**○宮原義久議員** それぞれ答弁ありがとうございました。今回の事故を踏まえまして、環霧島山岳遭難対策連絡会議が開催されたようであります。関係団体一堂に集まり協議をされたようでありますが、どのような会議となったのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** この連絡会議につきましては、今回の事件を教訓にいたしまして、県境を越えた密接な連絡体制あるいは協力体制を構築するために、霧島地域周辺の自治体、消防本部、それから自衛隊、警察、県の防災ヘリの担当部局、さらには地元の山岳会、こういった関係機関が出席いたしまして、これまで2回開催されたところでございます。会議におきましては、特に遭難場所の特定が困難な搜索・救助の際にどのように迅速に対処していくのか、関係機関が意見交換を行ったところで



ざいまして、本県の航空隊からは、「遭難の情報については、情報の精度が不確定であっても、できるだけ早急に連絡をしていただき、防災ヘリを積極的に活用してほしい」と、そういった御意見を申し上げたところでございます。

○宮原義久議員 ありがとうございます。やはり、最後にありましたように、不確定であっても命がかかっていることでありますから、防災ヘリなどを有効に活用していただくような体制を、またこういった会議の中でも再度念押しをしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

次に、今回の痛ましい事故を教訓にしまして、手軽に安全に登山のできる霧島連山の県として管理している登山道の整備や、子供たちにも理解のできる読みやすい、理解しやすい看板の設置を進めてほしいと考えますが、霧島連山にある県が管理する登山道の安全対策について、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 国立公園霧島地域における登山道につきましては、韓国岳登山道など4路線、約16キロメートルを県が整備しておりまして、補修や草刈りなどの維持管理を行い、登山者の安全の確保に努めているところでございます。昨年10月の遭難事故を受けまして、国や霧島地域周辺の自治体で構成されている「霧島連山利用対策連絡会議」で、韓国岳登山道の再点検を行いまして、危険箇所への立ち入りを禁止するロープの設置や、山頂付近の分岐点にわかりやすく示します指導標を設置したところでございます。また、本議会で新規事業としてお願いしております「えびの高原パトロール事業」におきまして、登山道の維持補修

や登山者への注意喚起を行う安全パトロール推進員4名を配置することにしております。今後とも、関係機関と一体となって、安全で快適な登山道の管理に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。昨年11月23日にも、都農町と木城町の境にある尾鈴山で男女2人が遭難をされております。その2人の発見にも防災ヘリが役立ったと聞かされました。特に霧島連山の標高の高いところは、大きな木がなく、ヘリなど上空から見おろすことで人の発見は容易であると思えますし、そこに人影がなければ、搜索の範囲を絞り込むことにも役立つというふうに考えます。こういうことが頻繁にあってはならないわけではありますが、ヘリの初期活動というのは、霧島連山においては大変重要になるのかなというふうに思っておりますので、今後とも有効な活用をお願いしたいと思います。私も生駒高原の上に入ってみました。あの下のあるだけ木が茂っているところに入ると、なかなかヘリの活用は厳しいのかなと思えますが、ちょうど霧島の上のほうは、ミヤマキリシマとかそういった低木の木しか生えておりませんので、いざというときには初期の対応で命が救われることもあるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

最後に、市町村合併についてお伺いをさせていただきます。

3月23日に宮崎市と清武町が合併して宮崎市に、小林市と野尻町が合併して小林市となりますが、市町村合併旧法以前は44市町村あったものが、旧法・新法を通じて、住民の御理解をいただきまして、3月23日には26市町村となり、県内の市町村数も半減したことになります。合

併してよかったこと、悪かった点、いろいろあるかと思いますが、県としては、これまでの合併の評価をどのようにされておられますか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 今回のいわゆる平成の大合併におきまして、本県でも相当程度合併が進んだものと考えております。合併の本来の効果があらわれるには一定の期間を要しますが、本県におきましては、合併後、最長でも4年を経過したばかりであり、合併団体の取り組みは緒についたところであります。このような中、合併に対しましては、社会生活基盤の整備や行財政の効率化などが効果ととらえられる一方で、周辺部が寂れるのではないか、住民の声が届きにくくなるのではないか、成果が出るのはまだ先など、さまざまな御意見があるところであります。申し上げるまでもなく、合併はゴールではなく、新たなスタートでありますので、合併団体におかれましては、合併の効果を最大限に発揮していただくため、今後とも、中長期的な視点に立ったまちづくりを積極的に進めていただきたいと思いますと考えておるところであります。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。合併したところの自治体に対する交付税の関係も通告で上げておりましたが、時間の関係もありますので、これについては割愛させていただきます。

最後になりますが、市町村合併のために県で中心になっていたのが市町村合併支援室であります。今後の市町村合併に対する県の考えと、これまで合併された市町村に対する支援は今後とも必要と考えますが、今回組織の改正によりまして市町村合併支援室は廃止となるようでありますが、今後の市町村合併の支援を含め

て県の考え方を、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 平成の大合併は本年度で一区切りとなりますけれども、行財政基盤を強化する手法の一つとして、市町村合併は今後もなお有効であると考えておるところでございます。したがって、合併を選択されなかった市町村におきましても、合併や今後のまちづくりについて、引き続き、自主的・主体的な検討をお願いしたいと考えております。なお、市町村合併支援室、お話にございましたように、今年度限りで廃止をいたしますが、合併に係る業務は市町村課に移管することとしておりまして、引き続き、合併団体のまちづくりを総合的に支援してまいりますとともに、自主的な合併に向けた取り組みに対しましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それぞれ答弁いただきました、本当にありがとうございます。大変質問項目をたくさんつくりましたので、早口でありまして、聞き取れなかった点もあったかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○萩原耕三副議長** 次は、太田清海議員。

**○太田清海議員〔登壇〕（拍手）** 知事に、政治姿勢、地方分権のテーマで質問をいたします。

私は、延岡に住む2人の方からある話を聞きました。1人の方は、子育てがそろそろ終わろうとする4代のお母さんの話です。その人が言われるには、長女、長男の2人の子供がまだ小さかったころ、アパートに住んでいた。そのアパートには、いろいろな人がチャイムを鳴らして訪問してきた。いろいろな犯罪が起こってい

るときでもあり、また煩わしさもあって、チャイムが鳴ると、長女、長男に対して「しっ、黙っちゃよきね、静かにしちよきね」と言って静かにさせ、不在を装う。しばらくしーんとして息を凝らしていると、2～3度チャイムが鳴った後、その営業マンらしき人はすげすげと帰っていく。その後、子供たちは、お母さんの顔をうかがいつつ、テレビや遊びに戻っていく。こんな生活をしながら、そのお母さんは「このままでいいのだろうか」と自問したそうです。子供はぜんそくになり、神経質な子になっていく。このままでいいのだろうか。そんなある日、御主人の御両親との同居の話が持ち上がったそうです。そして同居が始まる。同居といっても、おばあちゃんもおられたため、4世代同居となりました。4世代同居10数年、いろいろなことがあり、優しくしてくれたそのおばあちゃんの死もありました。そしてことし、幼かった長女が成人式を迎えました。御主人の御両親であるおじいちゃん、おばあちゃんを前に、しっかり手をつけて、「これまで育ててくれてありがとうございます」とお礼を述べたそうです。思えば、あのままアパート暮らしをしていたらどうなっていたらう。

「しっ、黙っちゃよきね」と、子供に世の中の不信感を植え込むように育てていたら、私の子供や家族はどうなっていたらうか。今考えただけでもぞっとするそうです。家族というもののきずなの大切さを物語っていると思います。

もう1人の方の話は、よんどころない理由から、家族でふるさと延岡に帰ってきた50歳代の男の人の話です。その人が言うには、ハローワークに毎日毎日通い職を求めたが、満足できる職はなかった。仕方なく、1日に3つのアルバイトをかけ持ちした。しかし、3つのアルバイ

トをかけ持ちしても、稼げる金は月12万円だった。「これで家族を養えというのか」、そんな憤りも心に満ち満ちた。時折、正規職員の募集もあったので応募してみると、もう採用は終わりましたというか、年齢で最初からはねられ、ただ企業は形だけ年齢を幅広く応募をかけているだけだと思ってしまったそうです。探しても探しても職はない。家族を養うための求職活動、孤独感や焦燥、そんな恨みにも似た感情が心の中に去来し、ついにその人は、いらいらからハローワークに、「上司を出せ」とどなり込んでしまったそうです。ハローワークの人が悪かったわけではないが、どなり込まずにはいられなかったとのことであります。その人は今、幸いにも、ある会社の正規の運転手として働いておられます。ハローワークにどなり込んでいったときのことを申しわけなかったという思いを込めて、少し恥ずかしそうに話をされました。職がないということ、働くことが正当に扱われない社会は、善良な人間の心をいかに孤独にさせ寂しくさせるか、いかに人間の心を病的にさせるかということをお話していると思います。

さきの代表質問で、我が会派の満行議員が、物価や賃金、消費支出のデフレ現象をあらゆる資料を議場配付して、デフレスパイラルの説明をいたしました。また、自民党県民の会の水間議員が、「問題は景気回復ですよ」と、熱く語られておりました。まさに同感、共感であります。県民のさまざまな人にお会いして、その悩みや苦しみをお聞きするとき、問題解決はまさにこの一点、景気回復にあるのではないかと思うのであります。このような立場に立って、知事に質問をいたします。まず、今日の日本のデフレスパイラルをどう思われるか、また、この

デフレから脱却するための知事の考えを、政治家としての考えをお伺いしたいと思います。

以上、質問し、後は質問者席で質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

我が国は、緩やかなデフレ状況にあるとされておりますが、今後もこうした状況が続きますと、御質問にありましたような、いわゆるデフレスパイラルの状態を招くおそれがあると言われております。経済基盤の脆弱な本県のような地方にとって、このような状況は、生産や雇用、生活など、あらゆる面において深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを回避するためには、国全体としての明確な成長戦略と、それに基づく経済の活性化が不可欠であります。こうした中、先般、国において「需要からの成長」を図る新成長戦略の基本方針が示され、今後、6月をめどに具体的な目標や施策をまとめられることとされておりますので、国において、経済の現状を踏まえ、また、先見性のある効果的な施策を一刻も早く実施していただきますとともに、財政規律に配慮しつつ、日銀の国債の買い増し等を含む適切な金融政策もあわせて行っていただく必要があるものと考えております。このように、デフレからの脱却は国の政策によるところが大きいものでありますが、県といたしましても、来年度の重点施策として、雇用対策等の緊急的な課題への対応に加え、新たな産業の展開など、今後の成長につながる将来的な課題への対応を掲げたところであり、これらの事業の展開により、本県経済の回復に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。こ

のデフレスパイラルというのは、基本的には国の政策からくるものであって、県としても、いろんな雇用対策を打っておられるということはおわかりました。国においてということが基本だろうとは思いますが、実は私ちょっと気がかかったのは、全国知事会の7項目の提案であります。昨年、非常に有名になった提案であります。私は、地方自治体として地方自治というものを健全に運営していくためには、本当に健全な財政でなければならないと思っております。ただ、この7項目の提案の中をしてみると、国に財源を寄せ、十分な金を寄せということは十分述べられておるけれども、国自体の原資を適正に大きくしてほしい、いわゆるいろんな税の取り方があるかもしれないが、要するに国の財源自体を適正に多く、大きくしてもらわないと、私たち地方自治体から見た場合に、幾ら寄せ寄せと言ったにしても、国のパイが小さければ、なかなかだと思いませんか。ということは、私は、そろそろ全国知事会として、国のそういった税制のあり方も含め、もう少しパイをふやす努力をすべきじゃないですかということを訴える時期に来ているんじゃないかと思っております。全国知事会で国の財源のあり方等についてどう論議されておるのか。私は、7項目の提案では、少しその辺が足りないのではないかという思いがしたものですから、全国知事会ではそういう議論はなされないのかどうかお聞きしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 全国知事会では、昨年7月の知事会議の際に、国・地方の財政状況は構造的な危機に直面しており、抜本的な解決のためには、国・地方を通じた歳入増加策が不可避であるという認識のもと、「住民福祉を支える地方消費税の引き上げを含む税制抜本改革

の提言」を取りまとめました。その中で、全国知事会として、消費税・地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の実現に向けて、国民の理解を得ていく運動を推進する決意であること、国政においても、真摯な議論を行うとともに、国・地方を通じた税財政構造の再建に責任ある対応と展望を示すべきであること等を提言したところであります。また、全国知事会では、国と地方の財源配分について、地方の自立・自主性を高めるとともに、社会保障を初め教育、警察、消防など住民生活に直結する行政サービスを、地方が将来にわたって適正かつ安定的に担っていく観点から、まずはその比率を5対5にすることを目指し、要望活動等を行っているところであります。

**○太田清海議員** 今の知事の説明によりますと、地方消費税、消費税を含む、そういったところを何か改革していこうというように聞こえますが、この7項目の提案の中でも、最後の大きな3に、「新たな国民負担について議論を避けず、地方消費税の充実、引き上げを」というのがあります。「新たな国民負担について議論を避けず」というところが非常に興味があったので、この各論のところを読みますと、どういうふうかというと書いていないように思われました。また、消費税についての議論なんだろうなという感じを受けます。私も前回、平成20年の6月議会で、やはり高額所得者あたりからの税金を取らないと、この国はだめになるんじゃないかということを訴えて、議場配付して、高額所得者上位100人、この人たちに昔の75%——今は40%の税率だと思いますが、昔は75%かけていた時代があった、そこにもう一回引き直して75%にすると、上位100人だけで所得税が550億生まれますよということを言ったもので

あります。そういったいわゆる所得税は、昔は75%もあったわけで、不可能ということではないんです。だから、75%に戻さなくても、できるだけそこから税率を上げて、格差が起らないように広く税金を集めたほうが、地方自治の発展につながっていく、地方からももっと原資を寄こしなさいということが自信を持って言えるのではないかと思うんですが、そういう高額所得者に対する税率アップについて、知事はどうお考えになりますか。

**○知事（東国原英夫君）** 我が国の税制については、消費税の導入や個人所得課税の累進緩和等、幾度かの改革を重ね、その時々々の社会経済情勢に応じたあるべき税制を目指す取り組みが行われてきたものと認識しております。また、昨年末に閣議決定されました平成22年度税制改正大綱において、所得税については、所得再配分機能や財源調達機能が低下しており、累進構造を回復させる改革を行って所得再配分機能を取り戻す必要があるとされていることも承知しております。所得税の最高税率を含む税制度のあり方につきましては、基本的には、今般、議論が開始されました政府税制調査会を中心に、国において十分議論がなされるものと考えておりますが、一方で、地方分権確立のために、地方税財源の充実確保も重要な課題でありますことから、全国知事会等とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えておるところであります。

**○太田清海議員** 地方自治を本当に充実していくためには、ぜひその改革をしてほしいということ、できるだけ知事会の中でも、消費税だけに限らず、その辺も言っていていただきたいなと思っています。参考に挙げますと、私が前回、平成20年の6月議会でそういったとこ

ろを発表して以降、実は「税を直す」という本が発行されました。この方の考え方は、基本的には私と同じなんですけど、2007年の所得者に対して60%の税金に引き直してみると、6兆円というお金が生まれますという計算であります。これは、私が上位100人にやったら550億円が出たというあの計算を、もっと厳密にきちっと全国民を対象にやった場合、6兆円という金が生まれるという計算をしています。私は、こういったところをぜひ全国知事会等でも訴えていただきたいなと思っております。それから、もう一つ言えば、経済評論家の勝間和代さんという人がいらっしゃいますが、この方の考え方は、相続税を上げて階級固定をなくしていこうという、これも格差社会を解消するための方法として、基本的には私と同じ考えではないかなと思っております。そういうことで、ぜひ今後の議論として、こういったテーマも上げていただきたいと思っております。

次に、デフレ脱却のため、県としてもいろんな雇用を図る、いろんな財政支出もされておるわけですが、県の行政改革大綱2007、このことについても、確かに無駄を省いていくということは大変大事なことです。それについては異論を述べませんが、県自体も少しデフレに加担をしてしまうような感じのものがあるのではないかな。というのは、私も新聞報道しか聞いておりませんが、自民党の中でも小さな政府というのが果たしてよかったのかどうかという議論がなされておるようです。これは本当に自民党としても政権奪還のための真摯な努力が内部でされているという思いから参考にさせていただきますが、小さな政府というのが果たしてよかったのかという議論もされておるようです。ですから、この2007についても、今般の経

済情勢等を考えながら、果たしてデフレ傾向に持っていくような政策がいいのかどうかということは、何か考えて、修正とまではいかないまでも、その辺の検証をすべきではないかなと思っております。知事、どうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 県では現在、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムに基づきまして、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けて、義務的経費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保対策等の取り組みを着実に実行しているところであります。一方、御指摘のありましたように、厳しい経済状況やデフレの影響等による深刻な雇用情勢については、財政が厳しい中であっても、県が対応すべき喫緊の重要課題であると認識しておりますので、平成22年度重点施策の筆頭に「雇用の確保と就業支援」を掲げ、的確な対策を推進していくこととしております。このため平成22年度当初予算におきましては、財政改革の取り組みによって捻出した財源等を積極的に活用して、選択と集中の理念のもと、県内の経済・雇用の回復につながる、より優先度の高い事業について措置したところであります。なお、現在の財政改革プログラムは、平成22年度が最終年度でありますので、次なる財政改革計画の策定につきましては、平成22年度に検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 国のいろんな制度と関連しておりますから、県のあり方がどうというのはなかなか難しい判断もあろうかと思いますが、例えば民間委託なり職員の縮減、定数の削減とか、管理職の方々もみずから賃金・手当等の引き下げをされておりますが、そういうマインド、気持ちが縮小していくようなものを、何か

少し脱却していくようなことも今後必要ではないかと思うところでもあります。22年度ということでもありますので、今後そういったところもぜひ検討していただきたい。職員のほうも一生懸命足らない人間の中でされていて、病気になる人もいらっしゃるようでもあります。ぜひ、いろんな分析をしていただきたいと思いますと思っております。

次に移りますが、嘱託職員の雇用についてお聞きしたいと思います。

総務部長であります。嘱託職員の定義及び根拠についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 嘱託という言葉自体は、官民を問わず用いられているようでございますが、地方公務員に関しては、特段に法令等での定義はございませんけれども、正規職員としての任命によることなく、一定の事務のある人に委嘱すること、あるいはその委嘱された人を意味しているようでございます。任用の根拠といたしましては、地方公務員法第3条第3項第3号に、特別職の一つとして非常勤の嘱託員というのが掲げられておりまして、日常的には非常勤職員あるいは嘱託職員と呼称されているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。非常勤職員ということで聞いていきますが、非常勤職員については、今回通勤手当が支給されるということで、非常にこれまで我が会派の鳥飼議員がこういったところも改善せないかとじゃないかということでありましたが、今回そういった条例も出されているおようであります。ありがとうございましたとお伝えしておきたいと思っております。この非常勤職員であります、県に何人ほどいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 知事部局における平成20年度の実績でございますが、総数で1,317人でございます。内訳を申し上げますと、人数の最も多い職が統計調査員の254人、次に県営林監視人の123人、さらに農林振興局あるいは土木事務所等の用地調査員及び登記嘱託員が合わせて135人、鳥獣保護員が69人、こういった内訳になっております。

○太田清海議員 そういった業務員が1,317人おられるということでもあります。これも非常勤職員としては一定の事務を任せておるということで、通常言われている22条の職員とはまた違った立場にあるということだろうと思います。これは私がお聞きしたことでありますので、この場ではどうかと思いますが、福祉保健部長にお聞きしたいと思います。私、母子相談員というふうに今まで聞いておったんですが、今、母子自立支援員というふうに名称が変わったと聞いております。私は、この母子自立支援員という人たちの業務というのは、ほとんど正職員と変わらないのではないかと、いろんな貸し付け業務、返済業務、いろんな課題を持っている母子家庭の方が相談に来られる、その人の全人格を判断して、家族関係も全部把握し、適正な指導もしながら、お金の貸し付け、そしてまた返してもらいますよという約束もしていくわけですから、極めて人間的な対応をしていかないかん職だろうと思うんですね。この職というのは、非常勤職員——嘱託職員とも言うておりましたけれども、1年雇用であるということだと思っておりますが、こういう業務というのは1年雇用というものになじまないのではないかと。どうぞ技術を高めて、ノウハウを高めて、一生懸命県の行政のために努力していただきたいという思いを込めるならば、1年雇用というのは何かかわ

いそうではないか、なじまないのではないかと  
思うんですが、その辺はどうでしょうか。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 母子自立支援  
員は、母子家庭の方々からの相談に応じ、自立  
に向けた支援などを行っておりますが、非常勤  
職員でありますことから、任用期間は1年とし  
ております。なお、更新につきましては、配置  
先の状況等を勘案し、適切に対応してまいりた  
いと存じます。

**○太田清海議員** 本当に業務が正規職員と同じ  
ではないかなという思いからであります。実  
は母子自立支援員の方は社会福祉主事の免許を  
自費で取られている方もいるんですよ、その  
賃金の中から。普通、公務員の場合は、公のあ  
る程度そういう業務につく場合はということで  
出してくれますけれども、自費でやっておられ  
るとか。私はこの業務、詳しくは知りませんか  
ら、言いますと——総務部長にもぜひ認識をし  
ていただきたいんですが——こういった自立支  
援員、非常勤職員の方は、12月が近づくと「も  
う私は首を切られるのではないかと」なんて、  
びくびくしているんですよ。1月、2月、まさ  
にびくびくなんですよ。「またもう1年続けら  
れるんだ」という思いの人たちなんですよ、実  
は。通常のあれだったらいいかもしれん。本当  
に県の行政の一部を担っている人たちは、12月  
が近づくとびくびくものなんです。そここのと  
ころを、ぜひ総務部長、お考えいただいて、こ  
ういう方々の正規雇用を図るとというのが一番なん  
ですが、やっぱり業務を、県の行政をしてくだ  
さっているわけですから、頑張りましょうとい  
うそういったメッセージ、1年というメッセー  
ジじゃなくて、何かそういうのが伝わるべき人  
ではないかなというふうに私は思っております  
ので、その辺をぜひ勘案していただきたいと思

います。

次に、病院局長のほうにお伺いいたします。

県立病院経営形態検討委員会の報告が出され  
ました。ある分科会の報告で、こういった表現  
もあるようです。「本来、地方公営企業法の全  
部適用は、議会によるチェックがより強いこ  
とを除けば、地方独立行政法人とそう変わら  
ない。非常に自由度が高い制度である」という記  
述があるようであります。これは独法の場合、  
独立行政法人は全適と余り変わりませんよとい  
う記述があったものですから、ちょっと気にな  
りました。この独立行政法人となった場合、企  
業債というものが借りられない、そういう制約  
があるというふうに私は聞いているんですが、  
そのあたりはどうでしょうか。

**○病院局長（甲斐景早文君）** お尋ねの企業債  
でございますけれども、地方公営企業である県  
立病院が、医療器械の購入ですとか施設などハ  
ード面の整備を行うための財源に充てるもので  
ございます。こういうことから、御指摘のとおり、  
地方独立行政法人というのは、法律で設立  
団体から長期借入金のみを認められておりまし  
て、これ以外の長期借入金及び債券発行、こ  
ういったことはできないというふうになっており  
ます。

**○太田清海議員** そういった問題もあります  
ね。それから、独立行政法人になった場合、差  
額ベッドというのがありますが、病院の場合、  
これが地方自治体病院の場合は、その総枠が3  
割以下というふうに設定されているようです。  
これが独立行政法人になった場合、5割まで引  
き上げられる。その行政法人にとってはいいか  
もしれないけれども、住民の側から見たら、差  
額ベッドが半分以下まで取れるのかということ  
では、経営状態によっては負担がかなり出てく



と思うんです。この辺の違いもあろうかと思  
います。料金も上がっていく、住民負担になっ  
ていくんじゃないかと思いますが、病院局長、  
そのあたりはどうでしょうか。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 今の差額ベッド  
の取り扱いでございますが、これも議員御指摘  
のとおりでございますけれども、ただ、県立病  
院のほうから独立行政法人化ということになり  
ますと、地方公共団体でなくなるわけござい  
ますから、差額ベッドの数の枠につきまして  
も、現在、地方公共団体という性格から3割以  
下ということになっておりますけれども、これ  
が5割というふうに拡大をされることになりま  
す。しかしながら、一方で、差額ベッドの料金  
に関する事項といいますのは、独立行政法人が  
作成する中期計画の中で定めることとされてお  
ります。この中期計画につきましては、議会の  
議決が必要だということになっております。こ  
ういう手続を経る必要があること等を勘案いた  
しますと、独立行政法人化された場合でも、や  
はり患者さんのニーズですとか、そういったも  
のを的確に把握した上で、病床数の枠ですとか  
料金を慎重に設定することが求められるという  
ふうに認識をいたしております。

**○太田清海議員** わかりました。そういった違  
い——ほかにも繰り入れ基準の問題等もあるん  
ですが、違いがあるんじゃないかなと思ったも  
のですから挙げさせてもらいました。今後の判  
断にしていきたいと思っております。これ  
は是とは思っております。

次に、ドクターヘリの問題についてお尋ねし  
たいと思います。福祉保健部長にお尋ねいたし  
ます。実は、今までの説明の中で、ドクターヘ  
リの要請は、消防機関あるいは医者というふう  
に聞いておりますけれども、そのドクターヘリ

を要請する根拠法令をちょっと確認しておき  
たいと思います。法としては何で定められてお  
りますか。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 航空法の中に  
その定めがありまして、消防非常備の町村にお  
いても要請ができるということになっておりま  
す。

**○太田清海議員** 消防非常備の問題を私も言  
いたかったわけですが、消防非常備の町村にお  
いては、いわゆる派遣要請はだれがするのだろ  
うかということ、救急隊が常備されておると  
ころであれば行くんですが、県北に特に多いわ  
けですよね。西米良とか日之影とか五ヶ瀬は非  
常備でありますけれども、こういったところにお  
けるドクターヘリの活用ができるのかどうか、  
どう考えておられるか、もう一度。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** ドクターヘリ  
の運用につきましては、通報を受けた救急隊  
が、まず患者の居場所に急行し、その容体を見  
きわめて、ヘリを要請するかどうかを判断する  
ケースが大半でありますことから、その円滑で  
効果的な運用を行う上で、救急隊の果たす役割  
が非常に大きいものとなります。このため、現  
在、役場職員などが救急搬送を行っている消防  
非常備の町村においては、ドクターヘリ要請の  
適切な判断をどのように行うのかが課題になっ  
てまいりますので、今後の運航マニュアルの整  
備の中で、宮崎大学はもとより、県と関係町村  
が連携し、検討していく必要があると考えてお  
ります。

**○太田清海議員** 今後の運航マニュアルの策定  
過程で、いろんな研修があつたりするだろうと  
思いますが、今の説明では、非常備町村には消  
防団の担当の職員がおつて、ほかの業務もされ  
ている。それも含めて、どうも消防機関として

一応法上は認められるという解釈があるようではありますが、現場で事故があった場合、山間地で事故があった場合、役場の消防団担当の消防機関と言われる人間が、ほかの仕事もしながらその連絡を受けて、まず現場に飛んでいく。飛んでいく時間が必要ですよ。その現場で、この人はドクターヘリを呼んだほうがいいと判断して呼ぶまでに、時間がかかりますよね。ですから、私は、本来ならば専門の救急隊が常備されていることが望ましいと思うんですよ。残念なことに、県北で7町村の非常備の町村があるわけで、消防機関として要請はできますよとはいえ、時間のロスはかなりあると思うんです。ですから、今後、運航マニュアルをつくっていく過程で、常備化というものを、その辺のテーマも挙げながら議論をして、ぜひ常備化を図っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、医師修学資金貸与事業についてお尋ねをいたします。

これは、既に昨年11月議会で自民党の丸山議員がお尋ねしたところではありますが、その後、変更がなかったのかどうか、医師修学資金の貸与を含めた来年度の状況をお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 平成18年度に創設した医師修学資金貸与制度については、今年度までに35名の医学生に貸与しておりますが、そのうちの1名が臨床研修を今年度で終える予定であります。この医師の貸与期間は2年間であり、制度上、貸与期間の2倍の期間、具体的には、来年度から4年間に、貸与期間と同じ2年間、県の指定する僻地医療機関等で勤務することが、貸与資金の返済義務免除の条件となっております。県としては、来年度からの

勤務開始を大変期待していたところではありますが、御本人に確認したところ、来年度は大学に残り、さらに実力をつけたいという意向のようであります。

**○太田清海議員** わかりました。これは新聞報道を見たときに、ちょっとマイナスのイメージを受けたものですから。ただ、御本人にとっては、技術を高めたい、また4年間に間にまだ時間がありますし、今後、僻地医療機関等に勤務していただくチャンスは十分あるわけですから、御本人の向学意欲であるというふうに、いい方向に解釈しながら、今後、こういった卒業生の地域医療に携わる人をふやしていただきたいと思っております。それで、私がちょっとここで言いたかったのは、県がそういった貸与をする場合に、在学期間中に、そういう学生の方々とオリエンテーションといいますか、近況報告とか、そういった接触を持っておかないと、どういうやり方で貸与しているかわかりませんが、何か口座に振り込んでしまってそれで終わりということではなくて、何らかの接触と今後のお互いの希望を聞いたり作業も必要かと思うんですが、そのあたりのことはどうされているのでしょうか。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 医師修学資金制度を、本来の目的どおり、本県の僻地や特定診療科の医師確保につなげるためには、貸与者に、貸付金の返還ではなく、県の指定医療機関での勤務を選択していただく必要があります。このために、県では、従来から貸付決定時に説明会を実施するとともに、毎年度の定期的な面会を行い、貸与者に対する制度趣旨の理解の促進に努めているところであります。また、貸与者に僻地医療に対する理解を深めてもらうため、僻地病院等で体験研修等を行う事業への参

加も促しております。医師確保は重要な課題でありますので、今後も制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

続いて、重症心身障がい児の入所施設の整備についてお伺いしたいと思います。

延岡では、延岡こども発達支援センターさくら園というのがあります。これも県の努力で整備をしていただき、本当にありがたく思っております。そういう中で、本県の重症心身障がい児施設の定員、九州各県の人口比で比較してどういう状況かということをお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の重症心身障がい児施設の定員は、2つの施設合わせ240人、人口1,000人あたりは0.21人となっております。これを九州各県と比較しますと、佐賀県が0.55人、長崎県、熊本県及び鹿児島県の3県が0.3人台と本県より高く、大分県、沖縄県の2県が本県と同じ0.2人台、福岡県が本県より低い0.15人となっております。なお、全国の平均は0.15人であり、本県を含め九州のすべての県が全国を上回る状況にあります。

○太田清海議員 参考に聞かせていただきましたが、高いところもあるわけですね。それで、県北の出身者は、どこの重症心身障がい児施設に何人入所しているのか、そういった状況をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 現在、県北出身の重症心身障がい児施設の入所者数は52名であり、そのうち県内には、45名が川南町にある施設に、1名が日南市にある施設に入所されております。残り6名は県外の施設であり、熊本県の施設に4名、大分県の施設に1名、鹿児島県の施設に1名となっております。

○太田清海議員 そういう状況であります。県内といっても、県北からすれば遠いところでもありますし、これは要望にとめておきますが、県北あたりに今後——さくら園等の整備もありますけれども——こういった重症心身障がい児施設の整備をぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

続きまして、介護職員の報酬についてお聞きをいたします。

これは、民主党の権藤議員も代表質問の中で質問をされました。介護職員の報酬について、平成21年の4月から介護報酬が3%増額されました。その後、介護職員処遇改善交付金が創設されたということになっています。介護職員処遇改善交付金については、権藤議員の答えでもわかりましたが、介護報酬の3%増の問題もありますので、それぞれの目的と介護従事者の処遇改善における効果等についてお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 昨年4月の介護報酬改定は、介護従事者の人材確保や処遇改善、認知症など利用者の状態に応じたケアの充実等を目的として実施されております。したがって、改定分のすべてが介護従事者の処遇改善に充てられるとは限らず、その用途は各事業者の判断とされております。この介護報酬改定による処遇改善の具体的な効果として、厚生労働省がことし1月に発表したところによりますと、介護従事者の平均給与月額約9,000円の増額となっております。一方、今回の介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善を図ることを目的としており、その用途は介護職員の賃金改善に限られております。当該交付金の効果については、国の予算積算上の指標として、介護職員1人当たり月額1万5,000円の処遇改善が

想定されております。

**○太田清海議員** なぜ賃金にうまく反映されなかったのかについては、事業所のほかの従事者との関係のバランスが悪いというのが回答として言われましたので、そういうふうな解釈をいたします。先ほど私が言ったデフレスパイラルの問題等が絡んでくるんですけれども、延岡には九州保健福祉大学というのがあります。一生懸命に教授陣が世の中にこういった人たちを送り出している。「頑張ってこい」と言って送り出すんですけども、介護職員の賃金が低いために定着率も悪い、なかなか職につけない、そういう状況であります。そういった送り出す学校側としては、本当に若者が希望の持てる、そういう賃金であってほしいというのがあるんですよね。これは事業所等でのいろんな問題もあるかもしれませんが、県としても、国が保証するわけですから、ぜひそれを活用してほしいというメッセージを送っていただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

次に、広葉樹造林等推進事業についてであります。

これはきのう、自民党の横田議員が全く私と同じ質問を緑のダムでされましたので、質問する必要はないかもしれませんが、聞く相手が違ったものですから、一応念のため、ちょっと趣旨が違うかもしれませんので、環境森林部長にお尋ねしたいと思っております。この事業、どのような樹木を植樹されるのかお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** 広葉樹造林等促進事業につきましては、平成18年度から、森林環境税を活用して、水源の涵養とか山地災害防止等の公益的機能の発揮が求められる森林において、広葉樹を植栽するものでございます。

その種類、樹種ということでございますが、クヌギとかケヤキ、山桜など15種類を対象樹種としておりまして、平成20年度までの3カ年で約140ヘクタールを植栽したところでございます。

**○太田清海議員** きのうの企業局の答弁では、何か実のなる木を少し入れられたようであります。今の中には余り入っていないような気がするんですね。それで、私も、有害鳥獣を山に戻すためには実のなる木を植えたらどうかということをご提案したかったわけですが、環境森林部長、実のなる木を植えたらどうですかということについてはどうでしょうか。

**○環境森林部長（吉瀬和明君）** おっしゃいますように、最近、山のほうで鳥獣の被害もあるわけでございますけれども、本県としてそういうことも考えますと、「多様な生物を育む森林づくり」というものを推進しておりまして、その中で広葉樹等も植えているわけでございます。先ほど申しました15種類の中にも、先ほど言いましたクヌギとかクリあるいはイチイガシ、センダンなど、鳥や動物が好んで食べる実のなる木の植栽も進めております。そういうものを進めることによりまして、人工林の自然林化あるいは天然林等の整備・保全を図りながら、野生鳥獣の生育あるいは生息の場の確保に努めていきたいと思っております。

**○太田清海議員** わかりました。南那珂の森林組合にも、かつて視察に行ったときに提案書をいただきましたが、その中にも山づくりについて、山の上は広葉樹、下、ふもとが、切り出しやすいところが針葉樹というような提案もありまして、本当に「百年の大計」で山をつくっていかないかんという意味では、森林のプロみずからの、こういう山づくりについて

の提案もあるようです。ぜひ県としても、百年を見ながらつくっていただきたいと思いますと思っています。

次に、教育長にお伺いいたします。延岡総合特別支援学校設置事業についてであります。

この中で、基本構想策定委員会が、策定は終わりました、設置準備委員会というものが設置されておると聞いております。この設置準備委員会の性格、基本構想策定委員会との違い等を含めてお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** この事業につきましては、延岡市にある延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校の3つの学校を統合して、延岡西高校跡地に複数の障がいに対応できる総合特別支援学校を設置するものであります。基本構想策定委員会は、昨年度、設置理念や基本方針等を検討するために、地域の学識経験者、医療・福祉・労働関係者、障がい者団体代表、特別支援学校の校長や保護者代表、行政関係者等23名で構成したものであります。この委員会の提言を踏まえ、県として平成21年3月に基本構想を策定し、公表したところであります。お尋ねの設置準備委員会は、この基本構想をもとに、学校の教育目標や教育課程、施設設備の設置要件等を具体化するために、関係する特別支援学校3校の職員を委員として今年度設置しております。現在、医療・福祉・労働等の関係者からの御意見も伺いながら検討しているところであります。

**○太田清海議員** わかりました。3校の人たちが委員として、いろんなところにヒアリングに行くということだろうと思います。この中には障がい者関係団体は入っていないくて、ヒアリングでということであると思います。後で関連す

るんですが、この西高跡地の既存の施設すべてを活用するかどうか、足りないのか、余るクラスもあるのかとか、学校の、その辺どうでしょうか。

**○教育長（渡辺義人君）** 既存の施設につきましては、耐震補強やバリアフリー等の改修工事を行った上で、そのほとんどを利用したいと考えておりますけれども、老朽化が進んだものや段差の解消が構造上困難なものなど、特別支援学校の施設としての利用が見込めないものにつきましては、解体をすることにいたしております。なお、既存の施設の利用のみでは必要な教室等が不足するため、これらにつきましては、増築等により整備してまいりたいと考えております。以上です。

**○太田清海議員** わかりました。実は、西高跡地には野球場というのがありまして、そこは今、延高の野球部が使っておると思います。今後使えるのかなという不安もありますが、そういった野球場が今後使えるのかどうか。そしてまた、その野球場との関係で、安全対策は今後どうされるか、お伺いをしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在、延岡高校が使用しております野球場につきましては、特別支援学校の開校後も、引き続き延岡高校が使用することにいたしておりますことから、児童生徒等の安全を確保するためにも——野球場からの打球が飛んでくるおそれがありますので——特別支援学校側の安全対策が必要であるというふうに認識しているところであります。このため、打球が特別支援学校側に入ることを防ぐように、野球場と運動場との間に防球ネットを設置することを検討しているところであります。

**○太田清海議員** わかりました。それで、この設置準備委員会というのがいろんな関係団体の

ヒアリングをしていくということでありましたので、こういった野球関係者ともヒアリングをぜひしていただいて、万全なものにしていただきたいと思います。

質問の中で、中学校1年生の少人数学級推進事業についてお聞きするところでしたが、時間もありませんので、ここで——説明では非常勤講師とかそういった名前が出ておりますが——正規職員をぜひ採用していくようにしていただきたいという思いを込めて、すべての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

**○萩原耕三副議長** 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後11時52分休憩

---

午後1時0分開議

**○中村幸一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒木覚市議員。

**○黒木覚市議員**〔登壇〕（拍手） 皆さんお疲れさまでございます。県北が3人続きまして、私の後にまだ西村議員がいますけれども、きょうは3月3日ひな祭り、先ほどテレビを見ましても、ひな祭りの放送ばかりでしたね。私も人並みに孫が欲しいなとおったら、去年は孫が一遍に3人できまして、男の子が2人、女の子が1人。以前、井上議員が「覚ちゃん、孫はかわいいわ」と私に言うんですね。「目に入れても痛くないわ」と。ほお、そんげなものじゃろかいなと私は思っておったんですが、このごろはようやくその実感がわいてきました。きょうは少し早く帰って孫娘とお祝いをしてやらなにかんかなというふうに思っております。孫の

話はこれぐらいにしまして——まだ知事には孫はいないですね——子育ての話は、最後になります西村議員にお任せをして、私は質問に入らせていただきたいと思います。

知事は、就任当時、県債の残高をどうにかせんといかんと言っておられました。就任後に策定された行財政改革大綱2007では、短期的には多額の収支不足を圧縮する対策とともに、中長期的には、県債残高を減少に転じさせるとともに、持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた対策を内容とする財政改革プログラムを柱の一つとして、各種の取り組みを実施しておられます。最近、知事の口から、県債残高の減少に向けた意気込みは余り聞かれないような気がするんですが、そこで、県債残高の削減を初め財政改革の取り組みについて、知事に所見を伺いたいと思います。

もう一点、教育行政について教育長にお尋ねをいたしておきます。

かつて、地域においては、青年団や婦人会などの団体が地域の中心となった祭りやイベントなどの行事が盛んに行われておりました。当時は、ほとんどの者が社会教育関係団体に入っており、地域の中心となって地域おこしをしておりました。私自身、青年団の一人として、先輩・後輩のつながりの中で活動し、育てられたという思いがあります。今は、少子化や都市部への流出などにより、地域に若者がいなくなるといった現実がありますが、地域にある青年団や婦人会などに入会しない者がふえていると聞いております。私は、地域の中でこのような団体が精いっぱい活動することによって、地域が元気になると考えておりますが、今ではそれがなくなっているように思い、残念に思っております。また、最近の若い人たちは、気の合う

仲間同士で、自分たちのことだけ考えて活動する傾向が強いと感じておりますが、地方分権の流れの中で、住民が中心となった地域づくりを進めるためには、地域にある青年団や婦人会などの団体による地域おこしが活発に行われることが大切であり、そのことが地域の発展、ひいては県勢の発展にもつながると考えております。そこで、会員の減少等により、青年団体や婦人団体では活動の衰退が懸念されておりますが、最近の社会教育関係団体の活動の現状について、教育長にお聞きをいたしておきます。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)

〔降壇〕

**○知事(東国原英夫君)**〔登壇〕 お答えいたします。

私は、知事就任後すぐ、「宮崎県行財政改革大綱2007」を策定いたしまして、その柱の一つに位置づけた財政改革プログラムに基づき、本県財政を将来にわたって健全性が確保される構造へ転換させるよう、これまで、義務的経費の削減や事務事業の徹底した見直し、財源確保対策等を着実に実行しているところであります。御指摘のありました県債残高につきましては、平成22年度末で9,410億円を見込んでおりますが、このうち、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が2,714億円と、全体の3割を占めているところであります。県債残高を削減することは、将来世代への負担を軽減し、財政の健全性を確保する観点から、大変重要なことと認識しておりますので、財政改革プログラムに基づき、引き続き、投資的経費の縮減・重点化や県債の新規発行の抑制を図り、県債残高の圧縮に努めてまいります。また、臨財債につきましては、その元利償還金相当額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することが地方財

政法に規定されておりますので、国に対しまして、その確実な措置を求めてまいりたいと考えておるところであります。〔降壇〕

**○教育長(渡辺義人君)**〔降壇〕 お答えいたします。

社会教育関係団体の活動の現状についてであります。近年、少子化の進展や個人志向の高まりによる連帯意識の希薄化などの社会状況の変化によりまして、社会教育関係団体の多くは会員が年々減少する傾向にあります。これらの団体にありましては、会員の固定化や次代を担うリーダーの不足、会員の負担感の増大などが予想されますことから、これまでのような活発な活動ができなくなるのではないかと心配されるところであります。このような状況の中においても、それぞれの団体の創意工夫のもと、例えば、青年団体においては、担い手の少なくなった郷土芸能の継承活動、あるいは駅伝等のイベントの実施、また婦人団体においては、保護者が参観日に参加しやすいように子供を預かる託児ボランティアの実施や、子供の登下校時の交通安全指導など、地域づくり、人づくりのために活動していただいているところであります。以上であります。〔降壇〕

**○黒木党市議員** 知事に行財政改革の取り組みについてお尋ねをいたします。県議会の中におきましても、県民に信頼される議会というものを目指して、さまざまな議会改革に取り組んでいるところでございます。これまでに、議員が本会議、委員会等に出席した場合に支給される費用弁償、これも一律5,000円減額する、また議会報の充実などにも取り組んできております。また、改革に向けた大きな取り組みの一つといたしましては、議員の定数削減、これが一番大きな改革になったと思いますが、現行の45名か

ら、次の県議会議員選挙では39名、6名削減するということになりました。県におきましても、厳しい財政状況の中で、人件費の削減のために職員数の削減に取り組んでいるところであり、知事が就任後に策定された行財政改革大綱2007において、平成23年当初までに、平成17年当初比で県の職員を1,000名削減するという目標を掲げて取り組んでおられるところでございます。そこで、知事にお伺いをいたしますが、本県における職員数削減の進捗状況と今後の取り組みについて、お聞きをしておきたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な行財政システムを構築していくためには、徹底した事務事業の見直しや職員数の削減などの改革が必要不可欠であります。このため、議員御指摘の行財政改革大綱2007におきまして、総職員数を平成23年4月までに、17年4月対比で1,000人純減するという目標を掲げ、昨年4月時点までで881人の純減となっております。全体といたしましては、これまでおおむね順調に推移してきていると考えておりますが、一方で、22年度重点施策に掲げている雇用の確保や中山間地域の活性化、子育て支援などの行政課題にも適切に対応していく必要があると考えております。今後とも、こうした行政課題と職員削減のバランスをとりながら、県民に必要なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 私たちの時代には退職金がもらえるだろうかと心配する職員も、若い職員の中にはいると私は聞いております。この3月には、知事部局で129名、企業局で2名、病院局で5名、教育委員会で177名、警察本部で78名、合計391名の職員が定年退職をされる見込みであり

ます。これに希望退職をプラスしますと400名以上になるのかなという気がいたします。仮に1人2,500万円平均で計算いたしましても、定年退職だけで98億円の退職手当が必要ということになるわけであります。民間であれば、このような支出に備えまして積み立てをしているわけです。しかし、行政の場合は単年度収支ということになりますので、その財源の一部を退職手当てで賄わなければならない、そういうふうになっているようであります。そこで、総務部長にお尋ねいたします。退職手当ては、昨年度と比較して今年度はどうなのか、お尋ねをしておきます。

**○総務部長（山下健次君）** 退職手当ては、平成18年度以降でございますけれども、10年間の特例措置として基本的に認められておるもので、一定の発行条件のもとにできるということでございますが、本県の場合、20年度は30億円を発行しております。21年度も同じく30億円の発行を予定しているところでございます。

**○黒木覚市議員** 今後、職員給与の減額を行うことになった場合、退職手当の減額も考えられますが、他県ではどのような手当等を減額しているのか、総務部長にもう一度お伺いいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 全国における一般職の給与の減額状況についてでございますが、平成22年の1月1日現在で、給料を減額しているのが31道府県、期末・勤勉手当を減額しているのが15道府県、管理職手当を減額しているのが、本県を含めまして30道府県、退職手当を減額しているのが2府県でございます。以上であります。

**○黒木覚市議員** 職員を削減し続けるというのは限界があるわけです。知事は、現在のところ



ろ、給与の20%カット、そして退職金を50%カットと、そういうふうにしておられます。県民の中には、私たち議員も退職金をもらっているのではないかとと思っている人もいるんですけども、私たち議員は、何年しても何十年しても退職金は一円たりともごさいません。知事御承知のとおりでございます。私はそれでもよいとは思っています。そこで、財政がますます厳しくなる中で、知事は、この職員給与あるいは退職手当の減額についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 公務員の給与につきましては、地方公務員法により、国や他の地方公共団体、民間企業の従事者の給与などの事情を考慮して定めることとされており、職員給与の決定に当たっては、まずは人事委員会勧告制度の趣旨を尊重することが大切かと考えております。一方、昨今の厳しい地方財政を受けて、先ほど総務部長が申し上げたとおり、各県とも総人件費の抑制に取り組んでいるところでありますが、本県におきましても、行財政改革大綱2007に基づきまして、平成23年度までの6年間に1,000人の職員数削減に取り組むとともに、特別職報酬の減額を初め、一般職につきましても、管理職手当の10%削減を平成16年1月から実施し、総人件費の抑制に努めているところであります。今後の職員給与の減額については、このような視点を踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

○黒木覚市議員 続きまして、東九州自動車道の県北区間及び九州横断自動車道延岡線について、国土交通省から平成22年度予算の仮配分が示されたところでありましたが、九州横断自動車道延岡線など、今後の見通しが不透明な状況にあることから、今後、整備促進に向けてどのよ

うに取り組んでいくのか。知事にこの点をお伺いしておきます。

○知事(東国原英夫君) 東九州自動車道を初めとする県内高速道路の整備促進につきましては、県政の最重要課題として幾度となく要望を行うなど、積極的に取り組んできたところであり、このたび、国土交通省から示された平成22年度予算のいわゆる仮配分では、東九州自動車道の県北地域については、県が要望している平成26年度供用に向け、ほぼ順調な予算額が示されたところであり、九州横断自動車道延岡線につきましては、前年度を大きく下回るなど、非常に厳しい状況にあると認識しております。本県は、全国的にも社会資本整備のおくれが顕著であり、地域間競争のスタート台にすら立てていない状況であり、高速道路の整備は急務と考えております。県といたしましては、政府を初め関係機関に対して、地方における高速道路の必要性とその整備に必要となる予算の確保、特に整備のおくれた地方への重点配分について、県議会を初め、地元や経済界等とも連携しながら、県民一丸となって引き続き強く訴えかけてまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 九州横断自動車道延岡線は、国土交通省により、国道218号北方延岡道路及び高千穂日之影道路で整備が進められているところであり、これ以外のまだ基本計画のまま整備のめどが立っていない区間に対しまして、今後どのように取り組んでいくのか、もう一度知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 県内の九州横断自動車道延岡線につきましては、現在、国道218号北方延岡道路及び高千穂日之影道路について、国土交通省により事業が進められているところであり、供用区間及び事業中区間合わせて

も、県内計画区間のわずか37%にとどまっている状況にあります。いまだ基本計画のままで整備着手のめどが立っていない区間につきましては、国において、高速道路の整備の過程に関し、現行の国幹会議を廃止し、新たな仕組みを構築すること、また、平成22年度において原則新規事業を行わないとされた方針が今後どのようになっていくかなど、大変不透明な状況にあります。高速道路は、全線がつながってこそ、初めてその効果を最大限に発揮するものと考えますことから、県としましては、これらの国の動向を注視するとともに、整備の道筋すら見えていない区間について早期に整備・着手していただけるよう、県議会を初め、地元や経済界等とも連携しながら、県民一丸となって、引き続き、政府を初め関係機関に対して、強く訴えかけてまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 東九州自動車道北浦一北川間、先般、私ども県境議連で、大分のほうで総会がございました。その際に、県北の議員全員で、延岡事務所のほうから案内を受けてトンネル等の視察をしました。1日に3メートルから4メートル大きなトンネルが進んでおるという説明等も聞きました。しかし、この北浦一北川間は、工事はだんだん進んでいるけれども、開通年度が示されていない部分なんです。国に開通年度を示すよう、より一層働きかける必要があるのではないかと思います。この点、知事に伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 現在、東九州自動車道につきましては、蒲江一北浦間及び国道10号延岡道路について、国土交通省から平成24年度、また、門川一西都間については、西日本高速道路株式会社から、平成22年度から25年度までの順次開通の予定が示されておるところであ

ります。これまで県では、県内の東九州自動車道すべての事業区間について、遅くとも平成26年度までに開通していただけるよう関係機関に要望してきたところではありますが、北浦一北川間など、いまだ開通年度が示されていない区間が残されております。県としましては、開通目標の時期が示されることは、早期開通に向け、重要なポイントであると考えておりますことから、これらの区間について、少しでも早い開通に必要な予算を確保していただくとともに、早期に開通目標年度を示していただくよう、引き続き国に対して強く訴えかけてまいりたいと思っております。

**○黒木覚市議員** 直轄事業の負担金制度の廃止問題が議論されているわけでありまして、高速道路の整備がおくれた本県にとりまして、国が整備を進める東九州自動車道等の区間を早期開通させるためには、県も財政が厳しい状況ではありますが、しばらくは現行制度のもと、直轄事業についての応分の負担をしていかなければならない現状であります。このことについて、知事の所見を伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 東九州自動車道を初めとする高速道路の整備がおくれた本県といたしましては、その整備促進のため、厳しい財政状況の中ではありますが、現行制度のもとでの直轄事業負担金を負担することは、法の規定に基づくものであり、やむを得ないと考えて、これまで応分の負担をしてきております。この直轄事業負担金につきましては、現在、全国知事会と関係省庁の間で、そのあり方について協議が進められており、さきに公表された平成22年度の政府予算案においては、制度の廃止に向けた第一歩として、維持管理費に要する経費や、退職手当、営繕宿舍費などを含む業務取扱費を

負担の対象から除外するとされており、大きな前進と評価しているところであります。このため、本県の平成22年度当初予算編成におきましては、これに沿って所要額を計上したところであります。なお、制度の廃止に向けた検討が進められているところでありますが、いずれにいたしましても、本県のように高速道路の整備がおこなわれている地方の実情にも配慮し、国が責任を持って早急に整備を進めていただくことを求めています。

**○黒木覚市議員** 続きまして、高速道路に係る直轄事業の負担率は、以前は事業費の10%であったというふうに私は記憶しておりましたが、近年、負担率が上がったと聞いております。その状況と理由を県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 国が直轄で整備を行う高速道路の事業費は、高速自動車国道法の規定によりまして、国が事業費の4分の3を負担することが基本となっております。本県の場合、これに加えて、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の規定が適用されますので、国の負担率が引き上げられることとなります。引き上げ率は総務大臣が毎年算定することとなっております。これに基づき、本県の負担率も自動的に決まることとなりますが、近年の県の負担率を申し上げますと、平成15年度から平成18年度は10%でありましたが、19年度が10.75%、20年度が11.5%、21年度が12.25%と、御指摘のとおり負担率が上がっております。その理由であります。総務大臣が算定する引き上げ率は、財政力指数をもとに、本県と財政力指数が最小の団体との比較計算により決定されるということから、変動するものでございます。

**○黒木覚市議員** 今のお話を聞いておりますと、宮崎県は財政力がよくなったのかなという気がしますけれども、感じだけでしょうかね、そのあたりは。

次に移ります。国道218号北方延岡道路には規制速度50キロの箇所があるわけです。ここの改良の見込みはどうなっているのか、県土整備部長にもう一度お聞きします。

**○県土整備部長（山田康夫君）** 国道218号北方延岡道路の北方一舞野間におきましては、用地の取得が完了していないことが原因で道路の線形の悪い箇所があり、一部の区間で規制速度が時速50キロメートルとなっております。現在、この用地に関し、県では、事業者である国土交通省からの請求を受けまして、土地収用に向けた法的手続を慎重に進めているところであります。国土交通省によりまして、用地取得後、速やかに工事を実施すると聞いておまして、工事完了後、規制速度の変更がなされる見込みとなっております。

**○黒木覚市議員** 東九州自動車道門川一日向間が、今年末には開通するというふうに伺っております。東九州自動車道とつながる国道218号北方延岡道路などの速度規制箇所も、さっき部長がお答えいただいたように改良されるということになりますと、今後どのようにするのか、警察本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 国道218号北方延岡道路につきましては、現在、先ほどありましたように、道路の線形が悪いため、一部50キロ規制となっている区間を除いて、60キロ規制となっております。また、東九州自動車道につきましては、門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間が、本年末までに開通する見込みと伺っております。これに伴いまし

て、日向インターチェンジから北方インターチェンジまでが一本化され、先ほどございましたように道路環境も整備されれば、門川一日向間の開通にあわせて、北方延岡道路を含めて、日向インターチェンジから北方インターチェンジ間の速度規制については、70キロとすることを考えております。

**○黒木覚市議員** ありがとうございます。北方から日向まで70キロ規制ということになりますと、かなり時間の短縮ができるなど、地域の皆さんは非常に喜ばれるというふうに思っております。

次に、県有財産の管理についてお尋ねをいたします。

知事部局628戸、教育委員会555戸、警察関係885戸の職員住宅があるわけでありまして。中には、老朽化が進み、古い年代の職員宿舎もあるようであります。今後どのように管理していくのか、それぞれ総務部長、教育長、警察本部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 知事部局の所管しております職員宿舎につきましては、628戸のうち、一番古い建物は昭和43年に建設されております。こういったものを含めて、昭和40年代に建設されたものが174戸と、全体の28%となっております。こういった老朽化した職員宿舎につきましては、管理計画に基づきまして、今後職員宿舎として利活用が見込まれる場合には、改装工事や修繕により対応いたしますとともに、利活用の見込みのない職員宿舎については廃止し、処分をしてきたところでございます。今後とも、入居状況あるいは地域的な事情、維持コスト等を総合的に勘案しながら、適正な職員宿舎の管理に努めてまいりたいと考えております。

**○教育長（渡辺義人君）** 教育委員会所管の教職員住宅につきましては、現在、老朽化した住宅であっても、入居率が高く、将来とも活用が見込めるものにつきましては、その補修等に努め、住環境の維持を図っているところであります。一方、長年にわたり入居率が低く、入居者の増加が見込めない住宅につきましては、計画的に処分しているところであります。今後とも、こうした方針を基本として、教職員住宅の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 警察は、事件・事故、災害等、あらゆる警察事象に即応して、迅速かつ的確な初動警察の体制を確立しなければならないわけでありまして、警察職員は管内居住を原則としております。したがって、こういった警察職員を入居させるための職員宿舎というのは極めて重要な施設でありまして、計画的な維持管理を行っているところであります。こういった中で、老朽化が進んだ職員宿舎につきましても、今後も利活用が見込まれるものにつきましては、各地区の民間の住宅事情や職員の住宅事情等を考慮しながら、各宿舎ごとに存続の必要性や改築等の検討を重ねつつ、適正な職員宿舎の管理に努めてまいり所存であります。

**○黒木覚市議員** ありがとうございます。知事部局の管理戸数628戸のうち、入居戸数が449戸、入居率は71.5%、179戸の空き家があるわけです。特に、日南、小林、日向、都城地区は、入居率が50%前後となっているようであります。教職員住宅555戸のうち、入居戸数が431戸、入居率が77.7%で、124戸の空き家があるわけであります。教職員住宅の世帯用で見ますと、宮崎地区が67.7%、日向・延岡が66.7%、

西諸地区が53.8%と、低いところもあるよう  
あります。警察関係では、宮崎周辺、本部ある  
いは宮崎南署が入居率が70%ぐらいのほかは、  
各署とも100%に近いぐらい高い入居率となっ  
ているようであります。警察のほうはそれでも102  
戸の空き家があるようであります。空き家全体  
で405戸になっております。入居率の少ない職員  
宿舎を有効活用するためには、他の部局との連  
携が必要ではないかというふうに感じますが、  
それぞれ部局長にお伺いをいたします。

**○総務部長（山下健次君）** 知事部局におきま  
しては、入居率の低い世帯用職員宿舎の有効活  
用を図る観点から、昨年3月に入居資格の要  
件を緩和いたしまして、教育委員会及び警察本  
部等の職員についても入居を認めているところ  
でございます。現に、ことしの2月現在で警察  
官6世帯が、知事部局が所管する職員宿舎に入  
居している状況でございます。今後とも、教育  
委員会や警察本部等と連携を図りながら、職員  
宿舎の有効活用を努めてまいりたいと考えてお  
ります。

**○教育長（渡辺義人君）** 教職員住宅につつま  
しても、県有財産の有効活用の観点から、他部  
局の職員等の受け入れについて積極的に検討し  
てまいりたいと考えております。以上です。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 現在、先ほど総  
務部長からございましたように、6戸の知事部  
局の世帯用の職員宿舎を利用させていただいて  
いる状況であります。今後とも、他部局との連  
携を図りながら、職員宿舎の有効活用を努めて  
まいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 知事にお伺いいたします。3  
部局から、職員住宅の管理、今後の有効活用  
について、ただいまお聞きをいたしました。3部  
局で400戸も空き家があるわけであります。県住

宅あるいは市町村住宅の空き家の抽せん、非常  
に殺到して、かなり倍率が高いわけです。そう  
いうことも考えますと、こういった職員住宅を  
もっと活用ができないのか。あるいは住宅を  
持っていらっしゃる職員の方が多い。特に延岡  
や日向は通勤圏になってしまっている。電車も  
延岡まで1時間で走れる。そうなりますと通勤  
圏。そういうことで、かなり県住が空いてくる  
んじゃないかというふうに思うんです。です  
から、ここあたりの住宅の整理といいますか、そ  
ういうものについての知事の考え方をお聞かせ  
願いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 職員宿舎につつま  
しては、異動の円滑化や災害時等の危機管理の対  
応から整備を行ってまいりましたが、道路事情  
の変化や地域事情等により、職員宿舎の必要  
性も変わりつつあるものと考えております。この  
ようなことから、県といたしましては、利活用  
の見込みのない職員宿舎については、これま  
でも廃止してきたところであり、既存の職員宿  
舎についても、有効活用の観点から、県全体で  
の利活用を推進するなど、職員宿舎の適正な管  
理に努めることとしております。

**○黒木覚市議員** ありがとうございます。先  
ほどの400戸というのは、私は大きい数字だと思  
うんです。それをうまく活用ができるように、  
よろしく願いいたします。

次に、細島港の整備についてお尋ねをいたし  
ます。

細島港北・南防波堤の整備の進捗により、港  
内のうねりが少なくなってきたが、安全な荷役  
をするためには、沖防波堤を延ばす必要がある  
と思うわけであります。今後、事業費の削減が  
心配されますが、知事はどのように取り組んで  
いくのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 細島港につきましては、外国貿易を含む東九州の物流拠点港として位置づけており、これまでも予算確保に配慮してきたところであります。お尋ねの沖防波堤につきましては、平成21年度末で約5割の進捗となっており、一定の効果があらわれているものの、現在でも、ロープが切れるなどの荷役障害が年間約30件発生しておりますので、引き続き整備が必要と考えております。私といたしましては、国や県の公共事業予算が厳しい状況でございますので、選択と集中の理念を踏まえながら、細島港の整備の必要性を国に強く訴えることで、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○黒木覚市議員 次に、白浜17号岸壁についてであります。細島港大型岸壁の整備予定箇所の背後には、既に護岸があるわけであります。この護岸を改良工事として取り扱おうと、整備に取り組むやすいんじゃないかという地元の声があるわけです。今の護岸を改良するほうがいいんじゃないかと。今の民主党政権は新規事業を認めないという方向もありますので、護岸の改良としてはできないのかという地元の声があるわけであります。県土整備部長、どのように考えておるか、お伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） お話のありました既設の護岸は、埋め立てのために必要な施設でありまして、船舶を係留するための機能と構造を有しておりません。一般的には、護岸のまま、かさ上げなど機能の向上を図る場合を改良工事と表現しております。一方、今回整備を予定しております大型岸壁は、船舶の係留と貨物を取り扱うための埠頭用地が必要なことから、港湾計画によりまして、既設の護岸から海側に50メートル出して新たに整備するというも

のでございます。このような場合、国においては新規事業として取り扱われることになっております。

○黒木覚市議員 今、部長のほうからお話を聞いてみますと、やはり新規でないとはこれは取り組めないということがよくわかりました。大型岸壁の整備は新規着手ということになりますと、これは粘り強く国のほうに要望していく方法しかないのかなと、そういう感じを受けておりますが、知事、どういうふうにごくここを取り組みますか、もう一度、ありましたら。

○知事（東国原英夫君） 私といたしましては、これまでも、大型岸壁整備の新規着手に向けて、国土交通省の大臣を初めとする政務三役や民主党本部に対して、再三にわたり要望してきたところでありますが、平成22年度は、直轄事業の新規採択は行わないとする国の方針のもと、新規着手が認められず、大変残念に思っているところであります。このため、平成22年度は、大型岸壁背後の埠頭用地の利用促進と、直轄事業の新規着手に向けての国へのメッセージにつながるよう、県独自の調査事業を予定しております。今後とも引き続き、地元や産業界などと連携しながら、粘り強く国に訴えかけてまいりたいと考えておるところであります。

○黒木覚市議員 今後、企業進出などにより、細島港では貨物量がふえて重要性が増すであろうというふうに思うわけであります。細島港を知事はどのように考えていらっしゃるのか、もう一度お答えを願いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 細島港は、東九州の物流拠点港として重要な役割を担っているところであります。このような中、昭和シェルソーラーなど複数の企業が、細島港の利用を前提として進出を決定しておるところでありまして、

取扱貨物量の大幅な増加が期待されております。このため、今議会で提案しております平成22年度の当初予算案の中で、県単独事業によるコンテナターミナルの整備拡充を図ることとしており、また、大型岸壁の新規着手についても国に強く要望しているところであります。今後は、高速道路網の整備によりまして、さらに重要性が増大するものと思っておりますので、ポートセールスによる港の利用促進や必要な施設の整備に、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、麻薬・覚せい剤等についてお尋ねをいたします。

薬物事犯についてであります。昨年も有名芸能人の検挙などで全国的に話題になりました。本県におきましても、昨年、新聞等に覚せい剤や大麻事犯の報道が取り上げられるなど、薬物事犯の蔓延が大変危惧されているところであります。そこで、本県における薬物事犯の取り締まり等の現状について、また広報啓発などの諸対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 本県における検挙状況であります。昨年、平成21年中でございますけれども、覚せい剤事犯が71件、52人、大麻事犯で51件、37人、その他合成麻薬でありますMDMAの所持事犯1件を検挙しております。これを前年比で申しますと、覚せい剤事犯が7件、4人の増加、大麻事犯が18件、7人の増加となっており、特に大麻事犯につきましては、平成19年以降3年連続して過去最高の検挙といった状況でございます。

対策といたしましては、供給源の遮断と需要

の根絶を基本といたしまして、税関、海上保安庁等の関係機関と連携の上、密売人や末端乱用者の徹底検挙を図ってまいります。また、取り締まりの強化とともに、広報啓発活動の推進が重要でありますことから、県の医療薬務課、保健所等と連携をした薬物乱用防止キャンペーン、教育委員会や学校と連携した薬物乱用防止教室の開催などを実施しているところでございます。特に、大麻事犯を中心に若者への薬物汚染が危惧されますことから、平成21年中は、県内5つの大学で合計約2,000名を対象に薬物乱用防止講話を実施したほか、県のサーフィン連盟と連携しての広報啓発活動を実施しております。今後もこうした取り組みを継続してまいり所存であります。

**○黒木覚市議員** 今の検挙数には大麻の栽培事犯も含まれているのか。それはどういう場所で栽培されたのか。もう一度本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** ただいま申し上げました大麻事犯の検挙の中に、栽培事犯の検挙も含まれておまして、これが12件、6人を検挙しております。栽培場所でありますけれども、借家とかアパートの一室、自宅のベランダ等ではありますが、中には、宮崎市内で検挙いたしました栽培事案では、アパートでの栽培が手狭になったために別に一軒家を借りて栽培していたという特殊な事例もございます。

**○黒木覚市議員** 次に、県内のケシの不正栽培についてお伺いをいたします。ケシの仲間は、春から夏にかけて色鮮やかで美しい大きな花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として大変人気があります。一方、ある種のケシは、麻薬成分であるモルヒネを含み、アヘンをつくることのできるため、あへん法で

栽培及び所持等が厳しく取り締まられておりません。つまり、ケシは、合法的な植えていいケシと、栽培が規制される植えてはいけないケシの2種類があることとなります。県内でも、植えてはいけないケシ、つまり不正に栽培されたケシが、毎年かなりの数、保健所によって除去されていると聞いております。そこで、福祉保健部長にお伺いしますが、県内のケシの不正栽培の現状及び原因はどうなっているのか、また、その中でアヘンの精製を目的としたものはあったのか、お尋ねをいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** 県内で保健所によって除去された不正栽培のケシについては、平成19年度が66件、5,302株、20年度が56件、1万4,094株、21年度が41件、7,866株となっております。不正栽培の原因としては、合法的なケシとの見分けが難しいことから、市販の園芸用のケシの種の中に混入した不正なケシの種を、不正なもの知らずに鑑賞用として栽培したケースがほとんどであります。なお、この中で、アヘンを精製する目的で不正に栽培されたものはありません。

**○黒木覚市議員** 植えていいケシ、植えてはいけないケシの見分けもなかなか難しい、また、アヘンの精製を目的とした栽培はなかったということではありますが、今はなくても、今後悪用するなど何が起こるかわかりません。そこで、ケシの不正栽培を根絶する対策についてはどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（高橋 博君）** ケシの不正栽培を根絶するためには、何よりも、県民一人一人が正しい知識を身につけることが大切であります。県としましては、毎年、4月15日から6月30日まで、「不正大麻・けし撲滅運動」を実

施し、マスコミを通じての広報や、学校を初め関係団体に啓発用のポスター・パンフレットを配布するとともに、不正大麻・ケシの発見及び除去を行っております。今後とも、このような啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 保健所で取り締まりながら、始末書もきちっと書かせているという話を聞いております。始末書を一回書いた人は二度としないというふうに、今、県内では聞いておりますが、分布状況も、聞いてみますと、県内全域にある程度あると。各保健所それぞれ摘発しているようですから、県内全域に、そういう種に混入してくるのかなというふうに思っております。ぜひ不正な植えつけがないように取り締まりをお願いします。

ケシの不正栽培を見つけた保健所から通報を受けた場合、警察は捜査するのか、本部長にお尋ねをいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** その受けた通報でございませけれども、それが刑罰法令に触れる内容のものであれば、所要の捜査を行うこととなります。

**○黒木覚市議員** だれも悪用で現実にやっていないから、今のところは取り締まるだけでいいんですけれども、福祉保健部のほうにもしっかりお願いをしておきます。

最後に、教育行政についてお尋ねをいたします。

先ほどお伺いしましたが、社会教育関係団体の活動の状況を踏まえ、社会教育関係団体が活性化するためには、教育委員会として今後どのような支援が必要と考えているのか、教育長に見解をお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 社会教育関係団体が



活性化し、これまで以上に地域社会の発展に重要な役割を果たしていくためには、その活動がさらに地域に根差したものとなり、特に若い世代から共感をされ、支持を得ることが大切であると考えます。このためには、団体としての活動がより地域に密着し、地域の活力につながることや、子育てに悩む方々への相談といった、時代の要請に即した魅力的な活動となることが必要であり、あわせて、その活動内容を、若い世代を初めとする地域住民に情報発信していくことが重要であると考えております。このような視点に立ちまして、県教育委員会といたしましても、今後とも、市町村との十分な連携のもと、社会教育関係団体の活性化が図られるように、必要な情報提供や指導・助言などの支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○黒木覚市議員 ありがとうございます。今回は、私の得意分野であります農業問題は一切やりませんでしたけれども、この次は、農業問題、林業問題、そういうものにも取り組んでいきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

○中村幸一議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき、日向市選出の西村賢です。一般質問最後の登壇者となり、代表質問から続き、皆さん、お疲れでしょうが、最後までお付き合いのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、同郷の日向選出、黒木覚市先輩のほうから、細島港、そして高速道路に対する要望がありました。政府も、重要港湾を絞って整備していく旨の発言をしておりますので、細島港の整備につきましては、高速道路の開通と相乗効果を生むものであります。日向・入郷地域の

未来へのかけ橋、そして県北地域の最後の希望でもありますので、県執行部の皆さん方には、ぜひ積極的な行動をよろしく願います。そして、民主党の皆さん、よろしく願います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

去る2月14日、延岡一日向市間を往復する西日本マラソンにおいては、東国原知事も走られ、観衆に手を振りながらも制限時間内に見事ゴールされました。走る前に知事はテレビの取材で、「完走して県民に勇気を与えたい」という思いを有言実行してくれたことは非常にうれしく思います。さて、知事は、マラソンを走る前にどういった目標を立てられ、その目標に向かってトレーニングされているのでしょうか。長い距離を走るマラソンであれば、いきなり、あしたフルマラソンを走れと言われても難しいものであります。いきなり素人にはできないことでもあります。高い目標だけあっても、なし得ることではないと思いますが、最近、私の尊敬する政治家の一人であります前厚生労働大臣の舛添要一さんの「内閣総理大臣」という著書を読みました。舛添氏の国を思う気持ち、そして国際感覚や政治観など、また経済観など、非常に共感できる場所が多々ある政治家だと思っております。その著書の一節で、民主新政権の政治家主導に対し、「自転車しか運転したことがない人がF1を運転するがごときをやろうとしている」と、ジャーナリストの立花隆氏の言葉を引用し、役所内部や官僚組織を知らずに政治家主導をやるのがいかに難しく、そして、民主党の政治家主導に疑問を持っている様子がかがえました。これも、トレーニング期間(経験)がないのに、いきなり高い目標に向かって突っ込んでいっても難しいということを

書きたかったのではないのでしょうか。それでも国民は、事業仕分けなど民主党の政治家主導に大きな期待をしております。最初は当然動きが悪いとは思いますが、これもやり続けていただきたいことであると思います。

話を戻しますが、知事は、みずから高い目標を掲げたマニフェストをつくり、就任当初から、4年間を一くくりとする発言をされてきました。知事も就任当初は、御自身の理想と現実のギャップに悩まれたのではないのでしょうか。就任当初は県職員ともぎくしゃくしたかもしれませんが、しかし、この3年間でしっかりと連携を深め、あらゆる場所で県民との信頼を築き、議会との信頼関係も――築けたかわかりませんが、そういう意味では、集大成となる就任から4年目の予算編成となります。これまで、代表質問、一般質問と、知事の予算編成に対する思いは多々聞いてまいりましたが、いま一度知事という言葉で思いを話していただければと思います。

以下、質問者席より質問を続けます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

少子高齢・過疎化の進行や、世界的な経済危機の影響に加え、依然として厳しい財政状況など、本県を取り巻く情勢は極めて厳しい状況だと認識をしているところであります。このため、平成22年度当初予算におきましては、最終年度を迎える財政改革プログラムの着実な推進により、徹底した財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、私の任期4年の仕上げの年として、総合計画に掲げる新みやざき創造戦略を初め、マニフェストの実現に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。ま

た、緊急的な経済・雇用対策や中山間地域対策など、マニフェストに掲げていない喫緊の課題につきましても、迅速に対応していく必要があることから、当初予算には、本県の発展のための重要性の高い施策や事業を盛り込んで編成したところであります。[降壇]

○西村 賢議員 ありがとうございます。再質問したいと思いますが、先ほど私が壇上から申し上げたとおり、知事の就任前、もしくは1年目と4年目を迎える今の気持ちとお変わりありませんでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私は、信念として、「原点に返れ、初心を忘るべからず」というのを私の生き方の理念としておりますので、いつでも原点に戻る、初心に戻るということを自分に言い聞かせながら、県勢発展のために尽力しているところであります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ2期目につなげる有意義な一年にさせていただきたいと思います。

続きまして、本県観光振興について伺います。

いよいよ、大型客船のレジェンド・オブ・ザ・シーズ号が3月30日に細島港に初入港いたします。これまでも、受け入れ体制につきましては何度か質問させていただきました。万全を期していただき、ことしのみではなく、次に続いていくような支援をお願いしたいと思います。さて、昨年9月の代表質問で、私が知事に中国へのトップセールスについて伺ったところ、「今後の受け入れ状況などを把握しながら考えていきたい」との答弁をいただきました。いよいよ初めての入港日が決まりましたが、知事は歓迎式典や表敬等に出向く用意があるのか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回のクルーズ船の受け入れに関しましては、地元日向市が中心になって受け入れ事業等々の準備を進めておるところであります。3月も含め、今後5回の寄港が予定されておりますので、私の日程の調整を考えながら、私もぜひ港に行き、歓迎の気持ちをお示ししたいと考えております。

○西村 賢議員 その気持ちを伝えていただくことはもちろん重要なんですけども、日向市だけではなくて県全体でお迎えするという気持ち、知事がいつも、県民総力戦、そしてその気持ちを相手に、観光客に伝えるということを常々申してこられてきましたので、ぜひそれを知事が先頭に立ってやっていただきたいと思っております。

次に、商工観光労働部長にお伺いしますが、中国からの観光客誘致は、日本国じゅうの観光地や商店街がねらっているところでもあります。それはもう御承知のとおり、海外旅行する中国人の購買意欲の高さにあります。日本のみならず、世界じゅうで物を買って求めたり、ニュース等でもたびたび報道されております。昨年、フランスで中国人が買ったブランド品などの免税品がロシアを抜き、1位となったという新聞記事も読みました。本県も、先ほど話したレジェンド・オブ・ザ・シーズ号の入港にとどまらず、ほかの地域からも集客に努めたいものですが、そのためにも、しっかりと中国人の購買ニーズをつかむのも大事だと思います。こちらが売りたいものを売るのでなくて、向こうが買いたいものを店に並べる、そういうことも重要だと思いますが、顧客満足度、観光客の満足度を高めるための本県の準備と、ニーズをつかむための取り組みはどうなっているのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中国人観光客のニーズにつきましては、現地旅行会社からの直接の聞き取り、あるいは県上海事務所による情報収集活動、さらには、国際観光振興機構や九州観光推進機構が実施しますアンケート調査等により、把握に努めているところでございます。また、ことし1月には、中国の旅行ニーズに精通している講師をお招きしまして、ショッピングを旅行の大きな楽しみとする中国人観光客の受け入れに関しまして、セミナーを開催するなど、県内宿泊業者に情報提供を行っているところでございます。このような取り組みにより得ました情報等を活用し、例えば、現在、中国でも富裕層を中心にゴルフ人口が急増しているという動きに注目し、本県の誇るゴルフ環境に重点を置きまして、中国人観光客の誘致に取り組んでいるところでございます。今後とも、さまざまなチャンネルを通じ、迅速な情報収集を行ってまいり、ニーズを素早く把握するとともに、これに的確に対応した旅行会社への旅行コースの提案等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 これからのことだと思いますので、ぜひ今回も、日向市や物産センター、その関係各位とも連携をとっていただき、お客さまの満足度というものを高めるために頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、中国、台湾、韓国などの東アジアからの集客、また、その他外国からの観光客誘致に、九州一体となつての広域的な活動は切り離せません。先日からの質問でも、九州新幹線の有効活用、そういう話も出ておりましたけれども、ぜひ九州各県の行政が連携する取り組みが必要となりますが、その取り組みについて商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 海外からの誘客に当たりましては、広域周遊ルートを作成するにしても、知名度向上のための観光PRを実施するにしても、各県が連携して取り組むことにより、一層の効果が上がると考えております。このため、平成17年に、九州各県と経済界が一体となりまして九州観光推進機構が設立されたところをごさいます。九州各県を周遊する旅行商品の造成に向けて、国内外の旅行会社等を招聘する事業、あるいは海外での各県合同の旅行商談会等の取り組みが進められているところをごさいます。また、鹿児島、熊本、宮崎の3県で、南九州広域観光ルート連絡協議会を設置してございます。海外における南九州3県の魅力のPRや、海外からの教育旅行の誘致などに3県共同で取り組んでいるところをごさいます。そのほかにも、鹿児島県や長崎県との共同事業等も行っております。今後とも、九州各県と、より一層緊密に連携しまして、海外からの誘客の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。当然、民間活力も含めた取り組みを、今後ともお願いしたいと思います。

次に移ります。プロサーフィンのワールドツアー、ワールドチャンピオンシップツアー、WCTと略しますが、そのWCTの開催誘致についてお伺いたします。本県でも、過去、平成3年から3年間——基本的には1つが3年間あるそうなんです——開催されて、平成3年、当時10月8日から13日の6日間——うち1日は台風でできなかったそうなんです——12万人もの観光客が世界じゅうから訪れたとのこと。県職員の中には、そのときのことを知る方もまだいらっしゃるでしょう。それから宮崎に

はいい波があるということが全国的に広がり、現在、サーフィン愛好者からは絶大な人気を集めております。サーフィンの愛好者は、全国に300万人、世界じゅうでは3,000万人いると言われており、年々アジアでも広がりを見せております。サーフィンは、御存じのとおり、自然相手のスポーツであり、自然環境やエコといったものをイメージする本県にとっても、ぴったりのスポーツだと言えます。県内にも、木崎浜初め、日向市のお倉ヶ浜、金ヶ浜、高鍋の蚊口浜、串間の恋ヶ浦など、有名スポットは数多くありますが、実際そのまま移り住んだり、別荘を購入する人たちもいて、移住政策にもつながっております。このWCTを見にきた方々もたらす大きな経済効果もあると思いますが、来年開催候補地のエントリーがことしの9月に迫っております。そのWCTの誘致に向けて、ぜひエントリーすべきだと思いますが、知事の意向を伺います。

○知事（東国原英夫君） スポーツイベントや大会の誘致というのは、議員御指摘のように、移住誘致、観光誘致、あるいはスポーツランドみやざきの振興にとっては、重要な施策、事業だと認識しておるところであります。また、このサーフィン大会は、議員御指摘のように、平成3年から5年にかけて3年間行われておったんですが、かなりの経済効果ということも数字的に出ております。ただ、地元負担が非常に大きいものですから、これについて状況はどうかと。費用対効果等々も含め、あるいは地元で求められる財政負担といったものを勘案し、開催に際しては、地元関係団体の受け入れ体制の充実・拡充といったものを広く複合的に勘案して検討を進めないといけないと思っております。

○西村 賢議員 過去の平成3年からの予算を見ますと、3年間で約1億2,000万円ぐらい、年間約3,900万円かかったという資料も見ました。費用対効果を考えても、当然そのときの集客のみならず、今の愛好者の多い集客力、そして知名度を考えると、高いものではなかったのではないかと思います。実際、約20年近くたつわけですけれども、今、宮崎に、シーズンオフでもサーファーの方がいっぱい押しかけるというのは、やはりそのときの効果が今やっと花開いているからではないかと思います。実は、平成3年前後当時の県議会議事録を見ました。これはまだ電子化されていないものですから、探すのも大変な状況でしたけれども、当時もサーフィンの集客に驚き、また、木崎浜への設備整備を求める議員の発言などもありました。ただ、その当時は、お金の心配は特に見受けられませんでした。それだけいい時代だったのかもしれませんが、やはり県の観光の魅力というものを考えますと、いつも知事が答弁されるように、自然とか、神話とか、スポーツランドというものがあると思います。先ほども商工観光労働部長から、ゴルフというものを有効的に活用するという話もありましたけれども、サーフィンも同様だと思います。20年ぶりの開催を期待しておりますが、再度、知事の個人的な思いでも結構ですから、ぜひその思いがあれば、この場で発言していただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県はスポーツランドを振興しております、プロという名のもとに、野球、サッカー、あらゆるスポーツのイベントあるいは大会、合宿、キャンプ等を誘致しているところであります。これはもちろんマリンスポーツも例外ではなく、非常に自然にも恵まれた環境ですので、そういったものでPR、

打ち出し、宮崎県のイメージの向上にもつながるものだと、重要な取り組みではないかと認識しているところでございます。ただ、先ほども申しましたとおり、財政的な負担、地元負担を要求されるといいますか、それが伴うものですから、議員御指摘の1億数千万、1億3,000～1億4,000万かかったこの大会の地元負担は、私の個人的な考えで言いますと、相場感で言いますと3分の1、要するに3分の2ぐらいを企業協賛してくださるといっているのであれば、これは乗らないわけではないと、検討しないわけではないというような、そういった相場感を持っているわけでございます。ただ、諸事情がございますから、地元の関係者の方、そしてまた、サーフィン主催者の方、それを協賛される企業さん等の発掘も含めて協議を進めていかなければいけないのかなと思っております。

○西村 賢議員 今の思いを考えますと、財政的な問題はあるかもしれないけれども、知事個人としてはやりたいと、やってみたいという思いととらえてよろしいのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） そうとらえてもらっても構いません。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

それでは、次に移ります。県のITの活用についてお伺いいたしますが、先日、株式会社電通が、日本の総広告費と媒体別・業種別の広告費を推定した「2009年日本の広告費」を発表いたしました。2009年の日本の総広告費は、景気悪化も受け、5兆9,222億円で、前年比11.5%の大幅減となったそうです。不況になると企業はよく3Kを削るといいます。交通費、交際費、広告費の3Kです。まさしくその状況が顕著にあらわれておりますが、その広告の媒体で1位を占めるのはテレビ、1兆7,139億円でありまし

た。その中で今回特筆すべきは、新聞広告費をインターネット広告費が初めて上回り、インターネット広告はテレビに次ぐメディアとなったというところでした。広告というものは景気に大きく左右されるものでありますが、逆に、企業は知恵を絞り、費用対効果の高いものへと集中させていくことは言うまでもありません。もちろん、新聞や雑誌などの紙媒体に頼る部分も多いとは思いますが、このような社会的・時代的背景を受けて、県民政策部長にお伺いいたします。秘書広報課が取りまとめる広報計画というものが県にあるそうなのですが、まず、広報費に用いられている県の予算はどのぐらいで、内訳はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 広報についてでありますけれども、県におきましては、県民の皆様の必要とする県政の情報を、正確でわかりやすく、かつ迅速に提供するため、各種広報媒体の特性を生かした広報活動に努めておるところでございます。その予算額であります、平成22年度の当初予算案におきましては、県全体で約4億9,300万円をお願いいたしております。内訳は、新聞広告が約1億2,700万円、県広報誌などの刊行物が約1億3,100万円、テレビ・ラジオ関係が約1億2,200万円、さらにホームページ関係が約3,600万円などとなっております。

**○西村 賢議員** テレビ、新聞、広報誌というものが約1億2,000～1億3,000万円で横並び、そして、ネット関係が約3,600万円とのことでしたが、明らかに、これは先ほどの日本の広告費との配分バランスとは大きな隔たりがあります。当然、県もユーチューブを活用したり、少しでも安いメディアを使う努力をしているのは非常に理解しております。当然その観点から

も、ネット関係というのは余りお金がかさまないものであると思いますけれども、広報のあり方、そして、毎年の見直しなどはどのように行ってきたのか、効果の検証はなされてきたのか、県の広報費の推移はどのようになっているのか、県民政策部長にお伺いします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** 広報予算の推移でありますけれども、5年前の平成17年度が約6億4,800万円でありましたが、平成22年度は約4億9,300万円、24%の減となっております。これは、厳しい財政状況を踏まえまして、各部局において検証と見直しを行うとともに、選択と集中という形で、できるものは県民政策部の所管する広報に集約したことも大きな要因であると考えております。こうした中において、県のホームページにおきましては、知事記者会見や県議会本議会の同時生中継を始めたほか、一般の職員でも、専門家に頼らずにホームページの入力や書きかえができるシステムを導入するなど、適宜・的確な情報提供と内容の充実に努めてまいりました。そういった形で、今後とも、県の広報がより多くの方に見えていただけるよう、各種広報媒体の特性を生かしながら、効果的・効率的な広報活動に取り組んでいきたいと考えております。

**○西村 賢議員** 約5年間で1億5,000万ぐらいカットされているという、コストカットに対する努力は非常に評価できると思います。私は、ただ単に予算を減らしていけばいいということを行っているわけでは決してありません。ただ、現時点で、5年前と比べても、県民サービスが下がっているとか悪くなっているというふうには思いません。やはり、いろんなメディアをバランスよく使うことで、県民への周知というものはますます広がっていくと思いますし、

当然、今、知事がいろんな場面でテレビに出られたり、また、それも賛否ありますけれども、そういう意味でメディアを活用していただくということは、やはり県民の興味を県に向ける、また、議会に向けるということにも非常に役に立っていると思います。ただ、今後とも、県民のニーズ、時代のニーズにあわせていく努力は必要だと思いますので、ぜひそこはよろしく願います。

続けていきますが、ツイッターの活用について伺います。ITの日々の進化は説明するまでもありませんが、その中で、新たなITメディアと言われるツイッターが脚光を浴びております。ツイッターとは、140文字までの短い文章をつぶやくことで、ほとんどタイムラグがなく、書く人、読む人が双方向でつながるという特徴があります。オバマ大統領や鳩山総理初め著名人も多く参加されており、世界じゅうでは1億人を超える利用者、そして、日本でも500万人以上が利用するという社会現象にまでなっております。実際、ハイチの大地震でも活用されたり、国内のある市議会でも広報に導入されたりと、ビジネスや趣味以外でも利便性が高いことも証明されています。このツイッターの活用を県も真剣に考えるべきではないでしょうか、県民政策部長にお伺いします。

**○県民政策部長（高山幹男君）** ツイッターの県広報への活用でございますが、今、御質問がございましたように、ツイッターが急激な広がりで行進しているということは、私どもも認識しております。ただ、県広報への活用につきましては、確かに、素早い情報の発信あるいは情報の広がり、そういったものが可能であるというふうには存じますけれども、どのような情報を提供するのか、また、情報の受け手となる登録者

をどのようにふやすのか、そういった点もありますので、今後さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** このツイッターのように、数年までは考えも及ばなかったような技術が誕生し、導入されてきているわけです。特にミクシィのときもそうだったんですが、新たな技術を使いこなすことはコストのカットにもつながりますし、そういうものを使うのに検討に時間がかかるとは、また次の新しいメディアが誕生してしまうということもありまして、ITの計画は短期間でスピーディーにやらなければいけないと思っております。ぜひ今回もスピーディーな検討をして早く活用していただくように、お願い申し上げます。

続いて、実際にツイッターを使っている知事にお尋ねいたします。これまでの経緯を踏まえて、コスト削減にもつながる、時代に沿ったメディアの活用を知事はどう考えるか、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 県では、近年のインターネットや情報技術の目覚ましい発展を受けまして、ホームページの充実に努めてきたところでありまして、昨年度は、閲覧数が年間3,000万回を超えまして、重要な広報媒体の一つとなっております。さらに、今年度は、私の発案で、ブログを活用した「県庁職員日記」や、ユーチューブを活用した「県政動画ニュース」をスタートさせるなど、魅力の向上を図ってきたところであります。今後とも、時代のニーズにあわせて、さまざまなIT関係の技術を活用して、広報に積極的に、またコストカットに取り組んでいきたいと考えております。

**○西村 賢議員** 知事の、とりあえずやってみ

ようとか、使ってみようということは、リーダーとしても非常に大事なことだと思います。これまでもたびたび取り組みを求めましたITの積極的な活用ですが、これも警察機関、また教育機関の協力なしではできません。安心・安全なIT技術の普及のためには、教育機関、警察機関——今回は質問いたしませんけれども——ぜひ協力のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。少子化対策について伺います。

少子化の時代にありまして、出生率に大きく影響するものに、晩婚化、未婚化があります。実際、私自身も出生率の向上に取り組むべき立場にあり、まだ余り大きな声で質問はできませんが、本県の初婚年齢が、平成20年で男性が29.2歳、女性が27.7歳と、年々高くなっており、生涯未婚率も上がっております。本県の未婚率の推移、また初婚年齢の推移を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の未婚率につきましては、国勢調査により、30歳代後半を例に見ますと、男性は、昭和60年に10.0%であったものが、平成7年には20.1%、17年には27.1%と上昇しております。また、女性につきましても、昭和60年の6.5%から、平成7年には8.9%、17年には18.2%と、これも上昇しております。なお、平均初婚年齢も近年上昇傾向にあり、本県においても、少子化の要因の一つと言われる未婚化・晩婚化が進行しております。

○西村 賢議員 今、その推移を見ましたけれども、そのために今、婚活と言われる結婚活動が真剣に行われております。その方法はいろいろありますが、実は私も今、日向市のほうで婚活イベントの実行委員をしております。いろいろな団体が協力しまして婚活を応援しようと、昨

年から準備しており、やっと今月の13日に、初めて日向市でも婚活イベントが行われます。予定では男女70名が参加する予定ですから、この中からいい御縁が誕生すればいいなと思っております。県の婚活事業の支援の一つ、「縁結び応援団」がありますが、こちらにも登録させていただきました。その成果か、日向市外からも多数のエントリーがありました。しかし、この縁結び応援団事業も今年度で終わりとのことです。やっと日向市で婚活の機運が盛り上がってきたときに非常に残念なんです、これは多分、県内を見回しても、民間団体の少ないところでは、まだまだこれから婚活イベントをやっというと思っている団体もあるかもしれません。都市部のように簡単にはいかない部分もあります。逆に、これまで縁結び応援団で培ったノウハウを生かして新たな婚活支援をしてはいいかと思いますが、事業継続について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成20年度から実施しております「みやざき新たな出会い応援事業」では、県内の企業や団体を「縁結び応援団」として募集・登録し、この応援団が企画する出会いの機会の情報を、独身男女に電子メールで提供する取り組みを行っており、これまで86団体に登録をいただき、約800名の独身男女に対して情報の提供を行っております。また、これらの応援団においては、相互の意見交換会や研修会を実施されるなど、民間における交流の広がりも見られており、結婚を応援する機運づくりなどに一定の成果を上げているものと考えております。このような中、県では、この事業の今後のあり方等について、応援団の皆さんとの意見交換を行ってまいりました。この結果、22年度以降は、民間における自主的な活動



として、現在の実施方法による情報提供にも取り組んでいただける方向で調整が進みつつあることから、県の事業としましては、21年度で終了することとしたところであります。今後、県としましては、応援団における活動がさらに充実されますよう、必要な助言等に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今の説明では、これは県から、官から民へではないですけれども、民間企業が民間団体のほうに引き継がれていくということでした。先ほど申し上げましたが、県がいろいろな事業を打つ中で、私もこれまで子育て支援でも言ってきたんですけれども、県が何か事業を打ち出して、すぐに、わかったと手を挙げてくれるような民間団体が育っているところ、NPOが育っているところはいいんです。ただ、宮崎市から遠くなればなるほど、どちらかという動きが悪いというか、どう動いていかわからないという地域は多々あると思います。宮崎市のように打てば響くとはいかない地域もあるわけですから、ぜひそのことも念頭に置いた事業を——これは福祉保健部に限ったことではありませんけれども——ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。離婚対策について伺います。本県は、出生率が全国平均より高いものの、離婚率もワースト3位、宮崎は2.31、全国は1.99というのが気にかかります。離婚率が下がれば出生率向上につながることも考えられますし、人口問題研究所の調査でも、結婚が続く期間が長いほど平均出生子供数が上がっているという結果も出ております。離婚率が高いためか、ひとり親世帯の抱える問題が今後本県の重要な課題となってきました。できれば離婚せずに済ませたいものですが、なかなか夫婦間の問題に

首を突っ込めないこともあります。ただ、私も仕事上、離婚を考えている夫婦から、弁護士を紹介してほしいとの相談を受けることもあります。実際に話を聞いていると、数週間もすれば何もなかったかのようになっている場合も多々あります。そういうこともありますので、県は離婚理由の調査等も行っておりますけれども、やはりその原因から傾向を把握して対策を講じることもできるのではないかと思います。離婚率を減らす対策について何かできないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(高橋 博君)** 離婚につきましては、それぞれの事情があり、基本的には個人の意思によるものでありますことから、行政が直接立ち入ることは困難な問題であると考えております。しかしながら、県といたしましては、離婚の要因とも言われております経済的な問題や配偶者からの暴力、雇用、健康問題などに対しては、それぞれの側面から各種の施策を講じているところでございます。一例で申しますと、県の女性相談所では、年間1,500件ほどの女性の不安や悩み等の相談を受けており、この中で離婚にかかわる相談についても対応しております。私としましては、離婚の減少は望ましいことと思っておりますので、離婚の要因とも言われている諸問題に対しましては、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 個人的な問題であるから困難という話もありましたけれども、社会的に離婚を容認するような風潮も確かにあります。当然、DVとか精神的な苦痛を強いられている方々にとってはよい傾向でもあるかと思えます。ただ、離婚しても自立していける人たち、生活していける人たちはまだいいし、また、互いの将来のためという離婚であればいいんですけ

れども、しかし、現実はその甘くないと思います。ひとり親の実態調査を見ましても、離婚後は、そのほとんどの6～7割は経済的に困窮しているわけですし、また、この御時世では離婚してもなかなか仕事が見つからない。また、養育費なども満足に受け取っていない。決してバラ色の離婚後が待っているわけではありません。特に、これからその方たちが高齢者となっていく、生活弱者の問題につながると思いますし、長い目で見たら、本県の社会保障費の増大につながりかねない問題だと私は思っております。そうやってセーフティーネットの拡充を考えていくよりも、もともと予防していくほうがよっぽどコストもかからないのではないかと思います。我が県において、この離婚の問題を単に個人の問題としてとらえてほしくないと思います。

例えば、本県も、自殺に関する問題、全国ワースト2位。そしてまた、全国でまさしく今、自殺対策強化月間が展開されておりますけれども、これも最初はやはり個人の責任だということもありましたけど、やはり3万人を超える自殺者が出てきて、国も県も今になって一生懸命対策を講じております。自殺も、もともとそういう個人的な問題だからと放置しておいたことが原因だと思いますが、ぜひ、この離婚対策に対しても何かしら県ができないのか、そして何かしら変えていけないか。ワースト3を返上するためにもぜひ検討していただきたいと思いますが、ここで知事の見解をお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 私に離婚のことを言われてもちょっと微妙なんですけど、離婚というのは、個人的な事情等々があると思います。先ほど部長が答弁しましたように、行政的なかわりというのはどこまでできるのか、その原因

となる経済的な問題だとか、DVの問題だとか、雇用の問題だとか、そういったものに対して、万全の対策をとっていくというのが行政の役割かと思います。あるいは、少子化対策を含めて考えるのであれば、ニート対策だとかフリーターの問題、あるいは婚外子の問題だとか、さまざまな結婚のあり方をどう法的に担保するとか、あるいはそういった機運を地域や国全体で醸成していく。そういったものも含めて総合的に勘案されるべきだと考えております。

**○西村 賢議員** いきなり知事にこういう話を振って、いろいろ私も悩んだ部分はありませんけれども、知事が今おっしゃる中に、いろんな結婚の形というのがあるのは、それは今、現実だと思います。ただ、ワースト3位というのはやはり原因があるわけでありまして、いかに対策を講じていこうかと、そして講じていくべきではないかと、私はここで知事の思いを伺いたかったところもありました。そのワースト3位を返上することに対して、知事はどういう思いを持っていますでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 議員御指摘のように、自殺がワースト2位ということで強化対策本部も立ち上げてやりました。去年の数字は正確には把握しておりませんが、恐らく5位ぐらいに下がってきたのではないかと考えております。これは同じような原因に通ずるものがあります。経済の問題、雇用の問題、健康の問題とか、共通する原因というものはあることは認識しております。議員御指摘のように、離婚率というものを軽視せずに、これを是正していく、見直していくと。数値的な目標をどう立てるかには別問題として、こういったものがある傾向になるように、今後とも、行政として検討、あるいはその対策について考えていかなければいけ

ないと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に移ります。次に、動物愛護について伺いたいと思いますが、福祉保健部長にお伺いします。ペットに関する質問の前に、昨年末、九州で初めて、介助犬が都城市のある障がい者のところに導入されたとのことでした。盲導犬も含めて、普及に大きく弾みをつけていただきたいところですが、本県の介助犬、盲導犬の導入推移をお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 身体障害者補助犬は、身体障がい者への重要な支援の一つであり、現在、盲導犬13頭、介助犬1頭が、障がい者のパートナーとして活動しております。県といたしましては、身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、これまでに23頭を育成してきたところであり、今後とも育成に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 以前、視覚障がい者の団体の方と話したときに、盲導犬トイレの設置が、盲導犬の普及や視覚障がい者の屋外活動につながるの指摘をいただきました。福岡市の天神に盲導犬トイレがあると伺いまして、実際そこを見にいきました。当然そんなに利用があるわけではありません。しかし、その普及啓発には十分に価値がある公共施設であったのではないかと後で気づかされました。また、本県でも、盲導犬、介助犬の普及とともに、犬用のトイレの設置も検討していただくように、これはお願い申し上げます。

続いて行きますが、ペット犬のことについて伺います。ペット犬の推移と、また、ペットのふんや鳴き声による苦情相談の推移がどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、本県の

犬の頭数でございますけれども、犬の所有者は、狂犬病予防法に基づき、市町村へ犬の登録が義務づけられておまして、平成20年度末現在、登録頭数は6万8,880頭となっております。平成15年度末現在の6万9,130頭をピークに、最近はほぼ横ばいとなっております。

次に、犬の飼育にかかわるトラブルについてでございますけれども、放し飼いや鳴き声、においなど不適切な管理による家庭環境や、農作物等への被害に関しまして、保健所に届けられた犬の苦情は、平成20年度では2,586件と、10年度の4,380件に比べ減少しておりますが、不適切な管理はいまだに多くあるようでございます。これらの苦情に対しましては、宮崎県犬取締条例及び宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、関係機関と連携し、飼い主に直接、適正飼育の指導等を行っております。

○西村 賢議員 トラブルが減少傾向にあるとのこと、飼い主のマナーの向上というのはいかがですが、逆に守らないケースも目立つということもあります。これは地域によっては、住民のトラブルが非常に根深いものがあります。そこで、先ほど答弁にありましたが、動物の愛護及び管理に関する条例によりますと、第9条、飼養者、飼い主の遵守事項に、動物の汚物を適正に処理すること、また、異常な鳴き声、悪臭、体毛等により人に迷惑を及ぼさないこと、また、公園、道路その他の公共の施設もしくは場所または他人の財産を汚染し、または破損しないようにすることと明示されてあります。しかし、この条例には特に罰則規定はありません。もっと明確にして厳しくするべきではないかと思いますが、部長の見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎県犬取締

条例や宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例には、飼育者の責任として、放し飼いや人に迷惑を及ぼさないことなど、遵守すべき事項が定められております。人と動物とが共生する社会づくりを進めるためには、飼い主のモラル向上が不可欠であることから、動物愛護行事やしつけ方教室などを県内各保健所において開催し、適正飼育に関する啓発に取り組んでいるところであります。今後とも、このような取り組みの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 啓発を進めていただき、その経過を見せていただいて、今後とも、広い啓発、効果のある啓発をお願いしたいと思っております。

また、これも飼い主のマナーに直結しますが、19年の9月議会で外山良治議員のほうからも質問がありました、ペットの引き渡し状況について伺います。本県の犬の引き渡し状況はどうなっているのか、殺処分数も含めてお答えください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 飼い主の都合により保健所に引き取られた犬の頭数は、平成10年度には4,589頭でしたが、平成20年度は1,644頭に減少しております。また、処分頭数は平成10年度には8,425頭でしたが、捕獲・引き取り頭数の減少に加え、返還・譲渡が増加したことから、平成20年度は2,361頭に減少しております。県におきましては、殺処分を減らす対策といたしまして、飼い主の責任を明確にし、安易な引き取りを防止するため、犬の引き取りを有料化するとともに、NPO法人との協働による譲渡施設の運営や、動物愛護専用ホームページ「みやざきドック愛ランド」を活用した、譲渡犬や保護犬の情報提供に取り組んでいるとこ

ろであります。

○西村 賢議員 この2年で非常に取り組みは進んでいると思いますけれども、先日、産経新聞で、熊本市が、10年前のペットの殺処分が犬だけで年間700匹いたものを、平成21年度はこれまで1匹になったという記事を読みました。これもさまざまな取り組みの成果だと思えますし、素晴らしい結果だと思えます。当然ここに行くまでには、なかなか道のりは厳しいかもしれませんが、福祉保健部長はこのことは御存じですか。熊本市の件は。

○福祉保健部長（高橋 博君） 熊本市の動物愛護センターには、昨年10月、私も担当課職員とともに訪問いたしまして、引き取りや譲渡対策、ボランティア等との連携、ホームページ等での啓発活動など、殺処分を減らす取り組みの重要性を改めて感じたところでございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。場合によっては、本県ももう一步頑張ってください何か取り組みが欲しいと思っておりますので、ぜひ今後とも継続的な努力をお願いしたいと思っております。

時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

---

### ◎ 議案に対する質疑

○中村幸一議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 一般質問に続いてですが、最後ですので、よろしくお願ひいたし

ます。

提出をされました議案について質疑を行います。知事並びに関係部長、教育長にそれぞれ御答弁をいただきたいと思ひます。

まず、議案第35号、平成21年度補正予算（第6号）についてです。

国の補正予算（第2号）を受けて、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」関連事業が提案をされています。この臨時交付金はどの程度交付されているのか伺ひます。文字どおり、きめ細かな事業に活用され、地域業者も潤い、地域の活性化につながるものと思ひますが、どのように配慮されるのか伺ひます。

次に、基金の積み立てについてですが、今回、新たな基金の創設や既存の基金への積み増しはかなり提案されております。まず、新たな基金創設について、国の地域活性化・公共投資臨時交付金をもとに25億円の臨時基金を造成するとしていますが、新年度においてどのように活用するのか伺ひます。

次に、既存基金の追加積み立てについて、緊急雇用創出事業臨時特例基金に26億5,206万6,000円の追加積み立てを行うとしていますが、積立総額及びその活用について伺ひます。

また、安心こども基金に4億3,897万円の追加積み立てですが、積立総額及び新年度の活用について伺ひます。

さらに、既存基金へ総額37億9,718万4,000円の追加積み立てが行われます。社会福祉施設等耐震化臨時特例基金、介護職員処遇改善等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、地域自殺対策緊急強化基金、森林整備地域活動支援基金に、それぞれ積み増しをいたします。実質事業は新年度ですが、基金総額はそれぞれ幾らにな

るのか、また、その主な活用について伺ひたいと思ひます。

次に、新規事業の緑の分権改革推進事業に1億円が計上されています。具体的な事業内容をお聞かせください。

次に、議案第1号、平成22年度一般会計予算についてお伺ひいたします。

22年度の一般会計予算は、21年度予算に比べ2.6%増の5,722億6,600万円、県債発行額は4.6%増の947億800万円、県債残高見込みは9,410億円に達し、公債費は0.8%増の937億4,000万円と、財政の状況は依然として厳しい状況にあります。そこでまず、歳入について伺ひますが、重要な自主財源である県税収入が前年度に比べ95億円と大幅な減収、3年連続の減収です。その要因について、財政に与える影響などを含め、知事にその認識をお伺ひいたします。

次に、子ども手当の支給について、10年度は児童手当が継続となり、現行の地方負担もそのまま残ることになりました。また、今後の課題として、所得税と住民税の年少扶養控除（16歳未満）の廃止が行われようとしており、来年度末から影響が出ることが予想されます。そうすると、子ども手当が支給されても、控除廃止により、国保税、保育料などの増額で手当は目減りすることが懸念をされます。今回、中学生が新たな受給対象になりますが、申請を必要としています。保護者に対する周知徹底はなされているのか、伺ひたいと思ひます。

次に、高校授業料無償化について、政府は、財源として、所得税と住民税の特定扶養控除の18歳以下上乗せ部分の廃止や、公立高校分について、交付税の算定で授業料減免の実施分の除外、また、私立高校についても、低所得者へ

の上乗せを行う基準が狭められるなど、課題が残りしました。特に私学について、公私間格差の解消は重要となっていますが、新年度予算で私学授業料減免補助金が大幅に削減をされておりますが、その理由、また今後の対応について伺いたいと思います。

次に、国民健康保険について伺います。依然として滞納世帯が多数存在し、今後ますます県民負担がふえる要素が広がる中で、本県の国民健康保険の現状をどのように見ているのか伺います。また、市町村国保に対する県の法定分以外の助成についてどのように考えているのか、その考え方を伺いたします。

次に、教職員定数について伺います。新年度、教職員定数の改善が措置され、大幅に定数がふやされるとしていますが、本県にはどのように措置され、具体化されるのか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金についてであります。本県への交付額は、国に要望した事業量等を踏まえ、50億円程度を見込み、2月補正予算に計上しております。この交付金は、国の制度要綱等により、緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業を実施するためのものでありまして、地元の中小企業や零細事業者の受注に努め、積極的に地域活性化等に取り組むことと定められておりますので、本県におきましても、その趣旨を踏まえ、県単公共事業及び県有施設の改修等に充当しているところであります。

次に、地域活性化・公共投資臨時基金につい

てであります。今回造成します基金は、国から交付された地域活性化・公共投資臨時交付金を原資とするため、その使途につきましても、交付金の制度要綱に定められております。県としましては、制度の趣旨を踏まえ、今年度積み立てる全額を、来年度に実施する県単独事業のうち、建設地方債を活用できる事業の財源の一部に充当することとしております。

次に、県税収入についてであります。県税収入については、税制改正による影響、地方財政計画、県内の経済動向等を総合的に検討した結果、平成21年度当初予算に比べ、額にして95億円、率にして10.9%の減収となっております。これは、地方法人特別税の平年度化による影響と、景気後退による企業収益や個人所得の減少により、法人二税や個人県民税などが大幅に減少すると見込まれることによるものであります。〔降壇〕

○県民政策部長(高山幹男君)〔登壇〕 お答えいたします。

緑の分権改革推進事業についてであります。この事業は、地方の創意工夫により、地域のクリーンエネルギー資源を活用し、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図る地方提案型の事業として、国の第2次補正予算に盛り込まれ、総務省が募集を行っているものであります。本県からは、環境価値等の創造によって地域に経済効果を生み出す仕組みの検討や、間伐材等をバイオマス資源として活用していくためのコストダウンの調査検討などの県が直接実施する事業のほか、市町村が希望する調査事業について提案を行っているところでございます。

次に、私立高等学校授業料減免補助金についてであります。この補助金は、生活保護世帯や解雇・倒産等による家計急変世帯等の生徒の授

業料負担の軽減を図ることを目的といたしております。減額の理由であります。就学支援金の支給によりまして、生徒の授業料負担自体が減ることから、結果として、補助対象となる授業料減免額が減少するためであります。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

基金の積立総額及び活用についてであります。まず、緊急雇用創出事業臨時特例基金の福祉保健部所管分の積立総額は約6億4,800万円で、離職等により住宅を喪失している方等に対する住宅手当などに活用し、次に、安心こども基金の積立総額は約28億300万円で、保育所の整備や認定こども園への運営費補助等に活用するものであります。また、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積立総額は約18億700万円で、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラーの整備に活用し、次に、介護職員処遇改善等臨時特例基金の積立総額は約45億1,500万円で、介護職員の賃金改善に活用するものであります。次に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積立総額は約33億円で、小規模特別養護老人ホーム等の整備に活用し、障害者自立支援対策臨時特例基金の積立総額は約35億4,600万円で、新体系サービスへの移行促進や、福祉・介護人材の確保等に活用するものであります。最後に、地域自殺対策緊急強化基金の積立総額は約1億5,700万円で、自殺対策に係る普及啓発や人材育成等に活用することとしております。

次に、子ども手当についてであります。新たに受給対象となる中学生の保護者等への周知につきましても、支給窓口である市町村に対し、遺漏がないよう指導してきているところであります。このようなことから、一部の市町村にお

きましても、中学校を通じて、保護者に対する周知徹底を図るなどの措置を予定しているところでございますが、引き続き、子ども手当の円滑な支給ができますよう、市町村に対しまして適切な助言・指導を行ってまいりたいと存じます。

次に、国民健康保険の現状についてであります。国民健康保険の平成21年6月1日現在での滞納世帯数は、4万6,983世帯で、全体の23.2%を占めております。景気状況が依然として厳しい中、今後も収納率の悪化や滞納世帯の増加が見込まれるところであります。国におきましては、22年度から、解雇や雇いどめによる失業者に対する保険料の軽減策について制度改正が予定されているところであり、これらの方の負担は軽減されるものと考えております。

次に、市町村国保に対する助成についてであります。県としましても、市町村国保の財政状況が厳しい状況であることは十分に認識しておりますが、県におきましても財政状況が厳しい中では、現在の法定分以外の助成は困難であると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

森林整備地域活動支援基金についてであります。この基金は、平成14年度から積み立てを行い、活用しているところであります。これまでの積立総額は、今回の補正額を加えますと、利子を含め約40億2,290万円でございます。この基金は、森林所有者等による森林の施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業や、森林の被害状況確認等の地域活動への支援に活用しております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

緊急雇用創出事業臨時特例基金についてでございます。この基金の2月補正後の積立総額は、利子を含め90億2,997億1,000万円となりますが、うち雇用対策分としましては、83億8,202万円9,000円となっております。今後とも、基金を活用しまして、失業者に対する雇用・就業機会の創出・提供等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

義務教育費国庫負担に係る教職員定数の改善についてであります。平成22年度の政府予算案では、教員が子供と向き合う時間の確保等のために、全国で4,200人の教職員定数の改善が盛り込まれております。その定数の改善のうち、本県への配分数につきましては、来年度の政府予算が成立しておりませんので未定であります。配分があれば、小中学校での少人数指導の充実や、特別支援教育の充実などに活用していきたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁をいただきました。かなりの額で、基金事業で地域の雇用や経済の活性化のために活用していく予算になっておりますので、きょう質疑させていただきました以外については、委員会その他で深めさせていただきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○中村幸一議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

○中村幸一議長 次に、さきに提案のありました教育委員会委員の任命の同意についての議案第63号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第63号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第62号まで及び請願  
委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第62号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおりであります。それぞれ関係の各委員会に付託をいたします。

次の本会議は、3月8日午前10時開会、平成21年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時6分散会

---

◎ 議案第63号採決



3月8日（月）

# 平成 22 年 3 月 8 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |   |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事             | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長     | 高 山 幹 男   | 男 |
| 総 務 部 長         | 山 下 健 次   | 次 |
| 福 祉 保 健 部 長     | 高 橋 博 明   | 明 |
| 環 境 森 林 部 長     | 吉 瀬 和 一   | 一 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一   | 一 |
| 農 政 水 産 部 長     | 伊 藤 孝 利   | 利 |
| 県 土 整 備 部 長     | 山 田 康 夫   | 夫 |
| 会 計 管 理 者       | 長 友 秀 隆   | 隆 |
| 企 業 局 長         | 日 高 幸 平   | 平 |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長         | 西 野 博 之 子 | 子 |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   | 子 |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人   | 人 |
| 公 安 委 員 長       | 野 中 玄 雄   | 雄 |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   | 男 |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   | 武 |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   | 雄 |

事務局職員出席者

- |             |               |   |
|-------------|---------------|---|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一       | 一 |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治       | 治 |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 章     | 章 |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 憲       | 憲 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 美       | 美 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 賢 治 二 一 | 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 二 一   | 一 |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 陽       | 陽 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽         | 陽 |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第35号から第62号まで）

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成21年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第35号から第62号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第35号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第35号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

この補正は、国の平成21年度補正予算（第2号）の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は55億9,000万円余の減額となっております。

歳入財源の主なものとしては、国庫支出金が121億2,900万円余、地方交付税が24億2,500万円余の増額となる一方、繰入金が68億2,300万円余、県債が63億6,500万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算額

は6,291億3,800万円余となります。

このうち、県民政策部所管の予算につきましては、1億1,200万円余の減額補正となり、補正後の予算額は111億9,200万円余となっております。

また、総務部所管の予算につきましては、83億1,800万円余の増額補正となり、補正後の予算額は1,528億7,700万円余となっております。

このうち、私立学校耐震対策緊急支援事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「重要な対策なので、未申請の学校にも呼びかけるなど積極的に活用できるように進めてほしい」との要望があり、当局より、「本事業は平成20・21年度の2年間の事業であり、来年度以降は国の制度を活用しながら耐震対策を積極的に呼びかけていきたい」との答弁がありました。

次に、「緑の分権改革」推進事業についてであります。

この事業は、地域のクリーンエネルギー資源を把握し、最大限活用することにより地域活性化を図るため、県が、地域エネルギーの利用促進や経済効果を生み出す仕組みの検討等を行うほか、県北3町が、太陽熱、草質ペレット利用、小型風力発電の実証調査等を22年度までに行うものであります。このことについて委員より、「地域のクリーンエネルギーとして有望な天然ガスも含め、検討してほしい」との要望があり、当局より、「この事業は現時点での提案ということで予定している。現在策定中の総合計画においては、今後、エネルギーの活用が重要になると考えられるので、クリーンエネルギー全体の中で検討していきたい」との答弁がありました。

次に、生活情報センター管理費についてであ

ります。

これは、生活情報センターの警備、清掃、空調管理等の委託業務に関する経費であります。このことについて委員より、「業者が適切な従業員の賃金等が確保できるよう委託業務の積算に当たっては配慮していただきたい」との要望がありました。

次に、合併関係市町村財政健全化支援事業についてであります。

この事業は、財政状況が特に厳しい合併市町村を対象に、金利の高い地方債の繰り上げ償還をしようとする市町村に対して無利子の貸し付けを行う事業であります。このことについて委員より、「低金利の状況が続いており、市町村に対して県から適切な指導を行ってほしい」との要望がありました。

次に、議案第55号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」についてであります。

このことについて複数の委員より、「執行権を持つ知事等がマニフェストを掲げ、その実現に向け、取り組むことは可能と考えるが、県議会議員を初めとした地方議員のマニフェストは、議会の議決という議員間の合意がなければ簡単には実現できない、あくまで努力目標である。マニフェストがひとり歩きをしているが、選挙公報の表現については十分良識が求められることを指導できないか」との強い要望があり、当局より、「公職選挙法では、県議会議員の選挙において条例で定めるところにより選挙公報を発行することができる」とされ、掲載文は原文のまま掲載することとされている。表現の自由との関係もあり、選挙公報としての品位を損なうような記載以外は、選挙管理委員会が記載内容の妥当性について判断することは問題が

あり、指導することは難しい」との答弁がありました。

次に、付託外案件について御報告いたします。

まず、宮崎駅西口拠点施設整備事業についてであります。

本事業は、宮崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業として、駅西口の市・県有地を活用して、バスセンターや物販施設、ホテル及び立体駐車場等の複合施設を整備するものであります。このことについて委員より、「現在、高速バスの発着場が行き先により異なっており、利用者の方にもわかりにくく不便である。新しいバスセンターにおいては、バス乗り入れについてJR九州とバス事業者との協議が進むよう県としても努めてほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県土地利用基本計画書の改定についてであります。

このことについて委員より、「都市計画法、農振法等の土地利用規制について、少しでも不公平感の解消に努めてほしい」との要望があり、当局より、「土地利用基本計画書は、行政部内の総合調整を図るものであり、具体的な許可等に当たっては、当然に個別規制法の規定を踏まえて行われるものである。土地利用規制に関してはさまざまな議論があるが、少しでも前に進めるため、一定の場合について例示するなど明確化を図ったところである」との答弁がありました。

次に、宮崎交通株式会社のバス路線廃止検討区間に係る対応方針についてであります。

このことについて委員より、「路線廃止の結論に至るこれまでの過程を十分しんしゃくし、今後とも地元市町等との事前協議を大切にしな

がら、県においては調整役を今後とも引き続き行っていただきたい」との要望がありました。

以上をもって当委員会の報告を終わります。

(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第35号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国の交付金を活用した地域医療再生基金の創設、並びに緊急雇用創出事業臨時特例基金や安心こども基金への積み増し等により60億9,500万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,068億8,900万円余となります。

このうち、産科医等確保支援事業についてであります。

これは、産科・産婦人科の医師及び助産師に対し分娩手当等を支給している医療機関を対象に、1分娩当たりの手当額に対して1万円を上限に、その3分の1の補助を行うものであります。今年度は、県内で分娩を取り扱っている43医療機関のうち、補助条件である就業規則などに分娩手当等の支給の明記がある18医療機関を対象に補助する予定となっております。このことについて委員より、「産科医の確保の目的としては、1分娩当たり1万円の手当というのは

効果が疑問であり、財源が全額国庫補助のみとなっている。県の一般財源からの支出も考えるべきではないか」との意見や、「補助条件が就業規則などに明記してあることであるが、ないところには県からも働きかけをして、補助対象の医療機関を拡大してほしい」との要望がありました。

次に、議案第50号「宮崎県地域医療再生基金条例」についてであります。

これは、本県の地域医療が抱える課題の解決を図るために、宮崎県地域医療再生計画に基づく各種の事業を推進するための基金を設置するものであります。このことについて委員より、「県内においても医療資源の格差が大きい。実際に2次・3次医療圏内に専門医がいないため、宮崎市まで2時間も激痛に苦しみながら救急搬送される患者がいる。また、本人の通院や付き添いの家族の病院までの移動時間や交通費など、負担も非常に大きい。命の格差といったものの解消に真剣に取り組んでいただきたい」との要望がありました。このことに対して当局より、「地域医療再生計画を作成する中で、市町村を含めた行政、医師会、宮崎大学の三者で小まめに意見交換を行ってきたことで、それぞれの連携が強まってきた。地域医療再生基金事業を実効性のあるものとするため、関係機関と気持ちを一つにして取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、介護職員処遇改善交付金の申請状況等についてであります。

このことについて当局より、「本県の昨年12月末現在の事業所の申請率は、全国平均80%に対し71%であり、全国最下位であった」との報告がありました。このことについて委員より、「せっかくの処遇改善の施策なのに、なぜ申請

率が悪いのか」との質疑があり、当局より、「介護職員以外の職種が多いサービス種別の事業所が申請率が低く、理由としては、他の介護職員以外の職種とのバランスに欠ける、申請事務が煩雑、平成23年度以降の交付金終了後の取り扱いが不明などの回答が多かった。平成22年度の1年間分の交付金の申請期限が本年2月末から3月末までに延長となったので、未申請の事業所へ申請の促進に精いっぱい努力したい」との答弁がありました。

最後に、福祉保健部所管の予算には、国の経済・雇用対策補正に基づく交付金により、平成23年度までの事業期間となっている基金が含まれております。このことについて委員より、「福祉保健部所管の予算の中にも、建設工事、設備工事に関するものが含まれている。経済対策の目的のためにも前倒しで事業の執行に努めてほしい」との要望がありました。

以上をもって当委員会の報告を終わります。

(拍手) [降壇]

**○中村幸一議長** 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

**○宮原義久議員** [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第35号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残に伴うものや緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み立てに伴うもの等で、一般会計で21億6,200万円余の減額補正、特

別会計で4億100万円余の減額補正となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は511億2,800万円余となります。

このうち、今回の補正で債務負担行為の追加を行う中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業についてであります。

これに関連して委員より、「中山間地域は雇用情勢が厳しくなっているため、このような緊急対策事業を通じて、将来に継続していく新たな産業の創出が図られるような取り組みを行っていただきたい」との要望がありました。

また、同じく債務負担行為の追加を行う新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業について、委員より、「当事業の応募対象となる民間団体等に対して事業の趣旨を徹底し、事業効果を上げることが重要ではないか」との意見があり、当局より、「未就職の卒業者を次の雇用に結びつけていくよう、研修計画について民間団体等と協議していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、宮崎県新技術・新工法展示商談会の開催結果についてであります。

このことについて当局より、「トヨタ自動車株式会社及び関連会社に新技術や新工法を直接PRすることを目的に、宮崎県内の37の企業等が出展して開催し、開催期間の2日間で1,334名の来場があった。期間中の商談状況については、商談成立が2件、商談中のものが148件であり、来場者のアンケートによると、参考になったとの評価が半数近くに上り、一定の評価を得たと考えている」との説明がありました。これに関連して委員より、「地元企業の育成という面からも宮崎県の企業等が持っている技術をPRしていくことが重要である。取引の拡大や企業誘致にも活用できるように、県内企業等の技

術等のデータを収集すべきではないか」との意見があり、当局より、「今後も、技術等のデータを充実し、工業、商業が一緒になって積極的に商談会等へ取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うものや執行残等に伴うもの等で、一般会計で50億9,900万円余の減額補正、特別会計で7,300万円余の減額補正となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は959億9,200万円余となります。

このうち、下水道事業推進費についてであります。

この中の公共下水道整備促進事業について当局より、「当事業は、公共下水道を整備している市町村に対して県単独で交付金を交付するものであり、市町村の事業費確定等に伴い、743万4,000円の減額となった」との説明がありました。これに関連して委員より、「本県の下水道普及率は51.1%とのことであるが、水質の保全を図るためにも公共下水道の整備を進め、普及率を70～80%程度に引き上げるよう努力すべきではないか」との意見があり、当局より、「県の生活排水対策総合基本計画によると、下水道普及率の最終目標は6割強となっており、整備は順調に進捗していると考えている」との答弁がありました。

以上をもって当委員会の報告を終わります。

(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第35号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴うものとして、一般会計で24億5,600万円余の減額補正、特別会計で7,400万円余の減額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は331億円余、特別会計予算額は5億2,200万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の予算額は336億2,200万円余となります。

このうち、神話・伝説を結ぶ道整備事業についてであります。

これは、新規事業として、ひむか神話街道の一部となっている林道の改良等を実施し、観光ルートとしての整備を行うものであります。このことについて委員より、「幅員が狭い部分が多く、通行の安全性確保が求められるが、どのような整備を行うのか」との質疑があり、当局より、「3路線22カ所の曲線改良と老朽化した木製ガードレールの取りかえを行い、安全性の確保と走行の快適性の向上を図りたい」との答弁がありました。

次に、新たな宮崎県森林・林業長期計画についてであります。

このことについて委員より、「一番疲弊しているのは林業であり、木材価格の低迷が最大のネックになっている。所得が上がり、山村が活気づくような取り組みを明確に打ち出しながら進めていく必要がある。計画策定に当たって

は、国の施策との整合性を図る必要があると思われるので、今後の国の動向も見きわめながら、夢と希望のある、また力強い林業・木材産業になるような計画にしていきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴うものとして、一般会計で36億8,000万円余の減額補正、特別会計で9,400万円余の減額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は413億3,500万円余、特別会計予算額は5億4,500万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の予算額は418億8,100万円余となります。

このうち、公共農道整備事業についてであります。

このことについて委員より、「増額補正となっているが、今回の補正で年度当初に計画をしていた農道整備はできるのか」との質疑があり、当局より、「出来高が当初の計画より進捗している事業箇所への対応や早期完成を図るために一部事業の前倒しをすることとして、今回の補正で増額している」との答弁がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画及び第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画についてであります。

このことについて委員より、「地球温暖化の影響が懸念される中、計画策定に当たっては、今後の気候変動を見据えた本県農水産業の姿を検討していきたい」との要望があり、またほかの委員より、「消費者の視点に立って消費拡大の取り組みを含めた計画策定をしていただけるようお願いしたい」との要望がありまし

た。

最後に、両部局の繰越明許費に関して委員より、「かなりの件数、金額が繰り越しとなっているが、経済・雇用対策として効果が発揮されるためにも、迅速な事業推進が図られるよう努めていただきたい」との要望がありました。

以上をもちまして当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 文教警察企業常任委員会でございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第35号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で52億4,200万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費の執行残及び埋蔵文化財発掘調査の受託額の確定等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,117億円余となります。

このうち、全国スポーツ・レクリエーション祭開催事業についてであります。

このことについて委員より、「開催実行委員会は平成22年3月末で解散となるが、今後の生涯スポーツの振興にどのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「県内各地での大会開催を通じて、県民のスポーツ・レクリエーションへの関心が高まり、競技役員や運営役員



の養成も図られたところである。今後も、関係市町との連携を強化して、生涯スポーツの振興を図ってまいりたい」との答弁がありました。これに対し委員より、「生涯スポーツが地域に根づいて、健康増進はもちろんのこと、地域の輪をつくっていくことができるよう支援を続けてほしい」との要望がありました。

次に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億4,300万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費、退職手当の執行残等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計予算額は285億6,300万円余となります。

次に、平成21年中における交通事故の発生状況についてであります。

当局より、「県内では73人の方が亡くなる死亡事故が発生しており、年代別では65歳以上の高齢者が32人で、全体の半数近くを占めている」との説明がありました。このことについて委員より、「このままでは、平成22年までに死者数を61人以下とする第八次宮崎県交通安全計画の目標達成は難しいのではないかと。高齢者の交通事故防止に向けた取り組みを強化してほしい」との意見があり、これに対して当局より、「警察官、交通安全指導員や自動車学校教官等のボランティアによる高齢者宅の戸別訪問活動をさらに充実させ、道路の横断方法や反射材の着用など、交通安全についてのきめ細やかな指導助言を粘り強く実施してまいりたい」との答弁がありました。

以上をもって当委員会の報告を終わります。

(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出されました議案第62号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」、反対の立場から討論いたします。

本議案は、ふるさと農道緊急整備事業において市町村から負担金を徴収するというものですが、本来、国や県の直轄事業は、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村の財政を圧迫させないためにも負担金の徴収はすべきでないと考えます。

我が党は、従来からこうした立場を一貫して表明してまいりましたが、現在では全国知事会においても、国の直轄事業負担金徴収の廃止を求める声が上げられるようになりました。極めて当然のことと思います。同時に、市町村の負担の重みも同じであり、市町村からの負担金徴収はやめるべきだと思います。

また、議案第35号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」については、賛成をしますが、若干申し述べたいと思います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ55億9,025万3,000円を減額し、一般会計総額を6,291億3,841万6,000円とするものです。今回のその補正も、内容では国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする減額補正が多数見られます。

中でも、給与改定に伴う人件費の多額の減額は、職員の生活はもとより、地域経済にも影響を及ぼすことが懸念されるものです。また、民生費で、老人保健医療対策費や国民健康保険助成費、介護保険対策費などが多額の減額に、衛生費では、妊婦健康診査特別支援事業や肝炎治療費助成事業などで多額の減額措置がなされています。特に、こうした福祉関連予算は、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下回ったからなどにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民生活の状況を的確に把握し、制度の周知徹底などを図りながら、県民の福祉・健康の増進、また暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大切であることを指摘しておきたいと思えます。

一方、今回の補正予算は、深刻な雇用や経済危機の状況の中、国の施策による事業予算が大幅に措置されており、地域活性化・公共投資臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金など、国庫補助金等による予算が活用されることとなります。その多くが基金に積まれ、基金事業として新年度予算で具体化されるものですが、雇用の創出や福祉の充実、地域医療の再生、教育の充実など、広分野に及んでいます。

特に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、これまでの交付金とは趣旨が異なり、小規模なインフラ整備事業に活用できる、いわゆる使い勝手のよい内容となっています。文字どおり、地元の中小企業、零細事業者が受注できるようなきめ細かな事業に活用され、地元業者も潤い、雇用の拡大や真に地域の活性化につながるよう、生きた予算の使い方なることを期待して、本補正予算に賛成することを述べ、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第62号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議案第62号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第35号から第61号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第35号から第61号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年3月8日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第2号

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議員発議案第3号

県議会議員の選挙区の特例に関する条例

あすからの日程をお知らせします。

あす9日から16日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、17日午前10時開会、平成22年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時38分散会

◎ 議員発議案第2号及び第3号追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号及び第3号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第2号及び第3号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第2号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

3月17日（水）

# 平成 22 年 3 月 17 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |   |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事             | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長     | 高 山 幹 男   | 男 |
| 総 務 部 長         | 山 下 健 次   | 次 |
| 福 祉 保 健 部 長     | 高 橋 博 明   | 明 |
| 環 境 森 林 部 長     | 吉 瀬 和 一   | 一 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 利   | 利 |
| 農 政 水 産 部 長     | 伊 藤 孝 夫   | 夫 |
| 県 土 整 備 部 長     | 山 田 康 隆   | 隆 |
| 会 計 管 理 者       | 長 友 秀 平   | 平 |
| 企 業 局 長         | 日 高 幸 平   | 平 |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 文   | 文 |
| 財 政 課 長         | 西 野 博 之   | 之 |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   | 子 |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人   | 人 |
| 公 安 委 員 長       | 野 中 玄 雄   | 雄 |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   | 男 |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   | 武 |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   | 雄 |

事務局職員出席者

- |             |         |   |
|-------------|---------|---|
| 事 務 局 長     | 濱 砂 公 一 | 一 |
| 事 務 局 次 長   | 岡 田 英 治 | 治 |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 | 之 |
| 議 事 課 長     | 富 永 博 章 | 章 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 | 美 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第34号まで並びに請願）

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第34号までの各号議案、並びに請願第34号から第36号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕 総務政策常任委員会の報告を行います。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。なお、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定をいたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成22年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成22年度一般会計の予算規模は、5,772億6,600万円で、平成21年度予算に対して147億2,800万円、2.6%の増となっております。また、特別会計及び公営企業会計については、それぞれ21.0%、4.3%の減となっております。当初予算の特徴としましては、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民の皆様

が将来への夢や希望が持てるよう、また、自主自立の地域づくりを進めるため、選択と集中の理念のもと、重要政策に積極的に取り組む「ひかり輝く宮崎の未来へ 県民総力結集予算」として編成されております。

歳入面を見てみますと、まず、自主財源比率については、県税の大幅な減少等により、前年度比で0.8ポイント減少して36.2%となっております。また、依存財源については、地方交付税及びその代替財源であります臨時財政対策債が増加したことにより、0.8ポイントふえており、地方交付税、県債のシェアもそれぞれ0.3ポイントふえました。

一方、歳出面を見てみますと、義務的経費については、扶助費と公債費は増加しますが、人件費の減少により、2,663億7,100万円で、前年度に比べ9億円余の減となっております。このうち、公債費は3年連続で増加し、937億1,800万円で、前年度より7億円余の増となっております。

投資的経費は、財政改革プログラムに基づく公共事業の減など普通建設事業が減少することから、前年度と比べ9億円余、0.8%の減となっております。

一般行政経費については、補助費等、貸付金が増加すること等により、1,918億300万円で、前年度より166億円余の増となっております。

次に、財政改革プログラムの最終年度となる平成22年度の収支不足は、中期見通しにおける306億円から、地方財政対策等により257億円程度に減少することに加え、財政改革プログラムに基づく事務事業の見直しや歳入確保などの取り組みにより、最終的には151億円程度にまで圧縮されます。

また、臨時財政対策債を除く県債発行額は、

前年度と比べ48億円、11.1%の減となり、その残高見込みは6,696億円程度で、前年度に比べ、309億円減少します。

なお、平成22年度の収支不足については、前年度より縮小したものの、多額の基金取り崩しにより、平成22年度末の基金残高見込みは286億円程度となります。

このうち、歳入予算の確保についてであります。このことについて委員より、子ども手当や高校の実質無償化に伴う県の減収分に対する国からの補てんについて質疑があり、当局より、「法案が審議中ではあるが、制度拡充分については国が措置すると考えている」との答弁がありました。

次に、県民政策部所管の平成22年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は、116億5,100万円余であり、前年度当初予算に対して19.9%の増となっています。また、一般会計と特別会計を合わせた県民政策部の予算額は、117億600万円余で、前年度に対し20.1%の増となっております。これは、国勢調査費や私立高等学校等就学支援金などの国庫支出金による事業の増などによるものであります。

このうち、みやざきEV-PV構想推進事業についてであります。

この事業は、電気自動車（EV）と太陽光発電（PV）を連携させ、電気自動車普及等のため、県公用車に電気自動車を率先導入し、その充電設備の設置等を行うものであります。

このことについて委員より、「事業化をする以上、電気自動車の導入について将来的な数値目標を持つべきではないか」との質疑があり、当局より、「厳しい財政状況の中でもあり、現時点で具体的な数値目標を持てる段階ではない

が、22年度の取り組みを通じて、県における電気自動車の活用や導入目標についてしっかり考えていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「電気自動車の普及を図るために、経費をかけて充電施設を整備するのであるから、将来的に一般の県民が利用できるよう、設置場所については考慮していただきたい。また、ソーラーパネルのような補助事業を導入する予定はあるのか」との質疑があり、当局より、「設置場所や設備の県民利用については今後考えていきたい。また、電気自動車や充電設備の普及のための補助事業創設については、多大な経費が伴うので、今後の検討課題である」との答弁がありました。

次に、「いきいき集落」活性化推進事業についてであります。

この事業は、集落活性化のモデルの構築を目的に、県内15市町村、84集落のいきいき集落から、地域活性化に資する事業の提案を幅広く求め、他集落のモデルとなるような事業に対して助成するものであります。

このことについて、複数の集落から提案があった場合の採択基準について、当局より、「事業については、地域ごとにさまざまな形態がある。実現可能性、地域バランス等を勘案しながら、集落活性化のモデルとなるような事業に対して支援を検討していきたい」との説明があり、委員より、「中山間地域にはすばらしい取り組みを行っている集落がある。今回のモデル事業が他の集落にも普及していけば、追加予算措置等の事業の拡大も検討していただきたい」との要望がありました。

次に、私立高等学校授業料減免補助金の見直しについてであります。

これは、私立高等学校の生徒を取り巻く経済

状況が大変厳しい中、就学支援金が創設されたことに伴い、生活困窮世帯の生徒について、現行の授業料減免補助金制度を見直し、生徒負担をゼロにするものであります。請願第34号「教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育・私学助成増額を求める請願書」について、請願者の願意を尊重し、全会一致で採択したところであります。

当委員会といたしましては、今回の県当局の措置を評価するものの、授業料減免に伴う補助金総額が本年度より減少していることから、低所得世帯の教育費負担のさらなる軽減等のため、対象世帯の拡充等、一層の取り組みを要望するものであります。

次に、地域公共交通活性化対策事業についてであります。

この事業は、利用者が減少し続けている中、相互にかかわりのあるサービス向上、利用者増加、収益性向上に向け、それぞれの段階への働きかけにより、相乗効果を促し、地域公共交通の活性化を図るものであります。

このことについて委員より、「公共交通機関の活性化は重要であるが、交通事業者と商業施設とが連携した取り組みについては、中心市街地の商店街が大型商業施設の出店等による売上げの減少に悩んでいるといった状況もあるので、事業実施に際しては、これらの点についても留意していただきたい」との要望がありました。

次に、物流効率化支援事業についてであります。

このことについて、委員より、「物流問題の解決なくしては本県の経済浮揚は難しい。本事業は、21年度に続く事業であり、評価するものであるが、海上・陸上輸送においては、長期的

な視点でのインパクトのある物流対策も必要ではないか」との要望があり、当局より、「海上物流を含めた大型輸送機関の充実は、長年にわたり本県の課題として取り組んできている。知事就任後、物流対策本部を立ち上げ、各部、民間団体等とも連携した取り組みを行っているが、今後とも、農産物の集荷体制の整備や新たな企業進出等も視野に入れながら、関係機関と連携して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、広報活動費についてであります。

このことについて複数の委員より、「県が発行する「広報みやぎき」については、他の自治体等が発行する広報誌も参考にしながら、さらに高齢者等にも読みやすく、魅力ある誌面づくりを考えていただきたい」との要望がありました。

次に、総務部所管の平成22年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算は、1,351億2,200万円余で、前年度当初予算に対して約1%の減となっております。

このうち、県有財産（普通財産）有効活用推進事業についてであります。

この事業は、普通財産の一層の利活用を図るため、管理体制を整備し、宅建業者やインターネット等、民間活用による未利用財産の売却・貸し付け等を推進するものであります。

このことについて委員より、「工夫することによりかなりの収益が生まれるものがあるはずである。財政が厳しい中で取得した有用な財産も含まれており、早急に有効利用を考えていただきたい」との要望がありました。また、別の委員より、「今回の事業は、未利用の普通財産が対象であるが、行政財産の中にも相当期間が



たたないと遊休資産扱いとならないものがある。今回の事業も参考にしながら、行政財産も含め、県全体の財産活用策について検討していただきたい」との要望がありました。

次に、海外派遣研修についてであります。

このことについて複数の委員より、「上海事務所役割については理解できるが、それなりのコストをかけて語学研修を行うのであるから、その後の現地勤務の期間延長について検討していただきたい」との要望がありました。

次に、一括交付金制度化の充実した検討を求める意見書についてであります。

現在、地域主権戦略会議で協議が行われている、いわゆる「ひもつき補助金」を廃止し、地方が自由に使える一括交付金の制度設計に当たっては、国の責任を放棄することなく、地方の裁量権や自由度が真に確保され、地域の実情に応じた対応が求められています。また、住民の生活を守る施策を実施するに足る所要額の確保や傾斜的配分、義務教育や社会保障等に関する分野の交付金対象からの除外等について検討される必要があります。よって、国においては、真の地方分権を確立するため、自主財源に乏しい地方の意向や実情を十分にしんしゃくし、一括交付金制度を創設されるよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところであります。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、意見書とともに議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願2件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願5件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成22年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ、904億4,600万円余で、前年度当初予算額に対して10.6%の増となっております。

このうち、子ども手当についてであります。

本県の受給対象者は約16万3,000人おり、平成22年度の支給額は全体で255億円ほどになり、このうち、従来からの児童手当の県負担分として25億1,600万円余が計上されております。

このことについて委員より、「子ども手当の支給要件はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「住所要件として日本国内に住所を有すること。監護生計要件として、一定の児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあることの2つの受給要件を満たすことである」との答弁がありました。

さらに、委員より、「外国人は、1年以上在住していれば母国に残した子供にも支給され、また、その子供は養子であっても支給される。人数に制限がない。逆に、子供を日本に残し、海外赴任している日本人に対しては支給されな

いということ間違いはないか」との質疑があり、当局より、「外国人の母国に残している子供については、受給要件を満たしているか確認することになる。日本人が海外赴任している場合については、住民票が日本国内にあれば受給される」との答弁がありました。このことについて委員より、「日本の少子化対策を悪用し、海外で相当数の養子縁組を行うことなどにより、高額の子ども手当の受給を図るケースも予想され、支給事務を行う市町村に不正がないかどうか審査できるのかという問題など、多くの懸念がある」との意見がありました。

次に、障がい児地域療育推進事業についてであります。

これは、こども療育センター利用者の通院等の負担軽減と地域における療育機能の向上を図るものでありますが、本年4月より新たに、県立延岡病院へ出張診療日を月1回設けることとしております。

このことについて、委員より、「この事業により、こども療育センターへ県北地域から通院している方のうち、どの程度カバーできるのか」との質疑があり、当局より、「県北地域で継続的に経過観察が必要な方が70名程度おり、おおむね年2回から3回通っている中で、そのうち年1回から2回は延岡病院で診察できる見込みである」との答弁がありました。これに対して委員より、「月2回出張診療日を設けるとおおむねカバーできることになるので、ぜひとも拡大をお願いしたい」との要望がありました。

次に、知的・精神障がい者職場体験推進事業についてであります。

これは、県庁・企業等における職場体験実習等を推進することにより、知的・精神障がい者

の就労能力の向上と企業等における障がい者雇用への理解促進を図るものであり、平成22年度より新たに県の臨時職員として任用することも予定されております。

このことについて委員より、「特におくれている精神障がい者の企業への就労促進を図るため、病院と就労訓練を行う社会福祉法人やNPO法人などの受け皿との連携の推進を図ってほしい」との要望がありました。

また、他の委員より、「県内の特別支援学校の高等部設置の整備が進められている中で、雇用受け入れ側の企業の理解が進み、障がい者の雇用も同時に拡大されるようお願いしたい」との要望がありました。

次に、不妊治療費助成事業についてであります。

このことについて委員より、「平成21年度より、1回当たりの助成額の上限を10万円から15万円に上げているとのことだが、回数制限はあるのか。妊娠した割合はどうか」との質疑があり、当局より、「1年間に2回まで、通算5年間助成が受けられる。平成16年度から平成19年度の治療実績において、707組のうち268組の約38%が妊娠している」との答弁がありました。これに対して委員より、「かなりの実績・効果があるので、さらにPRを図ってほしい」との要望がありました。

次に、病院局所管の平成22年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益265億8,400万円余、費用274億2,200万円余であり、収益から費用を差し引いた収支は8億3,800万円余の赤字であります。これは、前年度当初予算に比べて4億4,900万円余の赤字の増加となっており、また、中期経営計

画では6,800万円の黒字を目標としていましたが、今年度決算として14億2,900万円余の赤字の見込みとなったことから、現実的な収益目標を設定して計上されたものであります。

このうち、医師確保対策事業についてであります。

平成22年からの新たな対策として、休日・夜間の勤務時間外に呼び出した場合の救急医療体制確保手当の創設、出産・育児等で離職している女性医師で段階的に現場復帰を希望している方を、非常勤職員として採用できるように短時間変則勤務制度の導入や、県立宮崎病院内において病後児一時保育の試行を行うこととしております。

このことについて委員より、県立病院の女性医師の割合について質疑があり、当局より、「正規職員の医師177名のうち、女性は22名であり、12%となっている」との答弁がありました。

さらに、委員より、「宮崎大学医学部の女性割合が4割ほどいる中で、県立病院も医師確保が最優先の課題となっていることから、女性医師の掘り起こしに努めてほしい」との要望がありました。

医師不足の問題については、県立病院、公立病院、民間病院を問わず深刻な状況の中で、県内の医師約2,600人のうち、宮崎東諸県医療圏の県面積の約11%の中に約53%と集中している医師の偏在の問題、今年度の宮崎大学医学部推薦入試の地域枠10名のうち、合格者が2名のみとなったことなど、本県出身の医学部入学生をふやすための教育の課題等々、解決すべき課題が山積しており、これは県民の生命にかかわる最重要の課題であります。

当委員会といたしましては、この問題を解決

するために、医師確保対策本部などの設置や、県民からも、県外の知り合いの医師に働きかけたり、そのような医師の情報を県に寄せていただくなど、県民総力戦で取り組まれることを要望いたします。

次に、障害者自立支援法の早期改善を求める意見書の提出についてであります。

国においては、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と基本合意を締結し、速やかに応益負担を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施することとしております。

また、本年4月より、低所得者の障がい者等につき、福祉サービス等の利用者負担を無料とすることとしておりますが、自立支援医療に係る利用者負担の課題や、市町村民税課税世帯は応益負担のままであるなど、さまざまな課題の早期の改善が求められております。このことから、国に対して、新たな総合的な福祉法制の実施まで待つのではなく、早期の改善を要望するものであります。

当委員会としましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成22年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて547億4,300万円余であり、前年度当初予算額に対して21.1%の増となっております。

このうち、宮崎フリーウェイ工業団地管理事業についてであります。

この事業は、宮崎県土地開発公社の解散に伴い、宮崎フリーウェイ工業団地の未売却地を同公社から購入するものであります。

同工業団地への企業誘致に関して、委員より、「農畜産物などの地域にある原材料を生かすことが重要であり、例えば、農業協同組合等と連携するなど、県外の企業でなく、県内の地場企業から何かを生み出すという考え方もあるのではないか」との意見があり、当局より、「県外からの誘致企業も必要であるが、地場企業の立地による産業振興も重要と考えている。さまざまな取り組みをいかに事業化、産業化に結びつけていくか、関係部局とも連携し、協議してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「工業団地があるということだけでは企業立地は進まない。工業団地を埋めていく方向性を見つけるために英知を絞らなければならない」との意見があり、当局より、「西諸地域の特徴を生かした新たな戦略を

早急に練り直し、さまざまな展開を総合的に考えてまいりたい」との答弁がありました。

次に、広域拠点工業団地整備促進事業についてであります。

この事業は、大規模な工業団地の整備等を行う広域市町村に対し、県が一定の支援を行い、県内における大型工業団地の整備を促進するものであります。

このことについて委員より、「市町村から工業団地整備の要望があった際に、的確な情報提供、助言を行うことができるよう、県内各地域の人材や地元企業等の情報の収集、今後伸びていく産業についての分析などに努めていただきたい」との要望がありました。

次に、商店街の活性化についてであります。

このことについて委員より、「商店街は、その地域の高齢者等の生活にとって必要不可欠な場でもある。商店街を活性化させるためには、その地域を守るという視点に立った支援が必要ではないか」との意見があり、当局より、「今後は、商店街だけに着目した対策ではなく、商店街の枠を超えたまちづくりという視点で、関係部局、市町村等とも連携をしながら活性化に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「その地域のあらゆる資源を活用しながら、交流の場、情報交換の場といった商店街が持っている機能を取り戻すことについても考えていただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の平成22年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて813億9,100万円余であり、前年度当初予算額に対して5.2%の減と

なっております。

このうち、橋梁維持事業についてであります。

このことについて委員より、「今後は、老朽化した橋梁も多くなり、維持管理費の負担も大きくなっていくのではないかと」の質疑があり、当局より、「限られた予算制約のもとで、効率的かつ効果的な社会資本の運用・管理を行うアセットマネジメントに取り組んでおり、その中で橋梁の維持管理の方法について検討を行っている。損傷が発生してから対応するのではなく、あらかじめ小規模な補修を繰り返し行い、橋梁の長寿命化を図ることで今後の予算の縮減に努めてまいりたい」との答弁がありました。これに対して委員より、「今後も年次的な計画を立て、適切な維持管理に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、建設産業育成総合対策事業についてであります。

この事業は、新分野進出や資金調達の支援などを通して、経営基盤の強化に積極的に取り組む業者を重点的に支援するものであります。

このことについて当局より、「平成22年度から、新たに経営革新計画の承認を受けた企業に対しては、補助限度額を引き上げて重点的に支援するなどの改善を行う」との説明がありました。これに対して委員より、「補助限度額を引き上げは、新分野への進出を検討している業者にとってよい支援策であるが、一方では、同分野の既存の業者を圧迫する可能性もある。各地域で求められている分野や既存業者への影響を考慮しながら取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、細島港の整備についてであります。

このことについて委員より、「今回、細島港

に関しての2つの新規事業が上げられているが、これは今までの整備がおくれているということの裏返しではないか。志布志港を利用して企業も多々ある。今後、本県から重要港湾がなくなるということも懸念されるので、早急な整備を行っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、細島港をどう位置づけるのかなど、物流の観点での明確なビジョンを持って、関係部局とも議論を重ね、各種事業、施策を展開し、政策的効果をより一層高めていく取り組みを行うよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外14件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成22年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般

会計で250億2,900万円余、特別会計で5億6,100万円余となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の平成22年度の予算額は、255億9,100万円余で、前年度当初予算額に対して12.4%の増となっております。

このうち、循環型社会形成のための総合対策推進事業についてであります。

これは、循環型社会を形成するため、計画策定、意識啓発及びリサイクル製品の利用促進のための施策を総合的に実施するものであります。

このことについて委員より、「計画策定に当たっては、畜産業から排出される家畜ふん尿量についても十分考慮しながら、農政部門と連携し、また、県総合計画との整合性を図りながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、森林吸収源活用モデル事業についてであります。

これはJ－V E R制度を活用して、森林の二酸化炭素吸収機能に経済的・社会的価値を与えて、山元に利益を還元する取り組みをモデル的に県有林で実施するものであります。

このことについて委員より、「J－V E R制度で利益が還元されることで山元は経済的にプラスになり、また、その資金で森林整備も進められ、今後の森林資源の充実も図られると思われる。低炭素社会の実現を図るためにも、当モデル事業にしっかり取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、市町村有害鳥獣捕獲促進事業についてであります。

これは、農林作物への被害を防止するため、市町村有害鳥獣対策協議会の活動に助成を行うとともに、シカの生息数の多い地域において、

特に雌シカを集中的に捕獲するものであります。

このことについて委員より、「雌シカの捕獲単価について、捕獲頭数による増額の区分が不明確ではないか」との質疑があり、当局より、「市町村ごとに基本目標頭数を設定し、それを基準として増額の区分を設けることとした」との答弁がありました。

また、委員より、「中山間地域における鳥獣被害は非常に深刻な問題である。捕獲による対策は非常に効果的なものと思われるので、事業をさらに強力に推進するため、捕獲単価の見直しを検討していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成22年度予算についてであります。

今回、提案されました当初予算の規模は、一般会計で376億3,000万円余、特別会計で4億3,600万円余となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の平成22年度の予算額は、380億6,600万円余で、前年度当初予算額に対して7.6%の減となっております。

このうち、「緊急！みやぎきの中山間果樹産地再構築事業」についてであります。

これは、中山間果樹産地において高齢化等が進行する中、産地みずから産地再構築プランを作成し、生産から販売まで戦略を構築できる果樹版集落営農組織を育成するとともに、計画に基づいた条件整備を行い、産地の維持確保を図るものであります。

このことについて委員より、「中山間地域の農村においては、担い手が減少している中、生産者は高齢化し、現金収入になる果樹が目の前にあるのに収穫できない状況である。原因は、

急峻な場所にあるなど劣悪な地形条件となっているためである。産地崩壊が懸念される中、生産者の支援となるような対策となっているのか」との質疑があり、当局より、「果樹産地再生作業隊を育成・支援するとともに、NPOなどへの協力もお願いしながら、収穫を補助する取り組みを検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、中山間地域の築き上げてきた財産を守るためにも、また、生産者の生活基盤の安定のためにも、地域の実情に応じた生産条件の整備を早急に推進していただきますよう要望いたします。

次に、みやざきモデル食育・地産地消推進事業についてであります。

これは、農業県宮崎にふさわしい食育・地産地消を推進するため、民間等と連携した活動や推進体制の再編整備を図るとともに、県民の自発的かつ継続的な取り組みを支援するものであります。

このことについて委員より、「宮崎の農業の将来について、農業者や県民は、宮崎で生産された農作物に対する誇りを持つことが大事であり、また、本県のこのすばらしい気候、太陽ではぐくまれた農産物を、新鮮な状態で子供たちがおいしく食べることが、食育・地産地消につながるものとなる。事業推進に当たっては、食育を通じて、子供たちが農業のよさ、魅力を感じられるような、また、宮崎の農業の将来が非常に夢のあるものとなってほしい」との意見がありました。

次に、農業・農村振興長期計画についてであります。

このことについて、当委員会といたしましては、計画策定に当たって、本県の農業振興の方

向性を誤らないためにも、今後の国の動向も見きわめながら、農村の基盤整備の充実や農業所得の向上が図られるよう、また、本県の農業の特徴を生かした計画となるよう要望いたします。

次に、水産業の振興についてであります。

このことについて委員より、「近年の漁業経営は、燃油や資材価格の高騰による経営コストの増加、景気後退による魚価の低迷、また、不漁による漁獲高の激減等、極めて厳しい状況が続いている。この現状に対策を講じる手はあるのか」との質疑に対し、当局より、「国においては、共済制度の掛金、加入対象範囲の見直し、農業関係の所得補償制度と同じような仕組みの導入の検討がなされているようである。なお、本県の取り組みとしては、新規事業にある、カツオ一本釣り漁場予測システムの実用化の促進により、効率的な操業体制の確立による収益の確保を図ることとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後の漁業はますます深刻さを増すことが懸念されることから、この厳しい現状を十分認識しながら、水産資源の持続的な利用や、漁業関係者の負担軽減及び経営安定が図られるよう、水産業の振興にさらなる積極的な取り組みを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 文教警察企業常任委員会でございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致で、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の平成22年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて、1,149億3,700万円余であり、前年度当初予算額に対し、0.1%の減となっております。

次に、専門高校ものづくり教育環境重点整備事業についてであります。

この事業は、専門高校生が各種国家資格の取得や検定合格を目指すなど、より意欲的に学習に取り組めるよう、設備の新規導入・更新を行うものであります。

このことについて委員より、「技術を身につけ、資格を取得することは、就職においても有利である。資格取得者数、検定合格者数等の具体的な数値目標を定めて取り組むべきではないか」との意見があり、当局より、「設備を導入する学校とも協議を行った上で、数値目標の設定について検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、中学校1年生少人数学級推進事業についてであります。

この事業は、中学校1年生における不登校の急増や学力差などの課題改善を図り、中学校3

年間の学校生活を送るための基礎とするため、学級編制基準を40人から35人とした上で、学級増となる学校については、必要に応じ非常勤講師を配置するものであります。

このことについて委員より、「少人数教育を県の施策として実施するものであるが、本来は国がしっかりと予算措置をすべきではないか」との意見があり、これに対して当局より、「自治体の財政力格差で教育格差が生じることのないよう、国に対し、教職員定数の改善等について引き続き要望を行ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、スポーツを通じた子供たちの健全育成と競技力の向上についてであります。

このことについて委員より、「ジュニアアスリート養成事業等で、トップ選手の育成や強化を行うことも重要であるが、地域のスポーツ少年団の活動やその指導者に対する支援についても検討してほしい」との要望がありました。

次に、公安委員会所管の平成22年度予算についてであります。

今回、提案されました当初予算の規模は、一般会計284億8,600万円余であり、前年度当初予算額に対し、3.0%の減となっております。

次に、議案第19号「地方警察職員の定数に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、科学技術の進歩により、幅広い検体からの資料採取の機会がふえていることに対応し、鑑識体制の強化を図るため、警察官4名を増員するものであり、改正後の警察官の定員は1,998名となります。

このことについて委員より、「これまでも警察官の定員増を行ってきたところであるが、どのような成果があったのか」との質疑があり、



当局より、「交番機能の強化、振り込め詐欺の捜査などに対応するために増員を行ってきた結果、刑法犯認知件数が減少するとともに、検挙率の向上も図られている。今回の増員に当たっては、裁判員裁判において求められている、裁判員が適正な心証を形成するための物的証拠の収集はもとより、さまざまな犯罪事案に対し、よりの確に対応してまいりたい」との答弁がありました。

次に、企業局所管の平成22年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。が、収益的収支は、事業収益48億6,400万円余、事業費45億9,200万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、2億7,200万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく、事業収益3億3,800万円余、事業費3億1,000万円余で、収支残は2,700万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく、事業収益2,500万円余、事業費2,400万円余で、収支残は160万円余であります。

このうち、緑のダム造成事業についてであります。

当局より、「ダムの上流域の水源涵養機能を高めるため、平成18年度からの4年間で167ヘクタールの山林を取得し、未植栽地等の整備を行っているところであり、引き続き、電力の安定供給と山林崩壊の防止等に努めてまいりたい」との説明がありました。このことについて委員より、「毎年、地域の小学生や保護者などが参加して記念植樹祭が開催されているが、環境教育による人づくりの側面もあるので、学校や森林組合等と連携を図りながら、その後の

フォローアップ事業についても検討してほしい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出議案に対する討論を行います。

議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計予算」、第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び第20号、第30号から第32号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の一般会計予算は、総額5,772億6,600万円、県債発行額は947億800万円が見込まれ、県債残高は9,410億円に達する見込みで、年間予算を大幅に上回る状況となっております。

公債費は、0.8%増の937億1,800万円と、財政

状況は依然として厳しい状況に置かれています。また、依存財源である国庫支出金は、補助公共事業の減などにより、4億2,100万円の減収、地方交付税の代替財源として後年度に交付税措置されるとする臨時財政対策債は、昨年を上回り、563億9,900万円にも上ります。

一方、重要な自主財源である県税収入は、景気低迷などを背景に、前年度比95億円もの大幅な減収とされ、3年連続の減収は県財政を一層厳しいものにしていきます。何より今言うべきことは、地方交付税の削減をやめ、もとに戻すよう要求することです。国の財政運営のあり方をただすことだと思えます。

国会も、新政権のもとで予算審議の最中ですが、国民の暮らしを守るには、自公政権の毎年2,200億円の社会保障費削減路線によって傷つけられた医療・介護・福祉制度などの速やかな再建が不可欠です。また、消費税増税計画も明確に示されており、雇用問題とも相まって国民の暮らしの厳しさは深刻です。こうした中で、県行政が、どれだけ国の悪政の防波堤の役割を果たし、県民の暮らしを守っていくのか、地方自治体本来の役割、そのあり方が大きく問われています。

本年度予算の中には、中学1年生の少人数学級の実施や、不況の中での中小企業融資制度の拡充など、評価できる点もあります。しかし、問題点もあります。

それは、第1に、福祉・医療の問題です。後期高齢者医療費負担金133億1,600万円、また、同制度安定化基金事業に5億6,600万円が計上されていることです。お年寄りを年齢で区別し、高い保険料と差別医療を押しつけている後期高齢者医療制度は、直ちに廃止すべきです。また、国民健康保険について、保険料の滞納世帯

がふえ、保険証が交付されない世帯がふえている状況の中で、その解決のためにも、削減されている国の支出割合をもとに戻すよう求めることはもちろんのこと、市町村国保に対する県の法定分以外の助成について手当てすることが求められていると思えます。

第2に、商工費で、企業立地基盤整備等対策費に78億7,400万円が計上されています。そのうち33億円は高原のフリーウェイ工業団地の土地開発公社からの買収資金ですが、同事業の見通しの甘さが指摘されるところでもあります。また、昨年が続いて、広域拠点工業団地整備促進事業に32億円を計上し、誘致企業に備えるとしています。しかし、利用促進が図られない広大な高原のフリーウェイ工業団地にも、企業誘致促進事業として13億3,600万円が計上されています。さらに、企業立地フォローアップ促進対策費として、企業立地補助金が5億6,500万円計上されています。一方、中小企業活性化事業などは毎年減額され、ことしは1,700万円です。相対的に中小企業対策の予算は低く、あまりにも誘致企業に偏った予算ではないでしょうか。地元企業を支援して雇用拡大にもつなぐべきです。

第3に、農業関連では、価格保証や所得補償の予算が必要です。また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要だと思えます。そのためにも、不要不急の農業土木事業の見直しを図ることも必要だと思えます。

第4に、市町村合併支援費として11億5,500万円が計上され、今後もさらに支援する方向も示されています。市町村合併の終息が言われる中で、見直しが図られて当然であり、利益誘導での合併促進は改めるべきと思えます。

以上、新年度予算について、財政運営を含め

幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するためにこそ、必要な支出を図る予算執行を求めるものです。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

同条例の中で幾つかの改正が提案されていますが、介護支援専門員にかかわる実務研修受講試験手数料や、専門員証の交付や更新、書きかえ等の手数料の引き上げについて、新たな負担を負わせることに反対をするものです。

議案第20号及び第30号から第32号については、県営土地改良事業、林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

最後に、請願についてです。

前回に引き続き、委員会で継続審査となりました第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願、不採択となりました第30—1号及び30—2号の「教育格差をなくすすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」、及び第32号の「後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願」について採択を求め、「改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願」については、不採択を求めるものです。

「中小企業振興基本条例」の制定については、地域経済を大きく支えている中小企業の経営の安定と活力の回復が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、県民生活の向上につながるものです。とりわけ、景気低迷の今こそ、中小企業の振興策を進めることは重要に

なっています。

「教育格差をなくすすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」については、子供たちに学ぶ環境と権利を保障し、健やかな子供たちの成長を願うものであり、採択を求めるものです。

また、「後期高齢者医療制度の早期廃止を求める請願」については、新政権が、制度の撤廃を言いながら、新制度をつくってからと、4年後に先送りをする方針を打ち出しており、公約違反そのものです。75歳以上の高齢者に差別医療を押しつける後期高齢者医療制度は、人道的にも許されず、高齢者にとって耐えがたい屈辱的な制度です。4年も待てるものではありません。安心して医療が受けられるよう、制度の早期廃止を求めた同請願の採択を強く求めるものです。

「改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願」については、DNA鑑定などを求めており、個人のプライバシーの侵害にも深くかかわる問題です。請願者の危惧する不正な国籍取得問題は、現行法を駆使することで十分対応可能と考えます。よって、同請願の採択に反対をするものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第20号、第21号及び第30号から第32号まで採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第20号、第21号及び第30号から第32号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第19号まで、第22号から第29号まで、第33号及び第34号採決

○中村幸一議長 次に、議案第2号から第19号まで、第22号から第29号まで、第33号及び第34号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第30—1号、第30—2号及び第32号採決

○中村幸一議長 次に、請願第30—1号、第30—2号及び第32号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は、不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、各請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第29号採決

○中村幸一議長 次に、請願第29号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎ 請願第5号、第11号及び第34号から第36号まで採決

○中村幸一議長 次に、請願第5号、第11号及び第34号から第36号までについて、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎ 請願第19号、第20号及び第33号採決

○中村幸一議長 次に、請願第19号、第20号及び第33号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は、取り下げ承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願の取り下げについては承認することに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉

会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○中村幸一議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、行財政改革特別委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、公社等出資団体等に関する事、行政改革に関する事、予算編成のあり方に関する事の3つを調査事項とし、本県の行財政改革に関する所要の調査活動を行ってきたところがあります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

公社等の改革を推進することは、県から公社等への関与を見直すことによる県の財政支出の

抑制や、公社等を効果的に活用した事業の実施による県行政のスリム化などが図られ、本県の行財政改革に大きく寄与するものであることから、当委員会では、これを調査事項の大きな柱として、重点的に調査を行ってまいりました。

まず、公社等を取り巻く現状とさらなる改革についてであります。

本県における公社等は、平成21年4月現在で107法人あり、県が直接実施することが難しい分野などにおいて、県の補完的・代替的な業務を実施するなどの重要な役割を担ってきたところではありますが、県と公社等を取り巻く環境が大きく変化する中、県と公社等には次のような3つの取り組みが求められております。

1つ目は、いわゆる「官から民へ」の大きな流れの中、県から法人に対する援助などを、法人の力を最大限に活用できるものに見直していく取り組みであり、また、2つ目は、県の財政が極めて厳しい状況に陥る中、県からの援助などを真に効果のあるものに集中させるとともに、法人自身においても、経営の効率化・自立化に努めていく取り組みであります。そして、3つ目は、国における所管法人の問題が大きく取りざたされる中、県から法人に対する援助などの必要性を明確に示し、これをしっかりと公表するなど、県と公社等の関係の透明性を向上させていく取り組みであります。

当委員会では、今述べた3つの取り組みを、「県と公社等に求められる『さらなる改革』」と位置づけ、この改革の推進に向けた課題や必要な方策などについて調査を行ってきたところがあります。

次に、公社等の現状及び課題に関する調査についてであります。

当委員会では、公社等の中から、県の出資額

が大きい法人や県の出資割合が高い法人、また、出資法人以外で県からの人的・財政的援助が大きい法人など、幅広い行政分野にわたる27の法人を抽出し、これらの法人に対する県の関与の現状等について、県当局から聴取したところであり、県当局に対し、県の施策全体の中で法人が担うべき役割を常に検証し、その役割が十分果たされるよう、県の関与を見直すことなどについて指摘を行いました。

また、国の天下り問題を受け、県退職者の公社等への再就職状況や再就職者の報酬及び退職金の支給状況などについて調査を行いました。その結果、再就職先の退職時には、退職金が支給されていないことなど、問題となっている国の実情とは異なることがわかったところではありますが、今後さらに再就職状況の公表を推進するためにも、次のような事項を要望します。

まず、知事部局においては、再就職状況の公表を実践しており、一定の評価はするものの、退職者の推薦要請を受け付ける法人の基準や、推薦先を決定するプロセスに不透明な部分もあることから、これらも含めた公表の推進に努めていただくよう要望いたします。

また、教育委員会においても、再就職状況の公表に取り組んでおりますが、知事部局が営利企業等への再就職者まで公表しているのに対し、公表の対象者の範囲が限定されていることから、知事部局と同程度の公表基準を設けることについて検討していただくよう要望します。

そして、警察本部においては、退職者の生活の安全を考慮して再就職状況の公表を行っていませんが、全国の事例などをしっかりと調査し、公表する手段について検討していただくよう要望します。

以上のように、本県における公社等の現状な

どを調査した結果、「県と公社等に求められる『さらなる改革』」を推進していくための今後の課題として、次の2つの点を挙げます。

1つ目は、出資法人以外の法人の改革であります。

これまで、本県における公社等改革は、出資法人を中心に行われてきており、出資法人以外の法人については、改革への取り組みがおくられてきたと言わざるを得ない状況があることから、今後は、県とこれらの法人が十分な共通理解と認識を持ち、出資法人と同様の改革に取り組んでいく必要があるものと考えます。

2つ目は、議会における監視機能の強化であります。県議会は、県の施策全体を踏まえた法人のあり方や県のかかわり方の検証を行い、県民を代表する立場から、県に対して有効な提言を行うことができます。今後、さらなる改革を推進するためには、この県議会の役割を十分に発揮させることが重要であり、県と公社等の関係に対する県議会の監視機能をこれまで以上に強化していく必要があるものと考えます。

次に、宮崎県公社等改革指針の見直しについてであります。

平成16年3月に策定された公社等改革指針に基づいて、これまで、多くの法人の統廃合や自立化に向けた改革が行われてきたところではありますが、改革の推進期間が今年度までであることから、県では、指針の見直しを行い、平成22年度から24年度までを新たな推進期間とする「新宮崎県公社等改革指針」を策定しました。

今回の見直しに際しては、指針の対象とする法人の範囲について、これまで出資法人が中心であったものを、県の人的・財政的援助に関する新たな基準を設けることにより、出資法人以外の法人にまで拡大したところであり、この見

直しは、まさに当委員会が先ほど指摘をした課題を考慮した見直しと言えるものであり、高く評価できるものであります。

しかし、この財政的援助に関する新たな基準に関して、県当局の当初の案では、県の財政支出額から指定管理料及び競争入札による委託料が除外されていました。当委員会としては、指定管理や競争入札において、応募や応札が1者しかない事例も多々見受けられる実態を踏まえ、これらに関する財政支出も、県民の貴重な税金を財源とした財政支出であることから、「指定管理料及び競争入札による委託料も含めた県の財政支出割合が80%以上である法人」を対象とする新たな基準を設けて、法人への県の関与の度合いをさらに幅広く判断する必要があるとの提言を行いました。

これを受け、県当局において検討がなされた結果、財政支出割合が80%以上の法人のうち、県からの財政支出額がおおむね1億円以上と多額である法人を新たに追加することとなり、新改革指針の対象法人は45法人となったところであります。県当局が、当委員会の提言を踏まえて再び基準を見直し、対象法人の追加を行ったことも高く評価したいと考えます。

このほかにも、新改革指針における大きな見直しとして、数値目標の設定が行われているところであり、指針の対象法人の数を45法人から5法人削減することなどの数値目標が掲げられています。これらの目標を設定したことは評価できるものであり、法人の統廃合による県民への影響にも十分配慮しながら、着実な改革の推進を図っていただくよう要望します。

最後に、「出資法人等への関与事項を定める条例」についてであります。

他府県においては、出資法人等を通じて実現

しようとする行政目的の効率的・効果的な達成を図ることを目的として、府県の出資法人等へのかかわり方の基本的事項を定める条例が策定されており、当委員会では、本県における同様の条例の必要性について検討を行いました。

これまで述べてきたとおり、本県においても、県財政が逼迫し、公社等改革について県民の厳しい目が向けられる中、県と公社等に求められているのは、県から公社等への関与を効率的・効果的で透明性の高いものにするとともに、公社等自身の経営の効率化や透明性の向上を図っていくという、さらなる改革であります。また、先ほど課題として述べたとおり、この改革を確実に推進するためには、県や公社等の当事者による取り組みのみにとどまることなく、県議会が県民の代表として、両者の関係を監視する役割を十分に果たしていくことが必要不可欠となっております。

当委員会では、今後も社会経済情勢や行政に対するニーズが変化していく中で、このさらなる改革が確実かつ永続的に進められることを担保するとともに、県議会の監視機能を十分に発揮させるためにも、本県においても公社等への県のかかわり方を定めるための条例が必要であるとの結論に至りました。

条例の検討に当たっては、対象とする法人の範囲に関する協議を中心に行ったところですが、監査委員の監査が及ぶ範囲が、県が4分の1以上を出資している法人であること、地方自治法に基づき県議会に経営状況等を報告する必要がある法人が、現在の2分の1以上出資法人から4分の1以上出資法人にまで拡大される見込みであることなどを勘案し、4分の1以上出資法人を基本的な対象とすることに決定しました。このほか、極めて県と深い関係を有してい

る宮崎県社会福祉事業団を特別に追加し、最終的に26法人を対象としたところであります。

そして、当委員会において、条例の条文や実際に条例を運用する際の留意事項について、十分かつ慎重に検討を重ねた上で、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（案）」を作成したところであり、この条例案を、当委員会から本会議へ提出することを決定したところであります。公正で透明性の高い効率的な県行政の実現に寄与することを目的とした当条例案が可決・施行されることにより、県と公社等の協働による県民福祉の向上が、これからも確実かつ永続的に図られていくことを強く願うものであります。

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について、総括して御報告申し上げました。来年度は、行財政改革大綱2007の推進期間の最終年度となっており、県当局において、改革の総仕上げとして目標達成に向けた着実な改革が進められることを望むものであります。当然ながら、これが行財政改革の終着点ではありません。県当局においては、これからも引き続き、行財政改革の歩みをとめることなく、県民福祉の向上を最優先に考慮しながら、新たな段階へと前進した行財政改革を着実に推進していただくよう要望いたしまして、当委員会の報告いたします。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、少子化・子育て支援対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、少子化対策及び子育て支援に関する所要の調査活動を行ってまいりました。お手元に配付しております報告書において、県の取り組みが望まれる事項として9つの提言を行っているとありますが、このうち、次世代育成支援

宮崎県行動計画について、当委員会が申し入れを行った4つの提言を申し上げ、報告とさせていただきます。

まず、子育て支援についてであります。

御案内のとおり、平成20年の全国の合計特殊出生率は1.37と、長期的に人口を維持できるとされる水準2.07を大きく下回り、28年連続で15歳未満の子供数が減少するなど、我が国は本格的な人口減少社会を迎えております。

当委員会は、宮崎市や高千穂町などを訪問し、特に、都市部と中山間地域における少子化の現状や、子育て支援の課題等の把握に努めたところであります。

少子化が進行することによって、経済活力の低下や社会保障における現役世代の負担の増大はもとより、本県のように、既に過疎化、高齢化が進行している中山間地域を多く抱える地方においては、少子化による人口減少が重なることによって、地域の存続そのものが危ぶまれるとともに、森林や農地の持つ公益的機能が著しく低下することも懸念されております。

県当局は、「中山間地域の活性化」「子育て支援と人材の育成」のいずれも平成22年度の県の重点施策に位置づけておりますが、中山間地域においては、子育て世代や結婚世代の若者の定住化を促進させるため、特に子育て環境の充実が必要であると言えます。

このような中、県当局は、結婚・子育て意識調査を踏まえて、「中山間地域とそれ以外の地域でアンケート分析をしても、中山間地域において、子育てサービスに関する特有の悩みはない」という認識でありました。しかしながら、中山間地域においては、都市部が受けることができる子育て支援サービスや、医療、教育などが受けにくいという格差が歴然として存在する



ことは事実であります。

中山間地域では、地域子育て支援拠点事業など、行政による取り組みが必ずしも十分と言えないばかりか、産科、小児科自体がない地域がなお存在しているほか、町村内に高校がなく、子供に下宿をさせて高校教育を受けさせなければならない状況があるなど、そこに住んでいるだけで、都市部と比べて教育費が割高になる場合さえあります。石川県の子育て支援民間団体「子育て生活応援団」の代表の方は、「過疎地域の子育て支援は、困っている人が少ないとしても十分に行われるべきである」と述べられるとともに、NPO法人などとの協働による子育て支援を提案されておられました。県内でも、子育て支援に取り組むNPO等が各地でふえてきているという状況があり、また、中山間地域においては、人々の温かいつながりなど、子供たちを健全にはぐくむ地域資源も残されております。中山間地域における子育て世代等の定住を促進するためにも、これらの資源を十分に生かして子育て環境の改善を図るなど、格差解消に向けたコーディネート機能が求められるところでもあります。

このようなことから、当委員会では、県当局に対し、都市部と中山間地域の格差是正に向けた施策を、次世代育成支援宮崎県行動計画に位置づけるとともに、さまざまな資源をうまく生かしながら、各地域における格差解消を県がコーディネートしていくべきであると要望したところでもあります。

次に、次世代を担う人材育成についてであります。

今の少子化の流れを変えていくためには、次世代を担う子供たちが、人生の早い時期から、みずからの人生設計に結婚、出産、子育てを位

置づけられるよう、意識啓発を行っていくことが重要であると考えます。県外調査で訪問した福井県では、学生のうちから子供や子育てについて関心を持ってもらい、結婚、出産、育児へと続く自分の将来の家庭像を描くためのきっかけづくりとするため、高校生向けの少子化対策リーフレットを作成しておりました。また、福井県は、地域で子育てに関する悩み等の相談を受けているボランティアに協力してもらいながら、出張講座を県内の高等学校で開催しておりました。

委員からは、「小学校から環境教育を施しているように、少子化に関する教育も必要ではないか」といった意見や、「子供を生み育てたいなどの価値観を持つ子供をふやすような教育を人生の早い時期から行うべきではないか」等の意見があったところであります。

このようなことから、当委員会では、次世代育成支援宮崎県行動計画について、「教育を通して高校生や中学生などの段階から、将来は子供を生み育てたいと思い、子供を持ったらどんなことをしても育て上げるという気持ちをはぐくんでいくことを計画の中に位置づけるべきである」と要望したところでもあります。

最後に、出生率の向上についてであります。

少子化対策において、県が子育て支援に関する明確なコンセプトを示し、重点的な取り組みを明確にすることは、県民に安心や信頼を感じさせ、子育てに関する不安感等の解消や、子供を生みたいという気持ちを高めてもらうことにつながることを期待されます。福井県では、女性の就業率や共稼ぎ率が全国1位であるという特徴を生かし、結婚や出産を機に職場をやめることがなく、復帰後もキャリアを持続できる社会づくりに取り組むとともに、3人以上の子供

がいる家庭は県が応援しているというメッセージを込めて、「ふくい3人っ子応援プロジェクト」に重点的に取り組んでおりました。また、平成17年に合計特殊出生率が全国で唯一上昇したことを機に、徹底した自県の状況分析を行い、その分析結果がよりどころとなって、県の少子化対策の方向性をしっかりと支えておりました。

本県についても、合計特殊出生率が全国2位であるという高い順位にあるのであれば、そうである要因が必ず存在するはずで、それが何かを十分に分析し、分析によって明らかにした本県の地域の特性や優位性を生かし、重点的な取り組みを行っていくことが望まれます。

このようなことから、当委員会では、次世代育成支援宮崎県行動計画について、県の地域性を考慮した特徴的な政策を位置づけるとともに、具体的にどのようなことに力を入れていくのか県民に明確に示していくべきであると要望したところであります。

また、当委員会においては、豊かな自然や文化、食、人情などに恵まれ、保育所も充足されていると言える本県の良好な子育て環境を踏まえて、「子育てが大変だというマイナスのイメージを抱かせる少子化対策では、県民の不安をおおることにつながるのではないか」との意見があったところであります。県民に少子化についての問題意識を十分に持ってもらうことも必要ですが、本県における子育て環境の優位性を積極的にアピールしていくことで、県民に子供を生き育てる上で安心感を与え、県民全体で前向きに子育て支援に取り組む機運づくりにつながっていくと考えます。

このようなことから、当委員会では、県当局から提示された次世代育成支援宮崎県行動計画

案に関して、本県が子育てしやすい環境にあるということを前面に押し出し、積極的な姿勢を明確にしながら県民に訴えるような計画とすべきであると要望したところであります。

以上申し上げてまいりました当委員会の4つの提言を、県当局は真摯に受けとめていただき、計画案の中に、これらの4つの事項に関する新たな記述を盛り込んでいただいたことは、高く評価できるものと考えております。しかしながら、少子化対策を実効性のあるものとして推進していくためには、今後、県は、これまで以上に大きな役割を担っていく必要があると考えます。

少子化対策に関しては、子ども手当の創設や高校教育の実質無償化等の経済的な支援を柱にした国の施策が、平成22年度から新たに実施される見込みではありますが、あくまで国は、全国一律に施策を推進していく立場にあります。一方、地方においては、都市部と中山間地域との違いは言うまでもなく、県内のそれぞれの地域において、人口構造や産業構造、保育所等のサービスの提供状況、子育て支援や結婚支援に活用できる人的・物的な資源は異なるものであり、少子化対策として求められるニーズ自体も地域によって同じではありません。そのような県内各地域の特性を把握し、それらの多様な特性に応じて計画に盛り込まれた施策を効果的に講じていくことが、今後、県が果たすべき役割であると考えます。

このような役割を果たすべく、県は、広域自治体としてのリーダーシップを発揮しつつ、市町村の取り組みを支援し、NPOや企業等とも力を合わせて、県全体としてより実効性のある少子化対策が推進されるよう取り組んでいく必要があるのです。そして、多くの職員を抱える

県みずからが、さきに述べたワーク・ライフ・バランスの実現や結婚支援にまず取り組むべきことは言うまでもありません。当委員会においては、県職員の仕事が忙しくなり過ぎているのではないかと指摘する声もありました。旗振り役の県庁が率先垂範で少子化対策に取り組んでいるということが、県民や企業等から広く認知されるべく、引き続き、職員の結婚、出産、子育てを支える職場環境づくりに努めていただきますようお願い申し上げて、当委員会の報告といたします。（拍手）

〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、景気・雇用対策特別委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の景気及び雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

まず、雇用の維持・創出及び就業支援についてであります。

御案内のとおり、一昨年9月に発生したリーマンショックに端を発する経済・金融危機は、瞬く間に世界じゅうに広がり、余りにも大きな景気悪化の波が国民のふだんの生活にも少なからぬ影響をもたらしました。厳しい経済・雇用情勢が続く中で、これまで県は、国の動きに連動して、立て続けに多額の財政措置を講じてきておりますが、これらの対策がしっかりと県民に還元されていくことが極めて重要であると考えます。実施する経済・雇用対策が県内において十分な効果をもたらすものとなるよう、県においては、雇用に関するデータや講じられた対

策の効果の検証を行っていく必要があると考えます。また、引き続き、中小企業の経営安定化に向けた支援を行うなど、まずは離職者を出さないよう雇用の維持に向けて取り組む必要があると考えます。

当委員会において、委員からは、国の職業能力開発促進センターの事業が縮小される方向で検討されていることを懸念する声があったほか、求職者がハローワークに朝から詰めかけ、時には一つの情報をめぐり争うような状況があるなど、雇用を取り巻く厳しい実情が述べられたところでもあります。とりわけ将来を担う若者の雇用は、新規学卒者の就職内定率が例年を大きく下回るなど、極めて厳しい状況となっております。

このような中で、当委員会では、県内調査において、若者の就職支援を行っている宮崎市の「ヤングJOBサポートみやざき」を訪問いたしました。ヤングJOBサポートみやざきは、延岡サテライトとあわせ、年間約2,000万円の予算で、キャリアコンサルタントによる個別就職相談や、就職支援セミナーの開催、無料職業紹介などを行っております。しかしながら、調査においては、就職支援を行う上で、基本的なデータの把握がなされていないように見受けられました。また、委員からは、若者に対するPR不足を指摘する声や、「ハローワークと違う独自の求人情報を持つなど、差別化が必要ではないか」といった意見が多く出されたところでもあります。

一方、県外調査で訪問しました群馬県若者就職支援センターでは、国の事業を群馬県単独の事業と一体化させ、約1億8,000万円を投じて、相談から職業紹介、就職後のフォローまで、きめ細かな若者の就職支援が行われておりまし

た。群馬県若者就職支援センターの最終的な目標は、就職させることではなく、就職してから仕事を長く続けてもらうことにあり、若者は、就職後1年以内に4人に1人が、3年以内には3人に1人が離職をされると言われる中で、センターを利用して就職した若者は8割が定着するという非常に高い定着率が達成されておりました。センターの運営のほとんどは、地元の若者たちが立ち上げたベンチャー企業や、地元の大学生を中心としたNPO法人などに委託されており、それらの若者が企画・運営の主体となり、さまざまな悩みを抱えて相談に来た若者と一緒になって悩み、考え、励まして、信頼関係を築きながら就職支援が行われておりました。

一方、群馬県若者就職支援センターは、ハローワークに頼ることなく、センターが直接企業に足を運んで求人開拓を行うことで、独自に企業とのネットワークを構築しており、今では、企業のほうから積極的に求人者の情報をもらうことも多いとのことでありました。若者が就職をし、仕事に定着することは、地域における労働力が確保されることはもとより、若者自身が安定的に生活を営み、家庭を持ち、子供を生き育てていくための基礎となるものであります。

県においては、群馬県若者就職支援センターの取り組みを参考にしながら、ヤングJOBサポートみやぎきの取り組みをさらに強化すべきであると考えます。

次に、農商工連携の推進及び新事業の創出についてであります。

県当局は、平成22年度の重点施策に新たな産業の展開を位置づけておりますが、当委員会としては、本県の強みである豊かな農林水産資源を、農商工連携や産学官連携によって、社会全体が抱える問題の解決に生かしていくような新

しい事業を創出していくことが重要であると考えます。そのような観点から、当委員会では、木質バイオマスと食品残渣を再利用した家畜用飼料でありますエコフィードの事業化に焦点を当てて調査を行ってきたところであります。

まず、1つ目は、木質バイオマスについてであります。

県土の76%を占める森林資源を生かした木質バイオマスの利用拡大は、雇用創出はもとより、林業振興や山村の活性化に与える効果が非常に大きいものと考えます。

当委員会が県内調査で訪問した、延岡市の旭化成グループによる木質バイオマスを利用した発電の取り組みや、門川町や小林市における木質ペレット工場の整備など、県内でも木質バイオマスに関する新しい動きが徐々に出てきております。しかしながら、今後は、木質バイオマスの需要をもっとふやしていくことはもとより、森林内に大量に残された林地残材等を収集し、木質バイオマスの安定供給を図る体制を整えることが大きな課題であると考えます。また、南那珂森林組合では、高い温度で燃焼するバイオコークスの製造実験に取り組んでおられますが、実用化にはまだまだ課題も多いようであります。

県外調査で訪問した岡山県真庭市では、バイオマス資源の円滑な地域内流通を確立するため、林地残材の集積基地を整備するとともに、発電や木質ペレットはもとより、木片コンクリートや木質プラスチックなども製造されており、温水プール、ビニールハウス、ストーブでの積極的な利用を含めて、企業、団体、市民の理解と協働のもとで、市全体でバイオマスの事業化に取り組んでおられました。

本県においても、豊富な森林資源を十分に生

かして、木質バイオマスの利用拡大に向け、県全体を巻き込むような新事業の創設に積極的に取り組んでいくべきであると考えます。

2つ目は、食品残渣を再利用した飼料、エコフィードについてであります。

世界一の食料輸入国であると言われる我が国では、食品供給量の4分の1が廃棄されている状況にあります。また、外国から我が国に大量の食料が輸送されていることによって生じる二酸化炭素の排出量は、「フードマイレージ」と呼ばれ、これもまた我が国が世界一という状況にあります。

エコフィード化を推進していくことは、これらの環境問題の改善につながるばかりか、穀物や飼料の価格が再び高騰することも懸念される中で、畜産農家の経営安定にも貢献するものであります。さらに、エコフィードを家畜に与えることで肉質が向上するという効果もあり、当委員会が訪問した都城市の有限会社「とんとん百姓村」の「観音池ポークしもふり」など、県内でもブランド化が図られている事例も見られるところであります。

また、県外調査で訪問した横浜市食品リサイクル加工センターでは、食品残渣を処理加工する料金と生産されたエコフィードの販売益によって黒字化が達成されており、センターに搬入される食品残渣は、コンビニエンスストアやスーパーなど400カ所から集められるという、地域におけるエコフィードの循環システムが確立されておりました。

一方で、県当局からは、食品関連産業の立地に力を入れていくとの説明があったところでありますが、食品リサイクル法の改正によって、食品関連事業者が食品のリサイクルに積極的に取り組むことが求められている中で、本県でエ

コフィードの循環システムを確立することは、食品関連産業を立地しやすい環境を整えることにもなると考えます。

当委員会においでいただいた宮崎大学農学部の入江正和教授も、「食品残渣などのリサイクル網を整備すれば、食品関連産業の誘致は当然実現しやすくなる。また、環境問題、食料問題への対応にも貢献する。畜産県である本県においてエコフィードを積極的に推進していく必要がある」と述べておられます。

県当局も、当委員会における質疑に対して、「食品残渣の問題は、食品産業の振興とセットで考えていかなければいけないと思っている」と答弁したところでありますが、県においては、農商工連携や産学官連携を通じて、エコフィード化を推進する新事業創設の支援に取り組むべきであると考えます。

以上、当委員会の調査活動の概要を申し上げます。

アメリカ発の経済・金融危機の発生から1年半が経過しようとしておりますが、瞬く間に世界じゅうが景気悪化の波に飲み込まれたように、社会経済のグローバル化の進行は著しいものがあります。もはや一つの県だからといって、他国の社会経済情勢を安穏として見ているわけにはいかない状況にあるのです。常に世界に目を向け、課題をとらえ、産業分野に求められるニーズを組み入れていかなければ、成長性のある新たな産業展開の方向性は見出し得ないと考えます。

当委員会では、地球温暖化などの環境問題に、本県の強みである豊富な農林水産資源を結び付ける木質バイオマスとエコフィードを、新たな産業の展開をもたらす新事業の素材として取り上げ、調査を行ってまいりました。いずれ

も、本県の未利用資源を生かす、地域に根差した環境に優しい事業としての成長が期待でき、周辺産業への波及効果は大きいものと考えます。県は、そのような社会全体が抱える問題の解決につながる産業の素材となるものを、農商工連携や産学官連携を通じてより多く見出し、県民に新たな産業展開の方向性を明確に示していく必要があると考えます。

冒頭に申し上げましたとおり、特に若者の雇用を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。いまだ経済・雇用情勢になかなか明るい兆しが見えない中にありますが、この厳しい状況が早期に改善することはもとより、本県の将来を担う若者の安定した雇用を創出する新たな産業の展開が図られていくよう切に願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

---

[事務局長朗読]

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

議員発議案第5号

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書

議員発議案第6号

水産業振興施策の充実を求める意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 総務政策常任委員長 高橋 透

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

一括交付金制度化の充実した検討を求める意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

提出者 厚生常任委員長 長友 安弘

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

障害者自立支援法の早期改善を求める意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 行財政改革特別委員長 丸山裕次郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

押川修一郎  
新見 昌安

記

議員発議案第9号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める  
条例

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 蓬原 正三  
野辺 修光  
押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に  
反対する意見書

議員発議案第11号

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見  
書

議員発議案第12号

政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義  
的責任の明確化を求める意見書

議員発議案第13号

改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見  
書

議員発議案第14号

教員免許更新制の存続を求める意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 蓬原 正三  
野辺 修光

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障  
することを求める意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 鳥飼 謙二  
高橋 透  
外山 良治

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第16号

女性差別となる法律の修正・廃止を求める  
意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 新見 昌安  
押川修一郎  
太田 清海  
武井 俊輔  
水間 篤典

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第17号

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

---

平成22年 3月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 県議会議員 西村 賢  
武井 俊輔  
松田 勝則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第18号

政治活動におけるIT利用の促進を求める  
意見書

---

◎ 議員発議案第4号から第18号まで  
追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第4号から第18号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第4号から第8号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しません。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第5号「生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書(案)」について、少し意見を述べさせていただきますながら、賛成の討論を行います。

新政権が農業政策の目玉とする戸別所得補償は、米価下落による所得減を認め、生産性を念頭に置いた所得補てんに踏み出した点で、米価を市場に委ね、米農家の経営をとめどなく悪化させてきた自公農政からの一定の方向転換と言えます。

しかし、補てん単価が全国一律というのは、平均より生産費の高い地域や、販売価格の低い米を生産する地域では、赤字の一部が補てんされるにすぎません。中山間地域の直接支払制度の拡充などとあわせて、米の所得補償も、地域の実態に応じた米生産が維持できるよう、その条件を加味する仕組みにすべきです。

このような状況の中で、意見書案の特に第2・第3項目の指摘・要望事項については、重要な点であると思います。しかし、農家が真に安心して農業に励めるようになるためには、主要な農産物の価格保証と所得補償を組み合わせ、再生産が可能な農業収入を確保すること。関税などの国境措置を維持・強化し、農産物輸入の歯どめない自由化をストップさせることが欠かせません。農産物輸入の自由化を放置しては、農産物価格の際限ない下落に対し、戸別所得補償でどれだけ所得を補っても補い切れません。

米の値崩れの原因となっている不要なミニマムアクセス米の義務的輸入は中止すること。F



T A（自由貿易協定）、E P A（経済連携協定）の交渉は直ちに中止し、食料主権を保障する貿易ルールを追求する立場から、W T O農業協定を抜本的に見直すことなどが必要です。

また、我が国の農業を実際に担っているのは、専業や複合経営、兼業など大小の違いはあっても、さまざまな形態の家族経営です。今後も、担い手対策の中心に、多様な家族経営を維持することを柱に据えながら、地域農業で重要な役割を果たしている大規模農家や生産組織への支援を強めなければなりません。これまで自公政権のもとで輸出拡大の利益を優先して農業を切り捨ててきた農政は破綻を来しています。また、その延長線上で貿易自由化を推進する新政権の農政にも不安が高まる中で、日本農業を支え、農家の育成に重点を置いた本意見書提出に賛成をするものです。

以上で討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第4号から第8号まで採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第4号から第8号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後は1時再開、休憩いたします。

正午休憩

---

午後1時0分開議

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。行財政改革特別委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕 議員発議案第9号「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」について、発議者を代表いたしましてその提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただいたとおり、行財政改革特別委員会では、昨年4月に委員会が設置されて以降、県が出資する法人などの状況等について調査をしてまいりました。

この中で、県と法人との協働により県民福祉の向上を図っていくためには、県と法人の関係の透明化、法人への県のかかわり方を見直すことはもとより、法人自身においても経営の効率化・自立化を図るなど、県、法人それぞれに求められる改革を持続的に確実に推進していく必要があるとの認識を持つに至りました。さらに、改革をより実効性あるものにしていくためには、県及び法人に対し第三者の立場から有効な提言を行うことができる県議会の監視機能を強化することが必要不可欠との認識を持つに至ったところであります。

このような観点から、お手元に配付しております「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」について、委員会として全会一致で提案することを決定したところでありますが、この条例は、県の出資法人等へのかかわりに関する基本的事項を定めるものであり、この条例により、県が出資法人等を通じて実現しようとする

る行政目的の確実かつ効果的な達成や、公正で透明性の高い県政のさらなる推進に寄与することができるものと考えております。

条例の主な内容であります。1点目といたしましては、条例の適用対象とした県の出資割合が4分の1以上である法人などみずからによる経営評価の実施、これを知事等の評価とあわせて議会に報告を求めることとしております。

2点目といたしまして、法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、議会から知事等に対して意見を述べるができることとしております。

さらに、3点目といたしまして、知事等は必要に応じて法人への関与を見直すことに努めることとしております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

この条例の必要性についてさまざま理由を述べてまいりましたが、この条例により、県行政にかかわる多くの県職員、公社等職員が、原点である「県民のため」という基本理念を改めて自覚するとともに、私ども県議会に課せられたチェック機関としての責務の明確化を図ることにより、県勢発展の礎を築くことができると確信しております。

以上、提案理由を述べさせていただきました。よろしくようお願い申し上げます。（拍手）  
〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案第9号採決

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規

定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 議員発議案第10号から第15号まで 提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第10号から第18号までの各号議案を議題といたします。

まず、議員発議案第10号から第15号までの提出者に提案理由の説明を求めます。押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表いたしまして、議案第10号から第15号の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第10号の「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」であります。

憲法第15条は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とし、第93条第2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定めております。この条文にある

「住民」とは、最高裁判所の判例では、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」となっております。すなわち、地方も含めて、選挙権が、権利の性質上、あくまで日本国民のみに認められた固有の権利であるとされているわけですから、そのような権利を外国人に与えることができないのは明白であり、永住外国人への地方参政権付与は憲法違反であると言わざるを得ず、この法律の制定に反対するものであります。

次に、議案第11号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書」であります。

民法第750条の夫婦同姓の規定を見直し、選択的夫婦別姓制度が導入されようとしております。この制度が導入されれば、親子で異なる姓を名乗ることになり、夫婦や家族の一体感が損なわれるおそれがあります。何よりも、未来を担う子供たちに大きな影響を及ぼすものと危惧しております。夫婦や家族というつながりや、一つの共同体、まとまりを尊重するという考え方は、我が国のよい意味での伝統でもありました。こうした日本のすばらしい価値観を捨て去るようなことがあってはなりません。加えて、夫婦別姓制度の導入に当たりましては幅広い議論がなされていないことが大きな問題であります。この制度を導入することの何がメリットで、何がデメリットなのかをしっかりと認識した上での議論がなされておらず、とても国民的な合意形成ができていないとは言えない状況であります。この制度の導入に反対するものであります。

次に、議案第12号「政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的責任の明確化を求める意見書」であります。

政権与党である民主党・小沢幹事長の資金管理団体による土地購入に絡み、3人もの秘書や元秘書が逮捕・起訴された事件や、鳩山総理の政治資金規正法の制限をはるかに超える母親からの巨額資金提供など、「政治とカネ」をめぐる事件が相次ぎ、政治不信が高まっております。民主党は、さきの総選挙のマニフェストで政治不信を解消するとしておきながら、これらの事件や疑惑は国民の信頼を大きく損なうものであり、到底許されるものではありません。このため、国会の政治倫理審査会等の場でこの2人がしっかりと説明を行い、「政治とカネ」にかかわる事件の全容究明と政治的・道義的な責任が明確にされるよう求めるものであります。

次に、議案第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」であります。

平成20年に国籍法が改正され、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも、届け出によって日本の国籍を取得することができるようになったところであります。しかしながら、この法改正に当たりましては、法案提出時より偽装認知の危険性が指摘されているため、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否についての検討を行うなど、改正法が適正に運用されるよう衆参両院で附帯決議がなされました。偽装認知の発生は、我が国が批准する「児童の権利条約」に掲げられた国籍を取得する権利はもとより、子供たちの未来を損ない、さらには我が国の根幹を揺るがしかねない可能性がありますので、偽装認知等の不正を防止するため、改正国籍法の厳格な制度運用を求めるものであります。

次に、議案第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」であります。

教員の資質向上を図ることを目的に、平成21

年度に導入された教員免許更新制について、国は抜本的な見直しを行う方針を出されました。この制度は、本格実施からまだ1年も経過していないため、当然その効果を検証することができておりません。これから大きな成果が期待されている中で、改革の方向性も示さないまま「抜本的な見直し」の方針だけが打ち出されている状況では、学校現場に大きな混乱を招くことは必至であります。学校教育を取り巻く環境が複雑多様化する中で、その直接の担い手である教員の資質や指導力の向上を図ることは不可欠であります。あわせて、教育水準を維持・発展させるためにも教員免許更新制は重要な取り組みであり、その存続と必要予算の堅持を求めるものであります。

次に、議案第15号「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書」であります。

地方からの要望・陳情について、民主党は地方組織を経由して行うような仕組みをつくられ、事実上、陳情窓口を一元化されたところでもあります。また、今国会で審議中の平成22年度予算案に盛り込まれた道路整備事業案におきましても、民主党に対する要望の有無でその配分に濃淡がついていることも明らかになったところでもあります。本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化・専門化している行政への要望等を政党が一元化して受け、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねないことから、直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求めるものであります。

以上、議案第10号から第15号について、議員各位の理解と御賛同をいただきますようお願い

いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

---

#### ◎ 議員発議案第16号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第16号の提出者に提案理由の説明を求めます。高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕 議員発議案第16号「女性差別となる法律の修正・廃止を求める意見書」について、提案理由を申し上げます。

現行の民法が、夫婦同一姓を強制し、婚外子の法定相続分を差別的に規定していることは、明らかに日本国憲法が掲げる「基本的人権」や「法の下での平等」に反しています。日本は既に、個人の権利と平等を求める「女性差別撤廃条約」「子ども権利条約」を批准しています。また、法務大臣の諮問機関である法制審議会は1996年に、選択的夫婦別姓制度の導入などを盛り込む「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申しています。

しかしながら、政府はこの間、改正案の提出について前向きな取り組みをしてきませんでした。日本が批准を行った女性差別撤廃条約に、女性差別となる法律の修正・廃止を定めているにもかかわらず、夫婦同姓、婚姻年齢の男女差別など、依然として民法上の差別が残っています。民法改正については国連が繰り返し指摘し、特に昨年8月には、女性差別撤廃委員会が日本政府に対して「即座に是正の行動を起こすべきである」と勧告をしています。

今や、世界で夫婦同姓を法律で強制している国は日本だけです。また、婚外子相続差別を法律で規定している国は日本以外ほとんどありません。諸外国では、家族やライフスタイルの多様化に伴い、大胆に民法家族法の改編が行われ

ています。日本においても早急に民法改正を行う必要がある理由から、「女性差別となる法律の修正・廃止を求める意見書」を提出するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

---

◎ 議員発議案第17号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第17号の提出者に提案理由の説明を求めます。新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表し、議員発議案第17号「政治資金規正法の制裁強化を求める意見書」の提案理由を説明させていただきます。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が論議され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきたところであります。にもかかわらず、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕され、また今月に入ってから、教職員組合による違法献金で、会計責任者など4人が政治資金規正法違反容疑で逮捕される事件が起きるなど、たび重なる不祥事には怒りを禁じ得ないところであります。まさしく今、国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことが強く求められております。

特に、会計責任者が不正行為を働いた場合には、監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要があります。現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されていますが、実際に会計責任者が収支

報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けていると言わざるを得ません。したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきであります。

よって、国におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合には、監督責任のある国会議員の公民権、すなわち選挙権や被選挙権を停止する政治資金規正法改正案を今国会でぜひとも成立させていただきたく、強く要望するところであります。

本意見書の趣旨に議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。（拍手）〔降壇〕

---

◎ 議員発議案第18号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第18号の提出者に提案理由の説明を求めます。西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕 発議者を代表し、議員発議案第18号「政治活動におけるIT利用の促進を求める意見書」について、提案理由を説明申し上げます。

近年、インターネットは、急速な普及に伴い、国民にとって一般的なものとなっております。平成20年版情報通信白書によれば、インターネット利用人口は、平成19年末で8,811万人と約70%の人口普及率となっております。若い世代のみならず全世代での利用者はふえております。現在はさらなる普及が推測されております。そ

のような中、国、地方を問わず、政党や政治家、また候補者等はホームページやブログなどを積極的に政治活動に活用しており、国民への情報発信や情報共有化などにも広く活用されております。しかし、現行の公職選挙法第146条において、「文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限」に抵触するとして、選挙運動期間時にはホームページの開設や更新ができません。また多数のメール送信などができないなど、現状との乖離が指摘されております。

また、企業団体献金禁止が国会でも検討される中、欧米諸国同様のネット献金の拡充も求められておりますが、今もって制度的に追いつておりません。

インターネット選挙運動の利点は、速報性や多様な情報発信が有権者にとっても判断材料の一つになっており、また、お金のかからない選挙運動にもつながることが考えられます。また逆に、インターネット上は匿名性が高いことで、誹謗中傷や成り済まし等の問題点も残ります。これも含めて法整備、法改正をしていく必要があると思います。現在、民主党、自民党など政党ごとに検討されており、諸外国の事例を踏まえて、ホームページなどのインターネット上のツールを用いた選挙運動を解禁してはどうかという動きは活発化しております。

本県議会も、平成18年2月議会において同様の意見書を可決・提出しておりますが、今もって制度改正に至っておりません。インターネットが政治において重要な位置を占めつつある中において、このような状況は看過できません。来年には全国的に統一地方選挙が行われることなどを踏まえても、早急に法改正に取り組む必要があります。ついては、その阻害要因について早急に改善し、政治活動におけるIT利用が

促進されますよう公職選挙法などの諸制度の改正を求めるものでありますが、本県議会としても、4年ぶりに改めてこの意見書を決議していただきますように議員各位にお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより質疑に入ります。質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 ただいま押川議員から提案理由の説明がございました。「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」案ということで御説明がございまして、その中で日本国憲法第15条は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利」と規定している。また、第93条第2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定し、同項中の「住民」の解釈として平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが適当である」ということを指摘されまして、日本国民固有の権利であるということで、法制化に反対する理由を述べられました。つまり提案者は、永住外国人に地方参政権を与えないとしているわけでございます。現在、我が国には221万人の外国人の方が住んでおられます。提案者のいう永住外国人とは、外国人登録法もしくは出入国管理法に定めるいかなる範囲の外

国人を指しているのかお尋ねします。

〔「最後のほうを……」「永住外国人とはどのような範囲の外国人を指しているのか」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議員 お答えします。

日本に永住する規定があるわけでございますが、今資料を準備しておりますので、ちょっとお待ちください。

期間の問題もあると思うんですが、基本的には、外国人で日本にある期間住んでおられる方というふうにしております。細かい数字がありませんので、細かい数字はお答えできないんですけれども。

○鳥飼謙二議員 私は細かい数字を聞いているわけではございません。永住外国人とは、出入国管理法に定めるどのような範囲の外国人を定めるのかということをお聞きしているのです。

○蓬原正三議員 今ここに資料がありませんので、定義を間違えると混乱を起こしますから、お答えできません。

それと、質疑ですから、ここにある文面についての質疑というふうに私ども考えておりましたので、細かい資料を持ってきておりません。そういうふうに御理解いただきたいと思いません。

書いてあるわけですから、それを答えないというのは、私の意見は今間違っていたと思いますが、ここには定義にかかわる資料を持ってきておりませんから、今のところここではお答えできません。

休憩をお願いしたいと思います。

○中村幸一議長 暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時33分開議

○中村幸一議長 再開いたします。

○蓬原正三議員 入国管理法による外国人の定義というふうに、今資料を引っ張り出してまいりましたので、どの程度答えればいいのかちょっとわかりませんが、10年以上継続して日本に在留していることということがございまして、あとは、独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること、素行が善良であること、この3つを条件にして永住権を与えられている方が永住外国人だというふうにお答えします。

○鳥飼謙二議員 特別永住者と一般永住者、そういう方がおられるわけです。そしてそれ以外に非永住者という方がおられるわけです。

今、蓬原議員が言われたのは非永住者のところだろうと思いますが、定住者というのは、10年以上というのが日本にあります。それから日本人の配偶者、フランス人の夫を持っている妻が日本人であるという場合には8年とかいうことで、就労の資格とかいろいろ転職もしていいですよというのが取られます。

ただ、永住者というのは別で、特別永住者と一般永住者に分かれるんです。そのことについてもお聞きしようかと思っていたんですけれども……。

では、特別永住者とはどのような人々を指しているのか。このことが議論の対象になっておるわけですから。そして一般永住者とはどのような人を指しているのかお尋ねいたします。

○蓬原正三議員 国策によるものだというふうに理解していますが、例えば第2次世界大戦がありました。そのときに日本に——いろいろな条件があったかと思うんですが——来られて残られている方との違いが、特別永住と一般永住の

違いだというふうに、国策によってそういうふうな違いが出たというふうに理解しております。

**○鳥飼謙二議員** 特別永住者というのは、1910年、今から100年前なんですけれども、日本が朝鮮を併合いたしました。そして台湾も日本の領土にいたしました。そのときから朝鮮人ではなくなる、日本人になったわけなんです。そういう人たちが、日本が敗戦になった途端に日本国民ではなくなったんです。そういう人たちはどうするのかということで、このときに特例法ができて、正しく申し上げれば——後でまた討論で申し上げますけれども——「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」、1952年にできておりますけれども、このことで特別永住者というふうな規定がされたところでございます。

それからもう一つ、1989年、「出入国管理及び難民認定法」、いわゆる入管法でありますけれども、日系人、例えばブラジル——議長も10年ぐらい前にブラジルに友好で行かれました。日本人がブラジルに行って、そしてあそこで艱難辛苦をして大地を切り開いて行って、今、2世、3世、4世の時代になってきている。その2世、3世が日本に来て就労する。そういう人たちをどうするのかというのが、議論で今申し上げた法律、日系ブラジル人など一般永住者ということにされたわけでございます。ですから、ただ単に永住外国人といいましても簡単にはくくられない、線引きをすることはできないということは押さえておくことが必要ではないかなと思います。

次に、この提案書の中で、永住外国人が「地域に密接な関係を持つに至っている」と表現しておられますけれども、「地域に密接な関係」

とはどのような関係であると考えておられるのかお尋ねします。

**○蓬原正三議員** この言葉のとおりだと思うんですが、私どもがこの意見書をつくるにつくった言葉ではなくて、これまでの意見の中であるわけですが、密接なというのは、そこで生活をし、付近の住民の皆さんと触れ合い、いろんな品物を購買し、ごく普通の人としてそこに生活しておられる、いろんな行事にも参加しておられることだというふうに理解しますけれども。

**○鳥飼謙二議員** 「地域に密接な関係」というのはこの意見書案にも出てきております。提案者は、1995年（平成7年）の最高裁判決、これを読まれたでしょうか。

**○蓬原正三議員** 今ここにございますが、読んではおります。ただ、中身を今ここでこれを見らずに言えと言われるとちょっとなんです、一応本もありまして、読んではおります。

**○鳥飼謙二議員** それはどの程度のものでしょうか、何字ぐらいですか。

**○蓬原正三議員** これを読むと時間がかかりますから、この抜粋でありますけれども、約400字、500字でしょうか——500字ぐらいのものであります。読めと言われればここで読みますけれども、400字ぐらいであります。

**○鳥飼謙二議員** ここにコピー、主文を持っています。最高裁の5名の小法廷、全員一致で書かれた判決でありますけれども、1,500字ぐらいだと思います。これは最高裁のホームページに載っておりますので、ぜひ原案をすべてお読みになっていただければというふうに思います。

意見書の中で、「日本国憲法第15条は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定している。また、第93条第2項は、「地方公共団体の長、その議



会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定し、同項中の「住民」の解釈として——ここが大事です——平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としている」と指摘しておられます。そのとおりであります。この判例の一部をもって法制化に反対する論拠としておられますけれども、提案者は判決を読まれたのでしょうか——と、ここで聞くようになっておりました。

そこで、この判決で、「93条第2項は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから——これは最高裁の判決を読んでいます——、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であって——これは先ほど申し上げた朝鮮、韓国、台湾、中国、ブラジル——その居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるものについて——ちょっと省略しますが——、法律をもって（中略）選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」——これが全文の中身でございます——と述べています。すなわち、認めるもよし、認めざるもよしとの立法上の問題であると指摘しているのであります。どの部分をもって憲法上問題があるとされるのか、お尋ね

いたします。

○蓬原正三議員　ここに書いておりますように、先ほど御指摘がありました。9行目、いわゆる判例でもってそうしているわけで、少しこちらの説明に加えますが、あくまでも私どもは、これは亀井大臣もおっしゃっていますが、帰化されればいいではないか、帰化されることであるということを我々は言っているわけでありますので、つけ加えさせていただきます。

憲法学者じゃないんで、憲法の細かいところまではお話しできません。1,500字あるというお話もさっきありましたが、今、永住外国人のくだりのところがございましたが、これは、その方に明確に参政権を与えよということではないんです。傍論の部分と主文の部分が合ったというふうに記憶しておりますが、傍論の部分ではそういうくだりがあったと思っておりますけれども、主文のところでは、私どもがここに掲げておりますが、10行目ですか、というようなことだったというふうに、私どもは理解しておりますけれども。

○鳥飼謙二議員　やはりこの問題は非常に根が深い歴史的な条件があったわけです。日本がアジアの中で生きていく、世界の中で生きていく、そのときに日本はどういう道をたどってきたのか。明治以降——今、坂本龍馬をやっておりますけれども、そのことがやはり問われていると思ってるんです。ですから、私が特別永住者、一般永住者についてお聞きをしたのは、国民的議論が十分されていない。自民党の議員の皆さんの中にもその内容を知らない方もおられたということで、もっと議論をしましょうということを指摘しているわけでございます。

あと1分ですが、最後にお尋ねをいたします。グローバル化をした今日でございます。日

本だけが鎖国をして生きていくわけにはいかないというのは当然でございます。それでは、海外における地方参政権はどんなふうになっているのか、当然思いを至さなくてはならないと思うのでございますが、日本もG8、G7に入っておりますし、OECDにも入っておりますが、OECD30カ国の状況についてお知らせいただきたい。

**○蓬原正三議員** 資料には、ここにあります。外国人の参政権の問題ですね。確かにEU、ヨーロッパが一つになりまして、この場合は、国境をなくして、しかも今一つの統一的な国家にしようという動きの中で通貨も一緒にしているということで、私ども日本の置かれた状況とEUとの立場はかなり異なるというふうに理解をしております。

今、数をとおっしゃいますが、ここにありますけれども、一つ一つ申し上げるのでしょうか。まとめておりませんが、ここに一覧表はちゃんと持っておりますが、これを全部やるとなると時間がかかります。一応EUについてはそういう認識は持っておるつもりであります。

**○鳥飼謙二議員** 韓国が3年ぐらい前に地方参政権を認めました。非常に片務的ではございますけれども。そのことでもって日韓の友好を深めていこうというような意思があったというふうに、当時の大統領——李明博（イ・ミョンバク）さんになったときだったんですか、言っておられます。今や国際化の時代でございます。もっと幅広く議論をして、直ちに反対というのじゃなくて、もうちょっと議論をしましよ、そういうことを指摘して、質疑を終わります。

**○中村幸一議長** 次に、満行潤一議員。

**○満行潤一議員** それでは、「選択的夫婦別姓

制度の導入に反対する意見書」からお尋ねをしてまいります。

まず、国際社会に生きる日本の責務の観点からお伺いしたいと思います。姓名制度や姓名習慣を持つ国々では、夫婦別氏あるいは旧姓の併用を認めている国がほとんどであると指摘されています。世界で日本だけが違う制度ということになります。日本は1985年に「女性差別撤廃条約」を批准しています。国連の各種人権委員会は、選択的夫婦別姓などの民法改正をいまだに行っていない日本政府に対し勧告を繰り返しています。女性差別撤廃条約を批准している国として速やかに法の整備を行うことは、国際社会に生きる日本の責務だと考えますが、提出者はどうお考えでしょうか。

**○蓬原正三議員** 国連女性差別撤廃委員会の勧告があったということも聞いております。ただ、差別という概念といいますか主観といいますか、そこらは非常に、選択的夫婦別姓について、必ずしもそれが差別であると決めつけることが果たしてどうなのかと、ここはまたいろいろ考え方によって分かれるところじゃないかなというふうに思っています。

**○満行潤一議員** では、案文に入りたいと思います。「この制度が導入されれば、親子で異なる姓を名乗ることになり、夫婦や家族の一体感が損なわれる恐れがある。また、事実婚や離婚を増加させ、婚姻制度の崩壊をもたらすことが大いに懸念される。さらに、親子を巡る痛ましい事件の増加や犯罪の低年齢化など家庭崩壊の危機が叫ばれる中で、家族をばらばらにしてしまうこの制度の導入は、我が国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものである」となっています。我が国の将来に大きな禍根を残すと、そういうふうにお考えなんでは

か。

○蓬原正三議員 はい、さように考えます。

○満行潤一議員 この中で、「夫婦や家族の一体感が損なわれる恐れがある」となっていますが、その根拠は何なんでしょうか。

○蓬原正三議員 それは、親と子が別な姓、どちらかの親の姓となることになるわけですから、そのことが今私どもが意見書を出しているところの一番大きなポイントでありまして、それが一体感が損なわれることになる。例えば自分のことについても、もし自分が子供と名前が違えばそういうふうに感じます。以上です。

○満行潤一議員 続けます。「事実婚や離婚を増加させ、婚姻制度の崩壊をもたらすことが大いに懸念される」というふうになっています。事実婚や離婚を増加させる根拠は何なんでしょうか。また、婚姻制度の崩壊とは何を指しますか。

○蓬原正三議員 これは結局、家族というものに対する物の考え方だろうと思いますが、先ほどから言いますように、やはり姓が違うことで、籍を入れないとか、また離婚を増加させる、そういうことにつながるというふうに考えていますから、それは主観といいますか、考え方、家族の一体感、きずな、そういうものをどうとらえるかによって、これは立場上大きく違うものだろうというふうに思っています。

○満行潤一議員 大きく意見が違うと思うんです。私は、質疑ですので、今意見は言えませんが、そこあたりのギャップというのはあるなと思いました。

次行きます。「親子を巡る痛ましい事件の増加や犯罪の低年齢化など家庭崩壊の危機が叫ばれる中で、家族をばらばらにしてしまうこの制

度の導入」というふうにあります。家族をばらばらにしてしまうこの制度、これを導入すると家庭崩壊につながりますか、犯罪増加の一因になりますでしょうか。

○蓬原正三議員 やはりそこは、家族の一体感が希薄になっていく、親子のきずなが薄くなる、そういうことが家族の崩壊につながっていく。これがまたひいては子供の精神的な成長、子供の教育等々いろんなところに影響が出てきますので、そういうふう一体感の問題だというふうに思っています。

○満行潤一議員 次行きます。「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」についてであります。

今回の改正国籍法は、法務省が作成し、内閣が提出した閣法です。2008年11月4日閣議決定されています。国籍法の改正案は2008年12月5日に成立をし、2009年1月1日、昨年1月に施行されています。国会で慎重審議された後可決したと報道されています。時の政権与党であります自民党法務会の国籍問題プロジェクトチーム、座長・河野太郎氏を中心に働きかけ動かれ、全閣僚もこれに賛同されている。党を挙げて推進をしているというふうに私は認識をしています。党を挙げて反対したのは国民新党だけだったと記憶をしています。提案者は、この法案の成立前からこのことについて厳格な制度運用を求める、そういうお考えだったのか、まずお尋ねします。

○外山 衛議員 確かにこれは自民党でも賛成したんですが、運用している中で、一般の国民の方から、「運用の仕方においてちょっと心配がある。ですから、DNA鑑定を加味してほしい」という請願があつて、こういう……。

〔「提案者じゃない人は発言できないで

しょう。議長はちゃんと……」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 失礼しました。

提案者は、蓬原正三議員、野辺議員、押川議員ですから、この3名でお答えをお願いします。

〔「進行、進行」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議員 これは、先ほども採決のところでありましたが、請願が上がってきておまして、委員会のほうに負託されて、それが採択された結果に基づいて出している意見であります。

○中村幸一議長 満行議員、ちょっと今質問がかみ合っていないようですから、もう一遍説明してください。

○蓬原正三議員 いつから考えていたのか、法案成立前からという時期の御質問のようですが、私どもは、先ほど申しましたように、請願が上がって、それが一つの問題提起となって、偽装認知等の危険といいますかそういうことがあるというふうな御指摘もありましたから、その時期については、以前からとなると、この請願を受けてからこの意見書を出しているということをお答えしておきたいと思えます。

○満行潤一議員 私たちも国籍法の厳格な制度運用は当然必要だろうという認識に立つわけですが、質問ですので私たちの意見は申し上げられませんが、DNA鑑定が人権侵害、法律違反、ひいては憲法違反ではないかということの議論が国会の中であって、1月1日からの施行というふうになっているという流れを御存じかということ、私は聞きたかったわけですが。

ここに、2008年11月27日、参議院の法務委員会の会議録があります。この中で民主党の松岡

議員が、法律の専門家たる遠山日弁連家事法制委員会副委員長に尋ねています。法学的観点からDNA鑑定は人権侵害なのかという質問に対して、遠山信一郎参考人は、「DNA鑑定の義務付けが人権侵害かと問われれば、まごうことなく人権侵害だと思います」、そういう審議がされて、慎重審議の末この法が施行されているということだと思えます。ですから、DNA鑑定が非常に問題があるということで、国会の中ではDNA鑑定の問題については本文に入っていない、施行には入っていないというふうに読み取れるんですが、提案者はこのDNA鑑定についてはいかがお考えなんでしょうか。

○蓬原正三議員 附帯決議があったこと、そしてそういう審議が当然あったものと思いますが、偽装そういうことを考えたときに、DNA鑑定をすることが必ずしも人権侵害にはならないというふうに考えます。

○満行潤一議員 国会の中でDNA鑑定について質疑があつて、国会の総意としてDNA鑑定は人権侵害だというふうに確認されているはずなんですけれども、そういう認識じゃないということでしょうか。

○蓬原正三議員 国会は国会でいろんな議論があっているんだろうと思いますが、これはドイツでも1回、この改正国籍法あったんですが、実際に物すごく問題ありということで、廃案というんですか、無効とする法律が1回できているんです。そういう例があります。したがって、偽装認知といいますか、こういうことがありますから、それをドイツの例に倣ってもちやんと——国会はそういう議論をされたと思うんです。思っていますが、やはりここまでやらないと、偽装が起り得たという事例がドイツにあるわけです。したがって、我々の意見とし

て、ここはDNA鑑定をすべきである、会派、地方議会の意見としてこれを附帯するということとであります。

○満行潤一議員 終わります。

○中村幸一議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員 私は、今質疑のありました、議員発議案第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」について、2～3質疑をいたします。

この意見書の本文の中に、「いわゆる偽装認知の危険性が指摘され、認知が真正なものであることを確認するための万全の調査や、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否についての検討を行うなど、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われた他」云々と書いてあります。そしてその結果として、要望事項の1には、「審査時におけるDNA鑑定の実施を推奨すること」と書かれております。ここで問題になるのは、この附帯決議は、ここでは「要否についての検討を行うなど」という表現で意見書の本文では書かれておりますけれども、実際の附帯決議では「要否」というところはどういう表現になっておりますでしょうか。

○蓬原正三議員 これは、「父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び当否について検討すること」という文章になっているというふうに理解しています。

○太田清海議員 今言われたとおり、「要否及び当否」という表現が実は正確なんです。ということは、要否及び当否という、当たるか当たらないかという当否という言葉も2つとも入れた附帯決議であるわけで、では、「要否」と「当否」の意味の違いはどう理解されておりますでしょうか。

○蓬原正三議員 要否ですから、必要であるか

必要でないのか。当否ですから、それは適当であるか適当でないのかということだと思っています。

○太田清海議員 要否というのは、必要であるかないかということで確認はできると思うんですが、当否というのは、正しいこと、そうでないことという意味があります。これは角川の新国語辞典にも載っております。その制度導入することが果たして正しいのかどうかということをお聞きしたのは、この附帯決議ではないかと思うわけですが、「要否」のみ、必要かどうかということのみの言葉を使われて、「当否」というのをこの中から省かれておるといのは何か意味があったんでしょうか。

○蓬原正三議員 附帯決議はそういうことになっております。我々は、偽装を防ぐために必要だというわけですから、やったほうがいいよと言っているわけですから、「要否」という言葉を使ったということです。

○太田清海議員 これは質疑ですから。正しいかどうかということをお国民的な議論をしてほしい、政府に問いかけておるわけですから、「当否」という言葉は極めて重要な言葉だと思っております。

もう一つ、最後に言葉上の確認をさせていただきます。「DNA鑑定の実施を推奨すること」と書いてあります。「推奨」とはどういう意味でありましょうか。

○蓬原正三議員 勧めることというふうに理解しております。

○太田清海議員 これも角川新国語辞典であります。「推奨」とは「ほめて人に勧めること」であるそうでもあります。これも今後の討論の中で活用させていただきます。それほどまでに改正国籍法については——意見書の中では厳

格な制度運用を求めると言いながらも、推奨という言葉と比べれば、厳格、厳格と言いながらも、DNA鑑定のところだけが「勧めること」というような語感にトーンダウンしている感じがして一貫性がないかなという疑問を持って、確認をさせていただきました。以上であります。

○中村幸一議長 次に、高橋透議員。

○高橋 透議員 私は、議員発議案第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」に絞って質疑をしてみたいと思います。

本意見書の本文の中ほど、「教員免許更新制は、本格実施から一年も経っておらず、これから成果が大いに期待されている中で」というふうにあります。1年もたっていないからまだ存続しなさいという趣旨でしょうけれども、「これから成果が大いに期待できる」、どんな成果でしょうかお尋ねします。

○蓬原正三議員 それはこれまで、なぜこの教員免許更新制度が必要であったかということの議論がいろいろあったわけで、先生方の資質向上であったり、知識技能というんでしょうか、最新の知識技能をつけること等々、いわゆる教育力を上げるという、そういう成果だというふうに思っております。

○高橋 透議員 発議者にお尋ねするわけですが、現在、研修制度というのがあるんですが、かなり膨大な研修制度のようにお聞きするんですが、その制度の内容について御存じでしょうか。

○蓬原正三議員 修了確認期限前の2年間——更新のことですか、大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講修了した後、免許管理者に申請して修了確認を受けなければいけないと。

○中村幸一議長 高橋議員、今ちょっと意味が通じていないみたいですから、もう一回かみくだいて。

○高橋 透議員 免許更新制度以外に、以前に研修制度があるはずですが、その中身を御存じかという質疑です。

○蓬原正三議員 講習制度があることは存じております。ただ、その中身の具体的な細かいところまではちょっと。制度があるのは知っております。

○高橋 透議員 ちょっとおわかりいただけないから角度を変えますけれども、私がどんな成果かというふうにお尋ねしたら、教員の資質とか技能とかおっしゃるものだから、そういう資質向上というのは、既存の今まである研修制度の中でできるんじゃないか、その関連性はどうかというふうにつなぐ予定だったんですけども。そのことについて関連性はどうか分析されているんですか。

○蓬原正三議員 この県議会でもいろいろ、先生方のこの講習のことについては過去いろんな議員から議論がっておりますが、今、研修制度が確かにあります。ありますが、その中で教育に関すること等でいろんな問題があったというわけで、それを補完するシステムとして、10年に1度、更新するための制度が、免許更新したほうがいいということでできたんだというふうに思っています。中身的には当然、それをさらに強力に補完する制度だろうというふうに、またそうでなければいかんと思っております。

○高橋 透議員 いっぱい研修制度があるみたいで、初任者研修から1年後、2年後、5年後、10年後、15年後とあるようですが、10年後という研修制度があるみたいで。免許更新制

は30時間だというふうにお伺いしていますが、10年経過後の研修というのは12日間も研修を受けるみたいで、その整合性も関連性を問われていると思うんです。またこれは討論の中で皆さん方にお訴えしていきますが。

免許更新制度、いわゆる更新しないと失効です。受講しても失効することがあり得るのかどうかお尋ねしたいと思います。

○蓬原正三議員 普通、常識的には、例えば車の免許だとかそういうふうを考えますと、その免許を取った時点から当然、人間は年をとっているわけですから、その間にいろんな技能が落ちたり、体力が落ちたりいろんなことがあっていと思いますから、一般論から申しますと、この免許更新制度があれば、その講習を受ける中で補完できればいいんですけれども、どうしてもそれでクリアできなかった場合は、あるべきものだろうというふうに、一般論として思います。

○高橋 透議員 現在お勤めの教職員の方々、私は終身雇用だというふうに思っています。期限付きの雇用ではないというふうに思っていますが、仮に今持っている教員免許が失効するならば、終身雇用と矛盾するのではないかというふうに指摘するわけですが、どのようにお考えですか。

○蓬原正三議員 これは、免許更新をするから、ふるいにかける、剥奪するのが目的じゃないと思うんです。さらにある期間に応じて先生方のスキルアップを図るためにするべきものですから、今議員がおっしゃるように、採用されて生涯教職につかれて、次の時代を担う子供たちを一生懸命教育していただければいいものだというふうに思っていますから、そうであるがための、さらにスキルアップを図るための更新

制度だというふうに私どもは思っております。

○高橋 透議員 中身を少し触れていきますけれども、更新制の受講先は大学になっておりますが、受講を受け入れる大学の枠、ここは十分なんですか。

○蓬原正三議員 そこまではちょっと私どももわかりません。

○高橋 透議員 また討論の中で触れますけれども、制度そのものにいろいろ問題があるから、免許制度については見直し、あるいは廃止ということで取り上げてきているわけですが、先ほどの研修と絡みますけれども、一般行政職、いわゆる公務員は条件つき採用6カ月です。教職員の場合には期間はどのくらいか御存じですか。

○蓬原正三議員 試用期間まではちょっとわかりません。

○高橋 透議員 討論の中で詳しくまた触れますけれども、1年なんです。同じ公務員でも、それだけ厳しく教育現場は厳格な人材の採用をしているというふうに私は理解をするわけでありまして。さまざまな問題を抱えるこの免許制度、慌てて導入されたものですから、現場でも混乱をしているようですが、また中身については触れますが。

制度の中身としてもう一点お聞きします。管理職とか指導主事、受講免除になっているんです。その理由をお聞かせください。管理職は受講免除になっています。理由を教えてください。

○蓬原正三議員 今、私どもがここで意見としている免許更新制度をさらに継続していただきたいという、そのことが主でありまして、管理職までそれがしないのはなぜか、そこまでは残念ながら認識しておりません。

○高橋 透議員 制度をもう少し研究してもらって、管理職とか指導主事ほど資質を高める研修を受けないと、現場の指導というのができるのかと疑問に思うわけでありませぬ。

そして、先ほど大学での受講枠云々を申し上げましたが、具体的な数字を——時間の制約がありますからここで申し上げますけれども、21年度から免許更新制度は始まりました。受け入れ予定が350人でした。第1グループの未受講者が100人いるものですから——宮大は22年度は250しかないんです。ところが、第2グループの予定者は873人なんです。受講の枠も十分に満たされていないままにスタートしたものですから、抜本的な見直し、あるいは私は廃止だということでお訴えをしているわけです。

後は討論の中で皆さん方に申し上げていきたいと思ひます。終わります。

○中村幸一議長 以上で質疑は終わりました。お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたします。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕（拍手） 「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」案に、反対の立場で討論いたします。

昨年の政権交代以降、宮崎県議会のよき伝統である、議員発議案等の全会一致の原則が一方

的に破棄され、多数決で議会提案がなされるようになってまいりました。全会一致の原則とは、最大会派の提案を最大限尊重する一方で、少数会派の意見も尊重するというものであります。当然それは、最大会派において、宮崎県勢の発展がまず第一であり、国政での対立を持ち込んでも県政にはプラスにならないとの良識ある議員の判断があったからであります。宮崎県議会は、県民の暮らしや雇用、医療や教育、そして基幹産業である農林水産業などの諸産業の発展などに尽力するのが本来の任務であります。先輩議員が築き上げた全会一致の原則を投げ捨ててまで国政の対立を県議会に持ち込んで、いかなるプラスを宮崎県にもたらそうのでありませぬでしょうか。残念無念に尽きるのであります。

一定の条件のもと、永住外国人に地方自治体の参政権を付与しようとする法案は、12年前から繰り返し国会に上程をされては廃案となってまいりました。民主党の小沢幹事長が、昨年11月の記者会見で「政府提案で出したい」と表明し、実現の可能性が高まってまいりましたが、連立与党の国民新党・亀井静香代表が「法案を出すなら連立を解消する」と表明し、今国会での提出は見送られたのであります。にもかかわらず、なぜ我が宮崎県議会で法制化に反対する意見書が議会運営委員会の多数決で提案されたのでしょうか、まことに残念であります。

我が国には登録外国人が221万人在住していますが、その内訳を見てもみますと、在日コリアンである特別永住者42万人、宮崎県においては470人となっているようでございませぬ。ブラジル人などの日系2世や3世などの一般永住者49万人、宮崎県では806人になっているようですが、その合計91万人が永住者とされ、その他非永住



者130万人が日本で生活をしています。

意見書案の問題を具体的に指摘したいと思えます。まず、憲法上の位置づけについてであります。日本国憲法第15条は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また93条第2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しています。平成7年2月28日の最高裁判決は、同項中の「住民」の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民と解するのが相当である」としておるのでありますが、一方また最高裁判決は、「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるものについて——一部略しますが——、法律をもって（中略）選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」と述べているのであります。この裁判は、永住外国人を選挙人名簿に載せないことは憲法に違反するとして争われた訴訟であります。最高裁は違憲ではないと判断したものの、一方で選挙権付与も違憲ではない見解を示したのであります。

当時の最高裁判所の園部逸夫裁判官は、「推

進論も反対論も両方極論だ。移民がふえ、だんだんと国と国が融合する状況となっている。日本だけが鎖国ということはできないでしょう。国粹主義でも国際主義でもなく、現に置かれた立場をどう考えるのか。日本人が表立って反対反対とやれば、世界では、日本は何を考えているのか、意図しない方向に報道されるのではないのでしょうか」とある雑誌で述べています。

先ほど申し上げましたように、OECD30カ国加盟国がございます。この中の大多数の国は、国政選挙での選挙権、被選挙権は認めておりません。しかし、地方選挙におきましては選挙権、被選挙権とも付与している場合が多数になっているのでございます。そのような世界の趨勢があるというのは、ひとつ宮崎県議会の皆様方にも御理解を賜りたいと思うのでございます。

グローバル化の今日、日本だけが鎖国をして生きていくことはできないのは当然であります。今申し上げた、先進国と言われるOECD30カ国では、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フランス、イタリア、ドイツなど24カ国で認められており、世界の趨勢となっているのであります。私は単に反対をしているのではありません。国会や地方議会、それはもちろんでございますけれども、国民的議論を展開し方向性を見出すべきと主張しているのであります。このことは、議会運営委員会でも我が会派の高橋幹事長が申し上げたとおりでございます。

以上、一方的な法制化反対は問題であることを指摘して、これまでの歴史的な経緯等も十分踏まえた議論が今後展開されることを期待しまして、討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、河野安幸議員。

○河野安幸議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第10号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

提案理由にもありましたとおり、日本国民でない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ません。そもそも参政権は国民固有の権利であり、永住外国人であっても、帰化することで日本国籍を取得すれば当然に得られるものでありまして、我が国は帰化の門戸を決して閉ざしているわけではなく、そのような中に、あえて憲法違反をしてまで永住外国人に地方参政権を付与する理由を見出すことはできません。

参政権を付与するのは、国政ではなく地方自治のレベルのことでありますが、地方自治も国から完全に独立して政治が行われているわけではなく、地方自治も広い意味で国政の一部と言えます。特に地方分権が進む中では、地方自治体の役割はますます増大しており、それだけ国政に対する地方政治の影響力も大きいものとなっております。米軍基地問題を初め自衛隊基地の問題、原子力発電所の問題などのように、地方のみならず国政に直結する課題に外国人がかかわり、選挙権行使を通じて国政に重大な影響を与えることは、国家主権の侵害であり、国益にも反するものであります。

繰り返しますが、永住外国人に参政権を付与することは憲法違反であります。議員各位におかれましては、以上申し上げましたとおり趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕 自由民主党有志諸兄から発議された、議員発議案第10号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」について、反対の立場から討論を行います。

この意見書では、「日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与は、憲法上問題があると言わざるを得ない」と断じ、その根拠に、憲法第93条第2項に規定してある「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所による、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」との判例を引用しております。この判例をつぶさに見てみると、確かに憲法は、「我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員などの選挙の権利を保障したものということはできない」としておりますが、一方、同判決の傍論においては、「法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員などに対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」とも述べております。要するにこの判例では、本論において外国人への参政権の付与を要請していないことを明らかにするとともに、傍論においては禁止していないことも明言し、結果として憲法はこの問題についての判断を立法府にゆだねており、法律によって、外国人を排除しても、また外国人に参政権を付与しても合憲であるとする許容説に立っているのがわかるのではないかと思います。確かに傍論は拘束力を持たないものではありませんが、法令の最終的な有権解釈を行う機関である最高裁判所の意見でありますので、極めて強い影響力があると思います。

さらに、同意見書では、「永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、国籍法に定める帰化によるべきものとする」とありますが、このことについては特に、在日韓国人・朝鮮人が帰化する場合に幾つかの障害があることを知らなければなりません。まず、帰化の際の氏名の問題があります。帰化後の名前は原則として常用漢字表、人名漢字表等に掲げられる漢字または平仮名、片仮名以外は使用できないというふうにされており、今の制度では姓を変えて帰化手続を踏まなければならないケースも発生します。また、韓国は夫婦別姓ですので、夫婦が帰化する場合は夫婦のいずれかが改姓しなければならないということにもなります。そして何よりも、日本による植民地支配の歴史に思いをいたせば、国籍選択の機会も与えられず一方的に外国人にしておいて、今度は帰化すればいいというのは、歴史的な認識を欠いた全く身勝手な論理ではないでしょうか。

今議会の代表質問において、私は、永住外国人の地方参政権付与についての見解を知事に伺いましたが、その際、私たち公明党の考え、これまでの取り組み、すなわち、永住外国人の生活実態は日本人と全く変わらず、日本人と同じように納税し、地域社会にも貢献していることを踏まえ、これらの方々が望むならば、許される範囲において日本国民に近い扱いがなされてしかるべきとの思いから、これまでに永住外国人地方参政権法案を5度にわたって提案したことを述べたところであります。初提出は平成10年、翌平成11年10月4日の自由民主党、自由党及び公明党との間の三党連立政権政治・政策課題合意書には、公明党がそのとき既に衆議院提出済みの「永住外国人に対する地方参政権付与法案」について一部修正を行った法案を、改め

て3党において議員立法で成立させると明記され、公党間の合意も成立したところでありました。その後、修正を加えながらも同法案は提出されてきたところであります。

残念ながら5回とも廃案となっておりますが、その内容を見てみると、第1に、外国人の本国が同様の権利を与えていることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することとしております。第2に、永住外国人選挙人名簿への登録を申請し、これが登録されて初めて選挙権が付与されるという申請主義を採用するということとしております。第3に、人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条例の制定・改廃、地方議会の解散及び議員、首長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれを付与しないということにしております。そのほか、詐欺登録及び所定の届け出の義務を行わなかった者に対する罰則も規定するなど、一律に選挙権を付与するのではなく、慎重かつ十分な検討がなされたことがわかります。

意見書にも記述がありますが、我が国には約91万人に上る永住外国人が居住し、日本人とともに社会生活を営んでおります。とりわけ大韓民国国民など朝鮮半島由来の外国人が永住権や特別永住権を取得して多数居住しております。その総数は平成20年末現在で58万9,000人にも上り、在日外国人総数の26.6%を占めております。このうち75歳以上と推定される1世は全体の6.1%、2世から4世までが91.6%、4歳以下の5世が2.3%、この2世以下の永住者は、日本で生まれ育ち、学び、仕事をし、結婚して子をもうけ、そしてこの国に骨を埋めていこうとしている人たちであり、その生活実態は日本人と全く変わらないのであります。公明党が5度にわたって永住外国人地方参政権法案を提案し

てきたのは、そのような事情をかんがみただけで、母国の国籍を一つのアイデンティティとして大切に守り抜いている外国人が、生活基盤を置く土地で日本人と同じように住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするならば、住民としての権利は保障されて当然であると考えたからであります。

日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、また第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と述べてありますが、ここでいう国民とは、日本国籍保有者という限定されたものではなく、基本的人権の保障が普遍的な権利であることからしても明確であります。

以上、るる述べてまいりましたが、私たち公明党は、国会において永住外国人の地方参政権付与の法制化について真剣に議論をしていただきたいと考えております。よって、今回の意見書に対し反対の立場を重ねて表明し、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案についての討論を行います。議員発議案第10号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願」、第11号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書」、第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」及び第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」に、反対の立場から討論いたします。

まず、第10号についてです。私どもは、永住外国人への参政権は付与すべきものと考えています。

その理由の第1は、その地域の住民として長

く生活し、地方行政と密接なかかわりを持つ外国人に対し参政権を付与することは、憲法に明記されている地方自治の精神からいっても当然だということです。

第2は、外国人に地方参政権を付与することは世界の趨勢になっており、時代の要請になっているということです。経済社会がグローバル化し、世界的に人的な交流が進む中、生活の拠点を日本に移す外国人が急増しているもど、ますます強く求められています。

第3に、日本には特有の歴史問題があります。我が国では、外国人参政権の運動が広がったのは、戦前、日本の植民地支配によって一方的に「日本人」に組み入れられ、戦後、国籍を選択する権利も与えられないまま、再び一方的に日本国籍を喪失させられた朝鮮、中国の人々が声を上げたからでした。日本で問われている外国人参政権は、こうした日本の過去の行為と切り離しては考えられません。

以上のように、地方自治や基本的人権、歴史問題というさまざまな角度から、永住外国人への参政権付与は現実的に求められており、この法制化に反対する意見書案に同意できないものです。

次に、第11号「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書」案についてです。

今、多くの女性たちが、1人の人間として人格と個性が輝く生き方をしたいと願い、それを妨げる障害を取り除いて、真の男女平等と子供に権利を確保しようという求めが始まっています。女性の社会参加が進む中で、結婚による姓の変更が、働く女性に不利益を与えており、また、姓を変えることが自分らしさを失うと感じて、結婚しても旧姓を名乗れるようにしてほしいというのもその一つです。憲法24条が、結婚

を「個人の尊厳と両性の本質的平等」の上に成り立つことを保障していることからしても、夫婦別姓を選択したいとの要求は至極正当なものです。

別姓で家族のきずなが弱まるということが反対の理由の一つとして言われ、この意見書案でも述べられていますが、世論調査では、「別姓は家族の一体感に影響がない」とする人が半数を超えています。政府もこの世論調査を国民の理解を示す極めて重要な変化として受けとめ、制度導入への決意を表明していたはずですが。法制審議会が選択的夫婦別姓を含む民法改正の答申を言い出したのは1996年です。にもかかわらず、いまだに国会に法案を出していない政府、法務省の責任は重大です。諸外国では夫婦の姓について選択制をとる国がふえています。夫婦同姓を強制する国は、主要な先進国では日本だけです。日本は世界の流れから大きく立ちおかれているのが現状であり、速やかな対応が求められるものです。

以上のような立場から、夫婦別姓制度に反対する同意見書案に反対するものです。

次に、第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」案についてです。

国籍法の改正は、「法の下での平等」を実現するため、子供の福祉や利益が最優先するという考えで運用されるべきです。制度を悪用し虚偽の認知で国籍を得ようという行為や、ブローカーまがいの組織的な偽装認知は犯罪であり、その防止は大切です。しかし、憲法違反の規定を正すことと偽装認知を防止することとは別の問題です。最高裁判所も、父母の婚姻を要件としていた今までの規定が偽装認知防止と合理的関連性を有するものとは言いがたいとしています。法務省は、法務局の窓口で国籍取得の届け

に来た母親や関係者によく事情を聞き、関連書類と矛盾はないかなど十分に審査するとしています。偽装認知防止は当然ですが、外国人を母親とする子供を認知する場合にだけDNA鑑定をとるのであれば、新たな差別を生むこととなります。参議院法務委員会の参考人質疑で日弁連の遠山信一郎氏は、「DNAは究極の個人情報であり、DNA鑑定の義務付けはまごうことなく人権侵害だ。よほどの理由がない限り個人情報の人権は守らなくてはいけない」と述べています。不正な国籍取得問題については現行法で十分対応できるものです。

以上のような立場から、人権侵害であるDNA鑑定の実施を推奨することなどを求める意見書案には同意できないものです。

次に、第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」案についてです。

この免許更新制は、教員に、技術や知識を保障するとして、一定期間ごとに30時間の講習を義務づけ、試験によって振り分けるものです。教職員数の削減を義務づけている行革推進法のもとで、複雑な社会環境の影響を受けている子供たちと日々向き合い、多忙を極める先生方の中には、精神疾患などによる病気休職者もふえています。これまでも、5年研修、10年研修、自主研修、校内研修などで研修は既に行われてきています。教員の力量や人間性を高めるためには、職場での連帯を通じて豊かな経験が交流され、教育実践に生かすことです。そのためにも子供たちとしっかり向き合える時間が確保されることが必要です。教職員の勤務実態が深刻なもとで、待遇改善こそ求められています。こうした先生方にさらなる負担を負わせることになる免許更新制は廃止すべきだと思います。

以上、同意見書案への反対を表明し、討論の

すべてを終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕 「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書」に反対し、「女性差別となる法律の修正・廃止を求める意見書」に賛成の立場で討論を行います。

日本では、婚姻届を提出する際、どちらか一方の姓に統一しなければなりません。民法750条の夫婦同姓の原則です。男女どちらの姓を選ぶかは自由ですが、厚生労働省の平成18年度「婚姻に関する統計」によると、現実には、婚姻後96.3%もの妻が夫の氏に変わっています。世界各国で、法律上の夫婦がともに婚姻前の氏姓等の名称を維持できる選択肢があり得るかどうかについて、立命館大学教授の二宮周平氏によれば、氏と名の組み合わせ、氏名で個人を特定する制度ないし習慣を持つ国々では、夫婦別氏あるいは旧姓の併用を認めている国がほとんどであると指摘されています。また、かつて、法律上に夫婦同姓統一が明記されている国として、日本以外にトルコやタイが上げられていましたが、ともに法改正があり、今や法律上に同姓統一の規定があるのは、確認できた範囲では世界の中で日本だけであります。

歴史的な流れを確認すると、夫婦同氏同姓は古くからの日本の伝統ではありません。日本でも終戦までは、姓はもちろん、名字も夫婦別名字が一般的でありました。1876年（明治9年）太政官指令では、妻の氏は所生の氏、つまり実家の氏を名乗ることとされています。夫婦別氏制度が国民すべてに適用することとなっていました。1898年（明治31年）旧民法が成立し、現在の夫婦同氏制度が導入されています。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が、1996年（平成8年）2月に選択的夫婦別姓

制度の導入を答申して以来、幾度か議論されたものの、その都度自民党の強硬派の反対で実現していません。政権交代になり、政府が、選択的夫婦別姓制度導入のため、民法改正案の今国会提出に向けた動きを本格化させています。3月中旬の閣議決定を目指す動きとなっており、改正実現の機運が高まっています。

まず、「民法及び国籍法の一部を改正する法律案」（仮称）の概要についてであります。政府案の概要は、最近の家族をめぐる状況の変化にかんがみ、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出子である子と嫡出子でない子の相続分の同等化、女性の婚姻適齢の引き上げなどの措置を講ずる内容となっております。

2月26日に、日本弁護士連合会は「家族法の差別的規定改正の早期実現を求める会長声明」を公表しています。声明は、夫婦同姓を強制している先進国がないこと、世論調査で賛成が上回っていること、婚外子相続分差別規定が憲法違反であること、国連の各種委員会から関係法改正を勧告され続けていることなどを理由に法改正を求めています。

賛成派と反対派が、同じ3月3日、東京永田町の国会議事堂周辺で集会を開いています。翌日の産経新聞を引用させていただくと——賛成派は「姓を同じにするか別にするかは自由にすべきだ」と訴え、反対派は「夫婦別姓は『夫婦解体』『家族解体』の入り口」と法案提出に強く反発をしています。賛成派の集会は東京の憲政会館記念館で開かれ、その中で棚村政行・早稲田大学法学部教授は、「現在、世界の国々の中で日本だけが夫婦同姓を強制しているが、改正案は、同姓でも別姓でもどうぞという提案である。婚外子差別は下級審で憲法14条違反の判決も出ている。出生による差別はいけない。そ

それぞれの生き方を尊重することは多くの人の幸福につながる」と、改正案について解説しておられます。また、1996年の法制審議会答申時に内閣法制局長官だった大森政輔氏は、「氏を同じくすることが婚姻の必須の事柄とは思わない。与党の中でも意見が分かれているので、党議拘束を外した採決で早期実現を」などとあいさつをし、次期日弁連会長に内定した宇都宮健児氏は、「日弁連の人権活動の中でも一番大きな問題として取り組む。憲法の理念に沿った改正だと思う」と述べておられます。さらに、元日本弁護士連合会副会長の久保利英明氏は、「自己決定権がないこの国は民主国家ではない。別姓がだめだったら、仮に亀井静香という人が荒川静香という人と結婚したら名前はどうか」や、評論家の樋口恵子氏が、「企業の吸収合併を見ても、太陽神戸三井だの三菱東京UFJだの、みんな名前を残そうとする。いかに女性は男性の家に吸収合併されてきたことか」などユーモアを交えて話されたということであります。千葉景子法務大臣、野中広務元議員、古賀連合会長など各界からの応援メッセージも読み上げられたようであります。反対派は、参議院議員会館で「日本女性の会」という団体が集会を開いています。高市早苗衆議院議員ら自民党議員、旧皇族で慶応大講師の竹田恒泰氏らが出席し、「選択的別姓では家族の絆が壊れ、世の中がバラバラになる」「日本人にとって家族とは何かを問う問題だ」と反発し、民主党がマニフェストに掲げなかったことも批判したと報じられていました。また、不倫などで生まれた非嫡出子の相続問題でも、賛成派は「子供に罪はない」と嫡出子と同じ財産分与を認める法改正に賛同したが、反対派は「現行法の方が、コツコツと家族で家の財産を築く

ことにプラス」になるとして、法改正に反発しております。

さらに、自民党提出の「選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書」の内容についてであります。

案文では、これまで述べた反対派の意見と同じように、「この制度が導入されれば親子で異なる姓を名乗ることになり、夫婦や家族の一体感が損なわれる恐れがある。また、事実婚や離婚を増加させ、婚姻制度の崩壊をもたらすことが大いに懸念される。さらに、親子を巡る痛ましい事件の増加や犯罪の低年齢化など家庭崩壊の危機が叫ばれる中で、家族をばらばらにしてしまうこの制度の導入は我が国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものである」となっていますが、これは県民の不安をあおっている内容としか理解できません。つまり、「この制度が導入されれば親子で異なる姓を名乗ることになり」とありますが、あくまでも選択的な夫婦別氏制度を求めるものであります。このくだりは、「この制度が導入されれば親子で異なる姓を名乗る場合も出てくることになる」という表現が正しいのではないのでしょうか。

我が党の意見書にもありますように、日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准しています。国連の各種人権委員会は、選択的夫婦別姓などの民法改正をいまだに行っていない日本政府に対し勧告を繰り返しています。女性差別撤廃条約を批准している国として速やかに法の整備を行うことは、国際社会に生きる日本の責務だと考えます。自民党案の「加えて」の次からの「この制度導入にあたっては幅広く議論がなされておらず、とても国民的な合意形成ができているとは言えない状況にある」と危惧されて

います。私も、幅広い議論が行われ、国民的合意形成ができることが肝要であると思います。しかし、現法の民法が夫婦同一姓を強制していることは、明らかに日本国憲法が掲げる基本的人権や「法の下での平等」に反しています。女性差別となる法律の修正・廃止を早急に行い、選択的夫婦別姓制度の導入を求める社民党提出の意見書に賛成の意を表して、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕 議員発議案第11号に賛成の立場から、第16号に反対の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

今月5日から8日にかけて時事通信社が実施した世論調査によれば、選択的夫婦別姓制度への賛成が35.5%であるのに対して、反対は55.8%と、反対が賛成を約20ポイント上回りました。また、平成18年に内閣府が実施した「家族の法制に関する世論調査」で、夫婦同姓を支持する割合と夫婦別姓を支持する割合はほぼ同じとなっておりますが、夫婦別姓を支持しながらも、実際に別姓を希望する割合は20%程度しかなく、別姓を希望しない割合は約49%と多くなっております。ちなみに、その5年前、平成13年に行われた同じ世論調査と比較してみますと、夫婦同姓の支持割合が増加する一方で、夫婦別姓の支持割合は減少しております。夫婦別姓制度導入に対する世論の慎重な姿勢が見てとれるわけであります。

夫婦で姓が異なれば、正式に結婚をした夫婦なのか、ただ同棲をしている事実婚なのか見分けがつかず、また、増加傾向にある離婚率にさらに拍車をかけることにはないかと懸念をしております。また、親子関係に深刻な影響を及ぼし、子供にも非常に心理的な悪影響を

与え、家庭や学校で無用な犠牲を強いることになりかねないと危惧しております。さらに、生まれてくる子供の姓をどちらかにするかをめぐっては、お互いの親、きょうだいの中で争いが生じるようなケースが起こらないとも限りません。

議員発議案第16号では、夫婦同姓が差別的規定で、憲法に定める基本的人権や「法の下での平等」に反しているとありますが、現在も夫婦はどちらの姓を選択するかは自由でありますし、実際、私自身も妻の姓を名乗っております。また、判例でも夫婦同姓は合憲とされております。夫婦別姓制度がなければ実質的に何らかの社会的な不利益をこうむるようなことはほとんどないと思っておりますし、結婚後も旧姓を使用しなければ社会生活において不便、不利益に直面する方のためには、通称使用など法的整備を図ればよいのだと考えております。

議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、議員発議案第11号に対する賛成討論と、議員発議案第16号に対する反対討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 ここで暫時休憩いたします。

次は、15時15分に再開いたします。

午後3時4分休憩

---

午後3時15分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕（拍手） 愛みやざき、武井俊輔でございます。

議員発議案第12号、蓬原正三議員ほか2名よ



り提出の「政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的責任の明確化を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

この意見書でいう政権党幹事長、内閣総理大臣、すなわちこの意見書は、民主党の鳩山由起夫総理大臣、小沢一郎幹事長に関する疑惑について、政治的・道義的責任を明確化するよう強く要望するという趣旨のものであります。確かに、「政治とカネ」の問題について、鳩山首相や小沢幹事長の説明責任は果たされているとは言えず、民主党の自浄能力にも国民から大いに疑問の声が上がっているのは、さきの長崎県知事選挙及び昨今の鳩山内閣の支持率の推移を見てもそのとおりであります。

しかし、この「政治とカネ」の問題は今初めて起こったものではありません。言うまでもなく、自民党政権時代もこの「政治とカネ」の問題は数限りなくありました。昨今の西松建設の問題でも自民党元幹部の問題が大きく取り上げられております。では、その都度その都度、いわゆる「政治とカネ」の問題について、自民党は意見書を提出してきたのでしょうか。決してそうではありません。すなわち、その対応には一貫性がなく、地方議会から、民主党を中心とする連立政権への揺さぶりの一環だと言わざるを得ません。私たち宮崎県議会は地方議会の一員であります。本県議会は、中央の権力闘争の代理戦争をする場ではないと考えております。その意味では、この意見書を地方議会である本県議会から提出することが適切であるとは到底思えません。そもそも意見書とは、本県議会として宮崎県民の意思を政府に伝えるというものであります。繰り返しますが、地方議会である本県議会に、この国会の政争を持ち込むことは決してあるべきことではありません。

この意見書というのは地方自治法99条において行われるものであります。地方自治法99条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定しております。すなわち、今回の鳩山首相、小沢幹事長に関する意見書は、この宮崎県の公益に係るものとは到底言えません。ひとえにこれは国会の場で究明されることであり、そしてまたその判断は、この夏の参議院選挙を含めた国政選挙において国民が判断をするべきものであります。すなわち、その意味におきましても、この意見書について、宮崎県民の総意で提出するという意見書の趣旨に合致するものではないということは明白であるということを経最後に申し上げ、議員関係諸兄の賛成を求め、討論といたします。

以上で終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第12号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

民主党・小沢幹事長の資金管理団体の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件に絡み、1月23日、小沢幹事長は任意で検察の事情聴取を受けましたが、現職の与党幹事長に対する捜査機関の事情聴取は極めて異例なことでありました。一部報道によれば戦後政治史上初めてのことでありましたが、いずれにしましても、3人もの秘書や元秘書が起訴される事態は異常としか表現のしようがありません。また、鳩山総理大臣が母親から常識を逸した資金提供を受けていた問題につきましても、その資金の流れと使途が明らかにされず、脱税とのそしりも免れないものであります。総理の「国民目線」の言葉

が非常にむなしく響き渡ります。各種世論調査を見ましても、国民の多くが「政治とカネ」の問題に失望し、鳩山総理や小沢幹事長の事件について説明責任が果たされていないとしております。

平成5年3月6日、自由民主党の金丸元副総裁が巨額脱税事件で東京地検に逮捕された際、宮崎県議会は、3月議会と6月議会において、我が自由民主党がみずから提案した「政治改革の即時断行を求める意見書」を全会一致で可決し提出しております。政治改革関連法案の早期成立や政治腐敗の根絶、政治改革の即時断行を求める内容でありましたが、今回も同様に、地方から政府に対し、政治不信を払拭するよう声を大きく上げていかなければならないと考えております。

議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜り、宮崎県民の総意としてこの意見書に御同意いただきますようよろしくお願い申し上げ、賛成討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第13号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」に、反対の立場で討論いたします。

反対といいましても、要望項目の1「審査時におけるDNA鑑定の実施を推奨すること」という項目に反対するものであります。というのは、質疑の中でも明らかになりましたように、改正国籍法の施行に当たり、国会における両院の附帯決議では、「父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び当否について検討すること」と表現をされています。見落としはならない大事なことは、「要否及び当否」という表現であります。特に「当否」という言葉

であります。意見書ではこの「当否」という言葉が欠落をしています。要否とは、必要とするか否かということ、当否とは、正しいこととそうでないこと、そういうことであります。今回提案された意見書では、「要否」のみが表現され、国会の附帯決議で表現されていた大事な言葉「当否」、導入することが正しいかどうかをあらわす「当否」という言葉が欠落しているであります。国会での附帯決議が期待していたものは、父子関係の科学的な確認方法にはさまざまな手法があろうが、その導入に当たっては人権面での配慮や経済的負担に対する配慮などさまざまな点を考慮し、それを導入することが果たして正しいのかも含めて、必要かどうかを「要否及び当否」という言葉で表現していたのではないのでしょうか。今回提案された意見書に「当否」という言葉が欠落していることに、まず大きな疑義を感じております。

そのことを基本にしながら、次に、DNA鑑定についてであります。DNA鑑定については、究極の個人情報であり、究極のプライバシーであります。これを法制度として義務づけることは憲法上大いに問題があるわけで、慎重な国民的な議論、コンセンサスが必要であると思えます。専門的に言いますと、立法事実論というのがあります。立法事実とは、人権制約規定を正当化する社会的事実を意味しております。憲法訴訟において人権制約規定の合憲性が問題となった場合、この立法事実の存否が検証されるわけであります。具体的には3つありまして、人権制約の目的がその法律として正しいかどうか、人権制約の手段は相当か、そして最後に、目的と手段との間に牽引性が認められるかなどを検証しながら立法しなければならないとなっております。

今回のDNA鑑定においては5点ほど問題が挙げられております。その3点を挙げますと、今現在は偽装認知の立件件数は5年間で4件と、人権制約を合理化する立法事実がない。2点目は、諸外国の立法例としても、外国人母の非嫡出子の国籍取得の場合にDNA鑑定を義務化したものはない。3点目に、日本の家族法の場合、生物学上の親子関係までは求めておらず、そういった法関係の中で、外国人母の非嫡出子の場合にのみDNA鑑定を義務化した場合は、法体系としての整合性がとれなくなるということなどであります。そんなことを配慮してか、各県の改正国籍法に関する意見書として、神奈川県議会、静岡県議会、長崎県議会、石川県議会では、「DNA鑑定」という言葉自体も使われていません。それほどDNA鑑定というものがそれらの県ではデリケートな問題として認識されているのだと思います。

さて、DNA鑑定というものを国民に強制することは、憲法上大いに問題でありますし、先ほど満行議員、前屋敷議員からもDNA鑑定の問題について議論する論述がありましたけれども、もう一つつけ加えて言うならば、参議院法務委員会の答弁で倉吉法務省民事局長も、「DNA鑑定を採用することについて、現在消極の立場をとっております」と述べておられます。民法上の親子関係の推定認知においてもDNA鑑定は採用されていません。親子関係の争いになった場合のみDNA鑑定を採用する場合がありますが、その場合であっても関係者の同意が必要とされています。

それでは、国籍法上の取り扱いはどうか。もちろん今回の改正国籍法上ではDNA鑑定は強制されていません。しかし、今回、虚偽申告に対する罰則規定が設けられました。ということ

は、今回の改正法では、犯罪の疑いがあれば警察は鑑定処分許可状という令状をとりDNA鑑定することが可能となったのであります。改正前の国籍法では虚偽申告に対する刑罰がありませんでしたので、改正前の国籍法のほうがかえってDNA鑑定は難しかったと言えます。ということは、今回の改正国籍法のほうが——犯罪における、犯罪の疑いがあればという条件つきであります、DNA鑑定が可能、より進んだと言えます。これらのことをないまぜにして、今回の改正された国籍法における届け出に当たって、犯罪のときに用いられるDNA鑑定を課すごとき議論は、人権上大いに疑義があるところであります。また、平成20年6月4日の最高裁の国籍法の結婚要件に違憲判決をしたことの趣旨を大きく外れるものであります。いずれにしても、国籍取得の届け出時のDNA鑑定については、憲法上の人権やその他の問題についての慎重な議論が必要であります。

意見書の表題にありますように、「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」とあります。しかし、項目1のところでは、「審査時におけるDNA鑑定の実施を推奨すること」というふうに、「厳格な運用」とでは、推奨することに自己矛盾があるように思えます。逆に一貫性のなさを感じるころであります。こういった「推奨」という言葉を使いながらも、結果として義務化せよというようなイメージでもって国民世論に訴えられるということは、極めて不幸なことであると思います。

以上をもちまして、今回の「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書」に対しては、反対をいたします。以上であります。（拍手）

〔降壇〕

○中村幸一議長 次が、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第13号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

国籍法の改正は、平成20年6月に、婚姻の有無によって子供の国籍取得の扱いに違いが出ることは憲法違反、との最高裁判決が出されたことを受けて行われたものでありますので、法改正自体をとにかく言うものではありません。しかしながら、国籍は国家の基本単位となる国民一人一人の重要な資格であります。その国籍の偽装認知を防止するためには、特にDNA鑑定が不可欠であると思われ、DNA鑑定なしでは偽装認知を効果的に防ぐことは難しいのではないかと考えております。

皆さんも御案内のとおり、DNA鑑定は、刑事事件の捜査を初め、災害時の犠牲者の特定や残留孤児と申請者の親子関係の認定など、その不変の根拠を割り出し特定するために不可欠なものとなっております。したがって、国籍という国民としての証明を要するところにDNA鑑定があることは、至極当然のことではないかと思うのであります。DNA鑑定は欧州各国が既に実施をしている実態もあり、国籍取得を目的とした父子鑑定に限定をして利用される限りにおいては、決して差別的な取り扱いには当たらないと考えます。

日本人との間に婚姻の意思がないのに婚姻届を提出する、いわゆる偽装結婚について、平成19年には97件、375人の検挙者がありました。平成20年には139件、416人にふえるなど、近年増加傾向にあります。こうした偽装結婚の増加は偽装認知の増加につながってくるのが懸念されるわけであり、こうした点からも改正国籍法の厳格な運用が重要であると考えております。

議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第14号「教員免許更新制の存続を求める意見書」に対し、社民党宮崎県議団を代表して反対討論を行います。

この教員免許制度の矛盾点の一つを申し上げれば、我が国で他の専門職については免許の更新制は導入されていません。医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師などであります。有効期間を設けて更新制を採用しているのは特定の職種に限られています。そのほとんどは年齢に伴う身体適性の変化を確認する必要がある資格であり、交通関係のものに多く存在します。その証拠に、運転免許などは高齢になるに従って有効期間が短くなっています。

2006年6月に出されました自由民主党の「教育基本法改正Q&A」によりますと、自民党にとって、今回の教育基本法改正のポイントは次の3点にあると述べられています。1つに、戦後教育で不十分であった教育の理念の確立、2つに、教育行政における国の役割の明確化と教育振興、3つに、教職員団体による教育の「不当な支配」の排除となっております。つまり、伝統的イデオロギーの注入、国の教育権限の強化、教職員団体の弱体化の3つが教育基本法改正の主要なねらいであったと思います。それを達成するための具体的な手段が、教育三法の改正であり、教職員団体の弱体化のための教育職員免許法の改正であったと思われます。さらに、不適格教員の排除に必要な人事管理の厳格化や、指導が不適切な教員の人事管理システム

化を目的としているところであります。

ところが、不適格教員の処分に関しては、既に規定が存在します。「勤務成績が不良若しくは適格性を欠く場合には降任若しくは免職する」という分限処分の規定であります。「指導が不適切であり、研修してもなお不適切な場合には免職し、引き続き他の職に採用することができる」という規定があります。他の職種の公務員には例を見ないような任期制を教員だけに課するのは、余りにも均衡を失していると言わざるを得ません。

この教員免許制導入が動き出したときから、導入の是非をめぐりさまざまな議論がなされてきました。少なくとも文部科学省は消極的ではなかったかと思われるような議論もあります。2002年の中央教育審議会においては、「我が国全体の資格制度や公務員制度の比較において、教員のみ更新時に適格性を判断したり、免許取得後に新たな知識技能を修得させるための研修を要件として課すという更新制を導入することは、なお慎重にならざるを得ない」との答申があり、2005年には、「教師の質の向上のためには、養成、採用、研修、評価等の各段階における改革を総合的に進める必要がある。これらの改革に当たっては、教師を励ますような方向で進めるとともに、教職員の処遇の改善が図られるなど、教職や学校が魅力ある職業、職場となるようにすることが重要である」と答申が出されています。

また、毎年10万人前後の現場教職員が受講し続ける規模の研修や講習は前例がありません。これだけ大がかりな国家的事業を実施しようとする場合、十分時間をとって準備するのが普通です。文部科学省主導でこの事業が進められていたら、もっと準備に時間をかけ、無理のない

体制で臨まれたのではないかと思います。膨大な事務量を伴う大事業であります。莫大なコストを払ってまで果たしてやらなければならないことであつたのでしょうか。教員の資質向上が目的なら、選択肢は更新制のほかにもあるはずで、費用対効果という点からいっても更新制には問題が多く含まれていると思われま。それにもかかわらず更新制導入に文部科学省が踏み切らざるを得なかった理由があります。

「美しい国」を標榜して総理になられた安倍元首相の意向に配慮せざるを得なかったのではないのでしょうか。安倍氏が首相でなかったら更新制は導入されなかった可能性は高いと思われま。しかし、当人は、更新制を無理やり導入して、無責任にも総理をおやめになったことは、御承知のとおりであります。

悪法も法なりです。今年度から導入された教員免許更新制の問題点を申し上げていきます。導入が拙速であつたために1年間の試行期間を設けましたが、現場及び教育委員会、大学等への制度の周知が十分なされないまま始まりま。つまり、学校現場で制度の十分な説明がなく、対象者への周知が徹底されていませんでした。大学側においても講習に対する講座の内容や受け入れ人数等に無理があり、希望する講座が定員オーバーで受講できなかつた方もいると聞いております。

制度そのものにも問題があります。管理職や指導主事は受講免除となっておりますが、管理職や指導主事こそ、新しい教育事情や研修など必要な内容を受講されるべきではないでしょうか。講習を免除される者と免除されない者との境界が必ずしも明瞭ではなく、教育行政及び学校管理関係者を無条件で優遇しています。なぜ管理職や指導主事は受講しなくてもいいのかと

いう疑問が残るところであります。

さらに、10年期限つきということですから、受講しないと教員免許は失効します。不安や戸惑いの中で子供たちの教育に当たっており、現場は混乱しています。これまでも教職員は経験者研修などを受けてきております。10年経過研修は、2002年の中央教育審議会答申で、「更新制の導入を見送った見返りとしてつくられた制度である。経験者研修の内容を充実させれば、10年期限つき免許更新をしなくても知識や技能の向上は得られる」との判断をしているのです。免許更新とこの関係性はどうなるのでしょうか。

受講費用負担の問題もあります。加えて旅費についても自己負担です。質疑でも申し上げましたように、県内の大学で受講できない場合は県外の大学で受講することになります。物理的負担も大変で、不公平を助長するものであります。

質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持発展させるためには、無用な混乱を持ち込んでいる免許更新制度の存続ではなく、現在ある研修を充実することで事をなすべきであると考えます。今我々がなすべきは、教師を取り巻く環境をいま一度検証すべきことです。保護者からのチェック、地域からのチェック、そして教育委員会からのチェックと、果たしてこれで教育に力を注ぐ心のゆとりができるのか疑問を抱かざるを得ません。

また、人事評価制度は行き過ぎの面はないのか。時代は変わり、子供が変わり、親が変わり、地域が変わってきました。保護者間、地域間で学校を支えてきたよき時代とは違います。新年度予算では中学1年生の少人数学級の取り組みが盛り込まれています。まだ十分とは言え

ませんが、行き届いた教育を進める取り組みの一つと評価するものであります。

キレる子供、キレる大人が問題化されています。朝食抜き、個食、そして油物が多い今日の食生活に影響があるのかもしれないことを、さきの質問でも申し上げてきました。高度成長期から金もうけの食品産業へと変わり、手間暇かけてつくる日本食は食卓から少なくなってきました。食育についても早急に力を入れなければなりません。そのほかにも、教育予算をふやし、私たち政治、行政がやらなければならない課題はこの教育の中に山積しているのであります。判断を誤って矛盾だらけの教員免許更新制の存続を求めるのではなくて、廃止を主張されるよう強く申し上げて、反対討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第14号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目的に、平成21年度より始まった制度であります。

この制度では、現職の教員は、大学等において教員免許状更新講習を30時間受講しなければなりません。講習を受けることで、教員の資質・指導力の向上を図ることができるという意見があり、また今年度、宮崎大学において免許状更新の講習を受講した90%以上の受講者が、「講義の内容が概ね良好である」とアンケートに答えるなど、講習の受講が一定の成果を上げていると考えます。

教員免許更新制度は、本格導入からまだ1年も経過しておらず、これから成果が期待されていたわけでありましたが、国は「制度の抜本的な見直しに着手し、必要な調査・検討を開始する」としているだけで、明確な改革の方向性が示されておりません。教員の資質・指導力向上は、ここにおられる皆さんを含めすべての国民が望んでいることであると思いますが、今回の制度見直しは、八ッ場ダム問題と同様に、先に結論ありきの進め方であり、とても国民目線に立っているとは言いがたいものであると考えます。

議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第15号「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書」に対しまして、反対の立場で討論を申し上げます。

これまでの陳情は、各自治体や団体が大人数で、各自治体とともに、財政状況が大変厳しいにもかかわらず、高い航空運賃やホテル代を負担しながら何度も何度も上京してまいりました。各省庁の大臣や関係局長等に列をなして、要望書を持って、全国の自治体等と競争のように、1日に10カ所から15カ所も役所内や役所間を走り回っていました。私も市議会議員時代や県議会議員になって、市長や議長や関係者とともに陳情に同行したことが何度かありました。要望先の大臣や関係局長等はほとんどが不在で、直接話をしたことはほとんどなく、職員か窓口にいる女性に要望書を手渡すのが関の山で、この要望書に目を通してくれるのか、何の

ために東京まで来たのか、そのたびごとにむなしさにさいなまれたものです。しかも、私どもが要望書を手渡した後ろには、全国から大挙してきた自治体等の陳情団が通路にまであふれているありさまです。これで地方の声が国政に伝わっていたのか、実に疑問であります。

仮に伝わっていたとしても、それが宮崎県の場合は聞き入れられてもらえなかったのか、現在の高速道路を初めとするインフラ整備のおくれは目を覆うばかりで、腹立たしささえ感じてしまいます。圧倒的に自民党の牙城である本県の要望は当然聞き入れられていたはずなのに、この悲しいまでのおくれは、これまでの陳情システムが機能していたのか、地方の声が本当に届いていたのか理解に苦しむところです。

また、個々の国会議員と官僚がいろいろな機会に接触することで、結果として利益誘導の政治や政官業の癒着構造が生まれ、いびつな予算づけが行われ、大きな地域間格差や業界や団体等との格差がつくられてきました。逆に考えると、これまでの本県選出の国会議員が官僚との関係構築が苦手で、予算の分捕り合戦に完全に取り残されたからなのかとも思えるほどです。

以上の点からも、これまでの陳情・要望活動に、大きな疑問というより弊害を感じていました。また、市町村長や団体トップの中にも改革を訴える関係者もいました。

そのような中、昨年8月30日の衆議院総選挙で民主党が308議席をいただき、9月16日に、社民党、国民新党と連立のもと政権交代が実現し、昨日6カ月が経過いたしました。民主党は、政権党になったことに伴い、党に対する要望、陳情について一定のルールを設けました。それは、1つ目は、政官癒着の排除と利益誘導型政治からの脱却を図ること、2つ目は、分権

型陳情で霞が関もうでを一掃すること、3つ目は、国の行政刷新と地方行革に寄与すること、4つ目は、透明性・公平性を確保すること、以上、陳情処理の4つを目的とした分権型陳情への改革を行うことといたしました。

私は、昨年11月議会で、民主党が進める新しい陳情について東国原知事に所見を伺っております。知事は以下のとおり答弁しています。

「私は、かねてから、地方から大挙して上京し、要望書を抱えて霞が関を回ることに、大いに疑問を持っておりました。このため、明確なルールに基づいて、効率的に要望を集約するという民主党の新たなシステムを評価しております。その成果に期待しているところであります。今回県では、平成22年度の政府予算に対しまして、重点事項23項目を要望しておりますが、いずれも本県の活性化や県民生活の安定・向上に必要な事項でありますので、本県の提案・要望を十分検討していただき、公平公正な判断のもとで実現していただくことを願っております。また、要望に対する判断結果と判断基準をオープンにさせていただくことも、あわせてお願いしたいと考えております。私は、政府が目指す地域主権や国民目線の政策を実現するためには、地方の実情や課題等について、国と地方が率直な話し合いを行う機会を数多く確保することが必要と考えておまして、今回の新たな陳情方法を初め、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場の法制化などのさまざまなシステムが十分機能していくことが大切であると考えております」と、知事はこのように評価しています。

また、これまでと要望の受け入れが変わったことにより戸惑いは当然ありますが、次のような所見を述べる県内自治体トップもいます。

「これまではいろんなルートを使ってきたが、非常にシンプルになり労力も減った。陳情の方法はこれまで人脈中心であった。地方の意見をどれくらい反映させるかは地域力が影響するだろう。民主党とのつながりを大事にしたい。民主党県連から重点要望をまとめて党本部に上げていただいたが、スピード感があったと評価しています」。

また、国民の請願権の侵害に関しましては、当県連に来るものは拒まず、事務所などはいつでもオープンです。また、いただいた要望を拒否した例は1件もありません。また、本県の声を代弁するのは国会議員であり、各級議員でもあり、また各行政でもあります。今後とも当県連はこれまで同様の対応を継続してまいりますし、当方より足を運び多様な御意見や御要望もお聞きしてまいりたいと考えております。逆に、相手によっては聞く耳を持たなかった以前よりよほど民主的になったと自負しております。

なお、「今回の新ルールでは地方の声が届かない」との意見もありますが、果たしてそうでしょうか。陳情のシステムが変わっても、希望があった場合、当県連は可能な限り、知事や市長等を、御要望のあった国土交通大臣や副大臣、政務官、副幹事長等々と直接面会の時間をつくり、本県の実情や地域の問題をこれまで以上に密に話が進められていると思っています。また、地方の声を届けるシステムは、今回の新ルールに至った大きな目的でもある、現在進められている地域主権の推進となる国と地方の協議の場、地域主権戦略会議で今後十分議論されることとなります。これまでよりはるかに地方の声が届くことになり、ひもつき補助金から一括交付金へ移行することになり、地方の存在が



重視され、地域ごとの独自性が出されると期待しています。

以上の点から、直接地方の声を聞く仕組みの保障は、逆に以前より十分確保されていると思いますし、さらに充実させようとしており、議員発議案第15号は不要なものだと判断し、意見書提出に反対するものです。以上で反対討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第15号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論をいたします。

民主党が、地方からの要望・陳情の窓口を党の地方組織を経由する形にして事実上一本化していることは、御案内のとおりであります。国に対する要望や陳情をめぐっては、昨年11月、岡山県知事が、来年度予算編成に絡み中央省庁を訪問する意向を表明した際、民主党県連が一元化を理由に中止を要請し、両者が激しく対立したニュースが全国的に大きく取り上げられたところでもあります。全国から寄せられる要望や陳情を民主党の幹事長室が一元的に管理するルールにつきましては、全国の知事や市町村長の間から、「行政の長として政府に陳情するのに、なぜ政党に一々お伺いを立てるのか」といった不満が出ているのは周知の事実であります。

また、今国会で審議中の平成22年度予算に盛り込まれた道路整備事業について、民主党に対する要望の有無でその配分に濃淡があったようでもあります。地方からの要望に対して、政府予算案がどういう過程を経て、どのような基準で決定されたものか明らかにされておりません。行政が直接地方の声に耳を傾けるのは、民主主義社会にあっては至極当然のことであり、

行政に対する要望の窓口を閉ざすことがあってはならないと考えます。

議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。賛成討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第10号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第10号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員発議案第11号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第11号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員発議案第12号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第12号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第13号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第13号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第14号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第14号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第15号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第15号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第16号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第16号についてお諮りいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立少数。よって、本案は否

決されました。

---

◎ 議員発議案第17号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第17号についてお諮りいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第18号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第18号についてお諮りいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 賛成少数。よって、本案は否決されました。

---

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

今議会を最後に退職される5名の部長の皆さん、お疲れさまでございました。皆様の今後に幸多かれとお祈りをしながら、これをもちまして、平成22年2月定例県議会を閉会いたします。

午後4時0分閉会

資

料

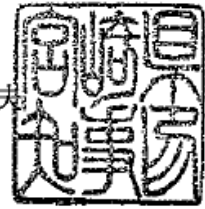
# 平成 22 年 2 月定例県議会日程

28日間

月日	曜	区分	議 事	備 考
2. 18	木	本会議	開会 議録署名議員指名 議事運営委員長審査結果報告 会期決定報告 議長の報告 議案上程 議案提案理由説明	議会運営委員会 9:30
			特 別 委 員 会	
19	金	休 会	( 議 案 調 査 )	
20	土		( 閉 庁 日 )	
21	日			
22	月	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
23	火			一般質問通告締切 12:00
24	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
25	木			
26	金			請願締切 12:00
27	土			( 閉 庁 日 )
28	日			
3. 1	月	本会議	一 般 質 問	
2	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
3	水			議会運営委員会 9:30
4	木	休 会	常 任 委 員 会 ( 補 正 )	
5	金			
6	土		( 閉 庁 日 )	
7	日			
8	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
9	火	休 会	常 任 委 員 会 ( 当 初 )	
10	水			
11	木			
12	金			
13	土		( 閉 庁 日 )	
14	日			
15	月	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
16	火		( 議 事 整 理 )	
17	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中 村 幸 一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成22年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第4号 平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第5号 平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第6号 平成22年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第7号 平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第8号 平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第9号 平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第10号 平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計予算
- 議案第11号 平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第13号 平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第16号 平成22年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第17号 平成22年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第18号 平成22年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第19号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第29号 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第30号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について

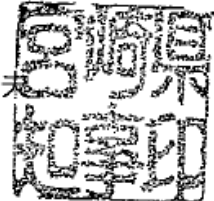
- 議案第31号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第32号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第33号 有料道路「一ツ葉道路」及び有料道路「小倉ヶ浜道路」の事業変更に係る同意について
- 議案第34号 次世代育成支援宮崎県行動計画及びひむか青少年プラン21の変更について
- 議案第35号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第36号 平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成21年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例
- 議案第50号 宮崎県地域医療再生基金条例
- 議案第51号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第53号 警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- 議案第56号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 議案第61号 損害賠償の額の決定について
- 議案第62号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について

（文書取扱 財政課）

215-1330  
平成22年2月24日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第63号 教育委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

平成22年2月定例会

## 代表質問時間割

2月24日(水)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
1	自由民主党	蓬原 正三	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	押川修一郎	13:00~15:00	

2月25日(木)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
3	社会民主党	満行 潤一	10:00~11:50	休憩
4	公明党	新見 昌安	13:00~14:30	休憩
5	民主党	権藤 梅義	14:40~16:10	

2月26日(金)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
6	自由民主党県民の会	水間 篤典	10:00~11:30	休憩
7	愛みやざき	武井 俊輔	13:00~14:30	

\* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
社会民主党	55分以内
公明党	45分以内
民主党	45分以内
自由民主党県民の会	45分以内
愛みやざき	45分以内



平成22年2月定例会

## 一般質問時間割

3月1日(月)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
1	自由民主党県民の会	徳重 忠夫	10:00~11:00	
2	自由民主党	河野 安幸	11:00~12:00	休憩
3	民主党	田口 雄二	13:00~14:00	
4	自由民主党	中野 廣明	14:00~15:00	休憩
5	社会民主党	高橋 透	15:10~16:10	

3月2日(火)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
6	公明党	長友 安弘	10:00~11:00	
7	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
8	自由民主党	横田 照夫	13:00~14:00	
9	自民党鳳凰の会	坂口 博美	14:00~15:00	

3月3日(水)

順序	会派	質問者	質問時間	備考
10	自由民主党	宮原 義久	10:00~11:00	
11	社会民主党	太田 清海	11:00~12:00	休憩
12	自由民主党	黒木 覚市	13:00~14:00	
13	愛みやざき	西村 賢	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案 委員会審査結果表

## [議案] (平成21年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第35号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	可決
第36号	平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第37号	平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第38号	平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)				可決	
第39号	平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第40号	平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)			可決		
第41号	平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)			可決		
第42号	平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第43号	平成21年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第44号	平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第45号	平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第46号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第47号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第48号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第49号	宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例	可決				
第50号	宮崎県地域医療再生基金条例		可決			
第51号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第52号	教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第53号	警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例					可決
第54号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第55号	宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例	可決				
第56号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第57号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第58号	みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例				可決	
第59号	工事請負契約の締結について			可決		
第60号	工事請負契約の締結について			可決		
第61号	損害賠償の額の決定について		可決			
第62号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	

## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案] (平成22年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成22年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成22年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第4号	平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第5号	平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第6号	平成22年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第7号	平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第8号	平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第9号	平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第10号	平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計予算				可決	
第11号	平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第12号	平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第13号	平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第14号	平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第15号	平成22年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第16号	平成22年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算					可決
第17号	平成22年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算					可決
第18号	平成22年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第19号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例					可決
第20号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例				可決	

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第23号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第24号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例			可決	可決	
第25号	宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例				可決	
第26号	卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例				可決	
第27号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例				可決	
第28号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第29号	全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	可決				
第30号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第31号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第32号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第33号	有料道路「一ツ葉道路」及び有料道路「小倉ヶ浜道路」の事業変更に係る同意について			可決		
第34号	次世代育成支援宮崎県行動計画及びひむか青少年プラン21の変更について		可決			

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第5号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		採択			
第9号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第11号	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		採択			
第19号	平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願			取下げ		
第20号	物価に見合う年金引き上げを求める請願		取下げ			
第29号	改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願	採択				
第30-1号	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願	不採択				
第30-2号	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願					不採択
第32号	後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願		不採択			
第33号	2010年度の年金確保に関する請願		取下げ			
第34号	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育・私学助成増額をもとめる請願	採択				
第35号	歯・口腔保健推進条例制定についての請願		採択			
第36号	高齢者に肺炎球菌ワクチンの接種をすすめる為の方策を求める請願		採択			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成22年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」 の制定を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査 ・調査を要 するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会 運営を図る ため

# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成22年度宮崎県一般会計予算	3月17日・可決
〃 第2号	平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	平成22年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第4号	平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第5号	平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第6号	平成22年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第7号	平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第8号	平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第9号	平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第10号	平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計予算	〃
〃 第11号	平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第12号	平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第13号	平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第14号	平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第15号	平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第16号	平成22年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第17号	平成22年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第18号	平成22年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第19号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第20号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第25号	宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例	3月17日・可 決
〃 第26号	卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例	〃
〃 第27号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第29号	全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	〃
〃 第30号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第31号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第32号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第33号	有料道路「一ツ葉道路」及び有料道路「小倉ヶ浜道路」の事業変更に係る同意について	〃
〃 第34号	次世代育成支援宮崎県行動計画及びひむか青少年プラン21の変更について	〃
〃 第35号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	3月8日・可 決
〃 第36号	平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第37号	平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第38号	平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第39号	平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第40号	平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第41号	平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第42号	平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第43号	平成21年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	3月8日・可決
〃 第44号	平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第46号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	〃
〃 第47号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第48号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第49号	宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例	〃
〃 第50号	宮崎県地域医療再生基金条例	〃
〃 第51号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第52号	教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第53号	警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第54号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第55号	宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例	〃
〃 第56号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第57号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第58号	みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例	〃
〃 第59号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第60号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第61号	損害賠償の額の決定について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第62号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	3月8日・可決
〃 第63号	教育委員会委員の任命の同意について	3月3日・同意
議員発議案 第1号	函師博規議員に対する辞職勧告決議	2月18日・可決
〃 第2号	県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	3月8日・可決
〃 第3号	県議会議員の選挙区の特例に関する条例	〃
〃 第4号	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書	3月17日・可決
〃 第5号	生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書	〃
〃 第6号	水産業振興施策の充実を求める意見書	〃
〃 第7号	一括交付金制度化の充実した検討を求める意見書	〃
〃 第8号	障害者自立支援法の早期改善を求める意見書	〃
〃 第9号	宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例	〃
〃 第10号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書	〃
〃 第11号	選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書	〃
〃 第12号	政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的責任の明確化を求める意見書	〃
〃 第13号	改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書	〃
〃 第14号	教員免許更新制の存続を求める意見書	〃
〃 第15号	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書	〃
〃 第16号	女性差別となる法律の修正・廃止を求める意見書	3月17日・否決
〃 第17号	政治資金規正法の制裁強化を求める意見書	3月17日・可決
〃 第18号	政治活動におけるIT利用の促進を求める意見書	3月17日・否決

議員發議條例、意見書、決議文

## 凶師博規議員に対する辞職勧告決議

凶師博規議員は、平成21年12月14日、運転免許停止中にもかかわらず、携帯電話を使用しながら運転を行い、無免許運転などによる道路交通法違反容疑で摘発された。

今回の行為は、県民の信託を受け、また県民の範となるべき県議会議員としての自覚に欠ける恥ずべきものであり、県議会の名誉と権威を傷つけるにとどまらず、県議会に対する県民の信頼を著しく失わせるもので、道義的、政治的責任は極めて重いと言わざるを得ない。

よって、本議会は、凶師博規議員に対して、自らの意志と責任により県議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成22年2月18日

宮 崎 県 議 会

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>選挙区 宮崎市 [略] えびの市 <u>宮崎郡</u> [略]</p> <p>議員数 <u>12人</u> 1人 <u>1人</u></p>	<p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>選挙区 宮崎市 [略] えびの市 [略]</p> <p>議員数 <u>13人</u> 1人</p>

第3条の次に次の1条を加える。

第4条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>前条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、<u>市の区域</u>による。</p>	<p>第2条 <u>小林市の区域と、西諸県郡高原町の区域を合わせて1選挙区を設ける。</u></p> <p>第4条 <u>前2条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、<u>郡市の区域</u>による。</p>

<p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>選挙区 宮崎市 〔略〕 日南市 小林市 日向市 〔略〕 西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。） 〔略〕 北諸県郡 西諸県郡 〔略〕 東臼杵郡 〔略〕</p>	<p>議員数 <u>13人</u> <u>3人</u> 2人 <u>3人</u> <u>2人</u> 1人 <u>1人</u> 2人</p>
<p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>選挙区 宮崎市 〔略〕 日南市 小林市（<u>西諸県郡高原町の区域を含む。</u>） 日向市 〔略〕 西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。） 〔略〕 北諸県郡 東臼杵郡 〔略〕</p>	<p>議員数 <u>12人</u> <u>2人</u> 2人 <u>2人</u> <u>1人</u> 1人 <u>1人</u></p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、<u>平成21年3月30日</u>から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は<u>平成21年3月30日から、第3条の規定は平成22年3月23日</u>から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



#### 県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成22年3月23日に行われる市町の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第1項の規定により、平成22年3月23日から平成19年4月8日に行われた一般選挙により選挙された県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

## 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

平成22年度予算に、中学校卒業までの子ども1人あたり月1万3千円の「子ども手当」が盛り込まれた。

平成22年度の支給総額は2兆2,554億円が見込まれているが、平成23年度以降は子ども1人あたり2万6千円の支給となるため、さらなる財源の確保が必要である。

よって、国においては、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 平成22年度については、地方の負担に十分配慮するとともに、混乱を招かないよう制度設計を早期に決定すること。
- 2 平成23年度以降の子ども手当については、全額国庫負担とすることとし、地方には一切負担を求めないこととするとともに、国と地方の役割分担を明確化し、地方の意見を十分に反映させること。
- 3 将来世代にツケを回すことのないよう、子ども手当を実施していく上での中長期的な財源確保の展望を示すこと。
- 4 子ども手当のような直接給付だけでなく、幼児教育の無償化や保育サービスの充実など安心して子育てしやすい環境づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
副 総 理 ・ 財 務 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
厚 生 労 働 大 臣	長 妻 昭 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	仙 谷 由 人 様
少 子 化 対 策 担 当 大 臣	福 島 み ず ほ 様

## 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書

国においては、平成22年度予算にコメ戸別所得補償モデル事業と水田利活用・自給力向上事業を導入するとしているが、土地改良事業費の大幅削減をはじめとした農村現場で大きな混乱を招いている。

これまで国が推進してきた担い手農家や集落営農の位置付け、平成23年度の本格導入に向けての安定財源、貸しはがしにより農地集積が進まないこと、コメの過剰対策や米価下落対策が講じられていないこと、全国一律単価では地域の産地形成が進まないこと、コメ以外の果樹・野菜、畜産・酪農が置き去りにされていることなど、多様な農業の展開を阻害し、地域の元気が失われることへの強い懸念がある。特に今回の農政転換にあたって、地方の農村現場の意見を事前に聞くことなく、拙速に制度設計が進められたことが大きな混乱の原因となっている。

よって、国においては、以下の点に十分留意し、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進める施策の充実を行うよう強く求める。

- 1 食料・農業・農村基本計画の策定にあたっては、生産性の高い担い手農家や集落営農を推進すべき政策として明確に位置付けるとともに、農地集積の加速化、農家所得の向上に配慮すること。
- 2 コメ戸別所得補償モデル事業では、コメ余りと米価下落を招く懸念があることから、しっかりとした出口対策を講じるとともに、コメの消費拡大に努めること。
- 3 全国で多様な農業が展開されていることから、水田利活用・自給力向上事業では、全国一律単価ではなく、地域主権の理念に沿った地域の話し合いで決める方式を基本とすること。
- 4 大幅な削減となった農業農村整備事業については、予算の復元により、現在進められている事業が計画通り継続できるようにするとともに、箇所付けの基準を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

官 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
内閣官房長官	平野博文	様
副総理・財務大臣	菅直人	様
農林水産大臣	赤松広隆	様
国家戦略担当大臣	仙谷由人	様

## 水産業振興施策の充実を求める意見書

本県は、全国でも有数の水産県であり、かつお一本釣漁業、まぐろ延縄漁業をはじめ、まき網漁業や養殖業など様々な漁業が盛んで、中でも近海かつお一本釣漁業は、連続して全国一位の生産量、生産額を誇っている。

しかしながら、水産物価格の低迷、水産資源の減少、さらには操業経費の多くを占める燃油価格の高騰など、漁業者は、大変困難な状況に直面している。

水産業の振興は、漁業者の経営安定と漁村の活性化に不可欠であるとともに、安心・安全な食料供給の面からも求められるものである。

よって、国においては、次の事項に取り組みられるよう強く要望する。

- 1 戸別所得補償制度の本格導入にあたっては、水産業についてもその対象とすること。
- 2 緊急対策として、燃油に係る負担軽減を図るための補てん策を実施すること。
- 3 関係各国とともに、大型巻き網船の規制を実施し、我が国周辺海域を含む中西部太平洋水域における国際的な資源管理方策を構築すること。
- 4 真に必要な漁港・漁場・漁村の整備については、着実に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
副 総 理 ・ 財 務 大 臣	菅 直 人 様
農 林 水 産 大 臣	赤 松 広 隆 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	仙 谷 由 人 様

## 一括交付金制度化の充実した検討を求める意見書

国においては、個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を見直し、住民に身近なことはできる限り地方にゆだねるとともに、自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営ができる体制を早急に構築することが求められている。

このため、現在「地域主権戦略会議」で協議が行われている「ひも付き補助金」を廃止し、地方が自由に使える一括交付金の制度設計にあたっては、国の責任を放棄することなく、地方の裁量権や自由度が真に確保され、地域の実情に応じた対応が必要である。また、住民の生活を守る施策を実施するに足る所要額の確保や傾斜的配分、義務教育や社会保障等に関する分野の交付金対象からの除外等について検討される必要がある。

しかしながら、「地域主権戦略会議」の地方自治体代表者が、都市部の首長が多いなどの現状があるため、地方の声がどの程度しっかりと届くのかという不安や、三位一体改革のように地方だけ痛みを伴う制度になってしまうのではないかとの疑問が数多く上がっている。

よって、国においては、真の地方分権を確立するため、自主財源に乏しい地方の意向や実情を十分に斟酌し、一括交付金制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
内閣官房長官	平野博文様
副総理・財務大臣	菅直人様
総務大臣	原口一博様
国家戦略担当大臣	仙谷由人様

## 障害者自立支援法の早期改善を求める意見書

国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団においては、平成22年1月7日に基本合意を締結し、速やかに応益負担を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施することとしている。

また、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担制度の速やかな廃止のため、本年4月より低所得者の障がい者及び障がい児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じることとしている。

しかしながら、自立支援医療に係る利用者負担は当面の課題とされ、また、市町村民税課税世帯では、応益負担が残されており、その他の課題についても早期の改善が求められている。

よって、国においては、新たな総合的な福祉法制の実施を待つことなく、下記の事項を早期に実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 障害者が生きるための介護（サービス）への一割負担をやめ「応益負担」は撤廃すること。
- 2 障害者を施設から追い出し、施設利用を制限する「障害程度区分」は、抜本的に改善し、一人ひとりにあった支援策を確立すること。
- 3 障害者施設への報酬単価を引き上げ、報酬の日割り制度をあらため、施設の経営を守ること。
- 4 自立支援医療に係る利用者負担を軽減すること。
- 5 障害児の福祉は児童福祉法を基本とし、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様  
参 議 院 議 長 江 田 五 月 様  
内 閣 総 理 大 臣 鳩 山 由 紀 夫 様  
厚 生 労 働 大 臣 長 妻 昭 様

## 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例

### (目的)

第1条 この条例は、県の出資法人等への関わり方に関する基本的な事項を定めることにより、県が出資法人等を通じて実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るとともに、公正で透明性の高い効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「出資法人等」とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。

(1) 県が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人のうち県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が別に定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって同号に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるものとして知事等が別に定めるもの

### (県の責務)

第3条 県は、出資法人等の設立の目的を踏まえ、出資法人等との協働により、県民の福祉を向上させるよう努めるものとする。

2 県は、インターネットの利用その他の方法により、出資法人等に関する情報の公開を推進するよう努めるものとする。

### (経営評価の実施等)

第4条 知事等は、出資法人等に対して、毎事業年度終了後に経営評価（出資法人等が自らの設立の目的を踏まえ事業が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて自ら事業全体を分析し総合的に評価することをいう。附則第2項において同じ。）を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告の内容について評価を行うものとする。

3 知事等は、第1項の規定による報告及び前項の評価の結果について、議会に報告するものとする。

### (知事等への意見等)

第5条 議会は、出資法人等の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 知事等は、前項の意見を尊重し、当該出資法人等に対し、助言、指導その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(出資法人等への関与の見直し)

第6条 知事等は、出資法人等を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人等の自律性を考慮して必要があると認めるときは、出資の割合、財政的援助、人的援助その他出資法人等への関与を見直すよう努めるものとする。

(出資法人等の合併等に関する助言等)

第7条 知事等は、出資法人等について、その目的の達成の程度、事業の実施状況、経営状況、組織の実態等を考慮し必要があると認めるときは、当該出資法人等に対して、合併又は解散について助言又は指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 第4条の規定は、この条例の施行の日以降に事業年度が終了する出資法人等の当該事業年度に係る経営評価から適用する。



## 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法第15条は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利」と規定している。また、第93条第2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定し、同項中の「住民」の解釈として平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としている。

これらのことから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

そもそも外国人への参政権の付与は、国民主権や国家存立の根幹に関わる重大事項であり、慎重かつ十分な議論がなされる必要があるものとする。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
内閣官房長官	平野博文	様
総務大臣	原口一博	様
法務大臣	千葉景子	様
外務大臣	岡田克也	様
国家戦略担当大臣	仙谷由人	様

## 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

民法第750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めているが、この規定を見直し、希望によって夫婦が結婚後もそれぞれ結婚前の姓を称することができるようにする選択的夫婦別姓制度の導入が図られようとしている。

別姓を選択した夫婦の複数の子どもについては、夫婦のどちらかの姓に統一することが検討されているが、この制度が導入されれば、親子で異なる姓を名乗ることになり、夫婦や家族の一体感が損なわれる恐れがある。また、事実婚や離婚を増加させ、婚姻制度の崩壊をもたらすことが大いに懸念される。

さらに、親子を巡る痛ましい事件の増加や犯罪の低年齢化など家庭崩壊の危機が叫ばれる中で、家族をばらばらにしてしまうこの制度の導入は、我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するのである。

加えて、この制度導入にあたっては幅広く議論がなされておらず、とても国民的な合意形成ができていない状況にある。

よって、国においては、婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓制度を導入することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様  
内閣官房長官 平野博文様  
法務大臣 千葉景子様  
国家戦略担当大臣 仙谷由人様

## 政治資金に関わる疑惑究明と政治的・道義的責任の明確化を求める意見書

政権党幹事長の資金管理団体の土地購入事件に絡み、現職幹事長が検察の事情聴取を受け本人は不起訴となったものの、3人もの秘書や元秘書が起訴される異例の事態が起きたことは非常に重大である。

また、内閣総理大臣の政治資金規正法の制限をはるかに超える母親からの巨額の資金提供についても、その資金の流れと用途は非常に不透明であり、脱税とのそしりも逃れ得ないものである。

政権党は、先の総選挙でのマニフェストに政治不信を解消すると記述しているが、これらの事件・疑惑について国民の納得のいく説明がなされておらず、政治への不信は増すばかりである。

よって、国におかれては、国会の政治倫理審査会等の場で「政治とカネ」に関わる事件全容の徹底究明とその政治的・道義的責任を明確にされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様

## 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書

改正前の国籍法は、出生後の認知により嫡出子たる身分を取得した子の場合、日本国民の父または母の間に婚姻関係が存在することが日本の国籍を取得する要件とされていたが、平成20年の国会で成立した改正法は、この婚姻の要件を除外することなどを内容とするものであり、平成21年1月から施行されている。

本改正法は、平成20年6月に「婚姻の有無により子の国籍取得の扱いに差異を設けた現行の国籍法は憲法の平等規定に一部違憲である」との判決が最高裁判所より出されたことにより、成立したものである。

しかし、法案提出段階から、実際には自分の子供ではない子に対して日本人男性が認知をして子供に日本国籍が与えられる、いわゆる偽装認知の危険性が指摘され、認知が真正なものであることを確認するための万全の調査や、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否についての検討を行うことなど、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われた他、国民の間からも偽装認知の防止などをめぐり懸念する声が出ていた。

このことにより、虚偽の国籍取得の届け出書を提出した者に対する刑罰が設けられたが、いわゆる偽装認知の発生は、我が国が批准する「児童の権利条約」に掲げられた国籍を取得する権利はもとより、子供たちの未来を損ない、さらには、我が国の根幹をも揺るがしかねない可能性がある。

よって、政府ならびに国会におかれては、改正国籍法の趣旨を踏まえ、偽装認知等の不正を防止し制度の厳格な運用に万全を期すため、下記の事項について速やかに対処するよう強く要望する。

### 記

- 1 審査時におけるDNA鑑定の実施を推奨すること。
- 2 申請者や外国人の親の我が国における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査を行うとともに、国籍付与後の継続調査を実施すること。
- 3 各法務局における国籍取得件数などの審査情報の開示を行うこと。
- 4 不正な国籍取得に対する罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
内閣官房長官	平野博文	様
法務大臣	千葉景子	様
国家戦略担当大臣	仙谷由人	様

## 教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度より始まった教員免許更新制は、一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものである。

しかしながら、国は、昨年10月に教員免許更新制の抜本的な見直しを表明し、来年度は制度の効果検証などを含めた調査・検討の事業を行うこととされている。

教員免許更新制は、本格実施から一年も経っておらず、これから成果が大いに期待されている中で、改革の方向性も示されないまま「抜本的な見直し」の方針だけが打ち出されている現状では、学校現場の混乱を招くことは必至である。

よって、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、教員免許更新制を存続するとともに必要予算を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様  
内閣官房長官 平野博文様  
文部科学大臣 川端達夫様  
国家戦略担当大臣 仙谷由人様  
行政刷新担当大臣 枝野幸男様

## 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、地域の代表である地方団体の首長・議員が直接政府に対し要望を伝えることは極めて重要な手段である。

しかしながら民主党は、陳情窓口の一元化の方針を決定し、党地方組織を經由して政府への要望を行うような仕組みとした。また、今国会で審議中の平成22年度予算案に盛り込まれた道路整備事業において、民主党に対する要望の有無で、その配分に濃淡がついていることも明らかになった。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望等を政党が一元化して受け、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反するあつてはならない行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねない。

よって、国においては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
副 総 理 ・ 財 務 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	仙 谷 由 人 様

## 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

よって、国におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
総務大臣	原口一博	様

請 願 一 覽 表



総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	2	3	
厚生	2	5	7	
商工建設	—	2	2	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	1	1	
計	3	10	13	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第34号	受理年月日	平成22年2月26日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎郡清武町大字船引940-1 宮崎県私学助成をすすめる会 鳥井 修一 (署名4, 462人)		
請願の件名	<p>教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育・私学助成増額をもとめる請願</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>私学は、建学の精神にもとづいて教育をすすめる公の教育機関として、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、各地で教育改革に積極的な役割を果たし、国・公立学校とは異なる重要な存在意義をもっています。</p> <p>しかし、私学の学費は、宮崎県私立高校生の2008年度初年度納付金平均で59万9,882円と、公立高校初年度学費の5倍を超え、私学の生徒、保護者にとって耐え難いものとなっています。特に昨今の厳しい経済情勢の下で、学費が払えずに学校を辞めざるをえない生徒、深刻な滞納を抱える生徒が増えており、また私学に魅力を感じながらも多くの生徒が私学への進学を断念せざるを得ない状況があります。</p> <p>また私学は、学費の公私格差によって過大な生徒募集競争を余儀なくされ、私学教育本来の良さを損ないかねない現状に置かれています。</p> <p>こうした、生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮していくためには、学費の公私格差を是正し、私学の高い学費を抑え、教育条件の維持・向上をはかることが重要です。</p> <p>こうした立場から次の事項について請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立学校への運営費補助金を、少なくとも公立学校教育費の2分の1補助を実現するように増額してください。</li> <li>1 生活困窮家庭に対する授業料補助を私立学校の授業料相当額まで引き上げてください。</li> <li>1 学費の公私格差をなくし、保護者の学費負担を軽減するために授業料助成を実現してください。</li> </ol>		
紹介議員	蓬原 正三 徳重 忠夫 河野 哲也 西村 賢 満行 潤一 田口 雄二 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第35号	受理年月日	平成22年2月26日
請願者住所・氏名	宮崎市清水1丁目12番2号 宮崎県歯科医師会 会長 田島 逸男		
請願の件名	<p>歯・口腔保健推進条例制定についての請願</p> <p>平成13年度3歳児歯科健診むし歯本数にて、2.64本と本県は全国最下位となりました。その後、県当局のご努力により改善が図られ、最下位は脱したものの、依然として下位に甘んじています。</p> <p>このことは、平成20年度12歳児での歯科健診一人平均むし歯本数が2.1本と下から7番目という下位の結果が示すように、根本的な対策の必要性を感じるどころです。</p> <p>これらの結果の背景には、本県行政に歯科医師1名のみという他県に比べ少ない歯科専門職配置数や県民小児の高い歯科疾患有病率への対策不足があり、この先に控える成人及び高齢者歯科医療においての問題をも示唆するものです。</p> <p>また、本県の高い高齢者率や医療偏在も相まって、医療計画の4疾患対応の充実が叫ばれる中、医療計画に盛り込まれた、かかりつけ歯科医や口腔ケアの役割を確実に実行できる環境の整備が急がれます。</p> <p>つきましては、生涯に亘る歯・口腔の健康づくりに対し、また、全身の健康にも深く関わり、特に、高齢者における日常生活、そしてその延長としての社会性の向上のためにも、県が率先し、県の責務及び市町村、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、歯・口腔の健康づくりの推進に関する条例を定めることで、施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康水準を向上させることが必要です。</p> <p>以上の要旨をご理解いただき、今日までに北海道、新潟県、静岡県そして長崎県で制定されました歯科保健に関する条例と同様に、本県でも歯・口腔保健推進条例についての制定をお願いする次第です。</p>		
紹介議員	米良 政美 権藤 梅義 新見 昌安 濱砂 守		
摘要			

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第36号	受理年月日	平成22年2月26日
請願者 住所・氏名	日向市春原町2-9 首藤 正一		
請願の件名	<p>高齢者に肺炎球菌ワクチンの接種をすすめる為の方策を求める請願</p> <p>(要旨)          全国で肺炎球菌ワクチン接種がすすんでいる中で本県でも高齢者に肺炎球菌ワクチンの接種をすすめるための方策を求める請願</p> <p>(理由)          65歳以上の高齢者がインフルエンザにかかると4人に1人が肺炎を併発し重症化するといわれ、今全国で肺炎予防のため肺炎球菌ワクチンの接種がすすめられています。ワクチンは予防効果に高い期待ができ5年間は継続され医療費の削減にもつながると報告もされています。          宮崎県も高齢者に肺炎球菌ワクチンの接種をすすめるための方策を講じてくださいますようお願いいたします。</p>		
紹介議員	十屋 幸平 横田 照夫 新見 昌安 満行 潤一 井上 紀代子 西村 賢 徳重 忠夫		
摘要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願者 住所・氏名	宮崎市祇園3丁目158 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		
紹介議員	外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上紀代子 前屋敷恵美 武井 俊輔 河野 哲也		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第19号	受理年月日	平成21年 6月 5日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山 節夫		
請願の件名	平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	田口 雄二 満行 潤一		
摘 要			



継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	平成21年 6月17日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 委員長 津守 信弘		
請願の件名	物価に見合う年金引き上げを求める請願		
紹介議員	満行 潤一 井上 紀代子 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第29号	受理年月日	平成21年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎県日南市大字日高650-2 日高 ゆかり		
請願の件名	改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願		
紹介議員	外山 衛 宮原 義久 横田 照夫		
摘 要			

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請 願 番 号	請 願 第 30-1 号	受 理 年 月 日	平 成 2 1 年 1 2 月 1 日
請 願 者 住 所 ・ 氏 名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代 表 河内 進策 (署名 811人) (追加1,050人)		
請 願 の 件 名	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める 請 願		
紹 介 議 員	満行 潤一 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

文教警察企業常任委員会

請 願 番 号	請 願 第 30-2 号	受 理 年 月 日	平 成 2 1 年 1 2 月 1 日
請 願 者 住 所 ・ 氏 名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代 表 河内 進策 (署名 811人) (追加1,050人)		
請 願 の 件 名	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める 請 願		
紹 介 議 員	満行 潤一 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第32号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第33号	受理年月日	平成21年12月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	2010年度の年金確保に関する請願		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二 前屋敷 恵美		
摘 要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月18日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（緒嶋、水間両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（議員の委員会委員辞任許可等） 議案第1号～第62号上程 知事提案理由説明 辞職勧告決議の動議提出 議員発議案第1号追加上程 提案理由説明（蓬原議員） 採決（議員発議案第1号）（可決）
			特別委員会
2月19日	金	休 会	（議案調査）
2月20日	土		
2月21日	日		
2月22日	月	休 会	（議案調査）
2月23日	火		
2月24日	水	本 会 議	議案第63号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・蓬原正三議員） （自由民主党・押川修一郎議員）
2月25日	木	本 会 議	代表質問（社会民主党宮崎県議団・満行潤一議員） （公明党宮崎県議団・新見昌安議員） （民主党宮崎県議団・権藤梅義議員）
2月26日	金		代表質問（自由民主党県民の会・水間篤典議員） （愛みやざき・武井俊輔議員）
2月27日	土		
2月28日	日		
3月1日	月	本 会 議	一般質問（徳重、河野安幸、田口、中野廣明、高橋各議員）
3月2日	火		一般質問（長友、外山 衛、横田、坂口各議員）



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月3日	水	本 会 議	一般質問（宮原、太田、黒木覚市、西村各議員） 議案に対する質疑（前屋敷議員） 採決（議案第63号）（同意） 議案・請願委員会付託
3月4日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月5日	金		
3月6日	土		
3月7日	日		
3月8日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第35号～第62号） 討論（議案35号に賛成、第62号に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第62号）（可決） 採決（議案第35号～第61号）（可決） 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号、第3号追加上程 採決（議員発議案第2号、第3号）（可決）
3月9日	火	休 会	常任委員会（当初）
3月10日	水		
3月11日	木		
3月12日	金		
3月13日	土		
3月14日	日		
3月15日	月	休 会	特別委員会
3月16日	火		（議事整理）
3月17日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第1号～第34号並びに請願） 討論（議案第1号、第20号、第21号、第30号～第32号に 反対、請願第9号の継続審査に反対、請願第30-1号、 30-2号、第32号の不採択に反対、請願29号の採択に反対） （前屋敷議員） 採決（議案第1号、第20号、第21号、第30号～第32号） （可決） 採決（議案第2号～第19号、第22号～第29号、第33号、 第34号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月17日	水	本 会 議	<p>採決（請願第30－1号、第30－2号、第32号）（不採択）</p> <p>採決（請願第29号）（採択）</p> <p>採決（請願第5号、第11号、第34号～第36号）（採択）</p> <p>採決（請願第19号、第20号、第33号）（取り下げ承認）</p> <p>採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定）</p> <p>特別委員長調査結果報告</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第4号～第18号追加上程</p> <p>討論（議員発議案第5号に賛成）（前屋敷議員）</p> <p>採決（議員発議案第4号～第8号）（可決）</p> <p>提案理由説明（議員発議案第9号）（丸山議員）</p> <p>採決（議員発議案第9号）（可決）</p> <p>提案理由説明（議員発議案第10号～第15号）（押川議員）</p> <p>提案理由説明（議員発議案第16号）（高橋議員）</p> <p>提案理由説明（議員発議案第17号）（新見議員）</p> <p>提案理由説明（議員発議案第18号）（西村議員）</p> <p>質疑（議員発議案第10号）（鳥飼議員）</p> <p>質疑（議員発議案第11号、第13号）（満行議員）</p> <p>質疑（議員発議案第13号）（太田議員）</p> <p>質疑（議員発議案第14号）（高橋議員）</p> <p>討論（議員発議案第10号に反対）（鳥飼議員）</p> <p>討論（議員発議案第10号に賛成）（河野安幸議員）</p> <p>討論（議員発議案第10号に反対）（新見議員）</p> <p>討論（議員発議案第10号、第11号、第13号、第14号に反対）（前屋敷議員）</p> <p>討論（議員発議案第11号に反対、第16号に賛成）（満行議員）</p> <p>討論（議員発議案第11号に賛成、第16号に反対）（松村議員）</p> <p>討論（議員発議案第12号に反対）（武井議員）</p> <p>討論（議員発議案第12号に賛成）（山下議員）</p>

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月17日	水	本 会 議	<p>討論（議員発議案第13号に反対）（太田議員）</p> <p>討論（議員発議案第13号に賛成）（外山 衛議員）</p> <p>討論（議員発議案第14号に反対）（高橋議員）</p> <p>討論（議員発議案第14号に賛成）（横田議員）</p> <p>討論（議員発議案第15号に反対）（田口議員）</p> <p>討論（議員発議案第15号に賛成）（宮原議員）</p> <p>採決（議員発議案第10号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第11号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第12号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第13号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第14号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第15号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第16号）（否決）</p> <p>採決（議員発議案第17号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第18号）（否決）</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長            中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長        萩 原 耕 三

宮 崎 県 議 会 議 員           緒 嶋 雅 晃

宮 崎 県 議 会 議 員           水 間 篤 典